

巖島の祭礼と芸能

平成二十年

原田佳子

目次

目次	i
序章	1
一. 巖島神社と祭神	1
二. 問題の所在—巖島と芸能	4
三. 瀬戸内海と文化の伝播	6
[註]	12
第一編 巖島神社の祭礼行事と芸能	15
第一章 年間の祭礼行事	17
緒言	17
第一節 祭礼行事の記録	18
第二節 新暦と旧暦による祭礼	20
(一) 新暦による祭礼	20
(二) 旧暦による祭礼	21
第三節 祭礼行事の変遷	22
(一) 明治初年まで存在した祭礼	22
(二) 日程や名称が変わった祭礼	23
結語	25
[註]	25
第二章 正月の祭礼行事	29
緒言	29
第一節 歳旦祭・二日祭・元始祭と芸能	29
(一) 御神衣献上式と歳旦祭	29
(二) 二日祭	30
(三) 元始祭	30
第二節 地久祭と芸能	31
第三節 大元神社の百手祭	31
結語	32
[註]	32
第三章 春の祭礼行事	35
緒言	35
第一節 七浦神社祭と三月の祭礼	35
第二節 桃花祭と芸能	37
第三節 地御前神社祭	38

結語	42
[註]	43
第四章 夏の祭礼行事	45
緒言	45
第一節 市立祭と六月の祭礼	45
第二節 管絃祭	46
(一) 御洲掘	46
(二) 御船組・御試乗式	46
(三) 管絃祭	46
(四) 居管絃祭	48
第三節 玉取祭	48
結語	49
[註]	50
第五章 秋・冬の祭礼行事	53
緒言	53
第一節 菊花祭と九月・十月の祭礼	53
第二節 新嘗祭と十一月の祭礼	54
第三節 御鎮座祭と十二月の祭礼	55
結語	58
[註]	58
第六章 年間の祭礼と芸能の変遷	61
緒言	61
第一節 正月の祭礼と芸能の変遷	61
第二節 春(三・四・五月)の祭礼と芸能の変遷	65
第三節 夏(六・七・八月)の祭礼と芸能の変遷	66
第四節 秋・冬(九・十・十一・十二月)の祭礼と芸能の変遷	67
結語	69
[註]	69
第二編 巖島の芸能	73
第七章 巖島神社の舞楽	75
緒言	75
第一節 巖島舞楽の招来	75
(一) 巖島舞楽の先行研究	75
(二) 平清盛の参詣と舞楽の招来	77
第二節 平家時代の舞楽	80

(一) 「伊都岐嶋千僧供養日記」に見る舞楽.....	80
(二) 「高倉院巖島御幸記」に見る舞楽.....	85
第三節 鎌倉時代以降の舞楽.....	86
(一) 鎌倉時代の舞楽.....	86
(二) 室町・桃山時代の舞楽.....	91
(三) 江戸時代の舞楽.....	98
第四節 巖島舞楽の場と曲目.....	100
(一) 巖島舞楽の場.....	100
(二) 巖島舞楽の曲目.....	104
第五節 巖島舞楽と「平家納経」.....	107
結語.....	108
[註].....	109
第八章 巖島神社の神能.....	117
緒言.....	117
第一節 観世大夫と巖島の能.....	117
(一) 観世大夫一行の来島.....	117
(二) 神能の恒例化と江戸時代の法楽能.....	123
第二節 桃花祭神能.....	127
(一) 神能の継続と能役者.....	127
(二) 神能の番組.....	134
第三節 神能の場と造形資料—能舞台・能面・能装束.....	136
(一) 巖島神社の能舞台.....	136
(二) 巖島神社の能・狂言面.....	139
(三) 巖島神社の能・狂言装束.....	141
結語.....	145
[註].....	145
第九章 巖島神社の管絃.....	159
緒言.....	159
第一節 祭礼行事における管絃.....	159
(一) 管絃の遊び.....	159
(二) 祭礼行事と管絃.....	162
第二節 管絃祭.....	167
(一) 由来と経緯.....	167
(二) 祭礼次第と管絃.....	173
結語.....	180
[註].....	181

第十章 失われた芸能	187
緒言	187
第一節 神楽	187
(一) 御神楽の歴史と内容	187
(二) 厳島神社の神楽	189
第二節 東遊	197
(一) 東遊の歴史と内容	197
(二) 厳島神社の東遊	199
第三節 延年	209
(一) 延年の歴史と内容	209
(二) 厳島神社の延年	211
結語	218
〔註〕	218
第十一章 周辺の芸能	229
緒言	229
第一節 宮島おどり	229
(一) 由来と特色	229
(二) 内容と現状	232
第二節 宮島歌舞伎	233
(一) 芝居の由来と市立	233
(二) 化政期以後の芝居と芝居小屋	238
結語	242
〔註〕	243
第十二章 図絵に表わされた厳島の芸能と現在	247
緒言	247
第一節 舞楽関連の図絵と現在	247
第二節 雅楽（管絃と舞楽）関係の図絵と現在	256
第三節 神能関連の図絵と現在	259
第四節 その他の芸能関係の図絵と現在	263
結語	267
〔註〕	267
図版 I 図絵・写真に見る厳島の芸能	271
結章	343
図版 II 祭礼行事と芸能	349
表	453
参考文献	503

序章

一．巖島神社と祭神

標高約 530 メートルの弥山を頂き、周囲 30 キロ、対岸より 0.5 キロ離れた瀬戸内海に浮かぶ巖島は、四季折々の気象の変化に応じ、さまざまな様相を見せる。巖島はいつの頃からか、その秀麗な姿に神霊を感じた周辺住民や海上往来の人びとによって崇敬されるようになった。やがて弥山の山頂を遥拝し祭祀を行う神社が、対岸と山の麓に作られ、これが後に地御前神社（外宮）と巖島神社（内宮）になるのである。およそ七・八世紀の頃と推定され、弥山を主峯とする島全体が神の居ます所として崇められた。巖島信仰はわが国古来の山に超自然的威力を感じ、山を靈的存在と見なす自然崇拜に由来すると考えられる。永い原始的信仰の時を経て、御鎮座（社伝によれば、推古天皇元年・593）⁽¹⁾ から、九世紀の初め神社の存在が国史に記されて以来、今日まで巖島信仰は絶えることなく存続している。

神社の存在を示す確かな史料は、平安時代初期の国史『日本後紀』（承和八・841）や『三代実録』（延喜元・901）に見られる。『日本後紀』の弘仁二年（811）に、「伊都岐島神」が名神例・四時幣に預かる、とあり⁽²⁾、『三代実録』の貞観九年（869）に従四位上に神階を昇叙されている⁽³⁾。また、平安時代の法令集「延喜式」（延長五・927）の神名帳には、「安芸国佐伯郡伊岐島神社」と記され、名神大社の社格が与えられている。従って平安時代前期には朝廷の奉幣を受け、社と祭祀者を持つ神社として存在したことが判る。その後、およそ平安末頃、いちまししまひめのみこと市杵島姫命を主祭神とする宗像三女神を祀るようになるが、これは「いつきまつる島」、すなわち神を齋き祭る島に由来するであろうと言われる。十一・十二世紀に一宮・総社制度⁽⁴⁾ が成立する頃には、巖島神社は安芸国一宮になり、当国第一の鎮守神社の地位を不動にしている⁽⁵⁾。こうしたことには、奈良時代から郡司として佐伯郡一帯を治め、神社の祭祀権を持った佐伯氏の台頭と勢力の拡大に依るところが大きい。

巖島神社は、平安時代の末、平清盛と平家一門の厚い信仰を受けて、飛躍的にその規模を拡大した。久安二年（1146）に安芸守になり、前後十年間、安芸守の任にあった清盛と、当時、郡司で有力な在庁官人であり、神社の祭祀権を掌握する神主佐伯景弘が結び、規模においてほぼ今日のものに近い社殿を造営した。仁安三年（1168）十一月付の「伊都岐島

社神主佐伯景弘解⁽⁶⁾によれば、島内の本宮は九間二面檜皮葺宝殿をはじめ総計三十七宇・間数三百間、百十三間の廻廊で結ばれ、地御前の外宮は六間一面檜皮葺宝殿をはじめ総計十九宇・間数七十七間とある。清盛は一門を挙げて厳島神社を崇拜し、その盛運とともに社領も増え、祭礼行事をはじめ神社としての体裁を整えて行ったと考えられる。また平家一門の崇敬は、後白河法皇や高倉上皇はじめ平安貴族の参詣を促し、厳島信仰は広まって行ったと思われる。厳島神社は平家滅亡後も、朝廷や源氏をはじめ足利・豊臣氏など歴代の政権者や、大内・毛利・福島・浅野氏など直接の支配者の参詣と加護を受けた。

一方、江戸時代の初め儒学者林鷲峰が、『日本国事跡考』（寛永二十・1643）の中で、安芸の国「厳島」（広島）を陸奥の国「松島」（宮城）、丹後の国「天橋立」（京都）とともに「三処奇観」と呼んで以後、日本三景の一つとして知られるようになった。近世の厳島は名神信仰と名所行楽の人びとが近隣遠方から来島し、また瀬戸内海の交通・商業の拠点として栄えた。

厳島神社の社殿は、清盛の時代以降、度々の火災⁽⁷⁾や台風・高潮などの自然災害による被害を受けて来たが、その都度修理され、現在の本社本殿は元亀二年（1571）に毛利元就によって立て替えられたものである。明治時代に入って古社寺保存法（明治三十・1897）が制定されると、同三十二年（1899）に「特別保護建造物」に指定され、大正十二年（1923）には全島が史蹟・名勝の指定を受けた。また戦前の国宝保存法（昭和四・1929）においても、戦後の文化財保護法（昭和二十五・1950）においても、本社本殿（図1）、客神社本殿（図2）をはじめ、厳島神社（図3）は国宝に指定（昭和二十七・1952）され、厳島は特別史蹟・特別名勝に指定されている⁽⁸⁾。台風による被害の復旧に二年余を費やしたため、一年遅く平成六年（1994）十月、御鎮座千四百年祭を執り行い、平成八年（1996）十二月、ユネスコの世界遺産に登録されている。

さて、先述のとおり厳島信仰は、原始林に覆われた弥山を主峰とする島全体の山容に神威を感じた人びとが崇拜したことに始まる。海上往来の人びとは海路の守護神として崇敬し、奈良時代からこの地方の有力豪族で、祭祀権を持った佐伯氏をはじめ佐伯郡地方の人びとが氏神、鎮守（鎮護する神）として崇拜していたと考えられる。やがて、名神大社の社格が与えられ、安芸国一宮・鎮守神社となった厳島神社は、朝廷から奉幣を受け、国家泰平や五穀豊穰、災害忌避など国家的祈願をする祭祀を行うようになった。

当初、祭神は一神であったとされるが⁽⁹⁾、平安時代末期の「建春門院女院御方御神宝注文」に三女神の存在が初見される⁽¹⁰⁾。鎌倉時代以後、三女神は市杵島姫命（中御前）

とたごりひめのみこと田心姫命（大宮）・たまつひめのみこと湍津姫命（若宮）の名前が当てられた⁽¹¹⁾。今日、神社で最も古式を伝える祭式とされる正月元旦の「神衣献上式」では、本殿の大宮・中御前・若宮の祭神に新しい神衣が献上される。

ところで、欽明天皇七年（538）、大陸から仏教が公伝された後、律令国家は国家統合のため神祇祭祀⁽¹²⁾と神話を重視し、その体系化を図る一方、仏教を鎮護国家の宗教として積極的に取り入れ、都や地方に寺院を建て僧の養成に図った。これによって奈良時代中頃には、各地に古来の神々の社と各種の仏教寺院が林立し、寺院に鎮守が祀られて神々が仏法を守るとされた。しかし、八世紀後中頃から神社境内に、日本在来の神々が仏教に帰依し菩薩になる神宮寺が建立された。神宮寺は神仏習合の出発点といわれる⁽¹³⁾。さらに、十一世紀に入る頃から、神々が仏法に近づくのではなく、仏が主体的に神の世界に入り、神は本地である仏が仮の姿となって現われたものとする本地垂迹説が起った。厳島神社においても、仏教関係のものとして既に清盛の時代に建立された外宮十九宇の中に、五間四面檜皮葺の神宮寺があるほか、法華三昧堂、御読経所があり、内宮三十七宇の中に御読経所、経蔵、鐘楼があるなど神仏習合が見られる。長寛二年（1164）九月、清盛の記した「平家納経願文」には「相伝云、当社是観世音菩薩之化現也」とあり、「伊都岐島神」の本地は十一面観世音菩薩であると信じられている。平安時代の作と考えられている十一面観音像が、本地堂・夏堂などと呼ばれ、本殿の真後にあった観音堂に安置され、明治初年の神仏分離まで毎年四月八日の釈迦の誕生日には供僧の法華経読経と楽人の管絃奏楽があった⁽¹⁴⁾。また毎月十八日に観音堂で観音講などが行われていたが、神仏分離以後、本尊は大願寺に移された。

なお、厳島神の本地を大日如来とする説⁽¹⁵⁾もあったほか、戦国時代から江戸時代には、厳島の女神は弁才天であるとされ、広く大衆の信仰を集めた。弁才天はインドの川の女神が仏教の天部に取り入れられ、音楽や財宝・福德を授ける女神として信仰された。厳島は相模の江ノ島と近江の竹生島とともに三大弁天として知られたが、これは厳島明神が古く龍女の化身と考えられていたことに由来するであろう。しかし、いづれにしても厳島神社においては、明治初年の神仏分離まで、神々の信仰と観世音菩薩など諸仏の信仰が並存し、島内や社殿の建造物や祭礼行事などにおいて、神と仏が随所で共存していたと思われる。

二. 問題の所在—巖島と芸能

ところで平安時代以来、巖島と巖島神社について、どのような記述や研究がされてきたであろうか。巖島は明神鎮座の地、また景勝の名所であり、巖島神社は永い歴史を持っている。今日まで非常に多くのことが語られてきたが、実際にどのようなものがあるのか。古くは「高倉院巖島御幸記」をはじめとする紀行文や旅日記、歌や物語があり、近世は『芸藩通志』など地誌や案内記、木版図会などがある。近代以降は、『巖島名所しるべ』など名所案内記が次々と発刊され、巖島神社の歴史に関する学問的研究書の嚆矢といわれる『巖島誌』（明治四十三年）をはじめ、巖島の自然や文化、巖島神社の歴史や建造物、宝物などが学術的に研究されるようになった。「表1 巖島神社関係文献」は平安時代から昭和二十年頃までの巖島と巖島神社関係の主要な文献である。参考にした吉井良隆「巖島神社関係文献解説」（『神道史研究』）⁽¹⁶⁾には、主なものについて内容の紹介があるので参照されたい。戦後、巖島は瀬戸内海国立公園の中にあつて島全体が特別史跡・特別名勝に指定され、自然研究や古文書の発掘にともなう歴史研究、また文化財としての建造物や宝物に関する研究が増えた。戦後の文化財保護法（昭和二十五年）によって、国宝指定の社殿や「平家納経」をはじめ文化財に関する記述や研究、出版物は殊に多い。現在、巖島神社は「表2 巖島神社国指定建造物・美術工芸品」⁽¹⁷⁾に示すとおり、国宝十七件をはじめ数多くの宝物を所蔵する。

これらの巖島や巖島神社の歴史を語る文献資料や、巖島信仰を表わす造形資料などについては、今まで多く取り挙げられ研究がされてきた。しかし、巖島信仰と深く結び、神社の根源に関わる中心的活動である「祭礼」と「祭礼に伴う芸能」については、今までほとんど本格的な研究がなされていない。その理由の一つは、祭礼や祭礼に伴う芸能が目に見える形や文字などとして残らないためであろう。祭礼は行為であり、芸能は視覚的・聴覚的、瞬間的芸術である。今日のように写真や映像・録音技術のない時代の祭礼芸能について、その実態を明らかにすることは難しい。従つて過去の祭礼や芸能についての研究は、言葉による記述と伝承されてきた現在のそれによつて推測するしかないのである。

しかし、巖島の芸能研究は次の理由によつて重要であると考えられる。第一に、千数百年来繰り返されて来た神を祀る儀式・祭礼は、神社存在の中心であり、それに伴う芸能は祭礼の重要な部分である。すなわち祭礼は神への信仰表明、祭礼芸能や奉納芸能は神への無形

のささげものといえる。従って巖島の芸能研究は、巖島神社と巖島信仰の全体像を明らかにするうえで必要であると考え。第二に、巖島神社と巖島の祭礼と芸能を明らかにすることによって、これまで記述し研究されてきた巖島神社と巖島を違った面から捉え、根源的な考察を加え、より広い視点からその歴史と文化を明らかにすることができる。第三に、巖島神社を中心とした巖島には、清盛によってもたらされた舞樂をはじめさまざまな芸能が行われており、芸能史研究家・中村保雄は、「巖島神社を中心とする芸能といえば、さながらわが国の芸能史をひもとくがごとくである」⁽¹⁸⁾と述べている。巖島の芸能を日本の芸能史の中で捉え、その内容と価値を明らかにできると思われる。また反対に、巖島の芸能を明らかにすることによって、日本の芸能史を見ることができると考える。

芸能が演じられるためには、「場」(舞台)、「人」(演者や観る人など)、「動機」(目的)が必要である。巖島においては、弥山原始林を背景に優美な社殿が海上に浮かび、この上ない「場」の設置がある。また神主や巫女・楽人・舞人・役者、平家一門や海路参詣する信仰厚い人びとなど多くの「人」びとがいる。そして人びとには神を祀り、一門の栄達や天下安穩・五穀豊穰・息災延命、海路の安全などさまざまな祈りをささげる「目的」があった。

巖島には八百年余の伝統を持つ舞樂、四百年來演じられている神能がある。しかしまた、既に廃絶した芸能もある。本論は巖島神社に現在どのような祭礼行事があり、祭礼に伴う芸能は、どのようなものであるのか。また、かつてどのような祭礼と芸能があったのか。明神鎮座地である巖島に、どのような芸能が行われてきたのか、また行われているのかなどを明らかにしようとするものである。『日本後紀』に伊都伎島神の名が現れてからでも、およそ千数百年になる現在まで、永きにわたって広範な階層や地域の人びとの信仰を集めてきたのはなぜか。巖島信仰と祭礼、芸能を明らかにする中で見えてくるものがあると考え。第一編で巖島神社の芸能と結び付いた祭礼とその変遷について述べ、第二編で現在も継承されている舞樂と神能を中心に失われた芸能、神社周辺の芸能について論じ、図絵や写真によって視覚的に実態を記述する。

巖島の芸能に関する先行研究は比較的少ない。永い伝統を持つ舞樂に関しては明治四十年代の重田定一「宮島舞樂」⁽¹⁹⁾「宮島舞樂沿革考」⁽²⁰⁾はじめ、小倉豊文「巖島神社舞樂考」⁽²¹⁾、拙著「巖島の芸能(一) 舞樂について」⁽²³⁾などがある。神能なども含め広く巖島の芸能について論じたものは、先に挙げた昭和四十一年の中村保雄「巖島の芸能」や、野坂元定「巖島神社の神事と芸能」⁽²³⁾、拙著「巖島の芸能」⁽²⁴⁾、河上繁樹「巖島神社の舞樂

と能一装束を中心に」⁽²⁵⁾ などがある。中でも祭礼と舞楽に関しては、松岡久人「祭礼法会と舞楽の伝統」（『安芸厳島社』法蔵館、昭和六十一年）があり、永い歴史を持つ舞楽についての本格的な研究と言える。また、最近では松井輝昭「中世前期の厳島神社における国衙祭祀と神事・祭礼の「場」」（平成二十・2008）⁽²⁶⁾ がある。しかし、厳島神社の祭礼と厳島の芸能についての体系的な研究は、まだないと言ってもよいであろう。

ところで、祭礼（祭式）と芸能の結びつきについては、ギリシア古典劇の研究者ハリソンが「古代芸能の発生・発展は祭式と深い関係がある。」（『古代芸術と祭式』）⁽²⁷⁾ と述べている。これはわが国の古典芸能にも当てはまると思われ、古代の芸能は原始的な呪術的宗教的儀式から発生し、それを発展させる重要な場であったと考えられる。わが国古代の芸能を物語る象徴として、縄文時代（～紀元前二世紀）の土偶、土面（図4）が、原始芸能である以前の呪術的宗教的行為があったことを示している。古墳時代（四世紀頃～六・七世紀）には、「祈る巫女」や歌い舞う人びとの姿を表わした「踊る人びと」「琴を弾く男」「太鼓を打つ男」などがあり、原始芸能を推測することができる（図5）。

厳島神社において平安時代後期、舞楽が演じられるようになるまでには、日本芸能史という原始芸能時代、外来楽時代がある。厳島の主要な芸能関係事項を記し、厳島の芸能が日本の芸能史のなかでどのように位置づけられるかを示すのが、「表3 厳島の芸能関係年表」⁽²⁸⁾ である。これ以外にも、歴史の表に出なかった各種雑多な郷土的土俗的芸能が、古来日本の各地にあったと思われる。厳島においても早くから祭祀に伴う神楽など民俗的芸能があったと思われるが、具体的な資料がないため、厳島の芸能といえば平安時代末からのことになる。

三. 瀬戸内海と文化の伝播

文化や芸能を造り出すのも伝えるのも人である。平安時代の末、中央政界で実権を握った平清盛とその一門の度々の参詣以来、厳島へ往来した上皇・将軍・公家・武家・僧侶など、文化の担い手であり伝え手である者は多い。平清盛は久安二年（1146）に安芸守になって以後、国司の任務として安芸国一宮・伊都伎島神社に社参し、早くから繋がりを持っていた。武門の出で太政大臣にまで異常な昇進をした清盛は、永暦元年（1160）以降、記録に現われただけでも二十年間に十数回、平家一門の運命に重大な意味を持つ時点に参詣

している。このうち承安四年（1174）には、清盛と共に後白河法皇⁽²⁹⁾が、清盛の妻時子の妹で法皇の妃である建春門院滋子⁽³⁰⁾と、多くの公卿を従えて御幸されたのをはじめ、治承四年（1180）には春秋2回、建礼門院徳子⁽³¹⁾を伴った高倉上皇の御幸があった。「表4 平安～桃山時代 平清盛ほか厳島参詣者年表」は、平清盛をはじめ平安から桃山時代に厳島参詣をした文化人や芸能人、および時の権力者などの一覧表である。

このように平家一門や上皇、公卿の厳島参詣と、また逆に神主佐伯景弘や内侍たちの上洛という「人」の往来は文化を伝えるものであった。清盛は奈良時代の外来芸能で、朝廷で伝承された宮廷の式楽・社寺の法会の歌舞として、平安時代の上流社会に支えられて栄えた舞楽を厳島に根付かせた。加えて長寛二年（1164）、清盛が神社に奉納した「平家納経」（国宝）三十三巻をはじめ、「彩絵桧扇」（国宝・伝平氏奉納）や「墨書扇」（重文・伝高倉天皇御物）など、厳島神社に奉納された「もの」、即ち数々の優れた美術工芸品は、第一級の平安文化を厳島へ伝えている。「平家納経」は、金銀切箔や野毛・砂子、葦手絵など種々の技法を施した美しい料紙、唐絵・大和絵による五彩の雅な表紙と見返絵、外題や軸首の優美な装飾金具など意匠を凝らし、当代最高の技術を駆使し善美を尽した奈良・平安時代に盛行した装飾経の白眉として知られる。

その後も鎌倉・室町時代を通じ、中央文化人の往来は頻繁にあったと推測される。よく知られているのは、漂泊の歌人西行法師（元永元～建久元・1118～90）、全国各地を念仏遊行した時宗の開祖一遍上人（延応元～正応二・1239～89）、大納言久我雅忠の娘で御深草院に仕え、中世の女流日記「とはずがたり」を書いた二条尼、和歌・連歌をよくした当代一流の教養人で、九州探題に赴任する途上の応安四年（1371）に厳島を訪れ、紀行文「道ゆきぶり」を書いた今川貞世（了俊）などである。室町幕府を開いた足利尊氏、三代将軍足利義満も参詣している。その他「鑄銅釣燈籠」（正平二十一・1366寄進銘）を奉納した博多講衆のように、奈良朝以来、都と大宰府、京坂地方と九州、朝鮮、中国などを結ぶ主要な航路であった瀬戸内海を往来するさまざまな人が、大多数は確かな足跡を残していないが、来島参詣したにちがいない。

それではいつ頃から厳島に人が住みつき、町が形成されて行ったのであろうか。確証はないが、平家一門が度々参詣した平安時代には、神社に仕える内侍たちの宿泊所があったとされる。また清盛の時代に執り行われた千僧供養（治承元・1177）や、恒例となった一切経会（承安四・1174以来、慣行）、鎌倉将軍家祈禱のため毎年行われた御戸開節会（貞永元・1232以来、慣行）などが内侍・供僧・社家の厳島定住を進めるきっかけになったと考えられる。最

近の考古学調査によれば、奈良時代以前から島内に居住者があったことが実証されると言われる。しかし、これまでの論によれば、鎌倉時代の二度（承元元・1207、貞応二・1223）にわたる社殿焼失によって、その都度朝廷の援助を受けて再建が企てられ、これに携わる大工・工人たちが住みついたと考えられていた。厳島神社に関して言えば、室町時代の頃には既に、祭祀を伺る棚守をはじめとする社家や内侍がおり、大聖院などの寺院・僧坊の供僧、社寺の造営修理に当たる工匠などが住んでいたと考えられる。また、春秋盛大に行われた祭祀には、海路陸路を通して遠国から多数参詣者が集まり、銭貨による物質の交易が行われるなど、明神鎮座地として、また商業・交通の拠点として多くの人びとが往来したと思われる。

ことに戦国時代（1500年代）、大内氏の本拠地である山口が応仁の乱後、荒廃した京都に代って西の京と言われるほど繁栄し、京都と山口間を往来する公卿や文化人も多く、それらの人々が厳島へ立ち寄り、厳島の文化を高めたと思われる。戦国時代に厳島を訪れた貴紳や上方芸能・文化人については、『安芸厳島社』（松岡久人著）に載せられた「厳島来訪一覽」に詳しいが、大内義隆が厳島神社に奉納する万句興行のために、来島滞在した連歌師や、毛利元就の招きに応じて来島演能した観世大夫一行など、その代表的なものと言えよう。

ところで瀬戸内海は、「島国日本の性格をもっとも特徴的に具現した、こぢんまりとした変化に富む、日本を代表的する風景」⁽³²⁾と言われる。一万七千平方キロメートルの海域に約三千の島が浮かぶ日本最大の内海である瀬戸内海は、本州と九州、四国を相互に結ぶ航路である。古くは飛鳥時代の遣隋使（推古天皇八～同二十二・600～614・五回）や、飛鳥・奈良時代の遣唐使（舒明天皇二～寛平六・630～894・十五回）が、中国の進んだ制度や文物移入のために通った路である。「延喜式」（延長五・927）にある都と太宰府を結ぶ陸上の大路「山陽道」に対し、平安時代の始めから瀬戸内海は、大陸との交易の主要ルートであった。内海地方の中央貴族や大社寺の領地の産物や、中国山地の鉄、瀬戸内の米・棉・塩、魚介類などの輸送経路であった。十二世紀には清盛によって大輪田泊や音戸の瀬戸が開かれ、日宋・日明貿易船やシャム・カンボジアなどの東南アジアまで出かけた朱印船が行き交った。寛文十二年（1672）河村瑞賢が出羽、北陸と大坂を結ぶ西廻り航路を開くと、東北地方の米や海産物を流通経済の中心地大坂へ運ぶ北前船が盛んに行き来した。慶長十二年（1607）から文化八年（1811）まで二百余年間に十二回、ソウルから江戸城へ向かう朝鮮通信使が通交するなど、瀬戸内海はまさにわが国の重要な交通運輸の航路であった。

その瀬戸内海の海上航路（沿岸沿いの地乗り航路）に、風待ち潮待ちの港町、碇泊したり産物を積み出したりする港町が生まれた。兵庫・室津・牛窓・下津井・玉島・笠岡・鞆・尾道・上関・下関などである。中でも『万葉集』の歌にも見える古い天然の良港、室津・牛窓・鞆などは、大宰府や長崎奉行などへ赴く官人や役人、参勤交代の西国大名、朝鮮通信使などの碇泊港として、また物資の流通・貿易地として栄えた。鞆を例にとってみると、奈良時代より景勝地として知られ、遣唐使など多くの人々が宿泊している。大宰府長官になった大伴旅人（天智四～天平三・665～731）は、行き帰りに鞆に立ち寄り、「わぎもこが見し鞆の浦のむろの木は、とこ世にあれど見し人ぞなき」など、三首の歌を詠んでいる。行きは一緒であった妻を赴任先で亡くした旅人が、鞆の浦で亡き妻を追慕した歌である。また「足利氏は鞆に興って鞆に亡ぶ」（『沼隈郡志』）と言われ、尊氏が天下掌握のスタートを切ったのも、室町最後の将軍義昭が毛利輝元を頼って逃走したのも鞆であった。

そのほか安国寺に伝わる鎌倉時代の阿弥陀三尊像（重文・文永十一・1274の胎内銘記がある）をはじめ、鞆に現在ある禅宗・時宗・真言宗・浄土宗・浄土真宗、日蓮宗などさまざまな宗派の寺院は、瀬戸内海を通過して如何に多くの宗教が伝播して行ったかを物語っている。また平賀源内（享保十四～安永八・1729～1779）、田能村竹田（明和二～天保二・1765～1831）、頼山陽（安永九～天保三・1780～1832）、十返舎一九（明和二～天保二・1765～1831）、三条実美（天保八～明治二十四・1837～1891）などの文化人が鞆に立ち寄っている。牛窓には朝鮮通信使ゆかりの「唐子踊り」が伝わり、鞆には通信使の宿坊となった福禅寺客殿の対潮楼に、六代家宣の慶賀使・李邦彦が鞆の景観を賞賛し、「日東第一形勝」（正徳元・1711）という書を書き残している。

東西四百五十キロメートルにわたる瀬戸内海の航路を行き交う人びとは、宿泊や風待ち潮待ちのために港に上陸し、そこで地元の人びとや旅人同志が文化的交流を持った。しかし、そうした港町以上に、海路の守護神として信仰された厳島神社へ、漁民や海運業者をはじめ旅人が数多く参詣に立ち寄ったにちがいない。桃花祭を中心とする春市、管絃祭を中心とする夏市、菊花祭を中心とする秋市には、近在遠境の大船小船や多くの人びとが参集したという。元禄十五年（1702）開板の『厳島道芝記』（巻五）の「四季市店」に「近方遠境の大船小船、国々の商人おのがさまざま、唯此の湊に入り来るもの、売買せずして又持出るといふことなし。繁栄なる市店の場なり。」とある。そうした「人」と「もの」と「路」によって文化や芸能は伝播し、また逆に文化生成に刺激が与えられたと考えられる。こうした土地柄を背景に、厳島において平安時代の末から舞楽をはじめさまざまな芸能が行わ

れて来たのである。

ところで、近世の巖島神社が一般的にどのように理解されていたかを示すものに、神社を中心に巖島を描き、説明書きを加えた「巖島絵図」がある。これは江戸中期・寛政の頃から、弥山と神社を中心に明神鎮座の霊地を俯瞰的に描いた木版一枚刷りの名所絵図である。大半が宮島の版元から出され、日本三景の一つとして知名度が上がり、増加した参詣者の求めに応じて刷られたと思われるガイドマップである。

宮島歴史民俗資料館には江戸中期以降、昭和十三年頃までの「巖島絵図」が、数多く収蔵されている。江戸時代の墨刷・色刷の木版一枚刷りの「巖島絵図」は、個人蔵も含め約三十枚あり、その一覧表と主な絵図が『宮島の歴史と民俗』NO. 10 に載せられている⁽³³⁾。そのうち版木も含め、最も年記の古いものは寛政二年(1790)の「^{あきのくに}安芸州巖島之図」であるという。

しかし、ここに挙げる「安芸州巖島図会」(個人蔵)(図6)は、その詞書からそれより一年早い天明九年(寛政元・1789)の板を寛政七年初春(1795)に改正し、同じ宮島東本町通北之町の版元・石見屋清蔵が版行したものである。しかも単なる観光マップではなく、地理的情報を美しく絵画的に描写した一枚の景観図であり、風景版画といえるものである。本図は寛政二年の図や他の版元の図会に比べ、弥山を中心により広く巖島を捉え、絵画的な描線に手彩色を施した造形的に優れた名所絵図である。東は聖崎や長浜胡から西は大元社まで、南は弥山頂上や弥山求聞持堂から北は後奈良院御宸筆の扁額が掛かる大鳥居まで、町名や路地、建物の名称などを細かく表示している。「御本社大宮」真後の「観音堂」、宮島芝居があった「芝居仮屋」や「常芝居」の小屋なども見える。同じ絵師・貞木齋嘉陵の下絵に依るが、構図においても社殿をはじめ建造物や景観においても、写実的で手慣れた描写である。本図の左上には下記の詞書があり、近世の巖島神社がどのように記述されていたかを知ることができるので、全文を記しておく。

あきのくにいつくしまずえ (一七九五) 寛政七初春 (貞嘉陵印)
安藝州巖島圖會

改正之

以川くし^(いづ)満^(ま)の御社^(は)盤^(は)、天照皇大神宮^(の)乃
あ連^(れ)ませ^(る)流^(は) 三者^(は)しらの飛免^(ひめ)神なり。わけて
いちしま^(い)ま^(ま)ひめ^(み) (みこと) (と) (あが) 奉^(る)流^(が)可^(ゆ)由^(ゆ)へ、
いつく嶋大明神と登^(と)奈^(な)へ奉^(る)。御本社^(あい)相との

三座以上玉殿六座、^(ほかに)外 尔 弁財天之像安置、
 客人之御社^(すさのうのみこと)へ素盞鳴尊^(れ)のあ 連 ませる
 五つ者^(は)しら能飛^(のひ)こ神なり。当社御造営者^(は)、
 推古天皇端正五年、^(一七八九)今 天明 ^(とりまで)酉迄 千百九十七年。
 宮殿ハ尺間十二間七寸、五間五尺五寸、幣殿三棟拝殿
^(ならび)并 経座、齋所、抜殿、高舞台、平ふ^(た)多ひ、左右
 樂屋、門客人の社、客人御社大宮同前、廻廊
 ハ尺間^(しゃくま)百八間、^(けんごと)間 毎に^(かね)金 灯籠を^{ママ}・^(か)け^(た)堂り。
 四條帝の御宇再興、^{ママ}嘉・^(棟)年中、当国を御寄
 附あり。八ヶ年の貢を以て両宮殿社、其外撰社
^(すべて)末社惣而^(廿)一百・^(遷)五社、^(遷)迂 宮し奉る。其宮構今ニ
 残りて嚴重なり。年中祭礼七十二度、市立
 三六九月、^(くわしく)委 敷^(まいきよ)ハ^(とま)枚 挙にい登満^(ず)あら須。
 道芝記八卷^并八景集ニ出。

宮島東本町通北之町 石見屋清蔵梓行

即ち、厳島神社は市杵嶋姫命を主とする三女神を崇め、いつく嶋大明神と称する。また
 本社には玉殿六座のほか弁才天を安置し、客人社には五柱の男神を祀る。当社造営の推古
 天皇の代から今・天明酉年（1789）まで千百九十七年になる。宮殿の長さは十二間七寸と
 五間五尺五寸、幣殿・三棟拝殿・経座・齋所・祓殿・高舞台・平舞台・左右樂屋・門客人
 社、客人社と大宮の前の廻廊は百八間あり、一間ごとに鉄灯籠を掛ける。貞応二年（1223）
 に神社が炎上し、四条天皇の代の再興にあたっては嘉禎年間に安芸国が寄付され、八年の
 貢をもって両社・撰末社総べて百二十社の遷宮を終えて今に至っている。年中祭礼七十二
 度、市立は三・六・九月である。詳しいことは『厳島道芝記』『厳島八景集』に出ている、
 というものである。以上のように厳島神社は広く理解され、江戸中期の祭礼は年間七十二
 度、春夏秋の三度の市立が恒例化していたと述べている。それでは近代以前に厳島神社の
 祭礼にはどのようなものがあり、明治維新の変革によってどのように変わり、現代の祭礼
 と祭礼に伴う芸能はどのような変遷を見たのであろうか。

[註]

序章

- 1 神社の創始に力があつたのが、この地方の豪族の当社の神主・佐伯鞍職^{くらもと}である。その子孫には時代の節目で活躍した佐伯景弘、棚守房頭などがいる。
- 2 『日本後紀』弘仁二年（811）七月十七日の条。
- 3 『三代実録』（延喜元・901）の貞観元年（859）正月二十七日の条に、正五位下伊都岐嶋神を従四位下に陞^{のぼ}らしめたとある。また貞観九年（867）十月十三日の条に従四位下伊都岐嶋神を従四位上に陞らしめたとある。
- 4 九世紀末頃までに祈雨・止雨、豊穰の予祝のため、天皇が幣帛を捧げて祈願する（奉幣を行う）社が定められた。十一世紀院政期に朝廷が特別に崇敬する神社、二十二社が成立。恒例の祭祀のほかに朝廷主宰の臨時祭を催し、高い格式を誇った。畿内の二十二社に対し、地方に各々一国を代表する一宮が定められ、在庁官人・在地領主が政務をとる国衙^{こくが}に、国内の諸社の祭神を祭る総社が造られた。
- 5 松井輝昭「中世前期の巖島神社における国衙祭祀と神事・祭礼の「場」（『芸備地方史研究』258・259、芸備地方史研究会、2008年）によれば、巖島神社が安芸国一宮であることを最初に確認できるのは、長寛二年（1164）四月二十一日付の「清原清末田島等寄進状」（「新出巖島文書」37号）であるが、実際はもっと早い時期ではないかという。即ち、松井は天慶三年（879）、「伊都岐嶋神」が「速谷神」とともに正四位下に昇叙された時、朝廷の記録に「伊都岐嶋神」が先に記されていること、寛仁元年（1017）十月二日の条に、朝廷から伊勢神宮を始め全国五十の名神大社に大神宝使（後一条天皇の一代一度の大神宝使）が遣わされた時、安芸国では巖島神社が選ばれていること（『左総記』）、また、当社は承平二年（932）九月、朱雀天皇の時から一代一度の大神宝使の派遣対象社になっており、以来、永暦元年（1160）の二条天皇の時まで十七回も派遣されるなかで、巖島神社は安芸国第一の鎮守の地位を不動にしたのではないかと述べている。
- 6 「史料通信叢誌第老編巖島誌所収文書」『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1542頁。
- 7 鎌倉時代の承元元年（1207）七月、貞応二年（1223）十二月のほか、文永七年（1270）一月（『一代要記』）、神社炎上の記録がある。（林喜親編「巖島関係年表」『仏教芸術』52、毎日新聞社、昭和38年）
- 8 巖島の「弥山原始林」は昭和四年（1929）に本州南部を代表する原始林として、国の天然記念物の指定を受けた。

- 9 野坂元臣「『巖島信仰』の七つのキーワード」（『巖島信仰事典』戎光祥出版、平成十四年、25頁）
- 10 承安四年（1174）三月二十六日付の「建春門院女院御方御神宝注文」（野坂家所蔵文書）。また宝暦年間（1751-64）頃に書かれた『伊都伎島皇太神宮御鎮座記』に、大宮を田心姫命、中御前を市杵島姫命、若宮を湍津姫命に当てると記される。（前掲載、野坂元臣）
- 11 巖島神社は本殿に祀る三女神（三座）と、摂社・客神社の^{おおえのまろうど}大兄客人・^{くまおかのまろうど}隈岡客人の二神（二座）の五座を祀るほか、本殿近くの^{ないこく}大国神社の大国主大神（一座）を祀る。
- 12 天神と地祇・天の神と地の神など神々を祀る祭式。
- 13 人間の罪の源泉である物や人間に対する欲望を断ち、悟りの境地に達することを究極の目的とする仏教の伝来によって、律令国家の王権と官僚貴族の間に個我の所有と支配に対する罪業意識が生まれた。神々は彼らに代って罪業を告白し、神々の神身離脱と仏教帰依が始まった。八世紀後半ばから九世紀半ばにかけて神々を仏教に帰依させ菩薩にする神宮寺が建立されたが、所有と支配の罪を犯しても僧への供養・布施を行えば贖罪されるという大乘仏教の教えをとる神宮寺は、支配者階層に好都合なものであった。（義江彰夫『神仏習合』岩波新書 453、岩波書店、平成八年）
- 14 『巖島道芝記』巻三に「くわんをんたう」（観音堂）の図絵を載せ、「夏堂」の項に大宮御前の後方にあり、毎年四月八日（釈迦誕生）から、^{しきみ}榿（じんこう・香木）を摘む故に夏堂といい、堂内に十一面観世音を安置し大明神の本地という、と記している。同巻六の年中行事にも、四月八日を「法華」と称し、観音堂で本尊開帳、供僧が法華経を真読、楽人が管絃を奏樂し、この日から夏中、榿をつむ、とある。
- 15 承安四年（1174）三月の「建春門院巖島御幸御願文」（『芸藩通志』所収）に、「夫当社者、尋_二内証_一者、則大日也」とあり、巖島に縁のある天台宗は大日如来を本尊とする。また『古事談』に「日本国中大日如来ハ伊勢大神宮ト安芸巖島也」とあり、大日如來說も根強くあったと思われる。
- 16 吉井良隆は「巖島神社関係文献解説」（『神道史研究』11-6、神道史学会、昭和三十八年）の中で、文献を三つに分けている。すなわち（1）紀行文としての参詣記（中世）、（2）巖島合戦記（戦国時代）、（3）地誌および名所案内記（近世）である。「表1 巖島神社関係文献」は、吉井の文献解説以外のものや、近代以降戦前までの主な文献を加え、編年体で記した。
- 17 平成十九年六月二日、県立広島大学で発表した公開シンポジウム・巖島信仰のひろがり「神

にささげられた品々―能面・能装束・絵馬を中心に―」で使用した資料。

- 18 中村保雄「巖島の芸能」（『秘宝 巖島』講談社、昭和四十一年、172頁）
- 19 『神社協会雑誌』2・3・4月号、明治四十年。
- 20 重田定一『巖島誌』金港堂書籍、明治四十三年。
- 21 『大八州』29-5、昭和十五年。
- 22 『藝術研究』2 広島芸術学研究会、平成元年。
- 23 『巖島民俗資料緊急調査報告書』広島県教育委員会・宮島町、昭和四十七年。
- 24 『芸術と風土』広島大学放送教育実施委員会、平成五年。
- 25 奈良国立博物館編『巖島神社国宝展』読売新聞大阪本社、平成十七年。
- 26 『芸備地方史研究』258・259、芸備地方史研究会、平成二十年。
- 27 J.E.ハリソン『古代芸術と祭式』創元社、昭和十六年。
- 28 拙著「巖島の芸術（一）舞楽について」『芸術研究』2号、広島芸術学会、平成元年初出。
- 29 鳥羽天皇の第四皇子（1127～92）、久寿二年（1155）即位。保元の乱に勝利し、藤原摂関家の勢力削減など皇室権力の伸張を推進した。嘉応元年（1169）法皇となり、造寺・造仏・社寺参詣を行い、『梁塵秘抄』を編んだ。
- 30 後白河天皇の女御で高倉天皇の生母。安元二年（1176）に崩御。
- 31 清盛の娘、高倉天皇の中宮（1155～1213）。高倉天皇の中宮（1155-1213）。安徳天皇の（1178-85）の母。寿永二年（1183）平家一族とともに壇ノ浦で入水したが、助けられて出家、大原寂光院で余生を終えた。この時二十一歳。
- 32 谷口澄夫・後藤陽一・石田寛『瀬戸内の風土と歴史』歴史と風土9、山川出版社、昭和五十三年、5頁。
- 33 宮島町立宮島歴史民俗資料館、1991年発行。同書で高橋修三・同館学芸員が「「巖島絵図」について」詳しく述べている。また、『宮島の歴史と民俗』NO.11に、明治以降、昭和十三年までの「巖島社頭図」など、色刷や多色印刷の三十四枚の巖島絵図の一覧表と十数枚の絵図の写真を載せる。しかし、絵図を見る限り、江戸期のものと比べ、多分に類型化し面白味に乏しい。

第一編 巖島神社の祭礼行事と芸能

第一章 年間の祭礼行事

緒言

神社の祭礼と芸能は密接な関係を持つ。祭礼は祝詞や御供があるだけではない。多くの場合、歌舞・管絃を伴う。巖島にどのような芸能があるのか、また過去にあったのかを明らかにするためには、まず、巖島神社の年間の祭礼行事を明らかにしておかなければならない。祭礼に伴う芸能は、祭礼行事の記述の中に見られ、それらを手懸りとして見ていくほかはない。巖島神社を中心とした祭礼行事は、永い歳月をかけて恒例化し、また、時代の推移の中で様相を変えて行ったと思われる。何時の頃、どのような経緯で祭礼が年中行事化して行ったかは明らかでない。しかし、室町時代には既に、現在の年中行事の基が形成されていたことが、「巖島野坂文書」などから分かる。

巖島神社の年間の祭礼行事について、江戸時代の『芸藩通志』は、「今所行の祭祀祈祷、法楽雑事、大小百餘あり。」⁽¹⁾と記している。また、寛政年間に島内で作られた木版摺には、「年中祭礼七十二度」⁽²⁾と記されている。古来より引き継がれてきた、内宮の本社と客神社、外宮の祭礼をはじめ、本社の祭神と縁故の深い神を祭る摂社・末社の祭礼を加えると、枚挙にいとまがないと言える。そこで、ここでは現代の巖島神社を中心とする年間の祭礼を、内宮・外宮と主要な摂社の祭礼にとどめる。

巖島神社の祭礼は、平成十九年（2007）現在、年間六十三回ある。本社・客社で行われる祭礼は四十五回、その他の摂末社・境外社の祭礼が十八回である。そのうち大祭式で行われる中でも重要な祭礼は年に五回、中祭式で行われる祭礼は七回、その他は小祭式で行われる。現在、巖島神社で行われている年間の祭礼を、本社・客社と摂末社に分けてまとめると「表 5 巖島神社の年間の祭礼」のようになる。なお、祭礼の名前や回数、執行時間などは天皇や官司の代替りなどの要因で年度によって変わることがある。

ところで現行の巖島神社の祭礼行事を研究するに当り、その歴史的裏付けとなる古文書や文献などに基づきながら考察する必要がある。そこで、まず最初に、近代以前の巖島神社の年間の祭礼行事の記録から明らかにしておきたい。また、永い歴史を持つ巖島神社の数多い祭礼行事は、明治初年を境に大きく変動した。その一つは祭礼の執行日の変動である。従来通り旧暦（太陽太陰暦、以下太陰暦という）のまま行われるものと、新暦（太陽暦）へ移動したものとがある。ここでは現在の祭礼行事を分類することから始め、新暦で

行われる祭礼と旧暦で執行される祭礼に分け、また明治初年に失われた祭礼、名称や日程が変わった祭礼、新たに執行されるようになった祭礼を列挙することによって、その変動を明らかにする。

第一節 祭礼行事の記録

巖島神社の年間の祭礼行事について記述した最古のものは、「巖島野坂文書」の中にある「巖島内宮外宮神事年中行事」⁽³⁾ (図7) であろう。ここで言う年中行事とは、年間の祭礼と行事を合わせたものと解される。この文書に年記はないが、正月三箇日、大本社の御供が桜尾城より来た、と記されている⁽⁴⁾。藤原神主家の居城であった桜尾城が陥落したのは大永四年(1524)であった。このことから、同書は大永四年(1524)以前のものであり、ここに記された年中行事は、それ以前の記録と考えられる。同書のほかにも「卷子本巖島文書」の中に、同じ室町時代の年中行事を記録したものがある。永禄六年(1563)八月十三日の年記がある「巖島内外宮社役神事次第」⁽⁵⁾ (図8) である。

江戸時代の年中行事の記録は、元禄十五年(1702)開版の『巖島道芝記』巻六の「年中行事 臨時礼奠」⁽⁶⁾ (図9)、文政八年(1825)刊行の『芸藩通志』巻十四の「祭祀祈祷法楽雜行事」⁽⁷⁾ (図10)、天保十三年(1842)開版の『芸州巖島図会』巻五の「祭礼并年中行事とうし禊こじ祀ご事」⁽⁸⁾ (図11) などに見ることができる。

「巖島内宮外宮神事年中行事」(「巖島野坂文書」)、「巖島内外宮社役神事次第」(「卷子本巖島文書」)と、『巖島道芝記』『芸藩通志』『芸州巖島図会』は、室町時代と江戸時代における巖島神社の年間の祭礼行事を知るうえで貴重な資料である。これらの記録と現在の巖島神社の年間の祭礼行事を比較検討していくなかで、巖島神社の祭礼行事と芸能の歴史と変遷が明らかになって来ると考える。そこでまず、これらの文献の成立年などを明らかにし、年中行事の記録の出所を明確にしておきたい。

(一) 「巖島内宮外宮神事年中行事」(「巖島年中御神事御祭次第」と「外宮年中御神事御祭次第」を合わせて言う)は「巖島野坂文書」(1939号)のうちの一つであり、同文書は古くから大宮棚守職を世襲する家系に伝来したものである。その家系は、巖島神社の創建に携わったと伝えるさへまきくらもと佐伯鞍職を祖とし、現在の野坂家は、少なくとも南北朝時代の永和四年(1378)に、巖島神社棚守職にあった長元久⁽⁹⁾以前からあった。その後、苗字を「長」から「野坂」へ変更して今日に至っている。天文十年(1541)に鎌倉時代以来の藤原神主家

が滅びると、大内氏と結んだ棚守房頭は社家中の地位を確立した。その地位は大内氏の時代後も毛利・福島・浅野時代と受け継がれ、野坂家は幕末まで棚守職を世襲した。また、明治の官制時代を経て第二次世界大戦後は、宗教法人厳島神社宮司の職にある。野坂家に伝来する文書は、江戸時代に数度にわたって整理され⁽¹⁰⁾、明治から大正の初めに本格的な調査、分類が行われた⁽¹¹⁾。現在、合計一九四〇点に及ぶ文書が『広島県史 古代中世資料編Ⅱ』(昭和五十一)に収録されている。その一九三九号の「厳島内宮外宮神事年中行事」は、前述の通り厳島神社における年間の祭礼行事の記録の嚆矢と言える。

(二)「厳島内外宮社役神事次第」(「厳島内宮年中社役神事」と「外宮年中社役神事」を合わせて言う)は、十一巻の巻物から成る「卷子本厳島文書」に収められている。嘉応三年(1171)から寛延三年(1750)にわたって記された文書百三十二通を収める。総て影写であるが、そのうちの八十一通は原本の所在が不明であるため貴重な資料と言われる。各巻は神領部、制令部、祭祀部などの題箋を付けて分類され、祭祀部は戦国時代の年記のある三通の文書を収める。いずれも原本の所在が知れず、就中、永禄六年(1563)の「厳島内外宮社役神事次第」は、この時代の年間の祭礼行事を知るうえで貴重な資料と言える。奥書から、棚守修理太夫房頭が六十九歳の時、棚守長松丸に書き与えた年間祭礼の覚書であることが分かる。

(三)『厳島道芝記』は元禄十年(1697)に成立、五年後に版行され、江戸・京都・広島で売り出されている。著者は広島城下白神組の町役人、小島常也⁽¹²⁾で、厳島を紹介する最も早い旅行案内記と言われる。七巻八冊からなり、厳島神社の「年中行事 臨時礼奠」は巻第六に、正月元旦から十二月晦日まで一年の暦に従って記述され、江戸初期の祭礼行事と芸能を知ることができる。

(四)『芸藩通志』は、文政八年(1825)八月、藩主浅野齐賢の命で全藩あげて行われた大規模な編纂事業によって完成した地誌である。広島藩の儒学者頼杏坪(惟柔、1756-1843)、藩の学問所教頭加藤棕盧(1790-1851)はじめ多くの学者・役人等が協力し、約七年の歳月をかけて百五十九巻にまとめたものである。厳島に関するものは巻十三から巻三十二までの二十巻で、年中行事は巻十四の「祭祀祈祷法楽雑行事」に記されている。

(五)『芸州厳島図会』は、天保十三年(1842)開版、十巻十冊から成る。著者は広島藩士の子で国学・和歌を学び、広島の三歌人のひとりと言われた岡田清(生年不詳～明治九・1876)である。岡田清⁽¹³⁾は『芸藩通志』の編纂にも携わっている。『芸州厳島図会』の発行には、藩の儒学者頼杏坪・加藤棕盧や岡田の和歌の師である田中芳樹も協力している。絵図は広島藩の絵師、山野俊峰斎(1784-1852)⁽¹⁴⁾が当たり、版木は広島で制作、広島と大坂で刊行している。年中行事は巻之五の「祭礼并年中行事禱祀故事」に記されている。

以上、室町時代と江戸時代の主要な古文書や典籍を手懸りとして、明治初年以前の厳島神社の年中行事と現代のそれを比較検討し、祭礼行事のうち現代も継続しているもの、既に失われたものを調べ、その変遷を明らかにする。また、正月一日から十二月晦日までの行事のうち、年の始めに集中する正月の祭礼、春夏秋冬の祭礼に見られる芸能を季節を追って順次取り挙げる。

現行の祭礼をまず新暦で執行され、例年決まった日に執り行われるもの、旧暦で執行され、年によって祭礼の日が変わるものに分け、次いで、明治を境に大きく変わった年間の祭礼について述べる。

第二節 新暦と旧暦による祭礼

(一) 新暦による祭礼

現在、厳島神社の祭礼行事の多くは、新暦によって執行されている。明治年六年に新暦が採用され、それまで旧暦で行われていた年間の祭礼行事は、潮の満ち引きが関係し旧暦(太陰暦)⁽¹⁵⁾で行われなければならない海上の祭事や、重要な意味を持つ干支の日の祭事以外、新暦で執行されるようになった。新暦で行われる祭礼の日は例年変わらない。そこでまず平成十九年(2007)現行の祭礼行事の中から、新暦によって行われ執行日の変わらない祭礼を取り挙げると、次のようになる。なお、祭礼の内容については二章以下に述べる。

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 正月元旦の歳旦祭(中祭式) | (午前五時) |
| 2. 正月二日の二日祭 | (午前九時) |
| 3. 正月三日の元始祭(中祭式) | (午前九時) |
| 4. 正月五日の地久祭 | (午前五時半) |

5. 二月十一日の紀元祭 (午前十時)
6. 三月十七日の祈年祭 (大祭式) (午前十時)
7. 四月十五日の桃花祭 (午後五時)
8. 五月十四日の講社大祭 (準中祭式) (午後一時)
9. 五月十八日の推古天皇祭遥拝式 (午前九時)
10. 六月十七日の例祭 (大祭式) (午前十時)
11. 十月十五日の氏神祭 (中祭式) (午前九時半)
12. 十月十五日の菊花祭 (午後五時)
13. 十月十七日の^{かななめさい}神嘗祭当日祭 (大祭式) (午前九時)
14. 十一月三日の明治節祭 (中祭式) (午前十時)
15. 十一月二十三日の^{にいなめさい}新嘗祭 (大祭式) (午前十時)
16. 十二月二十三日の天長祭 (中祭式) (午前十時)
17. 十二月三十一日の除夜祭 (午後四時)

このほか毎月決まって行われるのが、一日の^{がったんさい}月旦祭と十七日の^{つみなみさい}月次祭である。但し、正月元日の歳旦祭、三月十七日の祈年祭、六月十七日の例祭、十月十七日の^{かななめさい}神嘗祭当日祭は、^{がったんさい}月旦祭と^{つみなみさい}月次祭の日と重なっている。また、摂社・境外社の祭礼のうち決まった日に行われるのは、一月二十日の大元神社の^{ももてさい}百手祭、二月一日の滝宮神社祭・御山神社祭、二月二十五日の天神神社祭、三月二十日の清盛神社祭、五月二十三日の北之神社祭、九月十八日の豊国神社祭、十月二十三日の三翁神社祭、十一月一日の今伊勢神社祭、同十日の金刀比羅神社祭、同二十日の荒胡子神社祭・長浜神社祭である。

(二) 旧暦による祭礼

前述の通り、管絃祭など潮の満ち引きが関係し、旧暦（太陰暦）でなければならない海上の祭事や、初申の祭礼など干支による祭事の執行日は変動する。旧暦による祭礼行事や干支の日の祭礼は、巖島神社にとって重要な祭礼行事である。年間の祭礼行事のうち、執行日が変動する祭礼には次のようなものがある。

1. 三月上旬と九月上旬の七浦神社祭 (午前中)
2. 三月春分の日^の春分祭と春季祖霊祭 (午前十時) (午後五時)

- | | |
|--------------------|---------------|
| 3. 旧暦六月五日の市立祭 | (午前九時) |
| 4. 旧暦六月十七日の管絃祭 | (午後四時) |
| 5. 旧暦七月十八日の玉取祭 | (昼頃) |
| 6. 九月秋分の日秋分祭と秋季祖霊祭 | (午前九時) (午後五時) |
| 7. 旧暦十二月初申の日の御鎮座祭 | (午前十時) |

このほか、摂社・境外社のうち旧暦が行われる祭礼には、旧暦五月五日の地御前神社祭（午後二時）、旧暦八月一日の四宮神社祭（午前中）、旧暦八月十五日の幸神社祭（道祖神社祭）（午前中）がある。春分の日に行われる春分祭、秋分の日に行われる秋分祭は、その年の暦によって多少日程がずれる。また天皇誕生日に行われる天長祭は、現在は十二月二十三日であるが、天皇が代わる度に変動する祭礼である。

第三節 祭礼行事の変遷

厳島神社の祭礼行事は、室町時代の最古の記録からでも約五百年の歳月が経っている。この間に祭礼行事の執行月日や名称、内容などが変わり、永い歳月の中に消長が見られる。ことに明治初めの神仏分離と新暦移行による変動は最も大きい。神仏分離による消滅と明治政府による神社統制（全国の官国幣社に対する祭礼の統一）などによる祭礼の新興である。そこで次に明治以降失われたもの、名称および日程が変わったもの、新しく興ったものに分けて祭礼行事を見てみたい。

(一) 明治初年まで存在した祭礼

室町時代や江戸時代の文書に記され、明治初年まで永く伝承されながら、神仏分離やその他の理由によって失われた主な祭礼には次のようなものがある。ここでは仏教行事であるために神仏分離によって廃止されたものと、新暦移行やその他の理由で失われたものに分けて記す。

神仏分離による廃止

1. 一月十七日以降毎月十七日、本社での管絃経を勤行する祭礼
2. 一月十八日の本地堂で行われた観音講を勤行する祭礼
3. 二月初酉日に本社で法華八講・本地堂での彼岸講を勤行する祭礼
4. 四月八日釈迦誕生の日に本地堂で行われた管絃経勤行の祭礼

5. 十二月十七日の客社での管絃講勤行の祭礼

新暦移行その他の理由による廃止

1. 一月七日の本社・大元社での七種神楽奉納の祭礼
2. 旧暦九月三日の外宮御祭
3. 旧暦十一月初酉日の酉日祭

そのほか失われた祭礼の中には、旧暦の三月三日の「上巳」、五月五日の「端午」、七月七日の「七夕」、九月九日の「重陽」の佳節御供、毎月一日の外宮御供の祭礼がある。

(二) 日程や名称が変わった祭礼

日程変更の主な理由は旧暦(太陰暦)から新暦(太陽暦)への移行によるものである。しかし、管絃祭をはじめ潮の干満に深く関係する祭礼は、明治以降も旧暦で行われている。明治以降、日程・名称が変わった祭礼には次のようなものがある。

1. 旧暦二月酉日、山王社(現、三翁社)で行われた酉日御祭は、十月二十三日の三翁社祭へ移行。
2. 旧暦三月二十五日に行われた大宮祭は、四月十五日の桃花祭へ移行。
3. 旧暦七月十四日に行われた延年祭は、八月中旬の玉取祭へ移行。
4. 旧暦九月十二日に行われた新嘗祭は、十一月二十三日へ移行。
5. 旧暦九月十四日の大宮祭は、十月十五日の菊花祭へ移行。
6. 旧暦十一月初申日の初申御祭は、十二月初申日の御鎮座祭へ移行。
7. 旧暦の毎月一日と十六日に行われた祭礼は、新暦の毎月一日の月旦祭と十七日の月次祭へ移行。
8. 旧暦の毎月二十五日に行われた天神社の連歌会は、新暦の一月二十五日の天神社祭へ移行。

なお、祭礼の名称は、江戸時代にも初申御祭や大宮祭、延年祭などが見られるものの、多くは長い間「御祈祷」「御供」などと記されていた。明治以降、元日御供が「歳旦祭」となり、二日御供が「二日祭」、三日御供が「元始祭」、五日禁裏御祈祷が「地久祭」、春の大宮祭が「桃花祭」、秋の大宮祭が「菊花祭」など、近代的な固有の名称へ変化している。

(三) 明治以後、新しく興った祭礼

明治以後、新しく興った祭礼には次のようなものがある。本社（大宮）・摂社客神社（客人宮）の祭礼と、その他の摂末社の祭礼に分けて挙げておく。概ね明治初年に興っているが、第二次大戦後、名称が変わったものや新たに国民の祝日を祭礼日としたものもある。昭和二十三年（1948）に、一度、すべての国民の祝日が祭礼日とされたが⁽¹⁶⁾、その後、成人の日・憲法記念日・子供の日の祭礼は行われていない。

本社（大宮）・摂社客神社（客人宮）の祭礼

1. 二月十一日の紀元祭⁽¹⁷⁾（国民の祝日である建国記念日の祭礼）
2. 三月十七日の祈年祭（月次祭を特に大祭とする）
3. 三月春分の日の春分祭⁽¹⁸⁾（新暦の春分の日の祭礼）
4. 五月十四日の講社大祭（巖島講社員のための大祭）
5. 五月十八日の推古天皇祭（遥拝式）
6. 六月十七日の例祭（月次祭を特に重要な大祭とする）
7. 九月秋分の日の秋分祭（新暦の秋分の日の祭礼）
8. 十一月三日の明治節祭（国民の祝日である文化の日の祭礼）

その他の摂末社の祭礼

1. 三月二十日の清盛神社祭（戦後の末社清盛神社創建による）
2. 九月十八日の豊国神社祭（神仏分離の後、千疊閣⁽¹⁹⁾に豊臣秀吉を祀った末社豊国神社創建による）

巖島神社を中心とする祭礼行事は、本社・摂社客神社の祭礼行事だけではない。江戸時代まで大宮などと呼ばれた本社の祭礼のほか、摂末社八社⁽²⁰⁾、境外社二十社⁽²¹⁾の祭礼がある。本社・摂社客神社とその他の摂末社・境外社の祭礼を加えると、前述のとおり、平成十九年現在の祭礼は「表 5 巖島神社の年間の祭礼」の通りであるが、舞楽や神能など芸能を伴う祭礼や、新年初めの神衣献上式や御洲掘などの行事を加えると、「表 6 巖島神社の主な年中行事と芸能」のようになる。なお、祭礼には重要さに応じて大祭式、中祭式、小祭式があり⁽²²⁾、神饌^{しんせん}（御供物）や神職の祭服などが異なる。

結語

『芸藩通志』に大小百余あり、と言われた巖島神社の数多い年間の祭礼は、明治維新と第二次大戦を堺に大きく変った。この時は神仏分離や新暦移行などが、廃止や変更の主な理由であるが、創建以来、何百年もかけて形を整え恒例化して来た祭礼行事である。多くの祭礼が旧来の名称や執行日、あるいは内容を変えながら伝承されている。時代や社会の変化に応じて柔軟に変容しながら、祭礼行事は基本的なものを継承してきたと考えられる。

[註]

第一章

- 1 『芸藩通志』巻十四「祭祀祈禱法楽雜行事」(『宮島町史』329頁)
- 2 寛政七年(1795)、宮島北之町石見屋清蔵梓行の木版「安藝州巖島^{あまのくに}図会」に拠る。
- 3 「巖島野坂文書」1939号(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1471-1498頁)
- 4 正月一日の項に「御こハ飯参 但米五斗桜尾ヨリ御調之 但浮米」「大本社御供参 但桜尾より御調 うき米なり」とある。また、二日の項に「同日御供参 桜尾ヨリ調之 但浮米」とある。(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1471-1472頁)
- 5 「卷子本巖島文書」55号(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、83-92頁)
- 6 「巖島道芝記 巻六」(『宮島町史』資料編・地誌紀行Ⅰ、189-200頁)
- 7 「芸藩通志 巻十四」(『宮島町史』329-336頁)
- 8 「芸州巖島図会 卷之五」(『宮島町史』751-781頁)
- 9 二代前の長光久と長久元の名が存在する。(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、10頁)
- 10 延宝八年(1680)、棚守家など三ヵ所に保管された神社の御判物の目録、安永六年(1777)の「棚守家旧記」に見られる棚守家所蔵文書、文政八年(1825)の『芸藩通志』の棚守家所蔵文書がある。(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、14-16頁)
- 11 明治二十六年(1893)に野坂元隆宮司の弟野坂万里、明治二十九年(1896)に史料編纂官三上参次、明治四十・四十一年(1907・1908)に重田定一、大正五・六年(1916・1917)に瀬川秀雄が調査・整理し、目録を作成している。(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、17-18頁)
- 12 小島常也は通称新三郎、広島の手町一丁目に住み、白神組の町役を務めた。『巖島道芝記』は元禄十年に成立、五年後、京都・江戸・広島^の書林から発売された。

- 13 岡田清は、広島藩士の家に生まれ、字を子讓、通称清太郎、のち小右衛門と改め、柳処と号した。古くから皇典を学び、国学、歌学に造詣が深かったと言われる。
- 14 山野俊峰斎は別に藤原俊芳などと名乗る。名を啓二、後に守嗣といい、号に俊峰斎、牧斎などがある。画を狩野探信守道に学び、『芸州厳島図会』のほか『備後孝義伝』の画や厳島神社の絵馬「釣鐘を負う弁慶の図」などの作品を残す。また藩絵師小林月峰など門下生を多く育成した。
- 15 太陰暦は月のみちかけを基準にした暦で、正確には純太陰暦（イスラム暦など）と太陽太陰暦がある。太陽太陰暦は、一年の長さを^{うるう} 閏月を設けて太陽年に近くなるようにしたもので、ギリシア暦や中国、日本などで用いられている。わが国で一般的に太陰暦と言うのは太陽太陰暦のことである。
- 16 昭和二十三年十二月十八日付の神社本庁の通達を受け、国民の祝日を祭礼日とした。
- 17 明治五年(1872)に、神武天皇即位を西暦紀元前六百六十年と定め、これを皇紀元年とし二月十一日を祝日とした。第二次大戦後、一端廃止されたが、昭和四十一年(1966)に建国記念日という名で復活した。
- 18 春の彼岸の仲日に、第二次大戦後に興った祖先の霊を祀る祖霊社祭が行われる。
- 19 もと「経堂」または「大経堂」と呼ばれた読経修行所で、俗に千畳敷と言われたが、明治五年の、神仏分離後は千畳閣と呼ばれる。豊臣秀吉が天正十四年（1586）十二月、九州出兵に向かう途中、厳島神社に参拝し塔の岡と称していた所に経堂建立を思い立ち、安国寺の恵瓊に命じてこれに当らせたといわれる（大願寺文書）。正面十三間、奥行十五間、入母屋造本瓦葺、楠材の二重椽を回わし太い材を用いた堂々たる建造物で、重要文化財に指定されている。しかし、金箔を貼った鬼瓦の銘文などから天正十七年（1589）頃まで続けられた建設工事は中止され、竣工を見ていない。もと本尊の釈迦如来坐像、脇侍の阿難尊者立像と迦葉尊者立像の木造が安置されていたが、明治初年に大願寺へ移された。
- 20 本社に付属し、本社に縁の深い神を祀った神社。本社の境内にあるものと境外にあるものがある。客神社・大国神社・天神社・門客神社・三翁神社・豊国神社・荒胡子神社・祖霊社の八神社である。
- 21 本社の境内の外にある神社。地御前神社・金刀比羅神社・大元神社・瀧宮神社・御山神社・長浜神社・北之神社・今伊勢神社・四宮神社・幸神社（道祖神社）・粟島神社・七浦神社（杉之浦神社・鷹之巢浦神社・腰少浦神社・青海苔浦神社・山白浜神社・須屋浦神社・御床神社）・包ヶ浦神社・養父崎神社の二十神社である。

- 22 大祭式は御扉開き（御簾を上げる）を行い、神饌（御餅や鯛などの御供物）を献上。神職は色の祭服を着る。中祭式は御簾を上げるが、神饌の内容が異なる。神職の祭服は白。小祭式は御簾を上げず、神職は白の狩衣を着る。

第二章 正月の祭礼行事

緒言

厳島神社の年間の祭礼行事は、常にわが国の四季の変化と自然との関わりの中で考察する必要があると考える。厳島神社では近代以降、太陰暦と太陽暦の両方を使って祭礼が行われている。しかし、太陰暦と太陽暦では春夏秋冬の月にずれがあり、太陰暦では、春は立春（二月四日頃）から立夏の前日（五月五日頃）まで、夏は立夏（五月六日頃）から立秋の前日（八月七日頃）まで、秋は立秋（八月八日頃）から立冬の前日（十一月六日頃）まで、冬は立冬（十一月七日頃）から立春の前日（二月三日頃）までであるが、新暦（太陽暦）では通常、春は三・四・五月、夏は六・七・八月、秋は九・十・十一月、冬は十二・一・二月である。厳島神社の年間の祭礼行事は、太陰暦と太陽暦のどちらも使われており、これを四期に分けて述べるに当り、本論文では新暦による春夏秋冬を基本とする。しかし、特に比較的祭礼行事が集中する正月と二月、重要な祭礼行事がある春、夏、および秋と十二月の四期に分けて述べる。一年の初めの祭礼は、元日の午前零時から行われる御神衣献上式に始まる。ここでは正月三箇日の祭礼、正月五日の地久祭、二十日の摂社の中でも重要な位置を占める大元神社の百手祭を取り挙げる。

第一節 歳旦祭・二日祭・元始祭と芸能

(一) 御神衣献上式と歳旦祭

年の初めの行事は、祭神に新しい御神衣を献上することから始まる⁽¹⁾。室町時代の年中行事を記述した「厳島内宮外宮神事年中行事」⁽²⁾の冒頭に、「正月一日 寅一天_ニ 御おんそ参」とある。江戸初期の『厳島道芝記』（1702）の頃には「御衣」は「おんぞ」⁽³⁾と訓読みされ、「御衣、白綾に地文亀甲を織りたるもの也」とある。『芸藩通志』（1825）の頃には「御衣献上」と音読みになり、現在は「御神衣献上式」と呼ばれる。江戸時代の様子は「元日御衣献上図」（『厳島図会』巻五）（図12）に見ることができる。江戸時代まで「寅の上刻」（午前三時頃）の行事であったが、現在は元日の午前零時に行われている。宮司以下神職は朝座屋前に整列し、まず客神社に向かう。客神社の玉殿を開扉して旧御神衣を撤下し、祭神に新しい御神衣を献上して閉扉する。続いて本社祭神、大宮・中宮・若宮の三女神へ各々御神衣を献上する。まず初めに客社で祭礼があり、続いて本社で祭礼が行われるの

が巖島神社の祭礼の特色である。

歳旦祭は午前五時に始まる。御神衣献上と同様に、まず客神社から参拝する。神前の御簾^{みす}を上げ、当社独自の春日台⁽⁴⁾ (図13) に載せた洗米・神酒などの神饌^{しんせん}⁽⁵⁾ と鏡餅をお供えし、祝詞を奏上、玉串奉奠^{ほうてん}をする。その後、神饌を撤収するまでの間、管絃が奏される。引き続き同じ祭礼が本社で行われ、終了後、本社祓殿前の高舞台上、舞楽が奉奏^{ほうそう}される。この時の舞楽は、「振鉾三節」である。左方と右方の舞人が各々一節ずつ舞い、最後に左右二人の舞人が並んで三節を舞う。これは舞台を清め邪を払い、天長地久、雅音成就、四海泰平などを祈り、新年を祝祷する意味を持っている。

なお、『巖島道芝記』に「卯刻御供 外宮の棚守御供奉」とある。元日の朝六時に巖島の対岸の外宮(地御前神社)で祭礼があったことが知られ、「巖島内宮外宮神事年中行事」などから室町時代以来、東遊びがあったことがわかる。幕末の『巖島図会』にも、元日には巖島から諸官が渡海して祭事を勤め、柗舞、東遊び、求子の曲を奏したとある。

(二) 二日祭

午前九時、官司以下神職は本社祓殿^{しばつ}で修祓の後、客神社・本社で元日と同様の祭礼を行う。修祓^{しばつ} (お祓い) は祭礼ごとに行われる。十一時から本社祓殿で、桃花祭神能関係者による「御松囃子」がある。県外から来島する専門の能役者と地元の人によって、現在は「高砂」^{たうぼく}「猩猩」の仕舞が奉納される。午後一時から高舞台上で「万歳楽」「延喜楽」の舞楽がある。

(三) 元始祭

明治以降行われるようになった祭りで、正月三日の午前九時から、客神社・本社で執り行われる。年の始めに天孫降臨を言祝ぐ祭礼⁽⁶⁾ と言う。午後一時から高舞台上で舞楽「太平楽」「狛鉾」「胡徳楽」「蘭陵王」「納曾利」があり、舞楽奉納の最終に「長慶子」が奉奏される。また、正月三日には古来、摂社・大元神社で祭礼があり、神楽男が出仕して神楽を奏し、その後本社・客神社の前でも神楽を奏することが、幕末まで続いていた。

なお、正月四日には、日供^{にっく} (毎日の御供) に併せて御楊子献上式がある。祭神の年間使用の楊子を奉獻する式である⁽⁷⁾。また同日、午前十時に本社祓殿^{ちようなはじめしき}で斫初式⁽⁸⁾ がある。官司・神職も参列しその年の諸工事の無事を祈願して、島内の大工棟梁・大工が祓殿に設えた松の木に墨打をして斫^{ておの}を入れる儀式である。

第二節 地久祭と芸能

一月五日の祭礼は、『芸藩通志』には寅刻（午前四時）と記され、室町時代には「天下御祈禱」、江戸時代には「禁裏（裡）御祈禱」と称されていた。現在は五時半に執行され、国家皇室の安泰を祈る地久祭と呼ばれる。官司以下神職は本社祓殿で修祓の後、客社・本家で元日・二日と同様の祭礼を行う。祭典に引き続き、高舞台で舞楽「振鉾」「甘州」「林歌」「抜頭」「還城楽」と奏楽「長慶子」がある。中でも「抜頭」は、桃山時代（天正年間）に四天王寺の楽人から巖島神社の棚守に伝授され、「一子相伝の舞」として棚守家に伝わる。「抜頭」はまた、朝日が昇る頃行われるので、「日の出の舞」とも称される。

また、昭和六十年代（1980年代後半）まであった儀式に、一月七日の神馬式がある。本社の回廊入口にある神馬舎に居た神馬を飾り付け、干潮時に本社正面でお祓いをする。その後、客神社・本社をはじめ摂社大元神社・長浜神社を回って各々の神前で三度廻って神馬舎に帰るというものである。しかし、この儀式も神馬が居なくなり絶えている。

第三節 大元神社の百手祭

大元神社（図14）の百手祭は、一月二十日、午前十一時に執行される。初めに修祓があり、献饌、祝詞奏上の後、百手の儀（図15）がある。これは大元神社前に設置された的場で、年の始めに天地左右に矢を放ち、四方を清めお払いをする儀式である。次第はまず射手が、天地天に矢を向け天に向い矢を放ち、左右左に矢を向け左に向い矢を放つ。次に矢一手を受けて的を射る。続いて同じく地天地に矢を向け地に向い矢を放ち、右左右に矢を向け右に向い矢を放つ。次に矢一手を受けて的を射る。この動作を二度繰り返す。元来、百手祭は年の始めに神前で弓矢を使う家の者が、矢数二百隻を的に向かって射、勝負を競う行事であった。矢数二隻を一手とし、大元神社では天地左右に一手、的に二手の矢を射る。また百手の儀の後、官司の玉串奏奠と参列者の玉串奏奠があり、撤饌、参列者の御幣拝戴で儀式は終わる。

古来、百手の神事は御奉射^{おひし}という弓を射る新年の神事の一つであった。新年の吉凶を占い、豊作を祈り、弓矢の霊力によって年間の悪霊を退散させるなどが意図されたと言われる。今日の百手祭は、室町時代の年中行事にも見える御奉射^{おひし}と、江戸時代まであった一月七日の「御弓初」⁽⁹⁾（図16）と合わせた儀式であると言われる。「御弓初」は祝師が勤める年始の祝事と言われ、客神社の東側、明治初年まで在った輪蔵の前で行われた。『巖島図会』

によれば「御弓初」は「鬼射」とも言われ、勝負を争わないという意を表した「甲乙ム」^{こうおつなし}（図 17）の三字を集めて一文字にした的を射たといい、これは今日の百手祭に継承されている。

一方、百手祭も室町時代の年中行事に「廿日大本御祭 百手在之」と見え⁽¹⁰⁾、江戸時代の『巖島道芝記』『巖島図会』には、「一月廿日 百手 大元宮御祭 上卿役 百手の弓を射る」と記されている。明治以前は上卿職が百手祭を司っていたが、現在は宮司をはじめ神職の住宅が多い滝町の氏子が、この日の神饌と直会用の芳飯⁽¹¹⁾を準備している⁽¹²⁾。祭典終了後、拝殿において宮司ほか神職・参列者等が神饌と同様の饗膳につく直会⁽¹³⁾がある。献饌・撤饌の間中、奏楽がある。

結語

巖島神社の年中行事が最初に記録された室町時代以来、正月三箇日と五日の祭礼、二十日の大元神社の百手祭は、欠かさず継承されている。年の始めの祭礼はことに大切に守られて来たことが判る。しかし江戸時代まであった一月七日の大元神社で神楽を奏する祭礼、十七日の管絃経・管絃講と称された年中行事は、今はない。二月の初申の日に行われた「初申御祭」は、十一月の初申祭とともに明治初年まで重要な祭であった。二月の祭は山口開きの祭とも言われ、この日から山岳信仰の対象である弥山への入山が許されたが、十一月の初申祭から再び入山が禁止された。冬の三ヵ月間、弥山への入山も、島巡りも禁止するこの慣わしは、巖島の自然を保護して来たと思われる。明治以後、二月と十一月の初申祭も入山禁止もなくなり、新暦になった現在、十二月の初申日に「御鎮座祭」が行われる。

[註]

第二章

- 1 『芸藩通志』巻十四「按に国史に、天照太神織_ニ玉_ヲ神衣_ニとすれば、神に、御衣を献るは、上古の遺典なるべし」とある。
- 2 「巖島野坂文書」1939号「巖島内宮外宮神事年中行事」の冒頭。（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ 所収、1471頁）
- 3 御衣は衣服の敬称。お召し物。
- 4 春日台は巖島神社独特の献饌用の台である。神前に御供する時に使う一般的な四角い折敷

の下に胴がが付いたものではなく、一枚板に二枚の足がついた簡素な台。

- 5 神に供える酒食。新年の神饌は、洗米、神酒(御酒)、海魚、川魚、海菜、野菜、果物、塩水。
- 6 元始祭は元来、天孫降臨、天皇の位の元始を祝う祭で、宮中三殿で天皇が親祭する祭。
- 7 前年に一連十膳のものを、十二連作っておき、客社に五連、本社に七連(閏年には六連)を奉納する。『巖島道芝記』に「奉楊枝 白はしにてつくる也。年中の日数たてまつる」とある。
- 8 『巖島道芝記』に「大宮御前にて儀式あり。大工 小工 鍛冶 檜皮師 瓦師 政所役代 出仕。」とある。
- 9 『巖島図会』卷之五の一月七日御弓初に「一に鬼射といふ。輪蔵の前に鬼的といふをかけ、これを射る。社家ことごとく出仕。祝師これを勤む。鬼射ハ鬼射なり。甲乙ムの三字を集めたる謎字にして、勝負を争ハざる意を表せる年始の祝事なりといへり。」とある。
- 10 「巖島野坂文書」「巖島内宮外宮神事年中行事」の正月廿日に「廿日大本社祭 百手在之」とある。
- 11 苞飯・法飯とも書き、器の上に盛った飯の上に種々の煮物をのせ、飯を見えなくして汁を掛けたもの。
- 12 『芸藩通志』「祭祀祈祷法楽雜行事」の正月廿日に「畢って西町の市人集まりて、上卿を饗応す、今日より四日の間、町を分ちて饗するなり。」とあり、大元神社百手祭は、神社の西方にある西町の町民が分担して奉仕していたものと思われる。
- 13 直会なむらいはナオリアイの約。齋いみが直って平常にかえる意。神事が終わって後、神酒・神饌を下していただく酒宴。

第三章 春の祭礼行事

緒言

春三・四・五月の祭礼と秋九・十・十一月の祭礼には、繰り返されたり、対となる祭礼が比較的多い。七浦神社祭は三月と九月に行われ、春分の日と秋分の日には春季祖霊社祭と秋季の祖霊社祭が繰り返される。

また、同じく春分の日に行われる春分祭に対し秋分の日秋分祭があり、春祭と呼ばれ三月に行われる春の大祭・祈年祭に対し、秋祭とも言うべき十一月に行われる秋の大祭・新嘗祭がある。四月の桃花祭は十月の菊花祭と対をなすものと言えよう。

ここでは春の初めの七浦神社祭、さまざまな芸能を伴う四月の桃花祭、巖島神社の外宮御祭として永い伝統を有し、現在はその名残を止める旧暦五月の地御前神社祭を中心に述べる。

第一節 七浦神社祭と三月の祭礼

七浦神社祭は例年、春の三月上旬と秋の九月上旬に行われる。巖島の周囲七浦を船に乗って一巡し、浦々にある巖島神社の末社七社を巡拝する祭である。実際は島の周囲には十一社、すなわち長浜神社・杉之浦神社・包ヶ浦神社・鷹ノ巣浦神社・腰少浦神社・青海苔浦神社・養父崎神社・山白浜神社・須屋浦神社・御床神社・大元神社がある。しかし、七浦神社祭で上陸して祭事⁽¹⁾を行うのは、通称七えびすと呼ばれる末社、杉之浦神社・鷹ノ巣浦神社・腰少浦神社・青海苔浦神社・山白浜神社・須屋浦神社・御床神社の七社である。現在、実際に上陸して祭事を行うのは杉之浦神社・青海苔浦神社・須屋浦神社の三社である。御師^{おし}（当日祭主を務める神職を言う）・伶人（竜笛を奏する神職）などを乗せた御師船^{おしふね}が宮島棧橋を出発し、右手に島を見ながら浦々を巡拝するもので「御島廻式」と言われる⁽²⁾。

「御師」は御禱師^{おいのりし}または御祝詞^{のりとし}の略で、人に代って神に祈ることを職としている者である⁽³⁾。神と人との間を仲介する御師の助けを得て、人びとは神に祈願を述べる。「御島廻式」は「御島巡式^{おしまめぐりしき}」とも書かれ⁽⁴⁾、人びとは七浦神社を巡って禊^{みそぎ}をする。

御島廻式の中で最も重要な儀式は、青海苔浦神社参拝の後、養父崎神社沖の海上で行われる「御島喰式^{おとくいしき}」(図 18)である。これは御師・伶人の祝詞^{のりと}・奏楽に合わせて、供饌である

米粉を海水で練って作った団子「^{しとぎ}糰」を、薄板（しとぎ）にいちごの葉を敷き六個乗せて海上に浮かべ、山中の御鳥^{ごからす}に供する儀式である⁽⁶⁾。青海苔浦を出ると、伶人は新楽乱声を奏する。めでたく御鳥が現れ糰団子を取って山中へ運べば、伶人は「^{がっかんえん}合歓塩」を奏する⁽⁶⁾。

また、この御鳥廻式は七浦神社祭のほか、五月十五日に巖島神社講社員のために行われる講社大祭や、毎年三月から十一月までの期間、願主があれば求めに応じて執行される。この時は、御師、伶人などが乗船する御師船のほか、願主や参拝者が乗る客船が出る。かつては御笠の浜から「^{こはやせん}小早船」という数名の水主^{かこ}（漕ぎ手）が乗る船が出たという。客船には朝餉・昼餉の食膳を整える台所船が付き、客船には願主などのほかに亭主代⁽⁷⁾、唄水主⁽⁸⁾が乗る。亭主代は島の周囲の古跡や島廻りの由来などのガイド役を務め、唄水主は浦々に上陸する際に舟唄を唄う。その舟唄は以下の通りである。舟唄を収録した「御鳥廻舟唄」（図 19）が宮島歴史民俗資料館に保管されている。

御鳥廻式の舟唄

一 御笠の浜出発時の唄	長唄
二 杉ノ浦着時の唄	端唄
三 鷹ノ巣浦着時の唄	端唄
四 腰少浦着時の唄	^{はりまき} 播磨吟
五 青海苔浦着時の唄	端唄
六 養父崎沖の御鳥喰式時の唄	長唄・ ^{ながす} 長素
七 山白浦着時の唄	端唄
八 須屋浦着時の唄	かすり
九 御床浦着時の唄	川節

しかし、現在は船も動力船となって時間が短縮され、舟唄は継承者もいなくなり唄われなくなった。何百年と続く御鳥廻式は、島全体を神の居ます所として崇敬して来た人びとが、神域の周囲を廻りながら神と向き合うと言われる。上陸の際の舟唄は、神域に立ち入る際の神への挨拶と考えられている⁽⁹⁾。御鳥廻式に先だって、御師や願主をはじめ参加者は斎戒沐浴し、上陸の度に修祓のための茅の輪^{ちわ}（^わ）⁽¹⁰⁾くぐり（図 20）を繰り返す。巖島神社の正式な参拝は、「御鳥巡りの禊^{みそぎ}」をしてからするものという慣わしがあった。その風習を今に伝える行為と言えよう。

そのほか三月の祭礼には、十七日の午前十時執行の祈年祭、二十日の午前十一時執行の清盛祭、春分の日のの午前十時に行われる春分祭などがある。祈年祭は春祭とも呼ばれ、宮司以下神職のほか神社責任役員・総代・世話人などが寄り集まり、祭典後、朝座屋で直会がある。清盛祭は昭和二十八年に平清盛を顕彰するために始まった祭りで、翌二十九年三月、神社境内の西松原に清盛神社を創建、毎年清盛の命日に当たる三月二十日に執行される。

第二節 桃花祭と芸能

桃花祭は、明治初年まで大宮御祭と呼ばれ、毎年三月十五日に行われた。現在は四月十五日午後五時に祭典がある。祭典後、天気が良ければ高舞台上、雨天であれば本社祓殿で舞楽の奉奏がある。舞楽は「振鉦三節」「万歳楽」「延喜楽」「桃季花」(奏楽)「一曲」「曾利古」「散手」「貴徳」「蘭陵王」「納曾利」「長慶子」(奏楽)の舞楽八曲・奏楽二曲である。桃季花を奏楽中、舞台に設えてあった紅白の桃花を、宮司が本社本殿に奉獻する。桃花祭の名はこの桃花奉獻(図 21)から来る。また桃花祭の翌日から三日間、恒例の御神能がある。初日は午前八時頃から能役者をはじめ囃方、地謡など神能奉仕者が本社拜殿に参列、祈祷がある。その後午前九時から、宮司・権宮司・禰宜が能舞台正面の見所に着席すると、式能「翁」が奉納される。神能は毎日午前九時から重要文化財に指定された能舞台で行われ、五番立ての能番組が総て終了するのは夕方になる。

御神能の歴史は古く、桃山時代の天正八年(1580)に成った『棚守房頭覚書』に観世太夫一行が来島し演能があったことが記されている。「厳島野坂文書」には永禄十一年(1568)に「観世太夫法楽」の記録⁽¹¹⁾がある。またそれ以前の文明九年(1477)の寄進銘のある翁面があることから、天下泰平・五穀豊穰・^{かれば}遐齡延年を祈る「翁」の奉納があったと考えられる。延宝八年(1680)には、広島藩主浅野綱長によって能舞台・^{はしまかり}橋懸・楽屋が造立された。元禄十五年(1702)開板の『厳島道芝記』巻六「年中行事」には、御神能について次のように記している。

(三月) 十六日

両社御前御供 毎月のごとし。

御能 十六・十七日を、初日・後日とし、御能を勤む。厳島御役者少々、其外社家・神人・町人立交わり勤む。舞台、海の中にあり。棧敷・楽屋、海上の上に、皆板を張

渡し、見物の諸人夥し。

このことから江戸時代の初めには、桃花祭の翌日の三月十六・十七日に、海中にある能舞台で巖島の役者と社家町人が一緒になって神能を勤めていたことがわかる。また、巖島神社には桃山時代の能装束をはじめ、江戸時代を通じて寄進・調達された能装束が数多く存在する。巖島神社の神能は、人びとの厚い信仰に支えられて四百数十年の歴史を持つのである。今日でも初日と二日には式能「翁」付の五番立ての能が組まれ、祭神を慰め、世界平和や人びとの健康長寿などを祈る神事として行われている。そこに江戸時代には「法楽神事能」と呼ばれ、現在も「御神能」と呼ばれる理由がある。桃花祭の舞楽と御神能の内容などに関しては、第二編で詳しく述べる。

そのほか五月の祭礼には、恒例の月旦祭、月次祭のほか、五月十四日の講社員のための講社大祭、同十八日の推古天皇祭遥拝式、同二十三日の北野神社祭がある。十四日午後一時、準中祭式で行われる講社大祭では祭典中、舞楽または神楽の奉奏一曲（蘭陵王または浦安）がある。翌十五日には講社員のために春秋の七浦神社祭と同様の御島廻式が行われる。十八日の推古天皇祭遥拝式は午前九時から本社祓殿で修祓の後、高舞台（雨天の場合は祓殿）で遥拝式が執行される。式に引き続き舞楽「振銚三節」「万歳楽」「延喜楽」「蘭陵王」「納曾利」と奏楽「長慶子」がある。

第三節 地御前神社祭

廿日市市地御前は、巖島の対岸に位置し、古くは合ノ浦・葦ノ浦とも称したと伝承される。地御前の地名は、巖島神社（内宮）が島方にあるのに対し、外宮は地方（ちのかた）にあるので「地之御前」と称されたことに由来する⁽¹²⁾。古記録に現れる早い例は、応安四年（一三六九）の今川了俊の紀行文『道ゆきぶり』で、「地の御前といふ社の西ひがたより山路に入ほどに、おほの山中といふ所に来りぬ」と記されている。「地御前」の地名が多く用いられるようになるのは、近世になってからであると言われる⁽¹³⁾。

その地御前社（ちのごぜん図 22）と呼ばれた地御前神社は、明治初年まで巖島神社の外宮として特別の位置を占めて来た。祭神は巖島神社（内宮）の本社と客神社と同じである。大宮と客人宮の二字の本殿からなり、それぞれ巖島神社（内宮）の本社と客神社に対応している。地御前神社は、明治政府の社格制定の際に、内宮の遥拝所と誤解されたために無格社という最低位に列されたが、拝殿再建を機に大正三年（1914）、当時官幣中社という高い社格を

誇っていた巖島神社の摂社となった。しかし、周辺住民や海上往来の人びとが、弥山を中心とする巖島全体を神体として崇めた巖島信仰の歴史から考えると、まず巖島の対岸に社殿が建てられ、その後、島方にも社殿(内宮)が建てられたと考えるのが自然であろう⁽¹⁴⁾。

巖島神社に内宮、外宮が在ることが初見されるのは、仁安三年(1168)の「伊都岐島社神主佐伯景弘解」(以下、佐伯景弘の解と言う)である⁽¹⁵⁾。仁安以前のある時期まで島方には社殿のようなものは存在せず、対岸の社殿(外宮)へ神を迎えて祭祀を行っていたと考えられる。佐伯景弘の解によれば、仁安三年(1168)頃、平清盛が社殿を造営した時、外宮は十九宇、間数七十七間とあり、宝殿(本殿)・御旅所・神宮寺・法華三昧堂などが見え、その規模の壮大さが窺える⁽¹⁶⁾。五月三日の祭礼は、室町時代の記録に既にあり、江戸時代を通じ「外宮御祭」と称された。現在は、旧暦五月五日の午後二時から行われ、「地御前神社祭」(図23)と呼ばれている。

室町時代の年中行事を記した「巖島内宮外宮神事年中行事」(「巖島野坂文書」1939号)には、内宮の「巖島年中御神事御祭次第」と並んで、「外宮年中御神事御祭次第」が記録されており、内宮の祭礼と並んで重要であったことが判る。それによれば、正月は元旦に御供と東遊舞があり、二日・三日・七日・十五日と御供があった。二日・三日は桜尾城⁽¹⁷⁾、すなわち巖島神社の神主家から浮米が来ている。正月六日には神明寺御祭があり、社家十五人、供僧六人が出勤し、乙女子舞があった。毎月一日に御供があり、特に五月三日と九月三日の祭礼は盛大であった。祭典後、東遊舞のほか舞楽「蘭陵王」「納曾利」が奉奏され、御旅所への御幸^{みゆき}があり、獅子舞があった。秋の祭礼は九月三日から五日間続いている。同じ室町時代の祭礼行事を記した「巖島内外宮社役神事次第」(「卷子本巖島文書」55号)の「巖島外宮年中神事祭田之事」には、五月の祭礼は三日間、九月の祭礼は七日間あると記されている。この頃すでに五月の祭礼の時に、「やふさめ」(流鏝馬)(図24)があった⁽¹⁸⁾。

以下に室町時代の外宮の祭礼が、如何に重要であったかを示すものとして、「外宮年中御神事御祭次第」(「巖島野坂文書」1939号)を抜書きする⁽¹⁹⁾。

- 一 正月一日 御供参 但田三段横竹ニ在之
 - 一 東遊舞在之 装束 小忌衣
- 二日御供参 但桜尾より調之 浮米也
- 三日御供参 但調は同前 浮米也
 - 一 神宮寺毘沙門修正勤行在之 諸司権座主勤之、右之免田地御前村ニ在

之

六日神明寺御祭 社家十五人 供僧六人修正行在之 執行 奉行 学頭 諸司

権座主 東坊 以上六人

一 乙女子舞在之 但雜掌有 右免田宮内ニ在之

七日御供参

十五日御供参 但五日市より調之

一 二月一日御供参 但友田御社米ニテ調之

一 三月一日御供参 但友田御社米ニテ調之

三日御供参 但田五反地御前村ニ在之

一 四月一日御供参 但友田御社米ニテ調之

一 五月一日御供参 但友田御社米ニテ調之

三日御供参 桜尾ヨリ調也 但浮米也

一 東遊ノ舞在之 一 鞆鞆役 棚守

一 陵王 一 太鞆役 熊野民部

一 納曾利 一 楽頭 田木工允

一 下位 一 笛役 田嶋松

諸司権座主勤之

一 御こしかき九人 但とし松ヨリ出之

一 還御 御役者右同前

一 御こしかき六人 とし松より出也

一 御洗米参 但さくらおヨリ調之

一 御供参 但ひろ池名ヨリ調之

一 きやう錢拾五貫文 徳分ヨリ調之

一 同貳貫八百四拾貳文 とし松ヨリ調之

一 陵王

一 納曾利

一 長慶子楽

一 同三日ヨリ外宮へ鞆頭役渡邊式部大夫罷渡、御獅子舞在之、同廿日市宮大夫所ニテ平良宮内祝者衆、其外みこ衆六十人余振舞在之、夫より桜尾へ参、御獅子舞仕候也、右之免田平良五日市ニ在之

- 一 六月一日御供参 但友田御社米ニテ調之
 晦日さばらいの御供参 但田五反宮内ニ在之
 社家各御祓在之
- 一 七月一日御供参 但松丸壹町田ヨリ調之
- 一 八月一日御供参 但田三反 横竹ニ在之
 - 一 瓶子六双同折六合 廿日市ヨリ調之
- 一 九月一日御供参 但田三段 横竹ニ在之
 三日御供参 但田五段 河井ニ在之
 - 一 東遊舞在之 楽頭 田木工允
 太鞆 熊野民部
 - 一 陵王 鞆鞆 棚守
 笛役 田嶋松
- 一 納曾利
- 一 御こしかき九人 とし松より出之
- 一 下位 諸司権座主勤之
- 一 三日ヨリ七日迄釈迦堂籠在之 執行奉行 楽頭 諸司権座主六人勤之
 右之免田平良宮内ニ在之
- 一 御獅子舞 五月同前
- 四日御供参 但桜尾ヨリ浮米ニテ調之
- 五日御供参 但調同前
- 六日御供参 但調同前
- 七日御供参 但田五段横竹ニ在之
 - 一 装束 浄衣 冠石帯
 - 一 御供かき三人 とし松より出る也
 付、きやう錢九貫文 徳分より調之
- 一 十一月一日御供参 但田四段 横竹ニ在之
 付、きやう錢九貫文 徳分より調之
- 一 十二月一日御供参 但徳分より調之
 付、きやう錢九貫文 徳分より調之
- 一 同十七日於客人御前管絃法花経在之

右之免田友田村二十壹石六斗在之

これによると江戸時代の外宮の祭礼は、正月元日の御供にはじまり、毎月一日の御供と五月と九月、数日間に及ぶ祭礼があった。また、正月の祭礼後の東遊舞も恒例化していた。『巖島道芝記』の「年中行事」には、五月の外宮御祭について次の通り記している⁽²⁰⁾。

(五月) 三日

外宮御祭 巖島社家不残渡海御供奉りて後、祝詞・上卿、榊の舞を奏す。楽人、にんぢやうの舞あり。東遊有。神輿御宿院へ御幸。行列 警蹕 仕人 三種神器 獅々神馬 楽人 社司 諸職司 権座主 内侍 神輿三座 御宿院所へうつし奉りて御供あり。

四日 寅の剋同所にて楽あり。獅々舞有。酉の剋亦楽あり。

五日 寅の剋楽あり。午の剋御洗米を供す。未の剋還幸、行列三日のごとし。還御の後、鑄流馬あり。未の中剋御供奉る。楽あり。蘭陵王と納蘇利 外宮祭礼終る。

すなわち、五月の外宮御祭には、巖島の社家が残らず渡海して勤めたのである。祭典の後、榊の舞・にんじょうの舞（人長舞）・東遊び舞があった。また、獅子・神馬・楽人などが行列を連れ、御宿所（現在の地御前小学校の地にあったが、明治初年廃止された）へ神輿の御幸があり、そこでも祭典があった。二日目は寅の剋（午前四時頃）と酉の剋（午後六時頃）に管絃が奏され獅子舞があり、三日目は未の剋（午後二時頃）の還御の後、鑄流馬があった。未の中剋（午後三時頃）に祭典があり、舞楽二曲、「蘭陵王」と「納曾利」が奉奏され、外宮御祭は終わった。

九月三日の外宮御祭はこの五月の御祭に準じて行われた⁽²¹⁾。これほど重きを置かれた外宮御祭であったが、地御前神社は明治四年、明治政府の変革（官国幣社の社格制定）によって本社（内宮）とは別の無格社となり、前述の通り大正時代に巖島神社の摂社に編入された。以後、外宮御祭は年一回の「地御前神社祭」となり、現在は旧暦五月五日の午後二時から行われている。祭礼、舞楽・蘭陵王と納蘇利の奉納、流鑄馬などは従来どおり踏襲され、今日に至っている。

結語

春の祭礼は秋の祭礼と対をなすものが多いが、同じ祭礼でもどことなく春めいて明るく感じられる。春祭とも呼ばれる祈念祭、桃花祭など陽春を喜ぶ神と人の祝祭と捉えることができる。巖島の浦々の神社を船で巡拝する七浦神社祭は、海と関わり深い巖島神社特有の祭礼である。手漕の「小早船」から動力船へ変わり、唄水主による舟唄も唄われなくなった。上陸して祭事を行う末社の数も減ったが、島を神の居ます所として崇め、「御島巡りみそぎ禊」をする信仰は変わらないものと思われる。また、明治以前は内宮と並んで重要であり、五月に三日間、九月に五日間から七日間行われていた外宮の祭礼が、明治以後、旧暦五月五日の一日だけの地御前神社祭として残るのみである。これは大きな時代の激流に依る変化と言える。

[註]

第三章

- 1 海辺に茅の輪を立て、御師はじめ全員が潜り、社前に神饌（洗米・神酒・干魚）を供え、祝詞を述べ奏楽（平調音取・平調の曲）をする。
- 2 新谷尚紀「御島廻式と御烏喰の民俗」（『巖島信仰事典』戎光祥出版 2002年、406頁）
- 3 御師はもと仏家の称であったが、後に専ら神職に慣用された。
- 4 人がめぐる時は「巡る」、ものがめぐる時は「廻る」となるが、巖島神社ではどちらも使われている。
- 5 巖島神社禰宜飯田楯明氏の言による。
- 6 御烏が供饌の糰団子を取って行けば御烏喰が上ると言い、御烏が現れず糰団子を取って行かなければ御烏喰がしげると言う。
- 7 願主の泊まる宿の主人、またはその代理の者。
- 8 船の櫓ろや水棹を操る船頭であり、船の発着時に舟唄を唄った。
- 9 前掲載（新谷尚紀著「御島廻式と御烏喰の民俗」419頁）
- 10 茅ちがや（イネ科の多年草）を紙で包み束ねて、輪の形にしたもので、これをくぐって身を清める。
- 11 「巖島野坂文書」102号「観世大夫法楽能狂言演目人数注文写」（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、706頁）
- 12 『角川日本地名大辞典』角川書店、昭和六十二年。

- 13 三浦正幸『四面底系平面の神社本殿の研究』昭和六十一年、38頁。
- 14 久保田収氏（元皇學館大学神道研究所長）は、「巖島神社における神仏関係」（『巖島信仰辞典』所収、254頁）の中で、内宮外宮の称呼は、鎌倉時代からとされる。『芸藩通志』に載せる文暦二年（1235）三月二十日の摂政家下文、仁治二年（1241）四月の伊都岐島社神宮等申状などに「内外宮」「内宮」「外宮」と見えることを根拠とする。また『芸州巖島図会』巻四の「^{ちのごぜん}地御前社」の項に「當社の創立年月詳ならずといへども、巖島神廟と同時の鎮座にして、清盛重脩ありしと伝にはいへり（一説にハ、承久の頃佐伯郡廿日市桜尾城主藤原親実、巖島の奉祀を兼ねたりしに、風波のとき渡海ならざるが故に社を建て、祭礼を行ひしともいふ）。巖島を内宮と称し、此社をハ外宮と称ず。」とある。
- 15 「佐伯景弘解文」（「佐伯景弘の解」）は『史料通信叢誌第老編巖島誌』所収、『広島県史』古代中世資料編Ⅲに再録、1524—1531頁。
- 16 前掲載「佐伯景弘の解」による。
- 17 桜尾城は、鎌倉時代の承久三年（1221）、鎌倉幕府の御家人藤原親実が巖島神社神主になって以来、天文十年（1541）まで十六代三百二十年間、神主職の任にあった藤原神主の居城であった。巖島の対岸、現在廿日市高校があるあたりと言われる。
- 18 「巖島外宮年中神事祭田之事」の五月五日の項に、「やふさめ惣公文役、マト立大原ヨリ、」と記されている。（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ）
- 19 「巖島野坂文書」（『広島県史』古代中世資料編Ⅱ）
- 20 前掲載『宮島町史』193頁。
- 21 前掲載『宮島町史』197頁に、九月三日の祭りについては「外宮御祭 御供奉。巖島社家中渡海、儀式五月に同じ。三日より九日まで、大宮棚守・楽方、其外社筆。朝暮に楽有。
神輿御出五月のごとし。供僧権座主、三日より七日迄釈迦堂に籠り大般若勤行す。御宿院所毎日御供、七日の間也。九日に楽あり。陵王 納蘇利」とある。

第四章 夏の祭礼行事

緒言

夏六・七・八月（旧暦五・七・八月）の祭礼は、古来海路の守護神として多くの人びとの信仰を集めて来た巖島神社において、最も賑わうものであった。夏は船を交通手段として参集し、海上を舞台として祭礼行事を行うには、一番相応しい季節である。江戸時代を通じ広域から人びとが集った四季の市立のうち、夏市が最も盛んであったと言われたのも当然であろう。

しかし、市が立たなくなり、江戸時代に比べはるかに多様な社会生活が営まれる現在、夏の祭礼行事も他の季節のそれと次第に変らなくなりつつあるように思える。それでもなお、平安時代の頃から続く夏最大の祭礼、管絃祭は巖島ならではの特色を備えている。ここでは管絃祭の無事を祈り、その準備に入る祭礼でもあった旧暦六月の「市立祭」、およそ一週間前から近隣住民が参加して準備を進める「御洲掘」から旧暦六月十七日夜の「管絃祭」、旧暦七月の海の祭礼行事「玉取祭」について述べる。

第一節 市立祭と六月の祭礼

市立祭は旧暦六月五日、新暦では七月上旬、午前九時に執行される。江戸時代には巖島では春市・夏市・秋市・冬市が立ったが、冬市ははやく廃れたと言われる。市が立つと、広島城下だけでなく四国・九州など広域に及ぶ商人が集まりにぎわった。『芸州巖島図会』（卷之二）の「六月市立の図」（図 25）に、

六月の十日より七月の十日までを^{なついち}夏市といふ。夏市は、^{はるいち}春市・^{あまいち}秋市に^{たい}対せる^な号なり。
春市は三月十日より四月八日に^{もは}訖り 秋市は九月十日より卅日に訖る。

とある⁽¹⁾。巖島の市が盛んな時代には、春市は旧暦三月十五日の春の大宮祭を中心として約一ヵ月、夏市は旧暦六月十七日の船管絃「管絃祭」を中心として約一ヵ月、秋市は旧暦九月十四日の秋の大宮祭を中心として二十日間、立っていた。中でも三市のうち夏市が最も盛大で、人形芝居や曲芸の小屋、^{ようきゅう}楊弓などの遊戯場も仮設されて賑わった。後述するが、江戸時代初期の作と思われる松本山雪筆「巖島風景図」（図 26）には、市立ての小屋が軒

を連ねている光景が描かれている。

現在の市立祭は、その最も盛んであった夏市が立つという初日の名残の祭礼であると言え、管絃祭準備の始まりを告げるものである。その後、市は立たなくなったが、旧暦六月五日の市立祭は、旧暦六月十七日の管絃祭の無事を祈願するなど関連行事として行われている。市立祭は本社のみで行われ、祭典後、舞楽「振鉦三節」「万歳楽」「延喜楽」「蘭陵王」「納曾利」と奏楽「長慶子」がある。

六月の祭礼にはそのほか、六月十七日の例祭⁽²⁾がある。例祭は、三月十七日の祈年祭と同じ大祭式によって、午前十時から執り行われる。また、祭礼行事ではないが、六月晦日(三十日)に本社祓殿で、半年に一度の大祓式の年中行事がある。

第二節 管絃祭

(一) 御洲掘

旧暦六月十七日午後四時から行われる管絃祭は、厳島神社最大の夏の祭りである。明治以降は管絃祭に先だって旧暦六月五日の市立祭があり、それが終ると準備が進められた。しかし、現在は旧暦六月十一日の御洲掘の前日から飾り付けの準備が始まる。

御洲掘は本社から大鳥居までの間、社殿周辺の管絃船の通路の砂を掘り除くもので、船底の深い貿易船を用いた頃からの行事と考えられる。現在は広島市西区草津町から大竹市小方町に至る沿岸の各町内の人びとが出て奉仕している⁽³⁾。

(二) 御船組・御試乗式

管絃祭の二日前、旧暦六月十五日に管絃船の御船組が行われる。午前九時頃から厳島神社の社紋「三亀甲剣花菱」が入った上張りを着た御用大工(棟梁)と町内の大工が、社殿前の海中で管絃船を組立て飾り付けをする。管絃船は和船三艘を組み、座を張り屋形を掛ける。和船は江戸時代の初めの頃から、永く安芸郡倉橋島の人びとに依って提供されていた⁽⁴⁾。しかし、用立てが困難になった昭和三十七年(1962)から、神社が造った和船三艘を使い、平素は倉橋町の倉庫に保管されるようになった。翌旧暦六月十六日の午後八時半頃、潮が満ち管絃船が浮くと神職一同が乗船する。管絃船は呉市阿賀町の漕船に曳かれて大鳥居を通過し、沖合で三度廻って帰る試乗式が行われる。

(三) 管絃祭

管絃祭（図 27）は旧暦六月十七日、午後四時の^{はつれんさい}発輦祭⁽⁵⁾から始まる。宮司以下本社で祭典（修祓・献饌・祝詞奏上・玉串奏奠・撤饌）の後、御鳳輦^{ごほうれん}（屋根の上に金色の鳳凰の飾りを付けた御輿^{みこし}）に祭神の御分霊を遷し（遷御^{せんぎょ}）、管絃船へ向かう（出御）の儀式がある。御祭神の海上渡御の形式は明治十五年に始まったもので、船の^{へさき}舳に御鳳輦を据えた管絃船は「御座船」と呼ばれる⁽⁶⁾。平安時代以来永く、海上の船で管絃を奏し、社殿に祀られた御祭神を船上から慰めるという形式から、御鳳輦に遷した神霊が管絃船に乗って対岸の地御前神社や長浜神社などへ神幸するという形式へ大きく変化したのである。本社での出発式とも言える発輦祭が終り、午後五時頃、御鳳輦が管絃船に移されると、神職・伶人（管絃奏楽者）などが乗り込む。まず大鳥居の前で大鳥居の儀（献饌・祝詞奏上・撤饌・管絃奏楽）があり、その後、御座船は地御前神社へ向かう。御座船を曳航^{えいこう}するのは、江戸時代から呉・阿賀町の漕船と広島・江波町の漕船である⁽⁷⁾。また管絃船には、正徳元年(1711)に始まったと言われる「御供船」が随伴する⁽⁸⁾。御座船が地御前神社前の海岸に着くと、地御前神社前の儀（午後八時半頃、同上の祭典）がある。同様にして長浜神社、大元神社を廻り、再び大鳥居を通して客社を経て^{ひたさき}火焼前（舌先）に船を着け、御鳳輦が本社へ帰る（還御）。午後四時に始まった管絃祭は、深夜十二時頃に終了する。この間、所定の場において行われる数々の管絃奏楽については第二編で述べる。

管絃祭の起こりは、平安時代の末、久安二年(1146)から保元元年(1156)まで、前後十年間、安芸守であった平清盛によって招来された貴族の「管絃の遊び」に由来すると考えられる。当時都では寝殿造りの邸宅に苑池を設け、龍頭鶴首^{りゅうとうけきす}の船を浮かべ管絃の遊びが行われていた。厳島の入江に寝殿造りに模した社殿を造営した清盛は、都の風を取り入れ、御祭神を慰めるために海上に船を浮かべ、管絃を奏したのである。

管絃祭は、旧暦六月十七日夜の「御船管絃」という名で、室町時代の年中行事を記した「厳島内宮外宮神事年中行事」をはじめ、多くの文書に重要な祭事として記されている。江戸時代の『芸藩通志』には次のように記されており、今日の管絃祭とほとんど変わらない。

船管絃 同十七夜、これを行ふ。（中略）十六日、神前、御池にて、管絃の舳^ねを艤ふ。

三舳をならべ、座を連ね、竹にて、かきを結び、やかたを造り、さまさまの、彩花、燈籠をかく。これを御船組と称す。

十七日申刻、大鳥居の前より、船を出す。上卿已下、諸祠官、座主・供僧、各盛服

をなし、水主^{かこ}十四人、素袍、烏帽子を着し、舳を刺す。(後略)

神仏習合をしていた明治時代の初めまで、僧侶の参加があった点が異なるが、現代の管絃祭とほぼ同じ様子であったことが窺える。日取りも梅雨と台風時期を避け、大潮の日という気象条件を考慮して旧暦六月十七日というのが、室町時代の頃には定まっていた。笙^{しょう}・篳篥^{ひちりき}・竜笛^{りゅうてき}の三管、倭琴^{わごん}・琵琶^{ひわ}・箏^{そう}の三絃、鞆鼓^{かっこ}・太鼓^{たいこ}・鉦鼓^{しょうこ}の三鼓によって合奏する管絃については第二編で述べる。

(四) 居管絃祭

旧暦には閏月がある。六月が閏月になった場合、旧暦六月十七日の管絃祭が二度あることになる。『芸州巖島図会』(巻五)に「月閏^{うるふ}あれハ 後の十七夜神前にて管絃あり、俗にこれを居管絃といふ。」とある。閏月の六月十七日の管絃祭は社殿で行う。夜に入り午後六・七時頃、本社で祭典を行った後、本社前の高舞台で管絃を奏する。高舞台に管絃船にみたてた舳形^{へまきがた}三個を取り付け、屋形を組み、高欄との間の左右に十二ヵ月の造花を飾り付ける。造花は正月が松、二月は梅、三月は桜、四月は山吹、五月は花菖蒲、六月は若竹、七月は萩、八月は朝顔、九月は桔梗、十月は菊、十一月は紅葉、十二月は水仙である。明治二十五年(1892)に奉納された二潤筆「居管絃祭の図」(図 28)は、こうした居管絃祭の様子を伝えている。

管絃の曲は船管絃祭と同様で十三曲が奏され、祭礼の終了は午後九時半頃になる。なお戦後、居管絃祭があったのは昭和十五年、五十四年、六十二年の三回である。

第三節 玉取祭

明治初年まで供僧の行事として旧暦七月十四日夜に行われていた延年祭が、神仏分離により神社と島民によって行われる昼の行事となった。明治八年(1875)からは、旧暦七月十八日に執行され、海中で宝珠を奪い合う「玉取祭」(図 29)と称されるようになった⁽⁹⁾。現在は新暦八月中の休日の午前中に行われる。まず本社で宮司以下により祭典(修祓、献饌、祝詞奏上、玉串奉奠、撤饌)があり、引き続き潮合を見て玉取祭が行われる。神職が本殿に供えてあった宝珠を捧げ持ち、火焼前から船に乗って本社前の海中に組んだ櫓^{やぐら}へ運ぶ。宝珠は巖島のロクロ師が楠の木で作ったもので、櫓から吊るした盤の上に置く。火焼前から盤を吊る網が引かれ、上下する盤上の宝珠を争奪の末、盤から宝珠を落した「落し

主」と、宝珠を注進所へ運んだ「取り主」に福が授かるという⁽¹⁰⁾。

玉取祭は、旧暦七月十四日夜行われた延年祭に由来する。延年祭は室町時代の年中行事にも記され、「巖島内宮外宮神事年中行事」に「(七月)十四日夜延年御祭礼於大御前在之」⁽¹¹⁾とある。また、『巖島道芝記』に「(七月)十四日 延年 夜に入りて延年と云事あり。大宮御前三棟拝殿にて是を行ふ。供僧の行吏(事)也。」⁽¹²⁾とある。『芸州巖島図会』には次のように記されている。

(七月)十四日夜延年祭 供僧・伶人ことごとく出仕。大宮三棟拝殿にて是を行ふ。五尺四方の臺、これを地盤といふ。盤のうへ四隅に梅・松・桜の造り枝をたて、四手を切かけ、中に三尺余の木偶を装束美麗にかざりおく。像ハ大概福神の形にして毎年としごとに異なり、盤上ひに灯かかを挑げ、拝殿のうへへ釣りあぐる⁽¹³⁾。

明治初年まで、本社拝殿で大聖院座主によって作られた福神像(恵比須像・大黒像)(図30)を、夕暮の鐘を合図に東西の両町から裸の男子が集まり奪い合う行事であった。福神の頭部を取り得た者が福を授かる点は、それが宝珠に代わり玉取祭と呼ばれるようになってからも変わらない。しかし、僧侶の祭礼であった延年祭には、大きな変革が見られる。『芸州巖島図会』によれば、江戸時代には「六人猿楽」と言い、僧六人が梨打烏帽子を着て太刀を帯き、諷ひ舞り、同夜、少き僧による延年舞があつたが、今は無い。玉取祭になって変わったのは内容だけではなく、祭の時間が夜から昼へ変わり、場所も本社拝殿から本社前の海中へ移った。また、このような一般島民参加の祭礼は、その生活スタイルに応じて執行日などが変化するの否めない。

結語

海を舞台に行われる夏の祭礼は、海上社殿の形式をもつ巖島神社に最も相応しい。江戸時代の夏の市立には、近郊遠路から海上航路を伝って多くの商人たちが集まり、賑ったという。現在、夏市は立たないが、かつてと同様市立祭は夏の最大の祭礼である管絃祭の前哨であることに変わりはない。管絃祭は王朝の時代、都の苑池河川りゅうとうげきすに竜頭鷓首りゅうとうげきすの船を浮べた管絃の遊びに由来し、八百数十年の伝統を持つ。旧暦六月十七日の頃は三伏の候と呼ばれ、真夏の極暑の時季である。潮位の高い夜半、海上に船を浮べ潮風と雅な楽の音に神・人ともに暑さを凌ぎ暑さを忘れたものと思われる。

歴史の推移の中で多くの祭礼が、執行日や内容などを変えている。夏の祭礼では船上で管絃を奏するだけであった「管絃祭」が、明治十五年（1882）に祭神の海上渡御に変わり、「御座船」が海を渡るようになった。また、供僧の祭礼であった延年祭が、神仏分離によって社家の祭礼「玉取祭」になるなど、内容を大きく変えながらも、存続していることに注目したい。

[註]

第四章

- 1 前掲載『芸州巖島図会』（『宮島町史』630頁）
- 2 例年決まった日に行う祭で、神社の大祭中、最も重要な祭礼。明治初年、明治政府が全国の神社の社格制度を整備した時、各神社の最も重要な祭礼日を決めさせた。
- 3 現在は、神社から広島市西区草津町のほか、大竹市大竹町・玖波町・小方町、佐伯区五日市、廿日市市への出夫の依頼が出される。
- 4 『芸藩通志』巻十四（『宮島町史』332頁）の「船管絃」の項に「安芸郡倉橋島、本浦新六が先祖、善右衛門、寛永年間、始めて新造の船を献す」とある。寛永年間は1624～1643年。
- 5 「輦^{れん}」（てぐるま）は人が引く車。御輿^{みこし}の出發式。
- 6 明治十四年（1881）、管絃祭を海上渡御の形にしようということになり、「御鳳輦^{ごほうれん}」が新調され、翌年から管絃船に据えられるようになった。（野坂元定「巖島神社の神事と芸能」『巖島民俗資料緊急調査報告書』広島県教育委員会、1972年、226頁）
- 7 元禄十四年（1701）の管絃祭の時、台風が襲来し地御前から長浜へ向かう途中で管絃船が遭難した。その時、いち早く救援したのが阿賀村（現呉市阿賀町）の鯛網船と、江波村（現広島市江波町）の古川屋伝蔵の伝馬船であったことから、以来、両村の船が管絃船の漕船を奉仕するようになったと伝える。（巖島神社社務所編・発行『伊都岐島』昭和五十一年、48頁）
- 8 宝永の頃（1704－1710）、巖島神社棚守の依頼で、広島城下紙屋町の釣灯笼屋市兵衛が、管絃船をスッポリ覆う雨合羽を作り、正徳元年（1711）、紙屋町から「雨具御用船」を出し、管絃船に随従したのが「御供船」の濫觴^{らんしょう}と言われる。（野坂元定「巖島神社の神事と芸能」『巖島民俗資料緊急調査報告書』227頁）

- 9 明治八年（1875）に大鳥居建立の残材で宝珠を作ったのは始まりという。（国立歴史民俗博物館編『日本の神々と祭り』2006年、145頁）
- 10 両者に神社より家内安全の祈祷、金幣、神酒宝珠などの授与、世話人により賞金、副賞を授与される。
- 11 『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1483頁。
- 12 『宮島町史』195頁。
- 13 『宮島町史』773頁。

第五章 秋・冬の祭礼行事

緒言

秋の九・十・十一月の祭礼は、前述のとおり、春の祭礼が繰り返されるもの、対となるものが多い。九月上旬の七浦神社祭や秋分の日の秋季祖霊祭、また春分時に対する秋分祭、桃花祭に対する菊花祭、祈年祭に対する新嘗祭などである。

気候のよい収穫の季節、秋の祭礼は回数も多く、神社にとって意味のある重要な祭礼が続く。特に十・十一・十二月は毎月二回、大・中祭式による祭礼があり、芸能（舞楽）を伴う祭礼も多い。十月の菊花祭と三翁社祭、十二月の天長祭には五～九曲の舞楽が舞われ、芸能を伴わないが十月の神嘗祭当日祭、十一月の新嘗祭、十二月の御鎮座祭など重要な祭礼がある。

ここでは、秋たけなわの十月、菊花を祭神に供える菊花祭を中心に九・十月の祭礼と、十一月の新穀を供える新嘗祭、十二月の祭神の鎮座を記念する御鎮座祭を中心とする十二月の祭礼について述べる。

第一節 菊花祭と九月・十月の祭礼

菊花祭は、江戸時代には大宮御祭・大宮祭と呼ばれ、旧暦九月十四日に行われていた。『畿島道芝記』に大宮御祭について次のように記している。

(九月)十四日 大宮御祭 三月御祭同前也。酉の剋供僧、客人宮拝殿に着座。社家、
衆僧迎^{しゅうそうむかへ}とて、廻廊にて楽あり。供僧大宮の袂殿に到る。六家、大床に昇殿す。
楽方・舞方左右の楽屋に着座。新曾利古 一曲 万歳楽 地久 散手 陵王 貴
徳楽 納蘇利 長慶子、供華とて菊花品々奉る。三月桃花のごとし。⁽¹⁾

すなわち夕方六時、供僧は客社拝殿に集まり、社家は廻廊で管絃を奏して供僧を大宮袂殿に迎え、一緒に本殿に昇って祭祀を執り行った。また、楽方・舞方は左右の楽屋（楽房）に分かれて座し、「新曾利古」以下の舞楽があり、菊花を供えること、三月の大宮祭で桃花を供えるのと同様である、というのである。しかし明治初年以降は、毎年十月十五日午後五時から行われ、菊花祭と呼ばれる。春の桃花祭と対置する祭礼で、祭礼の内容は桃花祭

とほぼ同様である。舞楽は桃花祭と同じく、「振鉦三節」など八曲・奏楽二曲である。ただし、桃花祭では「桃季花」の奏楽中に紅白の桃花が本社本殿に奉獻されるのに対し、菊花祭では「賀殿急」を奏楽中に紅白の菊花が供えられる（図 31）。

九月上旬の七浦神社祭は三月上旬の七浦神社祭と同じ祭典が行われる。また、春分の日に行われる春分祭に対し秋分の日に行われる秋分祭、春季祖霊祭に対し秋季祖霊祭がある。九月十八日に千疊閣で行われる豊国神社祭は、神仏分離後に始まった祭礼である。

十月の祭礼には、十月十五日午前九時半に執行される氏神祭がある。神社の氏子総代・世話人・氏子たちが参列して行われる祭礼で、祭式次第・服装などは二月十一日の紀元祭と同様である。同日午後五時から先述の菊花祭が執行される。また、十月十七日午前九時から^{かんなめさい}神嘗祭当日祭がある。神嘗祭は、その年の新穀を大御神（天照大神）に奉る伊勢神宮の祭儀に倣って行われる祭礼である。祭式・神饌・服装などは、二月十一日の紀元祭と同様である。

十月二十三日、午前十時から摂社の三翁神社祭がある。祭典後、拝殿で舞楽二曲が奏される。三翁神社（図 32）は室町時代には今社と記され、江戸時代には仏教色の強い山王社と書かれ、『芸藩通志』に次のように記されている。

山王社祭 二月、十一月、上酉の日、祠官、内侍、神楽男、仕人、配膳、相会し、神供を献し求子の舞ひをなす。九月廿一日にも、祭奠、舞楽あり。古文書に相國祭のこと見ゆ。此祭の事なるべし。當社、平相國を配祭るといふ⁽²⁾。

これによると山王社祭は年に二回、二月と十一月の初申祭の翌日、上酉の日に行われた。祭典と舞楽があり、平清盛を祀ったという。また、江戸時代後期の『芸州巖島図会』には、「九月廿三日 山王祭之図」が載せられ、山王社は本社の東、坂本にあり、祭神は三座であると記している。三座とは、中央の^{おうみしかこほり}江州滋賀郡坂本（延暦寺鎮守の山王社、現在の日吉大社）から、^{かんしやう}勧請した山王神と、左右の平清盛と佐伯氏の祖・佐伯鞍職をいう⁽³⁾。仏教的な名称の山王社から明治初年の神仏分離により、名称が三翁社と改められ、現在は佐伯鞍職、岩木翁、所翁の三翁を祀っている。

第二節 新嘗祭と十一月の祭礼

十一月二十三日、午前十時に新嘗祭が大祭式で行われる。この日は国民の祝日・勤労感

謝の日である。祭式・神饌・服装などは三月十七日の祈年祭に順同する。新嘗祭は、豊作を祈る春祭・祈年祭に対置し、秋に収穫した穀物を供え神に感謝を捧げる祭礼である。明治初年まで、旧暦九月十二日に行われ、永く九月十四日の大宮祭とともに秋の二大祭礼であった。「巖島内宮外宮神事年中行事」には、「(九月) 十二日しうらいの御供参 但廣池名より調之 庭火在之 和琴在之 但笛 ふと笛 楽頭役 東遊舞在之 集会乱序 振鉦在之 抜頭 納曾利」とある。また『芸州巖島図会』にも次のように記している。

九月十二日 ^{にひなめこくう} 新嘗御供

この日両宮に新穀を奉る。是を秋来の御供といふ。諸祠官・内侍これを行ふ。燎をたき舞楽あり。和琴・太笛を用ひ、榊葉・東遊・求子を舞ふ。また抜頭・還城楽あり⁽⁴⁾。

「新嘗御供」はまた「秋来の御供」といい、その年に収穫した新しい穀物を本社・客社の両宮へ供える祭礼である。「燎」⁽⁵⁾とは庭火のことで、庭でかがり火を焚き舞楽や和琴・太笛による管絃があり、榊葉・東遊・求子が舞われた。神への感謝と収穫を祝う祭礼が盛大に行われたことが窺える。かがり火を焚いたとあることから、祭礼は夕刻に行われたのであろう。また棚守家に伝わる「抜頭」が、正月五日の禁裏御祈禱（現在の地久祭）だけでなく、新嘗祭でも舞われていたことが判る。現在も新嘗祭は祈年祭と同様に、神社責任役員、氏子総代、各町内の世話人など多くの人々が参列する。大祭式で執行され、宮司以下神職が客社祓殿で修祓の後、捲簾⁽⁶⁾・献饌・祝詞奏上・玉串奉奠・撤饌・垂簾⁽⁷⁾・退下の順序で行われる。神饌は洗米、神酒、鏡餅、鯛（海魚）、小魚（川魚）、卵（野鳥）、昆布・海苔（海草）、野菜、果物、塩水で、春日台十台に載せて献じられる。捲簾・献饌と撤饌・垂簾の間、管絃が奏される。客社・本社の祭典が終わると本社拝殿で参列者一同に神酒拝殿があり、さらに朝座屋で直会がある。

十一月の祭礼には、このほか十一月三日の国民の祝日・文化の日の午後十時に明治祭（明治節祭）があり、二月十一日の紀元祭と同じ祭礼が執行される。

第三節 御鎮座祭と十二月の祭礼

御鎮座祭は祭神の鎮座を記念する重要な祭礼の一つで、十二月の初申日に午前十時から大祭式で執行される。祭式・神饌・服装・舗設などは、三月十七日の祈年祭と同じである。

巖島神社は社伝によれば、創建を推古天皇即位元年（593）の十一月初申の日とする。室町時代の「巖島内宮外宮神事年中行事」には、十一月の「初申御祭」と記され、府中（安芸安南郡）の上卿、当社の上卿と祝師の舞があり、客社前で「万歳楽」「地久楽」が、また本社前で「甘州」と「林歌」の舞があると記している⁽⁸⁾。『芸藩通志』の「祭祀祈祷 法楽雑行事」には、その当時行われていた大小百余の祭祀祈祷・法楽雑事のうち、初申の祭を最も重要な祭として冒頭に挙げ、次のように記している。

初申祭 毎歳、二月、十一月、これを行ふ。（中略）十一月の祭をば、鎮座祭とも称す。本社の神、始て鎮座ありしは、十一月十二日にて、其日、壬申なりし故に、此日を用といふ。毎歳、祭の前月、末の亥日より、祭の日に至るまで、十日の間、当社の祝師、上卿、齋所に入て、潔齋す。国府上卿、田所氏も、其地にありて、齋す。未の日、夜半両宮に神供を献す。内侍・伶官楽を奏す。韓神の歌曲、和琴・太笛あり。これを國祭と称す。（中略）

二月・十一月、祭儀同じ。但十一月にハ御燈消覆槽置といふ事あり。是皆神代の遺法なりと云。又十一月の祭より、来歳二月の祭までは、山に入ることを禁し、島巡をも許さず。おもふに、静にして、神を鎮座セしむるの意なるへし。一年の祭事、殊に此二祭を重ず⁽⁹⁾。

二月初申の日と十一月初申の日の祭礼は、巖島神社にとってことに重要な祭礼であり、十一月の祭礼は鎮座祭と称した。十日も前から祝師や上卿は潔齋し、前日の夜半、本社・客社の両宮へ御供をし、内侍・楽人による管絃があった。また当日は祭典後、祝師・上卿の柵舞をはじめ、国府の祠官などによる人長舞があった。そのほか柵葉・明子などの歌曲をうたい、舞楽「万歳楽」「延喜楽」「甘州」「林歌」があったと記している。なお、この日から二月初申の日までの三ヶ月の間、山に入ることも島巡りをすることも禁止する慣しは、巖島が伊都伎祀る島として崇敬されて来たことを示すばかりではなく、巖島の森厳な原始林と清浄な自然環境を保つ上で意義があったと思われる。

そのほか十二月の祭礼には、二十三日午前十時から執行される天長祭がある。天長祭は天皇の誕生日を祝う国民の祝日の祭礼で、二月十一日の紀元祭と同じ祭典が行われる。また祭典後、舞楽「振鉦」「万歳楽」「延喜楽」「蘭陵王」「納曾利」と奏楽「長慶子」がある。

また十二月恒例の年中行事として、三十日午前九時執行の御煤払式があり、三十一日午

後三時の大祓式⁽¹⁰⁾、同午後四時の除夜祭⁽¹¹⁾、同午後六時の鎮火祭と続く。例年十二月十四・十五日に大掃除が行われるが、御煤払式は神職一同客社祓殿で修祓の後、再度客社・本社の内陣の大掃除をするものである。その間に社紋入りの法被^{はっぴ}を着た御用大工が拝殿の注連縄^{しめなわ}を新しいものと張替える。鎮火祭は、明治初年まで「晦山伏^{つごもり}」と呼ばれ、大晦日に山伏供僧によって行われる行事であった。「晦山伏^{つごもり}」は『芸藩通志』に次のように記されている。

晦山伏^{つごもりやまぶし} 同夜、供僧等、松明、あまた、手々に燃して、大宮の拝殿に、馳参て、読経あり。承仕、幣を執て、前導し、螺^{ほら}を吹く。修験^{しゅげん}の装^{よそほひ}を、なせり。是を晦山伏といふ。炬火風^{たいまつ}に吹かれ、散乱すれど舎屋、樹木に、つくこと、かつて、これなし。故に、世其余燼を得、火災消除の符とす⁽¹²⁾。

すなわち十二月晦日の夜、供僧たちが大勢手に手に松明^{たいまつ}を持って集まり、本社拝殿で読経をし、螺^{ほら}を吹いた。供僧たちが本社に来る途中、松明が風に吹かれて散乱したが、かつて家屋や樹木に火がついて火事になったことがないので、人びとはその燃え残りを「火災除けの護符^{おまもり}」にしたという。この大晦日の夜の「晦山伏」の行事は、神仏分離によって僧が神社の祭礼に関わらなくなってからは神社の行事となり、名称も「鎮火祭」に変わった。

鎮火祭は現在、本社祓殿と三笠浜で行われる。祓殿では大鳥居に向かって案（高い台）を設置し、神饌⁽¹³⁾を供え、松明二本⁽¹⁴⁾を立てかけ、台の左右に雪洞^{ぼんぼり}一對を立て、あらかじめ火打石^{おこ}で熾した忌火を移して置く。午後六時前、本社祓殿で権宮司以下神職は修祓の後、祭典を行い、雪洞の忌火（浄火）を松明に移す。その松明が三笠浜へ運ばれ、竹を立てて注連縄を張り、真中に町民が積み重ねた松明の大束⁽¹⁵⁾へ点火されると、人びとはそれをもって三笠浜を走り廻る。鎮火祭終了後、町民はその火をろうそくに移して火難除けとして持ち帰り、神棚に置いて燈明として新年を迎える。

十二月の巖島神社の行事で特に重要なのは、元旦の午前零時から行われる御神衣献上式に向けての諸行事である。江戸時代までは『芸藩通志』に「御衣縫^{(みそ)ぬい} 十二月廿五日夜より、祝詞・棚守、社中において、内侍をして新神衣を縫ハしむ⁽¹⁶⁾」とあるように、二十五日の夜から御神衣を縫い始めた。平成十四年までは、二十六日午前十時の「御神衣御裁式」に始まり、二十九日午前十時の「御神衣御綿入式」、三十一日午後二時の「御神衣御疊換式」と、引き続き「御神衣御祓式」があり、元日零時の御神衣献上式の準備が整った。

「御神衣御裁式」は、本社幣殿で、御神衣となる亀甲繫ぎ綾地紋の表地と生羽重の裏地を、宮司が裁断する儀式である。裁ち終った御神衣の絹地は 折櫃に納められ、老内侍⁽¹⁷⁾に渡され、社務所内で二十八日までに縫い上げられた。「御神衣御綿入式」は、本社幣殿で御神衣（本社の御神衣のみ）に綿を入れる儀式で、綿を入れた神衣は再び老内侍の手で三十日までに縫い上げられた。しかし、こうした一連の神衣に関わる儀式は、神衣を縫う老内侍が居なくなった平成十四年以後行われていない。「御神衣御畳換式」は、本社内陣の簾外で折櫃に入れた御神衣を点検し、畳換え（畳直し）をする儀式である。夕刻こうした儀式すべてを終え新年の祭礼を待つのである。

結語

秋には収穫の歓びと神への感謝を表わす祭礼行事が続く。十月の神嘗祭、十一月の新嘗祭である。また、秋の佳節に行われる三翁社祭は、神仏分離によって天台宗との関わりが深い仏教的な山王社祭から名称を変えたもので、時代の推移に応じてゆく姿勢が窺える。現在、三翁神社には佐伯鞍職、岩木翁、所翁の三翁を祀るほか、神社に縁の深い安徳天皇・二位尼など九柱を合祀する。『芸藩通志』に山王社に祀ると記された平清盛は昭和二十九年に西の松原に建設された清盛神社へ移された。さまざまな変遷があるとしても、始祖および伝統を尊重する精神が、神社存続に大きな力になっていると考える。

十一月の新嘗祭は、その年に収穫された酒・米・魚・鳥・海草・野菜・果物など海の幸、山の幸、里の幸を神前に供えて神への感謝を奉げ、収穫を祝う祭礼である。祭典が終れば社人、氏子、町内世話人などが一堂に会し、朝座屋で直会がある。また、本社拝殿で参列者に神酒拝戴があり、神も人も相和すところに祭礼の重要な意義があると思われる。

[註]

第五章

- 1 『巖島道芝記』巻六（『宮島町史』197頁）
- 2 『芸藩通志』巻十四（『宮島町史』334頁）
- 3 『芸州巖島図会』巻二（『宮島町史』619頁）
- 4 『芸州巖島図会』巻五（『宮島町史』777頁）
- 5 庭で焚いて照明とする火で、特に宮中で神楽がある時、庭で焚くかがり火をいう。

- 6 本殿の簾を巻き上げること。
- 7 本殿の簾を下げること。
- 8 『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1488頁。
- 9 『芸藩通志』卷十四（『宮島町史』329頁）
- 10 六月三十日の大祓式と同じ祭典。
- 11 月旦祭と同じ祭典。
- 12 『宮島町史』334頁。
- 13 洗米・神酒・干魚。
- 14 松明は肥松を割ったものを縄でしばったもので俗に「火蛸」と呼ばれる。
- 15 古竹を芯として作った大きな松明。
- 16 『芸藩通志』卷十四（『宮島町史』334頁）
- 17 内侍は本来、後宮一切を司る女官であるが、厳島神社における内侍は、祭神に奉仕する巫女で、神楽や祈祷を行い神託を告げる女性であり、閉経後の内侍を老内侍と言う。

第六章 年間の祭礼と芸能の変遷

緒言

巖島神社の祭礼は、明治初年を境に大きく変わった。明治以前にどのような祭礼行事があり、また、祭礼に伴う芸能があったのか。記録に残る室町時代以降の巖島神社の年間の祭礼行事と、そこに見られる芸能の変遷を辿ってみる。具体的には、室町時代の祭礼について知ることができる「巖島内宮外宮神事年中行事」と「巖島内外宮社役神事次第」、江戸時代の祭礼について記した『巖島道芝記』『芸藩通志』『芸州巖島図会』の年中行事と、そこに見られる芸能を抜き出して、現在のそれと比較し、祭礼行事に伴う芸能がどのように変遷したかを明らかにする。また、現在は失われているが、過去に在った芸能についても言及し、巖島神社の祭礼行事に伴う豊かな文化的芸術的側面について述べる。「表7 巖島神社の祭礼行事と芸能（抜粋）対照表」は、室町・江戸時代の年中行事の記録に基づき、祭礼に伴う芸能を抜き出したものである。この対照表を手懸りとして、年中行事に見られる芸能を比べるに当り、前章と同様、一年を比較的祭礼行事が集中する正月と二月、春、夏、秋と十二月の四期に分けて考察する。

第一節 正月の祭礼と芸能の変遷

前述のとおり、江戸時代までを正月元旦、寅の上刻（午前三時頃）に行われていた「おんそ奉る」⁽¹⁾「御衣献上」⁽²⁾は、現在、午前零時に行われ「御神衣献上式」と呼ばれ、年の初めの儀式として継承されている。以下、曆に従って祭礼に伴う芸能の変遷を述べる。

- (一) 元旦の祭礼は、現在、午前五時に「歳旦祭」が施行され、引き続き舞楽が奉奏される。しかし、『巖島道芝記』『芸藩通志』によれば、古くは内宮・外宮で午前六時頃「卯刻御供」があり、本社・客神社の両宮に午前十時頃「巳刻御供」と正午の「御供」があったことが分かる。『巖島道芝記』巻六に元旦の祭礼について次のように記している⁽³⁾。

正月元旦

卯刻御供 御鏡餅・御強飯^{おきやう}を奉る。上卿・祝師出仕す。定数あり。

同 外宮地御前大明神へ社家中渡海して礼拝あり。外宮の棚守御供奉る。
東遊^{あづまあそび}を奏す。

巳刻御供 大宮・客人宮御供并伏兔糰餅^{ぶとまがり}を奉る。定数あり。社司・内侍出仕す。恒例の式法あり。是を公之御祈念・国家安全の御供と云。
(中略)

午刻 大宮御前・客人御前・両宮御供奉る。其数百^{もも}に余り。社家・内侍・舞楽の役人出仕。云々。

正月午刻の「御供」は月次の神供を奉り、舞楽があった⁽⁴⁾。元旦の舞楽は「振鉦三節」で、これは現在も変わらない。

ところが、明治初年まで盛大に行われていた外宮の正月の祭礼「外宮御祭」とそれに伴う諸芸能はほとんど失われている。室町時代の古文書「厳島内宮外宮神事年中行事」の「外宮年中御神事御祭次第」に「正月一日 御供参 但田三段横竹ニ在之、東遊舞在之、装束小忌衣」⁽⁵⁾とあるほか、先に挙げたように江戸時代の『厳島道芝記』の正月元旦の項に外宮において内宮と同じ卯刻に御供があり、「東遊を奏す。」と記されている。しかし、正月元旦の祭礼で行われていた「東遊舞」または「東遊」は、正月の外宮御祭が無くなるとともに失われた。「東遊」は平安時代から行われた歌舞の一種で、もと東国の歌舞であったが、宮廷に取り入れられて形を整え、神社においても奏されるようになった芸能である。平安時代に東大寺や賀茂神社などの諸社寺で行われており⁽⁶⁾、厳島神社に何時頃伝えられたかはさだかでないが、室町時代の文書の正月一日の項に、「外宮にて東遊舞」と出て来る。明治初年まで永く外宮の正月の祭礼に欠かせないものであったと思われる。また、『芸州厳島図会』には外宮の新年の祭事に「榊舞・東遊・求子の曲を奏す」とある。榊舞・求子の曲は東遊の中の歌舞・歌曲の一つであるが、いずれも現在は絶えている。

(二) 正月二日の祭礼は現在、午前九時に「二日祭」が執行され、舞楽は午後一時に「万歳楽」と「延喜楽」が奉納されている。しかし、明治初年以前は午刻(正午)に御供と舞楽があり、演目は室町時代の「万歳楽」と「地久楽」(地久)から、江戸時代以降は「万歳楽」と「延喜楽」に変わっている。また現在、午前十一時から「御松囃神能」がある。『芸藩通志』巻十七に「(正月) 二日、棚守の家にて、松囃子あり、東西町人、神能に出る者、皆會す」⁽⁷⁾と記され、江戸時代まで西町にある棚守家で

行われていた松囃子能は、現在、本社祓殿で一月二日、午前十一時から奉納される。第二編で詳しく述べるが、松囃子とは正月松の内に行われる囃子⁽⁸⁾の意で、江戸時代までは三月十五日の大宮祭の翌日行われた法楽神能に出る者が全員、正月二日、棚守屋敷(図33)に参集し、舞(仕舞)と囃子(笛・鼓・太鼓などによる音楽)を興行したのである。松囃子が終ると饗応があり、その席で法楽神能の番組が申し合わされるのが恒例であったと言われる。しかし、三月の大宮祭が四月十五日の桃花祭となった現在、桃花祭の翌日から三日間演じられる桃花祭神能の番組は、御神能執事が決めている。

- (三) 正月三日は現在、午前九時に元始祭が執行され、午後一時から舞楽「太平楽・狛鉾・胡徳楽・陵王・納曾利」の五曲と奏楽「長慶子」があるが、曲目は室町時代以来、変っていない。しかし、江戸時代まで大元神社と本社であった「神楽始」は失われている。「巖島内宮外宮神事年中行事」に「大本ニテ神楽哥うたひ物在之」とあり、『巖島道芝記』に「大元の神前において、上卿・五人の神楽男かくらを奏す。此後両社御前にて奏す。」とあるように、正月三日の神楽始は新年恒例の年中行事であった。神楽は第二編で詳述するが、古くは神遊びとも呼ばれ、神慮を慰めるために、神楽笛、和琴、箏の楽器の伴奏に合わせて神楽歌を歌うものである。所謂、氏神の祭りで演じられる里神楽とは異なる神聖な祭礼儀式における宗教音楽と言われる⁽⁹⁾。神楽歌を歌う人、その伴奏をする人を総称して神楽人と言ひ、神楽男は神楽を専門とする者が居たと考えられる。
- (四) 一月五日もまた、両宮(本社・客神社)で神楽が奏された。『芸藩通志』に「禁裏御祈禱 一に、天下御祈禱と称す。同五日寅刻、上卿以下、諸祠宮、内侍、神楽男、神楽を奏す。」とあるように、朝四時の祭礼の後、神楽男が出仕して神楽を奏している。しかし、現在は午前五時に祭礼「地久祭」があり、神楽は無く、引き続き舞楽が奉奏される。舞楽の曲目は「振鉾・甘州・林歌・抜頭・還城楽・長慶子(奏楽)」で、まったく変っていない⁽¹⁰⁾。
- (五) 一月六日、「巖島内宮外宮神事年中行事」の中の「外宮年中御神事御祭次第」によれば、「神明寺御祭」があり、「乙女子舞」が在ったと記されている。しかし、江戸時代以降の記録には見られない。「乙女子舞」は「求子舞」のことであると思われ、正月一日の「東遊」で述べたとおり、東遊の中の歌曲の一つである「求子歌」⁽¹¹⁾に合わせて舞われたと考えられる。

(六) 一月七日、『厳島道芝記』に「七種神楽 大元において社家役人神楽を奏す」とあり、大元神社で室町・江戸時代を通じ七種神楽があったことが判る。しかし、明治初年以後、行われていない。明治初年を境に神楽が行われなくなった理由は定かでないが、神楽を専門とする神楽男が居なくなったのが主な理由と考えられる。

(七) 一月九日は「厳島内宮外宮神事年中行事」に「当社御連哥初 座主興行也」とあり、新年最初の連歌会が、座主⁽¹²⁾によって催された。『厳島道芝記』にも同様の記述があるところから、江戸初期までであったと思われるが、以後の文書には、一月九日の連歌初の記載にはない。

連歌は万葉集の時代からあり⁽¹³⁾、和歌の上句(五・七・五)と下句(七・七)を歌人が、唱和し読み続ける文芸である。百句(百韻)読むのが基準であるが、歌仙(三十六句)・世吉(四十四句)・五十韻・千句・万句と長く連ね、連想による言葉のしりとり遊びと掛け合いの変化を楽しむ文芸として発達し、中世・近世にわたって流行した。

厳島には連歌が流行した鎌倉・室町時代を通じ、歌人西行法師(1118-90)をはじめ、和歌・連歌をよくした当代一流の文化人⁽¹⁴⁾が来島し、その影響もあって連歌愛好の土壌が形成されていたと思われる。「厳島内宮外宮神事年中行事」にも毎月二十五日には「月次連歌」があり、『芸藩通志』にも「法楽連歌 廿五日、天神祠にて、連歌あり。是より毎月例会とす。」などと記され、連歌会(図 34)が盛んに開かれていたことが判る。しかし、現在は本社殿横にある天神社(図 35)で、二月二十五日に祭祀が行われるのみである。連歌はわが国独自の優れた文芸であり、芸能だけでなく文芸も盛んであった時代の厳島の活気を窺い知ることができる。

(八) 一月十七日には、明治初年の神仏分離まで「管絃経」または「管絃講」と言われる行事があった。『芸州厳島図会』に「一に十七夜講と称ず。大宮御前に於て、供僧ハ終日法華経を誦読し、伶人ハ楽を奏ず。甘州・五常楽・皇馨・太平楽・鶏徳楽なり。十二月十七日にハ客人宮にて行へり。」とあるように、一月十七日は本社で、また十二月十七日には客神社前で終日、供僧は法華経を唱え、伶人は管絃五曲「甘州・五常楽・皇馨・太平楽・鶏徳」を奉奏したが、供僧の法華経誦読が無くなるとともに、管絃の奉奏も無くなったと考えられる。

(九) 初申祭は明治初年まで毎年二月と十一月に行われ、『芸藩通志』に「一年の祭事、珠に此二祭を重ず。凡当社の祭かならず、祠官・供僧、同くこれを行ひけるに、僧徒、

立ち入らざるハ、唯此二祭のミなり。」⁽¹⁵⁾と記されている。初申祭は神仏習合の時代にあっても、神官のみで祭祀が執り行われ、創建当初より在った神社で最も重要な祭礼であったと考えられる。

室町時代の初申祭には、笛（神楽笛）・和琴・箏箏などの伴奏で歌い舞われる神楽・韓神神楽、催馬楽などがあった。韓神は神楽歌の一つで⁽¹⁶⁾、歌唱中、白い布を巻いた藤の輪を付けた柵を持って舞う人長舞がある。催馬楽は雅楽歌曲の一種⁽¹⁷⁾で、管絃の伴奏に合わせて歌われた。また、江戸時代を通してこの初申祭には、祝師による「柵舞」と、国府の祠官による「人長舞」があり、明子の歌曲など神楽の曲が歌い舞われた。⁽¹⁸⁾しかし、これらの芸能は明治初年以降、見られない。

- (十) 二月の酉日に江戸時代まで、山王社で「酉日御祭」があった。しかし、前述のとおり明治五年以後、仏教的な名称である山王社は三翁社と記されるようになり、酉日御祭は、十月二十三日の三翁神社祭へ移行している。祭礼に伴う芸能も酉日御祭の時代には、東遊の歌舞の一つと考えられる「乙女子舞」や神楽の曲である「柵の舞」があったが、現在は無く、三翁神社祭では祭典中舞楽が二曲舞われるのみである。

第二節 春（三・四・五月）の祭礼と芸能の変遷

- (一) 江戸時代まで三月十五日に行われた春の大宮祭は、現在、四月十五日に移行し、「桃花祭」と呼ばれている。桃花祭では午後五時の祭典後、舞楽九曲「振鉦・万歳楽・延喜楽・一曲・蘇利古・散手・貴徳・陵王・納曾利」が舞われ、二曲「桃李花・長慶子」の奏楽がある。大宮祭の時代も舞楽「振鉦」で始まり、途中桃花を献じる間、「桃李花」の奏楽があり、最後は「長慶子」で終る点は変わらず、舞楽の曲目もほぼ踏襲されていると言える。但し、室町時代にあった「地久楽」が、江戸時代以降は演じられていないこと、江戸時代まであった「鳥向楽」が現在の祭礼には見られないこと、古くは桃花の御供の時に「十天楽」が奏されたのに対し、現在は「桃李花」が奏されていることなどが主な違いと言えよう。

「十天楽」は仏前に御供をする時に奏される楽であったため、神仏分離の後、「桃李花」に変わったものと考えられる。

- (二) 江戸時代の初め、大宮祭の翌日の三月十六日と十七日の二日間、海上の能舞台で御能が奉納された。江戸時代中期以降は「法楽神能」と言われ、三月十六・十七・十八日の三日間、演じられた。新暦となった明治初年以後は、四月十六・十七・十八

日の三日間、桃花祭御神能がある。文明九年（1477）の寄進名がある翁面が巖島神社に収蔵されているので、それ以前にも御能があったと考えられるが、仮設の能舞台であったために記録されなかったものと考えられる。

- (三) 神仏習合時代の四月八日、釈迦誕生日に本地観音堂において管絃経が勤行された。供僧による法華経の誦読と伶人による管絃の奏楽があったが、神仏分離以降、この行事も管絃の調べも無くなった。
- (四) 江戸時代まで五月三日に行われた外宮御祭は、明治初年の新暦移行後も旧暦で行われ、旧暦五月五日の地御前神社祭となり、今日に至っている。祭礼に伴う芸能は、舞楽が今日までほぼ同じ「陵王」と「納曾利」が舞われて来たのに対し、江戸時代まであった「東遊」や「柵舞」「人長舞」は今はない。また、古くは外宮御祭は四日・五日と続き、四日には管絃の奏楽や獅子舞があり、五日には管絃と流鏝馬があった。現在は外宮御祭の三日目に当る旧暦五月五日に祭礼があり、舞楽二曲と流鏝馬などを伝承している。
- (五) 江戸時代までは無かった祭礼に、五月十八日の推古天皇祭遥拝式があり、舞楽「振鉦」「万歳楽」「延喜楽」「陵王」「納曾利」が舞われ、「長慶子」の奏楽がある。

第三節 夏（六・七・八月）の祭礼と芸能の変遷

- (一) 現在、旧暦六月五日、新暦ではおよそ七月上旬に市立祭があり、祭典後、舞楽「振鉦」「万歳楽」「延喜楽」「陵王」「納曾利」が舞われ、「長慶子」の奏楽がある。これは江戸時代に盛んであった春夏秋の三市のうち、最も盛大であった夏市の市立初日を記念する名残りの祭礼と思われる。しかし、江戸時代には市立初日の祭礼はなく、それに伴う芸能もなかった。しかし、『芸州巖島図会』によれば、三度の市には歌舞伎の名人が大勢来島して勧進興行があり、大道芸の一種と思われる「鼻高仮面のわざおき俳優」による芝居などがあったことが判る⁽¹⁹⁾。
- (二) 旧暦六月十七日、夏最大の祭礼である船管絃があり、前述のとおり、明治十五年まで永く海上の船から祭神を慰める管絃を奏していた。船上で奏する管絃の曲として、室町時代の「巖島内宮外宮神事年中行事」には、「青海楽・蘇合香楽・越殿楽・甘州・皇聲・五常楽・扶南・太平楽・鶏徳」の十曲が記されている。祭神の分霊を遷した御鳳輦を船先に安置し神幸するという形式を執る現在、奏される管絃の曲は「平調音取、万歳楽、三臺塩急、五常楽急、陪臚、慶徳、越天楽、老君子、早甘州、抜頭、

林歌、伊勢乃海（催馬楽）、合歓塩」の十三曲である⁽²⁰⁾。平安時代から今日までほぼ同様の管絃の曲が奉奏されて来たと言えよう。

- (三) 室町時代には七月一日の御供の際に、東遊舞と乙女子舞があり、七月七日の御供の時にも乙女子舞があった。また、江戸時代にも月次御供に東遊が舞われ、七月七日の佳節御供に榊舞や求子が舞われたことが『芸藩通志』の「祭祀祈祷法楽雑行事」に見られる。しかし、現在は佳節御供も東遊舞・乙女子舞・榊舞や求子の舞もない。
- (四) 七月十四日夜、神仏分離の明治初めまで延年祭があった。『巖島道芝記』『芸州巖島図会』にも同様の記述が見られ、『芸藩通志』によれば、僧徒、伶官が大宮に会してこれを行ったという⁽²¹⁾。拝殿に釣った地盤に福神の像を置き、夕暮時、鐘を合図に東西両町の男子がこれを奪い合う行事は、現在八月中旬の玉取祭に移行している。しかし、この行事の後、六人の僧が朗詠を詠い、伶官が祓殿で「青海波」を奏すことはなくなった。朗詠は漢詩に曲をつけた歌曲で、貴族の間から発生したものという。『芸州巖島図会』では「僧六人 梨打鳥帽子を着て、玉手纏太刀を帯き、諷ひ舞ふ⁽²²⁾」と記し、「六人猿楽」と呼んでいる。またその後、供僧は大宮から客人宮へ移動して列座し、「供僧の内少き僧一人、黒衣を着し素き帯をしめ、頭ハ袈裟を以てつゝミ御殿に向て舞ふ。また一人笏拍子を取て朗詠をうたふ。⁽²³⁾」という「延年舞」があった。しかし、この芸能も今はない。

第四節 秋・冬（九・十・十一・十二月）の祭礼と芸能の変遷

- (一) 九月三日、明治初年に至るまで外宮御祭があり、五月三日の外宮御祭と同様、祭礼に伴う芸能には東遊と舞楽「陵王」「納蘇利」があった。しかし、前述のとおり明治初年以後、九月三日の外宮御祭そのものが行われなくなったので、当然、祭礼に伴う芸能もない。
- (二) 九月十二日、室町時代には「集禮」と呼ばれ、江戸時代には「新嘗御供」（秋来の御供とも）言われた祭礼があり、和琴・太笛を用ひて神楽の榊舞、東遊の求子舞や、舞楽「振鈴」「抜頭」「還城楽」などの芸能があった。この新嘗御供は現在、十一月二十三日の新嘗祭に移動し大祭式で執行されているが、これらの芸能は無くなっている。現在、年に一度正月五日の地久祭でしか舞われない「抜頭」が、九月の新嘗御供でも舞われていたことを特記しておきたい。
- (三) 九月十四日の大宮祭は、現在十月十五日の菊花祭へ移動し、祭典後、舞楽があるが、

曲目に多少の変動があるものの、ほぼ同様であり、舞楽の伝統が継承されていると言ってよい。「巖島内宮外宮神事年中行事」では、九月十四日の祭礼は法会御祭礼と呼ばれ、以下のとおり記されている⁽²⁴⁾。

- (九月) 十四日御法会之御祭礼在之 一、供僧客人御前ニ着座ス 一、社家衆僧迎ニ出ル 一、鳥向楽但廻廊ニテ調之 一、新曾利故 一、一曲 一、供花 一、菊花 一、十天楽大宮御殿へ 棚守備之 一、万歳楽 一、地久楽 一、散手 一、被物 一、貴徳 同 一、陵王 同 一、納曾利 同 一、長慶子楽

これらのことから江戸初期まであった舞楽「地久楽」や、衆僧を迎える際に奏された管絃「鳥向楽」^{ちようこうらく}が、現在の菊花祭にはないことが判る。また反対に、江戸時代の頃から舞われている「延喜楽」、江戸中期から明治初年まで一時期見られなかった「一曲」が、菊花祭で舞われているなど、永い歳月の間には舞楽の曲目に多少の出入りがある。菊花を献じる際の奏楽も「十天楽」から現在は「賀殿」に変わっている。その理由は桃花祭でも述べたように、神仏分離に因るものであろう。

- (四) 十一月の初申御祭は、江戸時代中頃以降、御鎮座祭と呼ばれ、現在は十二月初申の日に大祭式で執行されているが、祭礼時の管絃や舞楽などの芸能はない。しかし、室町時代には客人社で舞楽「万歳楽」「地久楽」が舞われ、本社で舞楽「甘州」「林歌」が舞われていた⁽²⁵⁾。また、『巖島道芝記』『芸州巖島図会』によれば、初申の御祭には神楽の榊舞があり、(東遊の) 明の子の歌曲が唱われたことが判る。

- (五) 十一月酉日に、二月と同じ山王社の酉日祭があり、室町時代には東遊の乙女子舞(求子舞)があった⁽²⁶⁾。『芸藩通志』にも「山王社祭 二月、十一月、上酉の日、祠官、内侍、神楽男、仕人、配膳、相会し、神供を献し求子の舞ひをなす。」⁽²⁷⁾と記されており、東遊の舞があったことが知れる。また、『芸州巖島図会』の二月の項に「酉日御祭 初申の翌日、山王社にて是を行ふ。上卿・祝師・両棚守出仕。榊舞あり。」⁽²⁸⁾とあるところから、江戸時代には二月、十一月の山王社祭に、東遊の求子が舞われ、神楽の榊舞が舞われたと思われる。しかし前述のとおり、二月、十一月の山王社祭は明治以降、十月二十三日の三翁神社祭へ移動し、祭礼の芸能は舞楽二曲に変わった。

(六) 十二月一日の外宮の御供の折、東遊の舞が在ったことが「巖島内外宮社役神事次第」に見える。同じ記録に十月一日にも「東遊在」とあることなどから、外宮では毎月一日の定例の祭礼で、東遊が舞われていたのではなかろうか。また、一月十七日の「管絃講」でも述べたとおり『芸州巖島図会』によれば、十二月十七日にも管絃講があった⁽²⁹⁾。一月の時は大宮御前であったが、十二月の管絃講は客人宮で行われた。供僧が終日法華経を誦している間、伶人は「甘州・五常楽・皇慶・太平楽・鶏徳楽」の楽を奏したが、神仏分離の明治以後はない。現在は十二月二十三日、平成天皇の誕生日を祝う天長祭があり、祭典後、舞楽「振鉾・万歳楽・延喜楽・陵王・納曽利」が舞われ、「長慶子」が奏楽されている。

結語

明治維新を境に大きく変わったものの一つは、祭礼の回数であろう。例えば、正月元旦には、内宮と外宮で「卯刻御供」（午前六時頃）があり、内宮ではさらに「巳刻御供」（午前十時頃）と正午の「御供」があった。しかし、現在は午前五時、本社で「歳旦祭」があるのみである。二月と十一月の初申日にあった初申祭が、十二月初申日の御鎮座祭へ統合されたほか、同じく二月と十一月の酉日に行われていた山王社祭が十月の三翁社祭へ移行するなど、祭礼の回数は減少している。『芸藩通志』に「大小百餘あり」と言われた祭礼行事は、現在、六十度余である。祭礼行事の執行日も大きく変わり、そのうち14回は旧暦で執行されるが、約四分の三は新暦に移っている。

また、何百年来言われて来た大宮祭を「桃花祭」「菊花祭」と称するなど、名称も大部変っている。長年行われてきた神仏合同とも言うべき祭礼から、仏教的なものが分離されることによって、例えば「玉取祭」のように内容も変容している。しかし、祭礼に伴う芸能、神に奉納する芸能の研究から見れば、舞楽など曲目に多少の出入りがあったとしても、よく何百年間も伝承されて来たと思われるのである。また一方で、神楽、催馬楽、東遊など恐らく舞楽と同じ八百年余の歴史を持つ芸能が、明治以後絶えたことは惜しまれる。

[註]

第六章

1 『巖島道芝記』に「御衣 毎年正月元旦寅の上剋におんぞ奉る。社職装束を改め、各大宮

- 御殿の大床まで出仕す。云々」とある。(『宮島町史』189頁)
- 2 『芸藩通志』に「御衣献上 正月元日、棚守、御衣を捧ぐ。祝師これを、神座に納めて、旧衣に代ふ。云々」とある。(『宮島町史』330頁)
 - 3 「年中行事 臨時礼奠」『巖島道芝記』巻6 (『宮島町史』189頁)
 - 4 『芸藩通志』に「元日ハ、^{えんぶ}振鉾の舞あり。」とある。(『宮島町史』330頁)
 - 5 「巖島野坂文書」1939号 (『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1492頁)
 - 6 押田良久著『雅楽鑑賞』の「東遊」参照、162頁。
 - 7 『芸藩通志』安芸国巖島五・風俗 (『宮島町史』358頁)
 - 8 能楽、歌舞伎などで拍子を取り、雰囲気高めるために添える音楽。
 - 9 前掲載『雅楽鑑賞』153頁。
 - 10 室町時代の「巖島内外宮神事年中行事」(「巖島野坂文書」)以来、同じ曲目が演じられている。
 - 11 皇居で奏される「求子歌」の歌詞は、「千^{ちはや}早^{みまえ}ふる 神の御前の ^{ひめこまつ}姫小松 あはれれん れれんやれれんや れれんやれん あはれの姫小松」であるが、神社によって独自の歌詞が用いられたという。(押田良久著『雅楽鑑賞』163頁)
 - 12 巖島神社における座主は、社家・供僧・内侍が祭神に奉仕した神仏習合時代、供僧の最上位にあり、大聖院に在住した。
 - 13 『万葉集』巻八に、尼と大伴家持が唱和する短歌合作・短連歌があった。「佐保川の水を塞きあげて植ゑし田を(尼) 苺る早稲飯は独りなるべし(家持)」の短歌合作が連歌の文献的初見と言われる。
 - 14 西行のほか「とはずがたり」を書いた二条尼、「風雅和歌集」を著わした藤原公重などである。
 - 15 前掲載『宮島町史』330頁。
 - 16 一条天皇の長保年間(長保元～長保五・999-1003)に、天皇の命令で神楽歌の歌詞三十六曲が選定されたという。平安時代・花園天皇(安和二～寛和二・969-986)の御代に、左大臣源雅信(延喜二十～正暦四・920-993)は、^{にわび}庭燎、^{あじめ}阿知女、^{とりもの}採物十曲、^{おうさいばり}大前張七曲、小前張九曲、雑歌九曲の計三十七曲を選定している。韓神は採物の中の一曲である。
 - 17 催馬楽の歌曲は六十一曲あるとされるが、現在、墨譜(楽譜)が残っているのは、「伊勢海」「更衣」「安名尊」「山城」「^{みの}席田」「^{みの}叢山」の七曲と言う。(『雅楽鑑賞』168頁)
 - 18 『巖島道芝記』『芸藩通志』『芸州巖島図会』のいずれにも記されている。

- 19 「六月市立の囃」『芸州巖島囃会』巻2 (『宮島町史』630頁)
- 20 巖島神社の管絃のうち笙を奉奏する^{ねぎ}禰宜飯田楯明氏の言による。
- 21 「祭祀祈祷 法楽雑行事」『芸藩通志』巻14 (『宮島町史』332-334頁)
- 22 『芸州巖島囃会』巻5 (『宮島町史』773頁)
- 23 前掲載『宮島町史』775頁。
- 24 「巖島野坂文書」1939号 (『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1486-1487頁)
- 25 前掲載 (『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1488頁)
- 26 前掲載 (『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1489頁)
- 27 前掲載 (『宮島町史』334頁)
- 28 前掲載 (『宮島町史』767頁)
- 29 前掲載 (『宮島町史』763頁)

第二編 巖島の芸能

第七章 厳島神社の舞楽

緒言

厳島神社の舞楽は、現存する神社の伝統的芸能のうち最も長い歴史を持ち、現在もなお、多くの祭礼行事と結びついて重要な役割を果たしている。厳島神社の舞楽（以後、厳島舞楽と略記）に関しては、具体的な文献や造形資料も比較的多く残っており、その始源をおおよそ明らかにすることができる。また、明治四十年代以降であるが、二、三の先行研究がある。そこでまず、厳島舞楽に関する先行研究を明らかにした上で、何時どのようにして厳島舞楽は招来されたか、平家時代の舞楽はどのようなものであったのか、「伊都岐嶋千僧供養日記」と「高倉院厳島御幸記」によって探ってみる。また、鎌倉時代以後の厳島舞楽の歴史を古文書などに依って辿り、現行舞楽の曲目と旧古伝来の曲目について述べ、舞楽が変えられる場について論じる。

第一節 厳島舞楽の招来

(一) 厳島舞楽の先行研究

厳島舞楽の研究は、明治四十年（1907）の『神社協会雑誌』二、三、四月号に発表された重田定一⁽¹⁾の「宮島舞楽」が最初であろう。その三年後、重田は著書『厳島誌』を上梓し、末尾にそれとほぼ同じ内容で「厳島舞楽沿革考」⁽²⁾をまとめて発表した。重田の研究から約三十余年後の昭和十五年（1940）、小倉豊文⁽³⁾が雑誌『大八州』29-5に「厳島神社舞楽雑考」⁽⁴⁾を発表した。また、さらに三十年近く経た昭和四十二年（1967）、日本芸能史の研究者中村保雄が『秘宝 厳島』のなかで「厳島の芸能」⁽⁵⁾について執筆し、舞楽について述べている。重田は、後白河法皇、建春門院、平清盛一行の厳島参詣を記した『梁塵秘抄口伝集』をはじめ「野坂文書」など主として厳島関係の古文獻⁽⁶⁾に拠って、厳島舞楽の始源から江戸時代まで、その沿革を辿っている。小倉は重田の論文を踏まえながら、重田が挙げた史料以外の文献⁽⁷⁾を参照して、特に平家時代の舞楽について論じている。両説とも厳島舞楽は、清盛の時代に清盛によって始められたというものである。中村もまた、平家一門の厳島参詣が度重なった頃、当社において舞楽が盛んに演じられたこ

とは明らかであるとする⁽⁶⁾。また、中村は前後数回にわたる清盛の厳島参詣のうち、承安四年（1174）の後白河法皇と建春門院に随行した参詣、治承元年（1177）の建礼門院徳子を擁した参詣、および治承四年（1180）の外孫安徳天皇と高倉上皇御幸に伴う参詣は、芸能史にとって見逃せない出来ごとであると言ひ、さらに「清盛一族の信仰が、当社における舞楽盛行の一つの原因であったであろうが、そうした舞楽を受け入れる素地は当社自身の芸能にすでにあつた。」⁽⁹⁾と述べている。

しかし、厳島舞楽の始源については、三者の間に多少違いが見られる。重田は後白河法皇一行が厳島へ参詣、黒・釈迦の二人の内侍が、唐装束で「五常楽・狛鉾」を舞うのを見たのを治承元年（1177）とし、これを「厳島舞楽のものに見えたる初なるべき」と述べている。これに対し、小倉は承安三年（1173）の裏書のある舞楽面がまず奉納され、後白河法皇の参詣は翌年であるから、承安四年（1174）が「ものに見えたる初」とする。いずれも『梁塵秘抄口伝集』（巻十）を拠り所としているが、後白河法皇が建春門院を伴って厳島へ参詣した年を承安四年とするか、治承元年とするかによって三年の違いが出たものと思われる。しかし、建春門院の崩御は安元二年（1176）であることから、一行の御幸は承安四年（1174）とするのが正しく、厳島舞楽の初見は承安四年（1174）ということになる。

一方、中村は厳島の舞楽招来については特定せず、平家参詣以前から厳島の芸能はあつたとする。『山槐記』⁽¹⁰⁾や「高倉院厳島御幸記」を引きながら「神楽・田楽・妓女舞楽などは、すでに当社の巫女たちの得意の芸能であつた。」⁽¹¹⁾と述べる。しかし、中村がその根拠とする清盛が福原邸で伊都岐島の内侍の田楽を見たという『山槐記』の記事は、治承三年（1179）の六月である。また、高倉院が厳島で神楽や他の芸能を見たという「高倉院厳島御幸記」の出来事は、治承四年（1180）三月のことである。従つて、中村のいうように厳島の妓女舞楽などが、永暦元年（1160）の平家一門の参詣のかなり以前からあつたという説には疑問が残る。こうした三者の論を踏まえながら、次に厳島神社の舞楽の招来について考察する。

なお、先行研究としては先に挙げた三者以外にも、昭和六十一年（1986）に歴史家の視点から松岡久人⁽¹²⁾が、著書『安芸厳島社』の中で祭礼法会と舞楽の伝統について書いている。松岡は、平氏の厳島信仰の中で「伊都岐嶋千僧供養日記」に触れ、厳島の歴史の中で神楽や東遊、人長舞のことや舞楽の伝習などについて記述している。舞楽については、「厳島野坂文書」や「新出厳島文書」などの文献を駆使し、時代を追って歴史的な出来ごとを記している。ことに千僧供養行道会行列一覧や、舞楽役者の知行や推移などを表にし

て詳しく述べている。

(二) 平清盛の参詣と舞楽の招来

厳島神社の舞楽招来は、平清盛⁽¹³⁾と平家一門の参詣が深く関わっている。ことに武門の出自ながら公卿の座に列し、太政大臣の極位まで栄進した清盛の力に負うところは大きい。

平清盛(元永元～養和元・1118～1181)は、久安二年(1146)から保元元年(1156)までの十年間、安芸守の任にあった。清盛二十八歳から三十八歳の壮年期で、国司として任地の厳島神社を巡訪し、この間に在庁官人や厳島神社との関係が生じたことは間違いない。しかし、清盛の厳島参詣が初見されるのは中山忠親の日記『山槐記』の永暦元年(1160)八月である。これによれば、清盛の厳島参詣は永年の宿願であったという⁽¹⁴⁾。安芸守の解任後、参詣の機会に恵まれなかったと思われる。この年、清盛は正三位・参議に昇任し、武家として初めて公卿に列している。更なる昇進祈願と報謝を込めた参詣であったと推察される。

その後も文献に明らかだけでも、清盛の参詣は仁安二年(1167)の二月と九月(『山槐記』)、承安四年(1174)の三月と十月(『玉葉』)、治承元年(1177)十月(「千僧供養日記」)、治承三年(1179)の一月と六月(『山槐記』)、治承四年(1180)の八月と十月(『玉葉』『百棟抄』)など十数回にわたっている。清盛のこの度重なる厳島参詣の中で、舞楽は招来されたに違いないと思われる。即ち厳島舞楽の招来は、記録に現われた清盛の厳島参詣の永暦元年(1160)八月から、厳島舞楽の初見とされる承安四年(1174)三月の間と考える。

先行研究でも挙げられた厳島舞楽の初見は『梁塵秘抄口伝集』⁽¹⁵⁾であろう。これは平安時代後期、後白河法皇の撰に成る今様歌謡集『梁塵秘抄』の第二部で、藤原師長⁽¹⁶⁾が書いたものといわれる。後白河法皇の「厳島参詣」を記した『口伝集』巻第十によれば、法皇は承安四年(1174)三月十六日、建春門院、平清盛、源資賢などを伴って京を出発、十日を要して三月二十六日に厳島に到着している。後白河法皇の厳島参詣と厳島舞楽の初見とされる箇所は次のとおりである。

安芸の厳島へ、建春門院に相具して参る事ありき。三月の十六日、京都を出でて、同じ月廿六日、参り着けり。宝殿のさま、廻廊長く続きたるに、潮さしては廻廊の下まで水湛へ、入り海の對^{ひか}へる浪白く立ちて流れたる。對への山を見れば、木々皆青み渡

りて緑なり。山に畳める岩石の石、水際に黒くして峙てたり。白き浪、時々うちかくる、めでたき事限り無し。思ひしよりも面白く見ゆ。その国の内侍二人、黒、釈迦なり。唐装束をし、髪をあげて舞をせり。五常楽・狛鉾を舞ふ。伎楽の菩薩の袖振りけむも斯くやありけんと覚えて、めでたかりき。⁽¹⁷⁾

黒、釈迦というその国の内侍（巖島の巫女）二人が、唐装束で舞楽の「五常楽」「狛鉾」を舞ったというのである。後白河法皇は、伎楽の菩薩が袖を振って舞う姿もこのようであろうかと思われ見事である、と感嘆している。面白いのは、これに続き公卿、殿上人、楽人、太政入道（清盛）、その供人たちが舞楽を見終ってまだ席を立たないうちに、巫女を伴ったこの国の人⁽¹⁸⁾がやって来て、今様を聞きたいと所望したとある。法皇は源資賢に今様を謡うように促すが、資賢が謡わないので自ら吟じたという⁽¹⁹⁾。このように中央文化人と芸能の交流があったことが知られて興味深い。

さて、清盛は永暦元年（1160）、正三位・参議に昇任し、宿願の巖島参詣を果した後、藤原氏の春日大社や源氏の鶴岡八幡宮に対抗して、巖島神社を平氏の氏神とし、社殿の造営や宝物の寄進を行い、仁安三年（1168）までに今日見られるような優美な海上の社殿群を完成させている⁽²⁰⁾。この間、社殿の造営と平行するように、長寛二年（1164）・仁安元年（1166）・仁安二年（1167）の年記のある「平家納経」（三十三巻）（図36）が奉納された。清盛は仁安二年（1167）二月、太政大臣に昇任し、この年は二月と九月の二度巖島参詣をしている。社殿造営に関しては、長寛二年（1164）着工、仁安元年（1166）竣工、という三浦説がある。仁安三年（1168）の神主佐伯景弘の解にある「社殿造営を請う」は「社殿修造を請う」であり、それから逆算して、数年前に海上の社殿が出来ていたとする三浦説には説得力がある。さらに、清盛は当代最高の技と贅を尽くした宝物「平家納経」を奉納するに当り、何よりもまずそれを納める社殿を造営したと考えるのが自然であろう。

また、後白河法皇一行が巖島神社を参詣した前年の承安三年（1173）には、下記のとおり裏面に調進年・寄進者の朱漆銘がある舞楽面七面（図37）が奉納されている。いずれも大型の檜の木彫彩色で、薄手で軽く都の当時第一級の彫技によると思われる。この七面は、後述する鎌倉時代の「採桑老」（図38）と、銘文はないが、その頃の作と思われる「陵王」（図39）の舞楽面二面とともに重要文化財に指定されている。

二の舞^{じょう}尉（銘）「巖島社 二舞面 承安三年八月日 盛国朝臣調進」

- 二の舞 姫うば (銘)「巖嶋社 二舞面 承安三年八月日 盛国朝臣調進」
 抜頭 (銘)「伊津伎嶋社抜頭面 承安三年 尊勝寺本仏師行明 沙汰」
 納曾利 (銘)「巖島社 納蘇利面 台盤所調進」
 還城楽 (銘)「巖嶋社 還城楽面 政所御寄進 仏師沙門 摸尊勝直本」
 散手 (銘)「伊津伎(嶋) (散手)面 承安三年八月」
 貴徳 (銘)「伊都岐嶋社貴徳面 承安三年八月」

「二の舞」の舞楽面を調進した平盛国は清盛側近の重臣であり、台盤所は清盛の娘(平盛子)、政所は清盛の室(平時子)と考えられる。また仏師ぎょうめい行明は平安時代後期に活躍した仏師「行命」と同一人物と推定される。「摸尊勝直本」とあるのは、京の六勝寺の一つ、尊勝寺の舞楽面を模して巖島へ調進したことを示すものであろう。これらのことから、平家一門が時の第一級の仏師に舞楽面を作らせるなど、巖島舞楽を強力にバックアップしたことは疑い得ない。

ところで小倉説では、平家一門の参詣と舞楽奉納の準備として、前年まず舞楽面が寄進され、その翌年の承安四年(1174)に舞楽が奉納されたという。この時、後白河法皇一行が見たのが巖島舞楽の「ものに見えたる初」であり、それ以前に舞楽面を使用する舞人、楽人の存在が考えられると述べる。しかし、後白河法皇一行が見た舞楽は「五常楽」「狛鉦」であり、平家一門が寄進した舞楽面を使ったものではない。また芸能に使用する面は、まず芸能で使った後、奉納するのが常套ではなかろうか。

従って遅くとも舞楽面七面が寄進された承安三年(1173)以前に、巖島神社において舞楽が奉納されていたと考える。巖島舞楽は社殿の造営、「平家納経」の奉納と深く関わっていると思われる。社殿造営が成り、「平家納経」が奉納される際に、今日でいうところの有形の文化財に併せ、無形の文化財である芸能・舞楽が奉納されたと考えられる。もしそうであるとするならば、一つの仮説として、社殿成立の仁安元年(1166)か同三年(1168)、「平家納経」奉納の長寛二年(1164、願文・奥書の日付)・仁安元年(1166、巻頭「櫛筆」一紙の日付)・仁安二年(1167、「般若心経」一卷の日付)のいずれかの年に舞楽奉納があったと考えたい。またさらにいえば、社殿竣工と「平家納経」巻頭紙奉納があった安元元年、および太政大臣に昇任した清盛が二月と九月の二回参詣した仁安二年(1167)は、可能性として大きい。いずれにしても清盛と平家一門が巖島神社への崇敬を深め、度重なる参詣の中で「平家納経」を奉納した長寛二年(1164)から舞楽面を寄進した承安三年(1173)

の間に、巖島舞楽は招来されたと考える。

第二節 平家時代の舞楽

(一)「伊都岐嶋千僧供養日記」に見る舞楽

さて、承安四年（1174）三月、後白河法皇の巖島舞楽の初見から数年後、巖島の社殿において、平家一門によって盛大な祭礼と芸能が執り行われた。入道（清盛）は、中宮・右大将・三位・小松少将⁽²¹⁾など一門を伴って巖島へ参詣し、千僧供養と一切経会、万燈会、行道会などを催している。「伊都岐嶋千僧供養日記」⁽²²⁾（図 40）はこの時清盛一行の祭礼と芸能について、詳述している。これによって、平家時代の巖島舞楽の曲目や楽人、舞人について知ることができる。一行は十月十一日に巖島に到着、十二日は予行演習、十三日は臨時祭と万燈会、十四日に千僧供養、行道会、十五日に一切経会があり、二十九日にも舞楽奉納があった。その大要を祭礼に伴う芸能を中心に述べると以下のようなになるであろう。なおここでは、日記に記された年記をそのまま記すが、安元三年（治承元・1177）説があるなど千僧供養が行われた年には問題があるので、後で考察を加えたい。

安元二年丙申（1176）十月

十一日 亥時（午後十時）に中宮、入道（清盛）、右大将、三位、小松少将など一行巖島に到着。

十二日 天晴、千僧供養の予行演習が行われ、「万歳楽・延寿楽（延喜楽）・陵王・納曾利」の舞楽がある。

十三日 天晴、まず本内侍・権内侍に装束を賜り、右大将の勤仕により臨時祭が行われた。宿舎である松木御所を出て、舞人十人を先頭に隨身・倍従^{べいじゅう}（東遊の奏楽者）十人を従えて大宮（本社）に至り、祓殿で修祓^{しゅうふつ}（お祓い）があり、客人宮（客神社）に参った。衣冠姿の楽人が楽を奏する中、御供えがあり、奉幣があつて「東遊の舞」が奉納された。「歌」は多近久、「笛」は大神宗方、「篳篥^{ひちりき}」は安部末国、「和琴」は中原有安が務めた。六人の舞人が群立して舞い終えると大宮へ参り、客人宮と同じ祭礼と「東遊の舞」があつた。また、夜に入って大宮の舞殿で「神楽」があり、日中の東遊と同じ奏楽によって「人長の舞」が舞

われた。

また、昼間より翌日の千僧供養に備えて、舞殿を中心に南北の回廊に各々五百人の僧が着座した。南廊は六十六間と新たに仮設の二十間を加え、八十六間の回廊に、五百人の僧が一間ごとに六人対座する。北廊は五十九間と客人宮の拝殿、舞殿、粥座のほか院御所の殿上廊、朝座屋などに五百人の僧が着座する。僧一人ごとに半畳をとり、法華経を載せた経机一脚を置いた。

また、夜は万燈会が行われた。大鳥居の外、社殿を囲むように東の宮崎と西の西崎から海中に棚を渡し、三尺間隔で上下二重に松明を結び付け、対岸の浜にも数十町にわたって棚を設けて、五尺間隔で松明を結び付けた。さらに千僧の座の後、一間ごとに大松明を立てるといふ大がかりなものであった。松明に一斉に火が点じられると、まるで海底に火を敷きつめたようであった。

十四日 天晴、千僧供養の当日、清盛、三位らの上葛は早朝から参詣し、定刻に右大将が松木御所から社前に臨場すると、楽人が乱声を発し、獅子が出て来て舞台の傍に伏す。次いで振鉦が奏され、楽屋から出て来た菩薩、鳥⁽²³⁾、胡蝶、舞人、妓女などが、左方と右方に分かれて舞台両脇に立ち並ぶ。各々次の順序で並び、二列になって粥座屋まで行進する。

(左方) 先導を務める神官二人、獅子二人、菩薩六人、鳥六人、妓女六人、舞人六人、鶏婁・鞆鼓・摺鼓・笙・箏・笛・大鼓・鉦鼓各一人の列(計36人)。

(右方) 神官二人、獅子二人、菩薩六人、胡蝶六人、妓女六人、舞人五人、一鼓一人、三鼓・笙・箏各二人、笛・大鼓・鉦鼓各一人の列(計37人)。

楽人が「秋風楽」を奏で、再び獅子は舞台傍に帰って伏し、神官、菩薩以下は楽屋の前に立ち並び、楽が奏される。

やがて供花の後、「菩薩・鳥・胡蝶」の舞が奉納さ、供養(お供)の後、再び「菩薩・鳥・胡蝶」の舞が奉納される。次いで行道会⁽²⁴⁾が行われた。まず、舞人、楽人、菩薩、鳥、胡蝶、妓女などが楽屋から出て来て、先のように舞台脇に立ち並ぶ。散花があり、衆僧が舞台に昇って並ぶ間、楽人は「渋谷鳥」を奏楽する。左方の列は、先導の神官が獅子以下を引率して、衆僧が二列に並ぶ南廊を通して打橋から浜に下り、松木御所の傍らや有の浦、比叡社(山王社、現、三翁神社)などを経て再び打橋から南廊に戻る。右方の列は北廊を通して朝座屋前の庭に下り、扉橋(現、揚水橋)の上で左方の千僧の最後尾について

一緒に廻わり、御読経所の前を経て元のように北廊に帰り、左方右方の行列が整うのを待って、並んで舞台を経て元の位置に帰る。

その後、妓女たちによって「五聖楽（五常楽）・狛鉦」が舞われた。次いで「安摩・二の舞・万歳楽・延喜楽・太平楽・皇仁・散手・貴徳・陵王・納曾利」の舞楽が奉納された。

十五日 天晴、恒例の一切経会が三十人の僧によって例年の作法と順序で執り行われた。また「振鉦」があり、供花、十種の供養（お供）の後、この日も「菩薩・鳥・胡蝶」の舞が奉納され、行道があり、妓女による「五聖楽（五常楽）・狛鉦」の舞があった。また「安摩・二の舞・賀殿・皇仁・蘇合・敷手・陵王・納曾利」の左右四番の舞楽が奉納された。

十六日 天晴、暁より引声がある。清盛も始めから引声に合わせた。帰京の安全を發願するものであった。

廿九日 娘御前^{じょう}（²⁵）の舞の御覧がある。この日はまず「振鉦」が舞われ、次いで「春鶯囀・新鳥蘇」の舞楽、妓女による「五聖楽（五常楽）・狛鉦」の舞があり、更に「三台・林歌」、男舞による「甘州・敷手・抜頭・納曾利」が舞われた。

ここに記されている舞楽は「安摩」「二の舞」をはじめ、○「振鉦」、○「万歳楽」、「延寿楽」（延喜楽）、○「陵王」、○「抜頭」、「五聖楽」（五常楽）、○「狛鉦」、○「大平楽」、「皇仁」、○「散手」、○「貴徳」、「賀殿」、「蘇合」、「敷手」、「春鶯囀」、「新鳥蘇」、「三台」、○「林歌」、○「甘州」、○「納曾利」の二十二曲で、これに童舞の「鳥（迦陵頻）」、「胡蝶」を加えると二十四曲になる。このうち、現在なお十二曲（○印）が舞われており、この時舞われた舞楽のちょうど半数が、八百数十年を経た今日まで伝えられていることが判る。また曲目だけでなく、先導する神官の名や多くの舞人、楽人の名が書き留められている。十四日の千僧供養当日、記録されている神官、舞人、楽人の名は下記の通りである。

一、神官

引頭神官左右各二人（左）散位佐伯依員（束帯）、同助貞（衣冠）。

（右）散位佐伯友貞（束帯）、同助包（衣冠）。

二、舞人

童舞（左）「鳥」六人 阿闍梨弟子五郎丸、定景息七郎丸、散位成國息平丸、

久包息直与王丸、定近息法師丸、恒包息宮童丸。

(右)「胡蝶」六人 久包息弥王丸、友貞息法師丸、秋宗息金剛丸、僧延寿
息法師丸、僧明諫息日光丸、守延息長寿丸。

妓女左右各六人 (左) 黒内侍、普賢内侍、文珠内侍、弥陀内侍、万寿内侍、多聞内
侍。

(右) 釈迦内侍、千歳内侍、乙内侍、地藏内侍、弥陀内侍、薬王内
侍。

舞人左右各五人 (左) 平三殿、守包、友平、依久、行久。

(右) 貞光、助宗、守延 (遠)、永事、守貞。

三、楽人

(左) 鶏婁一人 助成。

(右) 一鼓一人 宗下右近将曹多近久。

(左) 鞆鼓一人 久包。摺鼓一人 興友。

(右) 三鼓二人 權國造佐伯行延(遠)、佐伯眞貞。

笙 左右各二人 (左) 左衛門府生、田使貞景。

(右) 散位菅原重延、定景息七郎丸。

箏 左右各二人 (左) 雅楽允、栗田能成。

(右) 阿部國正、佐伯宗包。

笛 左右各一人 (左) 右近将曹大神宗方紀元房。

(右) 佐伯久行。

太鼓 左右各一人 (左) 散位佐伯守眞。

(右) 散位佐伯守友。

鉦鼓 左右各一人 (左) 佐伯宗友。

(右) 佐伯包行。

また、十四・十五日と二十九日に舞われた舞楽の曲名と舞人の名が記されているので次
に表記する。

「安摩」 助成・依久

「二舞」 宗成・包行

「万歳楽」 助成・平三殿・守包・友平・依久・行久

「延喜楽」 近久・久光・助宗・守包・守真・宗則
「散手」 助成
「貴徳」 近久
「陵王」 平三殿
「納曾利」 久光・助宗
「振鉦」 (左) 平三殿・(右) 助成
「春鶯囀」 平三殿・守包・友平・依久・真貞・行久
「新鳥蘇」 助成・久光・助宗・宗久・守包・守延 (遠)
「五常楽」 釈迦内侍・千歳内侍
「狛鉦」 釈迦内侍・千歳内侍・多聞内侍・万寿内侍
「拔頭」 平三殿

この日記から、平家一門を中心に神官、衆僧、妓女 (内侍)、舞人、楽人を多数動員した千僧供養、一切経会、行道会が、中央社寺の祭礼に勝るとも劣らない盛大な祭儀であったことが知られる。また後述するが、中央の楽所関係の名も多く見受けられる一方、佐伯姓の楽人はじめ地元に楽人や舞人が多数居たことが判る。十二名の妓女 (内侍) の名が挙げられ、「五常楽・狛鉦」を舞うなど女舞が盛であったことも明らかである。

特筆されるのは、「春鶯囀・新鳥蘇・甘州・敷手」の四曲は「是者今度習留舞也」とあり、今度新しく習った曲であるという。このうち「甘州」は先に妓女による女舞であったが、廃れたので改めて男舞として習い留めている。清盛一行が帰京した後も、平三殿は居残り、厳島の舞人たちに舞楽を伝授している。十五日の舞楽のうち「納曾利」の奏楽の太鼓を平家一門の小松少将維盛が勤め⁽²⁶⁾、平三殿 (維盛の弟清経に比定される) は、十四日の「万歳楽」、二十九日の「振鉦・春鶯囀・拔頭」を現地の舞人と共に舞っている。いかに平家一門が熱心に舞楽移入を図ろうとしたかが窺える。清盛は藤原氏が支援する京都・奈良の舞楽に対抗して、厳島に大坂四天王寺の天王寺流舞楽を移入したのではないかといわれる。

この清盛の時代に根付いた天王寺流舞楽は、以後、室町時代にも度々伝授されている。文明三年 (1471)、棚守野坂安種は天王寺楽人太秦広喜から唐楽による左舞九曲のみならず高麗楽による右舞三曲も伝授され、永正六年 (1509)、野坂才菊は天王寺楽人太秦昌歳から「陵王・拔頭」の舞を伝授されたという⁽²⁷⁾。これらのことについては後で詳しく述べる。

厳島神社と四天王寺の舞楽との関係は、この時以来続き、今日でも毎年正月二日の二日祭と三日の元始祭の舞楽は、天王寺楽所雅亮会の応援を得て行われている。

(二)「高倉院厳島御幸記」に見る舞楽

ところで、建礼門院と清盛一門の千僧供養から数年後の治承四年（1180）に高倉院の御幸があった。その年の二月二十一日、高倉院は安徳天皇（清盛の外孫）に譲位し、三月十九日出京、陸路と海路を通過して二十六日に厳島に到着した。参拝を済ませて四日間滞在の後、帰路に着き四月九日帰京した。この旅の様を、この時随行した近臣の源通親⁽²⁸⁾が雅文体の紀行文「高倉院厳島御幸記」⁽²⁹⁾に記録している。

これによると、三月十九日の暁に殿上人十余人、上達部^{かんだちめ}七、八人を伴って京を出発した院は、船でまず摂津国福原（現、神戸市兵庫区付近）にあった清盛の別邸に立ち寄った。三月二十日申の刻（午後五時近く）に到着した院一行は、清盛の福原邸で厳島の内侍たちの妓女舞を見ている。その箇所は以下の通りである。

高倉院が着かせ給いてのち、いつしか厳島の内侍どもまいりて、遊びあいたり。御所の南面に錦の絹屋打ちて、狛鉾^{こまぼこ}の棹立て渡したり。内侍八人ぞある。皆唐の女の装ひぞしたる。花蔓^{はなかずら}の色よりはじめて、天人の降り下りたらんもかくやとぞ見ゆる。万歳楽など、さまざま舞ひたり。左右に廻りて疲るゝことを知らず。朝夕しつきたる舞人にはまさりてぞ見ゆる。利曾（園）の楽の声も限りあれば⁽³⁰⁾、これにはいかでかとぞ覚ゆる。舞いはてぬれば、上に召し上げて、御前にて神楽をぞ歌はせらるゝ。近く候上達部^{かんだちめ}殿上人もてなしあいたり⁽³¹⁾。

即ち、高倉院一行が到着されると、厳島神社の内侍（巫女）達がやって来て管絃の遊びをし、絹幕を張った仮小屋で、唐装束^{かまわ}（襲装束）の内侍八人が「狛鉾^{こまぼこ}」を舞ったが、花の髪飾りの色からはじめその美しさは天人が舞い降りたようであった。内侍たちは「万歳楽」など数々舞ったが、楽所の舞人より優れているように見えた。舞楽が終ると院の前で神楽を歌ったが、大変上手なのでお伴の上達部や殿上人がもてはやした、というのである。

その後、院一行は二十一日夜の明けないうちに福原を発ち、和田岬から海路を通過して二十六日午の時（十二時）、宮島に到着した。その日、院は客人社、大宮へ参拝し、神主佐伯景弘、宮島の座主、安芸守の菅原在経の位階を上げ、神楽を舞う八乙女^{やおとめ}（八人の内侍）に衣

一揃と錦などを下された。その翌日、治承四年（1180）三月二十七日、高倉院一行は摂末社を巡拝し、本社で祭神にお供をした後、田楽と舞楽を見ている。まず内侍達は金属の飾りを付け、錦の装束を着て髪に花を付け、大口袴をはいて田楽⁽³²⁾を舞い、その後、舞楽「蘇合香」、「狛鉾」などを舞った。その妓女舞の美しさは天人が降りて遊んでいるようだ、と次のように讃えている。

内侍ども、かねをのべ錦を裁ちて、さまざまの花をつけて、大口を着て、田楽つかうまつる。八人ならび候。天人の降り遊ぶらんもかくやとぞおぼゆる。その後、蘇合香、狛鉾など舞ふ。棹取れる姿、目も心も及ばず。⁽³³⁾

その他この頃、厳島舞楽に触れた文献には、『古今著聞集』⁽³⁴⁾や『平家物語』⁽³⁵⁾などがある。『古今著聞集』（1254）には、徳大寺左大臣の孫・藤原実定が治承三年（1179）三月晦日、厳島に参詣した折、伴の中将が太平楽を舞い「おもしろかりける事や」と記している。同じく『平家物語』巻第二の「徳大寺之沙汰」⁽³⁶⁾にも、徳大寺実定が厳島へ参籠した時の様子が次のように語られている。

誠に彼社には内侍とて優なる女どもおほかりけり。七日参籠させられけるに、夜昼つきそひ奉り、もてなす事かぎりなし。七日七夜の間、舞楽も三度までありけり。琵琶琴ひき、神楽うたひなど遊ければ、實定卿も面白事に覺しめし、神明法楽のために、今様朗詠うたい、風俗催馬楽など、ありがたき郢曲どもありけり。

このことから、内侍によって舞楽、管絃、神楽が行われただけでなく、実定自身も祭神を楽しませるために今様や朗詠を謡い、風俗、催馬楽などめずらしい郢曲（宴会の余興などで即興的に歌われた歌曲）などを奉納したことが窺えて興味深い。

第三節 鎌倉時代以降の舞楽

（一）鎌倉時代の舞楽

鎌倉時代には嘉禎三年（1237）三月二十日、大規模な舞楽装束、楽器等の注文が出され

ている。これより先、承元元年（1207）と貞応二年（1223）に、二度にわたり社殿炎上があり、嘉禎二年（1236）と仁治二年（1241）に外宮と内宮が各々造営された。これを機会に舞楽装束、楽器などの新調が計られたものと思われる。また、清盛の時代からおよそ六十年を経ており、長く使用して来た道具類などの破損が進んだのではないかと思われる。妓女装束、鳥蝶装束、襲装束、楽人装束、散手以下十三曲の舞楽装束、及び神楽関係の小忌装束、^{べいしやう}陪従装束、倭琴一張を挙げた後に「已上此装束等如形雖有皆具、依為古物朽損^{おぼろ}畢」とある。即ち、これらの装束などは形の如く皆有ると言っても、古くなって朽ち損じてしまっていると記している。また、それ以下に挙げた各種楽器、舞台幡、獅子頭などの行道具なども、或るものは朽ち、或るものはわずかに残っているけれども、古物であるため用うるに当らない物であると記している。多少の誇張もあろうが、これらの装束、道具類が永く盛んに使用されて来たことを示すものと思われる。また、これによって当時の舞楽の曲目や装束をはじめ、楽器、小道具、行道具などが分かるので、「伊都岐島社舞楽装束并楽器等注進状案」⁽³⁷⁾に挙げられた注文の項目と内容を記しておく。

伊都岐嶋社 注進 舞楽装束并楽器等事

合

一、妓女装束十二具内

錦装束四具 赤地二具 青地二具

一具別 錦袍以糸置官（苾）文之以金銅饒飾之 錦袴 錦帯 差針 王冠

残十一具同前也

唐装束八具

一具別 唐紅 置物袍 裳在以糸置物之差針 残七具同前也

一、鳥蝶装束十二具

一具別 縫物袍 同袴 大口 柏 天冠 ハサカタ

手覆 ^(銅鍔子)トヒヤウシ ^(角鬘)スネアテ ヒムツラノ糸

残同前也

一、襲装束十二具

一具別 甲 踏懸 縫物袍 同袴 下襲 綾 在置物

紅大口 赤帷 紅衣 半^(髷)髷 石帯

残十一具同前也

一、樂人裝束十六具 已蠶繪

一具別 冠 蠶繪袍 下襲 半臂 袴 大口 赤帷

殘十五具同前也

散手裝束一具 以赤地錦用之

甲 帽子 面 錦打懸 同帶 踏懸 手覆 大刀 平緒 錦袴 紫縫物袍

貴德裝束一具 以青地錦用之

員數如散手裝束也

拔頭裝束一具 以赤地錦用之

面 縫物袍 錦打懸 同袴 同帶

還城樂裝束一具 以赤地錦用之

面 縫物袍 錦打懸 同袴 同帶

陵王裝束一具 以赤地錦用之

面 縫物袍 錦打懸 同袴 同帶

納曾利裝束二具 上手下手

面 錦打懸 同袴 同帶 已上以^(紺)赤地錦用之

安摩 面二

二舞裝束二具 絹袴 スソコノ袴 面二

皇仁 面甲各六

新鳥蘇 面甲各六

退宿德 面帽子各六

胡德樂 面甲(帽子)各六

蘇合香 甲六

小忌裝束十三具 袍 袴 紅衣 半臂 下襲

同陪從裝束三具

倭琴一張

已上此裝束等如形雖有皆具、依為古物朽損畢、

樂器 大太鼓一 皆具共破損之 鷄樓 鼓叢 一鼓 鞞鼓 楷鼓 三鼓

舞台幡八流 已龍頭幡之皆損之

行事金 已金鼓

狛鉾棹六筋

鉾十四筋 左七右七

地敷一帖 草頭十五

糸鞋五十一足

行道具 持太鼓二左右 鉦鼓二左右 太鼓持装束八具在甲 師子頭二

同 有龍装束四具 青地二赤地二 同面四

縫物袍四 錦表袴四腰 青地二赤地二

紅大口四腰 錦綱四筋 赤二筋青二筋

師子子錦装束四具

縫物袍四領 赤二領青二領 錦袴四腰 赤二腰青二腰

錦帶四筋 青(赤カ)二筋青二筋 帽子四 赤二青二 圓^(扇) 四

楽屋幄覆一帖 弘四丈 長二丈六尺三寸

同綱十二筋 諷誦覆一帖 長一丈 弘一丈四尺五寸

幔三十帖 各在綱

已上、或朽損或僅雖殘依為古物、併不中用物也、

右、太略注進如件、

嘉禎三年三月廿日

舞師 散位佐伯久元

楽頭 散位佐伯道清

ここには、「鳥(迦陵頻)・蝶(胡蝶)・散手・貴徳・拔頭・還城楽・陵王・納曾利・安摩・二舞・皇仁・新鳥蘇・退宿徳・胡徳楽・蘇合香・狛鉾」の十六の曲目が挙げられており、当時の曲目が判る。妓女装束十二具のうち錦装束四具・唐装束八具、^{かまわ}襲装束十二具、鳥蝶装束十二具、楽人十六具とあることから、妓女、舞人、楽人の人数と装束の内容を知ることができる。また、舞人や楽人の装束だけでなく、神楽の装束である小忌装束十具、東遊の楽人である陪従の装束三具なども挙げられている。その他、楽器では先述の東遊で使われる和琴一張のほか、大太鼓、鶏婁、鼓、鼈、鞆鞆など八点が挙げられ、「狛鉾」の棹などの小道具や行道具の獅子頭や装束、楽屋^{まくおおい}幄覆一帖なども注文されている。またこれらの製作を注進した舞師の佐伯久元、楽頭佐伯道清の名が記されており、この時代の舞楽の舞人

と楽人を知ることができる。

なお現在、この時のものかどうかわからないが、巖島神社に鎌倉時代の木製彩色楽器「奚婁」「鼗」(図 41) が伝えられている。檜の球形に近い胴に布を貼り、黒漆地に宝相華文を描いた奚婁と、同様に檜の胴に布を貼り黒漆をかけ、朱漆地に金泥で雲龍文を描いた鼗は、舞楽「一曲」で使用される楽器である。腰に結びつけた奚婁を片手に持った棒で打ち、片手で鼗の枝をまわしながら舞う姿は、敦煌の壁画にも見られ、西域地方から伝来した楽器である。この古様の楽器は、鎌倉時代の舞楽に使用されたものと思われる。

次いで鎌倉時代では、建長元年(1249)に舞楽「採桑老」の面が奉納されている。採桑老の面裏には「建長元年九月十四日 □□□ 久資于時右近将監舞之」という朱漆銘がある。これによって面「採桑老」は、建長元年(1249)九月十四日の大宮祭で、右近将監であった多久資が、この曲を舞って奉納したものと判る。舞楽「採桑老」は高齢でなければ演じられない曲で、一度演じると命を絶つと言われ、多氏伝習の秘曲であったと言われていた。巖島神社の面は、「採桑老」の面の中でも最古の一つとして名高く、動眼、切顎、眉・唇の上下と顎に植毛の跡があり、鎌倉時代のものらしい写実性を備え、能の翁面の形成に多大な影響を与えたものとしても貴重であると言われている。

舞楽「採桑老」が奉納された二年後の建長三年(1251)十月に、当社楽頭の佐伯道清から二箇条の愁訴状が出された。佐伯道清は、これより十四年前に舞楽装束・楽器の注文を舞師佐伯久元と連名で出した同じ人物であろう。「佐伯道清申状案」⁽³⁸⁾によれば、第一条「為故藤三郎久行、被押居相伝座帯事」、第二条「於楽所奉行為中左近将監久成 被押沙汰無謂子細事」という、二箇条の愁訴が出されている。すなわち第一条は、故藤三郎久行のために押え置かれた楽頭の地位・座帯のことについて述べている。楽頭の職は道清の祖父貞景、父景道と代々相伝して来たが、父景道が死去した時、道清が若輩であったため久行が楽頭になった。しかしその久行が逝去したからには道清が楽頭職を相伝するよう命令を下して欲しいという内容である。第二条では、楽所奉行において中久成のために楽人を指図する権限を押え込まれていると訴えている。すなわち、当社の舞楽は平家の時代から楽頭と舞師の二人が定められており、楽頭は貞景、景道から今、道清が引き継ぎ、楽人十六人を統率する立場にあるにもかかわらず、舞師の中久成(左近将監)が楽頭の道清に相談もなく、楽所のことを采配し、道清の権限を侵しているという内容である。平家時代からおよそ八十年を経ているが、伝統的に楽頭は楽人十六人を統率し、神社の祭礼に奉仕することが常となっていたと知れる。佐伯道清の愁訴からおよそ半世紀余りを経た嘉元四年

(1306) 以降の成立と目される「一切経内焼残分目録」⁽³⁹⁾にも、装束に関する記載が見える。関係部分を書き出すと次のようになる。

- 一 妓女装束十二具 唐櫃一合
- 一 重装束十二具 唐櫃一合
- 一 ハムネム十具 鳥蝶装束八具 同櫃入之
- 一 ヲミノ装束十具 入丁装束一具 同櫃入之
- 一 走物装束五具同面六 採生老 納曾利二具 散手 岐徳 甲二 二舞面二
楽器夫装束八具 師子装束二具
- 一 田楽装束東唐櫃一 十一具在之
- 一 御文書櫃一
- 一 陪従装束三具
- 一 駒鉾装束六具

これをおよそ七十年前の嘉禎三年（1237）に新調を願った装束の数量と比較すると、妓女装束、^{かむね}襲装束、走物装束、陪従装束などの数は同じであるが、鳥蝶装束は十二具から八具へ、小忌装束は十三具から十具へ、獅子装束は四具から二具へ減少している。また、「^{かむね}襲装束」を重装束、「小忌装束」をヲミノ装束、「採桑老」を採生老、「貴徳」を岐徳、「狛鉾」を駒鉾と記すなど名称に俗化と乱れが認められ、衰微の傾向と見ることができよう⁽⁴⁰⁾。しかし、平家の時代に調進された二舞・納曾利・散手・貴徳の舞楽面が大切に保管され、鎌倉末期には、現在は絶えている「採桑老」の装束もあったことが分かる。

（二）室町・桃山時代の舞楽

室町時代の初め、舞楽装束がつくられたことを示す板木が巖島神社に伝わる。永徳四年（1383）の銘がある蛮絵装束の版木（図42）である。これは、曾利胡の蛮絵装束の文様を木版刷りする際に用いたと思われ、裏面に「永徳四年甲子三月日 蛮絵之版木也 野坂六郎右衛門定重」の刻字がある。蛮絵装束は、もともと平安時代の近衛府武官の正装であったものを舞楽装束として使うようになったもので、蛮絵と呼ばれる獅子や熊の丸文を特色とする。左方は獅子の丸文、右方は熊の文を用いたと思われるが、近世以降、蛮絵装束の文は、向い獅子の丸文を五色の刺繍で表わすようになった。それ以前は、木版で墨摺りさ

れていたと言ひ、巖島神社の曾利胡の蛮絵装束は古様を伝えている。この蛮絵装束の版木は、装束を新調した後、神社に保管されたものであろう。現在は、曾利胡一曲だけであるが、当時は五常楽や曾利胡の番舞の壱鼓など蛮絵装束の舞楽はもっとあったと考えられる。

しかし、鎌倉時代から衰微の傾向があったと見られる巖島舞楽は、室町時代にさらに衰退が進んだのであろうか。室町時代の中頃から度々天王寺の楽人大秦氏から伝授を受けている。鎌倉・室町期の武家の政権攻争や貴族だけでなく武士や民衆までも広範に捲き込んだ南北朝の争いは、諸神社の祭礼にも大きく影響したと思われる。巖島神社にあっても祭礼行事とそれに伴う芸能の衰微は否めなかったと考える。また、平家の時代からおよそ二、三百年を経て、当初より伝習の舞楽に変容があったとしても不思議ではない。ここに至って改めて天王寺流舞楽の移入が図られたと考える。「大秦広喜舞曲伝授状」⁽⁴¹⁾によると下記のとおり、棚守に補任された年の文明三年（1471）八月、棚守野坂安種は天王寺の楽人大秦広喜から「安摩」をはじめ十二曲の相伝を受けている。

舞相伝状事

合

右彼曲相伝之次第

安摩	五常楽	三臺
万歳楽	太平楽	甘州
散手	陵王	拔頭

右舞

地久	林歌	曾利古
----	----	-----

右彼曲色々事、依所望彦^(野坂)三郎安種相伝申所也、於子々孫々可爲秘藏候、

天王寺楽人 大秦廣喜（花押）

文明三天辛卯八月廿二日

これによると安種は、「安摩」「五常楽」「三台」「万歳楽」「太平楽」「甘州」「散手」「陵王」「拔頭」の左舞九曲のみならず、右舞三曲「地久」「林歌」「曾利古」を伝授されている。いずれも平家時代から舞われた曲目であるが、従来妓女舞であった「五常楽」が入っていることは、かつて盛んであった妓女舞の減少を意味するものであろうか。野坂安種は棚守職と左舞師を兼ね、舞人を統率する地位（舞師）にあったと考えられる。

それよりおよそ四十年後の永正六年（1509）六月、安種の子孫野坂才菊は大秦昌歳から八曲の天王寺流舞楽の伝授を受けている。「大秦昌歳舞曲伝授状」⁽⁴²⁾には次のとおり記す。

舞相伝状之事

合

安摩 一曲 万歳楽

甘州 太平楽

散手破陣楽⁽⁴³⁾ 陵王大曲二帖

抜頭 大曲

右彼曲者、天王寺□□也、巖島在之舞師野坂才菊殿江相伝申所也、於子々孫々可為秘藏候、

従四位大秦朝臣昌歳（花押）

永正六年己巳六月十四日

これを前回の曲目と比較すると、八曲中の七曲まで同じである。七曲とは、「安摩」「万歳楽」「甘州」「太平楽」「散手」「陵王」「抜頭」で、「一曲」はこの度初めて記録に出て来る。しかし既述のとおり、鎌倉時代の楽器が伝わっていることから、この時改めて伝授されたのではないかと思われる。平家時代から伝習されて来た舞楽の中でも、この七曲は主要なものであり、殊に曲の規模、格調などから大曲⁽⁴⁴⁾と呼ばれた陵王大曲と抜頭大曲は、当時から最も重要な曲目とされていたと察せられる。

さて、室町時代の末、大内義隆によって巖島神社の衰頹、或は断絶した神事祭礼の復興が図られた。室町末期の天文十年（1541）四月、大内義隆は桜尾城⁽⁴⁵⁾の神主友田興藤を破り、鎌倉時代以来の神主家は完全に滅亡した。それより前、大内氏は巖島神社を支配下に収め、義隆の父大内義興の時代から社参して、太刀・馬・御供料など寄進している。大永五年（1525）正月、義興が初めて社参した時は、楽頭田道栄への二十貫を含む社家三方へ舞楽料として百二十貫を寄進している⁽⁴⁶⁾。

ことに大内義隆は友田興藤を滅ぼした後、同じ四月に社参して以来、度々金品だけでなく社領を寄進をするなど、さまざまな加護を与えている。その中には、巖島の舞楽役者十三人に対し本分限と新扶助をあわせて各々四貫文を与えるという記録がある。天文十年（1541）七月五日付で巖島舞楽役者に宛てた「大内氏奉行人連署奉書」⁽⁴⁷⁾ および同「舞楽

役者扶助惣辻目録」⁽⁴⁸⁾によれば、もともとあった本分限に新扶助を加えて四貫文とした者八名、四貫文を全て新扶助した者五名の名が挙げられている。全部で五十二貫のうち三十四貫を新しく扶助すると言い、大内氏の巖島舞楽の復興に対する意気込みが感じ取れる。この頃の舞楽役者の名前が判るので、その内容とともに次に表示しておく。

巖島社舞楽役者無足不足御扶助惣辻目録事

	(能役者名)	(本分限)	(新扶助)	(合計)
一、	田 将監	三貫五百文	五百文	四貫
二、	木村右衛門尉	二貫五百文	一貫五百文	四貫
三、	難波左馬允	三貫	一貫	四貫
四、	長 兵部丞		四貫	四貫
五、	飯田孫九郎	一貫二百文	二貫八百文	四貫
六、	熊野助三郎	二貫三百文	一貫七百年	四貫
七、	所 左衛門大夫	二貫五百文	一貫五百文	四貫
八、	長 神三郎	三貫	一貫	四貫
九、	土田弥次郎		四貫	四貫
十、	田 弥九郎		同上	四貫
十一、	田 宮福		同上	四貫
十二、	木村弥七		同上	四貫
十三、	熊野鶴法師		同上	四貫

筆頭の田将監は楽頭であり、長兵部丞は左舞衆の一人と目される⁽⁴⁹⁾。そのほか、大内義隆は経済的援助ばかりでなく、翌天文十一年(1542)六月に楽人の装束と鷄甲^{とりかぶと}を寄進し⁽⁵⁰⁾、義隆の母は養生祈祷のために舞楽奉納をしている⁽⁵¹⁾。巖島の舞楽の復興は大内氏の支援によって、大いに図られたものと考えられる。

なお、ここで室町時代末期に巖島にあって神社の復旧保持、神事祭礼の復興などに努め、巖島神社中興の祖といわれる棚守房頭(明応三～天正十八・1494～1590)について述べておきたい。房頭は、七世紀初め推古天皇の頃、安芸国佐伯郡の豪族であったと伝えられる佐伯鞍職^{さへりかみ}、十二世紀平家時代の神主佐伯景弘^{さへりかげひろ}の後裔で、戦国時代の巖島神社大宮棚守であった。『房頭覚書』で知られ、『芸藩通志』に「佐伯房頭、大永・天文の頃、棚守職にして、社の事を奉行す。大内・毛利の時に当って労ありしこと、景弘が續に継ぐといふべし。房頭手記一巻あり。今棚守家に蔵す。当時の事を、雑記して、社の故事に、預る事亦多し。」⁽⁵²⁾と記される。同じ『芸藩通志』に、佐伯鞍職は「相伝ふ、本郡の人にて、始て、明神を廟祭せしと。」と記され、佐伯景弘は「仁安・治承・文治比の祠官なり。平相国、当社、

尊崇の時に遭ひ、中興の功あり。祭祀造営等の事、其勞多し。」と記される。房頭は大永三年（1523）八月、大内氏の武将弘中武長が厳島に押し寄せて以来、大内方に与し、翌年正月大内興房の御師となって以後、引き続き大内氏、陶氏、毛利氏の御師に任じられている。

房頭手記こと『房頭覚書』（図43）は、房頭が永祿六年（1563）八月、息元行（長松丸）に所領所職を譲与して隠居し、元龜元年（1570）十月に毛利氏から安堵を得た後の、天正八年（1581）頃までの覚えを書き留めたものである⁽⁵³⁾。その奥書には、「当島往古ヨリ之儀、覚江次第、^(傳)跡ヲ先へ書置ナリ、向後ノ事弥書可置ヘシ、定而シトロ成ヘシ、後見御方々可預御分別者ナリ、天正八年後三月上旬 棚守左近衛将監房頭朝臣 八十六歳（花押）」⁽⁵⁴⁾とある。厳島神の鎮座、清盛の厳島社崇敬のことから、厳島合戦をはじめとする多難な時代の厳島の歴史、自らの見聞体験を記し、ことに大内氏・毛利氏時代の厳島のことを知るうえで貴重な資料と言える。

ところで、房頭は天文十五年（1546）に高舞台の擬宝珠八箇のうち東北隅と西南隅の二つの擬宝珠（図44）を調進している。それには次のような銘が認められる。

奉鑄木帽子八内、且那当社棚守左近将監房頭、于時天文拾五年丙午六月吉日敬白

先の『房頭覚書』の奥書にもある左近衛将監は、左舞師であることを示すものと思われる⁽⁵⁵⁾。左舞師は棚守家に相伝されたとほぼ考えられ、古くから大宮棚守の職を世襲した房頭の家系を『広島県史』古代中世資料編Ⅱの解説二に拠って辿ってみる。房頭の子孫である野坂家に伝承する文書「野坂文書」「厳島野坂文書」などを手懸りとして、南北朝時代頃から確実に知られるところを記したもので、房頭の頃までの左舞師の系譜はおおよそ次のようになる⁽⁵⁶⁾。

①長光久—②長久元—③長元久—④長近久—⑤長守久—⑥野坂守種—⑦長家久—⑧野坂安種—
(嘉元二・1304) (文明三・1471)

⑨野坂（通称式部大夫）—⑩長安久—⑪長玄頭—⑫野坂房頭—⑬野坂元行
(永正五・1508)

この内、野坂安種は左舞師に補任された文明三年（1471）の一月に大坂天王寺楽人大秦喜喜から舞楽十二曲を伝授されている。永正六年（1509）六月、天王寺楽人大秦昌歳が舞

楽八曲を伝授したのは、巖島の左舞師野坂才菊(当時十五歳)、すなわち後の房頭であった。

室町末期の大永四年(1524)以前の記述といわれる「巖島内宮外宮神事年中行事」(「巖島野坂文書」1939号)、および永禄六年(1563)八月、棚守房頭が野坂元行に書き与えた「巖島内外宮社役神事次第」(「卷子本巖島文書」55号)には、神事年中行事の中で奉納される舞楽の曲目が記されている。この頃、恒例化した舞楽の曲目は次のとおりである。併せて現行と比較しておく。

室町末期の祭礼行事における舞楽

	(ア) 大永四年(1524)以前	(イ) 永禄六年(1563)	(ウ) 現行舞楽
正月一日	振鉾左右	延舞(振鉾)左右	(歳旦祭) 振鉾
二日	万歳楽・地久楽	万歳楽・地久	(二日祭) 万歳楽・延喜楽
三日	太平楽・狛鉾・陵王・納曾利・古徳楽	太平楽・コトク楽・龍王・納曾利	(元始祭) 太平楽・狛鉾・胡徳楽・陵王・納曾利
五日	振鉾・甘州・林歌・抜頭・還城楽	延舞・甘州・林歌・髪頭・納曾利	(地久祭) 振鉾・甘州・林歌・抜頭・還城楽
二月初申	(客人社) 万歳楽・地久楽 (本社) 甘州・林歌		
三月十五日	振鉾・鳥向楽(夕座)・新曾利胡・一曲・万歳楽・地久楽・散手・貴徳・陵王・納曾利	(大法会) 延舞・納曾利子 (夕座)・万歳楽・地久・散手・岐徳・龍王・納曾利	(四月十五日・桃花祭) 振鉾・万歳楽・延喜楽・一曲・蘇利古・散手・貴徳・陵王・納曾利
五月三日	(外宮御祭) 陵王・納曾利	(外宮御祭) 龍王・納曾利	(旧暦五月五日・地御前神社祭) 陵王・納曾利
(十六日)			(五月十六日・推古天皇祭遥拜式) 振鉾・万歳楽・延喜楽・陵王・納曾利
九月三日	(外宮御祭) 陵王・納曾利	(外宮御祭) 龍王・納曾利	
七日		(外宮御祭) 龍王・納曾利	
九日		(外宮御祭) 龍王・納曾利	
十二日	振鉾・抜頭・納曾利	延舞・髪頭・納曾利	
十四日	新曾利故・一曲・万歳楽・地久・散手・貴徳・陵王・納曾利	(大法会) 延舞・曾利子 (夕座) 万歳楽・地久・散手・貴	(十月十五日・菊花祭) 振鉾・万歳楽・延喜楽・一曲・蘇利古・散手・貴徳・陵王・納曾利

(二十三日)		(十月二十三日・三翁神社祭) 振鉾・万歳楽・延喜楽
一月初申	(客人社) 万歳楽・地久楽 (本社) 甘州・林歌	
二月二十三日		(十二月二十三日・天長祭) 振鉾・万歳楽・延喜楽・陵王・納曾利

これを見ると、永禄六年（1563）の舞楽に名称・曲目に多少の変異が見られるものの、
 ほぼ曲目は現行の舞楽へ伝承されていることが判る。また、舞楽奉納の回数もこの頃は年
 十一回で、現在と余り変わっていないと言える。

次いで毛利時代の舞楽について見てみると、まず毛利元就が「天下御祈祷」など祈念の
 ため度々、舞楽を奉納している。これはいずれも年次は不明であるが、正月十日、四月一
 日の日付がある棚守左近衛将監宛の毛利元就の書状によって判る。正月十日の日付のある
 「毛利元就巻数并供米返事」⁽⁵⁷⁾には、「為天下御祈祷、去五日経会之舞楽被執行、社家三
 方御巻数并久米送給候、」と記さる。もう一通の四月一日の書状⁽⁵⁸⁾には「従今日之御慶目
 出大慶候、仍大明神江奉備舞楽候、」と毛利元就が棚守左近衛将監に舞楽を奉納し、祈念を
 依頼している。その他、『房頭覚書』には、再々天王寺楽人が伝授のため下向したことを、
 「天王寺^(傳)冷人^(傳)寫坊、岡兵部少輔父、菌式部、東儀^(傳)因幡守、細々^(傳)下向アリ」⁽⁵⁹⁾と記してい
 る。その他にも「巖島野坂文書」の中に、舞楽に関する書状が散見される。毛利輝元の天
 三八年（1580）かと思われる七月廿五日付の書状⁽⁶⁰⁾は、棚守野坂元行が房頭の孫に当る
 息男に舞楽伝授のために、天王寺の楽人東儀の下向を請うたのに対し、承知したことを伝
 える返書である。また棚守左近衛将監宛、五月五日付の天王寺楽人、菌廣遠、林廣康、東
 浪兼秋三名の連署書状⁽⁶¹⁾は、田木工亮に笙を、田右近大夫に舞三曲を相伝するという内
 容である。

桃山時代のものでは童舞装束である（重文）「納曾利袍」（図45）がある。これは舞楽装
 束として最も古く確実な資料で、背裏に次のような朱書がある。

巖島納曾利装束奉寄進大旦那武運長久所 天正十七年正月吉日

児玉美濃守 内藤出雲守 河内備後守 武安木工允 右舞師 田兵衛少尉景欽

即ち、天正十七年（1589）、大旦那毛利氏の武運長久を願って、毛利家の家臣四名が寄進したもので、右舞師田兵衛少尉景欽が所用したと解される。児玉美濃守、内藤出雲守、河内備後守、武安木工允の四名は当時、石見銀山などの銀を積み出す港町の温泉津（島根県太田市）に置かれた「温泉津奉行」の役人であったといわれる⁽⁶²⁾。もと大人用の袍であったものを童舞用に仕立直したもので、衿には舶来品と思われる紅地花文緞子を用いていたが、現在は取り外されている。薄藍の綾地に、全体に納戸（青紫）色の松皮菱文を表わし、両袖と身頃の裾に抱き茗荷、下り藤、花菱亀甲の丸文を刺繍で表わしている。丸文は奉納者である大旦那の家紋かと推測できる。

以上、大内氏の時代に引き続き、毛利氏支配下においても舞楽の支援があり、天王寺楽人の舞楽伝授が継続されていることが判る。巖島舞楽はこの時代、明神を信仰する大内氏、毛利氏の経済的支援と清盛以来の天王寺舞楽の技能的支援を受けて継承されたのである。

（三）江戸時代の舞楽

元和五年（1619）、紀州和歌山から安芸の国に入った浅野長晟は、早速、楽頭、舞人などへ十石余から三十六石余を扶助している⁽⁶³⁾。寛政八年（1796）にはこれまで度々当社は天王寺楽人から舞楽の伝授指導を受けてきたのであったが、逆に棚守・左舞師の野坂元貞が一子相伝の「抜頭」を天王寺の舞師岡昌稠に伝え返すということがあった。これについては巖島舞楽の曲目のところで詳述する。江戸時代の舞楽の状況は、元禄十五年（1702）開板の『巖島道芝記』、文政八年（1825）完成の『芸藩通志』、天保十三年（1842）刊行の『芸州巖島図会』に拠って見ることができる。それぞれ祭礼行事を記した箇所に記された舞楽の曲目を挙げ、江戸時代の舞楽の推移と特長を探ってみたい。

江戸時代の祭礼行事における舞楽

	(ア) 年中行事 臨時礼 奠 (巖島道芝記)	(イ) 祭祀祈禱法楽雑行 事 (芸藩通志)	(ウ) 祭礼并年中行事禊 祠故事(芸州巖島図 会)	(エ) 現行舞楽
一月一日		振舞		(歳旦祭) 振鉦
二日	万歳楽・延喜楽	万歳楽・延喜楽	万歳楽・延喜楽	(二日祭) 万歳楽・延喜楽

三日	太平楽・狗鉦・胡德楽・陵王・納蘇利	太平楽・狗鉦・胡德・陵王・納曾利	太平楽・狗鉦・胡德楽・陵王・納蘇利	(元始祭) 太平楽・狗鉦・胡德楽・陵王・納曾利
五日	振鉦・甘州・林哥・拔頭・還城楽	振鉦・甘州・拔頭・還城楽	振鉦・甘州・林歌・拔頭・還城楽	(地久祭) 振鉦・甘州・林歌・拔頭・還城楽
二月初申		(初申祭) 万歳楽・延喜楽・甘州・林歌	(初申日御祭) 万歳楽・延喜楽・甘州・林歌	
三月十五日	(大宮御祭) 新曾利胡・一曲・十天楽・万歳楽・延喜楽・散手・貴徳楽・陵王・納蘇利	(大宮祭) 振鉦・鳥向楽・蘇利古・十天楽・蘇利古・桃花献・万歳楽・延喜楽・散手・貴徳・陵王・納曾利	(大宮祭) 振鉦・鳥向楽・十天楽・万歳楽・延喜楽・散手・貴徳楽・陵王・納曾利	(四月十五日・桃花祭) 振鉦・万歳楽・延喜楽・一曲・蘇利古・散手・貴徳・陵王・納曾利
五月三日	(外宮御祭) 陵王・納蘇利		(外宮御祭) 陵王・納蘇利	(旧暦五月五日・地御前神社祭) 陵王・納曾利
十六日				(五月十六日・推古天皇祭遥拜式) 振鉦・万歳楽・延喜楽・陵王・納曾利
九月三日	(外宮御祭) 陵王・納蘇利			
十二日	振鉦・拔頭・還城楽	拔頭・還城楽	拔頭・還城楽	
十四日	(大宮御祭) 新曾利古・一曲・万歳楽・地久・散手・陵王・貴徳楽・納蘇利	(大宮祭) 振鉦・鳥向楽・蘇利古・十天楽・万歳楽・延喜楽・散手・貴徳・陵王・納曾利	(大宮祭) 振鉦・鳥向楽・十天楽・万歳楽・延喜楽・散手・貴徳楽・陵王・納曾利	
十月十五日				(十月十五日・菊花祭) 振鉦・万歳楽・延喜楽・一曲・蘇利古・散手・貴徳・陵王・納曾利
二十三日				(十月二十三日・三翁神社祭) 振鉦・万歳楽・延喜楽
十一月初申		(万歳楽・延喜楽・甘州・林歌)	(万歳楽・延喜楽・甘州・林歌)	
十二月二十三日				(十二月二十三日・天長祭) 振鉦・万歳楽・延喜楽・陵王・納曾利

これによれば、『巖島道芝記』の正月一日の「振舞」などの記入漏れと思われる箇所があ

るので、正確な比較はできないが、曲目に多少の変動が見られるものの江戸時代の祭礼にともなう舞楽の曲目は、ほぼ固定化していたと思われる。正月一日の「振鉦」、二日の「万歳楽」、三日の「大平楽」「狛鉦」「胡徳楽」「陵王」「納曾利」、五日の「振鉦」「甘州」「林歌」「抜頭」「還城楽」は江戸時代からほぼずっと踏襲されている。三月十五日・九月十四日の春秋二回の大宮御祭（大宮祭）で行われる舞楽奉納もほぼ恒例化している。両日とも酉の刻（午後五時から七時）に、社家、供僧が客人宮に着座し、廻廊で奏楽があった後、大宮拝殿に到り、新曾利胡（進蘇利胡）、一曲、十天楽（登天楽）、万歳楽、延喜楽、散手、貴徳、陵王、納蘇利が演じられ、奏楽中に春には桃花を、秋には菊花を献じるのも現在と変わらない。

第四節 巖島舞楽の場と曲目

（一）巖島舞楽の場

現在、巖島舞楽が奏される場は、本社の高舞台と雨天の場合の祓殿、三翁神社の拝殿、および地御前神社の拝殿の四箇所である。平安時代の舞楽は何処で奏されたのか、高舞台は何時頃からあったのかなどについて今まで余り議論をされていない。そこで、巖島神社の社殿について記したものから、舞楽が奏されたと思われる場について見てみる。社殿について記したもので最も古い記録は、平安末期の仁安三年（1168）十一月の年紀を持つ「伊都岐島社神主佐伯景弘解」⁽⁶⁴⁾である。既に述べたとおり、これは巖島神の鎮座を記した最も早い記録であり、平家の参詣が盛んであった仁安の頃、巖島神社の社殿がどのようなものであったか、その様相を知る唯一の史料である。佐伯景弘解によれば、景弘の祖、佐伯鞍職の子々孫々、重代の神主が「ひとえに私力を励まして」ことごとく神殿・舎屋等を造営し終ったが、景弘の時に、それまでの板葺から檜皮葺に改め、神殿・舎屋の間数が増え、多く新たに造り、金銅を以って美麗を施し荘嚴を加えたというのである。佐伯景弘解の「一当社神殿舎屋等色目事」に、「本宮分 三十七字 間数三百間」、また「外宮分 十九字 間数七十七間」と記されている。その本宮分の内訳の中に、百三十間の檜皮葺の廻廊一字などと同時に、「六間三面同舞殿二字」とある。また外宮分の内訳の中に、「五間二面板葺舞殿一字」とある。ここでいう本宮の舞殿は現在の祓殿に当ると考えられる⁽⁶⁵⁾。本宮の本社と客神社の舞殿二字は、その名のとおり舞楽や東遊び、神楽などの芸能が奉納される場

であったと考えられる。実際に明治期の日誌類に拠れば、能楽・謡・独吟などの奉納が祓殿で行われている⁽⁶⁶⁾。また、外宮にも舞楽などが奏される板葺の舞殿一字があり、それは現在の祓殿に当たると考えられる。

現在の本社祓殿(図46)は、入母屋造妻入、檜皮葺の国宝建造物で、平舞台、高舞台、左右楽房、左右門客神社本殿は、その^{ついたり}附とされている。梁間四間、桁行六間⁽⁶⁷⁾(間口10.425メートル、奥行16.12メートル)である。現在もこの幅広の楠の床板を張った祓殿で、雨天の場合には舞楽が奏されている。祓殿は本来、祭礼を執り行う際に神官たちが、お祓の儀式を行う場である。しかし、巖島神社の祭礼の多くは先に客神社で執り行われるので、まず客神社の祓殿でお祓の儀式がある。従ってその場合は本社祓殿でのお祓は行われない。そのほか本社祓殿では、正月元旦の「御衣献上式」や本社のみで行われる市立祭の^{とせ}修祓(お祓)、六月晦日の大祓式などがあるほか、正月二日の「御松囃子」能の奉納があるなど諸芸能奉納の場として使われている。

しかし、主たる舞楽奉納の場は高舞台(図47)である。高舞台は、本社の本殿、拝殿、伎殿、平舞台、火烧先の一直線上、祓殿前方の平舞台上にある。床は素木造りで黒漆塗の壇に青銅の擬宝珠を飾る朱漆塗の高欄を四方に廻らせ、前後に三段の階段が設けられている。正面三間、側面三間半(正面5.172メートル、側面6.034メートルで、床の高さ53.5センチ)である。舞楽の舞台としては四間四方が一般的とされる中で、やや小ぶりといわれるが⁽⁶⁸⁾、常設の高舞台としては宮内庁庁舎内の高舞台とともに希有であると言えよう。現在の高舞台は、室町時代の末、大内義隆の時代に柵守房頭によって建立された高舞台の形式を継承していると考えられる。明和八年(1771)九月、再興(「棟札写綴」大願寺文書)されたのをはじめ、明治以降、修繕・解体修理がされて今日に至っている。

巖島神社の「高舞台」の名称が初めて記録に表われるのは、元和九年(1623)といわれるが⁽⁶⁹⁾、その原型は安元二年(1176)の「伊都岐嶋千僧供養日記」に見ることができる。舞台に関する記述を見ると、まず十月十二日に「法用僧舞台に昇り一屈す。」とあり、僧が舞台に昇って身体を折り曲げ一礼したという。続いて十三日の最後に「又舞殿の内に蓋高座を立つ、これ又同じく今度新たに調べ加う、又舞台の南北に糸幡六流を立つ、同じく今度調べ加うるなり。」とある。すなわち、今の本社祓殿に当る大宮舞殿の内に「蓋高座」⁽⁷⁰⁾を今度新しく調べ、また「舞台」の南北に六本の幡を立てたが、これもまた今度調べ加えたものである、という。この舞台南北に糸幡六流を立てたとは、どういうことであろうか。南北とは、本社側と海側であろう。幡は法要の場を荘厳にする旗で、三角の幡頭に細長い

布や金銅（幡身・幡手・幡足）を取り付け垂らしたものである。しかしこの時は、三角の幡頭に五色の糸を垂らした幡を立てたと思われる。舞台南北に六流とあるのは、南と北に三流ずつということであろうから、舞台の四隅と階段上の柱の片方に幡を立てたものであろうか。一方、舞殿の中に設置したという蓋高座は、仮設の組立式のものであったと思われる⁽⁷¹⁾。「舞台」はこの高座とは別であると考えられ、現在の高舞台の構造から推測するならば、この方も組立て式の仮設であったと考えられなくもない。翌十四日の千僧供養当日、導師などが「高座に登る」「高座を下る」という記述のほかに、「衆僧舞台に昇りて並び立つ」とある。また、行道会の「獅子が出てきて舞台の砌に伏す」とある。砌とは、階下すなわち舞台の階段の下と考える。従って、階段のある舞台が存在したと推測される。さらに言えば、鎌倉時代の舞楽のところで述べたように、嘉禎三年（1237）三月、舞師佐伯久元、楽頭佐伯道清が出した「伊都岐島社舞楽装束并楽器等注進状案」の中に、「舞台幡八流」とある。これは舞台四隅だけでなく舞台の二つの階段の上に四流が立てられたと考える。

舞楽が奏される舞台を描いた最初の図は、正安元年（1299）に成った「一遍聖人絵伝」（「一遍聖絵」）第十卷（図48）である。これは、鎌倉時代の時宗の開祖一遍聖人（1239～89）、別名遊行上人の行状を描いた十二卷・四十八段から成る絹本着色の伝記絵巻で、法眼円伊が描いたものである⁽⁷²⁾。その第四十段に「又、同年の秋、安藝の厳島に詣で給（ふ）に、内侍等帰敬し奉りて、臨時の祭を行ひて、妓女の舞を奏しけり。」と記されている。一遍は弘安元年（1279）と同十年（1287）の二度、厳島に参詣している。その二度目の、備後一の宮から厳島へ参った時に、内侍たちが一遍のために海中に設けられた舞台で「妓女舞」を奏したというのである。「一遍聖人絵伝」には祓殿が欠落し、廻廊や平舞台の描写も不正確である。本社拝殿から一遍一行が見守る中、廻廊の中心にある海上の舞台で、唐装束の四人の内侍たちが袖を振り振り舞っている。西廻廊には、太鼓・鉦鼓・笙・箏・篳篥・龍笛を奏する楽人の姿が見える。

一遍が訪れた時の社殿は、鎌倉時代に二度の火災で全焼し⁽⁷³⁾、二度目の炎上の後、仁治二年（1241）に再建されたものと考えられる。現在の社殿は、この時の社殿を元に造り替や改廃、新設などがあるものの、清盛の時代の姿を比較的忠実に再現しているといわれる⁽⁷⁴⁾。しかし、この「一遍聖人絵伝」に描かれた内侍たちが舞う舞台は、拝殿と屋根付の廻廊の間に渡した屋根ない平舞台と思われるものの中心にある。平舞台と同じ平面のほぼ正方形の舞台は、朱塗りの高欄が廻らされている。舞台の四方がいきなり海に接し、舞

楽舞台の常套である高舞台でない。また、一遍一行が座す本社拝殿の入母屋造、妻入の屋根が海側でなく左右の廻廊に繋がっている点などから、絵師が現地を見て描いたものとは考えにくい。ただ、海上に設置された常設の舞楽の舞台があったことは確かであろう。

また前章で述べたとおり、高舞台の擬宝珠は、天文十五年（1546）に棚守房頭によって新調されている。勾欄擬宝珠の銘文に「奉鑄木帽八内且那当社棚守左近将監房頭」とある。擬宝珠八箇のうち、現在、銘文のあるのは二箇であるが、擬宝珠が八箇あったとすれば、四箇は階段の上に在ったと考えられるであろう。以上のことから巖島舞楽の場は、平舞台の上に組立て式の仮設であったかもしれないが、舞楽招来の初めから今日の高舞台に近い形態であったと考えられる。元和九年（1628）には「宮島社堂塔付立下書」に、初めて「高舞台」という名称が記される。そこには四方に高欄を廻らし、前後に階段を持つ「面三間、入三間半」の高舞台が記録されている⁽⁷⁵⁾。

次いで、貝原益軒（1630～1714）の「安芸国巖島勝景図并記事」⁽⁷⁶⁾に載る舞台が見られる。この勝景図は、巖島を描いた図が初めて板行されたもので、元禄三年（1689）に成立、約三十年後、京都の老書肆・柳枝軒から出されている。巖島を対岸から眺めた図「巖島佳景」と、巖島の立地、祭神、社殿、年中行事などの記述「安芸国巖島記事」から成っている。「巖島佳景」（図49）に描かれた社殿の図には、明らかに祓殿の前の平舞台の上に高舞台が描かれている。しかし、この高舞台の両脇はいきなり海になっている。これより八年後の元禄十年（1697）に成立した『巖島道芝記』巻一に載る「社頭の図」（図50）には、高舞台の左右（両脇）・後（海側）に平舞台があり、現在と同じである。社頭についての記述にも「高舞台 伶人の舞台なり。祓殿より、二丈余の間、板敷にて連り、高舞台の、両脇・後、平舞台に連る。」とある。しかし、同じ『巖島道芝記』巻六の「年中行事 臨時社奠」に載る舞楽図の高舞台は、様子が違っている。巻六の高舞台の左右（両脇）には平舞台がなく、直接海に接しており、階段が六段と多く、現在の舞台と比べて舞人一人がやっと舞えるほど小さい。従ってこの図は、小ぶりといわれる巖島神社の高舞台で行われる舞楽のイメージ図と思われる。『芸藩通志』には、巖島舞楽の舞台を以下のとおり記している⁽⁷⁷⁾。

舞臺 伶人、舞楽を奏する處なり。方三間にして欄あり。階あり。祓殿の前に在て、正く神殿に面ふ。屋なし。此臺の左右に、唐銅獅子、石燈籠各一雙あり。平舞臺に對して、これを 高舞臺とよぶ。

平舞臺 祓殿に通する、左右の廻廊より造出し、高舞臺を挟ミ 又高舞臺の前に横ハ
りて平に板を架する。これを平舞臺と称す。(以下略)

このことから平舞臺が高舞臺を左右から挟む形で造られていたことが判る。

また、江戸後期に成った『中国名所図会』巻三の「巖島太明神御境内」⁽⁷⁸⁾ (図 51) や『芸
州巖島図会』に描かれた社殿の図⁽⁷⁹⁾ (図 52)、「正月五日舞楽図」⁽⁸⁰⁾などは、総て『芸藩
通志』に記すとおり、平舞臺が高舞臺を挟んで描かれている。そのうち「正月五日舞楽図」
が最も大きく写實的に描かれ臨場感がある。

ところで本社の高舞臺以外では、同じ『芸州巖島図会』巻二に「九月廿三日 山王祭之
図」に、舞楽の高舞臺を見ることが出来る。「山王社 <本社の東、坂本にあり。拝殿・鳥居あ
り。>」(『巖島図会』巻二)と記され、鳥居の外の広場に設けられた高舞臺で舞楽が奏さ
れている。二人の舞人(伶人)が面をつけ毛縁の襦袢装束を着け、手に桴を持って活発
に舞っているところから、高麗楽(右方)の代表的な走舞「納曾利」を舞っていると推測
される。四本の幡が風にはためく舞臺は、前後に三段の階段があり、四隅と階段上に擬宝
珠八箇を持つ高欄をめぐらした典型的な高舞臺で、仮設であろう。山王社祭が三翁神社祭
となった現在、十月二十三日の祭礼には拝殿で舞楽が奏されている。

(二) 巖島舞楽の曲目

千数百年の歴史を持つ雅楽・舞楽は、京都、南都(奈良)、四天王寺(大坂)の「三方楽所」
の楽人によって伝承されてきた。舞楽の曲目の数は、鎌倉時代の南都興福寺の舞人、^{こまのとも}猫朝
葛の著わした雅楽指導書『続教訓抄』⁽⁸¹⁾には、唐楽八十六曲、高麗楽三十五曲の計百二十一
曲とあった。江戸時代初めの京都の楽人、阿部^{あべ}季尚が著した雅楽の百科全書ともい
べき『楽家録』⁽⁸²⁾には、唐楽が大幅に減り四十七曲、高麗楽三十一曲の計七十八曲と記され
ている⁽⁸³⁾。しかし、明治初年、「三方楽所」の楽人が宮内庁の雅楽局に移され、明治七年
にそれぞれ伝えられて来た曲譜が整理されて、楽舞可能な曲目が減少している⁽⁸⁴⁾。その
後再興が計られ、明治の末頃には、左舞三十九曲、右舞二十六曲、計六十五曲まで復活し
たが、昭和四十年代(1965~75)に、舞譜も装束も宮内庁楽部にあり、上演可能な舞楽の
曲目は、左舞三十曲、右舞二十七曲の計五十七曲であったといわれる⁽⁸⁵⁾。

それでは、巖島舞楽の曲目はどれ位あったのであろうか。現在、歳旦祭をはじめ舞楽を
伴う祭礼は、地御前神社祭を入れると十二回あり、現行舞楽は十六曲である。左舞七曲、

右舞七曲と左右両方が舞う「振鉾」「一曲」の二曲である。しかし、厳島神社神官であった所鶴之進⁽⁸⁶⁾が、明治二十五年(1892)に記した取調書「厳島神社従旧古伝来之舞楽」(図53)に依れば、五十七曲の曲名が挙げられている。これに舞楽面が伝わる「二ノ舞」「採桑老」「蘇莫者」と「伊都岐嶋千僧供養日記」に記される「春鶯囀^{しゅんのうてん}」、「伊都岐嶋社舞楽装束并楽器等注進状案」に記されている「退走禿(退宿徳)」、および現行舞楽であり取調書の記載漏れと思われる「蘇利古」⁽⁸⁷⁾、の六曲を加えると、厳島舞楽の曲目は、六十三曲になる。この内には平家時代からあった曲目、鎌倉・室町時代に伝授された曲目、江戸時代の年中行事に記された曲目など、文書に記され存在が確証できる曲目が多くある。まず平家時代にあった曲目は、「伊都岐嶋千僧供養日記」に見ることができ、二十四曲である。第二節で述べたとおり、「安摩」「二ノ舞」「延喜楽(延寿楽)」「振鉾」「賀殿」「迦陵頻(鳥)」「甘州」「貴徳」「皇仁庭(皇仁)」「五常楽(五聖楽)」「胡蝶」「狛鉾」「散手」「三台塩(三台)」「敷手」「春鶯囀」「新鳥蘇」「蘇合香(蘇合)」「太平楽」「納曾利」「拔頭」「万歳楽」「蘭陵王(陵王)」「林歌」である。舞楽の曲目は別称があつたり、音は同じでも漢字が違つたりしている。()内は日記に記された名称で、現在の名称と異なっているものもある。このうち半数の十二曲が今日まで伝承され、祭礼の時に舞われている。

その後、鎌倉時代の「伊都岐嶋社舞楽装束并楽器等注進状案」(嘉禎三・1237)には、新たに「還城楽」「退宿徳(退走禿)」「胡徳楽」が見られる。また室町時代の「大秦広喜舞曲伝授状」(文明三・1471)には「地久」「曾利古」が、「大秦昌歳舞曲伝授状」には「一曲」が各々初めて記されている。

現行曲目十六曲のうち、舞楽の最初に舞われる儀式的な「振鉾」や、慶賀の時に舞われる「万歳楽」「延喜楽」、舞楽で最も軽快華麗な「蘭陵王」とその番舞「納曾利」は舞われる機会が多い。しかし、年に一度しか舞われない曲が七曲あり、その中でも一月五日の年の始めに、天と地の平和を祈願する地久祭で舞われる「拔頭」は、厳島神社の棚守(宮司)家の一子相伝の舞として知られる。舞楽「拔頭」は、「伊都岐嶋千僧供養日記」に見られる安元二年(1176)十月二十九日の舞楽奉納の時、平維盛の弟清経に比定される平三殿が舞つたというのが、初見である。また、承安三年(1173)の銘がある舞楽面「拔頭」(重文)があるところから、平家の時代から舞われていた曲目であることが判る。また既述のとおり、鎌倉時代の大規模な舞楽装束注文(嘉禎三・1237)の中にも、「拔頭装束一具」が入っているほか、室町時代の天王寺流舞楽の伝授状に二回とも含まれている。永正六年(1509)の「大秦昌歳舞曲伝授状」には、「厳島在之舞師野坂才菊殿江相伝申所也、於子々孫々可為

秘蔵候」とある。『芸州巖島図会』巻六（「巖島宝物図会」巻一）の「抜頭舞伝来」に次のように記している⁽⁸⁸⁾。

房頭ヨリ以来ハ、譜面ヲ用ヒズ、所作ヲ以テ、ソノ子孫ニヲシヘ、今ノ棚守元貞ニイタリテ九代オヨソ三百余年ノ間、年ゴトノ正月五日禁裏御祈禱ノ舞楽ニ、コノ抜頭ヲ用ヒテ退轉ナク、歴然ト傳ヘ来レリ。シカルニイツノホトニカアリケン、天王寺ニハ、カヘリテコノ楽断絶セシカバ、寛政八年ニ、ムカシ房頭ニツタヘケル岡昌歳ノ後裔伊予守昌稠ニ元貞ヨリ復傳セリ。

即ち、才菊（房頭）より以後、九代約三百余年間、譜面（舞譜）を用いず所作をもって伝えられ、当時の棚守元貞まで、たがわず正月五日に舞われて来たという。さらに寛政八年（1796）には、昔、房頭に抜頭を伝授した楽人・岡（大秦）昌歳の後裔・岡昌稠に、房頭の後裔・棚守野坂元貞が抜頭を逆に伝授するということがあったという。以来、移り変わることなく一子相伝され、継承の印として右手に持つ武器「錐^{きり}」と舞方を書いた「手付」が渡され、平成十六年（2004）一月五日、元良宮司から元明禰宜（現・権宮司）に舞楽「抜頭」は伝承された⁽⁸⁹⁾。

「表8 巖島神社の舞楽曲目（出典・執行日）」は、巖島舞楽の現行曲目十六曲と、かつて巖島で奏されたことのある曲目、旧古より伝来と記された曲目など四十七曲の計六十三曲を、五十音順に記したものである。現行曲目については奏される祭礼の月日を記し、四十七曲については、曲名を記した資料、現存する舞楽面・持ち物など確証となる出典と根拠となるものを記しておいた。「表9 巖島神社の舞楽（現行・旧古）曲目内容」はその舞楽曲目内容を五十音順に表記したものである。舞楽面は、第一節で述べたとおり、現在、重要文化財に指定されている承安三年（1173）調進の七面と建長元年（1249）銘の「採桑老」、無銘であるがこの頃のものといわれる「陵王」の九面のほかに、「綾切」（図54）「胡徳楽」（図55）「蘇^そ莫^{もく}者^{しや}」（図56）の面が存在しており、これらの曲目が奏された証左と言える。「綾切」四面は彩色が相当剥落しており、室町時代のもと考えられる。「胡徳楽」四面は『芸州巖島図会』巻六に載せられ、「此面四ツアリ。当社ニテハ今胡徳楽ニ用レトモソノ実ハ未詳」と記されている。

第五節 巖島舞楽と「平家納経」

明治四十年（1907）の巖島舞楽に関する重田の先行研究からおよそ百年を経た現在、巖島舞楽の歴史、場、曲目などを改めて検討し、明らかにしようと試みた。ここでもう一度、社殿造営と巖島舞楽の始源を清盛の「平家納経 願文」の中に探してみたい。第一節の巖島舞楽の招来で、神主佐伯景弘の解にある仁安三年（1168）の「社殿造営を請う」は「社殿修造を請う」であり、巖島神社は仁安三年以前に竣工していたという三浦説に説得力があることは既に述べた。しかし、さらに「平家納経」の奉納と社殿造営、および巖島舞楽の始源を併せて考えてみたい。現在、国宝中の国宝と賞される「平家納経」が奉納されるためには、まず何より安全な収蔵場所が必要である。一族結縁の貴重な写経である。奉納者は清盛ならずともまずそれを収納する建造物があることを前提とするであろう。従って「平家納経」が長寛二年（1164）に奉納されたとすれば、何らかの形で社殿造営がほぼ成っていたと考えられるのではなかろうか。

長寛二年（1164）九月の清盛の「平家納経 願文」（図93）に次のような文言がある。

謂_レバ其締構_ヲ、亦省_{スル}金殿玉楼之挿_ヲ岨_ノ間_ニ、⁽⁹⁰⁾（中略）

是_ヲ以_テ、弥致_シ報賽_ヲ、欲_フシ_テ発_スシ_テ浄心_ヲ、奉_レラント書_キ写_シ妙法蓮華経一部廿八品・無量義・観普賢・阿弥陀・般若心等経、各一卷_上、便_チ奉_レリ納_メ于金銅ノ篋一合_ニ、可_レシ安_ク置_ス之_ヲ於宝殿_ニ矣。⁽⁹¹⁾（中略）

即ち前者は、神社の構えを言えば、崑崙^{こんごん}山上にある園苑（仙人の居る場所）の金殿玉楼を見るごとくである、と記している。また後者は、「平家納経」の核心を述べた箇所ので、これ（讚仏読経）によって一層の報恩を志し、清浄心を起して、妙法蓮華経一部二十八品、無量義経、観普賢経、阿弥陀経、般若心経、各一卷を書写して金銅の篋に納めて、宝殿に安置しようと発願した、と述べている。

飯田楯明元巖島神社禰宜は、「巖島の宝物—平家納経について—」（『芸備地方史研究』207・208）⁽⁹²⁾の中で、「平家納経 願文」の記述から、長寛二年には社殿が完成しており、その記念に「平家納経」が奉納されたと考えられる、と述べている⁽⁹³⁾。この写経は、清盛ならびに長子重盛ほか子息達、弟頼盛・教盛・経盛、門人、家僕の縁者三十二人が各々一巻を分担して善美を尽くさしめた、という清盛と平家一門にとってこの上なく貴重なも

のである。ものの順序として、その大切な品を納める社殿造営が先にあり、あるいは同時平行で造営され、その後、「平家納経」を奉納するというのが自然であるように思われる。

ところで、舞楽は奈良朝以来、ことに浄土信仰が広まった平安時代には、寺院の法会や新堂・新塔造営などの落慶供養会などにおいて盛んに行われている。「平家納経 願文」を読み進むとさらに次のような箇所がある。

二年之天、暮秋之候、自ヲ参リ_ニ宝前_ニ、敬ツテ講_ニス華偈_ヲ、始_レメテ自_ニリ明年_ニ、将修_ニ卅講_ヲ、以テ為_ニシテ年事_ト不_レ可_ニカラ失墜_ニス。⁽⁹⁴⁾

これは、長寛二年の九月、清盛自ら社前に参り、法華経の偈を講讃し奉り、明年より始めて法華三十講を修し、これを年中行事として永く引き継がせよう、と言っている。清盛自ら主催したこの法華経法会の時、記録はないが、舞楽が奏されたことも充分考えられる。清盛が正三位・参議に昇任し、一族郎党を引き連れて宿願の厳島参詣を果たしたのは永暦元年(1160)八月であった。それより前から清盛は藤原氏の春日大社、源氏の鶴岡八幡宮に対抗して、平氏の氏神として厳島神社を厚く信仰するようになっていた。従って、清盛はその永暦元年から余り歳月を置かず、社殿建立を計画し、「平家納経」の作成に取りかかったと思われる。都を遠く離れた地の大がかりな社殿造営に、どれ位の歳月を要したか分らない。しかし、清盛は仁安二年(1167)二月に太政大臣に昇任し人臣を極めた。永暦元年からこの間の七年間に社殿造営が成り、「平家納経」が奉納され、祭礼が執り行われた時に、舞楽は奉納されたと考える。「平家納経 願文」が納められた長寛二年(1164)は、そういう意味からすれば、社殿造営にとっても厳島舞楽にとっても重要な年と考えられる。

結語

平安時代末期、平家一門の厚い信仰に支えられて始まった厳島舞楽は、八百数十年にわたって伝承され、現在なお慣行されている。その長い歴史の間には、衰退の危機もあったと思われる。しかし、その都度、四天王寺から天王寺流舞楽の伝授を受けて再生し、寛政八年(1796)には、逆に厳島の舞楽「抜頭」が天王寺舞楽へ復伝されるということもあった。清盛が年中行事として永く引き継がせようとした法華経の法会は神仏分離でなくなったが、舞楽奉納の伝承もまた清盛の遺志によるものであったかもしれない。厳島舞楽が今

日あるのは、年毎の祭礼行事の中で大切に守られて来たからである。祭礼行事の遂行と舞楽の継承には、時の支配者の経済的支援が重要であった。しかしそれだけではなく、近世以降、日本三景の一つとして名を知られ、全国から参詣に訪れた幅広い層の人びとの支援と、神社に奉仕し祭祀を行う社家、内侍などの厚い祭神崇敬を見逃すことはできない。

[註]

第七章

- 1 広島高等師範学校教授
- 2 明治四十三年（1910）、金港堂書籍から出版した『厳島誌』の末尾に附録として、発表された。
- 3 当時、広島文理科大学講師であった。
- 4 『大八洲』29-5 昭和十五年、2-12頁。
- 5 前掲載『秘宝 厳島』講談社、昭和四一年、172頁。
- 6 『梁塵秘抄口伝集』『房頭記』『古今著聞集』『平家物語』『野坂文書』『厳島図会』『浅野家扶持帳写』『年中御社役仕人勤方帳』『道芝記』『芸藩通志』を挙げている。しかし、文献名は正確でなく、『房頭記』は『房頭覚書』であり、『厳島図会』は『芸州厳島図会』、『道芝記』は『厳島道芝記』である。
- 7 『教訓抄』『體源抄』『樂家録（卷四八 類話）』などである。
- 8 前掲載『秘宝厳島』178頁。
- 9 前掲載『秘宝厳島』172頁。
- 10 『山槐記』は、中山（藤原）忠親の日記。仁安元年（1151）から建久五年（1194）までの記事を載せる。治承三年（1179）六月二十二日の条に福原清盛邸で「有女_二田楽_一、着水干大口、伊都岐島巫号内侍、口鼓、佐々良、志時□□□」とある。
- 11 前掲載『秘宝厳島』172頁。
- 12 松岡久人は広島文理科大学（現広島大学）史学科国史学出身で広島大学教授・広島史学研究会理事長などを務めた。
- 13 平清盛（元永元～養和元・1118～1181）は、武門の出自ながら白河・鳥羽両法皇の恩寵をうけて破格の官途をたどった正四位上・刑部卿忠盛（承德二～仁平三・1098～1153）

- の長男。母は白河法皇の愛妾・祇園女御で法皇の落胤とも伝えられる。清盛は、仁平三年（1153）父忠盛の死後、平家武士団の棟梁となり政界に進出、「保元の乱」（保元元・1156）、「平治の乱」（平治元・1159）で武功を立て、源氏を打倒、内大臣（仁安元・1166）、太政大臣（仁安二・1167）と栄進を遂げた。一時、病を得て退官したが、娘徳子を高倉天皇の中宮に送り、安徳天皇の外戚となった。しかし、一門のうち公卿十六人、殿上人三十余人を出すなど官職を独占、旧勢力との摩擦、地方武士の離反、源氏の挙兵など反平氏勢力が高まるなかで病歿した。享年六十三歳。（野坂元良編『厳島信仰事典』ほか）
- 14 『山槐記』永暦元年八月五日庚戌の条に「太宰大貳清盛卿下_二向安芸伊津久島_一、之年来之宿願_{云々}」とある。
- 15 後白河法皇の撰になる歌謡集「梁塵秘抄」全二十巻は、民間の新しい歌謡・今様五六六首を集成した十巻と口伝を記した十巻から成る。平安朝の人びとの歌ごえを集成した「梁塵秘抄」は、その優れた現実性ゆえに、「院政期の雑芸時代が産みだしたわが国文芸の至宝」（上田設夫注釈『梁塵秘抄全注釈』新典社）と称される。口伝集は後白河法皇の歌謡修得にまつわる説話などを記しており、法皇の近習で今様歌謡後継者の一人、太政大臣藤原師長（治承三年・1179 出家・号妙音院）の手に成るといわれる。しかし、現在するのは今様を主とする歌謡部の巻第十一の一部と、巻第二、および口伝集巻第一の一部と巻第十である。後白河法皇の「厳島神社参詣」は口伝集巻第十の中にある。
- 16 藤原頼長の子。太政大臣であったが治承三年（1179）に出家し、妙音院と号した。音曲全般に通暁し、ことに琵琶に長じたといわれる。楽書を多く撰し、後白河法皇の今様後継者の一人に目された。
- 17 上田設夫著『梁塵秘抄全注釈』（新典社、平成十三年）の「梁塵秘抄口伝集」（巻第十）650頁。
- 18 厳島神社の神主か祝師^{もつし}などであろうか。
- 19 後白河法皇は、「梁塵秘抄」巻第二に収められた、愛唱歌の一つである今様「四大声聞いかばかり 喜び身よりも余るらん 我らは後世の仏ぞと 確かに聞きつる今日なれば」（秘抄歌 85）を謡った。これは、釈迦の四大弟子たちは身に余る歡喜を憶えたことだろう。極樂往生できると釈迦の予言をはっきり聞いた今日、という意味で、法皇自身、来世の往生を祈る深い信仰を得て感涙したとある。
- 20 三浦正幸「厳島神社の社殿」『日本の神々と祭り』国立歴史民俗博物館（2006）96頁。
- 21 宗盛（久安三～文治元・1147～85）は清盛の三男。経盛は清盛の異母弟。維盛^{これら}（永暦元・

1160～?)は清盛の孫で、長子重盛(保延四～治承三・1138～79)の長子である。当該年により、位官の該当者が異なる。安元二年当時の名は「神道大系 神社編四十 巖島」に拠る。

- 22 「浅野忠允氏旧蔵巖島文書」(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1472-1476頁)
- 23 極楽浄土にいるという想像上の鳥。上半身は天女の如く、下半身は鳥の形をした迦陵頻のことである。
- 24 奈良時代、仏教とともに唐から伝えられたもので、寺院の法会の際、行われた練供養。行道面をつける。
- 25 若い内侍のことか。一説に安芸御子姫。清盛と巖島の内侍の間に生まれた子。当時十四歳という。
- 26 「千僧供養日記」の十五日の条にある「納曾利 近久 有繼頭、少将殿令打太鼓御」の少将は小松少将維盛と見られている。
- 27 「浅野忠允氏旧蔵巖島文書」10による。
- 28 源通親(1149～1202)は内大臣雅通の一男。治承四年(1180)当時三十二歳であった。正四位下で参議兼左近衛権中将中宮権亮、新院(高倉上皇)別当に補された。のち内大臣右大将になり、土御門内大臣と号し、五十四歳で歿した。
- 29 『中世日記紀行集』新日本古典文学大系 51(岩波書店、1990)所収の「高倉院巖島御幸記」を参照。
- 30 利園は唐の玄宗が設けた宮中の舞人の教習所で、そこでの舞にも劣らないほどである。
- 31 前掲載「高倉院巖島御幸記」11頁。
- 32 元来、豊作を祈願し、田を耕し稲を植える際に歌舞する田植神事に伴う芸能であるが、田植のさまを太鼓、笛、編木、小鼓などの楽に合わせて表現する田楽舞は、平安時代から鎌倉・室町時代にかけて流行した。
- 33 前掲載「高倉院巖島御幸記」18-19頁。
- 34 平安から鎌倉時代にかけて、古今の説話を集録した説話集。二十巻。橋成季撰。巻第一の二十「後徳大寺実定春日大社に詣でて昇任新請の事並びに巖島に参詣の事」に、実定が大納言実国、中納言実家などの供の者を連れ、巖島参詣をした時のことを記した中に、「六條の太政のおとどの中将にて侍りけるもおはしける、伴申されけり。此たびのことにや、中将、彼島の宝前にて太平楽の曲まはれけるが、おもしろかりける事や」とある。(『古今著聞集』日本古典文学大系 84、岩波書店、昭和49年、63頁。)

- 35 平家一門の興亡を語る軍記物語。十二巻。後鳥羽院の頃、信濃前司行長が生仏という盲人に教え語り始めたと伝えられるが、琵琶法師によって語り継がれ、南北朝時代に一応の完成をみた。
- 36 徳大寺の大納言^{しつてい}実定は、平清盛に大将を越えられ、一時は出家まで考えたが、清盛の信仰する厳島神社へ参籠し、昇任祈願をしたうえ、内侍（巫女）を大勢、都の自邸まで招いて様々にもてなし、贈物など与えて帰された。これを知った清盛は感激して嫡子重盛が左大将だったのを辞させ、次男宗盛が右大将だったのを越えて、実定を左大将に任じた、という。（前掲載『平家物語』190－193頁。）
- 37 「野坂文書」313の4 「伊都岐島社舞楽装束并楽器等注進状案」（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、997－1003頁）
- 38 「厳島野坂文書」1560号（『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、1028－29頁）
- 39 前掲載『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1030－34頁。
- 40 松岡久人は『安芸厳島社』の中で「数量の縮小、名称の俗化の傾向を認めざるをえず、衰微の進行を推測させるものがある」と述べる。218頁。
- 41 「厳島野坂文書」1685号（『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、1196－97頁）
- 42 「諸所所蔵厳島文書」10号（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1480－81頁）
- 43 太刀をはき鉾を持って舞う武舞。「散手」に同じ。
- 44 大曲とは、序・破・急の三楽章から成る長い楽曲で、現在、唐楽に四大曲「蘇合香」「万秋楽」「春鶯囀」「皇聲」と高麗楽に四大曲「新鳥蘇」「古鳥蘇」「退走禿」「進走禿」がある。しかし大曲・中曲・小曲の区別は必ずしも厳格ではなく、曲の規模・格調などによって大曲と呼ばれたようである。（押田良久『舞楽鑑賞』95頁）
- 45 厳島の対岸、現在の佐伯町にあった。
- 46 『房頭覚書』15に、大永五年（1525）一月二十六日、大内義興・義隆父子が社参し、両社へ銘のある太刀を寄進したほか、馬十二足、舞楽料などとして百二十貫を与え、これを棚守が請け取り、瀧宮神社、弥山神社、楽頭などへ配当したとある。
- 47 「厳島野坂文書」122（『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、83頁）
- 48 同上、123、83－85頁。
- 49 松岡久人『安芸厳島社』221頁。
- 50 「大内氏奉行人連署奉書」（「厳島野坂文書」136）にある天文十一年六月十三日、義隆の舞楽装束寄進状に「伶人重之裳束并鷄甲 注文朱塗^{からびつ}唐櫃納之 御進宮候、云々」とある。

- 51 大内氏奉行人書状に「爲 ^(義隆の母、内膳氏) 車向殿様御養生御祈祷、於当社舞楽可被逐其節之由、尤可然被 思召候、然者一日茂早々可有其沙汰之由候、悠々謹言、八月七日 正長（花押） 棚守左近大夫殿」（「巖島野坂文書」173）とある。同 174 の八月九日付の書状には、八月十一日に舞楽奉納をする旨が記されている。
- 52 『芸藩通志』卷十七の人物の項。（『宮島町史』363 頁）
- 53 「房頭覚書」（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1157 頁）
- 54 同上、1153-54 頁。最初の編組が完成した後も、その後の記事や老境の感慨が書き加えられ、誤字借字が多く、「後を先へ書き置くなり」とあるように、必ずしも順序立っていない部分がある。
- 55 岡田清『棚守房頭覚書』の「四、棚守房頭と、房頭覚書について」の解説の中に、「将監は舞楽に達したものの、任ぜられる官であったという」とある。
- 56 前掲『広島県史』古代中世資料編Ⅱの解説二（10-13 頁）および松岡久人『安芸巖島社』の「左舞師の相伝」（218 頁）に拠る。これを棚守・左舞師に補された記録の順に、明らかなもののみ年代を追って記すと次のようになる。
1. 嘉元二年（1304）九月、長光久（兵衛尉）大宮棚守補任。
 2. 貞和三年（1348）九月、大宮前棚守長久元（新兵衛）左舞師に補任（佐伯郡宮内村に免田十町給わる。）
 3. 応安七年（1374）三月、長元久、近久（是三郎）へ相伝の左舞免田を譲る。
 4. 永和四年（1378）長近久、大宮棚守に補任。
 5. 応永五年（1398）長守久、大宮棚守に補任。
 6. 応永十三年（1406）正月、大宮前棚守長守種（法師丸）左舞師に補任。
 7. 寛政二年（1461）長家久、大宮棚守に補任。
 8. 文明三年（1471）、野坂安種（彦三郎）左舞師に補任。
 9. 文明十六年（1484）、野坂式部大夫、大宮棚守に補任。
 10. 永正五年（1508）、長安久、大宮棚守に補任。
 11. 永正十八年（1521）、長玄頭、大宮棚守に補任。
 12. 永正五年（1508）、野坂房頭（才菊）左舞師に補任。
 13. 永禄六年（1563）、野坂元行（長松丸）大宮棚守に補任。
- 57 「巖島野坂文書」213 号（『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、145 頁）
- 58 同上、246、164 頁。

- 59 「房頭覚書」54号（『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、1148頁）
- 60 「厳島野坂文書」694号（『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、410頁）「天王寺之楽人東儀方之事、御息舞樂為相伝之、可有下向之由被申上候哉」と記す。
- 61 「厳島野坂文書」1748号（『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、1237頁）
- 62 秋山伸隆「世界遺産厳島神社と石見銀山」（広島県立広島大学開学記念リレーシンポジウム「大学と地域文化」の基調報告、平成十八年二月四日）資料6頁。秋山は石見銀山と厳島の関係を語り、京都で逃えられたと思われる高価な納曾利装束に、温泉津奉行の財力がしのばれるという。
- 63 元和五年七月十三日付の「給寄」（1冊）、及び同年九月の「浅野家扶持帳写」（1冊）がある。
- 64 「史料通信叢誌第老編 厳島誌所収文書」（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1524-1531頁）
- 65 宮島町編『宮島町史』特論編・建築、宮島町、平成九年、150頁。
- 66 前掲載『宮島町史』155頁。
- 67 前掲載『宮島町史』149頁。
- 68 宮内庁楽部の庁舎に常設の高舞台は四間四方で、一辺が7.27mという（押田良久『雅楽鑑賞』112頁）。厳島神社の図面では正面17尺24寸、側面21尺であるが、『宮島町史』158頁には、幅17尺1寸、奥行21尺となっている。
- 69 前掲載『宮島町史』159頁の「宮島社堂塔付立下書」（野坂家文書・町史11）に拠る。
- 70 「蓋」は「蓋」の俗字。覆ひ、傘、蓋の意。
- 71 前掲載『宮島町史』159頁。
- 72 第十二巻最後の段の詞書から、関白九条忠教のすすめ（勸進）によってこの絵巻が制作されたこと、また、第十二巻末の奥書から、一遍の没後10年目の正安元年（1299）八月廿三日（祥月命日）に、一遍の弟子の聖戒が記述し、法眼円伊が絵を描き、世尊寺経尹が外題を書いたことが判る。絵は伝統的な大和絵の技法に鎌倉時代に伝わった水墨画法を融合させた新しい様式で描かれ、詞書は能書の公卿四人によって清書されている。縦38.2cm 全長807.8cm（1巻）東京国立博物館保管。全長922.8～1143.3cm（11巻）歓喜光寺蔵（京都）、昭和二十七年国宝指定。
- 73 鎌倉時代初めの建永二年（1207）と貞応二年（1223）の二度。
- 74 三浦正幸「厳島神社の社殿」『日本の神々と祭り』国立歴史民俗博物館、2006年、96頁。
- 75 前掲載「高舞台」『宮島町史 特論編・建築』158頁-160頁。

- 76 貝原益軒（寛永七～正徳四・1630～1714）、名は篤信、福岡藩士の子で医学・漢学を学び、藩主黒田光之に仕えた。江戸と福岡を往復し、経学・歴史・地理・本草学など幅広い学識を有し、『養生訓』『大和本草』など著書を多く残した。『安芸国厳島勝景図』は、折本版本一冊。縦 30.4cm、横 523.5cm。享保五年（1720）頃、京都の 220 年続いた老書店主・洛陽柳枝軒こと茨城屋多左衛門によって版行された。
- 77 『芸藩通志』巻十三（『宮島町史』資料編・地誌紀行 I、323 頁）
- 78 版木用の稿本。28.4×20.4m、4 巻 4 冊。秋里籬島著、巻四に厳島神社や厳島の名所古蹟などの記述と 15 枚の絵図が挿入されている。文化年間の成立。図は前掲載『宮島町史』258 頁。
- 79 『芸州厳島図会』巻一の「内舎人平朝臣在明」「社頭明燈」の図。（『宮島町史』592 頁および 606 頁）
- 80 前掲載『宮島町史』758 頁。
- 81 南都興福寺（奈良）の楽人、^{こまぢかざね}狛近真（治承元～仁治三・1177～1242）が家芸の断絶・舞楽の衰退を憂いて著わした初めての総合的な楽書『教訓抄』全十巻（貞永元・1232）に続き、近真の孫で左舞を伝えた舞人、^{こまのともくす}狛朝葛（建長元～元弘三・1249～1333）が文永七年（1270）から元亨二年（1322）にわたって著わしたもの。全十四巻。
- 82 元禄三年（1690）に、京都の楽人、^{あへすえひさ}安部季尚（寛永七～宝永五・1630～1708）が著わした楽書。全五十巻。楽書の集大成としてこれ以上のものはないといわれる。
- 83 押田良久『雅楽鑑賞』119 頁。
- 84 東京遷都に伴い、三方楽所の楽人は東京に呼び集められ、宮内庁の雅楽局に属することになり、それまで「世襲」と「口伝」で伝承されて来た雅楽・舞楽は、大きく変様せざるを得なかった。
- 85 前掲載『舞楽鑑賞』123・124 頁。
- 86 厳島神社所蔵の「詳細御取調書」に所鶴之進自身について「厳島神社旧神官所鶴之進儀者、厳島大御神當島江御鎮座之^(男) 郎、奉仕^(男) 侯所翁之後胤ニシテ家名稱^(男) 所ト、代々神官ヲ勤并ニ左舞役於宮内待役左舞立替役トモ兼務仕来^(男) 侯也」と述べている。
- 87 室町時代の「厳島内宮外宮神事年中行事」に記された大宮祭の舞楽にある「新蘇利古」は、「蘇利古」の別称「進蘇利古」のことで、「蘇利古」と同じ曲である。『芸藩通志』以後は、大宮祭でも現在の桃花祭・菊花祭でも、「蘇利古」となっている。厳島舞楽で「蘇利古」の初見は、文明三年（1471）の「大秦広喜舞楽曲伝授状」である。

- 88 前掲『宮島町史』資料編・地誌 紀行 I、787 頁。
- 89 野坂元良宮司は昭和三十七年（1962）に父の元定・前宮司から舞楽「抜頭」を受け継ぎ、平成十六年（2004）、七十五歳まで四十二年間舞い続けた。伝授に先だち舞方を自ら書いた「手付」を二男の元明禰宜（三十二歳）に手渡したという。
- 90 「平家納経 願文」9-10 行目（『秘宝巖島』講談社、昭和四十二年、343 頁）
- 91 「平家納経 願文」35-39 行目（『秘宝巖島』講談社、昭和四十二年、343・344 頁）
- 92 芸備地方史研究会、平成九年（1997）十二月発行。
- 93 長年巖島神社の文化財を担当して来た飯田は、平家納経を見る度に、これほどの美術品が、社殿が完成する四年前に奉納されていることに疑問を持ち、「佐伯景弘の解」にある仁安三年（1168）の「社殿造営を請う」は、これからの修理は国家（安芸国）的事して取り組んでほしいという願いの文であって、この年に遷宮したとは記していないと述べている。
- 94 「平家納経 願文」46-48 行目（『秘宝巖島』講談社、昭和四十二年、344 頁）

第八章 巖島神社の神能

緒言

巖島神社の神能の歴史は古く、桃山時代に遡る。永祿年間（永祿元～元亀元・1558～70）に、観世大夫の来島、演能があつて以来、四百数十年の歴史を持つ。能は大陸から移入された宮廷の儀式・社寺の法会や祭礼で行われる舞楽に対し、もともと庶民の芸能であつた。奈良時代の外来芸能である散楽⁽¹⁾にわが国古来の神楽や田楽などの舞や音楽を取り入れ、歌舞と物真似などを融合してできた猿楽の能が発展したものである。室町時代の初め、猿楽の能を洗練された芸能に高めたのは、大和猿楽座の観阿弥・世阿弥親子であつた。世阿弥元清（正平十九～嘉吉三頃・1364～1443頃）⁽²⁾は能役者・優れた演出家であるばかりでなく、数々の名作や伝書を書き残した能作家であり芸術理論家であつた。三代将軍足利義満の保護を受けて、世阿弥は猿楽の能を地方的民衆的芸能から上層階級に愛好される芸術に高め、幽玄美を特色とする夢幻能を創造、優れた芸能として大成した。

室町時代の末期、謡と囃子と舞の総合による歌舞劇である能が、巖島へ伝えられたのは観阿弥・世阿弥ゆかりの観世大夫一行によつてであつた。巖島神社で毎年春、三日間奉納される「神能」の由緒、歴史などを明らかにしたうえで、現在では全国的に見ても珍しい貴重な演能といわれる「桃花祭神能」、さらに神能が行われる重要文化財の能舞台、伝来の三面・能装束など関係の造形資料について述べる。

第一節 観世大夫と巖島の能

（一）観世大夫一行の来島

室町時代の初め、観阿弥・世阿弥によつて大成された能は、世阿弥没後およそ二三十年をへた室町時代末期、巖島に伝えられた。能は足利義満の支援を受けてのち、広く公家・武家僧侶などの上層階級に愛好されるようになった。しかし、応仁の乱によつて能の保護者であつた将軍はじめ武家が権力や経済的実力を失い、有力な支援者を失つた。以後、能は各地の社寺の勸進能⁽³⁾や、地方興行に活路を見出すようになった。

こうした時代背景があつた中で、毛利元就・隆元・輝元の時代（弘治元～慶長五・1555

-1600) に、観世大夫一行は京都から安芸地方へ下ってきた。この時の観世大夫は、観世流八世の元尚であり、大大夫宗節（七世元忠）である。

毛利元就（明応六～元亀二・1497-1571）は初め尼子氏に、のち大内氏に属し、周防・安芸など七ヶ国を支配する大名、大内義隆（永正四～天文二十・1507-1551）の武将であった。弘治元年（1555）、義隆を倒した家臣陶晴賢を厳島の戦いで滅ぼし、安芸・周防・長門を手中におさめた。さらに永禄九年（1566）十一月、出雲の尼子氏を破り、ついには中国地方十ヶ国および伊予・豊前の一部を領有する大名になった。その元就一代記を記したという『吉田物語』（巻九）⁽⁴⁾ に「観世太夫吉田へ罷下り候事」⁽⁵⁾ という記述がある。

観世宗節・同三郎御見舞として、吉田へ罷り候。月迫と申し御陣所前にて候へども、極月中旬に一座登城仕り、御対面の上、御囃子仰付けられ、同月廿三日には、郡山の麓興禅寺に舞台仰付けられ、御能御座候。前より大雪にて候へば、今日は御能は相延ばすべしと、太夫衆も存じ候処に、未明に御棧敷へ御下りなされ、太夫所へ御使遣され候に付、取敢ず楽屋入り仕り候。日出より御能始まり、晩に終り、御機嫌よく御城へ御帰り遊され候。

これには年記がないが、この一文に続く「益田藤兼嫡子元服の事」⁽⁶⁾ から永禄九年のことと考えられる。十二月二十三日に観世宗節・三郎が毛利氏の本拠地、郡山城のある吉田を訪れ、興禅寺に設けられた舞台上で演能したとある。前日からの大雪にもかかわらず、日出から終日、元就と見物を仰せ付かった国衆家来は、雪の上に獣物の皮を敷いて座り、観能している。元就は、酒も飲まず膝もくずさず見物したという。「益田藤兼嫡子元服の事」には次のように記している。

翌永禄十年三月、益田藤兼嫡子元服願に付、吉田へ参上候て、満願寺に於て御成申上げられ、観世太夫滞留にて、御能馳走申上げたき通り、申し伺はれ候処に、然るべき通り仰出され、御能興行仕られ、御機嫌よく御帰城遊され候事。

このことから観世大夫一行が吉田へ下向し、郡山麓の興禅寺で演能したのは、前年の永禄九年（1566）の十二月であると考えられる。この年の十一月、宿敵の尼子氏を倒し、本拠地の吉田に凱旋した元就は、京都の観世大夫を招いたと思われる。観世大夫一行は年

を越して滞留、毛利支配下の各地で演能して永禄十年（1567）三月、吉田の満願寺で行われた益田藤兼嫡子の元服式で能興行し、元就も観能したことが判る。

ところで、その観世大夫一行が巖島へ来島、演能した最も古い記録は「野坂文書」に見える永禄十一年（1568）二月二十九日の「観世大夫法楽能」である⁽⁷⁾。この日上演した「弓八幡」以下八番の能と、「大黒」以下七番の狂言の番組および出演者を記している⁽⁸⁾。

観世大夫法楽

弓八幡	大黒
二人静	引敷聳
松 虫	二九十八
卒都婆小町	ふすまう <small>（又相撰）</small>
とをり <small>（懸）</small>	あく坊 <small>（懸）</small>
籠太鼓	牛なそ <small>（懸）</small>
西王母	

（通譯）
聖護院殿御所望

高砂	さかもり <small>（懸）</small>
----	-------------------------

人数之事 次第
不司

観世三郎	大大夫 宗節
<small>脇</small> 観世橘右衛門尉	<small>脇</small> 福王甚右衛門尉
<small>狂言</small> 安喜与八	<small>太鼓</small> 三谷弥三郎
<small>大鼓</small> 三谷長助	<small>延命喜右衛門</small>
<small>笛</small> 春日市右衛門	<small>狂言</small> 長命又三郎
<small>大鼓</small> 萩野左馬之助	<small>大鼓</small> 堺助九郎
正熊猪右衛門	<small>狂言</small> 津田与右衛門
下村新次郎	刁菊彦四郎
<small>小鼓</small> 幸五郎次良	

資能（花押）

永禄拾壹年戊辰二月廿九日

この時の法楽神能は、永禄十年三月吉田の満願寺で行われた演能から十一ヵ月を経ている。観世大夫がこの地方に引き続き滞留して各地を興行したのち来島演能したものか、一度京都へ帰り再度下向してきたものか定かではない。ところで能の番組は翁付五番立を以って正規とされる。まず「翁」があり、続いて神、男、女、狂、鬼の順に五番の能が舞われ、最後に祝言物が付くのが正式である。「翁」と半能（後半の第二場のみを演じる）形式による祝言能を加えると、都合七番になる。この時の能番組はすでに、初番目物（神・脇能）・二番目物（男・修羅能）・三番目物（女・鬘能）^{なつづらう}・四番目物（狂・雑能）・五番目物（鬼・切能）という、江戸時代に完成した五番立の能番組の順序に従って演じられたと思われる。本来、「弓八幡」^{やちんぱん}「西王母」「高砂」は神が主人公になる初番目物（脇能）、「二人静」は女性を主人公とした三番目物（鬘能）、「松虫」「卒都婆小町」「籠太鼓」は狂乱物などの四番目物（雑能）、「とをり（融）」^{とをり（とる）}は鬼や天狗が舞う五番目物（切能）である。しかし、能には略何番能として順序を替える場合がある。従って、この時は「弓八幡」^{やちんぱん}（初番目物）、「二人静」（略二番目物）、「松虫」（略三番目物）、「卒都婆小町」（四番目物）、「とをり（融）」^{とをり（とる）}（略五番目物）、「籠太鼓」（略五番目物）で、最後に祝言能「西王母」（半能）が舞われたと考えられる。また聖護院殿御所望の「高砂」は、今で言うアンコールで半能であったと思われる。

出演者について言えば、観世三郎は観世座八代目大夫で元尚（天文五～天正五・1536—1577）といい、永禄十年（1567）頃、三十歳で大夫職を継いだと推定される。大大夫宗節は七代目観世大夫で、元忠（永正六～天正十一・1509—1583）といい、六十歳を機に入道して養子元尚に大夫職を譲っている。元忠は観世座の歴代大夫の中でも不世出の名人といわれ、また能の故実に通じること当代第一であり、しばしば勸進能を催すなどの実力者であったという⁽⁹⁾。永禄十一年（1568）に行われた厳島の法楽能は、その八代目大夫を継いだばかりの力あふれる観世三郎の能と、還暦を迎えた大大夫宗節の枯れ寂びた幽玄能が見られたものと思われる。観世橋右衛門、福王寺甚右衛門は観世座の脇の名人であり、囃子方や狂言師も当時の実力者を揃え、貴重な演能の記録といわれる⁽¹⁰⁾。

また、『房頭覚書』にも観世大夫下向の記述が見える。

観世大夫^(宗節)下向在、吉田ヨリ至當嶋参詣之条、先宿ハ岡飯田右近所ナリ、其以後宿事
神子内侍^(爲井殿)飛井殿宿成ハ、大夫ヲモ同前ニ宿ヲ申付ル、昔観世大夫下向之時ハ舞々臺に

て仕ルト云ヘトモ、見物所(無)モ成レハ、今度ハ江ノ中にて舞臺ヲハラセ申付ル、神前ニテ九番仕ル、其以後棚守於宿所舞臺ヲハラセ、十一番仕ルナリ、其時ノ見物(道邊)聖護院(鳥居)殿飛井殿御兩所御見物ナリ、山口ニ逗留ノ安木与八ギヤウケ(狂言)シ、其年幸若大夫下向シ、逗留七月中、又其次年八郎九郎下向ス、

観世大夫一行が吉田から巖島へ来島演能し、昔、観世大夫が下向した時は舞楽の高舞台であったが、見物する所もなかったため今度は江の中に舞台を作り神前で九番を舞い、その後棚守宿所で舞台を設け十一番を舞ったというものである。これには年記がなく、先述の「野坂文書」の「観世太夫法楽」の記録に見える永禄十一年（1568）二月二十九日が当てられている⁽¹¹⁾。それでは昔、観世大夫が下向した時とは何時のことであろうか。これには大内義隆晩年の天文年間中頃（1540年代）という説⁽¹²⁾と永禄六年（1563）説⁽¹³⁾がある。前者は昔下向した観世大夫を六代目観世元広（天文十九・1550没）とし、大内義隆が山口に招いたものではないかという。後者はその時の見物、聖護院殿を道増法親王⁽¹⁴⁾とし、永禄六年であるとする。この時の観世大夫は、七代目観世元忠（のちの大大夫宗節）ということになる。いずれも確証を欠くが、永禄十一年（1568）以前に観世大夫六代目元広か、七代目元忠かが来島し、高舞台で演能したことは確かであろう。

しかし、能は武家文化の中で生まれ大成した芸能である。能が巖島へもたらされ根付いたのは、舞楽役者を扶持し公家文化を愛好した大内義隆の時代ではなく、安芸地方出の武将・毛利元就の時代ではなかったかと思われる。毛利氏の巖島信仰は厚く、天文九年（1540）以来、野坂房頭を御師とし出征のたびごとに戦勝祈念を依頼したといわれる。元就は弘治元年（1555）の巖島合戦の後、廻廊の板を新しくし、領地を寄進、有浦大鳥居を建てるなど巖島神への崇敬を深めている⁽¹⁵⁾。永禄二年（1558）の石州攻め、永禄六年（1563）の継子隆元の死など能奉納の機会は度々あったと考えられる。従って観世大夫が昔巖島に来島演能したのは、元就が巖島合戦で勝利した翌年、廻廊の板を新しくした弘治二年（1556）六月から、「野坂文書」に記録がある永禄十一年（1568）の間であろうと考えられる。

また、元亀二年（1571）十二月、吉田兼右を招き巖島社（内宮）の遷宮式が行われ⁽¹⁶⁾、その翌年四月、二日間にわたり遷宮記念能が催されている。「新出巖島文書」165の「御遷宮御能次第」によれば、元亀三年（1572）四月十二日、寅菊大夫ほか初日に「白髭」など六番の能と「笑年貢」以下五番の狂言、二日目に「融」など七番の能と「むこ入」以下六番の狂言を演じている。その番組と出演者は次のとおりである⁽¹⁷⁾。

御遷宮御能次第

白髭 笑年貢
田村 今参
遊屋 花子
殺生石 栗焼
槿 語
三輪

二日

融 むこ入
東岸居士 落阿弥
定家 ともり
大會 深草祭
籠太鼓 酒盛
錦木 ふし松
弓八幡

刁菊太夫 筆太夫
三崎与介 津田与右衛門
刁菊与一兵衛 北川治郎左衛門
定光左衛門 刁菊彦次郎
春日又十郎

元龜三年卯月十二日

刁(寅)菊大夫は永禄十一年の「観世大夫法楽能」に記された寅菊彦四郎と係わりがあると考えられ、また狂言の津田与右衛門は同じ人物と考えられる。いずれにしても永禄十一年には、仮設であったにしても海上に現在のような能舞台が設けられている。慶長五年

(1600) まで続いた毛利氏の時代、幾度か奉謝・祈願・記念の能があったと考えられる。

ところで、厳島神社には文明九年(1477)の寄進銘のある「翁」面(図61)が伝来する。このことから、永禄十一年の観世大夫の来島・演能の以前にも、天下泰平・五穀豊穰・人々の遐齡延年を祈る「翁」の奉納があったことが考えられる。この「翁」面には、「奉寄□ 願主 至親 守勝(花押) 文明九年卯月廿三日」という墨書銘があり、この他にも室町時代の「翁」(白式尉)(図62)「黒式尉(三番叟)」(図63)「延命冠者」(図65)の面が伝来する。「翁」は能の中でもその発生が最も古く、別格の祝禱の歌舞である。鎌倉時代から猿楽の役者が社寺の保護を受けて神仏事に奉仕した頃からの芸能である。千歳・翁・三番叟の三老人が連舞する形式が確立するのは、室町初め世阿弥の時代といわれる。室町時代中頃、寄進された翁面が伝来することは、厳島神社において祝言・祈禱の能「翁」の奉納があったことを示唆するものであろう。

(二) 神能の恒例化と江戸時代の法楽能

観世大夫法楽能の初見から、毛利氏・福島氏・浅野氏と引き続き安芸地方の支配者は、厳島の能を保護支援している。また後述するが現在、重要文化財に指定されている唐織二領はじめ桃山時代の能・狂言装束や能面・狂言面などが数多く伝来している。これらのことから神能の恒例化をある程度推測できるが、その時期については確証がなくはっきりしない。しかし福島時代(慶長五～元和五・1600-1619)に大がかりな能舞台建設がなされている。慶長六年(1601)、安芸国入りした福島正則⁽¹⁸⁾は、翌年「平家納経」を修理し、それを納める「葛蒔絵唐櫃」(国宝)を奉納、さらに同十年(1605)八月、社家からの願出により、能舞台の用材として島内の材木伐採を許可し⁽¹⁹⁾、普請を進めている。その時の能舞台建立の諸経費を集計した「厳島社能舞台普請大工鍛冶檜皮等賄日張」(「野坂文書」184号)が残されている。その大がかりな普請から常設の能舞台が建立されたと考えられる。それ以前にも仮設舞台があり、修理・改築して演能が行われていたと思われるが、常設の能舞台ができることによって神能の恒例化が進んだことは間違いない。福島時代に続く浅野時代には延宝八年(1680)十一月、第四代広島藩主浅野綱長により本格的な能舞台・橋掛り・楽屋が造立された。浅野氏の能愛好の素地は、初代長政の時からあった。長政は文禄二年(1593)十月、禁裏御能で豊臣秀吉が「弓八幡」などを演じた時、徳川家康とともに「野々宮」を舞っている。また、綱長もたびたび能を舞っており、この道に堪能であった⁽²⁰⁾。浅野氏は芸州入封後、徳川幕府に倣って能楽を式楽としており、シテ方喜多流と

脇方高安流の役者や囃方を抱えていた。巖島においても能舞台が本格的に造立されて演能は隆盛して行ったものと思われる。元禄十五年（1702）開板の『巖島道芝記』巻六「年中行更（事）」の三月十六日のところに、以下のような記述がある⁽²¹⁾。

御能 十六日・十七日を、初日・後日とし、御能を勤む。巖島御役者少々、其外社家・神人・町人立交り勤む。舞台、海の中にあり。棧敷・楽屋・海の上に、皆板を張渡し、見物の諸人夥し。

また、同書巻一には「御能太夫 福井喜内、同脇 長命兵右衛門、同地謡 岡村助右衛門」という能役者の名前が見える⁽²²⁾。このことから三月十五日の大宮御祭の翌日、三月十六・十七日を初日後日として、二日間、本職の能役者をはじめ社家や神人（神社の下級神職・神事や雑役に従事する人びと）、町人たちが一緒になって法楽能を催すのが恒例化していたことが判る。また神社所属のシテ・脇を勤める専門の能役者や地謡が居たことも明らかである。

文化文政の頃、全藩をあげて調査と編纂がされた『芸藩通志』巻十四の「祭祀祈祷法楽雑行事」には、「法楽御能 同十六日より、三日の間、猿楽をなす。」⁽²³⁾とある。また同巻十七「安芸国巖島風俗」の一月と三月の項に次のような記述がある⁽²⁴⁾。

二日 棚守の家にて、松囃子あり。東西町人、神能に出る者、皆會す。船戸ハ、船乗そめとて、舟中に宴し、舌さきより、大鳥居の内を、こぎめぐり、大元社に至り、又長濱の恵美須社を拝して、船より下る。皆舟歌を、うたふ。此日、新町の妓女も、三線初とて、宴をなし絃歌の聲、街にみつ。

三日 神楽はしめとて、両宮にて、舞楽あり。

三月十五日 桃花神事あり。戸ことに、提灯を懸く。

十六日・十七日・十八日 神能あり。舞臺ハ、陸をはなれ、棧敷も、潮水の上に架す。四方来観る、もの多し。是日、島の娼妓、各衣服の美麗を競ひ、棧敷に出て、能を観る。

これらから江戸時代中頃には、正月二日の松囃子と三月十五日の桃花神事の翌日から三

日間の神能が年中行事になっていたことが判る。松囃子とは、正月松の内に行われる囃子の意であり、装束を着けずに囃子と謡を伴って舞うものである。松囃子については、すでに『房頭覚書』に「神主殿正月四日参詣之時者、松^(囃子)ハヤシ東西ヨリ馳走ス、其外念仏^(馬)ブリウト年々入ナリ、」⁽²⁵⁾とある。室町末期の正月四日、神主参詣の時に、その宿で東西の町内の人が松囃子を奉仕している。

『芸藩通志』の記述によれば、江戸時代には松囃子は棚守屋敷で行われ、東西町人や神能に出る者が集まり、饗応があり、この日三月の神能の演目・出演者を決めたという。またさらに、二日は船の乗り初めで関係者が皆舟歌をうたい、新町の妓女の三味線の音や謡の声が街に充つという。三日は神楽初めであり、両宮で舞楽があるなど、新春の厳島は社人・町民などの芸能によって一年が始まると言ってもよいほどであった。

現在、年中行事となっている正月二日の「御松囃子能」は、厳島の神事として本社祓殿において執行される。祭礼の順序はまず、拝殿で四月の神能を執りしきる神能執事以下、紋付袴の町内の神能奉仕者のために祈祷がある。献饌、玉串奉奠、神酒拝戴などがあつた後、祓殿で小鼓・大鼓・太鼓・横笛による囃子と地謡により、面や装束をつけず黒の紋付に袴姿のシテ一人が舞う、いわゆる「舞囃子」が奉納される。シテは専門の能役者や地元の能に堪能な者が勤め、宮島や広島市、近県から参集する囃子方も地謡方も紋付袴で正座して演奏する。番組は例年ほぼ、新年の祝言の意を込めた「高砂」「東北」「猩々」の三番である。

ところで江戸時代初期には、春の大宮祭の翌日から二日間あつた法楽神能は、江戸中期には三日になっている。この頃すでに大宮祭を桃花神事といっており、明治以後、大宮祭は桃花祭と呼ばれ、神能は桃花祭御神事といわれている。江戸時代前期に藩主によって造立された能舞台は海上にあり、棧敷も海上に設けられ、四方からやって来た多くの人びとが見物するという情景は、江戸時代を通じて見られたものであろう。

天保十三年(1842)に版行された『芸州厳島図会』巻之五の「祭礼并年中行事禱祀故事」の三月のところに、神能について次のように記している⁽²⁶⁾。これには文政八年(1825)に『芸藩通志』の編纂を完了した頼杏坪らも、故実の訂正に加わっている。

十六日^{しゅうくしんのう}法楽神能

此日より十八日まで三日の間、御能舞台に於て猿楽あり。府下并に島内の能役者これを勤む。舞台・棧敷共に潮のうへにありて、四方来観の者堵の如し。殊に新町の^{うかひ}值妓

ハ、各^{おのおの}競て衣服の美をつくしこれをみる。

これに続いて、先述の「野坂文書」に記された永禄十一年の「観世大夫法楽」の役者と番組を記している。また、図会には「能舞台の図」と「遊女能を観に出る図」が載せられている。「能舞台の図」(第十二章 NO. 35 の図絵)には海上の舞台を囲むように、三方の廻廊から裃姿の武士や武家の女性などが見物し、廻廊と舞台の間に張り巡らした見物席には、夥しい数の庶民の姿が画かれている。画中の雲形には、慶長元年(1596)の秋、京から下った能の小鼓方、幸五郎次郎正能^{まさよし}が弥山に七日参詣して祈ったところ、弥山の鎮守三鬼神から鞞^{つづみ}(置鞞)⁽²⁷⁾の一曲を伝授されたという話を記し、芸道に志す者は弥山の神を怠らず崇敬してその道を極むべきであると述べている。画面左下の雲形には、昔からこの島で名人の能が度々あったが、海上の舞台での興行は観世大夫にはじまると『房頭記』に見える、と記している。「遊女能を見に出る図」(第十二章 NO. 36 の図絵)には、新町通りの芝居小屋の前を衣裳の美をつくした花魁二人⁽²⁸⁾が、各々左右に^{かぎろ}禿⁽²⁹⁾や傘持ちなどを従え、能見物に向う姿が画かれている。

江戸時代に年中行事化していた正月二日の「松囃子」と三月十六・十七・十八日の「法楽能」は、本職の能役者、藩お抱えの能役者に混じって、町人が謡や囃子、舞の稽古を積んで勤めている。さらに厳島の神能は、広島藩が置いた宮島奉行をはじめ、島民や近隣四方から見物に訪れる人びとに支援され、盛行を見たといえよう。「表 10 厳島神社所蔵能・狂言面」「表 11 厳島神社所蔵 能・狂言装束」に示すとおり、現在、厳島神社が所蔵する能・狂言面約百三十面、能・狂言装束約百七十領は、室町・桃山時代から江戸時代を通じ寄進され調進され保存されて来たものであり、神能の継承とその歴史を示すものである。

厳島において観阿弥を初世とする観世流六・七世の来島・演能があつて以後、毛利氏・福島氏の時代にどの流の演能があつたか明らかでない。室町時代には大和猿楽四座といわれ、観世座以外にも宝生・金春^{こんはる}・金剛の三座が存在したが、室町幕府の保護を受けていたのは観世座⁽³⁰⁾だけであつた。室町・桃山時代には、観世流とともに、観阿弥の長兄・宝生大夫を初世とする宝生流⁽³¹⁾、世阿弥時代の金春権守^{ごんのかみ}を流祖とする金春流⁽³²⁾、世阿弥と同時代に金剛権守が出た金剛流⁽³³⁾の四流があつた。これに二代將軍秀忠の時に確立した七大夫長能を流祖とする喜多流⁽³⁴⁾を加え、江戸時代には五流があつた。また、五流は観世・宝生の二流が上掛り、金春・金剛・喜多の三流が下掛りと呼ばれる。前者は公家に好

まれる雅やかな演出、後者は武家に好まれる剛健な演出に特徴がある。

「観世大夫法楽能」以来、室町・桃山時代に厳島に来島・演能したのは、ほとんど観世座であったと推測される。この時代、観世座はシテ方（主役や多くの役を担当）、ワキ方（シテの相手役）、狂言方、囃方（笛・小鼓・大鼓・太鼓の演奏者）⁽³⁵⁾などを揃える芸能集団であった。

江戸時代には徳川幕府が能楽を式楽としたため、能は武家の式楽として急速に地方へ広まった。なかでも元和四年（1618）頃、二代将軍秀忠に認められて金剛座から出た喜多七大夫長能（おさよしとも呼ぶ）が樹立した喜多流は徳川家に愛好され、それに倣う諸大名によって採用された。諸藩はお抱え能役者を持つほか、藩主以下武家の中には喜多流を習う者も多くあった。浅野氏も芸州入封後、将軍家に倣って能楽を式楽とし、喜多流を採用している。従って、厳島の能は江戸時代初め頃まで観世流が主であったと思われるが、その後は幕末まで喜多流が主流であった。しかし、神能は専門の能役者だけでなく、社家・島民や、近隣および城下の人びとが一緒になって勤めている。現行の神能を見る限り、能役者も流派や座も一つに遍するものではなかったと思われる。

第二節 桃花祭神能

（一）神能の継続と能役者

厳島の能は祭神を慰めるために奉納される神事能である。既に述べてきたように江戸時代の厳島の能は、「法楽^{じんごう}神能」「法楽御能」と呼ばれていた。もともと「法楽能」は仏事で行われるものであったが、神事でも行われ、神仏に奉納する能を一般の者も無料で観覧できるというものである。厳島の神能は旧暦三月十五日夜の大宮祭の翌日から三日間、海上の能舞台で演じられるのが年中行事となっていた。広島藩お抱えの能役者や神社所属の能大夫など本職の能役者と、本業を持ちながら能を勤める島民などが一緒になって奉納してきた。宮島奉行が置かれてからは、その管理下で装束調度類が整備されるなど保護を加えられている。毛利時代には厳島を本拠とし、シテ方（主役）を勤める能役者をはじめ、ワキ方・囃子方・地謡や狂言方を勤める者がいたと思われる。これは既に述べたように毛利元就や輝元などが、たびたび棚守房頭に佐東祇園社の神事能に厳島の筆大夫ほか島内の能関係者の協力を依頼していることから判る⁽³⁶⁾。

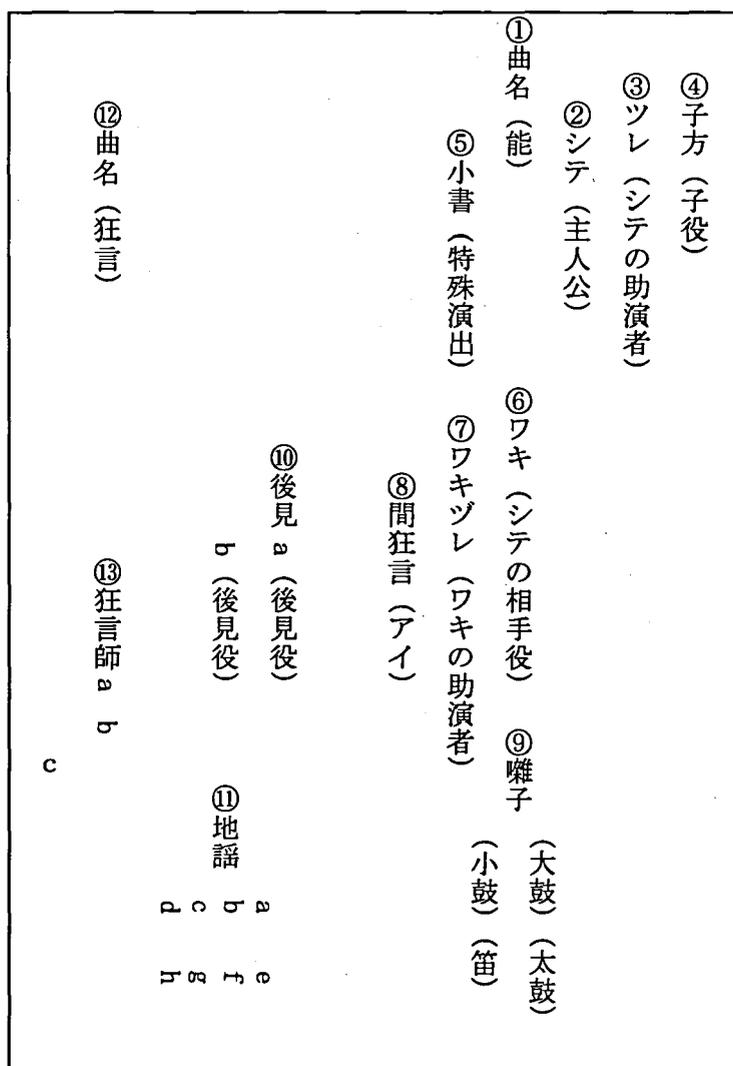
また先述のとおり、福島時代には能舞台建設のための諸経費を記した「賄日帳」（「野坂文書」184）が残されている。これは慶長十年（1605）九月十六日の貼紙を付し、「いつくしま 御能舞台大工日帳之事 付御能まかない入め共ニ」と表書きした書冊で、能舞台建設工事費と御能を演じるための手当の費用が記されている。これによれば舞台がほぼ出来上がった同年九月十三日、舞台試用の演能があり、そのために要る費用を「右ハ役者衆五十八人はたらき衆共ニ」と記し、役者衆五十八人と下働きの衆に米や銀が与えられ、酒肴が振る舞われている。また、御能一度につき銀子三十六匁二分が渡され、五度分（五日分）を年四回、計銀子七百廿四匁が計上されている⁽³⁷⁾。この頃は年に四回御能があり、神社から神能奉仕者に謝礼が渡されていたことがわかる。また、神能に関わる多くの役者衆や下働きの者がおり、永禄十一年（1568）以後も演能は継承されていたことが窺える。次いで江戸時代の法楽神能の盛況振りは、前節で述べた『巖島道芝記』巻六、『芸州巖島図会』巻之五に見られるとおりである。

さて明治以後、巖島の能は「桃花祭御神事の神能」「桃花祭神能」と呼ばれ、四月十五日夜の桃花祭に続いて四月十六日から三日間、演じられるようになった。神能の番組は例年、正月二日の松囃子の時にシテ方、ワキ方、囃子方、狂言方の四役協議で決められていた。初日と二日目に式能「翁」付きの五番立の古格を残した番組が生まれ、全国的にも類例のないものである。午前九時から始まり日没近くその日の番組が総べて終了するまで演じられる。桃花祭神能は、明治維新の動乱期に一時的に中断を余儀なくされたが、明治六年（1873）に戸長（町長）の「御神能興行」願い出によって再興された。第二次世界大戦中も「翁」が舞われ、舞囃子が奉納された。終戦後は、巖島神社と島民の協力によって、年中行事として演じ継がれ、毎年、神社が神能全般を采配する御神能執事を委嘱するようになった。現在はその都度委嘱するのではなく、能役者の中から重立った者が御神能執事の委嘱を受けている。御神能執事はその年の三日間の神能番組をはじめ神能全般を取り仕切り、別に数名の世話人がおり会計その他の業務を分担して運営されている。大正十二年（1923）には神能の維持振興を図って「神能後援会」が組織され⁽³⁸⁾、戦前および戦後しばらく、「巖島能楽会」「巖島喜多会」「巖島粟谷会」などによる能楽会が催されるなど、島内住民の多くが日常的に能楽に親しみ技芸を磨いていたという⁽³⁹⁾。

桃花祭神能の番組と出演者は、毎年発行される「神能組」の目録（図57）によって知ることができる。目録の表紙には「〇年〇月〇日より三日間（午前九時始め 於巖島神社能舞台） 巖島神社桃花祭御神事 神能組 御神能執事」と書かれている。神能の出演者と

番組表の見方は次のとおりである。

神能出演者と番組表の見方（流儀により表示の仕方に多少違いがある）



①曲名（能の曲名は中央上に大きく書く）	⑧間狂言（狂言方が担当。前ジテと後ジテの間に登場する）
②シテ（前場の主人公を前ジテ、後場の主人公を後ジテと呼ぶ）	⑨囃子（太鼓が無い場合もある）
③ツレ（シテの助演者）	⑩後見（紋服姿。シテの装束を直すなど進行を助ける。万一のとき、シテの代役を務める）
④子方（子どもが演じる役。大人が役を演じる場合もある）	⑪地謡（通常八人。統率者を地頭という）
⑤小書（装束・構成・役柄の変更など特殊演出の場合）	⑫曲名（狂言の曲名は少し下げて大きく書く）
⑥ワキ（面をつけず現実の男性として登場する）	⑬狂言師（縦に並べて書く）
⑦ワキツレ（ワキに従属する）	

（観世・金剛・宝生の三流は、②シテより③ツレ④子方を上方に記す。
喜多・金春の二流は、②シテより③ツレ④子方を下方に記す。）

ところで明治以降の「神能組」が神社などに残され、『宮島の歴史と民俗』NO.9⁽⁴⁰⁾に収録、資料紹介されている。具体的には明治七年から平成三年(1874-1991)までの神能組であるが、明治八年から同四十年までと大正三年の番組を欠き、また急な変更などで実際の演能と異なる場合もあり得る。しかし、これによって明治・大正・昭和時代と平成初年の桃花祭神能の演目と出演者についておよそ知ることができ、昭和十九年から二十一年の戦中戦後も、欠かさず翁と舞囃子の奉納があったことがわかる。またこの間の奉祝能、昭和二十三年(1948)の「御鎮座千三百五十年祭奉祝 式能」(十月)、昭和二十八年の「御神能四百年記念奉祝御能」(十一月)などの番組と出演者も記録されている⁽⁴¹⁾。

奉祝能と言えば、大正・昭和・平成天皇の即位の時も催されたが、ここで記憶に新しい平成時代の奉祝能について述べて置きたい。過去に厳島神社は幾度となく台風による災害を受けて来た。しかし平成三年(1991)九月の台風十九号襲来の際は、能舞台が倒壊し、楽屋・橋掛り・左楽房や門客社など社殿は多大な被害を受けた。その修復には二年余りを費やし、平成六年(1994)四月六日、能舞台の修復完了を記念する奉祝能が催された。またその翌平成七年の秋、「厳島神社御鎮座千四百年祭 奉祝五流能」(図58)が催行された。もともと御鎮座千四百年祭は平成五年(1993)秋に執り行われる予定であったが、社殿復旧のため延期され、平成七年十月二・三日に執行された。「奉祝五流能」は十月四日に催されている。

この時の奉祝能は、シテ方の観世流宗家二十六世・観世清和が「翁」と協能「鶴亀」を、宝生流宗家十九世・宝生英照^{まこと}が修羅能「田村」を、喜多流宗家十六世・喜多六平太が鬘能「羽衣」を、金春流宗家七十九世・金春信高が四番目物「枕慈童」を、金剛流宗家二十五世・金剛巖が切能^{しゅうじょうみだれ}「猩々乱」を勤めた。ワキ方は福王流宗家十六世・福王茂十郎(鶴亀)や同流の中村弥三郎(田村・枕慈童)、高安流宗家十四世・高安勝久(羽衣)や同流の岡次郎右衛門のほか、地元の塩田重喜・耕三・裕之が勤めている。囃子方は葛野流大鼓方(亀井忠雄ほか)・石井流大鼓方(現・石井喜彦ほか)・幸流小鼓方(幸正悟^{まさひろ}ほか)や、大蔵流小鼓方宗家十六世・大蔵源次郎、金春流太鼓方宗家二十二世・金春惣右衛門をはじめ森田流笛方(森田光廣ほか)・一噌流笛方(藤田大五郎)などが勤めている。また狂言は「末広がり」を大蔵流の茂山千作ほか、「千鳥」を茂山千之丞ほか、「蝸牛」を茂山千五郎ほかが演じている。各流宗家の協力のもとに取りまとめられ、能執事は喜多流シテ方出雲康雅であった。この時の「奉祝五流能」は五流宗家が総て揃い、記念すべき平成の大演能であった

といえよう。

さて、五流が揃う奉祝能だけではない。先の桃花祭「神能組」の目録に載る出演者を見ても、桃花祭神能においてもシテ方の五流すべてと、ワキ方の高安・福王流、囃子方では大鼓方の葛野・石井・高安・大倉流、小鼓方の幸・大倉流、太鼓方の金春流、笛方の森田・一噌・藤田流、狂言方の大蔵・和泉流の二流すべての出演者を確認できる⁽⁴²⁾。これによってわが国能楽界の主要な各流の能役者・能楽師が多数来島し、神能を勤めていることがわかる。さらに『宮島の歴史と民俗』NO.10⁽⁴³⁾には、NO.9で資料紹介した神能の出演者の人名索引を載せている。この神能出演者のうち『能楽全書』第二巻⁽⁴⁴⁾などに名前が載り、全国的に活躍する者が四百数十名、宮島住民・出身者と推定される者が約四百名いる。またシテ・ワキ・囃子・狂言を一回以上勤めた者は約千七百名以上にのぼり、明治から平成にかけて八十数年間だけの記録であるが、神能に如何に多くの能役者・能楽師が関わって来たかがわかる。

この中には宮島出身で半世紀以上にわたってシテ方を勤め全国的に活躍する者⁽⁴⁵⁾、江戸時代から代々シテ方や狂言方などを勤め、明治・大正・昭和にわたって神能奉仕をしている者もいる⁽⁴⁶⁾。宮島在住や出身者の中には、親兄弟が代々長くシテ方、ワキ方、囃子方などを勤める者が多い⁽⁴⁷⁾。二・三十年以上勤める者は数多く、若い頃から五・六十年以上あるいは生涯にわたって奉仕する者もいる。また宮島出身者で関東はじめ島外で専門家として活躍している者も多い⁽⁴⁸⁾。しかし、宮島在住の出演者は、昭和二十年後半を境に次第にその数が減少している。昭和四十年代後半以降、神能の舞台を勤める者はわずか数名となり、現在では殆んど存在しない状態である⁽⁴⁹⁾。一方、宮島以外からは広島市や岡山市など近隣はもとより、関東関西から専門の能役者・能楽師が多数来島している⁽⁵⁰⁾。

江戸時代の能役者について言えば、現在の能舞台を建立した四代藩主浅野綱長治世中の宝永の頃(1704-11)、喜多流が採用され⁽⁵¹⁾、それ以降、巖島でも喜多流が主流になったと考えられる。寛永年中(1624-44)から天明年中(1781-89)までの巖島の能大夫などの名前が、野坂元定「巖島神社の神事と芸能」⁽⁵²⁾に次のとおり記されている。

寛永年中(1624-44)	能太夫	須子三右衛門
寛文年中(1661-73)	能太夫	奥田七左衛門
貞享年中(1684-88)	能太夫	三浦平左衛門
元禄年中(1688-1704)	能太夫	井上伊平次
同	能太夫	福井佐左衛門
同	能太夫	長命源八

宝永年中 (1704-11)	能太夫	宇高喜太夫
正徳年中 (1711-16)	能太夫	内山藤三郎
同	地謡	岡村助右衛門
享保年中 (1716-36)	能太夫	中村代六郎
同	ワキ	杉山新右衛門
同	小鼓	佐伯助右衛門
同	狂言	安部伴蔵
同		佐伯助三郎
同		徳田好助
宝暦年中 (1751-64)	能太夫	石井伴次
同	ワキ	杉山庄助
同	太コ	小林忠蔵
安永年中 (1772-81)	能太夫	長谷川百十郎
同	ワキ	杉山又太郎
天明年中 (1781-89)	能太夫	長谷川丹次郎
同	ワキ	三浦茂登

また、先に述べたとおり元禄十五年(1702)刊行の『巖島道芝記』巻一の「社家供僧内侍并諸役神人之名」の中に、「御能太夫 福井喜内、同脇 長命兵右衛門、同 地謡 岡村助右衛門」という巖島の御能役者の名が見える。

『巖島道芝記』に記す福井喜内と長命兵右衛門は、元禄年中(1688-1704)の能太夫福井佐左衛門と長命源八と同人物か関係ある者と考えられる。野坂元定によれば、遅くとも寛永の頃には専門の能役者が居たことになる。また能大夫は元禄の頃まで観世流であり、宝永以後は喜多流になったと考えられる。元禄年中の能大夫・長命源八の長命姓は、永禄十一年の観世大夫法楽能の一座の中にも見え、観世流縁の能役者と考えられ⁽⁵³⁾、宝永年中の能大夫・宇高喜大夫はその名からも喜多流の者と考えてよいであろう。しかし、江戸時代の能番組や出演者の記録がほとんど無いので確かなことは言えないが、神能を勤めたのは喜多流だけではなかった。初世が兄弟であったことから観世流と宝生流と一緒に勤めたり、喜多流と観世流の二流が舞ったり、必ずしも固定したものではなく⁽⁵⁴⁾、各流の協力があつたものと考えられる。

ここで巖島の能と関わりの深い広島藩の能・狂言について触れておく。歴代藩主は武家の式楽・能を愛好し、江戸と広島城下に喜多流(シテ方)と高安流(ワキ方)の役者を抱え、狂言方は庶民の中から芸道に優れた者を取り立てている。以下、歴代藩主ごとに記された詳細な藩議実録『済美録』などに記された広島藩の演能の動向、能・狂言役者を拾っ

てみる。その中には厳島の能に関わる役者の名が見える⁽⁵⁵⁾。

二代広島藩主光^{みつあきら}晟（元和三～元禄六・1617～1693）の時代の役者衆には、観世左近、喜多七大夫、喜多権右衛門、鷺仁左衛門、高安太郎左衛門などの名が見える。鷺流は観世流から出た観世座付の狂言方、高安流は金剛流から出た金剛座付のワキ方・太鼓方である。従ってこの頃は観世流と喜多流の二流が召し抱えられていたのであろう。

三代綱晟（寛永十四～寛文十三・1637～1673）の時代には、城下の中通組中町に能役者の住居・役者多門が建てられ、長谷川十郎、長命彦之丞、金春市左衛門、鈴木半七の四人が住み、幕末まで子孫が代々住んでいたという。

四代綱長（万治二～宝永五・1659～1708）の時代は、武士の間に能を嗜む者が増え、綱長自らこの道に堪能でしばしば能を舞っている。貞享三年（1686）二月、追放された幕府お抱えの御役者喜多七大夫を藩の喜多権左衛門が引き取っている。高安彦太郎（ワキ方）、長命兵右衛門、福井喜内、中村平之丞、喜多九八郎、今春市左衛門などが扶持を給され、町人身分の者も取り立てられている。またこの時代に広島藩においても、従来の観世流から喜多流が主流になったと考えられる。

五代吉長（天和元～宝暦二・1681～1752）の時代の享保三年（1718）六月、宮島能大夫を欠いたので、吉長は藩の役者中村庄左衛門をこれに当てている。吉長はまた長命兵右衛門・伴九一郎、鈴木七之助、富田吉右衛門、中村宇大夫、宮島のワキ方杉山弥太郎などが江戸や京に出向し、稽古を積んだ時や大曲伝授を受けた時には褒賞を与え、扶持を加え芸道を奨励している。

六代宗恒（享保二～天明七・1717～1787）の時代には、城下の町民のうち一代かぎりの抱狂言師を命じた。それらはいずれも宮島狂言師、山崎定五郎の弟子であった。従来から山崎定五郎など宮島狂言師は、藩主に招かれ城内の演能会で狂言方を勤めるのが慣例であったという。そのほか藩の能役者として金春市之進・弟藤次郎、十河勝之進、石井弥次郎、野間惣助、鈴木好次郎などの名が見える。

七代重晟（寛保三～文化十・1743～1813）の時代にはシテ方の喜多七大夫・十川平之丞・中村市之進、ワキ方の長命九左衛門・同彦之丞、太鼓方の鈴木正方などの名がある。鈴木正方は鈴木家二代半七正頼の時、初代広島藩主長晟に従って和歌山から広島へ来ており、代々金春流太鼓打ちをもって藩に仕えた名家を継ぐ者である。また天明三年（1783）十月、宮島狂言師伊藤源之丞の伴芳蔵が召し抱えられている。

八代^{あざな}齊賢（安永二～文政十三・1773～1830）の時代には、大きな能の催があった。文化

七年（1810）四月二十四日、太祖浅野長政二百回忌の記念能が広島城本丸の奥舞台で催された。また、饒津神社（広島市東区）創建の年の天保六年（1835）十二月二十二日にも同じ奥舞台で演能があった。この頃の能役者には長谷川久米五郎、江川十三郎などがおり、囃子方のまとめ役・頭取役を努めた鈴木伝三郎、宮島狂言師から出た伊藤八助・倅八之助の名が見える。なお、代々巖島の神能でワキ方を奉仕し、後に藩から扶持を与えられた長命彦左衛門の倅彦之丞は、文政五年（1822）に江戸高安流（ワキ方）の家元から同姓を許され高安彦之丞と改名している⁽⁵⁶⁾。

以上のことから、長く巖島の神能奉仕者と広島藩の能役者・狂言師などの間には往来があったことが判る。藩は宮島奉行を置き、宮島能役者を取り立てる一方、藩と藩の能役者が神能を支援するなど、双方の関係は深かったと思われる。

ところで、嘉永の頃（1848－1854）から幕末動乱の中で、人びとは代々の藩主の保護のもと武家・町民ともに愛好された能・狂言を楽しむ余裕を失っていった。しかし、巖島の神能は幕末まで伝承され、明治維新以後も継続された。明治以降は伝統を踏まえながら特定の流派にかかわらず、神能執事を通して各流の宗家をはじめ、その流れを汲む専門能楽師や弟子など、希望者は神能奉仕ができるようになっている。巖島の能舞台は海上にあり音響がよく自然風光に恵まれ、優れた環境にある。桃花祭神能は勿論、五流のシテ方が揃う奉祝能など、専門の能役者をはじめ神に奉納する格別の神能の奉仕を希望する者は多い⁽⁵⁷⁾。

（二）神能の番組

現在、能の演目は約二百五十曲ある。狂言もそれに近い二百数十曲といわれる⁽⁵⁸⁾。ここでは記録に残る観世大夫法楽能の番組と明治七年から平成初年までの演能目録「神能組」に見られる巖島の神能の番組について述べる。

永禄十一年（1568）の観世大夫法楽能の番組は、「弓八幡」「二人静」「松虫」「卒都婆小町」「とおり（融）」「籠太鼓」「西王母」「高砂」の八番の能であった。このうち「弓八幡」「西王母」「高砂」は、現在の番組構成上から言えば、「翁」を別格として、一日の番組の最初に置かれる脇能（初番目物）で神能ともいわれるものである⁽⁵⁹⁾。中でも「弓八幡」と聖護院の所望で舞われた「高砂」は、はじめ神が老人の姿で登場し、後にその本体を現わして典雅な舞を舞う脇能の中でも代表的な神舞物である。「西王母」もまた、はじめ神が里の女の姿で現われ、後に天女となって天降り優美な舞を舞うという脇能で、永禄十一年

の法楽能では三番の神舞が舞われている。「二人静」は女性を主人公とした鬘能（三番目物）で、源義経の愛妾静御前が里の女（前シテ）として現われ、後にその霊（後シテ）が若菜摘の女に寄り添い、同じ装束（静烏帽子と長絹）の二人の静御前が舞（序之舞）うものである。「松虫」「卒都婆小町」「籠太鼓」は、人情や執念、遊狂などを内容とし、脇能・修羅能・鬘能・切能に入らない雑能（四番目物）である。「とおり（融）」は番組の最後に演じられる切能（五番目物）で、仲秋の名月の夜、亡き融の大臣が貴公子姿で現われて舞（早舞）を演じるものである。これらは武家の式楽として形式が整う以前の演能であり、八番中三番に神舞があるのは神前奉納を考えてのことかと思われる。

能は、奈良時代の外来芸能・散楽に、わが国古来の舞や音楽などが融合し、平安時代末頃から鎌倉時代に物真似や語りを中心に形成された猿楽から発生した芸能である。「猿楽」は「申楽」とも書き、室町時代に謡（歌）・囃子（音楽）・舞（舞踊）による歌舞劇である能と、問答対話による滑稽物真似劇である狂言に分かれた。もともと民衆の芸能であった猿楽の能を、室町時代の初め洗練された優れた芸能に高めたのは大和猿楽座の観阿弥・世阿弥であった。能の作者は、ごくわずかな例外を除き能役者自身であり、各曲の成立はおよそ十四世紀半ば頃から十六世紀末頃と考えられる。現行の曲目のうち大部分は観阿弥を祖とする観世座とその縁の能役者の作である⁽⁶⁰⁾。ほぼ観阿弥・世阿弥の時代から観世流四・五世の時代の成立といえる。観世大夫法楽能の八番のうち、「弓八幡」「とおり（融）」「高砂」は世阿弥作であり、「二人静」は一説に世阿弥作といわれる。「松虫」は世阿弥の女婿・金春禅竹、「卒都婆小町」は観阿弥の作で、他の二曲は作者不詳である。

一方、狂言は能と能の間に演じられる滑稽な科白劇である。猿楽から能が生まれた鎌倉時代に、猿楽本来の笑いの要素を持った科白劇として発展し、室町時代に成立した。狂言は当初一定の台本を持たず簡単な筋立て、もとは狂言役者が当時の言葉で演じる即興劇であった。そのため作者を特定することは難しく、狂言の作者は多くの「無名の狂言役者たち」といわれる⁽⁶¹⁾。従って、観世大夫法楽の「大黒」以下七番の狂言の作者は不詳である。しかし、七番のうち「大黒（蛭子大黒）」「二九十八」「ふすもう（文相撲）」「あく坊（悪坊）」は明治以後の神能番組にも見え、度々演じられている。

ところで、巖島には江戸時代の「宮島狂言師」によって書写された貴重な狂言台本が残されている。巖島神社の社人で神能の狂言方を勤めた伊藤源之丞（享和三・1803年没）⁽⁶²⁾が、十九歳の時、筆写したという全十七冊、百七十曲の狂言台本（図59）である。現在『宮島大蔵流狂言台本 伊藤源之丞本』上（昭和六十三年）『同』下（平成元年）として刊行さ

れている⁽⁶³⁾。伊藤源之丞本は宝暦・明和頃（1751～72）の成立と推定され、大蔵流宗家の台本として伝わる「虎明本」（237曲所収、寛永十九・1642）と「虎寛本」（165曲所収、寛政四・1792）の中間に位置し、大蔵流の中で二番目に古いまとまった台本であり、内容的にも古風を止めているといわれる⁽⁶⁴⁾。このほかにも全十五冊、百五十三曲の狂言台（図60）本を所収する『宮島本 大蔵虎光狂言集』（平成四・1992）が刊行されている⁽⁶⁵⁾。これは大蔵流の分家である八右衛門家の七世虎光によって文化十四年（1817）に書かれた全十六冊の狂言台本・通称「虎光本」の転写本である。書写年代・筆者は不明であるが、広島藩の狂言師・伊藤豊蔵治吉が、天保の頃（1830-44）、江戸で狂言修業中に写したのではないかと推測されている⁽⁶⁶⁾。宮島本は卷十三を欠くが、それを補うものとして別に「十番綴狂言台本」があり、「虎光本」の全容を通覧できる貴重な資料である⁽⁶⁷⁾。

宮島狂言は大蔵流宗家から江戸の初め分家した大蔵八右衛門流であったと考えられる⁽⁶⁸⁾。野坂元定（「厳島神社の神事と芸能」）によれば、所蔵の文書に寛政十一年（1799）九月、江戸から狂言師大蔵八右衛門が来島、「釣狐」「鞆猿」「通圓」を厳島神社に奉納したとある。この時の八右衛門の来島と狂言主体の法楽神能は、宮島の狂言方にとって記念すべき出来事であった。八右衛門（虎良）が奉納した狂言は、宮島歴史民俗資料館の宮本家寄託文書には、「釣狐」「鞆猿」のほか「武悪」と狂言の中でも極意の習といわれる「花子」が記されている⁽⁶⁹⁾。神能の狂言方を勤める藩の狂言師は、江戸に出向いて大蔵分家や宗家で狂言の伝授を受け、宮島の狂言師はその来島演能の機会に指導を受けて修練を積んだものとみえる。

なお、『宮島大蔵流狂言台本 伊藤源之丞本』『宮島本 大蔵虎光狂言集』に収められた狂言台本は、明治・大正・昭和にわたって神能の狂言方を勤めた宮島在住の吉村嘉穂の所蔵であった。江戸中期に書写されたこれらの狂言台本をはじめ、江戸時代の宮島狂言師の安部・伊藤家などに伝えられた資料、吉村氏所蔵の能楽関係資料二百点余は現在、宮島歴史民俗資料館に寄託されている。

第三節 神能の場と造形資料—能舞台・能面・能装束

（一）厳島神社の能舞台

厳島神社の能舞台が、江の中⁽⁷⁰⁾に初めて張られたのは、永禄十一年（1568）であった。

その後、毛利・福島時代の能舞台も、引き続き江の中に構え設けられたものと思われる。また、福島時代には常設の能舞台が造立され、神能は恒例化して行った。既述のとおり、慶長六年（1601）に安芸国入りした福島正則は、慶長十年（1605）に能舞台を建立しており⁽⁷¹⁾、その時の諸経費を集計した「厳島社能舞台普請大工鍛治檜皮等賄日帳」（厳島文書184）⁽⁷²⁾が残されている。これは慶長十年九月十六日の日付を貼紙した書冊で、表紙には「いつくしま 御能舞台大工日帳之事 付御能まかない入め共ニ」と書かれ、なかには大工衆や鍛冶衆、檜皮葺の職人や舞台材木人夫などへ給付する米の量、銀子、大工衆などの名前や職人の人数などが詳細に記されている。

現在の能舞台（図61）は西廻廊につながる楽屋から橋掛りが出、コの字型の西廻廊に囲まれるように海上に設置されている。廻廊がそのまま見所となり、神社境内で能舞台を設けるには最良の場所といえよう。従ってこの能舞台の位置と構成は、当初よりほぼ踏襲されて来たものと思われる。楽屋・橋掛りを備えた本格的な能舞台建立の記録は、延宝八年（1680）十一月の「能舞台楽屋橋棟札写」（「厳島野坂文書」1549）である⁽⁷³⁾。

	(印)		当社大工
延寶八 庚 歳	座主法卯亮成	棚守内膳	豊嶋甚左衛門
申			
奉造立能舞臺一字並樂屋橋掛大檀越松平安藝守源朝臣綱長公御武運長久処			
			大願寺教善敬白
	當嶋奉 (ママ)		同小工
霜月吉祥日	龍神角兵衛		野坂太兵衛

すなわち、第四代広島藩主浅野綱長⁽⁷⁴⁾が能舞台一字と楽屋、橋掛りを造立したとある。施主・綱長は前年、二十一歳で藩主になっており、武運長久を願ってのことと記す。昭和二十五年（1950）に重要文化財に指定された能舞台は、この時建てられたもので、それまでの形式を踏襲して建てられたものであろうと言われている。

江戸時代には三月の大宮祭の法楽神能に合わせて、屋根の葺替（安永七・1778）や修理（文政十・1827）が施されている。ことに文政期の修理は、脇座の拡張、庇廻りの改修、屋根や床廻りなど大幅なものであったという⁽⁷⁵⁾。海の上に建てられた能舞台は、暴風雨や高潮の被害を受けることが多い。明治以後もしばしば暴風雨などで破損し、その都度修繕されている。明治三十二年に特別保護建造物になった後の同四十二年から四十三年にかけ、舞台・橋掛り・楽屋の大がかりな解体修理がされた。この時、一部の部材が取り替えられ、屋根は柿葺から檜皮葺に葺き替えられている。暴風雨の災害の中でも、昭和二十六

年（1951）十月のルース台風襲来の際は、舞台羽目板の一部と楽屋床下の束柱が流失するなどの大きな損害を被り、平成三年（1991）九月の台風十九号の際は、舞台・橋掛り・楽屋が総て倒壊するという大きな被害を受けた。しかし、いずれもその都度数年がかりで修理や再建が計られている⁽⁷⁶⁾。

さて、はじめは社寺境内などの平地で演じられた能は、室町末期頃、今日のような舞台の形が整い、屋外に設置されるようになった。基本的に能舞台は、概ね三間四方の舞台、奥行一間半の後座（囃子座）、奥行半間の脇座（地謡座）と幅約一間半の橋掛り（長さ約八間五尺）から成り、老松を画いた正面奥の鏡板、地謡方・後見などが出入する切戸口、演者が鏡の間から出入する揚幕など、能舞台独特の形態を備えている⁽⁷⁷⁾。本舞台はシテ（主役）の定座^{はなざ}を示すシテ柱（正面より見て背面左方）、演者が位置の目安とする目付柱（正面左方）、ワキの常座であるワキ柱（正面右方）、笛方の坐る位置に近い笛柱（背面右方）で囲まれた空間である。能舞台成立以来、形態の上でも多くの変化が見られるが、標準とされるのは江戸城にあった幕府制定の式楽のための能舞台である⁽⁷⁸⁾。なお、近代になって生まれた能楽堂は、本来の屋外に設置された能舞台（舞台・橋掛り・後座・脇座）と見所をすっぽり建物で覆ったものである。

厳島の能舞台は江戸期の能舞台と比べ、また全国的に見た時に、幾つの特徴が見られる。まず舞台の大きさは、一般的な能舞台が約三間（約5.45メートル）四方であるのに対し、厳島の能舞台は三間一尺五寸（5.91メートル）四方で、後座も少し広く舞台全体が大きめである。鏡板⁽⁷⁹⁾から橋掛りの羽目板など悉く嵌め外しができる仮設舞台の名残りを止め、併せて高潮や暴風に備えている。また、標準型の能舞台の屋根は入母屋造であるが、厳島の能舞台は切妻造である。『厳島道芝記』『芸州厳島図会』に描かれた能舞台の屋根が入母屋造になっているのは、幕府規定の標準型に倣ったものであろうが、厳島の能舞台は当初より切妻造で、古い形を伝えるものと思われる。また脇座の屋根を本屋根と別にする形式は、豊臣秀吉が伏見城内に建てた舞台を移築したという京都西本願寺の能舞台（国宝）より古式といわれる⁽⁸⁰⁾。さらに厳島の舞台では笛柱が独立し、後座と脇座が繋がっていて広いが、標準型は笛柱に切戸口の板壁が続き、脇座の奥がなく板壁で区切られているので、狭くなっている。福山市鞆の沼名前神社の能舞台（重要文化財）も同様の造りであるが、笛柱が独立した形式は解放感があり、古形であると考えられる。

舞台の床は「撥転^{はちころがし}」と呼ばれるゆるい勾配が付けられている。橋掛りの幕口からシテ柱までと、舞台と脇座の床は正面に向って下っており、足の滑り出しをよくし舞い易い工

夫が施されている。巖島の舞台の床は、床板を合釘で綴じつけただけで、床板下の根太に釘打ちされておらず、太鼓の皮のような一枚板のようにになっている。他にはない工夫が見られ、この工法によって足拍子のたびに共鳴し、舞台効果を高めている。江戸時代から一般的に能舞台には共鳴をよくするため床下に瓶⁽⁸¹⁾が置かれたが、巖島の能舞台の床下に瓶が置かれなないのは、海中のためであろう。能舞台は平素使用されない時、波風からの抵抗を少なくし、保存を図るために橋掛りの羽目板などが外されている。また、橋掛りの床下は羽目板の代わりに連子が嵌められているが、これも床板反響音の出口か潮を通すためかと思われ、珍しい工法といわれる⁽⁸²⁾。その他にも海上なので通常ある白州⁽⁸³⁾や舞台正面中央の^{きざし}階⁽⁸⁴⁾（階段）⁽⁸⁴⁾などがないことなども、巖島の能舞台の特徴として挙げられる。

（二）巖島神社の能・狂言面

神能に使われる巖島神社の能面・能装束など室町時代以来寄進され、必要に応じて作られた能関係資料は、冠帽類、調度、小道具などを合わせて優に一千点を超える。昭和二十五年（1950）発行の「いつくしま」（小松茂美編著）には、装束百七十一着、調度類と小道具五百九十五点、冠帽類百三点、面百三十六点、囃子道具六十一の計千六十六点と記されている。その後、室町時代から江戸時代にかけて寄進され、調達された多数の面について、昭和三十一年（1956）五月、京都国立博物館の毛利久と能面研究者中村保雄が本格的な調査をした。この時の調査に基づいて作成された能狂言面目録が、『仏教芸術』52（毎日新聞社、昭和三十八年）に掲載されている。この時の能狂言面は百二十七面となっている。その後、昭和五十三年（1978）に広島県立美術館で「巖島神社蔵一能面と能装束展」⁽⁸⁵⁾を開催することになり、改めてほとんどの能面と能装束を調査したところ、能・狂言面は百三十三面を数えた（表 10）。そのほか傷みがひどいものが数十面あったが、員数に入れていない⁽⁸⁶⁾。この目録と神社の台帳を手懸りに改めて調査を行った結果、無銘のものも多いが面裏に刻銘や墨書銘、朱漆銘などがあり、作者や制作年代、寄進者や寄進年のわかるものが相当あることがわかった。

もっとも古い能面は、文明九年（1477）の寄進銘のある「翁（白式尉）」⁽⁸⁷⁾（図 62）である。臉の線がまだ「へ」の字形に固まらず、眼窩や顎なども写実的で、野趣のある素朴な老翁の風貌がうかがわれる。これは「酒在作」と「天文十三年（1544）」の年記がある「翁（白式尉）」⁽⁸⁸⁾（図 63）とともに室町時代の作と考えられる。作者酒在については不明であるが、彩色胡粉も比較的よく残り、なかなかの優品といわれる。その他にも室町時代と

考えられるものに、「夜叉作」という喜多七大夫古能(喜多流九世・寛保二～文政十二・1742～1829)⁽⁸⁹⁾の極のある「黒式尉(三番叟)」(図64)や、「三光坊作」という宝生太夫友勝⁽⁹⁰⁾の極のある「黒髭」(図65)、「イトウサク」という刻銘がある「黒式尉(三番叟)」がある。夜叉は足利義満に仕えた武士で千秋頼定といい余技に能面を打ち、面打師としては最も古い鎌倉から室町時代の十作の一人である。三光坊は千秋満広といい夜叉の血統をひき、室町時代に活躍した六作の一人で天文元年(1532)没といわれる。イトウは文永から弘安(1264-1288)頃の人で一透齊または一刀と号し、鬼畜面などの名面打師であった赤鶴かと思われる。また「延命冠者」(図66)や、面裏の鼻上部に十本、下部に三本の縦鉤目の細工印があり越前出目家初代満照作か二代則満かと思われる「神体」(図67)、応永(1394～1427)頃の人で越前朝倉氏の家臣で尉・般若などの名作を残した福来の子、宝来の作かといわれる「不動」(図68)や狂言面「毘沙門」(図69)などは室町時代の作と考えられ、分るものだけでも十面以上ある。

桃山時代のものとしては、「イセキ」の焼印銘があり、室町から桃山時代にかけて活躍した面打師井関家三代(初代親信、二代次郎左衛門、三代備中掾)のうちのいずれかの作と思われる「小喝食」(図70)、豊臣秀吉から「天下一」の称号を贈られ「天下一若狭守」の焼印銘を使用する角ノ坊作⁽⁹¹⁾かと思われる「小面」(図71)・小喝食・瘦男、「井」の墨書銘があり、大野出目家初代是閑吉満作かといわれる「曲見」(図72)、越前出目家二代則満作かといわれる小獅子(鬘)⁽⁹²⁾などが挙げられる。また「佐世石見守」⁽⁹²⁾という毛利家重臣の墨書寄進銘がある「般若」(図73)、神体、姥、檜垣姥、大飛出、大癒見、頼政、山姥などは、桃山・江戸初期の作と考えられ、これらを合わせると十四面になる。そのほか無銘のものの中にも室町・桃山時代の作があることも考えられる。

江戸時代の作では延宝四年(1675)の寄進銘のある「童子(慈童)」(図74)や、「児玉」の焼印があり、江戸時代中期に三代続いた面打師児玉家の作と考えられる怪士・天神・猩々⁽⁹³⁾の三面がある。また「清久」の焼印がある「増」(図75)のほか、文化年間に出目満忠によって作られた能面十七面、大癒見・鬘・十六・鷲鼻悪尉・真角・小面(2)・三光尉(図76)・小癒見・大飛出・東江・山姥・部部男・中将・頼政・瘦男・般若がある。これらには文化七、八、十年の喜多古能の極(鑑定)があり、いずれも「巖島神庫為収蔵依求以 家伝之形令 出目満忠打 之者也 文化七庚午歳 喜多古能(花押)」などの墨書銘がある。これによって能面十七面は古能面の鑑定をよくした喜多流中興の祖、喜多七太夫古能が、神社の求めによって喜多家伝来の古面の写しを越前出目家八代の出目満忠に作ら

せたものであることがわかる。その他、江戸初期の面打師で本家出目家初代「満永（花押）」の朱漆銘のある中将、平太や、出目寿満⁽⁹³⁾の少尉などは江戸時代の作である。

以上当社の能・狂言面の概要からその特色をまとめると、まず第一に文明九年（1477）の「翁」以来、室町・桃山から江戸期・近現代に至るまで長期にわたり奉納され新調されて来た歴史的経緯とその長さが挙げられる。能面の原型・本面はほぼ江戸時代以前に完成している。桃山時代にもすでに「写し」（模作）が作られており、江戸時代以後の能面は専ら「写し」である。当社所蔵の古面すべてを本面とすることはできないかもしれないが、室町・桃山期の能・狂言面は相当な優品である。江戸期の作も出目家・井関家・児玉家など専門能面師の手になるものなど佳品が多い。すなわち、わが国の代表的な能面師⁽⁹⁴⁾の作品を多く所蔵し、全体に優れた能・狂言面が多いことが第二の特色と言えよう。

また第三に、多様な種類の能・狂言面が揃っていることと、由緒来歴がはっきりした面が多いことである。能面は翁をはじめ、尉（三光尉など）・悪尉（鷲鼻悪尉など）・神体（邯鄲男など）・武将（中将など）・男（童子など）・女（小面など）・幽霊（瘦女など）・般若（生成など）・荒神（大飛出など）・鬼畜（大癡見など）・専用（景清など）面など、すべての種類にわたって所蔵されている。狂言面もまた祖父・武悪・ふくれ・乙・おりょう・賢徳・登髭・鼻引・黒井関・井関・うそぶき・にたり・狐・犬・猿・通円・恵美須・毘沙門・大黒などほぼすべての面が揃っている。しかも小面の七面を筆頭に、翁や黒式尉、神体など頻繁に使用される面は複数所蔵されている。また昭和三十年代・五十年代（1955～1985）に調査した時、面の多くは面裏に朱漆・金泥・墨書・刻銘があり、由緒来歴がはっきりしているものが多数あった。当社所蔵の能・狂言面約百三十面の四分の一は、神能に使用されたのち、能役者などによって寄進され、願主などによって奉納されたことが明らかである。般若ほか八面を寄進した毛利家重臣・佐世石見守をはじめ、当社縁の人びとの寄進だけでなく、景清を奉納した棚守元行（天正の頃の人）や、文化年間に神社が希望して出目満忠に喜多家伝来の古面を写させ、十七面収集するなど、社家や神社側の積極的努力も見逃せない。

長年大切に保管されてきた当社の能・狂言面は、現在も四月の神能の舞台で使用されている。

（三）巖島神社の能・狂言装束

当社所蔵の能・狂言装束は、約百七十領ある。そのほか装束の一部をなす鬘帯・腰帯は、

桃山・江戸時代の染織で状態の良いものだけでも五十本以上ある。このうち昭和三十八年（1963）に重要文化財に指定された狂言装束「柳樹鷺文繡箔」（図 77）など四領と、同四十五年（1970）に指定の能装束「紅地鳳凰桜雪持笹文唐織」（図 78）、平成十八年（2006）指定の「紅浅葱地菊笹大内菱文様段替唐織」（図 79）は、桃山時代の意匠と技術を示し、ことに優品である。なお、能で使用される衣装は、能が公武家社会を背景に成立発展した経緯と、舞台における整った一揃の盛装という意味から装束と呼ばれる。極めて簡素な舞台で演じられる能において、面と装束の役割は大きい。装束の種類や着装形式などによって役柄が表されるので、形や意匠は多様である。また重厚で格調高く、芸術性が高いのが特徴である⁽⁹⁵⁾。

金銀箔と柔らかな繡で華やかな花鳥の文様を表わした狂言装束四領は、独特の形態（襦袢）をしている。登場人物が多く今では全く演じられることがない「唐相僕」という狂言の唐人装束として用いられたものである。当初、繡箔の小袖か能装束であったものを、一領ないし数領の破損のない部分を繋ぎ合わせて仕立て直したものである⁽⁹⁶⁾。色系で精巧な刺繡が施され、意匠といい技術といい桃山時代の優れた染織で、狂言装束に仕立て直されたのは江戸時代後期と考えられる。同じく重要文化財の紅地に八重桜、鳳凰、雪持笹の文様を織出した「紅地鳳凰桜雪持笹文様唐織」は、当時一般着用の小袖と形や文様、技術などが変わらず、桃山時代に厳島を配下に治めた大内・毛利氏の子女が着用していたものと推量されている。当時、後援者が着ていた衣装を演能者に褒賞として脱ぎ与え、演能者は返礼にそれを着て舞台で舞う習慣があった。この頃はまだ能装束が舞台衣装として一定の形成を確立する以前であった。当初は袖幅が身幅に比べて極端に狭く、形態上、初期小袖の特色を示していたが、現状では似た裂を繋ぎ合わせて袖の幅出しがされている。保存状態も良好で、羽を広げた鳳凰は力溢れ、のびのびと大らかな文様に桃山時代の雄渾な気風と明るく重厚な趣を今に伝えている。当時の小袖中の優品であるばかりでなく、当社所蔵の能装束を代表するものである。また、平成十八年に重要文化財の指定を受けた紅と浅葱の段替りの地に菊、笹、霞や花菱亀甲、唐花菱を表わした「紅浅葱地菊笹大内菱文様段替唐織」は、その特色ある唐花菱が別名大内菱とも呼ばれ、長門の戦国大名大内氏の家紋として知られるものである。天文年間（1532-55）に厳島を直接支配した同氏と厳島の関係が推量される一領である。

そのほか、桃山・江戸時代のごく初め頃のものと思われる唐織が数領ある。文様や色調に典雅な品格がある「段に向鶴菱文様唐織」（図 80）、大振りな牡丹と伸びやかな唐草文に

澁刺とした気分があり、もと狭かった袖幅を広げた跡がある「紺地牡丹唐草文様唐織」(図 81)、大らかな立涌文に伸々と明るい蝶楓文を散した「黄地立涌に蝶楓文様唐織」などである。江戸時代初期の唐織と目されるものが五領ある。石畳鱗の地文に大振りな菊の折枝を間遠に配し、袖幅が幾分狭く独特の沈んだ色調を特徴とする「石畳鱗菊折枝文様唐織」(図 82)、同じく地文風の変り菱文様の上に扇面を散らした「赤地変り菱に扇面散し文様唐織」、厳島神社の社紋と同じ花菱亀甲三個を格調高く重厚で落付いた色調で表わした「花菱亀甲繋ぎ文様唐織」などである。厚板の中では、白の石畳の地文に藤の丸文を上文として規則的に配した部分と茶地の小格子に小菊を配した部分を段替りとした有職文様風⁽⁹⁷⁾の典雅な「石畳藤丸文と格子菊花文様厚板」(図 83)などがある。この時期は能装束が舞台衣装としての自覚から形式を整えようとした時期であり、一般にいわゆる慶長小袖などに通じる一種独特の暗さと重みのある色調を特色としている。また、文様は地文と上文の意識が芽ばえ、二重織物風のより重厚な文様形式をとる。しかしまだ上文と地文は後世のようにきわだった対比を見せず、間遠に配された大振りな上文は地文に融合し大らかな気分を留めている。

江戸時代中期は旧暦三月十五日の大宮祭の翌日から奉納される三日間の法楽神能が年中行事として定着し、能装束は形状、文様施工などにおいて安定した時期である。この頃の作としては、大きな格子と雷文繋ぎ地に栄螺と法螺を散して段替りとし、鱗文の腰替りとした大胆で力強い「段替り鱗に格子と雷文繋ぎ貝文様厚板」(図 84)や、紅白黄の段替りの地に桜唐草文などを金箔で型摺りし、繡と金銀箔で扇と団扇文を表わした美しい「段に扇と団扇文様縫箔」(図 85)などが挙げられる。これらの桃山・江戸初・中期の能装束をはじめ大部分の装束には銘がないが、文様や技術・色調・施工などによって制作年代を推定することができる。

江戸時代後期の装束は、色彩や文様において堂々とした迫力に欠け、多分に類型的文様になる。しかし、神経のゆきとどいた細やかな施工と洗練された感覚を示し、ものによっては保存状態も良好である。またこの時代、装束の調査が行われ、まとまって新調され、墨書銘から製作年がわかるものが二十領余りある。文化文政の頃、とみくじ興行による収益によって盛に新調寄進された装束には、宮島奉行の青木猪助や伊藤半右衛門の奉納名がある。明るい紅地と枝垂桜の上に、舞楽の楽器と装束の鳥兜を散らし、厳島舞楽から発想を得たと思われる華麗な一領「枝垂桜に舞楽文様唐織」(図 86)は、宮島奉行青木猪助が新調寄進したものである。多くは日記を記し、衿裏などに「文化十年西三月吉日 宮島御

奉行青木猪助殿新御調」や「文政九戌年 御奉行伊藤半右衛門殿御調」など寄進銘（図 87）がある。青木猪助は享和三年（1803）三月、「腰明熨斗目」を新調して以来、文化八・九・十年（1811～13）に、唐織、繡箔、熨斗目、袴など十二領を新調寄進している。また伊藤半右衛門は「亀甲に向鶴菱文様唐織」など、文化十二年（1815）から文政九年（1826）にわたって唐織、縫箔、摺箔など八領を新調している。『藝藩輯要』の藩士家系録によれば、青木猪助は寛政九年（1797）から文化十年（1813）まで、第三十代宮島奉行を務め、伊藤半右衛門は文化十一年（1814）から文政十年（1827）まで第三十一代宮島奉行の役職にあった。

このほか製作年や奉納者がわかるものに、「奉寄進 小袖一ツ施主当島住西方 宝永元三月吉日院奉印宥成」（1703）の墨書がある「菊唐草腰明文様縫箔」や、「裡易 寛政六甲寅年三月吉辰 浅野氏」（1794）と裏地に墨書された「紋尽し文様縫箔」などがある。また「縞地檜垣に藤花段文厚板」などの厚板、唐織、縫箔、摺箔、長絹（二領）、舞衣、素襖（三領）、肩衣（二領）の十九領の裏地には、「棚守」（図 88）の角墨印があり、「茶地石垣に矢襖文肩衣」など肩衣、繡箔三領には「宮島」の墨書がある。「棚守」の角墨印は文政頃の調査の際の認印といわれ、これらがそれ以前に作られたものであることを示している。このように寄進銘のあるものは作期が明確である点からも貴重である。

以上、当社には桃山時代から江戸時代の初・中・後期にわたって各時代の特色を表わす能装束が多数伝えられている。室町時代の末以来、長い歳月にわたって年中行事として演じ続けられ、初日と二日は翁付の五番立てで三日間演じられるため上演曲目も多く、それに合わせて装束も種々整えられて来た。従って厳島神社の能装束の特色をいえば、第一に能装束のほとんどすべての種類——表着の類（唐織・狩衣・直垂・法被・側次・長絹・舞衣・水衣など）⁽⁹⁸⁾、着付の類（厚板・縫箔・摺箔・熨斗目など）⁽⁹⁹⁾、袴の類（指貫・長袴・半袴・大口・半切）、被物の類、鬘帯・腰帯⁽¹⁰⁰⁾、狂言装束（素襖・肩衣・水衣・狂言袴など）⁽¹⁰¹⁾ が一通り揃っていることである（図 89）。第二に桃山・江戸初・中・後期の特色ある能・狂言装束が多数所蔵され、美術品として優れているばかりではなく染織工芸史上貴重な資料が数多くあることである。能装束中もっとも絢爛豪華な唐織をはじめ、翁用の蜀江錦の狩衣、老若男女の役柄に合わせて着用される多様な厚板、縫箔、熨斗目や狂言の素襖・肩衣などにことに優れたものが多く、その時代々々の練り磨かれた染織技術と高い造形意匠を示している。第三に四百数十年もの長い間、人びとの厚い信仰に支えられ、大切に保存活用されて来たことである。度重なる使用で傷みがひどくなると、傷んでいない部

分を繋ぎ合わせて仕立て直したり、丈を短くしたりしている。また真先に傷む裏地は漸次新しく取り替えられ、絶えず修繕が図られてきた。四月の桃花祭神能で重要文化財指定の装束を除き、現在なお使用されていることは特筆される。

結語

巖島の能は、永禄十一年（1568）の「観世太夫法楽能」の初見に端を発し、毛利・福島時代に根付き、遅くとも本格的な能舞台が造立された延宝八年（1680）頃には、年中行事化していたと思われる。神能は神に奉納されるものであるが、また神とともに人が楽しむ法楽能である。毛利・福島・浅野氏など直接の支配者や支援者、神社と島民、近隣・遠方の多くの人びとの厚い信仰に支えられて、四百数十年来演じられている。能の完成以前からあった神事能という古い形式を取りながら、わが国独自の伝統芸能を連綿と今に伝えている。それは初日と二日に式能「翁」付五番立ての正式番組が生まれ、古格を残した珍しい演能とともに他に例を見ないものである。

[註]

第八章

- 1 西域地方から中国に入った俗楽で百戯と呼ばれ、曲芸・幻術（手品）・物真似などに歌舞音楽が加わった雑芸で、七世紀初めわが国に渡来した興味本位の技芸。
- 2 室町時代の能作者・役者で観世流二世の大夫。幼名藤若、のち三郎元清。父観阿弥の薫陶を受け、永和元年（1375）か前年の応安七年（1374）十二歳の時、今熊野神社で行われた能で、父とともに三代将軍義満に見出されて後、義満が没する応永十五年（1408）世阿弥四十代半ばまでの三十余年間、義満の保護を受けて日本を代表する古典芸能・能楽を大成した。世阿弥は父観阿弥の創設した猿楽の座・結崎座を継承し、工夫と稽古を積んで、足利将軍の同朋衆として生活する中で、武家貴族の教養を身につけ、鑑賞眼の高い上級社会の好みに合う芸風を樹立した。しかし義満没後は不遇となり、六十歳頃剃髪し、観世座の大夫を長男元雅に譲った。同三十二年（1425）元雅が亡くなり、同三十四年（1427）七十二歳の時、佐渡へ流された。数年後許されて八十一歳で没した。世阿弥は能楽論「花伝書」「至花道」「花鏡」「申楽談儀」などを著わした能の理論家として、「弓八幡」「高砂」など

約四十曲の能作家として、また長く能役者として活躍した。

- 3 社寺・仏像の建立や修繕などのため寄付を募る演能。
- 4 『吉田物語』は、毛利家の家臣杉岡権之助が元就の行跡を子孫に知らせるため、毛利家古老の書き置いた旧記を集めて記したもので、十一巻十二冊から成る。大正七年に国史研究会が国史叢書として編集発行。昭和五十三年、防長史料出版社から『芸侯三家誌』の中に復刻。
- 5 国史研究会編『復刻 芸侯三家誌 付吉田物語』、防長史料出版社、昭和五十三年。222 頁。
- 6 同上、222-223 頁。
- 7 従来、これは前年毛利元就が本拠地の吉田に凱旋し、京より観世大夫を招いて祝宴を開いた後の来島といわれて来た。しかし、観世大夫の吉田下向は永禄十年ではなく九年と考えられる。また演能は戦勝報謝の儀礼といえるものであった。
- 8 「観世大夫法楽能狂言演目人数注文写」（「野坂文書」102 号『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、706・707 頁）なお、端裏書から杉板に書いた「観世大夫法楽番附絵馬」があったことが判る。
- 9 前掲載、中村保雄「巖島の芸能」（『秘宝巖島』178 頁）その後、八代目大夫観世三郎と大大夫宗節元忠（天正十一・1583 年没）は元亀元年（1570）、徳川家康を頼って浜松へ行ったが、約六年後、観世三郎は三十九歳で没した。
- 10 中村保雄「巖島の芸能」によれば、観世橋右衛門は宗節の名後見人弥次郎長俊の子、福王寺甚右衛門は長俊の弟子で脇方福王流の祖、三谷弥三郎と三谷長助・延命喜右衛門は宝生方の太鼓打、春日市右衛門は笛の千野流が絶えたので観世座に迎えられた人、長命又三郎は金春方の狂言師、刁菊彦四郎は金剛方の狂言師、堺は金春方の太鼓の家、幸は金春方の小鼓の家、安喜・萩野・正熊・津田・下村については不明であるが、安喜は毛利家お抱えの能役者であろうか、と述べている。（『秘宝巖島』178 頁）
- 11 先代巖島神社宮司野坂元定「巖島神社の神事と芸能」（『巖島民俗資料緊急調査報告書』昭和二十七年、202 頁）や芸能研究中村保雄「巖島の芸能」（『秘宝巖島』昭和 42 年、176 頁）の説。
- 12 野坂元定の説。（「巖島神社の神事と芸能」）
- 13 元巖島神社神職、福田直記の説。（『棚守房頭覚書』）
- 14 天台宗聖護院門跡二十六代道増（元亀二・1571 年没）。聖護院は京都左京区にある能野三山を支配し全国の山伏を統持する修験道の総本山。なお、永禄十一年（1568）に来島、法

- 楽能を見物したのは道増説と道澄（慶長十三・1608年没）の両説がある。『陰徳記』には道澄とあり、『一宮結夏記』には道増来島の記がある。
- 15 弘治元年（1555）正月、陶晴賢を破った元就は、同二年（1556）六月、廻廊の板を新しくし、同三年（1557）十月、友田郷を寄進、永禄四年（1561）十月、有浦大鳥居を建てている。
 - 16 「巖島遷宮行列式書立」（「巖島野坂文書」1384『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、867-876頁ほか）
 - 17 「巖島社遷宮能次第写」新出巖島文書165（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、420-422頁）
 - 18 福島正則（永禄四～寛永元・1561～1624）は尾張出身。幼少から豊臣秀吉に従い各地を歴戦し、賤ヶ岳の戦いで七本槍の筆頭に挙げられた。九州・小田原征伐、朝鮮出兵に活躍、尾張清洲二十四万石の大名になった。関ヶ原の戦では徳川方に属し、安芸広島藩主（四十九万石余）になったが、元和五年（1619）、幕府に城の無断修繕をとがめられ、信濃川中島へ移封された。
 - 19 「小河安良書状」巖島野坂文書1512（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、993頁）
 - 20 広島市役所編『新修広島市史』第四巻 文化風俗史編、広島市役所、昭和三十三年、225-227頁。文禄二年（1593）十月五日の禁裏御能で、秀吉が「弓八幡」「芭蕉」「三輪」を舞った時、浅野長政（天文十六～慶長十六・1547-1611）は、家康とともに「野々宮」を舞い、また「通小町」を演じた。綱長（万治二～宝永五・1659-1708）は元禄四年五月一日、御慰御能で「井筒」「三井寺」を、同九年八月六日將軍綱吉の前で「小鍛冶」を、同十四年十一月二十二日の広島城の三の丸落成祝能で「野々宮」「自然居士」を舞っている。
 - 21 前掲載『巖島道芝記』（『宮島町史』192頁）
 - 22 同上、「社家供僧内侍并諸役人神人之名」149頁。
 - 23 前掲載『芸藩通志』（『宮島町史』332頁）
 - 24 同上、358・359頁。
 - 25 前掲載『房頭覚書』（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1146頁）
 - 26 前掲載『芸州巖島図会』卷之五（『宮島町史』資料編・地誌紀行Ⅰ、768頁）
 - 27 置鞆は、小鞆一調（鞆一人と謡手一人が一曲の一部を演奏する）の特殊な囃子。脇の關口のうち、重い登場に用いる。
 - 28 姉分の女郎、上位の遊女。
 - 29 遊女の使う幼女。

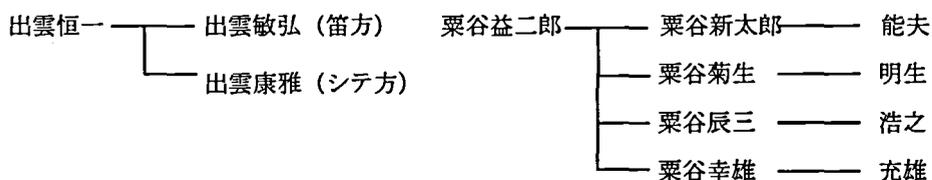
- 30 「観世座」という場合は、演者・雑方などの集団をいい、「観世流」という場合は、その人・家の特有の芸能、方式、芸風をいう。
- 31 はじめ外山座とも言った宝生座は、室町期、興福寺の薪猿楽や春日大社の若宮祭に参勤していたが、室町末、小田原の北条氏の保護を受けたといわれる。江戸時代は特に五代綱吉、十一代家齊に愛好され、宝生大夫九世の時、加賀前田家の指南を勤め加賀宝生が生まれた。今日、宝生流は東京と北陸で観世流につぐ勢力を持ち、重厚な芸風を特色とする。
- 32 金春流は、遠祖を六世紀の^{アサノハ}秦河勝とする大和猿楽四座のうち、最古の家柄と格式を持ち、奈良を本拠地とした。金春大夫の中には、世阿弥の女孀^{むすめ}金春禅竹、禅竹の孫の禅鳳、禅鳳の曾孫の安照（禅曲）など伝書（理論書）を残した理論家や能役者が輩出している。織豊時代はに秀吉・秀次に後援され隆盛し、禅曲は秀吉の九州出陣に伴って下向、九州に今も能の伝書が伝えられている。江戸時代は、江戸城中における謡初式で観世・喜多の常勤とともに、宝生・金春・金剛が輪番で出勤し、扶持を与えられた。現在も、東京・奈良などで勢力を持ち、古風を保つ渋い幽玄味、のびのびした雄渾な芸風を特色とする。
- 33 金剛流は古くから法隆寺所属の猿楽座、坂戸座から出、鎌倉時代から坂戸座金剛が存在したといわれ、大和猿楽四座の一つとして古い歴史を持つ。江戸時代には謡初式で宝生・金春とともに輪番制で出勤した金剛流を継承したが、昭和十一年（1936）二十三世金剛右京の死で坂戸金剛は絶え、現在、弟子筋の京都の野村金剛が宗家の名を継承している。
- 34 流祖七大夫長能は、堺の医者の子で七歳の時から能を舞い、七ツ大夫といわれた。金剛座のシテ役となり一時、金剛大夫を継いだが、前大夫の実子が成人すると大夫職を譲った。秀吉に見出され大坂夏の陣で戦ったが、のち家康や秀忠の後援を受け元和四年（1618）頃、喜多流を確立。生涯に千回以上能を舞い、六十八歳で没した。文化・文政期に中興の祖といわれる七大夫古能が活躍するなど、徳川家をはじめ地方の武家に愛好された。今も根強い勢力を持ち、武家好みの質朴豪放な気迫に満ちた芸風を特色としている。
- 35 現存の各流派は次のとおりである。
- シテ方 観世（結崎）・宝生（外山）・金春（竹藪井）・金剛（坂戸）・喜多。（ ）内は旧称
ワキ方 高安・福王・宝生（脇宝生）
狂言方 大蔵・和泉（大蔵流は金春座付、和泉流は尾張徳川家のお抱えであった。観世座付の鷺流は明治時代に絶えた。）
笛方 一噌・森田・藤田
小鼓方 幸・幸清・大倉・観世

大鼓方 葛野・高安・石井・大倉・宝生

太鼓方 観世・金春

- 36 「厳島野坂文書」265・272（元就書状）、659・660・681（輝元書状）、1441（元祐書状）
- 37 「御ならし_二入め、慶十年九月十三日、一、白米、三斗五升、銀メ六匁、めし米、右、役者衆五十八人はたらき衆共_二、（中略）右合銀子三十六匁貳分、右御能一度_二五度あてふるまい也、右合銀子百八十匁あて、年中四季_二、銀子七百廿四匁あて、入め、小日記有之、右之外入事有之」（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、845・846頁）とある。
- 38 高橋修三「資料紹介―「厳島神社桃花祭 神事能」（付、奉祝能）―〈補遺〉」『宮島の歴史と民俗』NO.10、宮島町立宮島歴史民俗資料館、1991、98・99頁。「神能後援会設立趣意書」参照。
- 39 同上 88頁。
- 40 『宮島の歴史と民俗』NO.9、宮島町立宮島歴史民俗資料館、1990、27―164頁。
- 41 明治七年から平成三年までの間では、明治四十四年（1911）の「厳島神社昇格奉告祭御神能」（五月十四・十五日）、大正八年（1919）の「厳島千疊閣大修繕落成大祝祭神能」（十月十七・十八・十九日）、および本文記載の昭和二十三年の「御鎮座千三百五十年祭奉祝式能」（十月十九・二十・二十一日）、昭和二十八年の「御神能四百年記念奉祝御能」（十一月十四日）の計四回の奉祝能があった。
- 42 『宮島の歴史と民俗』NO.10、52―88頁。各流の主な出演者に以下の名が見える。
- 〔シテ方〕 観世流（観世元昭ほか）、宝生流（宝生九郎ほか）、金春流（桜間道雄・松井開花ほか）、
金剛流（金剛巖ほか）、喜多流（粟谷菊生ほか）
- 〔ワキ方〕 高安流（高安慈郎ほか）、福王流（福王茂十郎ほか）
- 〔笛方〕 森田流（森田光風ほか）、一噌流（藤田大五郎ほか）、藤田流（藤田六郎兵衛ほか）
- 〔小鼓方〕 幸流（幸正悟ほか）、大倉流（大倉源二郎ほか）
- 〔大鼓方〕 葛野流（葛野進ほか）、高安流（白坂信行ほか）、大倉流（大倉正之助ほか）、
石井流（中村喜彦ほか）
- 〔太鼓方〕 金春流（金春惣右衛門）
- 〔狂言方〕 大蔵流（大蔵基義・茂山千五郎ほか）和泉流（野村万之丞ほか）
- 43 『宮島の歴史と民俗』NO.10、宮島町立宮島歴史民俗資料館、1991、52―87頁。
- 44 『能楽全書』第二巻、東京創元社、1986。
- 45 シテ方・出雲^{ツカサ}恒一（大野町）は昭和四年から平成元年まで五十六回神能を勤める。出雲

恒一は喜多流シテ方・三好恒三郎に学び、後に粟谷家に籍を入れ、その長男敏弘は昭和二十三年以来笛方を勤める。昭和四十三年以来シテ方を勤める次男出雲康雅は現在、御神能執事である。



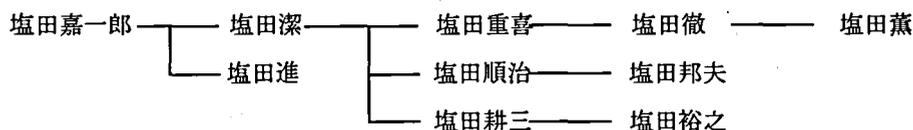
46 藩ゆかりの喜多流シテ方・粟谷益二郎は大正八年から、また長男新太郎は昭和十二年から、各々四半世紀以上にわたってシテ方を勤める。次男菊生は喜多流宗家喜多六平太に弟子入りし、全国的に活躍している。益二郎の三男辰三と四男幸雄も、また新太郎の長男能夫、菊生の長男明生、辰三の長男浩之、幸雄の長男充雄も各々シテ方を勤めている。

また、狂言方・安部家は江戸時代から社務の傍ら、狂言を勤めており、安部政治郎は明治七年から昭和十一年までの間、桃花祭神能二十五回、奉祝能二回を勤めている。

47 宮島在住・出身者で長く神能を奉仕する者を挙げれば次のとおりである。

- [シテ方] 三好恒三郎 (明治41～昭和22、30年以上) 熊谷友三郎 (大正6～昭和53、50年以上)
 小西熊太郎 (明治42～昭和13、25年以上) 小林喜七 (大正15～昭和43、30年以上)
 平野嘉一 (明治44～昭和29、30年以上) 出雲恒一 (昭和4～平成元、50年以上)
 西原禎三 (大正元～昭和33、25年以上) 出雲敏弘 (昭和43～現在、60年以上)
 香川順吾 (大正2～昭和37、40年以上) 出雲康雅 (昭和43～現在、40年以上)
 岩村菊治 (大正5～昭和38、30年)

- [ワキ方] 塩田嘉一郎 (明治41～昭和15、20年以上) 塩田重喜 (昭和18～現在、60年以上)
 塩田潔 (大正12～昭和47、40年以上) 塩田耕三 (昭和26～現在、50年以上)



- [小鼓方] 吉村準二 (昭和9～昭和45、20年以上) 泉盛夫 (昭和17～昭和58、30年以上)

- 〔大鼓方〕藤山梅吉（明治41～昭和37、30年） 山村健太郎（昭和6～昭和53、40年以上）
- 渡辺要（明治41～昭和16、20年以上）
- 〔太鼓方〕渡辺繁雄（大正14～昭和40、30年以上）
- 〔狂言方〕阿部政次郎（明治41～昭和11、20年以上） 平野巖（大正6～昭和28、20年以上）
- 48 〔シテ方〕注45のシテ方・出雲恒一（大野町）の子孫は東京都在住
〔ワキ方〕注47のワキ方・塩田嘉一郎（宮島町）の子孫は廿日市市・広島市などに在住。
- 49 『宮島の歴史と民俗』NO.10、88頁。
- 50 〔小鼓方〕横山晴明（広島市）（昭和24～現在、50年以上）横山幸彦（広島市）（昭和51～現在、30年以上）
〔大鼓方〕三王礼夫（広島市）（昭和13～昭和56、30年以上）三王清（広島市）（昭和53～現在、30年以上）
- 〔太鼓方〕梶谷尚太郎（岡山市）（昭和24～平成4、40年以上）梶谷義男（岡山市）（昭和42～現在、30年以上）
- 〔笛方〕吉岡望（広島市）（昭和39～現在、40年以上）
- 51 綱長治世中の元禄十四年（1701）に赤穂事件が起り、赤穂藩主浅野長矩の弟長広（大学）は宝永六年（1709）、幕府の許しがあるまで広島に籠居した。広島藩はこれを契機に幕府採用の喜多流を藩の式楽としたと考えられる。（野坂元定「巖島神社の神事と芸能」）
- 52 『巖島民俗資料緊急調査報告書』206頁。
- 53 長命又三郎は観世路阿弥を元祖とする鷺流の狂言師で、観世の流れを汲むと考えられる。（同上、野坂元定、207頁）
- 54 野坂元定「巖島神社の神事と芸能」207頁ほか。その他宝暦七年（1757）九月と文化七年（1810）三月に金剛流の江戸高安彦太郎が法楽能を勤めたという。
- 55 『新修広島市史』第四巻 225-256頁。
- 56 同上によれば、長命家は奈良の楽師南の家で、貞享の頃（1685）長命五左衛門知信（受忠ともいう）が宮島に来島、神能出仕して以来、二代忠政が元禄元年（1688）から神能のワキ方を勤め、三代長命彦之丞は綱長の時代に設立された役者多門に住み、四代兵右衛門、五代九左衛門、六代彦之丞知実が江戸のワキ方家元・高安彦太郎に師事し、文政五年（1822）家元から同姓を許され、以後高安性を名乗り、七代宗八郎受寿・八代磐夫受徳、九代璋爾と続き、以後芸道は絶えたという。

- 57 地元出身の喜多流シテ方・粟谷菊生（大正十一～平成十八・1922-2006、1996年指定）や、金春流シテ方・桜間道雄（明治三十～昭和五十八・1897-1983、1970年指定）、大蔵流狂言方・茂山千五郎四世（1989年指定）など多くの無形文化財保持者が神能の舞台を勤めている。
- 58 能の台本（能本）は本文現存のもの二千五百番以上、現行の演目は約二百四十番、ほかに江戸時代（貞享・元禄年間）に刊行された小型の番外謡本三百番がある。（『岩波講座』能・狂言Ⅲ 能の作者と作品、岩波書店、1992、1・2頁）一方狂言の台本で最も古いものは、天正六年（1578）の年記のある『天正狂言本』で約百曲を収録、粗筋程度の記載であるが、室町末期の狂言を想見できる。他の古本に大蔵流の祖本である寛永十九年（1642）大蔵虎明書写の『脇狂言之類』（八冊）と、和泉流の祖本である天保三年（1832）以前の書である『狂言六義』（三冊・天理図書館蔵）などがあり、各々二百数十曲を収録する。
- 59 以下『厳島神社蔵 能面と能楽展』（広島県立美術館 1978年、63-65頁）など参照。
- 60 代表的な能作者として、観阿弥（1333-84）・世阿弥（1363-1443頃）・十郎元雅（1394頃-1432、世阿弥の継子）、金春禅竹（1405-1470頃、世阿弥の女婿）・禪鳳（1454-1530頃、禅竹の孫）、観世小次郎信光（1435-1516、世阿弥の第四郎の子・音阿弥の第七子）・弥次郎長俊（1488-1541、信光の子）、宮増（生没年不詳、元雅・禅竹と同世代の大和猿楽の群小座の棟梁かといわれる）が挙げられる。
- 61 小山弘志「翁・能・狂言」『能・狂言』図説日本の古典12、集英社、1980、35頁。
- 62 神社の書記であったかと言われ、子の伊藤芳蔵も狂言師として召抱えられている。
- 63 永井猛・高橋修三校訂『宮島大蔵流狂言台本 伊藤源之丞本』上・下、米子工業高等専門学校国語研究室、1989。
- 64 同上永井猛「はじめに」に依る。大蔵流は江戸の初め、大蔵虎清の時、弥右衛門派（長男虎明）と八右衛門派（次男虎清）が生まれ、前者は虎明本を、後者は虎清本・虎光本を伝える。
- 65 永井猛・高橋修三校訂『宮島本 大蔵虎光狂言集』米子工業高等専門学校国語研究室、1992。
- 66 前掲載『宮島本 大蔵虎光狂言集』349・359頁。
- 67 「虎光本」は原本不明で転写本がこの宮島本を含め四種（他は京都大学文学部図書館・法政大学能楽研究所・山岸清斎所蔵）しか伝わっておらず、大蔵八右衛門家の狂言を知

る上で欠かせない基本的資料であるといわれる。

- 68 前掲載『宮島大蔵流狂言台本 伊藤源之丞本』下、151-163 頁。吉村嘉穂・子息嘉宏所蔵の資料の多くが大蔵八右衛門派のものであるといわれる。
- 69 宮本家寄託文書『御触状並諸事控』には、この時の法楽能は、九月二十二日が翁付能三番と狂言六番、二十三・二十四日が能三番と狂言六番の狂言主体の奉納であったと見え、宮島の狂言師・能役者が総出演したものであろうといわれる。(『宮島本 大蔵虎光狂言集』357 頁。)
- 70 天文十年(1541)の大災害の復旧で御霊川(紅葉谷川)の流域が変更されつつあり、西廻廊出口の周辺は河口になっており、能舞台辺りは「江の中」と見られたのであろうという。(『宮島町史』特論編・建築、256 頁)
- 71 福島正則は慶長十年八月、舞台用の木材を島内で伐採し、普請を進めたという。また、この時の舞台・橋掛り・楽屋は、元和九年(1623)の「宮島社堂塔付立下書」(野坂家文書・町史 11)に記され、屋根は柿葺であったという。(『宮島町史』特論編・建築、257 頁)
- 72 『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、838-846 頁。巖島の能舞台建設のため、大工・鍛冶衆・檜皮職人に日当や 舞台材木人夫の飯米(付加給)など総合計二十九石七斗六升一合の米、四百九十六匁五分の銀など諸経費を集計しており、慶長十年(1605)九月には能舞台が完成し、演能も行われたものと思われる。
- 73 前掲載『宮島町史』特論編・建築、267 頁。
- 74 浅野綱長(万治二~宝永五・1659~1708)享年五十歳。その治世中の元禄十四年(1701)に赤穂事件が起きている。学問を好み、堀南湖などの側儒を用い、余技の絵は歴代藩主中、七代重辰に次いで上手とされる。能舞台造立の前年、三代藩主綱辰が治世九ヵ月、三十七歳で逝去したため跡目を継いでいる。
- 75 前掲載『宮島町史』特論編・建築、257 頁。安永期の修理は、七代藩主重辰によるものであることが棟札(重文附指定)で判り、文政期のは、八代藩主斉賢によるものであることが、『大願寺文書』町史 721 によって判る。(同書 268・269 頁)
- 76 昭和二十六年のルース台風の時は、翌年応急修理され、二十九・三十年に舞台の床材取り替えや屋根の葺替、三十年に楽屋の修理と屋根の葺替が行われた。平成三年の台風十九号の時は、平成六年(1994)に再建された。
- 77 前掲載「能の舞台展開」『能の事典』26-29 頁ほか。

- 78 図 319 「町人能図」『能・狂言』図説日本の古典 12、集英社、昭和五十五年、206 頁。江戸城中本丸大書院前の南庭の表舞台と、そこで行われる能楽を陪観する脇正面の町人の姿が画かれている。
- 79 鏡板の老松は元禄十一年（1698）に宮島奉行後藤治右衛門祐後の時、絵師竹内閑斎が描いたものという。また、切戸口に竹を描くだけでなく、鏡板が切戸口まで延びて通常より長い空間に竹二本を描いている。（野坂元定「厳島神社の神事と芸能」204 頁）
- 80 『宮島町史』特論編・建築、260 頁。
- 81 江戸時代になってから能舞台の床下に五箇から七箇の^襦を吊り下げたり、いけ込んだりした。橋掛りにも三箇据えるという。
- 82 『宮島町史』特論編・建築、260 頁。
- 83 舞台・橋掛り・脇座周辺に幅一間ほど玉石を敷くもの。
- 84 舞台正面中央から白州へ下した階段で、かつては寺社奉行がここを通過して上り、演能の開始宣言をするなどに用いられたという。
- 85 広島県立美術館開館十周年記念展として、昭和五十三年十一月十日から十二月三日まで開催。能・狂言面五十五点、唐織・肩衣など能・狂言装束六十三点、鬘帯・中啓など五十六点の計百七十四点を前・後期に分けて展示した。
- 86 戦時中に饒津神社から寄せられた能面がおよそ二十面位あったが、傷みがひどく展示に堪えられないので調査の段階で割愛した。
- 87 面裏にある墨書銘の願主の至規、後に書かれた守勝（花押）については不明。（梵字キヤ）は当社の本地仏十一面観音を表わす。
- 88 作者酒在については不明であるが、岐阜県の白山神社の翁面の作者と同一かと考えられている。面裏の額の部分の刻銘のほか、左右の頬裏に「厳島神社御神面 宝暦十二年六月」（1762）の朱漆銘がある。
- 89 喜多流九世代の大夫、喜多七大夫古能は古能面の研究にすぐれ、全国を遊歴して古面の鑑定をし、現在も貴重な能面研究資料といわれる『仮面譜』『面目利書』などを著わしている。
- 90 観世織部清尚（分家・観世鍊之丞家の祖）の三男で宝生家に入り宝生流を継いだ大夫で、喜多古能と同じ頃（江戸後期）に活躍した。
- 91 角ノ坊は京都醍醐日野の法界寺の角坊に住したため、その名がある桃山時代の優れた面打師で、「天下一若狭守」の角型焼印を用いた。

92 佐世家は本名佐々木、雲州大原郡に居住し、佐世と称した。毛利元就に随属し、佐世元嘉は石見守になった毛利家の重臣で、元和五年（1619）没、七十五歳であった。

93 江戸住の本家出目家初代満永の弟子になる弟子出目家二代。初代栄満は宝永二年（1705）没。

94 能面作家は概ね（1）鎌倉～室町時代（2）室町時代（3）室町～桃山時代（4）江戸時代に分けられる。各時代の代表的作家と系譜は以下の通りである。

（1）鎌倉～室町時代 十作（十人）：日光・弥勒・夜叉・竜右衛門・赤鶴など

（2）室町時代 六作（六人）：増阿弥・春若・千種・福来・宝来・三光坊など

（3）室町～桃山時代 古作（八人）：般若坊・真角・東江・心能・虎明など

中作（十二人）：愛若・知恩坊・角ノ坊・嘉右衛門・大光坊など

（4）江戸時代

○出目家

1. 越前出目家（越前府中出）①初代光照（室町末・三光坊の甥）

②二代則満（桃山）③秀満（桃山）

2. 本家出目家（江戸住・越前出目家の分れ）①初代満永（江戸初期・三代秀満の子）

②二代満茂（江戸中期）

3. 大野出目家（越前大野出）①初代是閑吉満（桃山・三光坊の弟子）

②友閑満庸（江戸初期・大光坊の弟子）

4. 弟子出目家（本家出目家の分れ）①初代栄満（江戸中期・満永の弟子）

②寿満（江戸中期）

○井関家（近江梅津住）

①初代親信（室町・三光坊の門人）②二代次郎左衛門（室町～桃山）

③三代備中掾（桃山）

○児玉家

①初代満昌（江戸初・満永の養子）②二代朋満（江戸中期）

95 能装束の変遷は観阿弥・世阿弥が足利義満の庇護を受け、独自の芸能に発展する契機となった応安七年（1374）の「京都今熊野の演能」から応仁の乱（1467）頃までを第一期とし、第二期は応仁の乱以後徳川幕府が開かれた慶長八年（1603）頃まで、第三期はそれ以後の江戸時代に分けて考えられている。

96 重要文化財指定の狂言装束については、野坂元定前宮司の一稿「巖島神社の舞楽装束・

狂言装束』『広島県文化財ニュース』第十九号 広島県文化財協会（広島県教育委員会文化課内） 昭和三十八年（1963）がある。

97 平安時代以来、家格・伝統・位階に相応して公家の装束・調度に付けた文様で、雲鶴・立涌・幸菱・小葵など唐朝文様を単純化した典雅な文様である。

98 表着（唐織以外は全て広袖）

○狩衣：公家の狩猟用の衣服を能に取り入れ、神体・格の高い貴人・天狗などの表着とした。特に翁狩衣は蜀江錦を用いる。

○直垂：麻の袷仕立で大部分が鶴亀文様である。直垂長袴の扮装は武士の礼装・高位の役人などを表わす。

○素襖：麻の単仕立で直垂の略装である。必ず背・両袖に「なずな」の紋が付き、身分の低い武士・庶民の役に用いる。

○法被：生地に金糸で華やかな文様を織り出し、袷は荒神鬼神の表着や武将の鎧姿を表し、単は平家の公達など優雅な武将が着用する。

○側次：法被の両袖を取った形で武士の甲冑姿や唐人の扮装として用いる。

○長絹：単の薄物に金糸で文様を織り出した能独特の衣装で、舞を舞う女性や公達の表着として使う。前後の身頃が離れ胸で長い紐を結び、袖に装飾的紐・露を付ける。

○舞衣：舞を舞う女役だけに用いられ、長絹に似るが丈が幾分長く脇縫いがあり、腰帯風に着用する。

○水衣：能特有の装束で位の無い尉・姥・男女の日常着として広く着用する。

○唐織：絹地に各種色系・金糸を織り込んで文様を柔らかく浮かせる。詰袖で女性専用であるが、若い公達の着付けにも使う。紅色を使った紅入（若年用）と、紅色を交えない紅無（中年以上の役用）がある。

99 着付（詰袖）

○厚板：堅い厚手の織物で、主として男性や荒神鬼畜などの着付に使う。

○縫箔：刺繍と金銀の摺箔で文様を表わす袷の装束で、女役が摺箔の上に袖を通さず腰に巻く腰巻という着用をするほか、貴公子・童子などの着付に使う。

○摺箔：女性専用で小紋様を金銀箔で表わすが、特に三角形の鱗箔は鬼女専用である。

○熨斗目：ほぼ男性専用で無地・格子・段があり、位の高くない武士や僧侶、庶民の役に用いる。

100 鬘帯・腰帯（紅入と紅無があり、役柄に応じて使い分ける）

○鬘帯：女役が鬘を固定するために締める鉢巻で、額に当る部分と後ろに垂れる部分に繡文様を施す。

○腰帯：狩衣・法被などの上に締める帯で、前垂れに種々の文様が施される。

101 狂言装束

表着・着付・袴の類と腰帯・脚絆・冠り物などがある。表着（素襖・肩衣・水衣・長衣・側次・唐織など）と着付（熨斗目・厚板・繡箔・襦袢など）、袴の類（長袴・括り袴・狂言袴など）がある。代表的なものは素襖と肩衣である。

○狂言素襖：一般庶民の日常着が武士の日常着になったもので、麻の単の上下揃いである。

○肩衣：素襖の袖を取った形で、単の麻地に大胆明快な文様を糊白あげや手書きなどで表わした狂言独特の衣装である。身分の低い武士や庶民の表着として使う。

第九章 巖島神社の管絃

緒言

巖島神社の多くの祭礼のうち、ほとんどの祭礼で管絃が奏される。春夏秋冬の祭礼に欠かせない管絃とはどのようなものか。管絃の歴史、内容、管絃と神社の結びつきなどを踏まえ、当社の祭礼における管絃の内容や意味などを明らかにしてみたい。管絃は年間の祭礼行事のほか、通過儀礼や祈願、奉納などの儀式の時にも奏される。しかし、ここでは祭礼に伴う管絃についてのみ述べる。また、管絃は厳密に言えば、絃楽器を伴う奏楽をいう。当社において現在、管絃祭で絃楽器が用いられるが、他の祭礼では使われない。しかし、ここでは笙、箏、箏など雅楽の楽器を使う祭礼奏楽を管絃と呼ぶ。

巖島神社の数多い年間の祭礼のなかでも、最も特徴的で最大の祭礼は、管絃祭である。その発生と近代における変化、管絃の内容などを明らかにし、神事と芸能の関わりを考えてみる。

第一節 祭礼行事における管絃

(一) 管絃の遊び

巖島神社における管絃について述べる前に、管絃とはどのようなものかを明らかにしておきたい。

管絃は舞を伴わない雅楽の楽器による合奏である。雅楽には唐楽と高麗楽があり、管絃は絃楽器が入った唐楽の器楽合奏である。それでは雅楽とは何か。雅楽は「雅正の音楽」、正統の音楽という意味を持つ。狭義には、大宝元年(701)に制定された大宝令の治部省に置かれた「雅楽寮(うたまいのつかさ)」で教習された外来音楽と舞である。しかし、広義には、日本古来の歌舞音楽と五世紀から九世紀にかけて大陸や朝鮮半島から伝来した楽舞を源流として、平安時代に大成した楽舞である⁽¹⁾。雅楽のなかには舞楽、管絃、歌物(催馬楽・朗詠)、⁽¹⁾国風歌舞(神楽歌・東遊など)があり、朝廷の式楽として重要な役割を果たして来た。平安時代以来、雅楽は京(京都)、南都(奈良)、四天王寺(大坂)の三方楽所を核として伝承され、現在も宮中行事の時などに奏楽されている⁽²⁾。

管絃は先に述べたとおり、大陸から伝来した楽舞、中でも唐代中国から伝来した「唐楽」を中核として日本列島で育まれた器楽合奏である。三管・二絃・三鼓の楽器を用いる。三管とは笙・箏・龍笛の管楽器、二絃は琵琶・箏の絃楽器、三鼓は鞀鼓・太鼓・鉦鼓の打楽器である⁽³⁾ (図90)。通称、三管は吹き物と呼ばれ、和音を奏でる笙、縦笛の箏、横笛とも言われ旋律を奏でる龍笛からなる。二絃は弾き物と呼ばれ、四絃の琵琶と十三絃の和音を奏でる箏のほか、古くは六絃の和琴(倭琴)⁽⁴⁾ や七絃琴が加わることもあった。三鼓は打ち物と呼ばれ、細い木製の桴で掻き鳴らす鞀鼓、太目の桴で打つ太鼓、唯一の金属楽器である鉦鼓をいう。この三管二絃三鼓の楽器編成は、仁明天皇(在位・天長十～嘉祥三・833-850)の頃から約一世紀をかけ、日本古来の楽器に中国・西域などから伝来した楽器の中から、日本人の嗜好に合ったものを選び加えて成ったものである。

平安時代の貴族は、「詩歌管絃」と言い漢詩や和歌とともに管絃を嗜み、また生活の中で楽しんだ。中でも天皇、上皇などが主催する管絃の遊びは「御遊」⁽⁵⁾ と呼ばれ、さまざまな朝廷の行事や御元服(成人式)などの通過儀礼、四季の自然観賞の時などに欠かせないものであった。平安時代の貴族社会で繰り広げられた管絃の遊びの様は、「源氏物語絵巻」「住吉物語絵巻」「紫式部日記絵詞」⁽⁶⁾ (図91)などに窺うことができる。そこには野外の桜花の下や、室内での仲秋の名月を愛でる管絃の遊び、池に浮かべた龍頭鷁首の舟上で奏される管絃などが描かれ、管絃の遊びがどのようなものであったかを想像することができる。

また一方、雅楽の器楽演奏は十世紀半ば頃から寺院の法会の中で見られるようになり、十一・十二世紀に盛行を見た。僧侶を迎える時、仏前供花の時、散華や行道の間など随所で奏され、落慶供養会などではことに盛大に奏楽された。寺院の祭典奏楽は管楽器と打楽器のみによる奏楽が多く、時によっては三管だけの場合もある。しかし、ここでは広く雅楽の中の舞を伴わない器楽演奏である、祭礼奏楽を管絃と呼ぶ。

さて、平安時代の王朝文化の中で生まれ、洗練され芸能として大成した管絃の遊びが畿島へもたらされたのは、平安時代末期、平家一門に依ってであろう。先に述べたように、畿島舞楽は平清盛が正三位・参議に昇任し、武家として初めて公卿に列した永暦元年(1160)から、度々畿島参詣を重ねる中で招来された。畿島舞楽の初見は『梁塵秘抄口伝集』にある承安四年(1174)三月とされる。しかし、当社で管絃が奏されるようになったのは、それより早い時期であったと考える。

畿島神社を平氏の氏神とした清盛は、永暦元年以来、記録にあるだけでも十数回参詣、

社殿を造営し、「平家納経」をはじめ数々の美術品などを祭神に奉獻している。確証はないが、報謝と一門の繁栄祈願と思われる永暦元年（1160）の参詣の時や、長寛二年（1164）・仁安元年（1166）・仁安二年（1167）の年記がある「平家納経」奉納の時などに、管絃が奏されたことは十分考えられる。また既に述べたとおり、社殿造営を長寛二年（1164）着工、仁安元年（1166）竣工とすれば、社殿落慶の際に当時寺院の落慶供養会などで盛行していた管絃が奏されたことは間違いない。

しかし、明らかに管絃が奏されたことが分るのは、「伊都岐嶋千僧供養日記」においてである。前述のとおり安元二年（1176）十月、清盛は平家一門を伴って巖島神社に参詣し、千僧供養を行っている。日記によれば、清盛は十月十一日に巖島に到着し、平家一門をはじめ神官、衆僧、妓女（内侍）、舞人、楽人など二百名以上を動員して、中央社寺のそれに勝るとも劣らない盛大な祭礼を執り行っている。十二日の千僧供養の習礼（予行演習）に始まり、十三日の臨時祭と万燈会、十四日の千僧供養と行道会、十五日の一切経会が行われるなか、随所で管絃が奏されている。具体的には十月十二日の予行演習の時、「発楽迎導師衆僧」とあり、管絃を奏して導師や衆僧を迎えている。十三日に行われた臨時祭では、「次如先令参客人宮御于至令奉供御供、即大将殿令参拝膳、次内侍并舞人並立伝供、此時楽人等着衣冠奏楽、」とある。即ち、先の如く客人宮へ参られ御供を供えることになり、右大将殿が拝膳に当られ、内侍や舞人がそれを運ぶ間中、衣冠姿の楽人が楽を奏していたという。また奉幣に引き続いて「東遊」があり、笛、箏、和琴が奏されている。十四日の千僧供養の当日、早朝から清盛などが参集し、右大将が定刻に臨場すると、神官が各二人左方と右方に分かれ、二列になって行進する獅子・菩薩・鳥・胡蝶・妓女・舞人・楽人を引率する間、「于時楽人発楽 秋風楽」とある。また行道会が行われ、舞人・楽人などが舞台脇に立ち並び、散花があり、衆僧が舞台に昇って並ぶ間、「于時楽人発楽 渡河鳥」とあり、具体的に「秋風楽」「渡河鳥」という管絃の曲が奏されたことが分かる。その他にも法会の間に舞楽が演じられるだけでなく、随所で奏楽されている。

さらに「伊都岐嶋千僧供養日記」には、笙四名、箏四名、笛二名、太鼓二名、鉦鼓二名の楽人の名が記されている⁽⁷⁾。またその他にも鶏婁、一鼓、摺鼓、三鼓の楽人の名が見える。ここには琵琶、箏の楽人の名は見えない。しかしこの時代に記されたもので、前章の「平家時代の舞楽」で取り挙げた「高倉院巖島御幸記」（治承四年・1180）などの中に、管絃の遊びを窺わせるものがある。「高倉院巖島御幸記」には「巖島の内侍どもまいりて、遊びあいたり」とある。また藤原実定（徳大寺左大臣の孫）が治承三年（1179）三月、巖

島に参詣した折の様子を語った「徳大寺之沙汰」（『平家物語』巻第二）には、内侍が「琵琶琴ひき、神楽うたひなど遊びければ」とある。このことから琵琶・箏の弾き手は内侍たちであったかと思われ、この頃には管絃の遊びが当社（神官・内侍）に伝えられていたものと推測できる。

（二）祭礼行事と管絃

平家時代以後江戸時代まで、当社の管絃は年中行事の中にどのように記述されているのだろうか。室町時代の「厳島内宮外宮神事年中行事」（「厳島野坂文書」）から見てみると、「（一月）十七日於大御前管絃法花一部誦之」、「（四月）八日於御本地堂管絃經 但法花一部誦之」とあり、一月十七日と四月八日に各々大御前と本地堂で管絃経が奉じられている。また同じ祭礼について江戸時代の「祭礼并年中行事祈祠故事」（芸州厳島図会）には、以下のとおり記されている。

（一月）十七日管絃講

一に十七夜講と称す。大宮御前に於て、供僧ハ終日法華経を誦読し、俗人ハ楽を奏ず。甘州・五常楽・皇聲・太平楽・鶏徳楽なり。十二月十七日には客人宮にて行へり。

十八日法華会

大宮御前に於て誦ず。且未明より俗人出仕して楽を奏ず。

（四月）八日法華会

本地堂において本尊を開帳し、法華誦読。俗人奏楽あり。

また『芸藩通志』（「祭祀祈禱法楽雜行事」）にも、「管絃経」（「管絃講」）について同じように記している。即ちこれらによると、一月十七日には大宮（本社）で、十二月十七日には客人宮で俗人（楽人）が終日楽を奏し、供僧が法華経を読む「管絃講」（十七夜講）があったことが知られる。また、釈迦の誕生日の四月八日にも、本地堂で本尊を開帳して法華経を誦え、楽人が管絃を奏しており、「甘州」「五常楽」「皇聲」「太平楽」「鶏徳」の五曲が奏楽されている。また一月十八日の法華会でも、供僧が法華経を誦える時、楽人は未明より出仕して楽を奏している。しかし、この室町時代から江戸時代にわたってあった管絃経は、明治初年の神仏分離によってなくなった。

そのほか同じく室町時代の「厳島内宮外宮神事年中行事」に依れば、旧暦六月十七日の船管絃（管絃祭）に先だって、次のとおり六日、九日、十四日に社家が集合し、棚守所で管絃を奏している。これは船管絃に備えての奏楽練習と考えられよう。

六月六日社家衆棚守所へ寄合 管絃在之 但吉田小山村御社米ニテ調之

九日社家衆棚守所へ寄合 但吉田小山村御社米ニテ調之 管絃在之

十四日社家衆各 供僧六人棚守所へ寄合

香
蘇合楽
一管絃 皇常楽
五常楽

一伽陁在之

右吉田小山村御社米ニテ調之

即ち、十四日には「蘇合香楽」「皇常（鑿）」「五常楽」の管絃を奏し、十七日の船管絃では「青海波」など十曲が奏されている。船管絃（管絃祭）については後で詳しく述べる。その他にも室町時代の「厳島内宮外宮神事年中行事」には、祭典中の奏楽の曲名を多く記している。舞楽の最後には「長慶子」が奏され、旧暦三月十五日と九月十四日の祭礼（現・桃花祭、菊花祭）では、朝に「鳥向楽」が、夕べの祭典中に「十天楽」が奏されている。また旧暦七月十四日夜の延年祭には「青海波」が奏されている。江戸時代にも「伶官、青海波を吹く」（『芸藩通志』）とあり、長く供僧の祭であった延年祭で、神官が「青海波」を奏楽していたことがわかる。

それでは現在、厳島神社の年間の祭礼行事の中で、何時、どのような管絃が奏されているのだろうか。年間の祭礼については第一編で述べたが、平成十九年（2007）秋の改定により⁽⁸⁾、四月二十九日の昭和祭（中祭式）が増えたほか、十月十七日の「神嘗祭当日祭」が「神嘗奉祝祭」と呼ばれるようになるなど、祭礼行事は執行日、名称、内容などが、その年によって変わることがある。

四季の祭礼や、毎月一日と十七日の月旦祭、大・中・小祭式で執行される祭礼には、決まった祭典奏楽がある。日本に伝来した唐楽の調子（音階）は十二調子あった。しかし平安時代に、^{いんげんちやう} 卷越調、^{ひょうじやう} 平調、^{もうじやう} 双調、^{わうしやうちやう} 黄鐘調、^{ばんしやうちやう} 盤渉調、^{たいしやうちやう} 太食調の六調子に整理された。六調子は各々基音（宮音）が異なり、その旋律の調子が四季の季節を感じさせるということ

から、春は双調、夏は黄鐘調、秋は平調、冬は盤渉調の曲のうちから曲目が決められる。一年のうちほとんどの祭礼で奏楽があり⁽⁹⁾、春（立春から立夏まで）、夏（立夏から立秋まで）、秋（立秋から立冬まで）、冬（立冬から立春まで）で決められた管絃の曲がある。奏楽は祭典中の献饌と撤饌の時、および本殿の御扉開閉（当社では捲簾・垂簾）の時に行われる。当社に在る「巖島神社祭典用楽目録」（図 92）には、四季の曲目などと「越殿楽」などの楽譜が記される。ここでは奏楽のある四季の祭礼を挙げ、奏される春夏秋冬の管絃の曲目を記す⁽¹⁰⁾。当社の祭典奏楽は、三管（笙・箏・龍笛）と二鼓（太鼓・羯鼓）で楽奏される。楽曲の解説は後にまとめて記す。

（一）管絃奏楽のある春の祭礼（立春～立夏・新暦二月四日頃～五月六日頃）

二月十一日 紀元祭、十七日 月次祭

三月一日 月旦祭、十七日 祈年祭、春分の日 春分祭・春季祖霊社祭

四月一日 月旦祭、十五日 桃花祭、十七日 月次祭、二十九日 昭和祭

五月一日 月旦祭

春の祭礼で奏される管絃の曲

○雙調^{そうじょう}（西洋音名 G・ハ長調のソ音から始まる音階）

(1) 献饌の時「酒胡子^{しゅこし}」

(2) 撤饌の時「武徳楽^{ぶとくらく}」

（二）管絃奏楽のある夏の祭礼（立夏～立秋・新暦五月六日頃～八月八日頃）

旧暦五月五日 地御前神社祭

五月十四日 講社大祭、十七日 月次祭

六月一日 月旦祭、旧暦六月五日 市立祭、十七日 例祭、旧暦六月十七日 管絃祭

七月一日 月旦祭、十七日 月次祭

八月一日 月旦祭

夏の祭礼で奏される管絃の曲

○黄鐘調^{おうしんしょう}（西洋音名 A・ハ長調のラ音から始まる音階）

(1) 献饌「海青楽」

(2) 撤饌「拾翠楽」

○但し土用中は

(1) 献饌の時「酒胡子」

(2) 撤饌の時「武徳楽」

(三) 管絃奏楽のある秋の祭礼 (立秋～立冬・新暦八月八日頃～十一月八日頃)

旧暦七月十八日 玉取祭 (現在はこの日に固定していない)

八月十七日 月次祭

九月一日 月旦祭、十七日 月次祭、十八日 豊国神社祭、秋分の日 秋分祭・秋季祖霊社祭

十月一日 月旦祭、十五日 氏神祭・菊花祭、十七日 神嘗奉祝祭、二十三日 三翁神社祭

十一月一日 月旦祭、三日 明治節祭

秋の祭礼で奏される管絃の曲

○平調 (西洋音名 E・ハ長調のミ音から始まる音階)

(1) 献饌の時「三台塩急」

(2) 撤饌の時「老君子」

(四) 管絃奏楽のある冬の祭礼 (立冬～立春・新暦十一月八日頃～二月四日頃)

十一月十七日 月次祭、二十三日 新嘗祭

十二月一日 月旦祭、初申日 御鎮座祭、十七日 月次祭、二十三日 天長祭、三十一日 除夜祭

一月一日 歳旦祭、二日 二日祭、三日 元始祭、五日 地久祭、十七日 月次祭、二十日 大元
神社百手祭

二月一日 月旦祭

冬の祭礼で奏される管絃の曲

○盤渉調 (西洋音名 H・ハ長調のシ音から始まる音階)

(1) 献饌の時「千秋楽」

(2) 撤饌の時「越殿楽 (越天楽)」

その他、祭礼中の舞楽の間や最後に決まって奏される楽曲がある。四月十五日の桃花祭では、舞楽が三曲舞われた後、「桃李花」の奏楽があり、この間に高舞台に設えてあった紅白の桃花が官司によって本殿に奉獻される。同じく十月十五日の菊花祭では、三曲舞楽があった後、「賀殿」が奏され、この間に菊花が奉獻される。また元始祭 (一月三日)、地久祭 (同五日)、桃花祭 (四月十五日)、推古天皇祭遥拜式 (五月十八日)、市立祭 (旧暦六月五日)、菊花祭 (十月十五日)、天長祭 (十二月二十三日) の舞楽の最後は「長慶子」で終わる。「長慶子」は源博雅 (延喜十八～天元三・918-980) ⁽¹¹⁾ の作曲で、舞楽の会が終わり参会者が退出する時に演奏され、曲調整った格式のある名曲として知られる。なお捲簾

(御簾上げ)、垂簾(御簾下し)は年間の祭礼中、中祭式、大祭式で執行される祭典中にあり、龍笛と太鼓、鉦鼓によって捲簾の時は「新楽乱声」が、また垂簾の時は三管、二鼓による「谷歎塩」が奏楽される。管絃奏楽の季節、祭典、曲名、曲の内容をまとめると、次の「四季の祭典奏楽」のようになる。

四季の祭典奏楽と内容

No.	季節(奏楽時)	曲名	曲の内容
1	春の曲 (献饌)	酒胡子	唐楽、老越調、小曲、古楽 ⁽¹²⁾ 。酒公子ともいう。舞はなく唐の人が酒を飲む時奏したといい、軽やかなフレーズを繰り返す。堀川天皇の頃(寛治四・1090)、双調から老越調に移調したといい、当社では古い双調の調子(音階)のまま、演奏される。
2	春の曲 (撤饌)	武徳楽	唐楽、老越調、小曲。武頌楽ともいう。漢の高祖(在位前BC200-195)の作で、舞は絶えたという。
3	夏の曲 (献饌)	海青楽	唐楽、黄鐘調、中曲、古楽。海仙(山)楽・清和楽ともいう。舞はなく、仁明天皇(在位844-850)が神泉苑に行幸の時、龍頭鶴首の舟が中島を一周する間に大戸清上(笛)と尿麿(箏)が作曲(『南宮横笛講』)。以後、船楽の曲になったといわれる。
4	夏の曲 (撤饌)	拾翠楽	唐楽、黄鐘調、小曲、古楽。承和元年(834)に仁明天皇即位式のため笛師大戸清上が作曲したといわれるが、一説に源頼能が作曲、尾張浜主が舞を作ったともいう。序と破の曲と舞は絶えた。
5	秋の曲 (献饌)	三台塩急	唐楽、平調、急、中曲、新楽。天寿楽ともいう。唐の則天武后(在位690-704)の作。犬上是成がわが国に伝えた。もと舞人四人の舞があったが絶えた。
6	秋の曲 (撤饌)	老君子	唐楽、平調、小曲、新楽。舞はなく、唐では男子誕生の時演奏された。わが国では天皇六十歳の御賀宴の退出時に演奏された。
7	冬の曲 (献饌)	千秋楽	唐楽、盤涉調、小曲、新楽。黄鐘調にも移調される。後三条天皇(在位1068-1071)の大嘗会の時、勅命により風俗所願の源頼能が作曲。舞はなく、仏事法会の最後に演奏されるとから、相撲や歌舞伎興業の最終日を千秋楽というようになった。
8	冬の曲 (撤饌)	越殿楽 (越天楽)	唐楽、平調、小曲、新楽。越天楽とも書く。平調と平調から移調された盤涉調、黄鐘調の三調子があるが、平調の曲が最もよく知られる。馴染み易い旋律が黒田節や讃美歌などに取り入れられ、雅楽中最もポピュラーな曲である。

9	桃花祭の曲	桃李花	唐楽、黄鐘調、中曲、新楽。赤白桃李花ともいう。唐の高宗（在位 650-683）の時に作曲された、木や草花に関する二十一曲のうちの一。三月三日の曲水の宴で奏された。舞は絶えたが、今は「中央楽」の舞（四人舞）を用いている。
10	菊花祭の曲	賀殿	唐楽、老越調、中曲、小曲、新楽。嘉殿楽などともいう。承和年間（834-847）に遣唐使の藤原貞敏が、廉承武から琵琶の曲として習って帰り、わが国で琵琶の譜から笛の曲と舞が作られた。曲は破と急から成り、新築祝いなどに奏される。
11	舞楽最後の曲	長慶子	唐楽、太食調、小曲、新楽。醍醐天皇の孫・源博雅の作曲。舞楽の最後に演奏される。曲調が整い格式のある名曲として知られ、長く今日も盛んに演奏されている。
12	(捲簾)	新楽乱声	複数の龍笛と太鼓、鉦鼓で奏される無定拍節の楽曲。音合わせに前奏される自由リズム（乱声音取）に始まり、龍笛の主奏者（音頭）が五句まで独奏し、少しずつ他の龍笛が追奏（退吹）、太鼓、鉦鼓が加わる。
13	(垂簾)	合歡塩	唐楽、太食調、中曲、新楽。舞楽「大平楽」で、道行に「朝小子」、破に「武昌楽」を奏した後、急でこの曲を楽奏する。

押田良久『雅楽鑑賞』ほか参照⁽¹³⁾

第二節 管絃祭

(一) 由来と経緯

厳島の管絃祭は、清盛の厳島信仰と参詣に由来している。それでは清盛の厳島信仰とはどのようなものであったのか。当初それは、藤原氏全盛の時代に清盛が、中央政界に進出を図り、一身の昇進と一門の繁栄を祈願する多分に現世利益的なものであったと思われる。清盛と厳島の関係は、久安二年（1146）二月、清盛が安芸守になり、保元元年（1156）七月までの約十年の在任中に始まったことは周知のとおりである。清盛二十九歳から三十九歳の壮年期で、この間に当社中興の祖といわれる佐伯景弘はじめ社家と関係を結んだことは疑い得ない。清盛の厳島信仰の性格と動機を、「平家納経」の願文（図 93）の中に窺うことができる⁽¹⁴⁾。

「平家納経」願文（抜粋）

弟子、本有因縁專到欽仰、利生掲焉、久保家門之福縁、夢感無誤、早驗子弟之榮華。

今生之願望已満、来世之妙果宜期。相伝云、当社是觀世音菩薩之化現也。又往年之比、有一沙門、相語弟子曰、願菩提心之者、祈請此社必有發得。自聞斯言、偏以信受、帰依本意、(以下略)

即ち、弟子(清盛)は本来の因縁があつてもつばら(厳島)信仰をいたし、利生を得て、久しく家門の福縁を保ち、夢感のとおり、たちまち子弟の榮達が実現した。今生の願望はずでに叶えられ、来生の善報は疑うことがない。伝えによれば、当社は觀世音菩薩の化現であるという。また先年の頃、一人の沙門が有つて、弟子に語つて曰く、「菩提心を願う者は、この社に祈願すれば必ず利生あり」と。この言葉を聞いてより、ひとえに信心するようになった。(厳島神) 帰依の由来はここにある⁽¹⁵⁾、というものである。

ここには二つのことが明らかに示されている。一つは、厳島信仰によって一門の榮達が叶えられたと言ひ、清盛の信仰の現世利益的性格を語っている。しかしまた、「平家納経」には奉謝の念が込められていることが判る。もう一つは、往年一人の修行僧の言葉から信心するようになったと言ひ、その契機が明らかにされている。それではどのような経緯を経て清盛は、厳島信仰を持つに至つたのか、契機となつた修行僧との出会いとはどのようなものであつたのか。それについては『古事談』⁽¹⁶⁾『平家物語』『源平盛衰記』などに記されているが、ここでは『芸藩通志』卷十六「古事」から引用する⁽¹⁷⁾。

公卿參詣 平清盛 按に古事談・盛衰記などに曰、鳥羽帝御宇、清盛、當國の司に補せらる、重任の功によりて、高野山の塔を造らる。手つから石を運び木をめぐらす。時に異僧忽然として來り告て曰、日本靈驗の神社にハ、すなはち伊勢太神宮并に安藝嚴島神社なり。しかれとも太神宮ハ至て重し。國王鎮護の神宮にして、汝等のつかへ奉るべきにハあらず。汝たまさかに国司たり。まさに嚴島を崇め尊ぶべし。清盛、右の夢想を奏聞す。

即ち、清盛が高野山の塔を建造中、忽然と一人の僧が現れ、「わが国の靈驗あらたかな神社は伊勢神宮と安芸嚴島神社である。汝は偶々安芸の国司なので、嚴島神社を崇敬せよ」と告げたという。清盛の嚴島信仰の契機となつたという僧との出会いは、清盛がまだ安芸守であつた頃、高野山の塔建造(または修造)に當り、その造営中の体験で、あるいは大塔竣工の前年、清盛の安芸守の任期終了の前年の久寿二年(1155)頃と思われる⁽¹⁸⁾。

清盛は厳島を信仰する前より熊野山、高野山を信仰し、滋賀県日吉大社の日吉山王を氏神としていたといわれる⁽¹⁹⁾。安芸守在任中に芽ばえた清盛の厳島信仰は、永暦元年（1160）に正三位、参議に昇任した年に、かねて念願であった厳島詣を果し、以後、急速に深められて行ったと考えられる。先の願文に見られるとおり、清盛は厳島神の靈験によって仁安二年（1167）二月には人臣として極官の太政大臣にまで昇り、娘徳子の入内と皇子誕生などこの世の願望はことごとく実現を見たのである。従って清盛の厳島信仰は、安芸の守在任中からあり、一門の出世と前後して度重なる参詣と社殿造営、「平家納経」の奉納などによって、顕著に具現化したといえる。

清盛が生きた時代は、永承七年（1052）から末法の世に入るといふ末法思想が広まり、来世で極楽浄土に往生を願う浄土信仰が盛んな時代であった。平安貴族の間には、経典の中でも最高に置かれた法華経読誦や書写などの功德によって、極楽応生を願う風潮が浸透していた。「平家納経」願文に「二年之天、暮秋之候、自参宝前、敬講華偈、始自明年、将修卅講、以為年事、不可失墜。」という。即ち、長寛二年（1164）の九月、清盛は社前に参り、法華経の偈（仏の功德を讃える語句）を講讚（経文の意を講義して讃える）し、明年より法華三十講（一日一品ずつ三十回読経）を毎年の行事とさせようと言っている。

「平家納経」願文のとおり、長寛二年九月に清盛が自ら参詣し、法華経を講讚したとすれば、まさにこの時、当時寺院法会で盛行していた祭典奏楽、管絃の奏楽が盛大に行われたであろうと想像される。またさらに、清盛はこれを年中行事化させようとしており、法華三十講は平家全盛中、あるいは少なくとも清盛生存中は実行されたと思われる。また、清盛の意志によって始まった法華経読誦は、当社の供僧によってその後も継承され、室町時代は「管絃経」、江戸時代は「管絃講」と呼ばれ、明治初年まで年中行事として毎年一月から十二月の十七日に、大宮と客人宮でそれぞれ執行されて来たと考えられる。清盛の時代は、祭礼を行う神官、僧、楽人や参詣者は対岸から船で渡っていたといわれる。その船上で神慮を慰めるために管絃を奏したもので、当初より海を都の苑池に見立て、貴族社会の管絃の遊びを移そうとしたのではないと思われる。都の龍頭鶴首の舟に代って、清盛が京・福原から安芸国に往復する際に使用した貿易船を用いたであろうと考えられている⁽²⁰⁾。

管絃を厳島に移したのは平清盛の時で、貿易船に多数の伶人が乗組んで管絃を奏したのが、今の管絃祭の起源といわれる⁽²¹⁾。しかし、清盛の時代に船上の管絃があったのかどうか、もしあったとすれば一年のうちの何時、どのような祭典があり、どのような楽が奏されたのかなどについては、まったく記録がないので明言することはできない。しかし、

清盛の時代に船上奏楽があったと考えても良い幾つかの理由が考えられる。まず、清盛が天王寺舞楽を厳島の祭礼に移したことは先に述べたとおりである。その舞楽の曲を記した「伊都岐嶋千僧供養日記」の中に、後で述べる室町時代の船管絃で演奏された楽と同じ曲があることは見逃せない。船管絃で奏された十曲中の四曲、「蘇合香楽」「甘州」「五常楽」「太平楽」が平安時代の舞楽の曲と重なっている。また当時、貴族社会で盛行していた管絃の遊びを平家の公達も好み、笛や箏などの上手もおり、平家一門をはじめ楽人が祭神を慰めるために船上奏楽したことも考えられる。さらに満月の夜、対岸から舟で渡り神前近く海上で管絃を奏する情景は、龍頭鷁首の舟上で奏される雅な管絃の遊びを彷彿とさせるものである。水上での管絃奏楽は、三伏の候⁽²²⁾といわれる暑い盛りに行われる。船をできるだけ社殿近くに寄せ、神前近くで奏楽するためには、潮位の高い時期で台風襲来が少ない旧暦六月が選ばれる。月の中でも望月^{もちつき}（陰暦十五夜、満月）の頃は潮位が高く、旧暦六月十七日という日は早い時期から定まっていたのではなかろうか。清盛は潮流や潮風^{しほかぜ}に乗って京・福原から厳島へ度々海上を往復しており、こうした自然の運行を熟知していたであろう。以上のことから、清盛の時代に船上奏楽が始まったと考えても不思議ではない。

さて、神慮を慰めるために奏される船上の奏楽は、室町時代後期の年中行事を記した「厳島内宮外宮神事年中行事」（「厳島野坂文書」）の中にも、また桃山時代の「厳島内外宮社役神事次第」（「卷子本厳島文書」）や、江戸時代の『厳島道芝記』『芸藩通志』『芸州厳島図会』の年中行事の中にも、旧暦六月十七日の「船管絃」の名で記されている。清盛の時代以後、室町時代の年中行事の記録までの間に、船上の管絃奏楽があったかどうかの確証はないが、長く社殿の威儀や形を整え、祭儀を行うなど実力を持った社家・供僧によって、船管絃は継承されたと考えられる。以下に室町・桃山・江戸の各時代の船管絃の記述を拾ってみる。

○「厳島内宮外宮神事年中行事」（「厳島野坂文書」1939号⁽²³⁾）大永四年（1524）以前
（旧暦六月）

十七日夜御船管絃 但青海波 蘇合香楽 千秋楽 越殿楽 甘州 皇馨^{シロ} 五常楽
扶南 太平楽急 鷄徳^{トコ}
右社家各 供僧六人 伽陀雑掌在之 但吉日小山村御社米ニテ調之

○「厳島内外宮社役神事次第」（「卷子本厳島文書」55号⁽²⁴⁾）永祿六年（1563）

十七夜船管絃、從二日至十七日吉田小山西浦米五十俵、以兩所之御寄進之内調之、

○「年中行事 臨時礼奠」『嚴島道芝記』⁽²⁵⁾ 元禄十五年 (1702)

(六月十七日)

御船蓋 申の剋に右の御ふねを大鳥居の正面より乗出す。社家各・供僧六人、装束はなやかにし、水主拾四人、素襖・袴・烏帽子にて、行儀尤嚴重也。大宮大鳥居正面にて、管絃を初む。

船管絃 大宮大鳥居にて、管絃はじまり。それより外宮に押わたり鳥居の内へ御船を入、酉の剋より管絃はじまる。乱声其外楽さまざま、供僧伽陀をひく。其後御舟嚴嶋へもどす。渡り箆にて樂なす。是を途中の音楽と云ならハせり。御ふねいつくしま長濱の鳥居の沖にて、樂をなす。供僧加陀をひく。それより其ま樂にて大鳥居の内まで漕入、亥の剋なり。ミな月上旬より諸方の商人もあつまり、十五日より耐入として、人の群集夥し。別て今夜の御管絃を拜まんと願ひて、遠方近国・貴賤男女袖を狂りて渡海す。管絃の御舟のあとさき、左右に群り、地御前より附傍ひ、大鳥居の御池まで来るもあり。或ハ鳥居の洲の兩脇、又迴廊の上に待もあり。御池にハ大船小船幾艘という事をしらず。御船迴廊の苫先にて楽しバラくあり、加陀をひく。又客人宮の正面にて、楽数々あり。大平楽を奏すると御舟を三返廻し、御池を出て、大元へ漕ゆく。楽と加陀かハるガハる止間なし。大元鳥居のまへにて、楽長濱のごとし。夜半にして終る。大元におみて社家・供僧・役人雜餉。

○「祭祀祈祷法楽雜行事」『芸藩通志』卷十四 文政八年 (1825) ⁽²⁶⁾

船管絃 (抜粹)

同十七夜、これを行ふ。十四日、祠官・僧徒等、同く棚守の家に、會し、座主・供僧、伽陀を唱へ、伶官、樂を調し、凡祭事の用を辨す。これを、管絃講と稱す。十六日、神前、御池にて、管絃の船を艤ふ。三舸をならべ、座を連ね、竹にて、かきを結び、やかたを造り、さまざまの、綵花、燈籠をかく。これを、御船組と稱す。(中略) 十七日申刻、大鳥居の前より、船を出す。上卿已下、諸祠官、座主・供僧、各盛服をなし、水主拾四人、素袍、烏帽子を着し、船を刺す。これを、御船うけと稱す。伶官ハ、樂を奏し、僧ハ伽陀を唱ふ。それより地御前のかたに、漕行き、火建石の邊にて、燈を擧ぐ。(中略) 楽亂聲を吹て、外宮、鳥居の前に至り、奏樂三曲、伽陀二唱の後、

船を廻らし、中流にて、奏楽讀經遂に、長濱、恵美須社の前に至り、又奏楽す。潮に随ふて、船を大鳥居の中に入る。又亂聲を奏す。舌さき至て又奏楽二曲伽陀二唱。客人宮の前にて、奏楽三曲伽陀二唱し、神船を、廻すこと、三匝にして、大元浦にゆき、奏楽一曲、伽陀一唱。おはりて神船を御池に歸す。前夜廣島府下、及び浦々より、舟船數百艘を出し、この祭儀に會し、神船に随ふ。これを、御供船と稱す。(以下略)

即ち、これらの典拠から、既に室町時代から十七日夜の船管絃に社家各々と供僧六人が出仕し、管絃と読經があり、経費は吉田小山村の社領米で賄っていたことが分かる。桃山時代にもほぼ同様の船管絃があり、吉田小山村と西浦の両所から寄進米が調達されている。江戸時代には、ここに挙げたもののほか『芸州嚴島凶会』にも内容的にはほぼ同様なことが記され、『芸藩通志』の省略した部分も合わせてみるとおよそ次のようになる。

船管絃に先立つ旧曆六月十四日には、祠官・僧徒などが棚守家へ集合し、座主・供僧は伽陀(仏の功德を讃える語句)⁽²⁷⁾を唱え、伶官(祠官の楽人)が管絃を楽奏する管絃講がある。十六日には御池(社殿と大鳥居の間の海)と呼ばれる客人宮前の海上で、三艘の舟を並べて座を連れ、竹で籬を結び屋形を造り、花などをさまざまに飾り、提灯を釣す「御舟組」が行われる。この「御舟」とか「神船」と呼ばれた管絃船は、寛永年間(1624-1644)に安芸郡倉橋島の本浦善右衛門が初めて新造の船を奉獻して以来、その子孫が毎年奉獻している。

さて、十七日の当日は申の剋(午後四時)「御船うけ」と稱し、大鳥居の正面から出る管絃船上卿・諸祠官(社家)、座主・供僧六人が、各々盛装して伺候し、烏帽子に素袍・袴姿の永主十四人が立居振舞も重々しく船に棹をさすのである。そこでいよいよ管絃が始まり、楽人は楽を奏し、供僧は伽陀を唱える。それより船は地御前の方へ漕ぎ行き、火燧石の辺りで燈を付け、外宮の鳥居の内へ入って酉の剋(午後六時)より管絃を奏し、伽陀を唱える。その後、船を廻して嚴島へ渡る途中で奏楽と読經があり、長浜の沖に至り長浜恵美須社の前で奏楽の後、潮に乗って大鳥居の内まで漕ぎ入ると、時刻は大體亥の剋(午後十時)になる。そこで乱声(複数の龍笛と太鼓、鉦鼓で奏される無定拍節の楽曲)を奏し、舌先で奏楽と読經をし、客人宮前で奏楽と読經をしながら船を三回廻し、その後大元浦に行き、奏楽と読經の後、船が再び御池に帰り、船管絃が終るのは夜半である。

ところで、船管絃は元禄の頃には遠国近隣から大勢の人が集まる盛大な夏の祭礼であったようである。六月上旬から諸方の商人が集まり、十五日には嚴島に町入し、夥しい群集

が来島したという。また船管絃を拝もうと、舟で遠方近国から身分を問わず老若男女が着飾ってやって来、管絃船の周囲に群がり、地御前から付き添って客人宮前の御池には大船小船が幾艘ともわからない程であった。『芸藩通志』は、前夜広島城下や浦々から出て管絃の船に随ふ数百艘の船を、「御供船」と称している。御供船は綾、羅、錦、刺繍などさまざまな幟を立て、幕を張って集まり、夜ともなれば数万の灯が海上を照す、と記している。『芸州厳島図会』は船管絃の夜、大鳥居内外に参集した夥しい船と管絃船を描いた「同夜海上光景」(図 94)を載せ、船管絃がいかに盛大で御供船が壮観であるか、を次のように記している⁽²⁸⁾。

この夜府下より御供船とて百餘艘をいだし、御船の行儀に随ひて進退す。其粧ひは甚壯観にして、苦端筆頭^{くたんひつとう}の盡すへきにあらず。およそ二階屋形・船屋形を作り、金銀をちりばめ珠玉を飴り、錦の上幕・綾の氷幕、紅紫水上に繻り、燈花波間に漂ふ。此しも六月の暑き空なから、涼風徐に来りて萬人夏をおぼえず。或ハ舳に碇おろし、或ハ舳に棹さして、祭儀を拝見せんとするもの、海上に充満して船艦相啣けり。實に海西の大祭当社の勝事なり。

即ち、百艘余りの御供船が管絃船に随い、その粧は筆舌に尽し難いほど壮観である。二階建てや船尾の屋形を作り金銀珠玉で飴って、錦や綾の幕を翻し提灯の火が海上に漂う、という様であった。明神信仰にエネルギーを発散する人びとに幕府の奢侈禁止も及ばず、江戸時代の船管絃は年々華美盛大になって行ったのであろう。上記の文に続き『芸州厳島図会』は、「六月十六夜広島本川口の図」「御供船川口を出る図」(図 95)を載せている。十七日夜の船管絃の祭典を拝もうとする者は、前夜から広島城下の町ごとに出す舟で京橋川・本安川・猿猴川・平田屋川・本川に集い、厳島へ渡る倅であったという。屋形を組み幡を立て幕を張り飾り立てた数多くの舟が川を埋め、それらに乗り込んだ夥しい人の姿が描かれている。『芸州厳島図会』にもいうように、船管絃は暑い最中の旧暦六月、万人が海上の涼風に暑さを忘れ、神仏人が共に楽しむ西海の大祭りであった。数多い祭礼の中でも海上に造られた厳島神社に最も相応しい祭礼と言える。それ故に平安時代の末以来、永く伝承されて今日まで、多くの人びとが支え守って来たと思われる。

(二) 祭礼次第と管絃

江戸時代に盛況を極めた船管絃は、明治初年の神仏分離によって内容を変えた。本地堂に安置されていた観世音菩薩像は大聖院に遷され、供僧による伽陀が無くなり、一般に「管絃祭」と呼ばれるようになった。もう一つ大きな変革は、明治十五年の管絃祭から、祭神が管絃船とともに海を渡る「海上渡御の形式」が取られるようになったことである。祭神の御分霊を遷した御鳳輦を船の舳に据えた御座船が、地御前神社、長浜神社、大元神社を廻り、神霊が管絃船で神幸するという形式になった。これによって祭神のために船上で管絃が奏される祭礼を人びとが拝観することから、御鳳輦を乗せて管絃を奏する船を拝礼することになった⁽²⁹⁾。現在の管絃祭がどのような順序で執行されるかを次に記す。管絃祭の祭礼次第については、既に大要を述べているので、ここでは祭礼における管絃に主眼を置いて述べる。

1. 市立祭（旧暦六月五日）

江戸時代より夏最大の祭礼、船管絃の始まりを告げたのが旧暦六月五日の市立祭であった。現在も変ることなく管絃祭の前哨として市立祭は執行され、午前九時の祭典後、引き続き舞楽「振鉦三節・万歳楽・延喜楽・陵王・納曾利」と「長慶子」の奏楽がある。昭和二十年頃まで、この日から管絃祭の威儀を整える飾付けをし、準備を始めるのが古例であったが、現在は十一日の御洲掘の前日から始められる。

2. 御洲掘（旧暦六月十一日）

大鳥居より内の海（御池と呼ばれる）の土砂を取り除き、管絃船の通り道を整備する。この作業に当たったのは古来、己斐村（現・広島市）から大竹村（現・大竹市）までの主として沿海町村の農民で、鋤、鍬などの道具を持参して奉仕した。御洲掘を終えた人びとは神社から榊の小枝と神札を授与され、榊は田の畔に立てると害虫除になると信じられていた。しかし、現在は広島市西区草津町から大竹市小方町に至る沿岸の各町内の人びとが出て奉仕している。

3. 御船組（旧暦六月十五日）

管絃船の小舟三艘は、前述のとおり『芸藩通志』によれば、宝永四年（1707）頃から大正時代頃まで、安芸郡倉橋島から寄進奉仕されていたが⁽³⁰⁾、年々和船の新造が少なくなるなど寄進が困難になった。このため昭和三十七年から神社が御座船用の和船を新造し、

倉橋島の町民に保管を依頼、十四日までに倉橋島から曳航され、御池に繫留される。御船組の当日は午前九時頃から、御用大工を棟梁として町内の大工などが社頭に集合、作業を始める。三隻の和船に根太を渡して床を張り、高欄を取付け、中央に屋形を組んで屋根を上げる。屋形に幕を張り、畳八畳を敷き、帽額（御簾の上部を覆うように張った幕・額隠し）を掛け提灯を釣るす。舳（船首）に鳳輦台を据え真櫛を立て、銚を飾る艦（船尾）には五色の幔幕を垂れ、船の両脇腹には水幕（荒浪文様の幕）を張り、舳の左右に篝火用の鉄製籠を釣るす。後部五色の幔幕の上高く四張の提灯を立て、管絃船の組み立てと飾りつけが終わるのは正午頃である。午後は大鳥居の管絃船通路に忌竹（神事するとき、清める場所に立てる葉のついた青竹）に注連縄を張り、御鳳輦に弓・矢・楯・矛・旗・幡などを飾り付けするほか、廻廊に釣灯籠や提灯を釣る。

4. 試乗式（旧暦六月十六日）

管絃祭の前日、船組みは堅固か、船が支障なく大鳥居を通過するかを見るため「乗初め」の式がある。日没とともに管絃船の提灯や雪洞に火が点ぜられ、管絃船が上げ潮に浮く頃、白衣に威儀を正した宮司以下神職が乗船する。それより早く午前中に呉市阿賀町からやって来た漕船二隻が大鳥居を通過して管絃船の左右に着船待機している。管絃船に漕船が奉仕するようになったのは元禄十四年（1701）以降のことである。この年の夏、管絃船が地御前神社から長浜神社へ渡る途中、暴風雨に遭い、危うく遭難するところであった。この時、救援に当たったのが阿賀村（現・呉市阿賀町）の鯛網船と江波村（現・広島市江波町）の伝馬船（荷物を運ぶ小舟）で、以来両村から漕船を出し奉仕することになったといわれる⁽³¹⁾。

阿賀の漕船は「御用船」（あるいは「厳島御用」）と記した社紋のある高張提灯を高く上げ、背中に「阿賀」の字を染め抜いた法被姿の水主や「采振」と称し舳で采を振る者、紋付羽織姿の役員が乗り込んでいる。一隻は管絃船の水先案内を勤め、一隻は太鼓と采振りに掛け声と櫓拍子を合わせ、管絃船を曳航して大鳥居沖へ向う。大鳥居を通過し沖合いに出た管絃船は漕船によって三匝する（左廻りに三度廻る）。この時、神仏分離以前は奏楽があり、伽陀が唱えられたという。

5. 管絃祭（旧暦六月十七日）

当日の午前、満潮時に管絃船は阿賀町の漕船に曳かれ大鳥居沖に出て停泊、待機する。この頃、客神社祓殿と廻廊に囲まれた「枅形」の海で、江波町の漕船が采を振り太鼓を打

ち木遣り歌⁽³²⁾を歌いながら左廻りに三度廻る。当日の祭礼と奏される管絃を順追って記す。

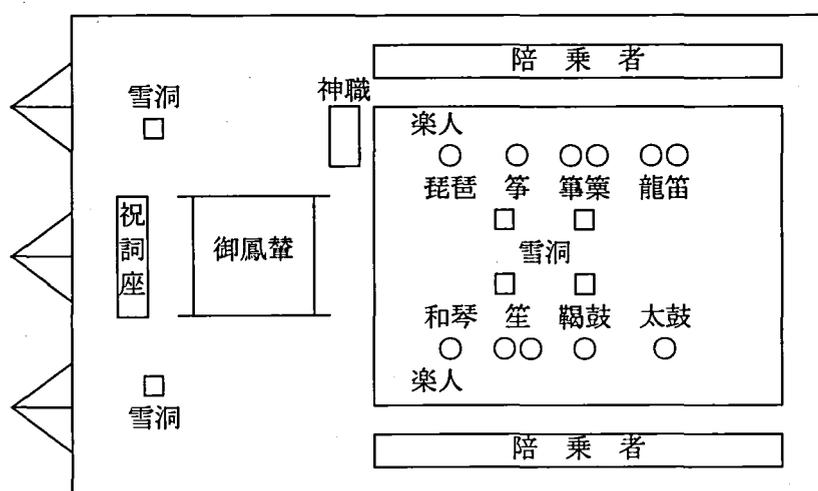
(1) 出御祭（発輦祭）

午後四時、宮司以下神職が本社に参進、所定の座に着く。祭典（小祭式による修祓・献饌・祝詞奏上・玉串奉奠・撤饌）が執り行われ、献饌と撤饌の時、夏の管絃「海青楽」が奏楽される。次いで御鳳輦が白丁^{はくちよう}（白布の狩衣）を着た阿賀町の漕船奉仕者によって拝殿へ、さらに神職によって本殿へ運ばれ、御分霊移御（遷御）の儀の後、運び出される。拝殿から御鳳輦は再び阿賀町の水主（漕手）の奉仕によって、火焼前から干潟に降り、大鳥居を通して管絃船まで運ばれる。

(2) 大鳥居前の儀と管絃

御鳳輦を御座船に安置し、宮司以下一同が乗船すると祭典があり、献饌・撤饌の間、奏楽（夏の管絃）がある。「御座船着座の図」に示すとおり、御座船の中は舳に安置された御鳳輦と祝詞座が在り、奉仕する神職が控える。管絃は屋形の中で奏され、舳に向って左に和琴、笙、鞆鼓、太鼓の楽人が、向って右に琵琶、箏、箏、龍笛の楽人が、向かい合って座している。

御座船着座の図



祭典に続いて「平調音取^{ひょうしょうおとり}」があり「万歳楽」の管絃奏楽がある。管絃が終ると管絃船は江波町漕船によって左廻りに三度廻り、江波町漕船を真中に阿賀町漕船が左右

に並び、三隻が管絃船を曳航して地御前に向う。現在はその後を能美島高田の「御供船」が従う。御供船はもともと、元禄の海難遭遇の後、当社棚守が城下紙屋町の釣灯笼屋市兵衛に油傘（雨合羽）を注文、正徳元年（1711）から、釣灯笼屋が「雨具御用船」を出して御供をしたのが始まりと伝える⁽³³⁾。

（3）火建岩沖の停泊と地御前神社沖の奏楽

大鳥居前を発した管絃船はおよそ一時間で地御前の火建岩沖に着く。ここで管絃船と阿賀町漕船は碇を下し、一同夕食を摂り、日没とともに雪洞、提灯、篝火などに点火する。この間江波町漕船は地御前神社に先行、参拝、神慮を慰める踊りがある。次いで、管絃船は地御前の人びとが出す迎えの船の水先案内によって「新楽乱声」を奏しながら進み、神社前の「玉の御池」に入る。

（4）地御前神社前の祭典と管絃

午後七時半頃に管絃船が地御前神社前に着岸停船すると、大鳥居前の儀と同じ祭典がある。祭典後、管絃「三台塩急」「五常楽急」「陪臚」の奏楽がある。「陪臚」の奏楽中、管絃船は江波町漕船によって三度左廻りに廻る。次いで管絃船は再び三艘の漕船に曳かれて長浜へ向かう。宮島と地御前の間あたりで管絃「鶏徳」が奏される。『巖島道芝記』にはこれを「途中の音楽と云ならハせり。」と記している。

（5）長浜神社前の管絃

午後九時頃、管絃船は長浜神社の鳥居の前に到着、大鳥居前の儀と同じ祭典があり、引き続き管絃「越天楽」が奏楽される。「越天楽」が終ると管絃船は江波町漕船によって三度左廻りに廻る。ここから管絃船を曳くのは江波町漕船で、阿賀町漕船二隻は地御前からの水先船とともに管絃船の水先案内を勤め、大元神社へ向う。

（6）大元神社前の管絃

管絃船は大元神社近くに着岸し、大鳥居前の儀と同じ祭典があった後、管絃「老君子」の奏楽がある。楽が終ると管絃船は江波町漕船により三度左廻りに廻る。次に管絃船は本社に向い、西松原地先から大鳥居沖まで「新楽乱声」を奏する。次いで管絃船は大鳥居を通過し、火焼前に着船する。

（7）本社前の儀と管絃

管絃船は大鳥居沖から大鳥居を通過し、午後十時頃火焼前に着船し、直に同じ祭典がある。次いで管絃「早甘州」と「抜頭」が奏楽される。

(8) 客人社前の儀と管絃

管絃船は火焼前から客人社前へ、水主の水棹で進められ、祓殿正面に舳^{へき}を向けて着くと同じ祭典があり、管絃「林歌」が奏楽される。また管絃の伴奏で歌曲、催馬楽「伊勢之海」が朗詠される。これは他所の謡い方と違う巖島独特のものである。その後管絃船は枡形（客人社祓殿と廻廊で囲まれた所）へ入り、管絃「合歓塩」が奏され、その間、水棹で左に三度廻る。終ると火焼前に戻る。

(9) 還御の儀と管絃

管絃船が火焼前に着くと楽人が本社拝殿で「新楽乱声」を奏楽する中、御鳳輦は阿賀町漕船奉仕者に奉昇^{ほうきょう}され（担がれ）て拝殿まで入り、それより官司以下神職によって本殿深く入り、還御の儀があつて管絃祭は終了する。午後四時に始まった管絃祭は、概ね午前零時前に終了する。

以上、現在の管絃祭では十一曲の管絃の曲と歌曲・催馬楽が奏楽される。これを「巖島野坂文書」に見える室町時代後期の船管絃で奏された管絃十曲と比べると、この内「越殿楽」「甘州」「五常楽」「鶏徳」の四曲が同じである。江戸時代の船管絃で奏された管絃の曲名は記録されていない。しかし、『芸藩通志』に船管絃の奏楽が、大鳥居の前で一曲（僧は伽陀一唱）、外宮の鳥居の前で三曲（伽陀二唱）、中流で一曲（読経一唱）、長浜恵美須社の前で一曲、火焼前で二曲（伽陀二唱）、客人宮の前で三曲（伽陀二唱）、大元浦で一曲（伽陀一唱）とあり、十二曲の奏楽があつたことが分かる。これは現在の曲数とあまり違ってない。以下、「管絃祭の祭礼・場と管絃内容」に現在の祭礼次第と管絃の曲をまとめ、楽曲の解説を記す。なお、四季の祭典奏楽と同曲については重複するが同じ内容を記し○印をする。

管絃祭の祭礼・場と管絃内容

No.	祭礼・場	管絃	内容
1	出御祭	○海青楽	唐楽、黄鐘調、中曲、古楽。海仙（山）楽・清和楽ともいう。舞はなく、仁明天皇（在位 844-850）が神泉苑に行幸の時、龍頭鶴首の舟が中島を一周する間に大戸清上（笛）と尿（はり）麿（まろ）（箏）が作曲（『南宮横笛講』）。以後、船楽の曲になったといわれる。
		○拾翠楽	唐楽、黄鐘調、小曲、古楽。承和元年（834）に仁明天皇即位式のため笛師大戸清上が作曲したといわれるが、一説に源頼能が作曲、尾張浜主が舞を作ったともいう。序と破の曲と舞は絶えた。
2	大鳥居前の儀	（平調音取）	（平調で音あわせをする）
3	火建岩沖	○新楽乱声	複数の龍笛と太鼓、鉦鼓で奏される無定拍節の楽曲。初め龍笛の主奏者が独奏し、順次他の龍笛や楽器が加わる。
4	地御前神社前	○三台塩急	唐楽、平調、急、中曲、新楽。天寿楽ともいう。唐の則天武后（在位 690-704）の作。犬上是成がわが国に伝えた。もと舞人四人の舞があったが絶えた。
		五常楽急	唐楽、平調、中曲、新楽。礼義楽などともいう。舞がある。唐の太宗（在位 627-649）の作。仁・義・礼・智・信の人が行うべき道・五常を五音にあてはめて作曲、五音の和をよく備え、序・破・急が整った三楽章から成る。
		陪臚	唐楽、平調、中曲、古楽。陪臚破陣楽ともいう。出陣の時、戦勝を祈願して奏したといい、林邑八楽の一つ。舞がある。インド（天竺）の斑朗徳の作という。婆羅門僧正と南ベトナム（林邑）の僧・仏哲が天平八年（736）にわが国に伝え、大安寺で四天王寺の楽人に教えた。二拍子と四拍子を繰り返す「只拍子」の闊達なリズムが特徴である。
5	地御前神社と長浜神社の間	鶏徳	唐楽、平調、小曲、新楽。慶徳とも書く。舞はない。五つの徳を持つ鶏を称えた曲という。
6	長浜神社前	○越殿楽（越天楽）	唐楽、平調、小曲、新楽。越天楽とも書く。平調と平調から移調された盤渉調、黄鐘調の三調子にあるが、平調の曲が最もよく知られる。馴染み易い旋律が黒田節や讃美歌などに取り入れられ、雅楽中最もポピュラーな曲である。
7	大元神社前	○老君子	唐楽、平調、小曲、新楽。舞はなく、唐では男子誕生の時演奏された。わが国では天皇六十歳の御賀宴の退出時に演奏された。
8	大元神社より大鳥居沖	○新楽乱声	複数の龍笛と太鼓、鉦鼓で奏される無定拍節の楽曲。初め龍笛の主奏者が独奏し、順次、他の龍笛や楽器が加わる。

9	本社前	甘州	唐楽、平調、準大曲、新楽。甘州楽などともいう。舞がある。唐の玄宗皇帝の作ともいう。
		抜頭	唐楽、平調、小曲、古楽。髮頭とも書く。林邑八楽のひとつ。舞がある。
10	客人社前	林歌	唐楽、平調、小曲、新楽。高麗楽に同名の曲がある。臨河とも書く。唐楽には舞がない。
		(催馬楽) 「伊勢之海」	地方の民謡などの風俗歌が、唐楽の管絃の楽器、笙・箏・龍笛・琵琶・箏、および和琴の伴奏で歌われる。歌詞の内容は伊勢の美しい海岸で海藻を摘もう、貝を拾おう、玉(真珠)を拾おうというもの。
11	枅形	合歓塩	唐楽、太食調、中曲、新楽。舞楽「太平楽」の急に用いる。

押田良久『雅楽鑑賞』ほか参照。

6. 居管絃祭

陰暦には閏月^{うらうづき}があり、それが偶々六月によると、「十七夜」が二度あることになる。その年は船管絃と別に閏月の六月十七日に「居管絃祭」が行われる。「居管絃祭」とは「居ながらの管絃祭」という意で、高舞台を管絃船に見たて同じような飾り付けをする。即ち、高舞台に三隻の船の舳形を取り付け、屋形を組み、^{ともし}艦幕を張り旗水幕、提灯などを飾る。

また屋形と高欄^{たかね}の間に十二ヵ月の造花を飾る。十二ヵ月の造花は、松(一月)、梅(二月)、桜(三月)、山吹(四月)、花菖蒲(五月)、若竹(六月)、萩(七月)、朝顔(八月)、桔梗(九月)、菊(十月)、紅葉(十一月)、水仙(十二月)である。これは明治初年まで座主や供僧が同乗していた時、唐破風造りの管絃船の屋形に^{さいか}緋花(造花)を飾っていた名残りである。御鳳輦がなく十二ヵ月の造花を飾った高舞台は、明治初年以前の管絃船を彷彿とさせるものである。廻廊や平舞台にも釣燈籠や提灯を釣し、火焼前の海中に篝火が設えられる。

さて当日は夜に入って、本社で居管絃祭の小祭式による祭典があり、引き続き高舞台で管絃が奏される。曲は管絃祭の時、船上で奏楽されるものと同様で、一曲毎に間を置き全曲を奏し終える⁽³⁴⁾。

結語

日本古来の歌舞音楽と外来の楽舞を源流として、平安時代の王朝文化の中で大成した芸能「雅楽」は、中世にかけ社寺の法会や祭礼と密接に結びついて各地へ伝播して行った。

平安時代の末、厳島神社へ雅楽（中でも舞楽と管絃）をもたらしたのは、都で王朝文化の中枢に在った平清盛と平家一門である。平家一門の中には雅楽を嗜み、管絃に堪能な者が多くあったと思われる。安元二年（1176）に清盛が、都と同様の盛大な法要・千僧供養会を執り行った時のことを記した「伊都岐嶋千僧供養日記」には、^{ちのうじ}多氏（^{ちのちかた}多近久・一鼓）、^{あべのくに}安部氏（安部国正・箏篳）、^{なかつら}中原氏（中原有安・和琴）など京都の楽人の名が見える⁽³⁵⁾。その後、舞楽と同様に戦乱の世には衰退の危機もあったと思われる。しかし、厳島神社は天王寺舞楽との関係を深め、『房頭覚書』に「天王寺^{（傳）}冷人葛坊、岡兵部少輔父、菌式部、東儀因幡守、^{（馬）}細々下向アリ」⁽³⁶⁾とあり、天王寺の楽人が再々来島し、管絃の伝授指導をしている。

清盛の時代に、管絃は当社の祭礼と深く結び、当時の雅な王朝文化を今に伝えている。

[註]

第九章

1 雅楽は、大別すると次の三つになる。

(1) わが国に古くから伝わる楽舞 ①神楽歌②東遊③大和歌④久米歌⑤^{（大）}大歌⑥^{（小）}小歌

(2) 外来の音楽 ①唐楽（中国・天竺（インド）・^{（南）}林邑（南ベトナム））②高麗楽（朝鮮・渤海）

(3) 平安時代に出来た歌謡 ①催馬楽②朗詠

雅楽の歴史は、文武天皇の大宝元年（701）に制定された大宝令の二官八省のうち、太政官の治部省の中に「雅楽寮」が置かれ、教習保存が図られたのに始まる。「雅楽寮」には、以下のとおり総勢約四百名が所属していた。

①和楽二百五十四人（歌師・歌人・歌女・舞師・^{（舞）}舞生・笛師・笛生・笛工）

②唐楽七十二人（唐楽師・唐楽生）

③三韓楽七十二人（高麗楽師・高麗楽生・百濟楽師・百濟楽生・新羅楽師・新羅楽生）

④伎楽（伎楽師・伎楽生・腰鼓師・腰鼓生）

そのほか、^{（雅）}雅楽頭・雅楽助など七人。

2 大宝元年（701）に設置された雅楽寮は、天曆二十年（948）頃、^{（樂）}樂所と呼ばれるようになった。京都御所に仕える京方樂所、春日大社・興福寺などに属した南都樂所、四天王寺に奉仕した天王寺樂所を三方樂所という。明治三年（1870）に、三方樂所の楽人は宮内省雅楽局に集められ、現在は宮内庁式部職楽部が雅楽を継承している。

3 三管「笙」は、十七本の細竹を把ねた楽器。

「箏」は、九つの指穴がある長さ約二十四センチの竹製の縦笛で、雅楽の主旋律を担う楽器。

「龍笛」は、七つの指穴がある全長約四十センチの竹製で、籬（桜の皮を紐状にしたもの）や籐を巻き漆で固めた楽器。

二絃「箏」は、桐材、十三絃で「柱」を絃の下にはめ右手親指・人差し指・中指に爪をはめ演奏する。

「琵琶」は、四絃四柱の茄子形木製、全長約百六センチの楽器で、しゃもじ型の撥で弾く。なお「箏」は近世以降「琴」と通称される。

三鼓「鞀鼓」は、長さ三十センチ、直径十五センチの桜の木の胴を直径二十三センチの鉄の輪で挟み、革紐で締めたもので、専用の台に載せ、左右二本の桴で打つ（搗くという）。

「太鼓」（樂太鼓）は、「釣太鼓」ともいい、直径約五十五センチ、厚さ約十五～二十センチの皮の太鼓を四つ足の円形台の枠に吊し、左の桴（𪗇）と右の桴（𪗈）で打つ。なお別に舞楽専用の大太鼓がある。

「鉦鼓」は、直径約十五センチの鉦（金属板）を四本足の付いた木枠から釣るしたもので「釣鉦鼓」といい、二本一対の木の桴で打つ（搗るといふ）。なお別に舞楽用の大鉦鼓がある。

4 和琴は日本固有の楽器で、弥生時代後期の頃からあったとされ、御神楽、久米舞、東遊などに用いられる。桐製、六絃、長さ約百九十センチ、幅十八センチ、厚さ約四センチ。

「箏」と「和琴」の違いは次のとおりである。

「箏」 十三絃、形状は長方形、左方の余り糸を束ねた尾部が少し細い。右手三本の指にはめた爪（煤竹に鹿など動物の皮を巻いたもの）で弾く。絃に立てて調絃する「柱」は、唐木（紫檀）で上部は象牙で出来ている。

「和琴」 六絃、形状は長方形、五箇所切れ込みのある左方の尾部が少し広め。琴軋という鼈甲製のピックを右手に持って弾く。「柱」は二股の楓の枝を皮つきのまま使用する。

5 天皇・上皇・公卿等が集まって管絃の遊びをした「御遊」の早い例は、『西宮記』巻一の延喜八年（908）の記事、「本殿において、御遊あり」とされる。管絃は、十世紀に年中行事・通過儀礼などで、恒常的に奏されるようになって行った。

- 6 「源氏物語絵巻」第五帖「若紫」三（天理大学図書館蔵、鎌倉時代）には、桜花の下で箏を弾く光源氏、横笛を吹く頭中将や、笙・篳篥を奏する人物が描かれている。「住吉物語絵巻」断簡（東京国立博物館蔵、鎌倉時代）には、今日の管絃の楽器と同じ、笙・篳篥・横笛・箏・琵琶・太鼓・羯鼓・鉦鼓を合奏する平安貴族の姿が表されている。「紫式部日記絵詞」第五段（藤田美術館蔵、鎌倉時代）には、池に浮かべた龍頭と鸕首の二艘の舟で奏される管絃と、それを観る藤原道長が描かれている。
- 7 第一章巖島神社の舞楽、第二節平家時代の舞楽、「伊都岐嶋千僧供養日記」に見る舞楽、に楽人名を連記している。
- 8 神社本庁からの通達による。
- 9 当社の年間祭礼のうち、神衣献上式（一月一日）、推古天皇祭遥拝式（五月十八日）、七浦神社祭（三月と九月の上旬）などでは奏楽はない。その他十八ある摂末社の祭礼のうち、奏楽があるのは大元神社百手祭（一月二十日）、地御前神社祭（旧暦五月五日）、豊国神社祭（九月十八日）、三翁神社祭（十月二十三日）の四祭で、他はない。
- 10 現在、唐楽の楽曲は、六調子に分類され、六調子はさらに呂と律に分けられる。呂は長調に近く、尙越調・双調・太食調である。律は短調に近い旋律で平調・黄鐘調・盤涉調である。なお現行の管絃の曲は、尙越調（賀殿急・承和楽・酒胡子など）十四曲、平調（五常楽・甘州・万歳楽など）十九曲、双調（武徳楽・春庭楽・陵王など）十四曲、黄鐘調（桃李花・央宮楽・青海波など）十二曲、盤涉調（輪台・千秋楽・採桑老など）十曲、太食調（打球楽・抜頭・長慶子など）十二曲、および大曲（春鶯囀・皇鑿・万秋楽・蘇香合）の四曲、計八十五曲。その他各調音取・調子がある。
- 11 醍醐天皇の皇孫、克明親王の第一皇子。従三位であったので博雅三位の名で知られ、琵琶、箏、笛、篳篥などの名手であったといわれる。
- 12 古楽と新楽は唐楽（中国系楽舞）における楽曲分類の一つ。その区別に三つの説がある。
- ①日本への伝来時期の新旧による区別
 - ②中国での楽曲成立時の遣いによる区別（初唐以前を古楽、中唐以後を新楽とする）
 - ③唐楽そのままか、日本で改作されたかによる区別（平安初期までに伝わった唐楽を古楽、日本風アレンジしたものを新楽という）
- 実際の大きな違いは、古楽は尙鼓を用い、新楽は羯鼓を用いるところ。しかし現在、古楽でも羯鼓を代用することが多く、その場合、尙鼓搔（古楽搔）といい右桴のみ用いる。
- 13 その他、『雅楽』（別冊太陽）平凡社、2004、吉川英史監修『邦楽百科辞典』音楽之友社、

1984などを参照。

- 14 『秘宝 厳島』の「平家納経」願文、343頁参照。
- 15 立正大学兜木正亨教授の積読「清盛願文「平家納経」」を参照。
- 16 村上源氏顕房流の末葉に生まれた源頭兼（1160－1215）によって編まれた説話集。六巻。建暦二年（1212）頃成立。第五巻の神社仏寺（33）に「平清盛、奥院の弘法大師の命により厳島奉仕の事、巫女託宣の事」にある。（『古事談 続古事談』新日本古典文学大系 41、岩波書店、2005）
- 17 『宮島町史』資料編・地誌 紀行 I、345頁。
- 18 「大塔興廢日記」（『大日本仏教全書』第百二十冊）によれば、清盛は父平忠盛（造国司播磨守）に代って、久安五年（1149）から高野山の大塔修造工事に当り、竣工前の久寿二年（1155）八月三日から約一ヵ月半、高野山金剛峯寺に滞留している。（松岡久人『安芸厳島社』45頁。）
- 19 『安芸厳島社』47－48頁。『厳島信仰事典』103頁。『安芸厳島社』によれば、清盛は平治元年（1159）十二月平治の乱勃発の時、熊野詣をし、仁安二年（1167）四月太政大臣の時、高野山参詣をしたという。
- 20 野坂元定「厳島神社の神事と芸能」『厳島民俗資料緊急調査報告書』225頁。
- 21 前掲載「厳島神社の神事と芸能」225頁。
- 22 夏至後の第三^{かみ}庚の日を初伏、第四庚の日を中伏、立秋後の最初の庚の日を末伏といい、一年中で最も暑い盛である。
- 23 『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、1482頁。
- 24 『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、88頁。
- 25 『厳島道芝記』（『宮島町史』資料編・地誌 紀行 I）194頁。
- 26 『芸藩通志』（『宮島町史』資料編・地誌 紀行 I）332頁。
- 27 「伽陀」は梵語 gāthā の音写、偈と同じ。韻文で仏徳を讃嘆し教理を述べる。仏教の真理を述べる詩句。
- 28 『宮島町史』資料編・地誌 紀行 I、768頁。
- 29 前掲載「厳島神社の神事と芸能」226頁。
- 30 宝永四年（1707）に、倉橋島本浦の善右衛門が始めた船管絃用の和船三隻奉納は、江戸後期も子孫の浅木森が継承したが、年々経済的負担が大きくなり、大正十二年から、倉橋島島民有志が組織した厳島管絃船倉橋御用講が引き継いだ。しかし昭和三十七年から神社が

管絃祭専用の和船を所有し、その保管を倉橋御用講に委嘱することになった。

- 31 阿賀村の岡野一族の鯛網船と、江波村の古川屋伝蔵が親船(千石船)から下した伝馬船(荷物を運ぶ、甲板のない小型の舟)が救援に向い、管絃船を曳航、江田島村の田頭一族の者が提灯の明りで大鳥居の位置を示したので覆没をまぬがれた。
- 32 祭りなどで多くの人が音頭を取りながら力を合わせる時に歌う歌。木遣り歌には「西国御舟しるし」「那須の与一」「ゑびやの甚九」「阿波の海賊」「伊勢音頭」などがある。(『巖島信仰事典』)
- 33 御供船はその後、城下の各町が出すようになり、年々装飾を凝らし囃子(祇園ばやし)を入れるなど、賑やかに美麗になって行き、盛んな時は百五十隻余も参集したといわれる。
- 34 全曲を奏し終わると、月^{つぎ}神天^{かみ}にかかるのが古くからの慣例であったが、現在は管絃祭の終了時間と同様、拝観者の便を考慮して早目に終わる。
- 35 「伊都岐嶋千僧供養日記」には^{まの}近^{ちか}久^{ひさ}(1090-1154、この時東遊の歌も担当)、安部国正、中原有安のほか^{あまの}天^{あま}神^{かみ}氏^{うぢ}の名が見える。

^{まの}氏^{うぢ} 一もと京都楽人。現在は宮内庁楽部の楽師。神楽歌、舞、管絃を担当。『古事記』の執筆者^{あまの}太^{あま}安^{あま}麻^{あま}呂^りの子孫・多^{あま}自^{あま}然^{あま}曆^{れき}(?-886)を楽祖とする。

^{あまの}氏^{うぢ} 一もと京都楽人。現在は宮内庁楽部の楽師。神楽、箏、右舞を家業とする。安部季政(1099-1164)を楽祖とする。

^{あまの}氏^{うぢ} 一もと京都楽人。箏、神楽歌を家業とした。現在この家業は絶えている。

^{あまの}氏^{うぢ} 一(大神家)南都右方楽人。大神為遠を右舞の祖とする。今は絶えている。

- 36 『房頭覚書』54。

岡氏 一もと天王寺楽人。龍笛・左舞を家業とし、宮内庁楽部の楽師であったが、昭和二十一年頃絶えた。

齧氏 一もと天王寺楽人。現在宮内庁楽部の楽師。笙と左舞を家業とする。太秦姓、渡来楽人の子孫。

東儀氏 一もと天王寺楽人。現在宮内庁楽部の楽師。笛と左舞を家業とする。太秦姓、渡来楽人の子孫。

なお明治初期、雅楽を伝承する^{あまの}楽^{あま}家^{あま}は、京都楽人は^{まの}多^{あま}・^{あまの}豊^{あま}・^{あまの}山^{あま}井^{あま}・阿部・東儀(阿部姓)の五家、南都楽人は辻・窪・久保・芝・上の五家、四天王寺楽人は東儀・林・岡・菌の四家があった。しかし現在宮内庁楽部に残っているのは、安部・豊・多・上・東儀の五家のみである。

第十章 失われた芸能

緒言

厳島神社には明治維新と神仏分離によって失われた数々の芸能がある。ここではその代表的なもので、明治初年まであった神楽、東遊と延年舞を取り挙げる。神楽と東遊は既に「伊都岐嶋千僧供養日記」に見え、長く当社の祭礼と深く関わって、最も重要な神事芸能として伝承されて来た。神社制度の変革の中で失われていった厳島神社の神楽と東遊がどのようなものであったのか、その歴史を辿り内容を明らかにしてみたい。

また、延年舞は平安時代から社家・内侍とともに厳島神社の祭礼行事に大きな役割を果たした供僧の祭、延年祭に舞われた芸能である。明治以後、延年祭は玉取祭と呼ばれ、現在も管絃祭とともに夏の祭礼として催行されている。名前の変遷だけでなく失われた芸能・延年舞を明らかにすることによって、何が変わり、何が伝えられているかを考える。

第一節 神楽

(一) 御神楽の歴史と内容

神楽は歌舞で行う神事である。鎮魂・招魂の神祭に発し、「神座」^{かみくら}を設けて神を迎え、神とともに「神遊び」をし、神送りをする一連の神事芸能である⁽¹⁾。神楽は神座に由来するといわれる。現在、一般に神楽といわれるものは、各地の社で行われる民俗的な「里神楽」である。巫女神楽や古くからその地方にあるもの、伊勢神楽や出雲神楽の系統が分布したものなど種類は多い⁽²⁾。

一方、宮中や宮中と関わりの深い大社で行われる「御神楽」^{みかぐら}がある。厳島神社の神楽は、社家（神楽男）が「神楽歌」を奏し、「人長の舞」をする神事芸能であり、民俗芸能の里神楽とは趣を異にする。それは宮中で行われる「御神楽の儀」に繋がるものと考えられる。厳島神社は延長五年（927）『延喜式』では、名神大社の社格が与えられており、平安後期には安芸国一宮として朝廷の一世一度の奉幣があった。また、御神楽と同じ楽器、和琴・太笛・箏で奏楽され、「人長の舞」があることなどから、一般的に大太鼓・笛・銅鈸子^{どうぼし}などで囃される民俗的な里神楽ではないことは明らかである⁽³⁾。

里神楽は内裏以外の場所、「里」の神楽の意である。人びとの集まる人里で行われるもので、古代日本の神話・伝説に通暁した地方の神職によって作られ、各地の社に広がり根付いた神楽である。その発生・伝来・内容とも御神楽と異なる。

それでは「御神楽」とはどのようなものであろうか⁽⁴⁾。御神楽の起源は『古事記』『日本書紀』に記された天岩窟戸前あめのいわやどにおける天鈿女命あめのうずめのみことの歌舞にまで遡るといわれる。また、宮中での御神楽の儀の始まりは、新しい酒を神に献じ、その前で宴をはって音楽を奏で、夜を明かしたとある(『日本書紀』崇徳天皇八年・1130)のが、最初とされる。神楽の語は、大同二年(807)の撰になる『古語拾遺』(神武天皇元年十一月の竊魂祭なまじりめのみつり)に「猿女若氏さるめのわかぢ、神楽の事をつかまつ供る」と見られるのが、古い例といわれる。御神楽で奏される神楽歌は、わが国で最も古くからある歌や舞を伝えている。大宝令(大宝元・701年制定)の神祇官の中に、神楽歌を司る専門の楽人、神琴生・神笛生が置かれている。嵯峨天皇の弘仁年間(820-23)以後は、神祇官のほかに、外来歌舞とは異なる神楽・催馬楽・風俗謡などわが国古来の歌舞「国風歌舞くにふうぶまい」を司る「大歌所おほうたどころ」が造られた。

御神楽は清和天皇の貞観元年(859)に始まる大嘗祭だいじようまつりから宮中の清暑堂前で行われた琴歌神宴を基に、石清水八幡宮いしづみやまはつむらなどの民間の神遊びを取り入れて成立、一条天皇の長保四年(1002)から内侍所(現・賢所)で「内侍所御神楽」が行われるようになった。「御神楽の儀」が恒例的におこなわれるようになったのは、白河天皇の承保年間(1074~77)といわれる。また神楽歌は清和天皇の貞観年間(859~78)に選定され、その後、醍醐天皇・一条天皇の時代にも楽譜や歌詞の選定があり、現行の「御神楽の儀」で奏される曲に整理されたのは、白河天皇の時代といわれる。

現在、恒例の御神楽の儀は、毎年十二月中旬に皇居賢所⁽⁵⁾で行われる。その年新しく採れた米を捧げて感謝し、五穀豊穰を祈願する「新嘗祭にいなめまつり」にも神楽歌が奏される。また一月七日の昭和天皇祭(先帝の祭日)と四月三日の神武天皇祭には皇霊殿の前で御神楽の儀が執り行われる。

巖島神社の神楽は明治の何時頃まで在ったか不明である。しかし、どのようなものであったのか、現行の宮中の御神楽からおおよそ推測することができると思う。次にその次第を略記し、当社の御神楽を推し量ってみたい。宮中の御神楽の儀は、夕刻、賢所の前庭で行われる。初めに進行役で神楽人の長である人長にんじょうの合図によって庭火が灯され、神楽笛、箏、和琴の順に楽人が一人ずつ登場する。次いで笏拍子しやくばしを手に持った本拍子もとつぱし(本歌の主唱者・独唱者)と末拍子すえつぱし(末歌の主唱者・独唱者)が呼ばれて「庭燎にわらび」を独唱する。次に

本拍子とともに付歌（神楽歌の助唱者・斉唱者）数人が、本方・末方（左右）に分かれて向い合って座す。次いで阿知女作法（和琴と本方・末方の独唱）の後、「榊」をはじめ九種のものを持って舞う採物の歌⁽⁶⁾と「韓神」が歌われ、「早韓神」（閑韓神の後）で人長が手に輪榊（榊の枝に白胡粉を塗った藤蔓の輪を結びつけたもの）を持って神降しの振りを舞う。中段の神遊びでは、民謡風のものやテンポの速い歌（薦枕・襜波・干歳・早歌）が奏される。後段の神送りでは神楽歌（吉々利々・得銭子・木綿作と朝倉・其駒）が奏され、「其駒」の後半（揚拍子）に「人長の舞」（図96）が舞われる。人長は卷纏の冠に老懸を付け、白い袍を着て太刀を佩き榊の枝を持って舞う。古くは近衛の舎人が務めたものであった。日没とともに始まった御神楽の儀は、古来、夜を徹して行われていたが、今日では神楽歌の組曲を全曲演奏するとおよそ六時間を要し、終了は深夜に及ぶという。

以上、御神楽の儀は神降し、神遊び、神送りの三部からなる。更に神降しには庭燎の部（人長式の部ともいう、二曲）と、持ち物を変えて舞う採物の部（榊・幣・杖・襜・弓・太刀・鉾・杓・葛・韓神、十曲）があり、神遊びには大前張（七曲）・小前張（九曲）の部がある。神送りは星の部・雑歌の部（九曲）から成り、総べて合わせると約四十曲になる。

神楽歌は、日本固有の和琴・神楽笛と外来の箏箏で伴奏され、本方と末方が向かい合って座り笏拍子を打ちながら歌われる。歌は本歌と末歌から成り、前述のとおり初めの一句は各々本拍子と末拍子が独唱し、あとの句を付歌が斉唱する。現行では神楽歌の演奏者は、人長一人、和琴一人、神楽笛一人、箏箏一人と歌い手二十人から成る。全曲の演奏は宮中の御神楽の儀においてのみであるが、その一部は現在も大きな神社の祭礼などで行われることがある⁽⁷⁾。

（二）巖島神社の神楽

さて、巖島神社の神楽は何時頃からあり、どのようなものであったのか、廃絶する以前の神楽の歌曲と舞について知る手懸りは今のところほとんど無い。そこで文献の中に探してみる。巖島神社における神楽の初見は、治承元年（1177）の「伊都岐嶋千僧供養日記」であろう。十月十三日、右大将（宗盛・清盛の三男）が臨時祭を催した中に、「又入夜於大宮舞殿有御神楽、作合之下板敷^{（板敷）}居灰積天拍勤庭火、人長笛箏和琴如先東遊、云々」とある。即ち、十三日の夜に入って大宮舞殿（現・本社祓殿）で御神楽があった。「作合」は拝殿と祓殿の間の屋根の下をいい、その下の板敷き（現在、通路）の際に灰積（火鉢の一種）を居

て、焰し（火を灯し）、庭火を勤めたという。「庭火」は「庭燎」で御神楽を勤め、人長の舞、神楽笛（宗方）、箏篳（末国）、和琴（有安）は、先の東遊と同じであると述べている。これらのことからこの時、神楽が奏されたことが明らかである。宮中の御神楽が恒例化した白河天皇の承保年間（1074-77）からおよそ百年が経っている。神楽を歌い舞う専門の神楽人もおり、神楽を奏する場（神前）は宮中だけに限らなかったと思われる。

鎌倉時代では将軍家祈禱のために寛喜四年（1232）から始まった「御戸開節会」で、神楽が奏されている。同年、注進された「伊都岐嶋社毎年三月十五日御戸開節会式目事」（新出巖島文書 111）に、試楽、前祓、御幣、御供の後、伝供次第の中に以下のような記述がある⁽⁸⁾。

韓

轉神御神楽 八本内侍八人勤之、神楽男一人

舞人十人 陪從十三人

東遊 同両社勤之 各着 小忌

権内侍勤之

里神楽 同両社勤之 於美装束

即ち、八人の本内侍と神楽男一人が御神楽の韓神を勤め、小忌^{おみ}衣^{ころも}を着た舞人十人と陪從^{へいじゆう}（楽人）十三人による東遊と、於美装束^{おみ}の権内侍たちによって里神楽が、毎年、客人社と本社で行われるよう定められた。ここで注目したいのは、この頃既に御神楽に専従する神楽男がいたこと、御神楽と異なる民俗的な里神楽が併存していることである。権内侍が勤める里神楽は、巫女神楽の系統を引くものと考えられるが、経緯、内容などを異にする御神楽と里神楽が一つの神事で行われているのは、希有の興味深い事例ではなかろうか。

この御戸開節会は式目どおり毎年行われたと思われ、開始五年後の嘉禎三年（1237）三月二十日には、舞楽装束・楽器類などとともに神楽の舞人・楽人の装束の注文が出されている。既述のとおり「伊都伎島社舞楽装束并楽器等注進状案」⁽⁹⁾に「小忌装束十具 袍 袴 紅衣 半臂 下襲、同陪從装束十三具、倭琴一張」とあり、神楽関係の小忌装束十具と陪從装束十三具、和琴一張の新調が図られている。またこれらの装束は形の如く皆有ると言っても、古くなって朽ち損じていると記し、相当長い間使用されて来たことを示している。装束に関しては、嘉元四年（1306）以降の成立と目される「一切経内焼残分目録」⁽¹⁰⁾にも小忌装束十具、人長装束一具、陪從装束三具が記され、装束の伝存によって鎌倉時代の御

ニ楽の伝承を窺うことができる。

室町時代の「厳島内宮外宮神事年中行事」（厳島野坂文書）には、度々神楽が在ったことが記されている。以下に抜き書きする。

（一月）三日烈に着

- 一 大本ニテ神楽哥うたひ物在之
- 一 同御供参 さくらおより調之但浮米
- 一 衆会ノ乱序
- 一 御神楽はしめ

五日集会乱序

- 一 神楽在之

七日御供参 但田五段地御前ニ在之

- 一 大本社ニテ七種ノ神楽在之

（二月）初申御祭御供参 但周防山代藤谷御社米ニテ調之

- 一 神楽 催馬楽在之 和琴内侍 調之
から神内侍
- 但笛ハふと笛 楽頭役也

九月十二日しうらいの御供参 但廣池名より調之

- 一 庭火在之
- 一 和琴在之 但笛 ふと笛 楽頭役

（十一月）初申御祭

即ち、この既述から一月三日を神楽始めとして大元神社で神楽歌が奏され、五日と七日の七種ななむねの日に神楽が奏されている。二月の初申御祭には、和琴内侍と韓神内侍が神楽と催馬楽を奏し、笛は太笛たふえを用い楽頭が勤めている。この時代、神楽の和琴と韓神を専門とする内侍、神楽笛を奏する楽頭がいたことが明らかである。太笛は神笛・和笛ともいわれた我が国固有の「神楽笛」⁽¹¹⁾（図97）で、古来、和琴とともに諸楽器のなかでも貴重なものとされ尊重されてきた。九月十二日にも神楽の「庭火」が奏され、和琴があり、神楽笛を楽頭が勤めている。十一月は初申御祭としか記されていないが、二月と同様の神楽と催馬楽があったものとする。

桃山時代の「厳島内外宮社役神事次第」（卷子本厳島文書）には、年中行事そのものの記

述が少なく、神楽についても以下のとおり僅かである。

(二月) 初申御供、政所役 此神事之刻カラ神在之、
國舞本内八人カラ神うつめ在之、本折足二正徳分、

(九月) 同十二日集(札)來御供、平良ヨリ参ル装束ヲミ衣、両社於神前
寄合、東遊庭火在之

即ち、二月の初申御祭の神事は寅の刻（午前四時）にあり、神楽「韓神」が奏された。国舞を本内侍八人^(札)が舞い、韓神・鈿女命の歌舞があったという。九月十二日の祭礼にも小忌衣（もと大嘗会や新嘗祭などの祭事に奉仕した官人の衣装に由来し、神事に際し厳重な齋戒のうえ、祭官が着用する狩衣の形状をした白絹や麻の装束）を着た神官が本社・客人社の神前に集まり、東遊が奏されたという。

江戸時代の『巖島道芝記』の「社家供僧内侍并諸役人神人之名」には、神楽男五人の名前、徳田善三郎、佐伯助三郎、松浦孫四郎、福田八郎兵衛、大島三良右衛門が記されている。他にも八人の本内侍（八藤内侍）の名と二十七名の内侍の名が記され、その中に和琴内侍、韓神内侍の名がある。社家三方といわれた社家・供僧・内侍に次いで神楽男の名が見え、当社の神事における役割の重要性を窺わせるものである。また『芸州巖島図会』（巻之一）の「社家供僧内侍社役人職名」にも神楽男六員とあり、江戸時代を通じ五、六名の神楽男が常時いたことがわかる。

次にア。「年中行事 臨時礼奠」『巖島道芝記』、イ。「祭祀祈祷法楽雜行事」『芸藩通志』、ウ。「祭礼并年中行事禱祠故事」『芸州巖島図会』に見える神楽の記述から、江戸時代の神楽が何時、年中行事として行われていたかを通覧する。（以下、傍線筆者）

(1) 正月元日は「同(午刻)大元太明神に上卿并五人の神楽男出仕、礼拝御供奏る。」(ア)、

「(元日) 同日大元御供 上卿并に神楽男、大元社にて行ふ。」(ウ)とあり、元日の正午に大元神社へ上卿と五人の神楽男が出仕し、祭礼を行っている。また『芸州巖島図会』には、内侍橋を渡って本社に向う内侍と白い袴に袍を着、冠を被る五人の神楽男(図 98)が描かれている。図中の説明に「内侍迎は、元日より三日ケ日迄の事にして、手長内侍・神楽男その家々に至迎へて、神殿にいたらしめ、供御の事を取行也。元日に出るを竹林内侍、二日に出るを徳寿内侍、三ケ日に出るを御子内侍。これを本内侍といふ。外に随従するものを手長内侍といふ。」⁽¹³⁾とある。神

楽男は元日から三日間、内侍迎のため出仕し、元日の正午に大元神社で祭礼を行っている。午

- (2) 正月三日は神楽始である。「三日神楽始 大元の神前にて、上卿・神楽男、神楽を奏す。其後両宮御前にても奏ず。」(ウ)⁽¹⁴⁾とあり、大元神社と本社・客神社で神楽が奏された。
- (3) 五日の禁裏御祈禱は、室町・桃山時代には天下御祈禱といわれている。「禁裏御祈禱 一に、天下御祈禱と称す。同五日寅刻、上卿以下、諸祠官、内侍等、両宮に於て、これを行ふ。内侍、神楽男、神楽を奏す。」(ウ)⁽¹⁵⁾とあり、早朝四時に本社・客神社で神楽が奏された。
- (4) 七日は「七日、七種神楽 大元におみて、社家役人神楽を奏す。」(ア)⁽¹⁶⁾とあり、七種神楽が大元神社で、社家役人によって奏されている。
- (5) 十五日は「また嘉例御禱とて、神楽・湯立等あり。」(ウ)⁽¹⁷⁾とある。
- (6) 二月の初申祭は、鎮座祭とも山口開祭とも呼ばれ、「二月初の未の夜半 両社御前御供奉る。韓神あり。和琴あり。太笛あり。」(ア)とある。また初申の日の夜半に至って「客人御前におみて、奉幣代・祝師、榊の舞を奏す、国府の社人、にんぢやうの舞を勤む。又榊葉を誦ふ。大宮御前におみて榊の舞、にんぢやう・榊葉、亦同し。」(ア)⁽¹⁸⁾とあり、初申の前日と当日、客神社・本社で神楽歌が奏され、榊の舞と人長の舞があった。
- (7) 五月三日の外宮御祭には「巖島社家不残渡海御供奉りて後、祝師・上卿、榊の舞を奏す。楽人、にんぢやうの舞あり。」(ア)⁽¹⁹⁾とあり、社家が全員海を渡って地御前神社へ行き、祭典後、榊の舞が奏され人長の舞が舞われた。
- (8) 九月十二日の秋来の御供ともいわれた新嘗祭には、新穀を本社・客神社に供え、神楽や東遊、舞楽があった。「新嘗供 両社御前に新嘗奉る。秋菜の御供とも云ふなり。大宮御前御簾かゝげ奉り、儀式嚴重なり。燎 和琴 太笛 東遊 乱声 振鉦 抜頭 還城楽」(ア)⁽²⁰⁾、「祠官、内侍、神楽男、仕人配膳、これを行ふ。燎を焼き、舞楽を奏す。和琴、太笛を用ひ、榊舞・東遊・求子を舞ふ。」(イ)⁽²¹⁾とあり、庭燎を焚き管絃を奏し、和琴・神楽笛を用いて神楽や東遊が舞われた。本社前で行われた嚴重な儀式であった。
- (9) 十一月の山口閉の祭ともいわれた初申祭は、二月初申祭と同様で、前日の初未の夜、「二月初の未の夜におなし。両社御前御供。韓神あり。和琴あり。太笛あり。」(ア)

とある。また初申日の夜は「同御燈消 御しめしと申ハ、此夜奉幣使代出仕、榊の舞等調りて後、大宮御殿、社中の街灯のこらずしめす。」(ア)⁽²²⁾とあり、神楽があった。

以上が江戸時代の年中行事の中にある神楽についての記述である。ことに二月と十一月の山口開と山口閉といわれた初申祭は、前日の夜半御神楽の韓神が奏され、国府の社人が人長の舞を勤めた重要な神事であったことがわかる。この初申祭の神事は夜半に行われており、庭火を焚き厳かな御神楽であったと思われる。

ところで神楽が奏されたのは、当社恒例の祭礼の時だけでなく、さまざまな祈願祈祷の時にも奏されている。早くは鎌倉中期、蒙古襲来(文永・弘安の役、1274・1281)の時、幕府は神楽の奉納のための費用として、当社へ十二貫文を送っている。以下に記す正応六年(1293)三月二十日の関東御教書案(御判物帖45)に従って、五月二日に神楽の奉納が執行された⁽²³⁾。

関東御教書案

異国降伏御祈内、安芸国厳嶋社大般若經転読并御神楽用途十二貫事、早速沙汰送社家、可令執進請取之状、依仰執達如件、

正応六年三月廿日 (北條實時) 陸奥守 (在御判)

(北條實時) 相模守 (在御判)

(名譽祭長) 備前々司殿

その後は天文九年(1540)十二月に、大内義隆が外宮遷宮に際し、外宮両社へ神楽を奉納⁽²⁴⁾したほか、元亀元年(1570)二月に毛利元就が雲州多久和城(出雲飯石郡)攻略に当り、戦勝祈願のため名代を社参させ、御神楽錢四貫八百文を進納している⁽²⁵⁾。毛利元就は正月の「天下御祈祷」「改年祈念」のためや「出陣祈念」などのために度々舞楽を奉納する一方、祭礼や法会に際して名代を遣わし、しばしば御神楽錢を寄進している⁽²⁶⁾。また元就に続く隆元・輝元の書状や毛利氏奉行人連署書状⁽²⁷⁾などにも神楽奉納が見える。戦国時代を生きる武将たちが祭礼に合わせ、特別な祈念を依頼したものと思われる。これに続いて興味深いのは、福島時代の慶長十八年五月六日の「厳島社五月分神楽錢請取状」(卷子本厳島文書51)であろう⁽²⁸⁾。

五月分御神楽錢請取申事

一公用拾貳貫文	秀頼様
一公用拾貳貫文	大御所様
一公用拾貳貫文	將軍様
一公用拾貳貫文	少將様
一公用六貫文	(御うへさま 御いぬさま)
一公用拾貳貫文	備後守様
一公用六貫文	市郎様

公用合七拾貳貫文也

此銀子壹貫四百四拾目

但壹貫文ニ付貳拾目ツ、

右、儘ニ請取申候所如件、

慶長拾八年

五月六日

即ち、豊臣秀頼、大御所（徳川家康）、將軍（秀忠）、少將（福島正則）、備後守（忠膳）、市郎（正治）が、五月分の神楽錢として一人十二貫文または六貫文ずつ合計七十二貫文を公用金で奉納している。慶長十九年（1614）十月の大坂冬の陣、元和元年（1615）四月の大坂夏の陣が起る一、二年前、秀頼・家康・秀忠・正則・忠膳が名を連ね、当社へ等分の神楽錢を奉納、一時的にしろ和合協調したことを物語り、祭礼芸能の果す役割が大きいことを示していると思われる。

ところで、御神楽の人長の舞を勤める舞人とその楽人である陪従については、鎌倉時代から継承が見られる。建治三年（1277）、楽人の統率者である陪従（のこづべ）・舞人の長である人長を、佐伯助広からその子助高へ相伝する譲状があり⁽²⁹⁾、以後数百年にわたって、神楽の人長役を継承する家系を辿ることができる。『安芸巖島社』⁽³⁰⁾によれば、佐伯助広・助高の子孫はその後苗字を所と改め、嘉元四年（1306）の頃には所弥三郎助信と称している。助信の後は兵衛尉助清（応安元・1368頃）と続き、応永九年（1402）に助清から三郎

が^(人長)杖免田島を譲り受けている。大内時代の天文十年（1541）以後の神主景教の頃、所左衛門少志雅祐の名があり、毛利時代の天正末年（1592）頃、所左衛門大夫が人長舞役の給田を加増されている。陪従兄部と人長を兼職した建治三年から天正末頃（1277－1592）までおよそ三百年、所家に神楽の人長役が継承されており、これは稀な事例といわれる⁽³¹⁾。しかし、佐伯助広・助高の祖先が「伊都岐嶋千僧供養日記」の行道会に見える佐伯助貞（左方引頭神官）か佐伯助包（右方引頭神官）、また舞人助宗か助成であれば、その家系は更に遡るであろう。また「祭礼神楽等覚」（厳島野坂文書 1874）に以下のような記述がある⁽³²⁾。

一神楽之事

是又往古より社傳御座候而、

太笛^{社家壹人相勤申候}、和琴^{和琴内侍相勤申候}、等二而相勤申候、

此儀茂別而秘藏仕、往古より家傳之外、社中逆茂傳受不仕格式ニ御座候、

右神楽之儀、格式之祭禮御座候而相勤申候、又人長と唱申候舞曲等も御座候、

即ち、神楽のことは往古から社伝が有って、太笛（神楽笛）は社家が一人勤め、和琴は和琴内侍が勤めるなど各々が相勤め楽曲を秘藏し、家伝の外は社中でも伝受することはない。神楽は格式ある祭礼で行われ、人長の舞や合唱の歌曲などもあるという。この一家一人一子相伝については、明治二十五年五月六日に書かれた「本社笏拍子旧役仮由書」⁽³³⁾（図99）にも記されている。これは大内・毛利氏時代から当社の神官と楽人を勤める飯田家の後裔、飯田篤之助が、当時の浅野哲吉厳島神社宮司に宛てたものである。

一笏拍子役ハ惣テノ楽ヲ勤ムルニ非ス、只一社限り伝来之人長東遊列道楽ノ三曲ノミ勤メ、此曲ノ拍子秘スル口伝トスル、打方ハ他人ノ知ヲ得スシテ、一家一人一子相伝仕来り候ニ付、旧楽頭家ノ神楽笛一子相伝ト御書記ニ相成候ハハ、笏拍子モ一子相伝ノ由、御書記被下度、此儀ハ私一人申立ルニ非ス、他家ノ古書記ニモ一家ノ伝タル事、相頭シタル古書有之候ニ付、相違無御座候（以下略）

^(明治)
二十五年五月六日

飯田篤之助

厳島神社宮司浅野哲吉殿

即ち、巖島神社の神楽の笏拍子の役は、当社伝来の人長、東遊、行道の三曲を口伝によって伝え、旧楽頭家の神楽笛と同じく、一家一人一子相伝されてきたというのである。これらによって、神楽笛（太笛）や笏拍子、和琴などの古楽器の演奏や、韓神の歌謡、人長の舞はいずれも長く家伝秘蔵され、往古より継承されてきたことがわかる。

廃絶する以前の巖島神社の御神楽がどのようなものであったのか、形として残るものは少ない。実際のところは推量するしかないが、神楽男や神楽の歌舞に従事する社人・内侍がおり、庭燎（火）、韓神、榊の舞、人長の舞などがあったことは確かである。また口伝による伝承であることなどから、平家の時代から明治初期まで長期にわたり同じ形式と内容を保持したがどうかも不明である。御神楽の次第の概要と神楽歌については注書に記す⁽³⁴⁾。

第二節 東遊

（一）東遊の歴史と内容

東遊は、はじめ東歌^{かづまうた}や東舞^{かづまい}と称され、都より東国の民間の歌舞であった。奈良朝の頃、宮廷社会に用いられ、さらに神社の祭礼で奏されるようになった。東遊は平安時代中・後期に盛になった祭祀のための楽舞である。笛・和琴・箏の伴奏で歌われる東国地方の風俗歌に合わせ、太刀を佩いた武人姿の舞人が四人または六人で舞う。早くは『続日本紀』に「東国の舞」と記され⁽³⁵⁾、「東舞」は平安時代の『日本三代実録』に初見される⁽³⁶⁾。貞観三年（861）三月十四日に東大寺の大仏供養が行われた時、唐楽・高麗楽などの外来楽舞とともに、東国の東遊が舞われたと記されている。西国の倭舞^{やまとまい}と組み合わせ、近衛府役人（舎人）二十人が舞ったとある。この時は東遊のうちの駿河舞が主として舞われたが、東舞から東遊へ次第に構成が整えられ、寛平元年（889）十一月の京都賀茂神社の臨時祭で、求子舞^{まごまじ}がつけ加えられて、東遊の形が完成されたといわれる⁽³⁷⁾。

また、延喜二十年（920）に勅命によって、一歌・二歌・駿河歌・求子歌・大比礼歌^{おほひれのうた}から成る東遊の楽譜が定められた。天慶五年（942）四月の石清水八幡宮の臨時祭に東遊が奉りされて以後、諸社の祭祀でも奏されるようになったといわれる。東遊は日本の風土に生まれた「国風歌舞^{くにふうかぶまい}」であり、その優雅な楽舞が宮廷社会の女性に好まれた。平安時代中期、言少納言は『枕草子』の中で「舞は駿河舞、求子、いとおかし」といい、『源氏物語』に「こ

とごとしき高麗唐土の楽よりも、東遊のみみなれたるは、なつかしく、おもしろく」とある。賀茂神社や石清水八幡宮など大社の臨時祭で盛大に奉納されたが、室町時代に一時中断し、元禄七年（1694）の賀茂祭再興や、文化十年（1813）の石清水臨時祭再興によって復活が図られたという⁽³⁸⁾。しかし、厳島神社の東遊は途絶えることなく、室町時代の祭礼行事の中で幾度も行われていたことが記されている。

現在、東遊は宮中といくつかの神社・神宮で伝承されている。宮中では春分の日と秋分の日に行われる春季・秋季皇霊祭、四月三日の神武天皇祭、一月七日の昭和天皇祭に皇霊殿前の庭で、宮内庁式部職楽部の楽人によって奏舞される。また賀茂神社・石清水八幡宮・春日大社・氷川神社（大宮）や明治神宮・日光東照宮などでは、各々神社の社人などが古例に従って東遊を行っている。中でも五月十五日に京都・下鴨神社と上賀茂神社の葵祭で平安雅楽会の楽人が行う東遊、八月一日の氷川神社例祭で宮内庁の楽人が勤める東遊びなどはよく知られている⁽³⁹⁾。

ところで平家の時代から厳島神社で奉奏された東遊とはどのようなものであったのか、失われてしまった現在、手懸りとなるのは宮中や賀茂神社などで現在行われている東遊である。次項で詳述するが、既に厳島神社では平安時代の「伊都岐嶋千僧供養日記」の中に、臨時祭で客人宮と大宮において東遊があったことが記されている。また、室町時代後期および桃山・江戸時代の年中行事を見れば、度々東遊のあったことが知られる。それでは東遊とはどのようなものか、現在も奏され、一般に目にすることができる東遊から、失われた厳島神社の東遊が多少とも推測できると考える。そこで以下にその次第と内容などを記しておきたい。

東遊は舞殿または神前の庭で舞われる⁽⁴⁰⁾。厳島神社では本社・客人社の舞殿、地御前神社の舞殿（いずれも現・祓殿）で舞われたものと思われる。一般的に六人または四人の舞人は白地に桐・竹・雉子の文様を青摺（藍などの植物染料による木版刷）で表わした小忌衣・表袴を着用、細巻纒の冠に春は桜（秋は黄菊・赤菊）の挿頭花を差し老懸を付け、毛鞘の太刀を佩いて舞う。これは古代の近衛武官の正装姿である。楽は笏拍子を持った音頭（主唱者・独唱者）一人と付歌（伴唱者）数人が歌い、高麗笛⁽⁴¹⁾一人、和琴一人（琴持二人）、箏一人が伴奏する。いずれも白地に竹・雉子・蕨の文様を青摺した袍と白の表袴を着、垂纒の冠に春は山吹（秋は白菊）の挿頭花を付け、浅沓をはいて立って歌い奏楽する。現在、厳島神社宝物館には小忌衣を着た舞人の人形（図 100）が展示されている。この小忌衣は麻地に桐と鳳凰を青摺した衣装で、舞人は巻纒の冠に老懸を付け太刀を佩いている。

また『巖島名所志る遍』（所信文著・明治三十年発行）には「大和舞の装束と神楽笛の図」（図 101）を載せる。

東遊の構成は前述のとおり、「一歌」「二歌」「駿河歌」「求子歌」「大比礼歌」の五曲に、前奏・間奏の短い歌や合奏曲が入る組曲となっている。駿河歌と求子歌に舞があり、各々「駿河舞」「求子舞」という。また駿河舞と求子舞の間で間奏曲「加太於呂志」が奏されるが、その演奏中、舞人は舞殿を下りひざまずいて袍の右肩をめぐ。東遊は加太於呂志をはさみ前半と後半に分かれ、「求子歌」は各々の神社独特の歌詞が用いられるという。その次第と歌詞は注書に記す⁽⁴²⁾。

巖島神社の祭礼行事の中には「東遊舞」や「求子の舞」とあるほか、「乙女子舞」とか「母止女子の舞」と記されている。しかし、これは求子舞のことと考えられ、舞楽や榊の舞などとともに舞われることもある。次に巖島神社の年中行事について記された文献の中に東遊の記述を探ってみる。

（二）巖島神社の東遊

巖島神社における東遊の初見は、神楽と同じ安元三年（1177）の「伊都岐嶋千僧供養日記」（以下日記という）である。この日記は誤写誤字、異体字が入り混り難解きわまると言われる⁽⁴³⁾。原本はなく鎌倉時代と思われる写しが伝わり⁽⁴⁴⁾、明治五年から二代にわたり当主が巖島神社宮司⁽⁴⁵⁾を勤めた旧三原浅野家の文書図書にあった。昭和十三年に、日記は他の三十四通の巖島神社に関する古文書とともに発見された⁽⁴⁶⁾。しかし、それは広島にあって罹災し失われたという。広島市吉島町にあった三原浅野家の本邸に在り、昭和二十年の原爆により焼失したものであろうか。幸い戦前に『三原浅野家文書』の出版が図られ、日記もその中に含まれていた。しかし、組版一切が東京で被災し、写真原版とグラ刷の一部が残った。そこで、それらを手懸りに解説が進められ、同三十三年三月刊行の『巖島神社国宝並びに重要文化財建造物昭和修理総合報告書』の巻末に、全文が掲載された⁽⁴⁷⁾。以後、『広島県史』など公刊書に紹介されている。

この日記は、平家の巖島信仰を物語る史料として、また当時の建築群の名称を知る建築史料として価値があるといわれるが、そればかりではない。平家時代の巖島神社の祭礼における芸能を知るうえで、またそれ以後の明治初年まで、あるいは今日まで伝襲されてきた芸能を考えるうえで極めて重要な資料である。しかし、写し間違いや誤字が少なくないといわれる鎌倉時代の写しさえ失われ、年記や参詣者にも異説がある。既に舞楽の章で触

から錫杖十名まで舞人・楽人・僧侶などを行列の順番に図示している。宇治の平等院は、
白河頼通が父道長から伝領した別業（下屋敷）に本堂を建て寺に改めたもので、定朝作の
阿彌陀如来像を安置する池に面した阿彌陀堂（鳳凰堂）は極楽浄土を思わせ、その盛大な
法会とともに人びとの称賛の的であったという⁽⁴⁹⁾。その平等院の一切経会の行道は、この
図の示すとおりに総勢百数十名もの大行道であった⁽⁵⁰⁾。延久元年に始まった平等院の一切
経会と行道は、承安の頃には百年の伝統を持ち、他の範となるものであった。

次に当の厳島の一切経会は承安四年（1174）十月に始まったという。清盛はこの年の三
月に一度、後白河院と建春門院（清盛の室・時子の妹）に随行して参詣し、十月に再度社
参している。この十月の清盛社参の時、厳島においても京や南都の寺院で盛行していた一
切経会が初めて執行されたと思われる。次いで「伊岐島千僧供養日記」とあった後、一行
の厳島到着の日から順次、毎日の行事が記述されている。文字どおり読めば、まぎれもな
く安元二年（1176）丙申十月十一日亥時とある。しかし、この年記は日記の発見当時から
問題にされていたという。即ちこの日記の年記を、安元二年とそのまま取る説と、安元三
年の写し間違いで、安元三年は八月に治承と改元されているので、暦の干支の上から治承
元年（1177）十月とする説である。日記の千僧供養の年記・干支と行事日程を改めて記す
と、次のとおりである。

1. 安元二年丙申十月十一日、亥時（午後十時） 清盛一行参着
2. 同十二日戊寅、天晴 習礼（予行演習）
3. 同十三日己卯、天晴 臨時祭 夜、万灯会
4. 同十四日庚辰、天晴 千僧供養
5. 同十五日辛巳、天晴 一切経会
6. 同十六日壬午、天晴 引声会
7. 同二十九日乙未、娘御前舞御覧

先述の三原浅野家の文書図書の中に、軸木も表紙もない無装の卷子であったこの日記を
発見した当時の広島文理科大学教授栗田元次は、十月十一日と十二日以後の干支が合わな
いので安元三年の間違いかと言っている⁽⁵¹⁾。しかし、丙申は安元二年の干支で間違いな
く、また同十二日戊寅以下は日にちの干支で繋がっている。

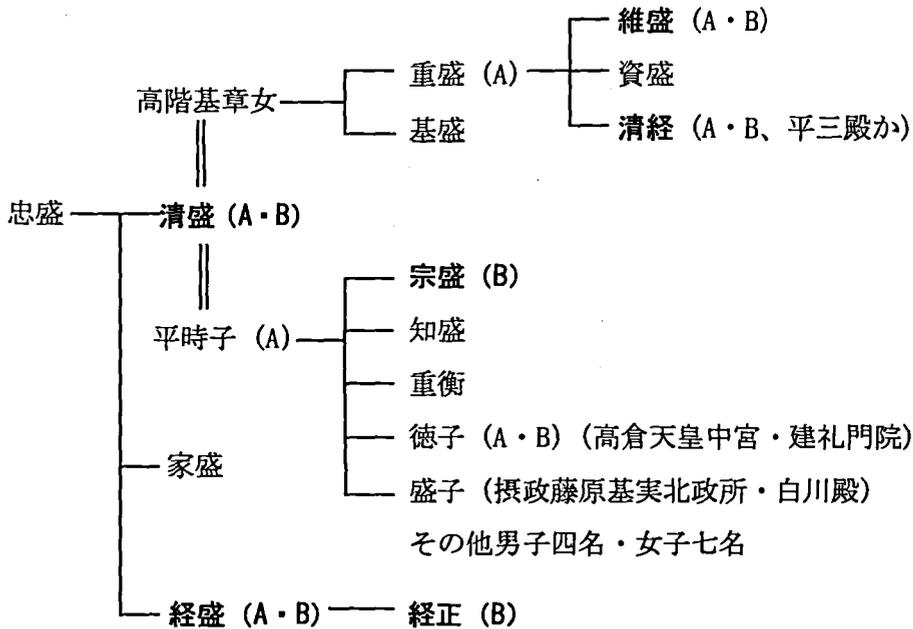
次いで十月十一日亥時（午後十時）に参着した人物の名が連記されるが、「中宮御参着」
に二通りの解釈がある。一つは中宮徳子とする説、一つは中宮と読み建物が祭神を代表す
るものとし、中宮御参着は即ち厳島御参着とする説である。後者は承安四年（1174）に後

白河院と建春門院の参詣があった時、大宮・中御前（別称中宮）・客人宮に各々奉納があったという記録があること⁽⁵²⁾、中御前が祭神のうち上位にあることを論拠としている。これには多少無理があるように思われ、「中宮御参着」はやはり中宮徳子御参着と考えたい。しかし、『玉葉』によれば、治承元年十月九日に中宮徳子は、頬腫のため京で医師の治療を受けており（史料綜覧巻三）⁽⁵³⁾、十一日の厳島参着は無理であろう。また、安元二年としてもその十月十三日に、中宮は母二位尼所勞のため八条亭へ見舞に行っており⁽⁵⁴⁾、十一日の厳島参詣はあり得ない。この矛盾については夙に栗田が指摘し、何かの誤写ではないかと言っている。確かに安元二年には、中宮も平時子も在京であったので、明らかに誤写であろう。

また日記の年が一年違うことによって、この時参着した清盛以外の人が変わってくる。『広島県史』がとるように、紙面どおり安元二年（1176）とすれば、入道殿（清盛）のほか、参詣者（A説）は右大将殿（重盛・清盛長男）、三位殿（平時子）、小松小将殿（平維盛・重盛の子）、皇太后宮亮殿（平経盛・清盛の弟）となる。しかし、治承元年（1177）十月であれば、入道殿（清盛）は変わらないが、参詣者（B説）は右大将殿（宗盛・清盛三男）、三位殿（経盛）、小松小将殿（維盛）、皇太后宮亮殿（経正・経盛の子）になる。日記の原本も写しも失われ、年記などに誤写が考えられる現在、問題は残るが、ここでは年記、参詣者、中宮の解釈について諸説を挙げるに止める。以下に清盛の子弟などの系図を挙げ、この時に社参したと思われる者を示す⁽⁵⁵⁾。

清盛子弟系図

(A説) 安元二年の参詣者
(B説) 治承元年の参詣者



なお、治承元年（1177）とするならば、当時の年齢は入道殿（平清盛・六十歳）、右大将殿（平宗盛・三十一歳）、三位殿（平経盛・五十四歳）、小松少将殿（平維盛・二十一歳）になる。

さて、日記は十月十三日の臨時祭において東遊があったことを次のように記している。先に巖島舞楽で大要を記したが、ここでは十三日の部分の全文を挙げる⁽⁵⁶⁾。

同十三日己卯、天晴る。先ず本内侍・権内侍に装束を賜う。次に右大将殿、臨時の祭りを勤仕せしむ。松木御所より出さしめたまいて、大宮に御参詣あり。先ず舞人十人、次に大将殿、御共・御隨身、次に陪従十人、大宮の御祓殿に於いて御祓有り。次に先の如く客人宮に参らしめたまう。御供を供え奉らしむるに至り、即ち大将殿拝膳に参らしむ。次に内侍并に舞人、並び立ちて伝供す。此の間、楽人等衣冠を着し楽を奏す。次に御奉幣。次に東遊。付歌近久、笛、宗方、箏、末国、和琴、有安、自余の六人は、只群れ立ちて舞い終わる。次に大宮に参らしめたまう。其の作法は先の御供・奉幣の如し。東遊の舞終わり、御退出。又、夜に入りて大宮の舞殿に於いて御神楽有り。作

り合わせの下板敷の際に灰櫃を居えて灯し、庭火を勤む。人長、笛、箏、和琴、先の東遊の如し。(以下略)

概括すれば十月十三日に、まず内侍たちに装束が贈られ、右大将殿（宗盛）が主催する臨時祭があった。右大将は宿所の松木御所から出て大宮へ参詣、行列は舞人十人、大将殿、隨身、陪従（楽人）十人の順で、大宮祓殿でお祓があり、次に客人宮へ参拝した。まず右大将殿が拝膳一式を供え、次に内侍や舞人たちが並び立ち、次々供物を受け渡したが、この間、衣冠に身を正した楽人たちが楽を奏した。次に奉幣があり、東遊の楽舞があった。東遊の楽人は次のとおりである。

付歌	右近衛将曹・多近久	笛	右近衛将曹・大神宗方
箏	左近衛将曹・安部末国	和琴	前飛驒守・中原有安

ここに列挙された楽人は、いずれも由緒ある楽家の伝統を継ぐ楽人たちであった。「付歌」の多近久は、平安時代初期に長く朝廷に仕えた雅楽の歌舞の名手・多自然曆（～天慶四・880）を楽祖とする京都方楽人の子孫である。左舞の宗家猪氏に対し、右舞の宗家多氏の家系を継ぎ、歴代のなかでも近方（～仁平二・1152）・近久（～建暦元・1211）父子は、ことに舞の上手で聞えた。近久は当時五十四歳、右近衛将曹（正七位下）に在って、内侍所御神楽や石清水八幡宮臨時祭の御神楽などの神楽の名人としても知られている。日記によれば、この時近久は舞楽「延喜楽」「貴徳」「納曾利」を舞い、十四日の千僧供養の当日、行道で一鼓を奏している。「笛」の大神宗方（久安二ー建保三・1146-1215）は宗賢とも記し、代々大神神社に仕え、笛を専門とする家に生まれた。初祖は大神為遠の時、長男・是遠が右舞の座に付いて相伝、宗方はその三男・是季の家系を継ぐ「楽工笛師」で、当時二十三歳であった。

「箏」の安部末国（～文暦元・1234）⁽⁵⁷⁾は季国とも記し、神楽・箏・右舞を家業とする京都方楽人・安部氏の一族で、当時二十歳であった。「和琴」の中原有安は晩年、楽所預（宮廷音楽教習所の長官）になった京都方楽人で、音楽全般に幅広い才能を持ち、ことに琵琶の名手として知られた。この時、有安は東遊の和琴だけでなく、十五日の一切経会の後であった舞楽「蘇合」で太鼓を勤めている。

東遊の舞人については、「自余の六人は、只群れ立ちて舞い終る」と記すのみである。誰

が駿河舞と求子舞を舞ったかわからないが、日記にはまず客人宮で祭祀と東遊があった後、大宮で同じように祭祀と東遊の舞があった、と記している。また夜、大宮舞殿で御神楽があったが、御神楽の庭燎、人長の舞、笛・箏・和琴の舞人と楽人は、「先の東遊の如し」とあり、東遊の楽舞を奉奏した者が勤めたのであろう。

以上、東遊の楽人と舞人について述べたが、日記に記された楽人・舞人のなかに、京から法会に参加した者が多数見受けられる。先に挙げた右近衛将曹多近久・大神宗方や、左近衛将曹安部末国・前飛騨守中原有安のほかにも、左衛門府生^{たづかい}田使貞景・^{ががくのすけ}雅楽允栗田能成・右近衛府生^{あきの}綾行久などは、近衛府などの官人で楽人である。当時、宮廷の祭礼行事などで楽舞を勤める者は、近衛府に属するのが慣例であった⁽⁵⁸⁾。彼らは正統な楽舞の伝習を受け中央官庁に勤める専門の舞人や楽人であった。

既に舞楽の章で名前を挙げたが、十四日の千僧供養および十五日の一切経会に記された舞人・楽人は、「鳥（迦陵頻）」（左方）、「胡蝶」（右方）の童舞を舞った当社の神官・僧の子息たち十二名、「五常楽」「拍鉢」を舞った当社の内侍十二名、「安摩」ほか二十二曲を舞った舞人十四名、神楽・東遊・舞楽・行道などの楽人二十一名（うち二名は舞人を兼ねる）の五十九名である。そのなかには「万歳楽」「陵王」「振鉢」「春鶯囀」「抜頭」の五曲を舞い、清盛の長子・重盛の第三子清経に比定される平三殿、前述の「万歳楽」「春鶯囀」を舞った右近衛府生の一人綾行久、東遊の付歌と行道会の一鼓・舞楽三曲を勤めた右近衛将曹の多近久、笛の大神宗方・紀元房⁽⁵⁹⁾、箏の安部末国・栗田能成、和琴の中原有安、笙の田使貞景など、京から来島したその道の専門家や堪能な舞人・楽人がいた。清盛の千僧供養は、そうした人たちと当社の内侍や在島神官の楽人・舞人、関係子息たちの共演によるものであった。神官のなかにはこの時、管絃や舞楽において既に堪能な者がいたことも考えられるが、十三日の臨時祭であった東遊と御神楽は、京の伝統ある家系の舞人・楽人が勤めたと思われる。御神楽の人長の舞は、当時神楽の名人として知られた多近久が勤めたものであろう。多氏は神楽を家伝とし、現在も宮内庁式部職楽部にあつて人長の舞や東遊の舞を専門とする多忠輝氏へ引き継がれている。東遊の歌と駿河舞・求子舞、御神楽の歌と人長の舞は、近衛府官人の楽人・舞人によって初めて巖島へ伝えられたと考えて良いであろう。

鎌倉時代にも先の神楽の項で触れたとおり、東遊が奏された。寛喜四年（1232）から始まった將軍家祈祷のための御戸開節会で、本内侍八人・神楽男一人が勤める韓神御神楽とともに、東遊が毎年行われるようになった。「東遊 舞人十人、陪従十三人、同両社勤之、

各着小忌」⁽⁶⁰⁾とあり、三月十五日の御戸開節会で小忌衣を着た舞人十人と楽人十三人によって東遊が奏された。東遊は通常四人または六人の舞人と五、六人の楽人によって舞い奏される。この人数は倍近く、祭祀芸能に従事する当社の舞人楽人の陣容の厚さを窺うことができる。

さて、次に室町時代後期には、何時、何処で東遊が奏されていたか、年中行事の記述のなかに探ってみる。「厳島内宮外宮神事年中行事」には、次のようにある。当日の行事も併せて記しておく⁽⁶¹⁾。

- (1) 正月一日 (外宮) 「御供参 但田三殿横竹=在之、一東遊舞在之 装束 小忌衣」
- (2) 同六日 (神明寺) 「神明寺御祭 社家十五人、供僧六人修正^(勤)行 在之、執行・奉行・学頭・諸司・権座主・東坊 以上六人、一乙女子舞在之 但雑掌有 右免田宮 内=在之」
- (3) 二月酉日 (今社) 「今社御祭 乙女子舞在之、社家各本内侍勤之」
- (4) 五月三日 (外宮) 「御供参 桜尾ヨリ調也、但浮米也、一東遊ノ舞在之、一陵王、一納曾利、一鞆鞆役 棚守、一太鞆役 熊野民部、一楽頭 田木工允、一笛役 田嶋松、(以下略)」
- (5) 七月一日 (内宮) 「大御前仁王経誦之、一御供但友田御社米ニテ調之、一東遊舞、乙女子舞在之」
- (6) 同七日 (内宮) 「御供参、但田五段 平原=在之、一乙女子舞在之、装束・浄衣冠石帯 一御宝蔵御物虫さかし在之」
- (7) 九月三日 (外宮) 「御供参 但田五段、河井=在之、一東遊舞在之 一陵王 一納曾利、(以下略)」
- (8) 九月七日 (外宮) 「御供参 但田五段横竹=在之、(乙女子舞在之、脱カ) 一装束・浄衣冠石帯 一御供かき三人、とし松より出る也」
- (9) 同十二日 (内宮) 「しうらいの御供参、但廣池名より調之、一庭火在之、一和琴在之但ふと笛 楽頭役、一東遊舞在之、一集会乱序 一振鉦在之 一抜頭 一納曾利」
- (10) 十一月酉日 (今社) 「今社御祭 乙女子舞在之雑掌アリ 右田五段^(佐西郡)川井=在之」

即ち、外宮では正月一日、五月三日、九月三日の三回、内宮では七月一日と九月十二日

の二回の、計五回東遊があった。また、外宮で九月三日、内宮で七月七日のほか神明寺一回、今社（現・山王社）二回の年五回、乙女子舞が奏されている。東遊舞と乙女子舞の違いは判然としない。乙女子舞は内侍（巫女）による舞で、東遊舞は神楽男による舞であったのであろうか。あるいは東遊舞とあるのは駿河舞と求子舞を含めた東遊の全曲をいい、乙女子舞とあるのは、各神社によって歌詞が異なるという求子舞だけを舞ったものであろうか。あるいは東遊の求子舞と当社の乙女子舞は別の舞であったのかもしれない。しかし、少なくとも当社において、室町時代には年に外宮御祭で三回、本社の祭祀で二回、東遊舞が恒例として奏されていたことは確かであろう。

次に桃山時代の「巖島内外宮社役神事次第」には、正月一日、五月三日と九月三日・七日の外宮御祭のほか、十月一日、十二月一日の都合六回外宮で東遊があったことが見える。内宮では九月十二日の集（禮）来御供の時、東遊と御神楽があった。九月三日の外宮御祭と九月十二日の集禮御供の東遊の記述を挙げる⁽⁶²⁾。

外宮御祭（九月三日）

一同日落付御供田五段、河井大木在之、雑掌在、
於本宮寄合、舞御旅所にて、東遊 龍王 納曾利

集禮御供（九月十二日・内宮）

一同日集（禮）来御供、平良ヨリ参ル、装束ヲミ衣、兩社於神前
寄合、東遊庭火在之、（以下略）

外宮御祭では御旅所で東遊と舞楽二曲が奏され、内宮では小忌衣を着た神官によって本社・客人社の両社で、東遊と御神楽（庭燎）が奏されている。また室町時代の年中行事にあった神明寺御祭の乙女子舞は、「（一月）六日神明寺 供僧六人・上卿・祝師・舞方八人・奏人五人出仕ス」とあり、また今社御祭の乙女子舞も「（二月）同酉日今社五段河井村在之、六ヶ衆各内侍十人、舞楽人十八人出仕ス」とあるところから、引き続き内侍による乙女子舞があったものと思われる。

江戸時代になると祭礼の名称、回数や日取りなど整理されてゆく傾向が見られる。桃山時代まで年中行事に記された外宮御祭の回数も減ったのか記載されなかったのか不明である。神明寺の記述はなく、今社御祭は山王社酉日御祭と称される。神楽の時と同様、ア。「年中行事 臨時礼奠」『巖島道芝記』、イ。「祭祀祈祷法楽雑行事」『芸藩通志』、ウ。「祭

礼井年中行事榊祠故事』『芸州巖島図会』に見える東遊の記述を拾ってみる。

- (1) 正月元旦「外宮地御前大明神へ社家中渡海して礼拝あり。外宮の棚守御供奉る。
東遊を奏す。」(ア)⁽⁶³⁾とあるほか、『芸州巖島図会』にも巖島から諸祠官が渡海して外宮で祭事をつとめ、「榊舞・東遊・求子の曲を奏す。」とある⁽⁶⁴⁾。この日寅の上刻(午前三時)に大宮で御衣献上式があり、卯の刻(午前六時)御供があった後、社家はことごとく海を渡り、外宮で新年の祭典を行い、東遊を奏する慣わしであった。
- (2) 五月三日から三日間にわたって地御前神社の祭礼があった。「巖島の祠官渡海して御供を奉り、祝師・上卿榊舞を奏す。又人長の舞・東遊等あり。」(ウ)⁽⁶⁵⁾とある。また引き続き、神輿が御旅所へ出御し、行列は警蹕(先払い)・仕人・三種神器・獅子・神馬・楽人・社司・諸職司・権座主・内侍・神輿三座であった。着座の後御供を奉り、舞楽「陵王」「納曾利」が奏されている。これと同様の記述が『巖島道芝記』にもあり、この年間最大の外宮御祭は江戸時代を通じて継承されたものと思われる。
- (3) 七月一日「月次御供 毎月朔日・十六日の朝献供す。(中略)但七月朔日にハ、東遊の舞曲あり。その供する膳、凡百餘あり。」(イ)⁽⁶⁶⁾とある。また「七月一日外宮御供 両社御前御供 仁王経、右おなし。其後、東遊・乙女子を奏す。」(ア)⁽⁶⁷⁾とあるところから、七月一日の月次御供は、大宮・客人宮と外宮で格別の御供があり、その後東遊が奏されていたことがわかる。
- (4) 七月七日「佳節御供 上巳、端午、七夕、重陽、神供を献す。その式並に同じ。但五月八四日に菖蒲を献す。七夕にハ榊葉、求子の舞あり。」(イ)⁽⁶⁸⁾とある。『巖島道芝記』にも「七日 両社御前御供 七夕の供奉る也。母止女子を奏す。」⁽⁶⁹⁾とあり、佳節御供のうちでも七月七日には、両社へ求子の楽舞を奏する行事が近代まで継承されていたようである。
- (5) 九月三日「外宮御祭 御供奉る。巖嶋社家中渡海、儀式五月に同じ。」「外宮還幸儀式、端午・重陽おなじ。玉殿迂座の後、舞楽あり。東遊 陵王 納蘇利 長慶子」(ア)⁽⁷⁰⁾とあり、五月三日と同様の祭典後、榊舞・人長の舞・東遊・舞楽があった。
- (6) 九月十二日、「新嘗御供 この日両宮に新穀を奉る。是を秋来の御供といふ。諸

祠官・内侍これを行ふ。燎をたき舞楽あり。和琴・太笛を用ひ、榊葉・東遊・求子を舞ふ。また抜頭・還城楽あり。」(ウ)⁽⁷¹⁾とあり、江戸初期に集禮御供から新嘗御供へ名称が変わったが、『巖島道芝記』『芸藩通志』にも同様の記述があり、東遊・求子舞が伝承されている。

以上、江戸時代の年中行事のなかに東遊の記述を拾ったが、その他にも二月と十一月に山王社であった酉日御祭に榊舞や母止女子の舞があった。また同じく二月と十一月の初申御祭にも榊葉や明子などの歌曲がうたわれ、当社の祭礼には東遊をはじめ国風歌舞が外来の舞楽とともに、しばしば奏されていたことがわかる。なかでも東遊は、ほぼ室町時代から江戸時代まで同じ祭礼のなかで途絶えることなく伝承されている。桃山時代の十一月と十二月の一日にあった外宮御供など江戸時代には見られなくなったものもある。しかし、少なくとも正月一日・五月三日・七月一日の外宮御供・御祭の時、九月十二日の両宮における新嘗御供や年四回の佳節御供の時などには、東遊の楽舞が奏されている。以下の「祭禮神楽等覚」(巖島野坂文書 1874)⁽⁷²⁾にあるように、それは当社において大切に守られて来たものと思われる。

一 東遊列立之事

別番ニ繪圖仕候、此儀往古ヨリ社傳御座候而、高麗笛尺拍子三鼓ニ而相勤申候、尤唱歌等之儀茂、其家筋ニ傳來仕居申候而、社中迎茂不存儀ニ御座候、

即ち、東遊の楽人舞人の位置を示した絵図があり、これは往古より当社に伝えるもので、高麗笛・尺(笏)拍子・三鼓のほか唱歌も、代々家筋(家ごと)に伝えて来たもので、社中には到底知られていないものである。これには年記がないが、少なくとも幕末まで神楽とともに東遊が伝承されていたことは、これまで挙げたさまざまな史料からみて明らかである。

第三節 延年

(一) 延年の歴史と内容

延年は平安時代末期から鎌倉・室町時代に、寺院や山岳信仰に基づく社寺において、法会や貴賓の接待などの余興として盛に行われた芸能大会である⁽⁷³⁾。「延年」の語は、人びとの長寿を願い、長生きを祝う「遐齡延年」から来る。法会の一貫として諸芸に堪能な「遊僧」と呼ばれる僧や稚児、後には職業芸能者・猿楽衆なども交えて催された遊宴歌舞である。

鎌倉時代初期の史料としても知られる藤原定家（応保二～仁治二・1162—1241）の『明月記』に、「山門衆徒遊宴称_延年_」（寛喜元・1229）⁽⁷⁴⁾とある。「延年」は、山門衆徒の遊宴歌舞によって一山を称え、天長地久を祈り、参集者の千秋万歳を祝うもので、主として鎌倉時代から室町時代初期に盛に催された。奈良・京都では当時最も盛大に行われた興福寺をはじめ、東大寺・法隆寺・薬師寺・醍醐寺・平等院・多武峰妙楽寺（現・談山神社）などの諸大寺、地方では筑前の宗像神社・周防の仁平寺・安芸の厳島神社・美濃の長瀧寺・甲斐の久遠寺・下野の日光輪王寺（日光東照宮の別当寺）・陸中の毛越寺と中尊寺など、諸社寺多数が知られている。厳島神社の延年も全国に知られたものであったが、神社における延年は明治維新の神仏分離によって廃止されたと思われる。また最も盛大であったという興福寺の延年（図 102）は、元文四年（1739）を最後に絶えたほか、廃れた寺は多い。現在、延年の名と舞・謡や行事を伝えているのは、毛越寺・中尊寺・輪王寺など些か数事に過ぎない。そのうち最も古式を伝えるのは、正月二十日に岩手県平泉の毛越寺常行堂で行われる延年である。その他、五月十七日に栃木県日光の輪王寺で行われる僧徒による大衆舞が残っているほか、正月六日に行われる岐阜県白山神社の六日祭、山形県の黒川能、宮城県小迫の山宮祭などの芸能も延年の名残といわれる。

延年の内容は、当時流行の芸能を適宜取り入れて演じられ、時により寺により異なるので一概に言えない。そこで代表的な例として、先述の元文四年にあった興福寺の「興福寺延年舞式」に記された項目を挙げると次のようになる⁽⁷⁵⁾。

壽楽（喜春楽）・振鉦・東先・西先・東弁大衆・西弁大衆・東舞催・西舞催・仮屋楽
（海青楽）・僉儀・披露詞・開口・射払・間駟者・掛駟者・連事・付物（越天楽）・糸綸・
遊僧・仮屋楽（千秋楽）・風流（鶴亀）・相乱拍子・遊僧・火掛・白拍子・当弁・答弁・
走・散楽（長慶子）

ここに揚げたのは史上最も盛大な延年の項目といえよう。興福寺の延年の大筋を言えば、

はじめ「^{まじがく}舞楽」といって舞楽の喜春楽が奏され、舞台を浄める露払いの「振鉾」があって、最後に「^{まじがく}散楽」の長慶子を奏す間に、所々折々の多様な芸能が組み合わされている。「舞催」「糸綸」「相乱拍子」「白拍子」などは稚児舞、専門芸能僧による遊僧の舞、当意即妙に秀句や言葉を雄弁に掛け合う「僉議」「開口」「当弁」「答弁」などや、劇的形態を持ちセリフのやりとりがある「連事」「風流」などである。地方の寺院で行われた延年の最も古い記録は、観応三年（1352）の周防仁平寺のものといわれる⁽⁷⁶⁾。独特の内容をもつ巖島神社の延年については次項で述べるが、江戸時代の延年の仕組は『芸州巖島図会』に「先駆・開口・左右行者の祈・延年坊主・六人猿楽・管絃（青海波）・木偶争奪・延年舞（小法師の舞・笏拍子・朗詠）」などとなっている⁽⁷⁷⁾。

法会の芸能大会としての延年は、当世人気の芸能である猿楽・白拍子・田楽^{おどり}・朗詠・今様・舞楽や小歌などあらゆる芸能を取り入れる一方、独自の開口や答弁、大風流・小風流・連事などの芸能から成り立っていた。それらはその構成や題材などが能・狂言の曲と共通するものがあり、延年は能が大成する室町時代初期以前の猿楽と多様な関わりを持っていたといわれる。延年の風流は能の「西王母」や「石橋」に影響し、開口や答弁は狂言の掛け合問答の母体であると指摘する説がある⁽⁷⁸⁾。

先述のとおり現在、延年を伝承する寺は毛越寺など数寺あるのみである。どちらかといえば多分に即興的な、にわか仕込みの歌が当意即妙に演じられる延年の芸能が伝承されることは難しい。そうした中で岩手県平泉の毛越寺常行堂で行われる修正会の延年は、中世前期の内容をよく伝えているといわれる。現在は正月二十日の一日だけの行事であるが、江戸時代の次第書立によれば、修正会は十一日に始まり、その日と十四日から十九日までの七日間、「勤行・田楽・唐拍子・仏前仏後役」などの行事があった。また最終日二十日の結願の日には、さらに「祝詞、老女、若女、禰宜、児舞、京殿・有吉、延年」が加わっていた。この延年は延年能のことで、近年まで「卒都婆小町」など四曲が残されていたという。現在、勤行は江戸時代と同様に行われるが、芸能は「祝詞・呼立・田楽・唐拍子・若女禰宜・老女・児舞・勅使舞」の曲を残すのみである。芸能の内容については注に記す⁽⁷⁹⁾。ここでも継承者がいなくなれば、途絶える心配は常にあるといえよう。

（二）巖島神社の延年

かつて全国的にも知られた巖島の延年は、今はない。また何時からあったのか、発祥や契機などもはっきりしたことはわからない。しかし、『芸藩通志』巻十四には「昔

仁和寺、御門主僧家の綱務にてましましけるが、南都北領の大衆、年頭の御祝儀申上るに、御門主より御杯を賜ふ、其時、此延年の舞をまひけるなり。夫より諸国にても大寺にハ大会執行の時は、必この舞をまふこと、式例となれり。」⁽⁸⁰⁾と延年の由緒を述べている。また、巖島の延年の由来については、「巖島にハ、いつの比よりか、この事始りけん、しらず。恐くハ仁和寺御門主、仁助法親王、大聖院に往セ給ひしより、始れるなるべし。」⁽⁸¹⁾と記し、京都御室の仁和寺御門主・仁助法親王が大聖院に住していた頃、即ち天正年間（1573-1592）に始まったであろうという。しかし、大永四年（1524）以前の「巖嶋年中御神事御祭次第」には、下記のとおり延年祭についての記述がある⁽⁸²⁾。

（七月）二日延年頭役 但供僧入句=勤之 社家三人

（七月）十四日夜延年御祭礼於大御前在之、付造花人形地盤松 供僧寺家役=調之

扇一本座主奉行役=調之、扇一本頭人役張之、

一盤^{はら}涉調子 青海波

一牛王役者 祈物代三百文 布壹端 政所役=調之、

ここには既に、江戸時代の文献に詳しく記述された延年祭の核心的部分が示されている。まず七月二日に供僧と社家三人が集まって、延年祭の打ち合わせをしたものであろう。十四日の夜、延年祭は本社前で執り行われた。地盤の上に置く造花・人形・松は、供僧・寺家で調べられ、座主が祭礼の進行役を勤め、社家が管絃「青海波」を奏するなど、現在の玉取祭にも通じる基本的なものを窺うことができる。したがって巖島の延年は、『芸藩通志』などという天正年間より半世紀以上前に遡るのではなかろうか。

巖島信仰は山岳信仰に由来し島全体が齋き祀る神の島であった。しかし平家の時代には、「平家納経願文」にあるように祭神は観音菩薩の化身と考えられ神仏習合していた。平安時代に供僧の長である座主が出現し、当社との関係を深める一方、その数も増えていったと思われる。房頭の時代には当社の別当寺・滝山水精寺に座主のいた大聖院のほか二十二の天台系の僧坊が存在していた⁽⁸³⁾。その大聖院の座主が進行役を勤める延年祭は、室町時代の頃からあったと考えられよう。「巖島の芸能」のなかで中村保雄も、舞楽の盛行と同じように当社の延年は、恐らく全国の大社寺の延年とその趨勢を一つにしていると思われるので、実際にはこれ（天正年間）よりかなり遡り得るのではなかろうか、と述べている

(84)。

すでに述べたとおり、延年は鎌倉から室町時代にかけてもっとも盛んであった。しかも何より大永四年（1524）以前の年中行事に延年祭の記述がある。桃山時代の「巖島内外宮社役神事次第」によれば、三月十五日と七月十四日の大法会に次のような記述が見られる

(85)。

(三月) 同十五日大法会衆僧迎在之、延舞 納曾利子 夕座 舞 万歳楽 地久 散斗^(手)

岐徳 龍王 納曾利、引物左右在之、長慶子、(以下略)

(七月) 同十四日大法会衆会 ウンシヨ 延舞 衆僧迎 曾利子 夕座 舞 万歳楽 地久 散斗^(手)
貴徳 龍王 納利子 引物在之 長慶子 三月法会同前

これによれば、三月十五日と七月十四日に衆僧が参集し大法会が執行された。「延舞」(延年舞か)があり、夕座では供僧の芸能と思われる左右引物があったと考えられる。この間舞楽は二曲奏され六曲舞われている。

また、『芸藩通志』の延年祭の記述に、「文禄四年、毛利輝元の掟書に云、延年祭の時に桂男とり合の義、十五歳より内の小童三十人つつ出合、式例のごとく調ふべしとあり。」⁽⁸⁶⁾とある。延年祭の桂男の奪い合いには、十五歳以下の子どもを三十人ずつ出し合ってやるようにという掟書である。毛利輝元は年々加熟する人形の奪い合いに年齢と人数制限をしたものと思われる。しかし「式例のごとく」とあるところから、この行事は当時すでに定着した行事であったとみられる。また、翌文禄五年（1596）七月六日にも輝元は、佐世石見守を遣わし巖島延年祭掟を出している⁽⁸⁷⁾。

掟

一此十四日延年之事、十五の者両方より三拾人可能出之事

一社家供僧衆も、当日之御神前御役者衆斗可被能出之事

一女房衆など見物停止之事

右条々、御下知之所如件、

文禄五年七月六日

佐世 (元嘉)

石見守 判

これによれば、十五歳の者を両方から三十人ずつ出すこと、社家供僧衆も当日は神前御役者衆だけ出ること、女房衆などの見物は止めることを言い渡している。なお、先の輝元

の掟書にある桂男とは、小童が取り合う桂で作った人形（江戸時代の福神像）と思われ、小童三十人ずつとあるのは東西両町から三十人ずつというのであろう。

さて、それでは江戸時代の巖島の延年はどのようなものであったのか、ア。「年中行事臨時祭奠」『巖島道芝記』、イ。「祭祀祈祷法楽雑行事」『芸藩通志』、ウ。「祭礼并年中行事禱祠故事」『芸州巖島図会』を参照しながら、神楽・東遊の時と同様、延年に関する記述を比較し、その内容を明らかにする⁽⁸⁸⁾。江戸時代を通じて祭礼日・名称・内容など変らないものを抽出するほか、変っているものは別に書き出す。なお『巖島道芝記』にのみ延年祭に先立つ七月二日に「延年頭^{えんねんのとう}」という行事があったことを記している⁽⁸⁹⁾。室町時代の年中行事にもこれと同じような行事があったことが記されている。

（七月）二日 延年頭^{えんねんのとう} 供僧一山・客人宮棚守・楽頭役・おも笛・座主にて饗応。
七五三を恒例とす。終日遊宴す。延年に出る役者を定る事也。

即ち七月二日、供僧・社家・楽人が大聖院の座主のもとに集合して、終日その饗応を受け、十四日の延年祭で歌舞する出演者を定めたのである。これは正月二日に棚守屋敷の御松囃子能において桃花祭御神能の出演者と演目を定めたのと同様の行事で、延年祭の前に必ず行われたものであろう。また「木偶の頭、例年七月二日、座主にて造る」（イ）⁽⁹⁰⁾とあり、毎年この日から座主が人形（福神像の頭）を彫っていたことがわかる。福神像を奪い合う延年祭の様は、『巖島道芝記』巻六（図103）にも『芸州巖島図会』巻五（図104）にも描かれている。

（1）祭礼日と場所は、「延年祭 同十四日夜、僧徒・伶官大宮に会し是を行ふ。」（イ）、
「供僧・伶人ことごとく出仕。大宮三棟拜殿にて是を行ふ。」（ウ）とある。即ち、延年は例年七月十四日の夜、本社^{（註）}の拜殿で行われた。また「供僧の行事也。」（ア）とあり、供僧の祭礼行事であることが明記されている。

（2）祭式は以下の順序で行われる。

①「五尺四方の臺、これを地盤といふ。盤のうへ四隅に梅・松・桜の造り杖を立て、四手を切かけ、中に三尺余の木偶を装束美麗にかざりおく。像ハ大概福神の形にして毎年^{（註）}に異なり、盤上に灯を挑げ、拜殿のうへへ釣りあぐる。」（ウ）とある。即ち、四隅に梅・松・桜の造花の枝を立てた約 1.5 メートルの地盤の中に 90 センチ

余りの美しい装束を着た木造の福神像を置き、灯をかかげて本社拝殿に釣り上げておく。

②「薄暮社役鐘の鳴るを相図として、東町西町両町より、男子皆^{もろみ}裸體散髪にて^{たすき}禪襦のミ着て打つれ打つれ^{とりの}鯨音を作り、ワれ先きにと大宮拝殿にかけ集し、釣上たる地盤の下に手をひらめかし、肩に乗り頭を踏越て盤をうかがふ。」(イ)とある。即ち、夕ぐれになり合図の鐘が鳴ると、東西両町から^{もろみ}髻をとき^{たすき}禪だけの裸体の男子が、^{とりの}聞(鯨波)の声をあげて本社拝殿に^か駆け集まり、地盤の下から盤をうかがうのである。

③「供僧は酉の刻に回廊まで参着し、其後、祓殿より三棟に入る。先はらひ二人、素襖袴、侍烏帽子にて、地扇をつき前駆し、かけ聲あり。地扇といふハ、長さ七尺余の角なる木を骨にし、扇のこつく地帯をつけて是をつく。」(イ)とある。また次いで「さて供僧六人袈裟を以て頭を包ミ開口を歌ふ。また左右行者の祈といふことあり。僧一人半衣を着け、背に四手をかけ地盤の下に臥さしむ。これを延年坊主といふ。かくて左方右方の行者一人ずつ出て是を祈り、地盤のうへの人形にのりうつらしむ。」(ウ)とある。

即ち、夕方六時に供僧たちは回廊に参着し、祓殿から拝殿に入る。この時、素襖に袴・侍烏帽子の先ばらいの二人が地扇をつき、掛け声とともに先駆する。地扇は長さ2メートル余りの角材を骨にし扇のように地紙を貼ったものである。次いで袈裟で頭を包んだ供僧六人が「開口」を歌ふ。「開口」は地口風⁽⁹¹⁾に同音異語を当て、語呂合せによって洒落た文句を唱える話芸的演目である。また「左右行者の祈」というのがある。これは左右から一人ずつ行者が出て来て、半衣を着、四手を背にかけ地盤の下に臥した「延年坊主」に向って祈祷し、その霊を地盤の上の人形にのり移らせるといふものである。

④「又^{ろくにんまが}六人猿楽と云あり。僧六人梨打^{たまだすき}ゑほし着て、玉手^{たまだすき}纏太刀をはき、諷ふて舞。又児の舞あり。祓殿組入にて楽あり。」(ア)とある。また「其事すみて、六人の僧ひとしく朗詠をうたひ、おはりて御格子のうちに入れば、伶官青海波を吹く。曲終りて直に地盤をおろす。」(イ)とある。即ち、また「六人猿楽」というものがあつた。江戸前期にはこの時児童の舞もあつたが、その後の文献には出てこない。六人猿楽は梨打烏帽子に^{たまだすき}手纏を掛け、太刀を佩いた六人の僧が歌い舞うのである。等しく朗詠を歌い終わり祓殿組入の内に入ると、楽人が「青海波」を奏楽する。曲が終わる

と直に地盤が下された。

⑤「かくて地盤をおろすとひとしく、彼人形を奪ひ争ひ、双方聲をかけて取合、御首を得る事を本とす。」(ア)、また「此御首を得たる方ハ其年福ありとぞ。またミづから得たる者ハ殊に歎ひ祝ふこと也。去りし文政六年、あまりに争ふこと甚しとて、十五歳以下の童子の外ハ出ることを留められしに、これも競ひなしとて文政十年よりまたもとの如くにぞなりし。」(ウ)とある。即ち、地盤が下されると同時に人形(福神像)の奪ひ合いが始まり、双方が声をかけ合い取り合う。その首を取った方が勝で、首を得た者はその年福があると歎ひ祝ふ。この争いが余りに激しいので、文政六年(1823)に、十五歳以下でないと参加できないことになったが、文政十年からまたもとのようになったという。

⑥「延年舞 先に地盤をおろすと、供僧皆大宮より客人宮へ参着す。亥の刻なり。祓殿組入にいたり各列座す。供僧の内わかき僧一人、梨打ゑぼしに素絹練はかま・太刀をはき、扇をもち、御殿にむかふてまふ。笏びやうしをとりて是をはやす。諷ものあり。」(ア)とある。また「供僧の内、ワかき僧一人、黒衣を着し素き帯をして頭をば袈裟を打ちあげてつつみ、御殿にむかひて舞ふ。残りの僧五人の内、一人笏拍子にてはやす。諷ひものあり。朗詠の内の和歌をうたふといへり。是を延年の舞といふなり。」(イ)とある。即ち、^猿の地盤が下されると供僧は皆、本社から客神社へ移動し、午後十時、祓殿組入に至り並んで座す。六人の供僧の中から江戸時代前期には梨打烏帽子に素絹練袴、太刀を佩いていたが、江戸中・後期には墨染の衣に白い帯をし袈裟で頭を包んだ若い僧一人が立ち本殿に向って舞う。残る五人の供僧のうち一人が笏拍子を持って囃し、朗詠のうちの和歌を歌う。これが「延年の舞」である。

以上が、江戸時代の巖島の延年の内容である。内容・衣裳などに変遷も見られるが、その仕組は変っていない。七月六日午後六時、供僧・伶人ことごとく出仕し、本社拝殿に二人の先駆・供僧六人の開口・左右行者の祈り・延年坊主・六人猿楽・青海波(管絃)・木偶争奪・客人社における延年舞(小法師の舞・笏拍子・朗詠)という順序と内容であった。

ところですでに述べたように、延年はもともと供僧の祭礼における即興的余興的芸能であった。従って地域により時代により内容が種々異なり、変遷があったとしても不思議ではない。しかし、巖島の延年祭は他所には見られない特色を持ち、それを長く保持してき

た。その特色の一つは、地盤の上の木偶（福神像）を奪い合うという、当社独自のものとはいえないが、島民参加によって行われる特長的行事である。二つめは、供僧と神社の楽人が共演し、供僧による開口・猿楽・延年舞の芸能と、神社楽人による管絃「青海波」の奏楽があるなど、神仏習合による祭礼であったことである。三つめは、当時最も盛大であった南都興福寺の延年が江戸時代中期に途絶え、他の大寺の延年も多く桃山・江戸期に廃れたにもかかわらず、当社の延年は江戸時代を通じて継承され、少なくとも幕末まで伝承されていたことである。しかも政治経済の変動や神仏分離、新暦採用など明治維新の変革の波をくぐり、内容と名称を改め、「玉取祭」として引き継がれていることである。

以上、厳島の延年は、すでに室町時代の年中行事に記されており、鎌倉から室町時代に寺院の延年が盛行する趨勢の中で始まったと考えられる。また海上に造営された神社にふさわしい特色ある祭礼行事として形成され、現在、内容と形態は変わったが、氏子・島民に支援されて、厳島の夏の海の祭礼「玉取祭」として受け継がれている。なお、玉取祭については以下に記しておく。

玉取祭

明治維新の神仏分離により座主・供僧の参加がなくなったため、厳島神社の延年祭は一度途絶えた。しかし、明治八年（1875）に大鳥居建立の残材で宝珠をつくり、神社と氏子の有志によって、この行事の復興が図られた⁽⁹²⁾。しかし、様相は大いに異なり、夜の祭礼行事から昼の祭礼行事となったほか、祭礼執行日は一定せず、現在は七月下旬から八月中旬の間の正午前後が満潮になる日曜日に、参加者の便宜を考えて行われるが、潮の関係で平日になることもある。

当日は神前に三方台に乗せた宝珠（樟材・経約 21 センチ）が供えられ、午前十時に定例の祭典が行われる。修祓・奏楽・献饌・祝詞奏上・世話人総代の玉串拝礼・奏楽・撤饌があり、一同満潮を待つ。正午前後、満潮になると神職以下が本殿に供えられた宝珠を捧げて道中奏楽のなか、火焼前へ進む。大鳥居と火焼前の中の海中には四本柱の櫓が組まれ、地盤が吊されている。宝珠は火焼前から神社の小舟（見張り船）で運ばれ、地盤の上の三方台に神職のお祓いを受けて取り付けられる。一同の小舟が退くと一斉に褌や水着の男子が櫓に向い、地盤の上の宝珠争奪が始まる。地盤は火焼前から神社職員が引く網で上下に移動するので、容易に飛びつかれない。しかし運よく地盤に飛び移った者が宝珠を落し、「落し主」といわれる。海中の争奪戦の後、宝珠を拝殿横、西松原、御笠浜の三箇所

けられた注進所のいずれかへ持ち込まれた者を、「取り主」という。宝珠は神前に供えられ、「取り主」「落し主」とも祈祷を受けた後、「取り主」に授与され、かつてと同様にその年の幸福を授かると信じられている。

結語

当社の長い歴史の間には、政治・経済・思想など時代の変化により、祭礼芸能にも消長があった。そのなかで最も大きな変動は、明治維新による神仏分離と神社制度による変革であろう。また、ここに挙げた芸能が失われた主な理由の一つには、幕末まで当社が保持した豊かな財力が失われたことであろう。当社は長く朝廷・幕府・広島藩主の信奉と経済的支援を得、春夏秋に市が立つなど、瀬戸内海航路の主要な拠点として栄え、豊かな財力を保持していた。それによって社家（棚守・上卿・祝師）、供僧・内侍や諸役人神人など多数の人員を擁していた。しかし、それらが失われたことによって、長く伝承されてきた祭礼芸能も失われたと考えられる。

御神楽は江戸時代を通じ、人長の舞を勤める舞人、神楽を奏す専就の神楽男五、六人によって勤められていた。東遊の求子舞（乙女子舞）を舞ったのは、八藺内侍をはじめ本内侍と呼ばれた多くの内侍たちであった。また、神楽や東遊の伴奏や数多い祭礼に欠かせない奏楽は雅楽専門の伶人（楽人）が勤めていた。現在は神職が楽人を兼ね、内侍の数も往時に比べて少ない。古来の芸能が継承されるためには後継者がおり、伝承を支えるための経済的な支援が必要不可欠である。

[註]

第十章

- 1 太陽の活力が最も衰える十一月中旬、亡き人の鎮魂・招魂をし、長寿と祈る祭祀に発する。神の勧請、降臨した神との饗応、神送りに、さまざまな芸能・音楽が用いられ、神出現の具体的表現として芸能が演じられた。
- 2 里神楽の種類には以下のようなものがある。
 - ①巫女が鈴・榊・扇などを持って奉納舞をするもの（巫女神楽・社神楽）
 - ②素面で採物舞をし、仮面をつけて神話や神社の由来、古い説話などを舞うもの（出雲

流神楽、岩戸神楽など)

③湯立の釜を中心に湯で祭場を清め、釜のまわりでさまざまな芸能をするもの(伊勢流神楽、霜月神楽など)

④獅子頭を神座として神を勧請し、悪霊払いをするもの(獅子神楽など)

⑤鎮魂神事を中心にしたもの(神殿神楽・荒神神楽など)

なお、他にも種々分類の仕方があるほか、囃子は所によって異なり、一般的には大太鼓・笛・銅鑼などであるが、鉦鼓・笏拍子・篠笛などが用いられることもある。

3 『広島県の神楽』の中で真下三郎は神楽をミカグラ(御神楽)・ミヤカグラ(宮神楽)・ダイカグラ(太神楽)・ミコマイ(巫女舞)・サトカグラ(里神楽)の五つに分ける。①御神楽は平安時代初期に既にあり、主として宮中で行われたもの。②宮神楽は宮中の御神楽が簡略化されて神社に移入されたもので、伊勢神宮、石清水八幡宮、賀茂・住吉・春日・日吉神社など主要な神宮・神社でおこなわれたもの。③太神楽は伊勢神宮の内宮に伝わり、宮中の御神楽と大体において同様のもの。④巫女舞は伊勢神宮、賀茂・春日・住吉神社など以外の比較的由緒の古い、社人を多く抱えた規模の大きい神社が御神楽を移したもので、巫女が舞うもの。⑤里神楽は内裏以外の場所「里」で行う神楽。古代日本の神話・伝説に通暁した地方の神職が創作・案出し、劇化・舞踊化したもので神事に伴う儀式舞と古代神話を語る能舞から成る。真下は①の御神楽の他は②③④も内裏以外で行われるので、厳密に言えば里神楽であるとする。しかし筆者は②③④は内容的に①の系統と考える。従って、神楽は発生・伝承の歴史的にも、歌舞内容においても異なる御神楽系統と里神楽系統になる。また御神楽の楽人・舞人は、農民など氏子が勤める里神楽とは異なる。

4 吉川英史監修『邦楽百科辞典』音楽之友社、1984、204・205頁。東儀俊美他『雅楽老貝』東京書籍、2003、16・17頁、188・189頁。押田良久『雅楽鑑賞』文憲堂七星社、1969、153-156頁、ほか参照。

5 神殿、皇霊殿とともに宮中三殿の一つ。神鏡(八咫の鏡)を祭ってある。

6 採物の歌は、禰・髷・杖・篠・弓・劍・鉞・笏・鑿の九種のものを手に持って舞い、これらを依代に神降しを行った。

7 鶴岡八幡宮、笠間稻荷神社など。

8 「新出厳島文書」111(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、350-354頁)

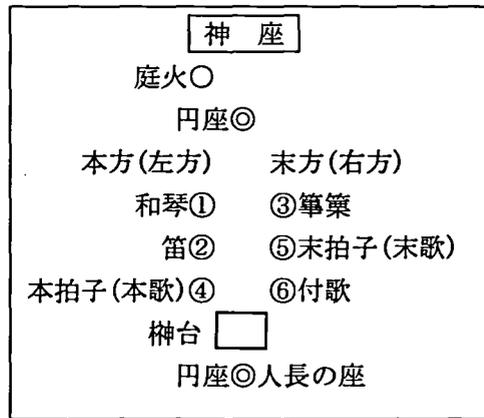
9 前掲載「野坂文書」313-4、997-1003頁。

- 10 前掲載「野坂文書」340、1030-1034 頁。
- 11 神楽笛は横笛の一種で、主に神楽歌に用いられる。古くは生竹に吹口、指孔を開けただけの原始的で細いものであったが、平安後期・鳥羽天皇の頃、音量を増すため太くしたと記される。部分名称、指孔名称は龍笛に準じるが、龍笛の指孔が七つであるのに対し神楽笛は六つである。
- 12 一藤内侍から八藤内侍まで八人の内侍を特に八乙女または本内侍と呼んだ。
- 13 『宮島町史』資料編・地誌紀行 I、757 頁。
- 14 前掲載 761 頁。『嚴島道芝記』にも「神楽初 大元の神前におみて、上卿・五人の神楽男かくらを奏す。此後両社御前にて奏す。」(同 190 頁) とある。
- 15 前掲載 331 頁。
- 16 前掲載 190 頁。
- 17 前掲載 761-763 頁。
- 18 前掲載 191 頁。
- 19 前掲載 193 頁。『芸州嚴島図会』にも「嚴島の祠官渡海して御供を奉り、祝師・上卿榊舞を奏す。又人長の舞・東遊等あり」(同 741 頁) とある。
- 20 前掲載 197 頁。
- 21 前掲載 334 頁。
- 22 前掲載 197 頁。
- 23 前掲載 30 頁。「安芸国守護施行状案」(御判物帖 50) 同 32 頁。
- 24 「大内氏奉行人卷数并米等返事」(嚴島野坂文書 110) (『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、78 頁)
- 25 元亀元年(1570)二月四日の「毛利元就書状」(嚴島野坂文書 211) (『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、143・144 頁)
- 26 「嚴島野坂文書」には、舞楽奉納が記された毛利元就書状関係文書は九通ある。(213、220、226、231、246、257、276、292、301) 同じく神楽奉納に関する元就の文書は十通ある。(211、237、241、286、302、327、343、353、354、356)
- 27 慶長四年(1599)三月六日の「毛利氏奉行人連署書状」(嚴島野坂文書 1138) (『広島県史』、古代中世資料編Ⅱ、690 頁) には、「^(奉納)殿様御在状見付而、別而之為御祈念、御腰物并御神楽被參セ候、弥可被抽懇祈事専用ニ候、此曲可申旨候、恐々謹言、^(慶長四年)三月六日 ^(佐)石元嘉(花押)、張六左元至(花押)、^(佐)兎宮少元経(花押)、^(國)隼人 元蔵(花押)、棚

守殿」とある。即ち、伏見に居る輝元のため、毛利氏奉行の四名が、刀と御神樂を奉納し、懇に祈念を依頼したものである。

- 28 前掲載『広島県史』76・77頁。
- 29 「所文書」4号（松岡久人「安芸巖島社」212頁）
- 30 松岡久人著、212—215頁。
- 31 同上214頁。
- 32 前掲載『広島県史』1343頁。
- 33 巖島神社所蔵。
- 34 御神樂演奏の図及びその次第と神樂歌（抜粋）

I 御神樂演奏の図



II 御神樂次第と神樂歌

1. 庭燎の部

・神樂音取（神樂笛と箏とで奏する音合わせ）

「庭燎」（本方と末方の独唱・紀貫之の和歌の上の句）

「深山には^{かき}籠^{かき}降るらし 外山なる^{つばき}榎^{つばき}の葛 色つきにけり」

「阿知女作法」（和琴、本方と末方の独唱）

本歌 「あぢめ お、お、お、お」

末歌 「おけ あぢめ お、お、お、お」

本歌 「おけ」

2. 採物の部

・間籥音取（神樂笛の独奏・榊の前奏曲）

①「榊」（本方、末方の独唱と合唱）

本歌 「榊葉の香をかぐはしみ 覺めくれば 八十氏人ぞ團居せりける 團居せりける」

末方 「おけ あぢめ お、お、お、お」 本方 「おけ」

末歌 「神垣の御室の山の榊葉は 神のみ前に茂り合いにけり」 尻上「茂り合いにけり」

本方 「おけ あぢめ お、お、お、お」 末方「おけ」

②「幣」③「杖」④「篠」⑤「弓」⑥「劍」⑦「鉾」 各（本方 歌・末方 歌）（略）
「韓神」（本方、末方の独唱と合唱）

<閑韓神>本歌 「三島木綿肩に取り掛け 我れ韓神の韓招禱せんや 韓招ぎ」

末歌 「八葉盤を手に取り持ちて 我れ韓神の韓招禱せんや 韓招ぎ」

本方 「おけ あぢめ おおお」 末方「おけ」

<早韓神>本歌 「肩に取り掛け 我れ韓神の韓招禱せんや からおぎ」

末歌 「手に取り持ちて 我れ韓神の韓招禱せんや からおぎ」

返付 「からおぎせんや からおぎせんや」 「人長の舞」（神降し）

3. 大前張の部

①「宮人」②「難波方」③「木綿志天」④「前張」⑤「階簀取」⑥「井奈野」⑦「藤母子」

各（本方 歌・末方 歌）（略）

「阿知女法」（本方・末方の独唱）

「小前張阿知女」（和琴、本方、末方の独唱）

本歌 「あぢめ お、お、お、お、」 末歌 「あぢめ お、お、」

4. 小前張の部

・小前張音取（和琴の独唱）

①「薦枕」②「閑野小管」③「磯等前」④「篠波」⑤「殖磯」⑥「総角」⑦「大宮」
⑧「湊田」⑨「蟋蟀」 各（本方 歌・末方 歌）（略）

「千歳」（本方、末方の独唱と合唱）

本歌 「千歳千歳 千歳や千歳や 千年の千歳や」

末歌 「万歳万歳 万歳や万歳や 万世の万歳や」

本歌 「尚千歳」 末歌 「尚万歳」

「早歌」（本方、末方の独唱）

本歌 「や、何れそも停まり」 末歌 「や、彼の崎越えて」

本歌 「や、深山の小葛」 末歌 「や、繰れ繰れ小葛」

早歌揚拍子（本方の独唱、本方、末方の合唱）（略）

5. 星の部

・星音取（神楽笛、箏、和琴の独奏。以下三曲を星という。）

「吉々利々」（本方、末方の独唱と合唱）各（本方 歌・末方 歌）（略）

「得銭子」（本方、末方の独唱と合唱）各（本方 歌・末方 歌）（略）

「木綿作」（本方、末方の独唱と合唱）各（本方 歌・末方 歌）（略）

6. 雑歌の部

・朝倉音取（神楽笛、箏、和琴の独奏）

「朝倉」（本方、末方の独唱）（略）（その他「昼首・鼈殿・酒殿・弓笠」などの歌があった）

「其駒」（三度拍子、独唱、合唱）

本歌 「鞞駸のや 森の森の下なる若駒率て来 鞞駸の虎毛の駒」

末歌 「其駒ぞや我に我に草乞う 草は取り飼わん水は取り 草は取り飼わん」

「其駒」（揚拍子、合唱）

「其駒ぞや我に我に草乞う 草は取り飼わん水は取り 草は取り飼わん」 「人長の舞」

武田祐吉編『神楽歌・催馬楽（附東遊・風俗）』・押田良久『雅楽鑑賞』ほか参照。

35 『続日本紀』（延暦十六・797）の巻二十四の天平宝字七年（763）正月の条に、「東国の舞」を奏すとある。

36 『日本三代実録』（延喜元・901）の巻五

37 伝説によれば六世紀（535）頃、駿河国（静岡県）有度浜に舞い下りた天女が舞ったさまを、国人道守が見て東遊の舞を作ったという。

38 『雅楽一具』『雅楽鑑賞』『雅楽百科辞典』ほか参照。

39 五月十二日の下鴨神社御蔭祭、五月十五日の上賀茂神社・下鴨神社の葵祭、日光東照宮の春秋例大祭、十二月十七日の春日大社若宮御祭など。葵祭では緋色の袍を着、春日大社では子どもが舞うのが慣例である。

40 庭で舞う東遊は庭立、砂立といわれる。

41 古くは日本固有の東遊笛が用いられたが、現在は高麗笛が用いられている。東遊笛は歌笛とも称し、指穴が六孔ある横笛で、高麗笛より少し大きめである。笛の長さが龍笛と高麗笛の間なので、中管とも呼ばれる。高麗笛の方が音域が高めである。

42 東遊の次第と歌詞

＜和琴・和琴の琴持・音頭・付歌・笛・箏の歌人と楽人が舞殿に上る＞

・阿波礼 「あはれ お、お、お、お」

①一歌「はれんな 手を調へろな 歌調へむな 盛むの音(相模の韻) お、お、お、お」

②二歌「え 我が夫字が今朝の言ては(あはれ) 七絃の八絃の琴を調べたることや(ごとや) 筒搔けや 笑のかつの木や(なをかけ山のかつの木や) お、お、お、お」

③駿河歌(一段) 「や 宇度^{うど}浜に駿河なる有度^{うど}浜に 打ち寄する波は七種(七草)の妹 言こそ佳し」

＜一段の中ばで舞人が舞殿に上る＞

駿河歌(二段) 「言こそ佳し 七種の妹は言こそ佳し 逢える時いささは寝なんや七種の妹 言こそ佳し」

＜駿河舞がある＞

・加太^{かた}於^お呂^ろ志^し (高麗笛・箏の合奏)

＜舞人は舞殿を下り神前を背にひざまずいて袍の右肩をぬぎ、再び舞殿に上る＞

④求子歌 「千草^{ちくさ}ふる 神の御前^{みまへ}の姫小松^{ひめこまつ} あはれれん れれんやれんや れれんやれん あはれの姫小松」

＜求子の舞がある＞

⑤大比^{おほひ}礼^れ歌 「大比礼や小比礼の山速^{やまはや}や 寄りてこそ」

なお、宮内庁式部職楽部と各社の東遊の歌詞には各々幾分違いがあり、求子歌の歌詞は各社独特のものがある。

『雅楽壱具』『雅楽鑑賞』『神楽歌・催馬楽(附東遊・風俗)』『古代歌謡集』(日本文学大系)など参照。

43 以下、小松茂美「平家納経の研究」三『小松茂美著作集』11(旺文社、平成八年)に依る。

44 永仁六年(1298)十月八日の「自_宝蔵_被_取出_御文書等日記事」(巖島文書1864)に、宝蔵から持ち出した十四点四十六通の古文書の中に、「被行一切経日記」とある。これが後に通称「伊都岐嶋千僧供養日記」と呼ばれるもので、この頃まで当社に伝襲されていたとする。また、この日記は神主佐伯景弘か、その命を受けた社人が別記として綴ったものであろうという。(『小松茂美著作集』11、285・315頁)

45 明治五年十一月と同十年十二月、三原浅野家の浅野忠が巖島神社宮司を勤め、さらに同

二十二年十一月浅野哲吉が宮司を勤めている。

- 46 昭和十年頃、広島市吉島町に本邸を構えていた三原浅野家の旧主・浅野忠允が、三原の元三原市立図書館長・沢井常四郎に文書図書類の整理を依頼、これに協力し当時、広島文理科大学教授栗田元次、同助教授山中武雄、同大学の後藤陽一・小倉豊文が、昭和十三年十二月に、三原浅野家の文書図書の中に、この「伊都岐嶋千僧供養日記」など、三十四通の厳島神社に関する古文書を発見したという。
- 47 昭和二十年九月の台風で大きな被害を受けた当社の修理復旧に当たった建築技師岡田貞次郎を中心とする国宝厳島神社建造修理委員会が発行。沢井常四郎が戦前、組版まで出来ていた「伊都岐嶋千僧供養日記」を含む『三原浅野家文書』（東京大蔵出版、273頁）のゲラ刷の一部と千僧供養日記の写真原板と保存、厳島神社が所蔵していたその解説浄書本を転載したもの。
- 48 『平家納経の研究』（講談社、昭和五十一年）352-354頁。『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1472-76頁。『神道大系』厳島（神社編四十）138-141頁。
- 49 藤原頼通（990-1074）が永承七年（1052）に天台系の寺院に改め、翌天喜元年には阿弥陀堂（鳳凰堂）が造立され、池に映ずる阿弥陀堂が極楽浄土の再現として讃仰された。
- 50 前掲載「平家納経の研究三」に依れば、左右各九十四名、合計百八十八名の大行道という。先頭から内訳は次のとおりである。

- | | |
|---------------|------------------------------|
| ① 獅子 一頭 五人 | ⑪ 大鼓 一人 (楽人) |
| ② 菩薩 (并) 八人 | ⑫ 鉦鼓 一人 (楽人) |
| ③ 舞人 六人 | ⑬ 定著 一人 (香炉を持つ僧) |
| ④ 窠簀 一人 (楽人) | ⑭ 散花 二人 (読経・散花の僧) |
| ⑤ 鞆鼓 一人 (楽人) | ⑮ 引鐘 一人 (先導の僧) |
| ⑥ 摺鼓 一人 (楽人) | ⑯ 登壇 一人 (願文伝達の僧) |
| ⑦ 笙 二人 (楽人) | ⑰ 油 (衲カ) 二十人 (衲衣着用・奉仕する僧) |
| ⑧ 鞞磬 二人 (楽人) | ⑱ 讚 十八人 (讚を唱える僧) |
| ⑨ 笛 二人 (楽人) | ⑲ 梵音 十人 (散花の後、仏法僧の徳を称え歌唱する僧) |
| ⑩ 銅拍子 一人 (楽人) | ⑳ 錫杖 十人 (錫杖を持ち鳴らす僧) |

なお、⑰の「油」は「衲」の誤字かと考えられる。衲衣は糞掃衣ともいい、ぼろ裂で作った袈裟であるが、それを模して作った金襴の袈裟を着用する。

- 51 栗田元次「史蹟名勝厳島と千僧供養日記」『史蹟名勝天然記念物』第十五集第九号、昭

和十五年。

- 52 「女院御方御神宝注文」『巖島文書』316「建春門院神宝注文」、1006 頁。
- 53 「(十月) 九日、中宮、腫ヲ患ヒ給フ、王業」(東京大学史料編纂所『史料綜覧』巻3、東京大学出版会、昭和四十五年、582 頁)
- 54 「(十月) 十三日、中宮、八條第二行啓アラセラル、顯廣王記」(同上、568 頁)
- 55 『小松茂美校著作集』328 頁・395 頁。
- 56 小松茂美校訂「平家納経の研究」三、352 頁。
- 57 同上、405-6 頁。『樂所補佐』に^琴筥は文暦元年(1234)七十七歳で没したとある。
- 58 近衛府の官人は、左近衛・右近衛の司がおり、それぞれ大将・中将・少将・将監・将曹・府生・番長・近衛の位階があり、当時の朝廷の舞人・楽人は将監以下の官位にあった。
- 59 未詳。但し千僧供養の当日、笛の一座を勤める左近衛将曹大神宗方と一緒に左方の笛を勤めており、京の笛の名手であったと推測される。
- 60 『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、83-91 頁。
- 61 「巖島野坂文書」1939『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、1471-1497 頁。
- 62 「卷子本巖島文書」55『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、83-92 頁。
- 63 『宮島町史』資料編・地誌紀行Ⅰ、189 頁。
- 64 前掲載 741 頁。
- 65 前掲載 741 頁。
- 66 前掲載 330・331 頁。
- 67+ 前掲載 194 頁。
- 68 前掲載 331 頁。
- 69 前掲載 195 頁。
- 70 前掲載 197 頁。
- 71 前掲載 777 頁。
- 72 『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、1343 頁。
- 73 『邦楽百科辞典』『中世芸能史の研究』『中世の芸能』『日本の伝統芸能』ほか参照。
- 74 治承四年(1180)から嘉禎元年(1235)まで、五十六年間の公武に関する記事を収録する『明月記』の寛喜元年七月十七日の条にある。
- 75 「古代・中世の芸能 延年」『日本の伝統芸能』本田安次著作集 第十五巻 舞楽・延年 I 44・45 頁。

- 76 同上 45 頁。その項目は「蘇香急・俱舎・俱舎舞・歌婆也志・大衆舞・朗詠・若音・開口・答返・千秋楽・若音・當季題目花連事・狂言山臥説法・心曲・祈玉因縁・風流」などがみえる。
- 77 『芸州巖島図会』（『宮島町史』773・774 頁）
- 78 『邦楽百科辞典』130 頁。
- 79 毛越寺延年の芸能内容
- (1) 祝詞 三本の飾りを立てた冠をつけ、切り顎と深い皺が能の翁面に似る鼻の高い王の面を覆った者が、仏前で御幣を手に祝詞を唱える。
 - (2) 呼立 二人の僧が田楽衆に囲まれて向い合つて座し、本尊の方に向つて「上^{じやう}所^{じよ}下^げ所^{じよ}、一和尚^{いちわう}、二和尚^{にわう}、三和尚^{さんわう}、その次々の下立^{げだて}新入^{しんじゆ}まで穀^{こく}部屋^へへ入らひ給と申せ」と、こく部屋（御供部屋）へ集まるよう長やかに呼立てる。（かつては一同酒宴の後、芸能に入った）
 - (3) 田楽 腰太鼓三人・ビンザサラ三人・小鼓（瑟丁^{せぢやう}伝）一人、銅撥子^{どうはつき}一人の八人一組で合奏し踊る。別に笛二人。田楽の曲は現在八曲が伝わるという。
 - (4) 唐拍子 別名、路舞ともいう。田楽の太鼓と地方の唄に合わせ、田楽に出た瑟丁伝と銅撥子の少年二人が笏を手に飛び跳ねるように舞い、兎跳ねともいわれる。
 - (5) 若女 坂東舞とも称し、鎌倉から下つた巫女の舞といい、若女面をつけ、扇と鈴を手に舞う。途中、裯宜が出て軽やかな動作でからむ。
 - (6) 老女 白髪の老女面をつけ扇と鈴を手に舞う。
 - (7) 兎舞 二人の少年による立合舞で、「花折」と「主母^{まう}が替^か替^か」の二曲を隔年に舞う。
 - (8) 勅使舞 京殿・有吉ともいう。京の勅使・京殿と伴の狂言有吉の乱舞・相舞の間に種々の歌謡が歌われる。
- 80 『宮島町史』資料編・地誌 紀行 I、333 頁。
- 81 同上、334 頁。
- 82 「巖島野坂文書」1939（『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1483 頁）
- 83 ○大聖院のほか、○奥ノ坊、○東ノ坊、○松ノ坊、○滝本坊、○増福坊、○修善坊、○執行坊、○東泉坊、○預坊、本覚坊、一乗坊、瑞光寺、大乘坊、正覚坊、辰蔵坊、瑞雲坊、永現坊、栃末坊、脇ノ坊、谷ノ坊である。このうち、○印の坊は幕末まで存在した。
（久保田収「巖島神社における神仏関係」『巖島信仰事典』）

- 84 『秘宝 巖島』175頁。
- 85 「卷子本巖島文書」55『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、85頁。
- 86 『宮島町史』資料編・地誌 紀行Ⅰ、333頁。
- 87 「卷子本巖島文書」36『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、68頁。
- 88 ア.『巖島道芝記』（『宮島町史』資料編・地誌 紀行Ⅰ、159—196頁）
イ.『芸藩通志』（『宮島町史』資料編・地誌 紀行Ⅰ、332—334頁）
ウ.『芸州巖島図会』（『宮島町史』資料編・地誌 紀行Ⅰ、773—776頁）
- 89 『宮島町史』資料編・地誌 紀行Ⅰ、195頁。
- 90 『宮島町史』資料編・地誌 紀行Ⅰ、332頁。
- 91 「蕎麦^{そば}がいい」を「側がいい」と掛けたり、「舌切り雀」を「着たきり雀」というなど俚諺^{りげん}・俗語などに同音別語を当て、違った意味を表わす。
- 92 『日本の神々と祭り』国立歴史民俗博物館、平成十八年、145頁。

第十一章 周辺の芸能

緒言

巖島には、巖島神社を舞台に社人・供僧などによって行われた祭礼芸能だけでなく、神社に直接関わらない周辺の芸能がある。それらは島民や巖島に集まる人びとの参加、支援によって盛行し、長く保持されてきた民衆的芸能である。しかし、周辺の芸能もまた明神鎮座地巖島ならではのものであり、広く巖島の芸能という場合、とり挙げなければならないと考える。

ここでは現在も例年、八月十七・十八日に行われている「宮島おどり」と、明治中頃まで芝居小屋があり、全国にその名を知られた「宮島歌舞伎」について述べる。神社周辺の大衆的芸能である「宮島おどり」と「宮島歌舞伎」の歴史、内容、特徴など明らかにし、巖島の芸能としての特色を見出すことによって、その層の厚さと幅の広さを知ることができる。なお、ここでは平安時代から「巖島」と並んで使われ、民衆の間で広く使われてきた「宮島」を用いる。

第一節 宮島おどり

(一) 由来と特色

巖島で単に「踊り」といえば、「宮島おどり」を差すのが慣わしであったという。「踊り」は江戸時代から老若男女誰でも参加でき、島民にとってもっとも親しみ易い庶民芸能であった。それは『巖島道芝記』、『芸藩通志』、『巖島図会』のいずれにも、「多賀江念佛」と記され、巖島独自の由来を持っている。ここでは『芸藩通志』巻十七「風俗」の記述を載せる⁽¹⁾。

十六日・十七日 両夜、東町の濱にて多賀江念佛といふ事あり。是ハ昔伊豫國北條の地頭、多賀江兵衛某といへる武士、当国に乱入し、争ひのことあり。或時、多賀江大宮の沖に兵船をならべ、神前に舞蹈ありしを見て、兵等、様様と悪口放逸なりしかバ、風浪俄に起り、一舟の者、皆溺死す。其遊魂、渡海の舟に障をなしければ、七月十六

日、彼霊を弔ふとて、六齋念佛を始しといふ。今ハ十六、十七、両夜僧俗百万遍を唱ふ。

これによれば、昔、伊予国北条の地頭・多賀江兵衛某⁽²⁾の兵船が当国へ乱入、神社沖に繋留していた時、丁度奉納されていた神前の舞楽を見て、さまざまな悪口を言い放逸な行為をした。するとたちまち神罰が当たり、風荒れ波たち船が沈み人は皆溺れ死んだ。その後、多賀江の幽魂がここに留まって渡海の船に障碍をなすので、七月十六日にその霊を弔ひ鎮めるため六齋念仏を始め、今は十六・十七日の両夜、僧俗の人びとが百万遍を唱える、というのである。ここでいう「昔」とは、『房頭覚書』に記された亥ノ歳（大永七・1527か、天正六・1578）三月十五日、春の大宮祭の時と考えられる⁽³⁾。この時の紛争は十五日祭礼の夜、倉橋島（安芸安南郡）の船の者が酒に酔って祭礼警固の衆と争いになり、倉橋の者が船から神前へ矢を放った。翌十六日、多賀谷の名字をもつ者など倉橋の者が神領衆に討たれた。小晦日、蒲刈から警固船百六、七十艘が巖島へ寄せ集まり、あちこちへ火を懸けたが、折節風雨が激しくなり、多賀谷兵部少輔など二十四人が鳥居の前で海底に沈み、他の船も長浜の沖に沈んだという出来ごとであった。

多賀江念仏の由来については、『巖島道芝記』巻七の「奇異」にも同様のことが記され、「故に七月十六日魂まつりによせ彼の霊を弔ひ鳥居の洲の沖におゐて、六齋念仏をはじめしより、後、怨霊さりしとかや。今毎年七月十六日の朝、鳴中の魂を此所に捨て六齋念仏を供養す」とある。また『巖島図会』巻之五の年中行事にも「(七月)十六日十七日両夜多賀江念仏」と記し、「多賀江念仏の由来」という図を載せている(図105)。これらのことから江戸時代初期には、七月十六日の朝、鳥居の内の洲浜で供養念仏があったと思われるが、江戸時代中期には『芸藩通志』に記されるように、七月十六・十七日の両夜の行事になっていたことがわかる。

それでは巖島の多賀江念仏は、わが国の民俗行事・盆や盆踊りとどう関わっているのでしょうか。いうまでもなく盆は中元（旧暦七月十五日）に祖先の霊を迎え、供物をそなえて供養する行事である⁽⁴⁾。その中元に、音頭（先にたって歌い出す人）やその歌謡に合わせて精霊を迎え送るために踊るのが盆踊りである。精霊を迎え慰める踊りは原始舞踊にもあったが、仏教伝来の後、七月十三日から十六日にかけて盆の儀式として行われ、室町時代末期から民衆娯楽として発達、隆盛を見た。盆踊りの楽器（太鼓・篠笛・鉦など）、歌謡（盆踊唄）、舞踊形式（輪式・行列式）、衣装などは時代や地域によって実に多様な展開を

見せている。

一方、多賀江念仏は第一に祖霊や精霊ではなく、多賀江一族の幽魂を鎮めるためという特別な主旨を持ち、由来は他の盆踊りと異なっている。当初より多賀江念仏と呼ばれ、鉦と太鼓を打って囃しながら節をつけて踊るという六斎念仏⁽⁵⁾であった。しかし、踊りが行われる時期は中元の頃で、他の盆踊りと共通する。盆踊りはわが国古来の祖霊を迎え送る風習と、平安時代に空也上人が始めた念仏踊りが加わって生まれた各地の多様な踊りといえるであろう。従って巖島の多賀江念仏も、こうした他の盆踊りの隆盛と無関係ではなかったと考える。

その後、巖島の多賀江念仏は江戸時代中頃までに、宗教的なものと芸能的なものが分化していったと思われる。先に挙げた『芸藩通志』巻十七「風俗」の「十六・十七日」に記した多賀江念仏の前に、次のような記述がある。

中元 中元の踊りあり。さはいへど十七日頃より月末まで踊るなり。空地廣處に、廻り三十間の竹罎を結び、八方に笹を建、桃灯をあまたともし、中央に高さおきものを構へ、其まハリにも笹に短冊をつけ、四方に桃灯を釣り、三味線・太鼓にてはやす。音頭に七浦名所を唱ふるあり。

即ち、この頃には旧暦七月十七日頃から月末まで踊る「中元の踊り」があった。空地の広場に回り三十間の長方形の竹の罎^{かさい}を作り、八方に笹を立て提灯^{ちようちん}を灯し、中央に高台を構えてその周囲にも短冊をつけた笹を立て、四方に提灯を釣した踊り場が作られていた。高台の上では三味線、太鼓の囃子に合わせ、七浦名所が唱われた。野坂元定は「巖島神社の神事と芸能」の中で、通志にある「中元の踊り」が多賀江念仏と別もののように記してあるのは誤りであると述べている。確かに『芸藩通志』風俗には、「中元の踊り」と「十六・十七日の多賀江念仏」が並列して記述され、別のように見える。しかしよく読むと後者の方には「今ハ十六、十七、両夜、僧俗が百万遍を唱ふ」とあり、本来の宗教的な念仏供養は大きな数珠を繰りながら僧俗が念仏を唱える百万遍の行事として伝わり、一方、芸能化した念仏踊りは陸の広場で踊られ、「中元の踊り」と呼ばれていたと推測される。

室町末期から桃山時代の初め頃始まった多賀江念仏は、近世に入り当時流行していた「世話物」⁽⁶⁾「艶物」⁽⁷⁾などの文芸や芸能の影響を受け、また当社の神事・御島廻りの船歌や社家の伝統的な舞楽などを取り入れながら、独自の芸能を形成していったと考えられる。

「踊り」は明治初年以降、「宮島おどり」と呼ばれるようになった。

(二) 内容と現状

多賀江念仏が行われる場合は、当初より『巖島道芝記』に記されたように鳥居の洲であったが、『芸藩通志』が書かれた頃には陸の上になり、広い空地があれば何処でも踊り場になったという。御笠浜が築かれてからは、御笠浜のほか御垣ヶ原（現・社務所所在）、大願寺の原（現・宝物館前）、梅林（現・幼稚園所在）など、あちこちの広場が会場になったといわれ⁽⁸⁾、現在は主として御笠浜が使われている。踊り場の仕構は鳥居の洲で踊っていた頃は格別のものはなかったと思われる。しかし先述のとおり江戸時代には、青竹で櫓を組み板の床を張って音頭場が作られていた。また音頭場の周囲には笹のついた青竹を柱とする一周三十間の竹の^{しほ}柵を作り、幅約130センチの二重囲いとし、その間で踊ったという。青竹はその後丸太に変わり、現在、中央に立つ床高一間の櫓も、電燈を灯す紅白の提灯を吊した一重の柵も鉄骨で組み立てられている（図96）。

踊りの時期は江戸時代初め頃、七月十六日の朝であったのが、やがて十七・十八日の夜になり、中元の踊りは十七日頃から月末までであった。しかし、現在は八月十七・十八日の宵、八時頃から行われている。

内容は当初、慰霊鎮魂のため鉦や太鼓で囃し、念仏を唱えながら踊る六斎念仏であった。やがて三味線と太鼓で囃すようになり、これが基本となって今日に至っている。宮島おどりになって後、一時胡弓や篠笛が加わることもあったという。大太鼓は現在、櫓の下で叩かれている。「踊り」の歌謡・音頭は、御島廻りの唄水主が唱う船唄がとり入れられるなど巖島に関わるもののほか、当世流行の世話物や艶物、人口に膾炙した社会的出来事などが随時加えられたようである。『芸藩通志』には「七浦名所」が記されている。昭和四十七年（1972）の『巖島民俗資料緊急調査報告書』には、以下の三十六曲の盆踊歌が記録されている⁽⁹⁾。なお、○印のある十二曲は現在歌うことができるものである。

1.	都あたり	2.	田舎の君	3.	酒くどき
4.	御馬揃ひ	5.	名馬揃ひ	6.	宇治川
7.	水戸の中納言	8.	秋の夕	9.	秋の寝覚
○10.	宮島八景	11.	静	12.	恨草
13.	鹿島	14.	歌人	15.	宇治頼政
16.	四季	17.	かうてい	18.	伽陀
19.	八島	20.	七夕	21.	秋の半
22.	志田の道行	23.	池田のしゆく	24.	陸奥の国

25.	唐国	○26.	小三金五郎	○27.	遠山
○28.	落人(梅川忠兵衛)	○29.	古手屋八郎衛	○30.	御染久松
○31.	那須の与市	○32.	扇屋彦四	○33.	宇源太
○34.	大工惣兵衛	○35.	延正寺(延修寺)	○36.	四季の眺

このうち「宮島八景」や「四季の眺め」、「八島」や「那須与市」など厳島を歌ったものや平家にまつわるものなどは、厳島の特色を表している。これらの歌詞はすべて同報告書に記載されているほか、宮島音頭保存会の八木豊所蔵の歌本には、「四季の眺」以外の十一曲が記録されている。宮島おどりの由来と盆踊歌の歌詞を収め明治九年の奥付がある冊子「宮島踊」や、大正十三年の日付のある「宮島踊歌」(図 106)などの資料は、宮島町宮島歴史民俗資料館(現・廿日市市)に保存されている。

念仏踊りから始まった踊りは、江戸時代に社家や武士が加わるようになって、舞楽の手振りが入り「侍踊り」の品格が加わって、全体に著しくゆったりと優雅なものになった。社家や武士は着物に「絹の黒羽織」「黒縹子の帯」に編笠を深く被って顔を隠して踊った。両手は目の前で交差・上下させ、すり足で、踊り手は無言で手拍子もない。ゆるやかな手振りや物静かな所作などに特色がある。衣裳は当初、格別の決まりはなかったようであるが、現在は揃いのゆかたに編笠を被って袴^{はかま}で縛り、白足袋に草履をはく。これは先の社家や武士の衣裳の名残りであろう(図 107)。

現在、宮島おどりは子どもの踊りで始まり、編笠姿の大人の踊りが続く。しかし、伝統的な緩やかなテンポの踊りだけでなく、十五分位で区切りながら今風な「杓子おどり」や「あられちゃん音頭」などの曲も踊られる⁽¹⁰⁾。昭和三十八年には宮島踊り保存会が設立され、十数名の唄い手と踊り手を中心に伝統的な宮島おどりはじめ、明治後期に作られたすずめ踊りや杓子おどりなどの新作も加えて踊られている(図 99)。

第二節 宮島歌舞伎

(一) 芝居の由来と市立

宮島の芝居の由来と宮島歌舞伎の招来について述べる前に、芝居興行と切り離せない市立について述べる必要がある。宮島の市立は十六世紀中頃、大内義隆が当島を支配していた頃からあった⁽¹¹⁾。近世になって市立は春三月、夏六月、秋九月、冬十一月の四度にな

り隆盛を見た。宮島の市立について元禄十五年（1702）版行の『巖島道芝記』巻五は、次のように記している⁽¹²⁾。

四季市店

いにしへより当島の市は春三月、夏六月、秋九月、冬十一月都て四ヶ度なり。近方遠境の大船小船、国々の商人おのがさまざま唯此の湊に入り来る、もの売買せずして又持出るといふことなし。繁栄なる市店の場なり。東西に道を分兼ね縦横に目も配りがたし。所せく仮屋をうちて海もなう山もしれず。芝居は夏堂のまへ、山王の左右、荒えびすの辺にあり。是を大町といふ。昼夜の遊戯見物そうぞきたてり。

年四度の市には、近隣遠方から商人たちが大船小船に商品を積んで集まり、仮小屋が建ち並ぶ市立の繁栄ぶりを記している。また後述するが、芝居小屋について言及している。市立は江戸中期には春・夏・秋の三市となり、ことに管絃祭を中心とする六月の夏市が最も盛んであった。天保十三年刊行の『芸州巖島図会』「六月市立の図」（図 25）の詞書きには、賑う順に六月十日から七月十日までの夏市、三月十日から四月八日までの春市、九月十日から三十日までの秋市を年中の三市といい、「その繁花羅蘭譬ふるに物なきは夏市なりけり。府城広島は更にもいはず、近国の商賈肆をここに移して諸色をあきなふ。殊に十七夜管絃講の前後を盛とす。」と記している。

全国の神社仏閣の参詣者数を比較した寛政十年（1798）版行の木版刷り見立番付「大日本神社仏閣参詣数望」⁽¹³⁾（図 108）に、芸州巖島は東方前頭二枚目に挙げられている。巖島は大関・伊勢太神宮、関脇・京東本願寺、小結・讃州金毘羅、前頭・和州春日大社に次ぐ高位の参詣者数を誇っていた。その巖島神社の大祭に合わせて市が立ち、多くの人が集まる繁栄した市立の機会に、さまざまな芸能興行が行われるようになった。先に挙げた「六月市立の図」の詞書きの続きに、次のように記している。

（六月市立の図）

たゞ売買の事のみならず。或は哥舞妓、或は弄玉、或は揚弓、或は樽蒲、鼻高仮面の俳優は岩戸の故事をや習ふらん。簞きたる籠脱は、茅の輪の御祓や学ぶらん。嗚呼祭礼に事をよせて、各の利を営むもみな昇平の代の験なりかし。

ここには歌舞伎、弄玉（玉取り曲芸）、楊弓、樗蒲（賭博）、鼻高仮面芝居など雑多な興行が記されている。後述するが、江戸時代には大・中・小の芝居小屋があり、歌舞伎のほか人形浄瑠璃、竹田からくり、軽業など雑多な見せ物興行すべてが芝居と呼ばれている。近代演劇の改革を図った坪内逍遙⁽¹⁴⁾以後の「芝居」⁽¹⁵⁾の概念とは大部異なる。ここではその江戸時代の多様な宮島芝居のうち、当時の代表的な芸能興行であり、現在もわが国の伝統的な古典芸能として存続している人形浄瑠璃⁽¹⁶⁾と歌舞伎⁽¹⁷⁾をとり挙げる。

さて、宮島芝居の最も古い資料として知られるのが、松本山雪筆「巖島風景図」（六曲一双屏風、東京国立博物館蔵）（図 109）である⁽¹⁸⁾。この図は寛文年間（1661-73）の宮島の市立の様子を描いたものと推定される。宮島の实景描写に迫った本図の右隻に、鳥居と社頭を中心に経堂下の海沿いに建ち並ぶ市立の仮小屋と、山王社の横に人形芝居の小屋が描かれている。楽屋付きの唐破風の屋根がある仮設舞台では、人形芝居の公演中である。中央の檣にくぐり木戸があり、^{ひら}で囲った観客席には屋根がなく、地べたの敷物に座った武士や^{いばか}菅笠を被った大勢の人が見物している。

芝居について記したものとしては、先述の『巖島道芝記』の「四季市店」にある「芝居は夏堂のまへ、山王の左右、荒えびすの辺にあり。」が、最も古いものであろう。夏堂は神社本殿の後方にあった明神の本地仏・十一面観音を安置した観音堂である。ここには夏堂の前と山王社の左右、荒胡子社の辺りの四箇所、芝居小屋があったと記されている。これらの芝居小屋でどのような興行があったのか記されていないが、土地の広さから山王社の左右は人形芝居などの小屋であったと思われる。水を使うからくり人形芝居は、水の便のよい荒胡子社付近で興行されたものであろう⁽¹⁹⁾。

ところで歌舞伎は、室町時代から近世初頭にかけて社寺の祭礼と結んで流行した、小歌・笛・太鼓・三味線などに合わせて踊る民衆の風流踊りに始まる。天正の頃の「ややこ踊り」（少女の小歌踊）の舞台芸能化を経て、慶長八年（1603）、出雲の阿国が京で阿国歌舞伎（女歌舞伎）を創始し、女歌舞伎も続いて興った若衆歌舞伎もともに約四半世紀続いたが、風俗を乱すとして禁止され、承応二年（1653）、成人男性だけの野郎歌舞伎が起こった。寛文四年（1664）、二場以上場面展開をする続き狂言が生まれ、容色本位でない「物真似狂言尽し」という演劇として発展、元禄期には京に三座、大坂に四座、江戸に四座の劇場が出現している。宮島にはこうした三都の歌舞伎が招来される以前から、「地芝居」「地狂言」と称される農民などの旅役者による芝居が来ており、三都の歌舞伎招来後も引き続き平行して興行されたと考えられる。

それでは一体何時頃から、宮島で歌舞伎興行が始まったのであろうか。『宮島歌舞伎年代記』で薄田⁽²⁰⁾は、寛文から延宝・天和（1661～1683）の頃、宮島の歌舞伎興行はあったであろうという。松本山雪が寛文年間（1661～73）に描いたと推定される屏風には、本社東の御垣カ原辺りの芝居小屋が省略されているといい、また天和二年（1682）刊行の西鶴の『好色一代男』巻二に出てくる、「宮島の芝居ずきに」さまよう奈良二王堂の飛子（歌舞伎一座の下級役者で男色の相手にもなった）の話などを挙げてその理由としている。しかし、山雪は人形芝居より広い舞台を必要とする歌舞伎の芝居小屋を省略するであろうか。近世以来、年四度の市には諸種の旅芝居の興行はあったと思われるが、京大坂・江戸の歌舞伎興行は、元禄期以降ではなかろうか。江戸前期は歌舞伎が度々幕府の禁止を受け、野郎歌舞伎が起こって、狂言尽しの劇内容を深め、演技・演出などにおいて発展を遂げつつあった時代である。山雪の図にあるとおり、寛文年間の頃は人形浄瑠璃が宮島芝居の中心的存在であったのではなかったろうか。残された番付記録などから、三都の舞台を踏んだ役者が出る歌舞伎興行が盛んになるのは文化・文政期以降と考えられる。

人形浄瑠璃と歌舞伎は、元禄時代に民衆文化の一つとして発達した芸能である。しかし日本の古典芸能史から見ると、人形浄瑠璃の方が歌舞伎より一足先に集大成され、全盛期を迎えている。人形浄瑠璃は享保・宝暦（1716～63）の頃、集大成されたが、歌舞伎は半世紀遅く、化政期（1804～29）を中心に舞台・音楽・舞踊・演技・演出などにおいて集大成され、幕末にかけて完成を見た。天才的な浄瑠璃の語り手で「義太夫節」を確立した初代竹本義太夫⁽²¹⁾は、貞享元年（1684）に大坂で「竹本座」を旗上げし、その年の三月市か六月市に宮島で芝居興行をしている。『浄瑠璃大系図』^{おおいし}（天保十三年刊）は、竹本義太夫の「巖島明神祈願の図」（図110）を載せている。これは竹本義太夫がまだ清水理太夫といっていた頃、宮島へ下り芝居興行をする間、暇ある毎に巖島明神へ参籠して芸道上達を祈願したところ、夢に天童が現われ一卷の軸を授かり、是より芸道が大いに上達、天下の名人と称されるようになった、という詞書が付いている。義太夫節は浄瑠璃語りの異名になるほど流布し、以後、宮島の芝居興行は芸能人に特別な意味を持つようになったほか、宮島で評判をとるのが出世のきっかけと考えられるようになった。

さて、元禄時代の宮島歌舞伎に関する史料は乏しいが、先行研究によれば⁽²²⁾、元禄三年（1690）頃から宮島の夏市に来演した芝居興行は、ほぼそのまま豊後府内（大分市）の^{はら}原八幡宮の浜之市に行くという巡業ルートができていたといわれる。従って浜之市芝居の興行内容から宮島芝居の内容を凡そ推測することができる⁽²³⁾。元禄三年の八月から九月

にかけて巡業された浜之市芝居の記録⁽²⁴⁾には、人形浄瑠璃と竹田からくり、軽業の中芝居、その他の軽業の小芝居二つの計五座が記されているが、歌舞伎の記録はない。元禄年間で歌舞伎興行の記録があるのは、元禄七年（1694）と同十四年（1701）である。元禄七年には大坂の「狂言尽」をはじめ、からくり芝居、難波の操芝居など五座⁽²⁵⁾、同十四年には大坂の「大芝居狂言尽」と大操、中芝居の南京からくりなど六座の興行が記録されている⁽²⁶⁾。「狂言尽」「大芝居狂言尽」といわれた歌舞伎の出演関係者数は、各々六十五名、七十一名と他の人形芝居や軽業などの中・小芝居に比べて格段に多い。元禄に続く宝永以後（1705～）も人形浄瑠璃や歌舞伎の大芝居の巡業はしばしばあったが、化政期以後、歌舞伎芝居の史料は急に豊富になる。その理由の一つとして、ここでは市立とともに芝居興行を支えた富くじ興行について触れておきたい。

富くじは江戸時代初期に始まり、本来、幕府や藩が社寺の修理費などを捻出するために公認したかけ勝負（賭博）であった。社寺の扶持を賭い、藩や開催地の財政を潤すものとして諸国に広まり、広島では尾道、御手洗、廿日市、三次などでも行われたが、射幸心を煽り民衆の生活を乱すものとして、藩は城下や領内の者の富札購入を禁止し、他国の富くじ参加を厳しく取り締まった。宮島の富くじ興行は元禄の頃からあり、藩の許可を得て他国からの人寄せ・銀寄せのために、四季の市立に合わせて行われた。宮島の宝くじ興行も度々禁令が出され、その都度「宮島難渋ニ付」などの理由によって再開されている。富くじは「大東入札払」⁽²⁷⁾と称され、宮島奉行が統括関与するもので、一口の二十分の一が奉行へ納められたという⁽²⁸⁾。また富くじの収益は、上方や江戸から名優を抱える座本を招来する費用として当てられたほか、当地の社寺の修理や社人の手当てなど各種の経費にも使われている。神能の章で述べたように、享保から化政期にわたって宮島奉行を勤めた青木猪助が能装束十三領を、伊藤半右衛門が六領を寄進したのもこの収益によると推測される。

「宮島の大芝居」（『元凱十著』）⁽²⁹⁾によれば、上方の大芝居を招くに当り、宮島の芝居請方（勧進元）は契約金の一部を宮島奉行から借用して当て、芝居興行が始まったら日々の入金を届け出、興行終了後、決算して借入金を返納、万一欠損が出て追徴されなかったという。宮島繁栄の保護施策であったと考えられている。

富くじの行われる富座は遊女の町であった新町の奥にあった。慶応二年（1866）の記憶地図であるが、「宮島花柳界・富くじ界晩終地図」（宮島歴史民俗資料館蔵）（図111）には西蓮町の側に富座があり、近くに富札工場、富札口屋、銀座や富の市が記されている。現在跡地に石碑「大東富くじ場跡」（図112）が立っている。

(二) 化政期以後の芝居と芝居小屋

宮島芝居は近世以降、当社の三大法会である春秋の大宮祭と夏の船管絃をはさんで開かれる市立の隆盛とともに、盛んになって行ったと思われる。寛永九年(1632)の春市で、藩主が南蛮渡りの羅紗・虎皮・綿衫・紗綾・砂糖など珍重な品々を買上げたことが、その買物帖に見える⁽³⁰⁾。その市立に集まる人びとを対象に、また人寄せの手段として種々の芝居や見世物が興行された。芝居の中でも歌舞伎と人形浄瑠璃は、元禄期を中心に優れた戯曲作家、役者、演出家が出、内容的にも一段と発達を遂げた。富くじ興行の収益による藩の経済的支援もあって、化政期以後、上方や江戸から一流の歌舞伎一座を呼び、宮島は芝居どころとして全国に知られるようになった。

それを示す史料は、文政八年(1825)に大坂で板行された「諸国芝居繁栄数望」⁽³¹⁾(図113)であろう。この見立番付⁽³²⁾には、東方の大関・江戸中村座、関脇・江戸市村座、小結・江戸森田屋、前頭の尾張橋町・清寿院・若宮八幡・加賀金沢川上に次ぐ前頭五枚目に芸州宮島市が載っている。これは前頭六枚目の讃岐金毘羅市より上位であり、西方の前頭五枚目の長門萩と同位である。面白いのは最下段に載っている「諸国芝居の希有」で、この見立番付に載る東西各66カ所、計122カ所の芝居所の中から、11カ所の珍しい芝居所を紹介している。東方前頭四枚目・加賀金沢芝居では、見物人が喧嘩した時に狂言(芝居)が終るまで入れておく牢がこしらえてある、といい、続いて「芸州宮島芝居」は「親さるが子猿をたんとつれて屋ねのまから芝居を見物するもおかし」と紹介されている。この見立番付表から宮島芝居は、江戸三座と京四条大かぶき芝居、大坂市の芝居に次いで、尾張名古屋芝居、加賀金沢芝居、伊勢古市芝居などと肩を並べる芝居所として評判を得ていたことがわかる。

江戸後期の宮島歌舞伎について、『芸州巖島図会』巻二「歌舞伎芝居の図」(図114)の詞書は、次のように記している。

毎歳の三度の市には、歌舞伎の名人あまた来り、大宮の東の舞台に於て勸進興行す。
京都の顔ミせ・浪花の二三の替にもをさをさおとらぬ賑ひて、西海第一の劇場なる
こと、世によくしる所なり。

元禄の頃から年三度になっていた宮島の市立に、多くの歌舞伎の名人が来島して大宮の

東・御垣ヶ原の芝居小屋で勧進興行をし、その賑いは西海第一の劇場と広く知れ渡っていたのである。図には幾本も幟が立つ芝居小屋や軒を連ねる芝居茶屋、雑踏の中を新町の遊女を先頭に袷に威儀を正した役者たちが舞台へ乗り込む姿などが描かれている。幟には中村歌六、座本中村梅吉、中山みよしの文字が見え、茶屋の軒下には、いし平、さかまん（坂万）、のぜん（野前）、おりご（折五）、多葉利、岩彦などと書かれた提灯が下がっている。通り道を夥しい群集が埋め、繁栄した夏市と芝居興行の様子を伝えている。

なお、これは天保七年（1831）の夏市の光景であることが、残された芝居番付からわかる。番付には「(天保七) 申の六月吉日より宮島大芝居にて 座本中村梅吉」(図 115)とあり、図会に描かれた芝居小屋の檣に掲げられた座印と同じ矢車紋が摺り込まれている。この時は「忠臣蔵」「先代はぎ」などの芝居が上演され、若女形に中村歌六、中山みよしの名が見える⁽³³⁾。

その他宮島歌舞伎に関わるものでは、天保六年（1835）七月、江戸の名優・七代目海老蔵⁽³⁴⁾と八代目団十郎⁽³⁵⁾が巖島神社へ奉納した扁額がある。これは「永代奉常燈明」(図 116)の墨書を板に刻字したもので、現在、千畳閣に掲げられている。七代海老蔵こと七代市川団十郎は、化政期から天保・嘉永（1830～54）にかけて、江戸だけでなく長く京坂の劇場で活躍した名優である。天保六年は、同四年に子息新之助に団十郎の名を譲って自ら七代海老蔵と改称、座元中村梅吉と組んで初めて宮島入りした海老蔵四十四歳の時であった。海老蔵はこの芝居興行中に、神社廻廊に掲げられた初代団十郎の竹拔五郎、二代団十郎・幼名九蔵の不動明王を描いた絵馬⁽³⁶⁾を発見した。その絵馬は『巖島絵馬鑑』に図柄を残すのみで本体は失われている。絵馬が奉納された元禄十七年（1704）に初代団十郎が百下した記録はなく、江戸でその舞台を見た好事家が奉納したものと思われる。しかし、七代団十郎が百三十一年前に奉納されたその絵馬を発見したことが、自ら墨書して父子連名で扁額を奉納する起因になったことは間違いないであろう。

ところで前後したが、ここで宮島歌舞伎の先行研究を挙げておきたい。薄田太郎・純一郎の『宮島歌舞伎年代記』（昭和五十年刊）は、宮島芝居に関するほとんど唯一といえる研究書である。これには薄田父子の「宮島芝居概説」「宮島歌舞伎年代記」と、角田一郎⁽³⁷⁾の「宮島の芝居小屋」「宮島歌舞伎の起源と再興」を載せる。このうち年代記は諸家に収蔵されていた文化十一年（1811）から明治二十五年（1892）までの八十一年間の、欠落した二十年間を除く、六十一年間の宮島の芝居番付、約五百三十余枚を丹念に調査してまとめたものである。歌舞伎の番付を中心に遺存する他の芝居番付も合わせて年代順に載せ、番

付にある芝居の開催期日、座本、上演題目、役者、狂言作者、頭取、太夫元などをすべて記している。

座本や上演題目、狂言作者などの記録は勿論重要であるが、役者の名前が立役から実悪・色敵・敵役・若立役・若女形・娘方・子役まですべて載せられているほか、花形役者だけでなく、浄瑠璃、長唄、囃方、口上、振付などに至るまで全部名前を載せ、芝居興行の全容を知ることができる珍しい記録といえよう。また歌舞伎や人形浄瑠璃のほか、人形からくり、水芸、曲馬、曲独楽、足芸などの番付まであり、他方芸能史研究から見ても興味ある資料と思われる。番付には触込番付（前宣伝用）と実際の役割番付があるほか、必ずしも番付どおりに芝居が行われたとも限らない。しかし、これらの番付記録は宮島芝居の研究にとって貴重な基礎資料である。

次いで宮島歴史民俗資料館の年報に掲載された「宮島芝居関係資料」(1)・(2)⁽³⁸⁾が挙げられる。資料報告として載せられたものであるが、同館所蔵の見立番付や口上錦絵をはじめ、薄田の年代記に掲げられた歌舞伎の番付に、その刊行以後、同館が収集した番付を加えて、文化三年頃から明治七年までの番付の一覧表を作成し、番付の写真やその他の芝居関係資料などを載せている。その他全国的視野から宮島芝居を考えるには、守屋毅「地方と歌舞伎」（『日本の古典芸能 8 歌舞伎』）や神田由築『近世の芸術興行と地域社会』などは示唆に富む研究書である。

先に挙げた文化八年（1825）版行の「諸国芝居繁栄数望」をはじめ、宮島歌舞伎や宮島芝居関係の資料を多数所蔵するのは宮島歴史民俗資料館である。文化三年（1806）の歌舞伎・文化五年の浄瑠璃の番付をはじめとする芝居番付や、文化十三年の中村歌右衛門の芝居絵、喜永六年の市川海老蔵の口上錦絵、大正七年の中村鴈十郎らの奉納額、芝居小屋が描かれている木版刷りの巖島の図などを数多く収蔵している。

それでは宮島歌舞伎は何時頃まであったのか、芝居小屋の推移を見ることによってその終焉を知ることができる。宮島の芝居小屋については、先行研究に先述の角田の「宮島の芝居小屋」がある⁽³⁹⁾。これによれば宮島の芝居小屋が描かれた最古の作例である山雪の芝居小屋は、市立と芝居興行が終われば取り壊される掛け小屋であった。この画の制作年代は葎で囲った露天の見物席、舞台、人形の形などから、また左隻に描かれた小浦海岸の遊廓から、寛文（1661～1673）頃と推定されている。宮島の遊廓は寛永年間（1624～43）に広島城下から小浦へ移され、寛文十二年（1672）頃、新町へ所替されている。宮島の芝居小屋は、元禄頃の讃岐金毘羅芝居の図（金刀比羅宮蔵）にある芝居小屋が皆掛け小屋で

あったことから江戸時代中頃まで仮設の小屋であったと推測されている。

宮島に常設の芝居小屋ができるのは天明（1781～89）の頃である。天明三年（1783）の宮島町地図⁽⁴⁰⁾（図117）に記された大町の「ナベカリ芝居」と新町の「大東入札所」が常設の芝居小屋であった。「ナベカリ芝居」は宮島奉行の屋敷近くにあり、「大東入札所」は富くじ興行が行われる場所であると同時に、芝居興行が行われる常設の芝居小屋であった。序章で述べた寛政七年（1795）初春の木版「安芸巖島図会」には、本社東の御垣ヶ原に大きな「芝居仮屋」が建ち、また新町の近くに「常芝居」と書かれた小屋が描かれている（図118）。「芝居仮屋」は仮屋とあるが、客席にも屋根のある立派な全蓋劇場で本建築のように見える。しかし、「芝居仮屋」とあるのは組立式の仮設であったのかもしれない。一方「常芝居」とあるのは、市立の期間以外にも、子ども芝居や地芝居など何時でも誰でも広く使用できる芝居小屋であったと考えられる。文化八年（1811）の木版「安芸国巖島細見之図会」⁽⁴¹⁾に描かれた本社東の建物には「芝居」と記され、常設の小屋であったと考えられている。その他幾枚も巖島を描いた木版刷りが宮島歴史民俗資料館にあり、寛政五年（1793）の木版『芸州巖島図会』（図110）や文化十二年（1812）の木版「安芸巖島神社之図」などに見られる本社東の建物には、いずれも「芝居」と記されている（図119）。寛政から文化にかけて御垣ヶ原に本格的な大劇場が建てられたと思われる⁽⁴²⁾。従って天保十三年（1842）の「歌舞伎芝居の図」（『芸州巖島図会』巻二）の詞書きにある「西海第一の劇場」は、御垣ヶ原の常設の大劇場であり、図はその御垣ヶ原周辺の賑いを表わしていることがわかる。また、「遊女能を観に出る図」（同巻五）に描かれた芝居小屋は、新町の富座（大東入札所兼芝居小屋）であろう。残された番付から、文化三年頃から明治三年頃まで、ほぼ毎年六月に歌舞伎興行があったことがわかる。上方の役者も再々来島したことは嘉永六年（1853）六月の口上錦絵（図120）などから知られる。

しかし、明治維新によって宮島芝居は藩の強力な支援を失い、明治元年の太政官布告で富くじの禁令が出、経済的支えもなくなった。大劇場は築七・八十年経ち老朽化したためだろうか、明治四年に改築計画が進められていたが⁽⁴³⁾、翌五年三月市で芸子芝居を興行中に出火全焼した。嘉永三年の大風で倒壊した大鳥居が、明治八年に再建された機会に芝居小屋が建て直され、有志の株主所有の劇場・明神座として再出発した。そのこけら落しの興行と思われる番付に「当ル明治八年五月吉日ヨリ市場新小屋於大芝居興行仕候」⁽⁴⁴⁾とあり、また管絃祭に合わせて同年七月二十五日から興行された芝居の口上錦絵（図121）に、「五ヶ年前より休座に相成、若者役者修行の目当を失ひ、皆々なげき居候折柄、不斗当

年御招きに預り、云々」⁽⁴⁵⁾とある。「市場」は神社境内の市が立つ場所の意で、もとの御垣ヶ原に再建された新劇場で、明治八年五月、歌舞伎興行が再開されている。その時の嵐雛助一座の口上錦絵の詞書から、宮島歌舞伎は明治四年以来休座しており、この年の興行は五年振りとわかる。また興味深いのは、口上で宮島芝居が歌舞伎の若い役者の修行の場であると述べられていることである。

その後、明治十年頃、広島市内に常設の劇場が造られ、上方の芝居は主としてそこで興行されるようになった。市内での興行の後、宮島へ巡回することもあったが、宮島芝居はその存在価値を急速に失って行った。明治二十八年、劇場は解体され北之町へ移築されて引き続き明神座⁽⁴⁶⁾と呼ばれた。しかし、宮島歌舞伎は御垣ヶ原の大劇場が解体された時をもって終焉したといえる。明神座は大正時代の末、宮島劇場と改称して映画の上映などをしていていたが、昭和三十五年(1960)に電々公社に売却され、宮島の芝居小屋は完全に消滅した。御垣ヶ原の大劇場跡地には、明治二十八年に宝物陳列場(図114)が建てられた。その後昭和九年(1934)に宝物館が西廻廊を出た所に造られ、現在、大劇場跡地には社務所が建っている。

結語

宮島おどりは中世の多賀江念仏踊りに始まり、平安時代以来継承されてきた身近な祭礼芸能である舞楽や御島廻り船唄などの影響を受けて、宮島独自の芸能として発展をみた。神社の祭礼行事が時代の趨勢に影響される以上に、民衆の芸能は人びとの生活や時代の影響を強く受けてきたと思われる。昭和三十八年(1963)に宮島踊り保存会が設立されるなど、常に当島の住民が主役となって支え伝えてきた宮島おどりは、平成十八年(2006)に廿日市市無形文化財に指定された。

一方、『宮島歌舞伎年代記』に載る文化年間から明治中期までの番付記録を詳細に検討してゆけば、宮島歌舞伎についてさらに深く考察できるだけでなく、三都の歌舞伎の地方巡業や地芝居などの実体解明に役立つと考える。また、地域社会との繋がり、市立や富くじ興行など経済的側面などいろいろな角度から考察するほか、宮島歌舞伎を守屋毅の「地方芝居と農村歌舞伎舞台の分布」(「地方と歌舞伎」所収)の中に置いて、他地方の歌舞伎との関係を検討することなど今後の課題であろう。

[註]

第十一章

- 1 『宮島町史』資料編・地誌紀行 I、360 頁。
- 2 現在の愛媛県東予市字北条。多賀江は多賀谷ともいい、北条氏執権時代に地頭職であったと伝える。多賀谷氏は室町中期、伊予から倉橋島を領して移ったが、毛利氏に討たれ断絶したという。(『芸藩通志』)
- 3 『広島県史』の「房頭覚書」(1109 頁)には「亥ノ歳」(大永七年・1527)と記すが、福田直記編『棚守房頭覚書』には「寅ノ歳」とし、永正三年(1506)説をいう。また、野坂元定は「厳島神社の神事と芸能」の中で、桃山時代の初め、天正六年(1578)に始まったとする。
- 4 孟蘭盆の略。孟蘭盆経の目連説話に基づき、祖霊を死後の苦しみから救済する仏事。
- 5 平安時代に空也上人によって始められ、鎌倉時代に一遍上人によって広められた念仏の一形式・念仏を唱えながら踊躍する「踊念仏」が近世に発展したもの。
- 6 当代の世態・風俗・人情を背景として、当代の出来事に取材した文芸・芸能。
- 7 浄瑠璃などの男女の恋愛・情景についての語り物。
- 8 野坂元定「厳島神社の神事と芸能」『厳島民俗資料緊急調査報告書』広島県教育委員会、昭和四十七年、235 頁。
- 9 同 237-245 頁。
- 10 平成十八年度の廿日市市文化財保護審議会の「宮島おどり調査報告書」に依る。宮島踊り保存会に依れば、この他、近代以降の新作に、「宮踊り」「芸者踊り」「歌舞伎踊り」などがあるという。
- 11 池田道人「厳島の内侍」『芸備地方史研究』72、昭和四十三年ほか。
- 12 『厳島道芝記』152 頁。
- 13 『宮島の歴史と民俗』NO.1 17 頁、昭和五十八年。
- 14 坪内逍遙(安政六～昭和十・1859-1935)小説家・劇作家・評論家。伝統演劇の近代化を主唱し、シェイクスピアの翻訳や劇の上演、文芸協会の設立と付属演劇研究所の開設など近代演劇の革新を図った。
- 15 もと舞台と棧敷席の間の芝生に設けられた庶民の見物席をいい、有料の興行もの・演劇(人形・歌舞伎・新劇など)の総称。
- 16 平安時代の頃からいた人形遣い・傀儡師の芸と、室町時代後期に琵琶法師の語りから起

った三味線の伴奏による語りもの・浄瑠璃が結びついて発展したもの。

- 17 天正（1573-92）の頃、流行した俗語「かぶく」の連用形「傾奇」（異様な服装や行動をし奇に傾く）から来る語。慶長八年（1603）、出雲の阿国が京都で阿国歌舞伎（女歌舞伎）を始め、寛永六年（1629）の禁止により若衆歌舞伎が盛んになった。これも同じく風紀を乱すとして承応元年（1653）に禁止され、その後、野郎歌舞伎となり、寛文年間（1661-73）頃から筋書を持った演劇として発展、元禄十年代（1697-1704）に、江戸に初代市川団十郎、京坂に坂田藤十郎という名優が出、以後、すぐれた役者や脚本作家が輩出、宝暦年間（1751-63）頃から演技・演出・舞台などにおいて発達を遂げた。
- 18 松本山雪（？-延宝四・？-1676）は伊予松山藩の御用を務めた京狩野派の絵師と考えられる。本作品は紙本着色六曲一双屏風、各 160.5×368.0 cm。
- 19 『宮島歌舞伎年代記』国書刊行会、昭和五十年、297 頁。
- 20 薄田太郎（明治三十五年広島市生、NHK 勤務）とその長男・純一郎（昭和四年広島市生、広島テレビ放送勤務）の父子二代、戦中をはさみ半世紀をかけて昭和五十年に国書刊行会から出版された。
- 21 竹本義太夫（？～正徳四・？-1714）本名五郎兵衛。大坂天王寺村の農家に生まれ、清水理兵衛の弟子となり浄瑠璃を学んだ。はじめ清水理太夫の名で語り、貞享元年（1684）大坂道頓堀に人形浄瑠璃劇場「竹本座」を作り、ここを拠点に活躍、「義太夫節」を確立した。
- 22 守屋毅「地方と歌舞伎」『日本の古典芸能』8 歌舞伎（平凡社、昭和六十年）、神田由築『近世の芸能興行と地域社会』（東京大学出版会、平成十一年）、薄田太郎・純一郎『宮島歌舞伎年代記』など。
- 23 「浜之市芝居興行略年表」『近世の芸能興行と地域社会』110・111 頁。
- 24 元禄三年（1690）に大坂から、1. 竹田替り布袋大からくり并女舞形色々（45 名）2. 大操（37 名）3. 中芝居・蛛舞并放下（22 名）4. 小芝居二つの計五座が来たとある。
- 25 元禄七年の興行は、1. 大坂の狂言尽（63 名）2. 同からくり芝居（29 名）3. 同女舞馬ノ曲（14 名）4. 難波の操芝居（33 名）5. 江戸の居合芝居の五座。
- 26 元禄十四年の興行は、1. 大坂の大芝居狂言尽（71 名）2. 同大操（32 名）3. 同中芝居南京からくり（16 名）4. 同居合小芝居（5 名）5. 筑前のこま廻シ之小芝居（3 名）6. 新仕形舞（22 名）の六座。
- 27 新たきぎの大束を入札するという形で富くじが行われた。

- 28 小鷹狩元凱（弘化三～昭和九・1846-1934）の「広島雑多集」『元凱十著』（昭和五年）に依る。旧藩士元凱の父山下平八郎は、文久三年から慶応三年まで四年間、宮島奉行であった。同集に父の見聞に基づいて「宮島の富くじ」について記述。
- 29 同上「広島雑多集」
- 30 『新修広島市史』第4巻、77頁に「寛永九年卯月十日広式買物帖」（浅野長武所蔵）によれば、日常生活物資でも、近世前半期は巖島でまず買い付けられ、広島へ運ばれる品物も多かったと記す。
- 31 欄外に「文政八年酉の大新版」「大坂日本橋南詰一丁東本屋安兵衛板」とある。宮島歴史民俗資料館蔵。
- 32 相撲の番付を模して、評判の順位をランキングづけして配列した表。
- 33 『宮島歌舞伎年代記』81頁。
- 34 七代市川団十郎（成田屋白猿、寛政三～安政六・1791-1859）は幼名小玉、四歳で初舞台を踏み、寛政十二年九歳の時、市村座で団十郎の名を襲名。天保三年三月（四十二歳）、子息に団十郎の名を譲り、七代海老蔵と改称。同十三年六月（五十二歳）、質素儉約の令に触れ、江戸十里四方追放、嘉永二年追放赦免、安政六年四月二十三日没。六十八歳。
- 35 八代市川団十郎（成田屋三升、文政六～安政五・1822-1858）は七代団十郎の長男、幼名新之助、文政十年五歳の時、中村座で初舞台を踏み、天保三年三月、市村座で八代団十郎を襲名。新作「切られ与三郎」など当り役が多く、才能に恵まれたが、大坂中座で父と出演予定の安政五年八月六日自死。三十二歳。（伊原敏郎『近世日本演劇史』参照）
- 36 絵馬「竹拔五郎之図」は、天保三年（1832）刊行の『巖島絵馬鑑』巻三に所収され、図柄・年記・由来などがわかる。それによれば、縦三尺五寸、横五尺余の板の上に金地極彩色で描かれており、図から元禄十七年三月十二日（1704）武陵 竹立子が画いたものとわかる。『宮島歌舞伎年代記』には画面に書かれた「武陵 竹立子」を奉納者とする。しかし、画面にあるのは筆者の名である。但し、筆者が奉納することもあり得る。なお、古びたこの絵馬を廻廊に発見した七代団十郎は、修復して金子を添えて改めて神社へ奉納し、また百両以上の費用をかけて「竹拔五郎之図」を加えた扁額集『巖島絵馬鑑』を出版、諸方に配ったといわれる（『俳優百面相』『近世日本演劇史』）。詳細は『宮島歌舞伎年代記』に記述される。
- 37 広島県立女子大学教授
- 38 『宮島の歴史と民俗』NO.1、NO.2 に所収。昭和五十八・五十九年発行。同館学芸員高橋

修三著。

- 39 角田一郎はこれより先、『近世文芸』18号（昭和四十五年七月）に「宮島大芝居劇場考」を發表している。
- 40 吉田弘蔵。（角田一郎「宮島の芝居小屋」）
- 41 信多純一蔵。（同上）
- 42 角田は、芝居小屋が本建築になったのは文化初年（1804）頃とする。
- 43 吉田弘蔵「吉田家日記」（広島県史編纂室が収集）に依る。
- 44 『宮島歌舞伎年代記』180頁。
- 45 同上184頁。
- 46 旧大劇場より小さくなり、後に住田玉市が劇場主となり、昭和二十一年に玉市歿後はきみよ未亡人が維持経営していた。

第十二章 図絵に表わされた巖島の芸能と現在

緒言

映像も写真もない時代の巖島の芸能を知るうえで、描かれた図絵はそれらに代わる重要な役目を果たすものであろう。そこで本章では、本論でとり挙げた巖島の芸能、舞楽・管絃・神能・神楽・東遊・延年・宮島おどり・宮島歌舞伎のうち、図絵に描かれた舞楽・管絃・神能の関連資料を中心に、現代の巖島の芸能を写真によって示す。今日まで継承されている芸能については、図絵・写真も比較的多いが、失われた芸能に関するものはほとんどない。なお、本章に挙げた図絵・写真・関連資料については、論文中の図版と区別してNo. 1から順番に記し、「図版リスト I 図絵・写真に見る巖島の芸能」を付す。

第一節 舞楽関連の図絵と現在

平安時代に始まった舞楽を知ることができるのは、これまで検証して来たように、ほぼ活字に依るものであった。しかし、長く恒常的に行われて来た舞楽は、しばしば図絵に描かれている。その最も早いものは、鎌倉時代の『一遍上人絵伝』巻十である。これについては既に触れているが、さらに詳しく述べておきたい。以下、図絵に表された舞楽を古いものから順次挙げ、続いて現行の舞楽十六曲を正月の祭礼に奏されるものから順番に取り上げて解説する。

No. 1 「巖島社頭の図」内侍の舞『一遍上人絵伝』巻十

『一遍上人絵伝』は、時宗の開祖一遍智真が十五歳で出家し、正応二年（1289）に五十一歳で没するまでの生涯を絵と詞書によって表わした伝記絵巻である。全四十八段、絹本若色の絵巻で、十二巻から成る。一遍が訪れた高野山・熊野三山や石清水八幡宮など著名な社寺や名所の景観の中に人物を描き、一種の山水画や名所絵ともいえる「一遍聖絵」と、「一遍上人伝」の詞書が交互に展開する。その巻十に備後一宮・吉備津神社の景観に続いて巖島神社の社頭図がある。まず大鳥居の傍を参詣の旅人を乗せた小舟や米俵を積んだ舟が行き交う海原が広がり、次に森巖な山を背後に現在の千疊閣辺りから俯瞰した社殿の様子が描かれている。檜皮葺、切妻造りの本殿の前に、入母屋造りの拝殿があり、祓殿が省略されて拝殿と客人神社と廻廊が結ばれ、拝殿前方の海中に舞台がある。舞台では内侍た

ちが髪を上げ袖を振り、妓女の舞を奉じている。それを一遍一行が拝殿正面に座して熱心に見ている場面が、闊達な描線と鮮やかな色彩で描かれている。

一遍にとって二度目の巖島参詣となる弘安十年（1287）の秋、巖島へ渡った一遍のために内侍たちは臨時の祭を催し、舞楽を奉じた。第四十段の詞書に「又、同年の秋、安藝の巖島に詣て給（ふ）に、内侍等帰敬し奉りて、臨時の祭を行なひて妓女の舞を奏しけり」とある。西廻廊では楽人が金鼓・大鼓・笙・箏など奏し、公家・武家・僧や庶民が妓女の舞いを一遍一行と一緒に見物している。

『一遍上人絵伝』の第十二巻の奥書に「正安元年^二八月廿三日 西方行人聖戒記之畢、画図 法眼円伊、外題 三品経尹卿筆」とある本絵巻は、西方極楽浄土を願って念仏する^{しう}聖戒が詞書を記し、画は法眼円伊、卷子の題簽は三品（正三位）世尊寺^{つきただ}経尹卿が書き、一遍没後十年目の祥月命日に出来上ったことが判る。詞書の「一遍上人伝」を記述したのは、一遍の高弟・聖戒である。聖戒は十六年間に及ぶ一遍の遊行のうち十四年間を一遍と行動を共にし、身近近く従った人で、四国の豪族河野氏出身の一遍の従弟とも言われる。画を描いた法眼円伊については、二・三の説⁽¹⁾があるが、画功をもって法眼⁽²⁾に叙せられた専門の絵師で、本絵巻の筆者ということ以外は不明である。外題の筆者世尊寺経尹は平安中期の三蹟の一人藤原行成⁽³⁾を始祖とする世尊寺流宗家の当主で、当代宮廷書道界の第一人者であった。全十二巻の絵伝は先行研究⁽⁴⁾から、絵は円伊を中心に三人以上の専門絵師によって描かれ、詞書は当時能書の公卿四人によって清書されたとされる。また、巻末に見える「一人のすすめによりて」から、本絵巻は関白九条忠教^{たかゆき}の援助によって制作されたと推定されている。

要するに『一遍上人絵伝』は、当代一の地位にあった関白九条忠教の発案、勧進によって、一遍の一族でその行状を目の当りにした高弟・聖戒が記述した伝記を、当時第一級の絵師と能書家数名が共同制作して成ったものである。本絵巻は昭和二十七年に国宝に指定されている。（京都・歓喜光寺蔵、鎌倉時代、絹本着色十二巻、縦 38.2 センチ 全長 1143.3 センチ）

No. 2 絵馬「童舞の図」

現存する巖島神社の百数十点の絵馬のうち、室町時代の墨書銘がある最古の左右一對の絵馬である。下げ髪に天冠を付け、^{ひき}椀を持って舞う可憐な童児の舞姿を描いている。赤色の^{ひょうとう}襦袢、丸紋散らしの装束をつけ、片足を上げ活発に舞う動きの一瞬をとらえている。両

面十行の墨書は後世の落書きである。額裏の墨書銘から永正十七年（1520）六月、慶秀筆と知れるが、慶秀については、画風から大和絵系の絵師とみなされる以外不詳である。

厳島神社には室町時代以来、祈願・報謝のため数多くの絵馬が奉納されて来た。『芸藩通志』卷十三に、「其数幾百枚なるを知らず」と記され、江戸時代まで両宮三棟拜殿から東西廻廊に高下左右すき間なく掛けられていたという。「童舞の図」の絵馬は清盛の時代以来、祭礼の度に繰り返し奉納されている舞楽を描き、厳島神社と舞楽の深いつながりを示すものといえる。（厳島神社蔵、室町時代、板地彩色二面、各 62.0 センチ×89.0 センチ）

No. 3 舞楽の図『厳島道芝記』卷六

江戸時代の『厳島道芝記』卷六、年中行事の中に載る舞楽図である。海中の平舞台の上、六段の階段と高欄がある高舞台で、長い鉾を振って舞人一人が舞っている。その周囲に笙・箏など奏でる楽人が四人描かれている。舞人も楽人も同じ鳥甲に襲装束の半臂だけの姿である。図は三月十五日大宮祭における「振鉾」を描いたものと思われる。

No. 4 絵馬「舞楽太平楽・狛鉾」

「太平楽」と「狛鉾」は「伊都岐嶋千僧供養日記」にも見る舞楽の曲で、現在も正月三日の元始祭で舞われている。華麗雄壮な武舞「太平楽」と閑雅な平舞「狛鉾」を対で描いている。左側の「太平楽」（唐楽）は、鳥甲を被り華やかな文様を織出した袍に毛縁の襦袢を着た楽人が大太鼓を奏で、緋色の袍に金色の鎧甲を着、鉾と剣を持った武人姿の舞人四人が舞っている。右側の「狛鉾」（高麗楽）は、右上方の幕の中で鳥甲に金欄縁の襦袢を着た楽人が箏を奏でるなか、老懸を付けた巻纏冠を被り緑色の袍に金欄縁の襦袢装束で、棹を持って舞う四人の舞姿を描いている。

各々画面の端に元文二年（1737）九月の奉納年と、画面下方に「広陵 富士屋喜兵衛」をはじめとする丸岡屋、若狭屋、糸屋、桔梗屋、榎木屋、長賓屋、伊豫屋など十三人の奉納者名が墨書されている。また裏面にも各々「畫工 児玉丹倫守、記筆 長谷川九蔵弘篤、修司 藤井喜兵衛正央、巧匠田中甚平、鋪工銅虫源四郎」と、右面に「元文二年丁巳九月二十三日敬白」左面に「九月二十七日」の墨書銘が見える。

奉納者筆頭の富士屋喜兵衛は広島の大豪商で、寛政六年（1794）頃、長沢芦雪を招いた富士屋の先代当主かと思われ、本絵馬は城下の商人の協力によって奉納されたことが判る。また、筆者児玉丹倫斎については『古畫備考』に本絵馬を評して「丁寧なる畫也、海北流

か」と記されているほかは未詳である。飾金具は初代広島藩主浅野長晟に従って和歌山から広島へ移り住んだ金工師銅虫氏の子孫の制作と思われる⁽⁵⁾。厳島神社の正月恒例の舞楽を描いた本絵馬は、当時城下を代表する画工や職人たちの手によって制作されたものと推測される。(厳島神社蔵、元文二年、板地彩色二面、各 142.0 センチ×223.5 センチ)

No. 5 正月五日舞楽図『芸州厳島図会』巻五

『芸州厳島図会』巻五「祭礼并年中行事禱祀故事」に載る舞楽図である。江戸時代の正月五日は寅の刻（午前四時）から禁裡御祈禱、または天下御祈禱という祭礼があり、上卿以下諸祠官・内侍等が出仕して両宮で神楽や供僧の勤行があった後、舞楽が舞われた。本図は室町末期の棚守房頭の時代から一子相伝の「抜頭」が、高舞台で舞われるさまを描いている。社紋を染めた幕が上がった楽房には、楽を奏でる楽人たちの姿が見える。平舞台には烏帽子に狩衣姿の神官が控え、高舞台の周りには大勢の武士や町民などが坐して、肅然と抜頭の舞を見ている。雲形の中に「当社の俗人は、みな天王寺方の舞楽を学ふこと旧例なり。然るにこの抜頭は、いつのほとよりか彼等にはたえて、当社にのみのこれり。そのくはしきことどもは、宝物図会巻一のにのせたり。当社においてふかきゆゑある舞なれば、ここの図にもまづかけるなり。」という詞書がある。また画面右下には『芸州厳島図会』の著者で幕末に「広島の三歌人」の一人といわれた岡田清が、厳島の舞楽を見て詠んだ和歌「から国のその手ふりそといにしへにかへしてもみる舞の袖かな」を記している。「抜頭」は日の出の頃に舞われ、日の出の舞ともいわれる。本図はその「抜頭」が正月五日、夜明けの冷気のなかで舞われている厳かな社殿景観である。

No. 6 九月二十三日 山王祭之図『芸州厳島図会』巻二

同じ『芸州厳島図会』巻二に載る絵である。山王社は本社の東に在り、江戸時代には江州滋賀郡坂本から勧請した山王神と平清盛、佐伯鞍職の三座を祭神として祀った神社で、例年二月と十一月の酉の日に祭礼があり、佳節の九月にも祭典と舞楽が行われたことが、『芸藩通志』に見える。本図はその九月二十三日の山王社祭における舞楽を描いたものである。

山王社の鳥居の前、仮設の高舞台には高欄が廻らされ、四隅に立つ棹に高く幡が風に翻っている。二人の舞人が面を着け、毛縁の裃に樽を持っているもので、「納曽利」を舞っているものと思われる。高舞台の先には仮設の楽房が設けられ、その屋根の上から「太平楽」の持物と思われる鉾先四本と、小旗（鱒）を付けた棹先四本がのぞいている。拝殿には内

侍、上卿などのほか、供僧十名が向い合って坐している。高舞台を囲むように仮設された屋根のある見物席には袴を着て正座する武士の姿が見える。その背後に毛槍を持ったちっこ奴など家来が控えており、城下から来島したものであろうか。また反対側の敷物の上には大勢の庶民が座って見物している。

既述のとおり、山王社は明治初年の神仏分離によって名称を三翁神社と変え、三翁神社祭は現在、十月二十三日に催行されている。本図から多くの社人・供僧・内侍が出仕し、広島城下からも武家などが来島、沢山の人びとが見物した江戸時代の山王社の盛大な祭礼舞楽を窺うことができる。

No.7 舞楽 えんぶ 振鉦

「振鉦」は、舞楽の初めに舞台を清める御祓の意味を持ち、厳島神社においても年間祭礼のほとんどの舞楽奉奏の最初に舞われる。具体的には歳旦祭（一月一日）、地久祭（一月五日）、桃花祭（四月十五日）、推古天皇祭遥拝式（五月十八日）、市立祭（旧暦六月五日）、菊花祭（十月十五日）、三翁神社祭（十月二十三日）、天長祭（十二月二十三日）などである。

まず左方の舞人が一人、鉦を持ちとりかぶと鳥甲を被り、赤色の襲装束を着けみぎかたぬき右肩祖の姿で出て来、天の神に祈って鉦を上下左右に打ち振り一節を舞う。次いで同じく右方の舞人が一人、鉦を持ち萌黄色の襲装束で出て来、地の神に祈って鉦を上下左右に打ち振り二節を舞う。最後に左右の舞人が揃って出て来、並んで祖先のたま霊を祀って一、二節と同じ舞・三節を舞う。これをあやせほこ答鉦という。

「振鉦」は周の武王（在位 561-578）が、殷の紂王を討とうと商郊の牧野で左手にきん黄鉞（金のまさかり）を、右手にはくぼう白旛（先に白い牛の毛を付けた棹）を持って、天下平定・戦勝を祈ったありさまを舞にしたと伝えられる。古くは「天長地久・政和世理（一節）、おうけ王家太平・がわんじょうじゆ雅音成就（二節）、一天雲殊静・四海波最澄めり・十雨つちくれ壊破れず・五風杖を吹ず・天地合礼に和す（三節）」と唱和しながら舞われたというが、今は舞のみである。短い儀式的な舞である。ここに載せたのは、地久祭・菊花祭・三翁神社祭の振鉦である。

No.8 舞楽 まんざいらく 万歳楽（唐楽）

「万歳楽」は、太平楽と共に即位の時など慶賀の時に舞われるもので、厳島神社では二日祭（一月二日）、桃花祭（四月十五日）、推古天皇祭遥拝式（五月十八日）、市立祭（旧暦六月五日）、菊花祭（十月十五日）、三翁神社祭（十月二十三日）、天長祭（十二月二十三日）

で舞われる。舞人は四人、鳥甲を被り右肩を祖^うぎ赤色の襲装束で舞う。舞台四方を使って優雅に堂々と舞う。唐代に賢王が世を治めた時は鳳凰が飛来し、賢王万歳と讃えたといい、その声を楽に姿を舞にしたと伝える優美典雅な舞である。古来、「太平楽」とともに慶賀の時に必ず舞われたという。ここに挙げたのは、正月二日の「二日祭」で天王寺の舞人が高舞台で舞う「万歳楽」と、市立祭・菊花祭・三翁神社祭で厳島神社の舞人が舞う「万歳楽」である。

No. 9 舞楽 延喜楽^{えんぎらく} (高麗楽)

「延喜楽」は、「万歳楽」の番舞^{つがいまい}で慶賀の時に必ず舞われ、当社では二日祭（一月二日）、桃花祭（四月十五日）、推古天皇祭遥拝式（五月十八日）、市立祭（旧暦六月五日）、菊花祭（十月十五日）、三翁神社祭（十月二十三日）、天長祭（十二月二十三日）で舞われる。舞人は四人、鳥甲を被り萌黄色の装束で右肩を祖^ういで舞う。舞は醍醐天皇の延喜八年（908）に式部卿・敦実親王が作り、曲は左近少将・藤原忠房が作り、その時の年号を曲名にしたもので、古来、行幸などの時に舞われたといわれる。ここには正月二日の二日祭で天王寺舞人が舞う「延喜楽」と、市立祭・菊花祭・三翁神社祭の「延喜楽」を載せる。

No. 10 舞楽 太平楽 (唐楽)

「太平楽」は、最も代表的な武舞で、当社では元始祭（一月三日）に舞われる。舞人四人は鎧兜に^{かぶ}肩^{かた}喰^く・^{かた}脛^{かた}當^あ・^{かた}籠^{かた}手^てを着けた甲冑装束に^{かま}魚^い袋^{ぶくろ}と^{かた}胡^こ籬^しを背負い、太刀を佩き手に^か鉾^こを持って舞う。初めはゆったりと重厚に舞い、その後、太刀を抜き軽快な打物（鞆鼓）に乗って敵味方攻防のさまを舞う。『楽家録』によれば、漢の高祖と項羽の会見のさまを舞にしたものという。項羽の臣が剣の舞をしつつ高祖の殺害を試み、それを知った高祖の味方が剣を持って舞いながら高祖を守ったという。古来、即位の礼など慶賀の時に舞われ、平和な治世を祈った。絢爛豪華な甲冑装束をまとった武人の力強い舞で、年に一度、元始祭で天王寺楽人によって舞われる。

No. 11 舞楽 狛鉾^{こまぼこ} (高麗楽)

「狛鉾」は、棹を持って舞うところから「棹持舞」とも呼ばれ、当社では元始祭（一月三日）に舞われる。舞人四人は老懸をつけた卷纒の冠を被り、近衛武官の乗馬装束と同じ^{きんらんべり}金欄縁の萌黄色の裃を着、それと同じ唐織の指貫を穿く。昔、五色に彩色した棹を操っ

て高麗から来貢した船が港に入るさまを表わしたものとされる。棹を操る振りや大波小波などを表す振りが随所に見られ、最後に棹を肩に載せて船が港に着いたことを表わす。写真は正月三日の元始祭で天王寺舞人が舞う「狛鉾」である。

No. 12 舞楽 胡徳楽 (高麗楽)

「胡徳楽」は、酒宴のさまを表わし、舞楽というより伎楽（中国古代の民間芸能）に近く、元始祭で当社の舞人によって演じられる。舞人六人のうち四人は酒に酔った赤い面を着ける。主賓の一臈（最初に舞台に登場する者）の鼻は動かないが、二・三・四臈（二・三・四番目に登場する者）の長い鼻は動く。まず一臈、二臈の順に登場し、次いで献盃と呼ぶ唐冠に蔵面をつけ襲装束に笏を持った主人役が出て来る。続いてその従者で笑面を着けた瓶子取、三臈、四臈の順に舞台に上がる。献盃が四人の舞人に酒をすすめ、酌をして回わりながら盗み飲みした瓶子取が、他の舞人が舞台を降りた後も独酌で強かに酔っぱらい、千鳥足で退場するという単純な筋書である。舞人は襲装束であるが、献盃以外は袍を着けない。平安中期、仁明天皇（在位 833-850）の時代に、常世乙魚（帰化笛師）が唐楽から高麗楽に改作したといわれる。写真は元始祭で舞人が順次高舞台に上がり、酒宴を繰り広げた後、順次舞台を下りる場面である。

No. 13 舞楽 蘭陵王 (唐楽)

「蘭陵王」は、単に「陵王」ともいい、龍を戴く仮面を被り、金色の桴を右手に持って舞う。軽快華麗な一人舞で、当社では元始祭（一月三日）、桃花祭（四月十五日）、推古天皇祭遥拝式（五月十八日）、市立祭（旧暦六月五日）、菊花祭（十月十五日）、天長祭（十二月二十三日）など多くの祭礼でしばしば舞われる。また、一般の人の祈願奉納の求めに応じて奉奏される。龍の丸紋二つを前後に表わした毛縁の裋襦、赤色の袍に多彩な唐織の指貫など装束も華麗である。

中国の北齊（550年頃）の王・長恭は大変美形であったので、戦場に出る時はいかめしい龍の仮面を被って指揮をとり、連勝したという。この舞は長恭が周の大軍に大勝した時の姿を表わしたものである。聖武天皇の天平八年（736）に、林邑（現・ベトナムとタイ）の僧仏哲が伝えたもので舞楽の中でも特によく知られている。写真は元始祭で天王寺舞人によって舞われる「蘭陵王」と、地御前神社祭・市立祭・菊花祭で舞われる「蘭陵王」である。

No. 14 舞楽 納曾利 (高麗楽)

「納曾利」は、二人で舞うのを「^{もつりりゅうのまい}双龍舞」ともいい、一人で舞うのを「^{らくせん}落蹲」という。当社では元始祭をはじめ「蘭陵王」の番舞として同じ時に舞われる。^{つりあご}巾類、暗緑青色の龍の面を着け、金欄の^{むす}牟子（面帽子・頭布のようなもの）を被り、赤色の袍に鳥の丸紋二つを前後に織り出した毛縁の裯襦を着用する。裯襦と指貫は同じ萌黄色の唐織である。

舞人は右手に銀の桴を持ち闊達に舞う。「双龍舞」は二匹の龍が楽しく舞い跳ねるさまを表わし、古くは相撲や競馬などの勝負ごとがある時、右方の勝利を祝って舞われたという。写真は元始祭で天王寺舞人が舞う「納曾利」（双龍舞）と、地御前神社祭・市立祭の時の一人舞（落蹲）、および菊花祭で舞われた「納曾利」である。なお、現在は二人舞を「納曾利」、一人舞を「落蹲」という。

No. 15 舞楽 甘州 (唐楽)

「甘州」は、正月五日の地久祭でのみ舞われる。舞人四人は襲装束の両肩袒で四手雲を織り出した金欄に五七の桐紋の^{たしかかなぐ}透金具を付けた鳥甲を被って舞う。優雅な文舞であるが、中に種を播く所作に似た「種子播手」という速い動きがある。曲名は甘竹の産地・甘肅省甘州の地名から来、甘竹を切り出す時、この曲を奏でると蛇や毒虫が寄りつかなかったといわれる。『教訓抄』によれば、舞は唐の玄宗の作という。写真は地久祭で雨天のため祓殿で舞われる「甘州」である。

No. 16 舞楽 林歌 (高麗楽)

「林歌」はまた、地久祭で年に一度舞われる。舞人四人は特殊な甲と装束を着ける。甲は和紙を張り合わせ、四菱・七宝・亀甲文様を描いた大振りなもので、袍は四手雲の地文のある朽葉色の紗に、金銀箔で三十数匹の鼠の刺繍を施した短い別装束である。

『楽家録』には高麗の^{げしん}下春の作と記される。唐楽にも舞はないが同名の曲があり、昔、^{まのすけ}甲子の日に奏されたという。写真は「甘州」の番舞として、地久祭で舞われる「林歌」である。

No. 17 舞楽 抜頭 (唐楽)

「抜頭」も年に一度、地久祭で正月五日の早朝、日の出の頃舞われる。長く棚守野坂家に一子相伝され、舞人一人、黒髪を乱し真赤な面を被り、赤色の袍、毛縁の裯襦に「^{たい}錐

と呼ばれる短い桴を右手に持って舞う走舞である。

この舞は天平八年（736）の聖武天皇の頃、林邑の僧・仏哲が伝えたといわれ、猛獣に殺された父の仇を討った胡人（中国西域人）が歓喜する様子を表わしたものとされる。また一説に、インドのヴェータ神話にある王の名馬が悪蛇と戦い退治する劇に由来するともいう。

「抜頭」は天正元年（1573）、天王寺楽人・岡昌歳から巖島神社棚守・佐伯房頭に伝授され、その後天王寺で「抜頭」の舞が絶えたので、寛政八年（1796）に棚守房頭の子・元貞から、岡昌歳の子・昌綱へ復伝されたことで知られる。写真は地久祭で平成十六年（2004）に四十二年間舞った現宮司から伝授を受けた野坂元明権宮司が舞う「抜頭」である。

No. 18 舞楽 還城楽（唐楽）

「還城楽」も、「甘州」・「林歌」・「抜頭」ととも当社では正月五日の地久祭で年に一度舞われる。舞人一人、頬と下顎が動く真赤な面と赤い金欄の傘子（面帽子）を被り、赤色の毛縁の裨襦を着け、手に桴を持って舞う。舞人が舞台中央にどくろを巻いて鎌首を持ち上げる蛇を見つけ、歓喜勇躍して捕らえ活発に舞う走舞である。中国西域の人が蛇を見つけ喜ぶ様とも、インドのヴェータ神話に出て来る王が悪蛇を捕えて還える姿ともいわれる。

還城はまた凱旋帰還を意味し、唐の玄宗皇帝が皇后韋氏の乱を平定して城に還った時作曲しためでたい曲といわれる。写真は地久祭で抜頭の番舞として舞われる「還城楽」である。

No. 19 舞楽 一曲（雑楽）

「一曲」は振りがなく、歩きながら楽を奏し、道楽といわれる。当社では桃花祭と菊花祭で舞われる。舞人は左方一人、右方一人。左方の舞人は鳥甲に赤系の襲装束を着け、左手に振鼓を持って、首から吊るした鶏婁鼓を右手に持った桴で拍子に合わせて打つ。右方の舞人は鳥甲に緑系の襲装束を着け、首から紐で吊るした壺鼓を、右手に持った桴で各拍子ごとに打つ。行幸や大葬の行列などに奏された。写真は十月十五日の菊花祭で舞われる「一曲」である。

No. 20 舞楽 蘇利古（高麗楽）

「蘇利古」は一名、「鼈祭舞」ともいい、当社では一曲と同様に桃花祭と菊花祭で舞われる。舞人四人は老懸をつけた巻纒の冠を被り、蔵面（雑面とも書く。和紙に絹を張り墨

で人の顔を描いたもの)を着け、普通は両肩祖の緑系の襲装束であるが、厳島神社では蚕絵の袍に白い桴を持って舞う。

朝鮮で酒造りの時に竈と井戸を清め祀った様子を舞にしたものという。応神天皇の時代に百済の須須許理が帰化して造酒司となり、この曲を用いたといわれる。写真は菊花祭で舞われる「蘇利古」である。

No. 21 舞楽 さんじゅ 散手 (唐楽)

「散手」は「散手破陣楽」ともいい、当社では桃花祭と菊花祭で舞われる。舞人一人は龍甲りゅうこうを被り、黒々した眉・顎鬚を持ち赤く厳めしい面を着け、襦袢装束に太刀を佩き、手に鉾ほこを持って舞う。毛縁の襦袢は唐花の地紋に丸紋二つを織り出した唐織で、同じ唐織の指貫を着用する。鉾を大きく振りながら勇壮活発に舞う代表的な走舞であり、威儀あふれる武舞である。神功皇后が朝鮮出兵の時、率川いさかわの明神が現れて指揮したという様子を舞にしたといわれる。写真は菊花祭で舞われる「散手」である。

No. 22 舞楽 貴徳 (高麗楽)

「貴徳」は「帰徳候」ともいい、「散手」の番舞として桃花祭・菊花祭で舞われる。舞人一人、極彩色の大きな甲かぶつ(鸚鵡かぶつの頭をした龍甲)を被り、白い隆りゅう鼻白髭白眉の面を着け、緑系の袍に毛縁の襦袢装束を着用する。太刀を佩き鉾を持って重厚勇壮に舞う走舞であり武舞である。古代中国の漢に降伏した匈奴の王将・貴徳候の勇姿を表わしたものとわれ、渤海地方から伝えられたという。写真は菊花祭で舞われる「貴徳」である。

第二節 雅楽 (管絃と舞楽) 関係の図絵と現在

厳島神社の祭礼および祭礼舞楽と切り離せない芸能が管絃と舞楽(舞楽の楽・雅楽)である。正しくは管楽器と絃楽器の合奏である「管絃」と、管楽器の吹奏による「舞楽吹」であり、狭義の「雅楽」といわれるものである⁽⁶⁾。ここには管絃と舞楽の「楽」関係の図絵と現在を取り上げる。(しかし、ここでは狭義の雅楽のうち、舞楽の楽を雅楽と呼ぶ。舞楽の雅楽は曲目によって異なるが、舞ごとに「前奏曲」、舞人が登場する時の曲、舞の間演奏される「当曲」、舞人退場の時の曲の組曲からなり、この組曲を「一具」ともいう。)

現在、管絃は春夏秋冬の祭礼においてしばしば奏楽され、また舞楽の舞には必ず雅楽が奏され、それらは祭礼行事の中で常に重要な役割を担っている。夏最大の祭礼・管絃祭に

おける伶人（楽人）の勤めはことに重大である。しかし、雅楽関係の図絵は『一遍上人絵伝』や絵馬「舞楽太平楽・狛鉾」などに、楽を奏する伶人が部分的に描かれているものの比較的少ない。

No. 23 右楽房「正月五日舞楽図」部分『芸州巖島図会』巻五

『芸州巖島図会』巻五「祭礼并年中行事禱祀故事」に載る舞楽図に描かれた右楽房である。先に挙げた舞楽関連の図絵（No. 5）の部分で、高舞台上で舞われる「抜頭」の楽を奏する伶人の様子が克明に描かれている。

烏帽子に白い狩衣装束の伶人が九名、左から鉦鼓一人、箏二人・鞆鼓・太鼓各一人、龍笛二人、笙二人である。現在は伶人がいないためか、鉦鼓の演奏はないが、今も変らない舞楽奏楽の場面である。

No. 24 左右楽房・右楽房・右楽房の伶人

24-1 は海側から見た本社社殿で、火焼前、左右門客神社と左右楽房である。

24-2・3 は本社側から見た右門客神社と右楽房、右楽房で舞楽の楽を奏する伶人である。窠紋（瓜を輪切りにしたような木瓜文・帽額文）のある五色の幕の間から鞆鼓一人・箏二人・太鼓一人・龍笛二人の伶人の姿が見える。

No. 25 高倉天皇の笙 銘「小桜」

25-1 は『芸州巖島図会』巻六（巖島宝物図会巻一）に載る高倉天皇御笙の図である。詞書によれば、これは天皇が治承四年（1180）の巖島参詣の時、神庫に収められた天皇愛玩の笙である。銘を「小桜」といい、匏（吹口のある木製碗型の部分）は黒漆塗で、葉を金蒔絵、花を銀の薄板で貼る平文で表わし、簧（竹管に接着された金属）は銀製と記している。

25-2 は現存する楽器、高倉天皇の笙（縦長 51 センチ）である。菊と桜を金銀蒔絵で表わした黒漆の共箱（長さ 55 センチ、先幅 8 センチ、末幅 10 センチ、高さ 11 センチ）があり、八百年余の時を経ているが保存状態は良く、時々、宝物館に展示され見ることができる。

No. 26 重文 伝平重衡所用の七絃琴

26-1 は同じく『芸州巖島図会』に載る重文の伝平重衡所用の七絃の琴の図である。本

図前の二頁にわたる詞書によれば、普通より少し大き目のこの琴は、平重衡が愛玩した琴と当社に伝えられ、唐代の琴匠雷氏の作であろう（『玉堂雜記』）といわれる。所々、梅花断紋があり、千年以上とは言わないまでも六、七百年（棚守房頭の室町末期より）以上も前のものに違いなく、まことに殊勝な古物である、と記している。図は七絃琴の表側と裏側を写したものである。

26-2 は現存する重文「伝平重衡所用の七絃琴」（総長 121.4 センチ、幅 18.9 センチ）である。表板（龍甲）は桐、裏板（龍背）は梓^{もろばち}でいずれも黒漆を塗る。琴の側面（磯）の龍頭（絃を乗せる龍角がある左の方）からと龍尾近くのニカ所が削られ、軽快さを出している。また手前一絃の近くに絃音分割の指針となる十三箇の螺鈿^{らでん}円文^{えんぶん}の徽^{ゑい}（押えどころ）を打っている。戦前国宝指定を受けていた本琴は、昭和二十五年（1950）五月三十日、改めて国の重要文化財に指定された。

No. 27 玄上の琵琶

27-1 は『芸州巖島図会』巻六に載る玄上の琵琶の図である。図中に「玄上」、半月の図形二つ、隠月（琵琶の下方、撥^{はたき}を納める覆手^{ふくで}の穴）の大きさを示す図形を載せる。前頁からの詞書に、これは「谷川の琵琶」ともいい、当社の数多い楽器のうちでも小桜の笙とともにこれ以上のものはない、常には玄上と呼ぶのは、遣唐使が持ち帰った中国の琵琶の名器「玄上」に引懸けて作られたからである、と述べ、総長など細々と法量を記している。図絵の中の詞書に、これは関白師通が弾いた琵琶で普通より大きい、と記す。次に撥面や^{つがのき}樛木^{きうぼく}で作った撥、覆手の図を載せ、この図の撥を納める隠月には撥が入らないのは、恐らく後世の故実^{こじつ}に疎い人が作り添えたからに違いない、と記している。樛木とあるのは梅^{うめ}（松科の常緑高木）か撥の一般的材である黄楊^{わうやう}の間違いと思われる。

27-2 は現存する「玄上の琵琶」である。銘「谷川」、鎌倉時代・弘長二年（1262）の作、総長 101.0 センチ、総幅 41.0 センチ。撥面が傷んでおり、覆手も後補と思われる。

No. 28 舞楽奏楽 抜頭（地久祭）

28-1 は正月五日の地久祭で舞われる「抜頭」の出ずる手曲（雅楽）を奏する伶人である。早朝、日が昇る頃、天候不良のため祓殿^{はらひのま}で雪洞^{ゆきほら}と提灯を灯して奏楽する鞆鼓一人・笙三人・龍笛三人など伶人の姿が見える。

28-2 は同じく「抜頭」の入る手曲（雅楽）の「長慶子」が奏される場面である。

No. 29 祭礼・舞楽奏楽（地御前神社祭）

旧暦五月五日の地御前神社祭における祭礼奏楽と舞楽の楽・雅楽奏楽である。烏帽子に白の狩衣装束を着けた伶人が、赤白の垂幕を背に龍笛・太鼓・箏・鞆鼓などを奏楽している。

No. 30 舞楽奏楽（市立祭）

旧暦六月五日の市立祭における祓殿での舞楽奏楽である。鞆鼓・笙・龍笛・太鼓などの雅楽演奏中の伶人の姿が見られる。

No. 31 管絃（発輦祭）

31-1・2は旧暦六月十七日管絃祭の当日、午後四時から拝殿に阿賀町の役員や水主（漕手）、地元の世話人などが参列して執り行われる発輦祭（出御祭）である。祭典中の献饌・撤饌の時、管絃「海青楽」が奏楽される。写真は祭典用の白狩衣装束の伶人が箏・笙・太鼓・龍笛などを奏楽しているところである。

31-3は管絃船上で和琴と笙を奏楽している伶人の姿である。御鳳輦と船上管絃の様子を写したものである。

31-4・5は『芸州巖島図会』巻五に載る「六月十七夜 管絃の御舩、地御前より還幸の図」と、現在の管絃船が地御前神社へ向うところで、船上で管絃が奏される。

No. 32 舞楽奏楽（菊花祭）

十月十五日午後五時から始まる菊花祭の祭典のあと、伶人が舞楽の前奏をするところがある。

No. 33 舞楽奏楽（三翁神社祭）

十月二十三日の三翁神社祭で舞われる「振鉾三節」「万歳楽」「延喜楽」「陵王」「納曾利」の雅楽、龍笛・太鼓・箏・笙・鞆鼓を奏楽する伶人たちの姿である。

第三節 神能関連の図絵と現在

室町時代末期に観世大夫一行が来島演能して以来、毛利・福島時代にも能の奉納があり、

神能が江戸時代には年中行事化していたことは、既に述べたとおりである。殊に五穀豊穡・加齢延年を祈る祝言舞である「翁」の奉納は、第二次世界大戦中も途絶えることなく、厳島神社における神能の重要性を窺わせるのである。ここでは神能関係の図絵を江戸時代の『厳島道芝記』と『芸州厳島図会』の中に探り、あわせて現代の桃花祭神能番組（平成十八年度）の初日の曲目を実例として取り挙げる。

No. 34 御能舞台『厳島道芝記』巻五

『厳島道芝記』巻五にある「御能ぶたい」の図である。前頁に御能舞台は「大宮左の方の廻廊の前にあり。橋掛楽屋ともに海の中にたてり。毎年弥生に御能あり。廻廊より舞台の前まで海上四方板を張わたし、棧敷をかまへ、諸人群集す。(以下略)」と詞書がある。図は楽屋から延びた橋掛の先に演能中の能舞台を描いたものである。能役者と囃子方の姿が見え、能役者が持つ四角い箱は翁の面箱かと思われる。簡略、象徴的に描かれており、波頭の上、雲間から覗く厳かな神能舞台を表わしたものと思われる。

No. 35 能舞台の図『芸州厳島図会』巻五

『芸州厳島図会』巻五にある「能舞台の図」である。春の大宮祭（旧暦三月十五日）の翌日から三日間奉納された盛大な法楽神能を描いたものである。夥しい人びとが能舞台の神能を見物している。舞台上で演じられている曲目は、作り物の松の立木台が出ているところから「羽衣」と思われる。既に述べたように図中の詞書には、永享の頃、長谷川基能という武士の子・清蔵が金春大夫の弟子となって能楽を学んだこと、その後裔の幸五郎次郎正能が慶長元年、安芸の国に下り、弥山に参籠して三鬼人から置鼓の一曲を伝えられ、折しも毛利輝元の広島城に逃避中の將軍足利義昭の前でそれを披露したこと、昔から此島では名人の能が度々あったが、海上に舞台を張って興行したのは観世大夫に始まると棚守房頭記に見える、などと記されている。

しかし、この図の中で最も強い印象を与えるのは、廻廊と能舞台の間の海上に設けられた見物席の溢れるばかりの群衆である。廻廊の見物席には正座する裃姿の武士や貴婦人の姿が見え、能舞台の三方、仮設の見物席の民衆は立錐の余地もないほどである。江戸時代の法楽神能の盛況を克明に表現している。

No. 36 遊女能を観に出る図『芸州巖島図会』巻五

同じ図会にあるもので、禿など多くの供人を連れ、賑々しく神能見物に出かける着飾った新町の遊女を描いている。神能は島民が挙って見に行く年中行事であり、神事芸能であったことがわかる。

No. 37 御松囃子神能

江戸時代まで正月二日の「御松囃子能」は棚守屋敷で行われていたが、現在は本社祓殿で、午前十一時から行われている。地謡や囃方が揃い、当社から委嘱された神能執事をはじめ主だった能役者が集まり、黒紋付袴に末広（扇）を持って「弓八幡」「高砂」「狸々」を舞う。

No. 38 神能を観に向かう宮司・神職と見物席

桃花祭の翌日、四月十六日の神能の初日、時刻（概ね午前九時頃）になると、宮司以下神職が神能を観るために西廻廊へ向う。西廻廊には、海上に仮設の屋根付きの見物席が設置され、能舞台正面の特別席に宮司以下神職が座すと、天下泰平を祈る「翁」舞が始まる。見物席には早朝からカメラ・テープ・謡曲本などを持参した愛好者や支援者、研究者などが島内外から参集する。

No. 39 能「翁」千歳の舞

桃花祭神能の初日にある式能「翁」では、まず露払いの「千歳の舞」が舞われる。侍烏帽子を被り、切金に鶴菱文様の直垂と半袴を着、脇差しを付け末広（扇）を右手に持って直面で「千歳の舞」が若々しく躍動的に舞われる。面箱持ちの役を兼ねた千歳が翁役の前に面箱を運び、翁役は舞台の上で「翁」面を付ける。

No. 40 能「翁」の翁役と囃子方

笛座前に坐した翁役が、侍烏帽子に黒紋付・素袍の袴という礼装の囃方（小鼓三人）の連打に合わせて謡い始める。

No. 41 能「翁」の舞

翁烏帽子に蜀江錦の翁狩衣を着け、指貫をはいた翁役が舞台の上で翁面（白式尉）を付

け、天下泰平・国土安穩を祈る荘重な「翁の舞」（神舞）を舞う。

No. 42 能「翁」三番叟（揉の段）

「翁の舞」が終ると、翁役は舞台の上で「翁」面を取り退場する。千歳も続いて退場すると、三番叟役が剣先烏帽子に黒地に鶴亀（松竹など）白ぬき文様の直垂上下（半袴）を着け、直面で足拍子をとって掛け声をかけながら「揉の段」を躍動的に舞う。

No. 43 能「翁」三番叟（鈴の段）

「揉の段」が終ると三番叟役は「三番叟」の面（黒式尉）を着け、右手に鈴、左手に扇を持って「鈴の段」を舞う。最後は急調子の囃子に乗って鈴を激しく振って舞いとめる。（式能「翁」が終ると官司ほか神職は退席する。）

No. 44 能「高砂」

番外の祝言舞「翁」の舞が終ると、予定の神能組に従って初日の脇能（初番目物）から順次奉納される。「高砂」（世阿弥作）は能の中でも代表的な曲で、めでたい席上などでよく謡われる。第一場（前場ともいう）は、都への旅の途中、播磨国の高砂の浦に立ち寄った阿蘇神社の神主友成（ワキ）と従者二人（ワキツレ）が、老翁（前シテ）と老婆（ツレ）に出会う。第二場（後場ともいう）は、「高砂やこの浦舟に帆をあげて」と謡いながら、友成と従者の三人が舟で津国の住の江に着くと、住吉明神（後シテ）が現われ、民の安全と君の長寿を祈って颯爽と神舞を舞うというものである。

No. 45 能「田村」

修羅能（二番目物）「田村」の第二場、坂上田村麿の霊（後シテ）が武将姿で現われ、戦場で数千騎の敵と戦い、千手観世音菩薩の加護を受けて勝利するさまを舞う。梨打烏帽子（武将専用）を被り、平太の面に白はち巻、太刀を佩き、厚板の着付に雷雲文の金欄袷法被を着る。法被の肩脱ぎは武将の鎧姿を表わす。「田村」は源平以外の武将が主人公の戦勝談で、修羅物の中でも特異な曲である。

No. 46 能「羽衣」

46-1 は鬘能（三番目物）「羽衣」の第一場、三保の松原で漁夫・白龍（ワキ）が、シ

の枝にかかっていた美しい衣を見つけて持ち帰ろうとしたが、天人（シテ）の嘆願によって衣を返している場面である。

46-2 は羽衣を返してもらい喜んだ天人が、月の世界と地上の三保の松原を讃えて「駿河舞」⁽⁷⁾ を艶やかに舞う。すると地上に天上の世界が再現、天人は風に乗って序の舞・破の舞⁽⁸⁾ を舞い、やがて天上へ帰って行く。松原を表わす若松の立木台（作り物）が置かれ、天冠を被り女神や天女を表わす「増女」の面を付けた天人は、白地縫箔の着付と縫箔腰巻の上に舞衣を着、右手に中啓（扇子）を持って優美に舞う。

No. 47 能「菊慈童」

47-1 は雑能（四番目物）の「菊慈童」で、魏の文帝の勅使（ワキ）が不老不死の水を求めて山中に入り、慈童（前シテ）に出会う。割竹を組んで四柱とし、頂にモチの葉などを置いて緞子引廻幕でおおって山を表わす。この中に前シテが中入して幕を取り去ると、後シテとして現われる。

47-2 は菊の葉におりた露の滴りを飲んで、七百年の長寿を保ったことに気づいた慈童が、喜びの舞を舞う。慈童は黒頭に「童子」（慈童）の面を付け、華麗な縫箔の着付に金襴の法被と半切を着用し、唐団扇を持って舞う。

No. 48 狂言「千鳥」「太刀奪」

48-1 は狂言「千鳥」で、太郎冠者が来客を控えた主から付け（借買）がたまった酒屋へ行って一樽取ってくるように言われ、話好きな酒屋の主人を籠絡して酒樽を取って来る話である。場面は太郎冠者が酒屋の主人の囃子に合わせて、腰桶（酒桶）に巻きつけた白い布を引いて持ち去ろうとするところである。

48-2 は狂言「太刀奪」で京都・北野神社の祭礼に出かけた主と太郎冠者が、立派な太刀を持った男からそれを奪おうとして、逆に主の刀を奪われる話である。主と太郎冠者はそれを取り返そうと男をつかまえるが、太郎冠者はそれから縄をない始め、出来た縄を男の首にかけようとして主の首にかけ、男を逃がしてしまったという話で、場面は主と太郎冠者が太刀を奪おうとしているところである。

第四節 その他の芸能関係の図絵と現在

ここでは、これまでに述べてきた芸能以外の神楽・大和舞（人長・東遊）・宮島おどり・

歌舞伎関係の図絵と写真によって失われた芸能と現在ある周辺の芸能を視覚的に把えてみる。また本論では割愛したが、盛んであった和歌・連歌関係の図絵を若干挙げておく。

No. 49 「陰曆九月十二日御秋来祭式ノ図」「同上 大和舞ノ図」『巖島名所志る遍』

49-1 は江戸時代以前の祭礼の長い伝統、およびその歴史的記憶がまだ醒めない明治時代に著わされた『巖島名所志る遍』⁽⁹⁾ に載る「陰曆九月十二日御秋来祭式ノ図」である。図には「是ヲ庭火ノ式ト云フ 和琴神楽笛ヲ合奏ス 今ハ紀テナシ」とある。庭火を焚き神楽笛を吹く伶人と和琴を弾く内侍の図を載せ、図には雲松の署名がある。秋来祭は秋の収穫を感謝する祭礼で、現在十月十七日に行われている神嘗祭に当る。既に述べて来たように、大永四年（1524）以前の「巖島内宮外宮神事年中行事」に「和琴・太笛（神楽笛）・東遊」の記録があり、秋来祭の神楽は長く伝承されていたと思われるが、明治時代になって失われた。それを惜しんで描かせたものと思われる。

49-2 は「同上 大和舞ノ図」である。詞書に「笛三鼓笏拍子ヲ合奏 人長東遊ト云」とあり、太笛（神楽笛）・三鼓・笏拍子を演奏している烏帽子に狩衣装束の伶人と、垂纓の冠を被り小忌衣を着て、人長の舞と東遊を舞う舞人を描いている。先の図と同じ雲松の画である。『巖島名所志る遍』は永く神官を勤め、巖島でも特に古い家系を持つ所信文が著わし、明治三十年に巖島で出版された。この二図は同誌の最後に載せられ、著者が記憶を止めるために地方絵師に描かせたものと考えられる。

No. 50 宮島おどり

50-1 は、八月十七日・十八日夜、御笠浜で行われる宮島おどりの櫓である。鉄骨で組まれ、紅白の提灯、垂幕で飾った櫓の上で宮島踊歌が歌われ、櫓の下で太鼓が打たれる。

50-2・3・4・5 は、昔ながらの編笠を襷で縛り、白足袋・草履・ゆかたで「宮島八景」など伝来の宮島踊歌に合わせてゆったりと優雅に舞う宮島おどりである。

50-6 は、編笠姿の伝統的で穏やかな踊りのあとに舞われる、杓子おどりなどの現代的な急テンポの踊りである。巖島が世界文化遺産に登録されてから、飛び入りで海外からの観光客も加わり、国際性を帯びて来た。

No. 51 宮島歌舞伎「口上錦絵」ほか

いずれも江戸時代後期、木版多色刷りの宮島芝居錦絵である。51-1 は春江斎北英の画、

浪花井伝版の「芸州宮島芝居ニて」とある中村歌右衛門と三代目市川緞十郎の「口上錦絵」である⁽¹⁰⁾。井桁に「傳」とあり、同じ大坂の井伝の版である。51-2は、「宮島芝居ニて奴蘭平 中村歌右衛門」とあり、原作の人形浄瑠璃『倭仮名在原系図』を歌舞伎化した『蘭平物狂い』⁽¹¹⁾の一場面である。蘭平役の中村歌右衛門が紅葉の下で刀を抜いて暴れる一枚物の役者絵で、宮島の芝居興業のために刷られたものである。51-3は、「宮島大芝居ニて大当り大当り」と書かれた二枚続きの芝居絵で、中村歌右衛門が扮する梶原平次が、中村松江が扮する腰元千鳥を口説く『ひらがな盛衰記』⁽¹²⁾の一場面である。

『宮島歌舞伎年代記』によれば、中村歌右衛門（三代目）は寛政三年（1791）六月と文政十三年（天保元・1830）六月の二回、三代目市川緞十郎は、文政十三年六月、安政元年（1854）六月、同四年六月、明治十年（1877）六月の四回⁽¹³⁾、中村松江は文政十一年（1828）六月、同十三年六月、弘化三年（1846）六月の三回来演の記録がある。この三点の錦絵はこの年に天保に改元した文政十三年の六月市に来島、興業した宮島芝居のもので、中村梅吉を座本とし中村歌右衛門を看板役者とする触込番付や役割番付が宮島歴史民俗資料館などに収蔵されている。番付に載る「一の谷」「俊寛」「梅の由兵衛」など十一本の外題の中に「蘭平物狂い」「ひらかな盛衰記」がある。中村歌右衛門（三代目）⁽¹⁴⁾は三都随一の千両役者、市川緞十郎は三代目を襲名したばかりの若手の役者、中村松江は後に二世富十郎と改名、京坂の女形を代表する評判の女形であった⁽¹⁵⁾。

No. 52 和歌「西行法師の図」『芸州巖島図会』巻一ほか

52-1は、『芸州巖島図会』巻一に載る「西行法師の図」である。平安末期から鎌倉時代初めの歌人、西行（元永元～建久元・1118-90）は、後鳥羽院の北面の武士であった。俗名を佐藤義清といい、二十三歳で出家し、伊勢・関東・奥羽などを行脚、五十歳を過ぎて西国・熊野行脚に出かけるなど漂泊の歌人として知られる。また約千六百首を納めた歌集『山家集』で知られる。治承から文治の頃（1177-90頃）、西行は西国の旅の途中に巖島へ立ち寄っている。画中に「西行法師ハ名地旧跡を歴遊して此島へも来り、月をミテ詠歌の感慨ありしこと山家集に見えたり 歌ハ本文にのす」とあり、巖島で月を見上げて和歌を詠む遊行僧姿の西行法師を表わし、本文中に『山家集』から引いた前書と和歌二首を載せる。

安藝のくにの^{いちのみや}宮へまありけるに、たかとみの裏といふ^{とこ}處にて風にふきとめられて
程へれば、^も苦ふきたるいほりより月のもりけるを見て、
浪の音を心にかけてあかす哉 苦もる月のかけを友とて

もうでつきて、月いとあかくてあはれにおほえければ、
もろともに旅なる空に月も^い出て すめばやかげのあはれなるらん

瀬戸内海の穏やかな浪の音を聴きながら、旅の空の月を眺めた西行の感慨が自然に吐露した叙情歌である⁽¹⁶⁾。

52-2は、『芸州厳島図会』巻三に載る「豊閑白大聖院に於て和歌御会の図」である。天正十五年(1587)、閑白豊臣秀吉は島津氏を抑え九州平定を遂げた年の三月十八日、一月に一度、千部経を誦読させるため、厳島の塔の岡に経堂を建てるよう、安国寺恵瓊に命じている(大願寺文書225)⁽¹⁷⁾。その巻三の瀧山水精寺大聖院の説明書に、「^{いんげん}醫院ハ^{りん}林和^{せん}泉^{らん}閑雅にして、^{つた}頗る^{むか}丘壑の^{しやう}情を^{やしな}養へり。^{たけ}簗臣^{らん}蘭百御参詣のときも、^わ和歌の^ご御会ありき。竿に載たるを見るべし。」とあり、秀吉の和歌「きゝしよりなかめにあかぬいつくしま見せばやと思ふ雲のうへびと 松」を載せる。「松」は秀吉が和歌に用いた号である。秀吉のほか石田三成など三十五名の和歌(上句)に春の海や山ざくらが多く詠われており、歌会は桜の時節で、安国寺恵瓊書状に見える経堂建設発起の時季と合致する。本図は烏帽子に狩衣姿の秀吉をはじめ四位以上の朝臣、侍烏帽子に袴の武将、墨染の衣の僧が集い、長閑な春日、弥山を望む広い庭園に面した大聖院の一室で歌会を催す情景を描いている。室町時代から大聖院では「正月九日連歌会(当院に於て^{たうかん}神人^か供僧^{かみしふ}相集てこれを行ふ。連歌始といふ。)⁽¹⁸⁾があった。

52-3は、『厳島道芝記』巻二に載る「れんがたうの図」である。廻廊に繋がる天満宮は連歌堂とも呼ばれ、本図は神官・供僧・武士などが集い連歌会を催しているところである。巻二の「天満宮」の説明書きに「大黒殿の後のほうにまします。拝殿にて月次連歌あり。古今風人の発句、^{もも}百にひとつなれども^{ひら}捨て此にしるし侍る。」とあり、室町時代に活躍した連歌師宗祇⁽¹⁹⁾や天満宮に奉納した毛利輝元など十数名の発句や上句を載せている。

52-4は、『芸州厳島図会』巻五に載る「天満宮毎月連歌会の図」である。垂纓の冠に狩衣姿の公家、高烏帽子の神官、紋付袴の武士などが集まり歌会に興じている。巻五の「廿五日連歌会」の説明書きには、天満宮で毎月廿五日に連歌会が催されること、大内義隆が

厳島神社で千句の連歌興業を行ったこと、厳島の社人に連歌をする者が多いことなどが記され、義隆など三名の発句を挙げている。大内義隆の厳島千句興業については、先の『厳島道芝記』巻二にも記され、天文二十年（1551）五月九日にあり、百韻十連の各連第三句までを載せている⁽²⁰⁾。瀬戸内海を往来する文人の多くが旅の途中、風光明媚な厳島を訪れて和歌を詠む一方、厳島では正月九日の連歌始から毎月二十五日に月次連歌会があり、社人・供僧・武家など多くの者が和歌・連歌を嗜んでいたことが窺える。

結語

本章では厳島神社にとって最も近い芸能、祭礼行事に欠かせない芸能を中心に、描かれた芸能の場面や関係資料の図絵、写真によって、現在の厳島の芸能について、より具体的に視覚的に理解することを試みた。図絵や写真は音楽、歌謡、舞踊や所作、言葉などによって表現された芸能が、どのようなものであったのかを知る上で助けともなり、想像する縁^{ゆかり}ともなると考える。

厳島の芸能研究の上で、今後も失われた芸能や変遷する芸能の実態を視覚的に留める図絵・写真の収集や、現代ではビデオなどによる記録保存が必要と考える。また、本章で初めて少し触れたが、宗祇や大内義隆の時代より広く多くの人々が愛好し、盛んであった和歌や連歌について、まだまだ研究の余地がある。こうした文芸をはじめその他の周辺の芸能についても、その歴史や実態の調査研究が必要と思われる。

[註]

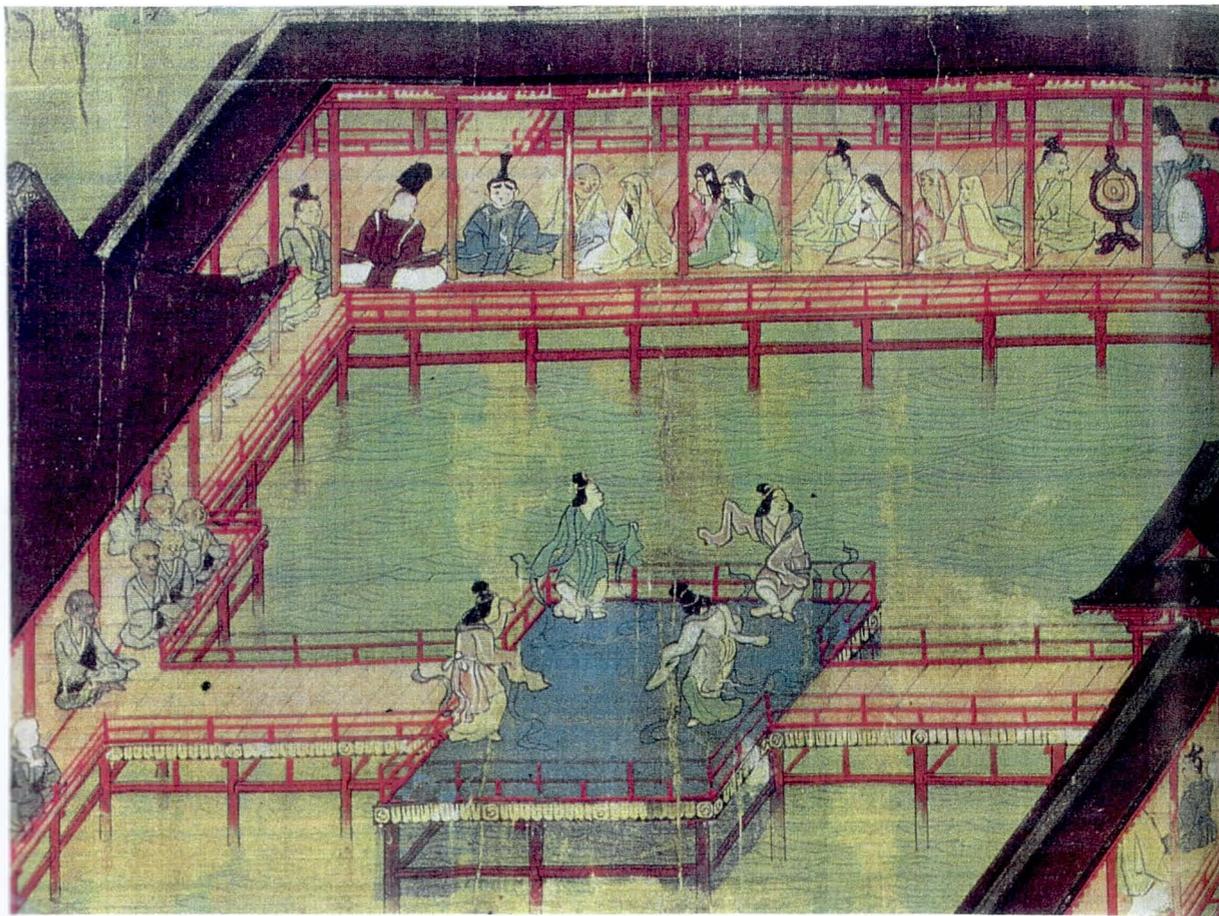
第十二章

- 1 一つは、法眼円伊は園城寺の僧正円伊と同一人物とする説（林屋辰三郎『中世文化の基調』東京大学出版会 1953）。一つは、貴族画家として知られる藤原隆能の孫で土佐権守であった藤原経隆の子（六男）のうちの一、土佐円伊と名乗る専門絵師（小松茂美『一遍上人絵伝』中央公論社 1988）という説などであるが、いずれも確証に欠ける。
- 2 僧の官位は、『職原抄』下巻に、僧正（参議・三位に准ず）、法印・僧都（四位殿上人に准ず）、法眼（五位に准ず）、凡僧（六位に准ず）と規定されている。専門絵師の位は、この僧の位に倣い、法眼、法印と進む。

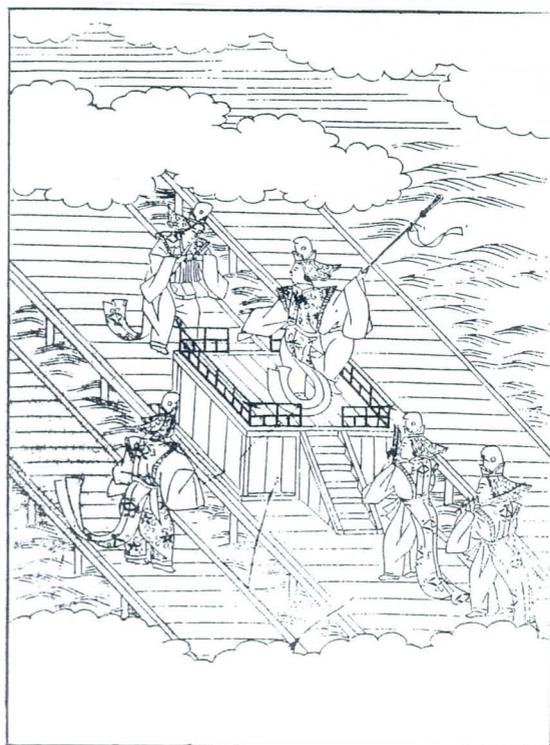
- 3 藤原行成（天禄三～長元元・972-1028）は、平安中期の公卿・書家。惟大納言、正二位。経尹は行成から数えて第十代目の末裔。当時五十二歳であった。
- 4 宮次男「一遍上人絵伝」『国宝大事典』講談社、昭和六十年。望月信成『一遍聖絵』日本絵巻物全集 11、角川書店 1975。小松茂美『一遍上人絵伝』日本絵巻大成 巻 20、中央公論社 1988 など。
- 5 元和五年（1619）に紀州から芸州移封になった初代広島藩主浅野長晟に従って来たお抱え職人の一人・銅蟲清氏（本名・佐々木伝兵衛、？～承応二・？-1653）を初代とし、藩主の求めに応じて火鉢・薬罐・花瓶などを作り、諸大名への進物としても使われた。清氏が熱心に銅を打つ姿を見た藩主が銅の虫・「銅蟲」の称号を与え、その作は銅虫（銅蟲）と呼ばれるようになったと伝えられる。
- 6 狭義の雅楽に対し広義の雅楽は、（一）外来の唐楽・高麗楽など（アジア大陸系舞曲）、（二）催馬楽・朗詠・箇風歌舞など（平安時代の新作歌曲）、（三）神楽・東遊・倭歌・大歌（五節舞）・久米歌・田楽など（神道系祭祀用歌舞）を含む。
- 7 東遊の中心部をなす歌と舞を能に取り入れた。
- 8 序の舞は、白拍子や遊女、美女や老女の霊などが舞う導入部の品の高い静かでゆるやかなテンポの舞。破の舞は、序の舞や中の舞（序の舞と急の舞の中間位の舞）の後、謡一段を置き再び舞う短い舞。
- 9 所信文著、明治三十年発行。
- 10 「乍憚口上」には当時、五十二歳の中村歌右衛門が広島城下の旦那衆や地元の人など、客に対する挨拶を載せる。即ち、幼少の頃（十三歳頃）中村福助時代に来島したこと、近年足痛を患っていたが全快したので、ヒイキ連中からの推めもあって当芝居を一世一代と心得て相勤める、また二代鍛十郎の死後、名前を相続する者がいなかったが、今度師匠の悴を三代目鍛十郎と改名させたので取立てくださるよう希上げ奉る、と述べている。次いで三代目鍛十郎がこのように年々お目見えできることを謝し、中村梅吉親分の世話で三代目を襲名できたことを述べ、「旦那様方の御取立を持ちまして、雑喉鍛も本鍛に相成りますよう御ひいきの程、角から角迄つらりと奉希上ます。」と口上を述べている。
- 11 原作の人形浄瑠璃「倭仮名在原系図」は、浅田一鳥他の合作で宝暦二年（1752）十二月、大坂・豊竹座で初演。翌年正月に京・山下又太郎座（南）で歌舞伎化されて上演された。五段あるうち四段の「蘭平物狂い」が最も有名で現存する。
- 12 原作の人形浄瑠璃『ひらがな盛衰記』は、文耕堂など五人の合作で、元文四年（1739）

- 四月、大坂・竹本座で初演。翌年五月、京・布袋屋梅之丞座で歌舞伎化されて上演された。五段のうち二段目・三段目の上演頻度が高く、『ひらがな盛衰記』は『源平盛衰記』をひらがな書きに平俗にしたという意である。この錦絵の場面は二段目「源太勘当」の場面。
- 13 文政五年（1822）六月にも市川鰻十郎の名が見えるが、この時は二代目であったと思われる。また三代目鰻十郎の口上から襲名前に何度か来演したことが推測される。
- 14 三代目中村歌右衛門（安永七～天保九・1778－1838）は初代中村歌右衛門の実子。十六歳で三代目を継ぎ、立役・敵役・女形などをこなす器用人であった。番付には役柄を「兼ル」とある。寛政三年の福之助時代に宮島へ来た記録があり、改名後の来演である文政十三年は歌右衛門五十二歳であった。天保九年六十一歳で没した。
- 15 中村松江は大坂に生まれ、文化十年（1813）に二代目松江、天保四年（1833）四十八歳で二代目富十郎を襲名、同十四年奢侈をとがめられて大坂から追放され、京・堺の舞台に出動、弘化二年（1845）七十三歳で亡くなった。
- 16 西行の歌は作った歌でなく、生まれた歌であると言われた（後鳥羽院御口伝）。漂白の旅や自然と深く関り生活と一体化した歌、その自然に即し隠世的生活に根ざした叙情的表現は、後世に多大な影響を与えた。
- 17 「安国寺恵瓊書状」(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、1335頁)。大経堂は未完成のまま神仏分離によって明治五年（1872）以降、千疊閣と称され秀吉を祀る豊国神社となった。明治四十三年（1910）に特別保護建造物指定を受け、正式に豊国神社本殿と称されるようになった。関白秀吉は島津氏を打つため天正十五年三月、毛利氏以下の諸大名を率いて九州へ出陣し、五月に薩摩の島津義久を降伏させている。厳島には「安国寺恵瓊書状」（「大願寺文書」225・天正十五年三月十八日）の他に、豊臣秀吉禁制（「御判物帖」70・天正十五年正月）が在り、九州征伐の際に立ち寄ったと考えられる。
- 18 『芸州厳島図会』巻五の「瀧山水精寺大聖院」
- 19 飯尾宗祇（応永二十八～文亀二・1421－1502）は若くして仏門に入り、和歌・連歌を学び四十歳を過ぎ連歌師として名地の豪族を頼って旅し、中央貴族と地方武将の文化交流に尽力、明応四年（1495）、その成果として『新撰菟玖集』二十巻を完成した。連歌正風の「ひえさびたる姿」の美を表現した傑作を残したほか、連歌を広めた貢献は大きいといわれる。
- 20 大内義隆の厳島千句興業のうち、十連の各連第三句（発句・脇・第三）まで、三十八名と追加八名の上句（五・七・五）を記す。

図版 I 図絵・写真に見る巖島の芸能



1 「巖島社頭の図」内侍の舞『一遍上人絵伝』巻10 鎌倉時代



3 舞楽の図『巖島道芝記』巻6 江戸時代



2 絵馬 (右) 慶秀筆「童舞の図」永正十七年 (1520)



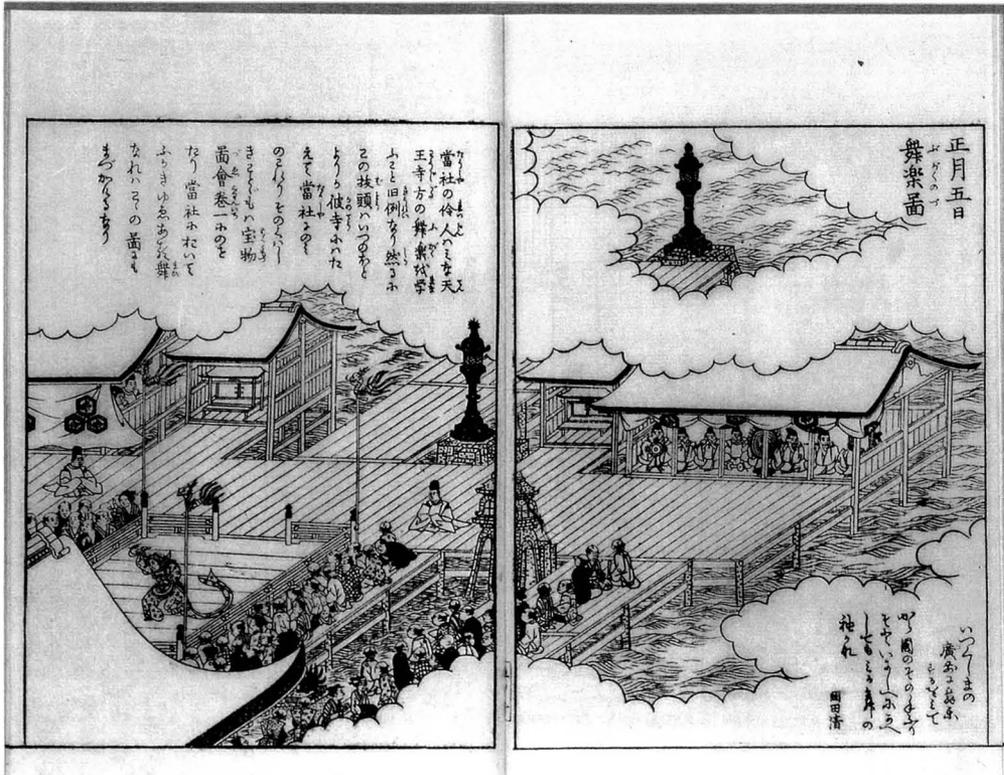
2 絵馬 (左) 慶秀筆「童舞の図」永正十七年 (1520)



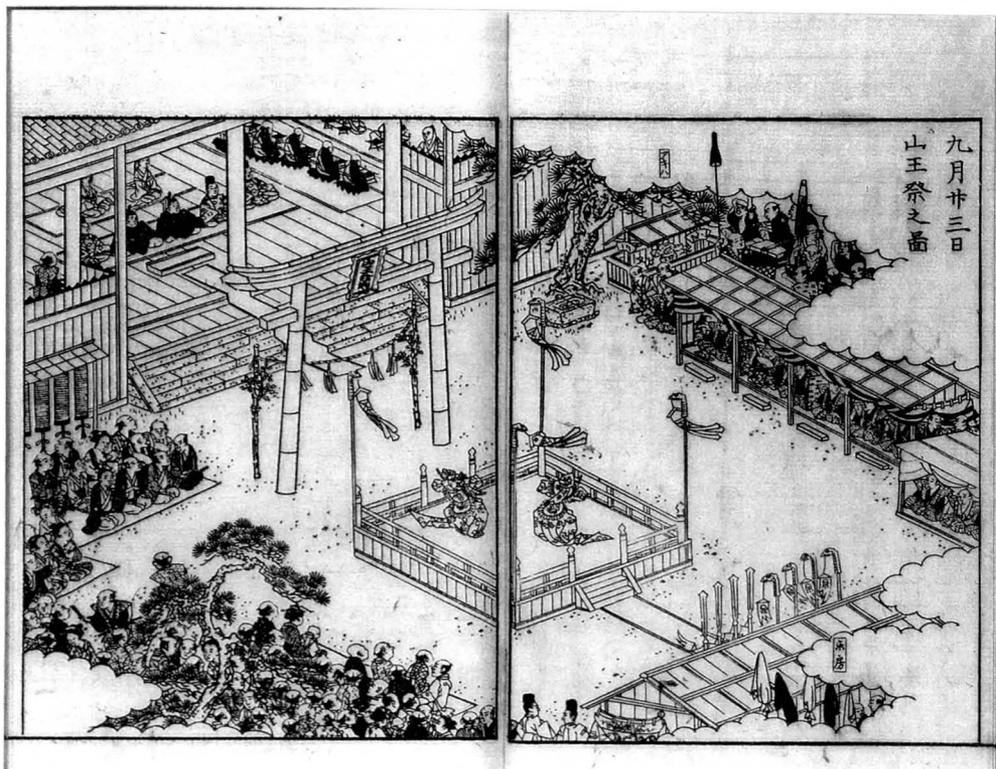
4 絵馬 (左) 「舞楽 太平楽」元文二年 (1737)



4 絵馬 (右) 「舞楽 狛鉾」元文二年 (1737)



5 正月五日舞楽図『芸州巖島図会』卷5 江戸時代



6 九月二十三日山王祭之図『芸州巖島図会』卷2 江戸時代



7-1 舞楽「振鉾」(一節 左方一人舞) 正月五日 地久祭



7-2 舞楽「振鉾」(二節 右方一人舞) 正月五日 地久祭



7-3 舞楽「振鉦」（三節 左右二人舞）正月五日 地久祭



7-4 舞楽「振鉦」（一節 左方一人舞）十月十五日菊花祭



7-5 舞楽「振鉦」(三節 左右二人舞) 十月十五日菊花祭



7-6 舞楽「振鉦」(一節 左方一人舞) 十月二十三日 三翁神社祭



7-7 舞楽「振鉦」(一節 右方一人舞) 十月二十三日 三翁神社祭



8-1 舞楽「万歳楽」(天王寺舞人) 正月二日 二日祭



8-2 舞楽「万歳楽」(天王寺舞人) 正月二日 二日祭



8-3 舞楽「万歳楽」旧六月五日 市立祭



8-4 舞楽「万歳楽」旧六月五日 市立祭



8-5 舞楽「万歳楽」十月十五日 菊花祭



8-6 舞楽「万歳楽」 十月二十三日 三翁神社祭



8-7 舞楽「万歳楽」 十月二十三日 三翁神社祭



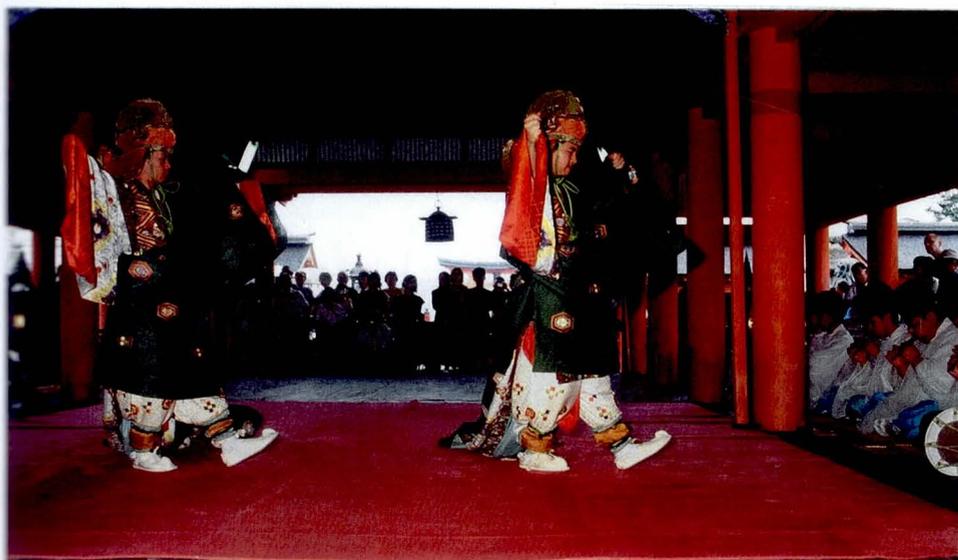
9-1 舞楽「延喜楽」(天王寺舞人) 正月二日 二日祭



9-2 舞楽「延喜楽」(天王寺舞人) 正月二日 二日祭



9-3 舞楽「延喜楽」(天王寺舞人) 正月二日 二日祭



9-4 舞楽「延喜楽」旧六月五日 市立祭



9-5 舞楽「延喜楽」旧六月五日 市立祭



9-6 舞楽「延喜楽」十月十五日菊花祭



9-7 舞楽「延喜楽」十月二十三日三翁神社祭



9-8 舞楽「延喜楽」十月二十三日三翁神社祭



10-1 舞楽「大平楽」(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



10-2 舞楽「大平楽」(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



10-3 舞楽「大平楽」(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



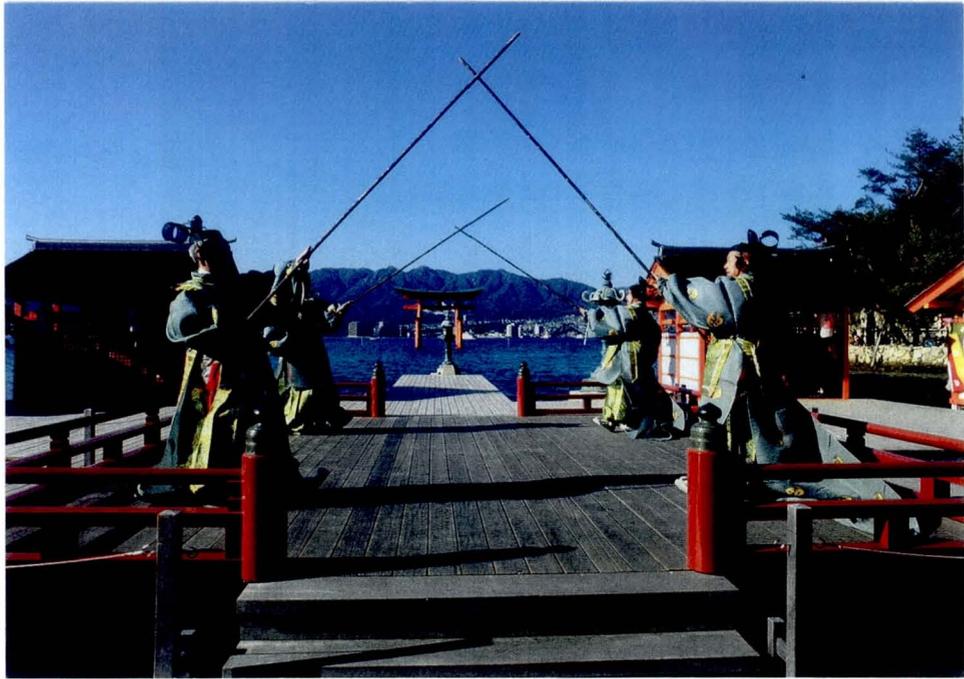
10-4 舞楽「大平楽」(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



11-1 舞楽「狛鉾」(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



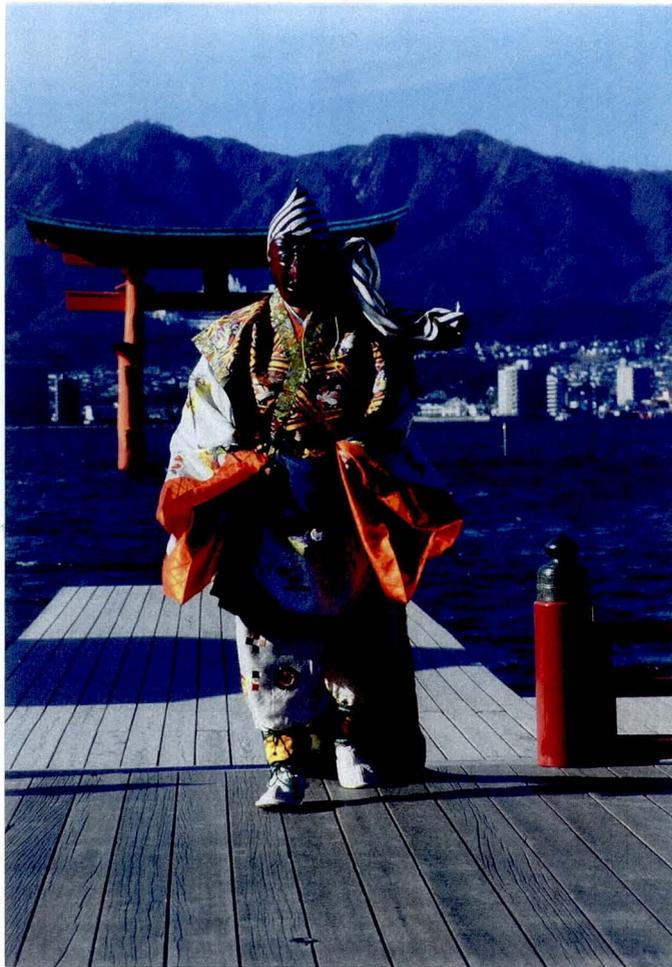
11-2 舞楽「狛鉾」(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



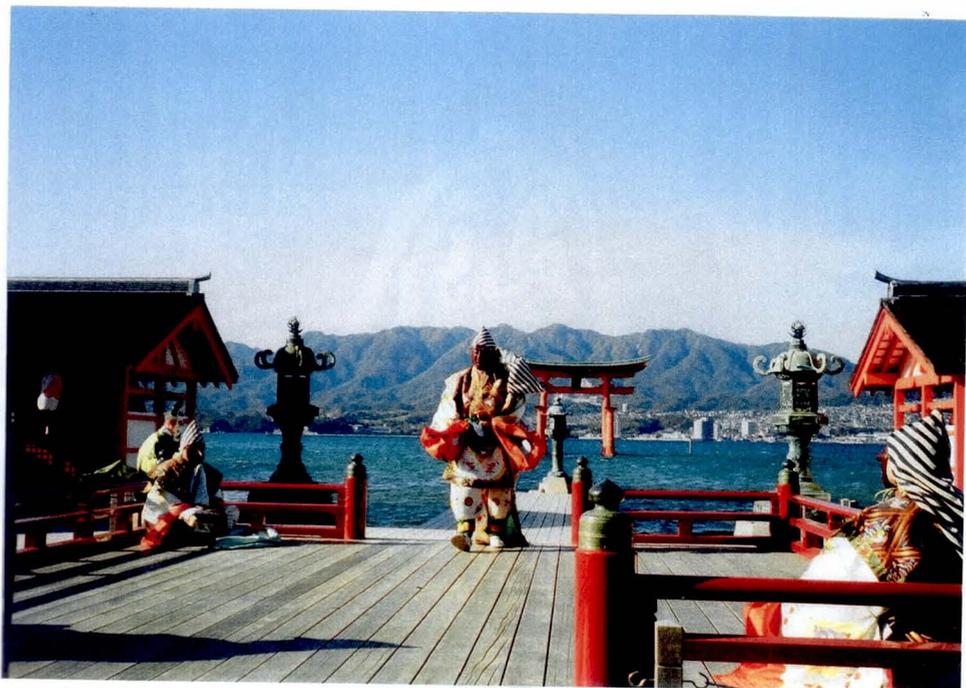
11-3 舞楽「狛鉾」(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



11-4 舞楽「狛鉾」(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



12-1 舞楽「胡徳楽」正月三日 元始祭



12-2 舞楽「胡徳楽」正月三日 元始祭



12-3 舞楽「胡徳楽」正月三日 元始祭



12-4 舞楽「胡徳楽」正月三日 元始祭



12-5 舞楽「胡徳楽」正月三日 元始祭



12-6 舞楽「胡徳楽」正月三日 元始祭



12-7 舞楽「胡徳楽」正月三日 元始祭



13-1 舞楽「蘭陵王」(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



13-2 舞楽「蘭陵王」(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



13-3 舞楽「蘭陵王」旧暦五月五日 地御前神社祭



13-4 舞楽「蘭陵王」旧暦五月五日 地御前神社祭



13-8 舞楽「蘭陵王」十月十五日 菊花祭



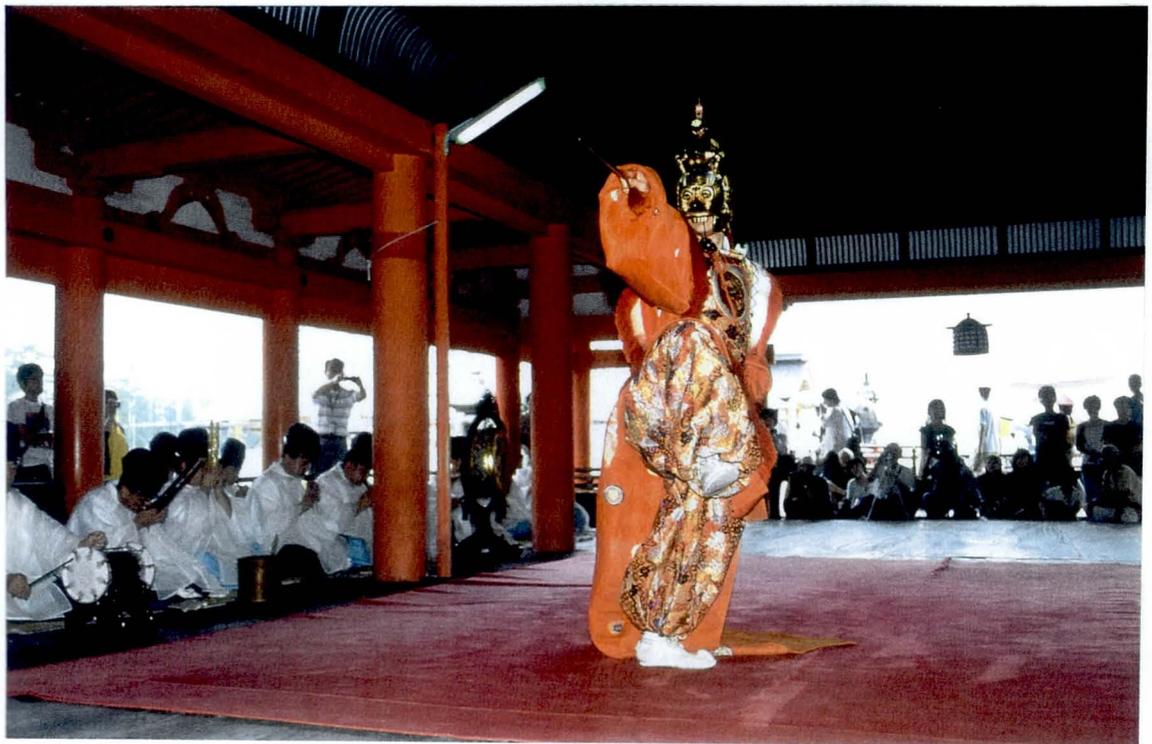
13-9 舞楽「蘭陵王」十月十五日 菊花祭



13-5 舞楽「蘭陵王」旧暦六月五日 市立祭



13-6 舞楽「蘭陵王」旧暦六月五日 市立祭



13-7 舞楽「蘭陵王」旧暦六月五日 市立祭



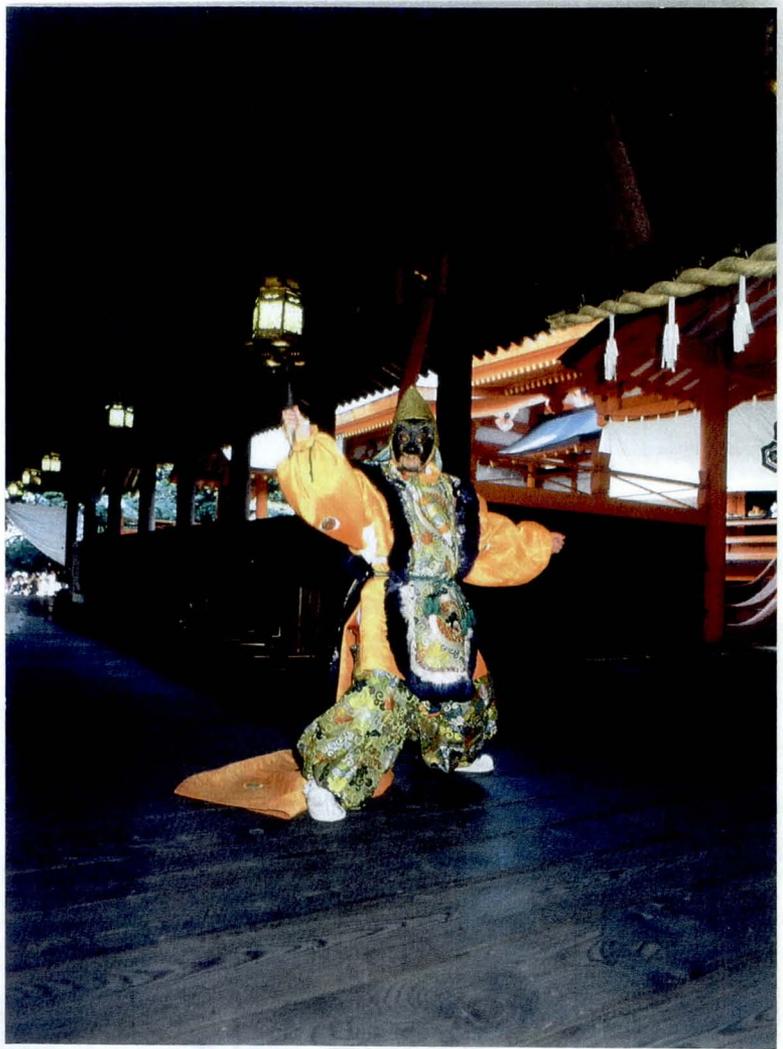
14-1 舞楽「納曾利」二人舞
(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



14-2 舞楽「納曾利」二人舞
(天王寺舞人) 正月三日 元始祭



14-3 舞楽「納曾利」二人舞 (天王寺舞人) 正月三日 元始祭



14-4 舞楽「納曾利」一人舞（落蹲）
旧曆五月五日 地御前神社祭



14-5 舞楽「納曾利」一人舞（落蹲）
旧曆五月五日 地御前神社祭



14-7 舞楽「納曾利」十月十五日 菊花祭



14-6 舞楽「納曾利」一人舞 旧曆六月五日 市立祭



14-8 舞楽「納曾利」二人舞十月十五日 菊花祭



15-1 舞楽「甘州」正月五日 地久祭



15-2 舞楽「甘州」正月五日 地久祭



15-3 舞楽「甘州」正月五日 地久祭



16-1 舞楽「林歌」正月五日 地久祭



16-2 舞楽「林歌」正月五日 地久祭



16-3 舞楽「林歌」正月五日 地久祭



16-4 舞楽「林歌」正月五日 地久祭



16-5 舞楽「林歌」正月五日 地久祭



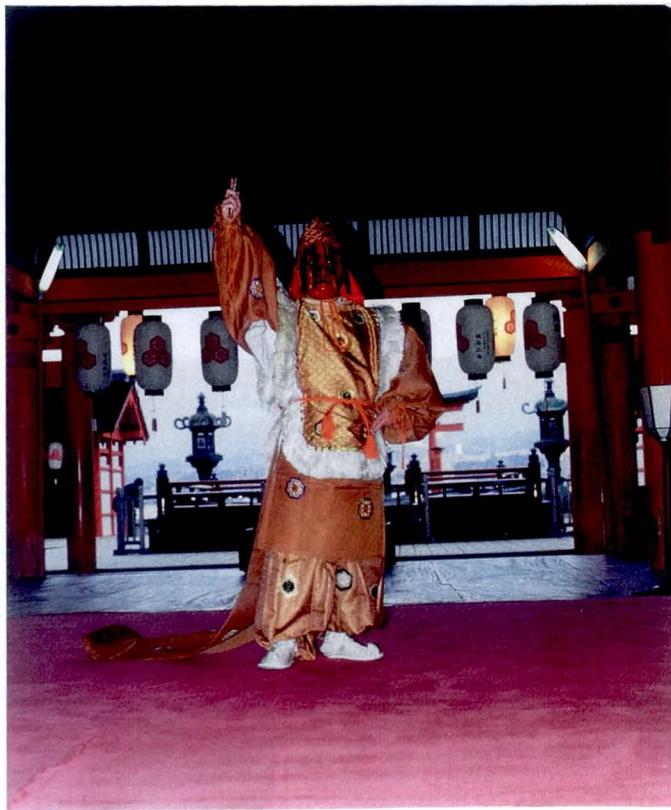
17-1 舞楽「拔頭」正月五日 地久祭



17-2 舞楽「拔頭」正月五日 地久祭



17-3 舞楽「抜頭」正月五日 地久祭



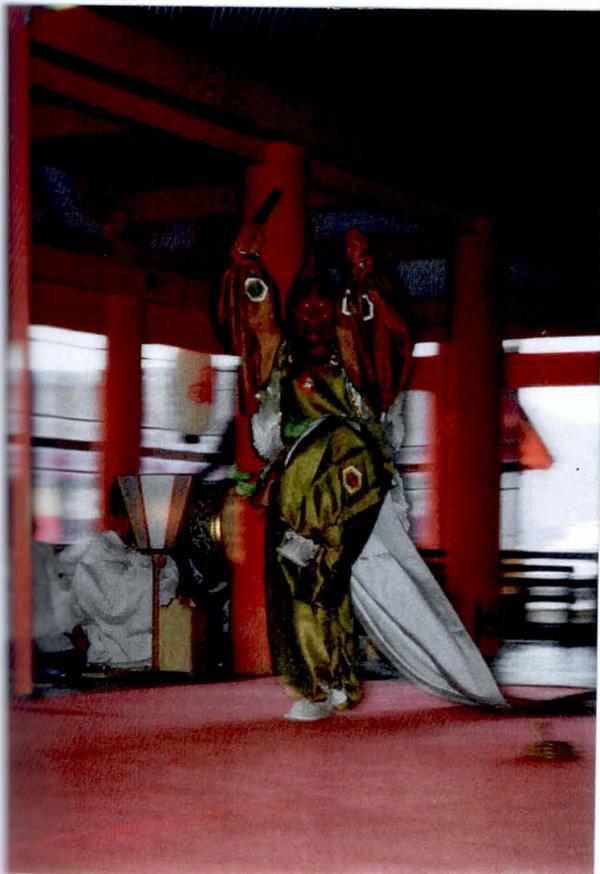
17-4 舞楽「抜頭」正月五日 地久祭



18-1 舞楽「還城楽」正月五日 地久祭



18-2 舞楽「還城楽」正月五日 地久祭



18-3 舞楽「還城楽」正月五日 地久祭



19-1 舞楽「一曲」十月十五日 菊花祭



19-2 舞楽「一曲」十月十五日 菊花祭



19-3 舞楽「一曲」十月十五日 菊花祭



20-1 舞楽「蘇利古」十月十五日 菊花祭



20-2 舞楽「蘇利古」十月十五日 菊花祭



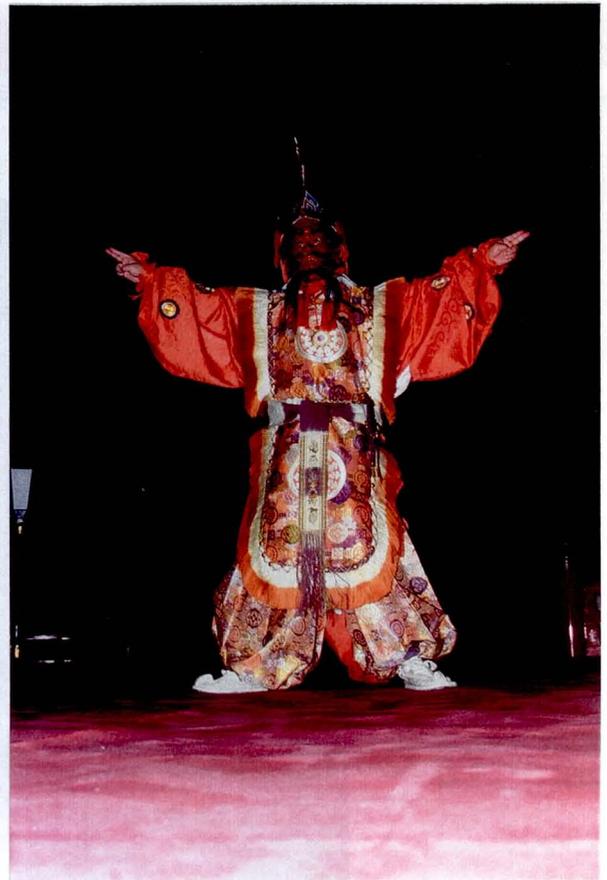
20-3 舞楽「蘇利古」十月十五日 菊花祭



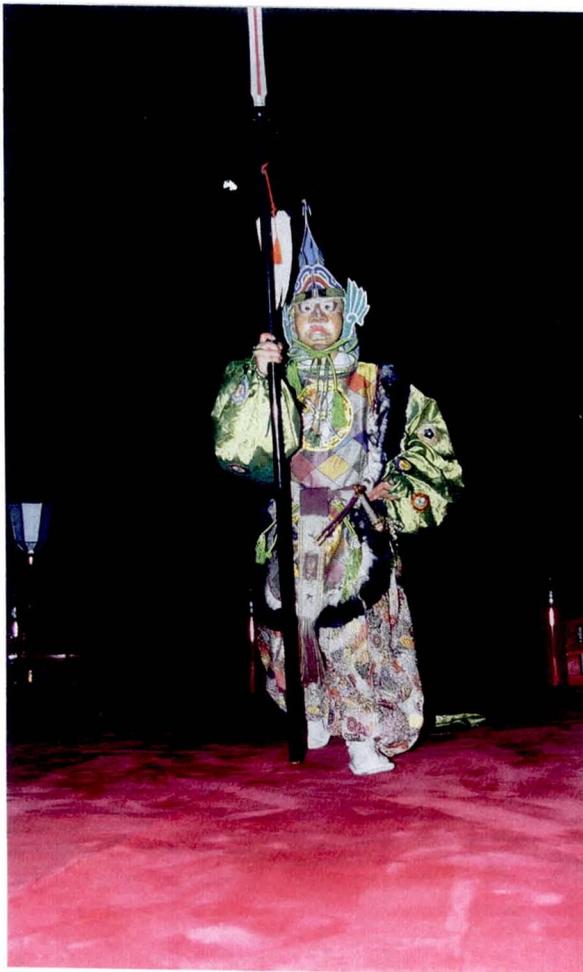
21-1 舞楽「散手」十月十五日 菊花祭



21-2 舞楽「散手」十月十五日 菊花祭



21-3 舞楽「散手」十月十五日 菊花祭



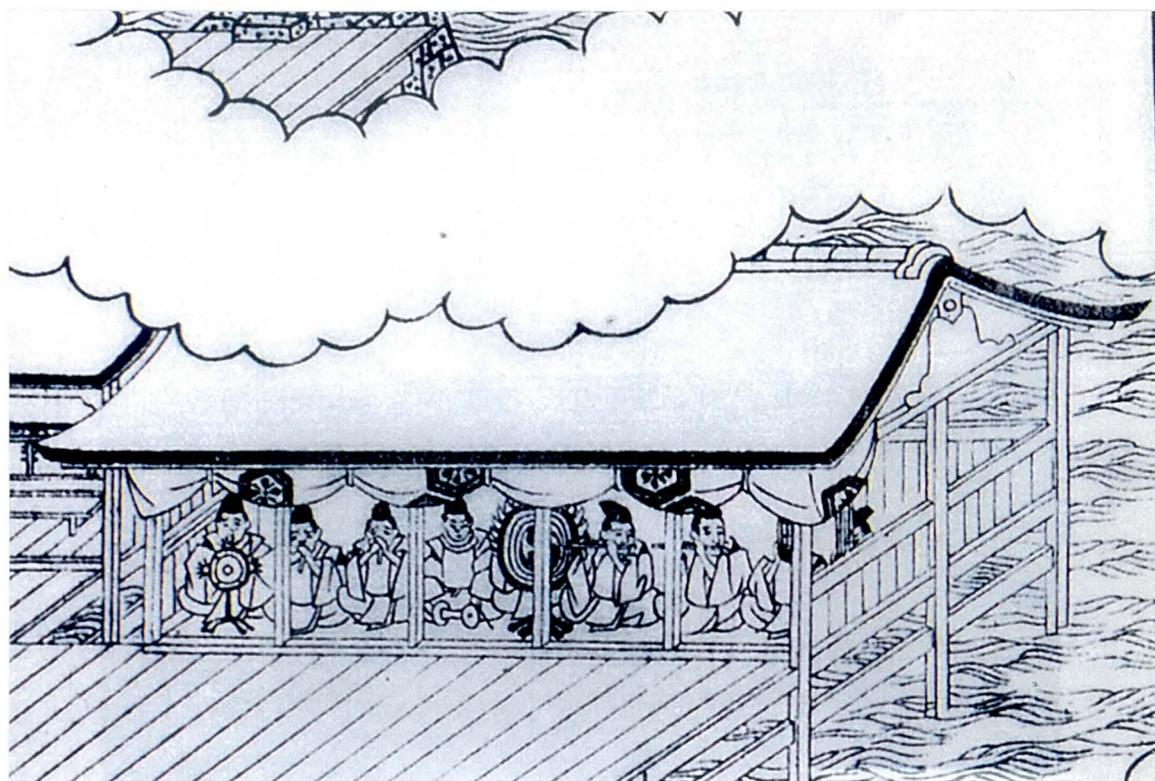
22-1 舞楽「貴徳」十月十五日 菊花祭



22-2 舞楽「貴徳」十月十五日 菊花祭



22-3 舞楽「貴徳」十月十五日 菊花祭



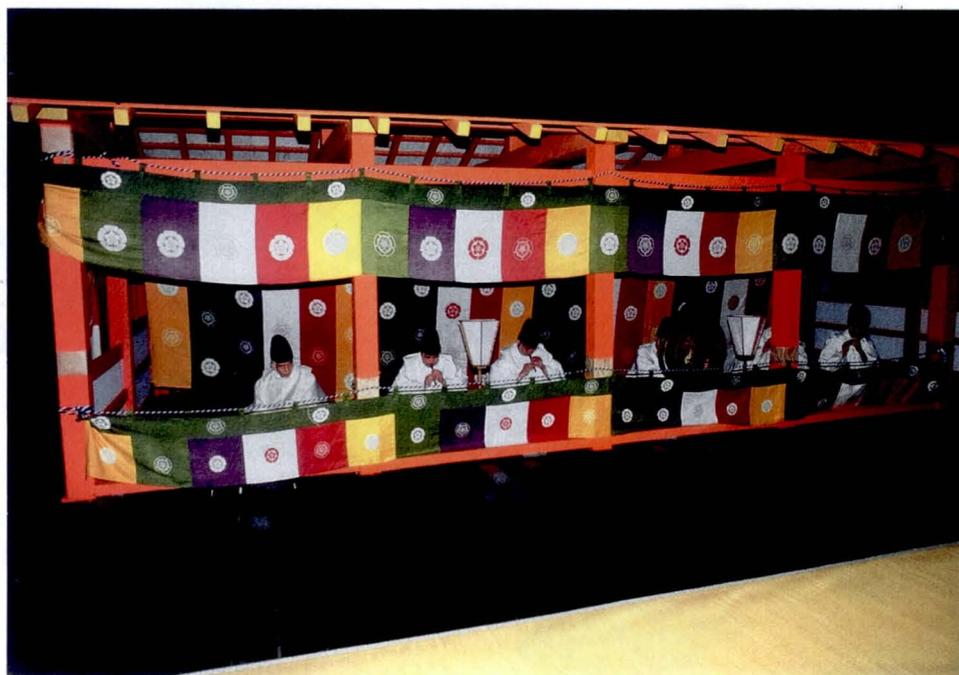
23 右楽房「正月五日舞楽図」部分『芸州巖島図会』巻5



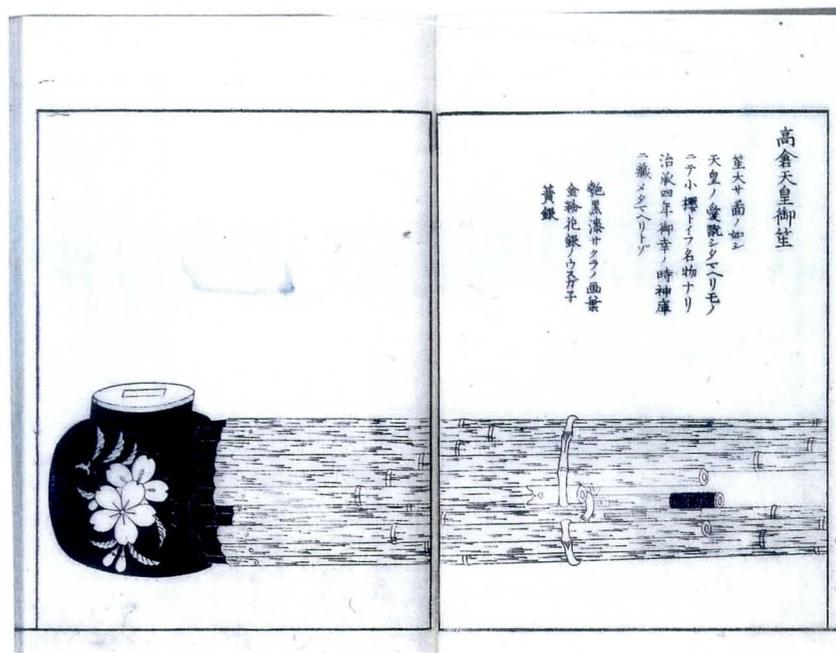
24-1 左右楽房



24-2 右楽房



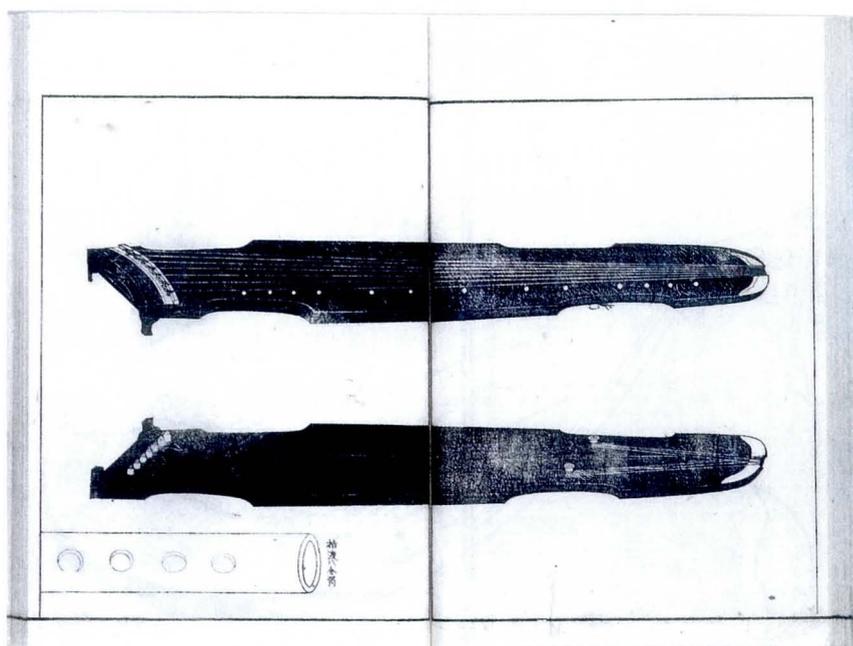
24-3 右楽房の伶人（楽人）



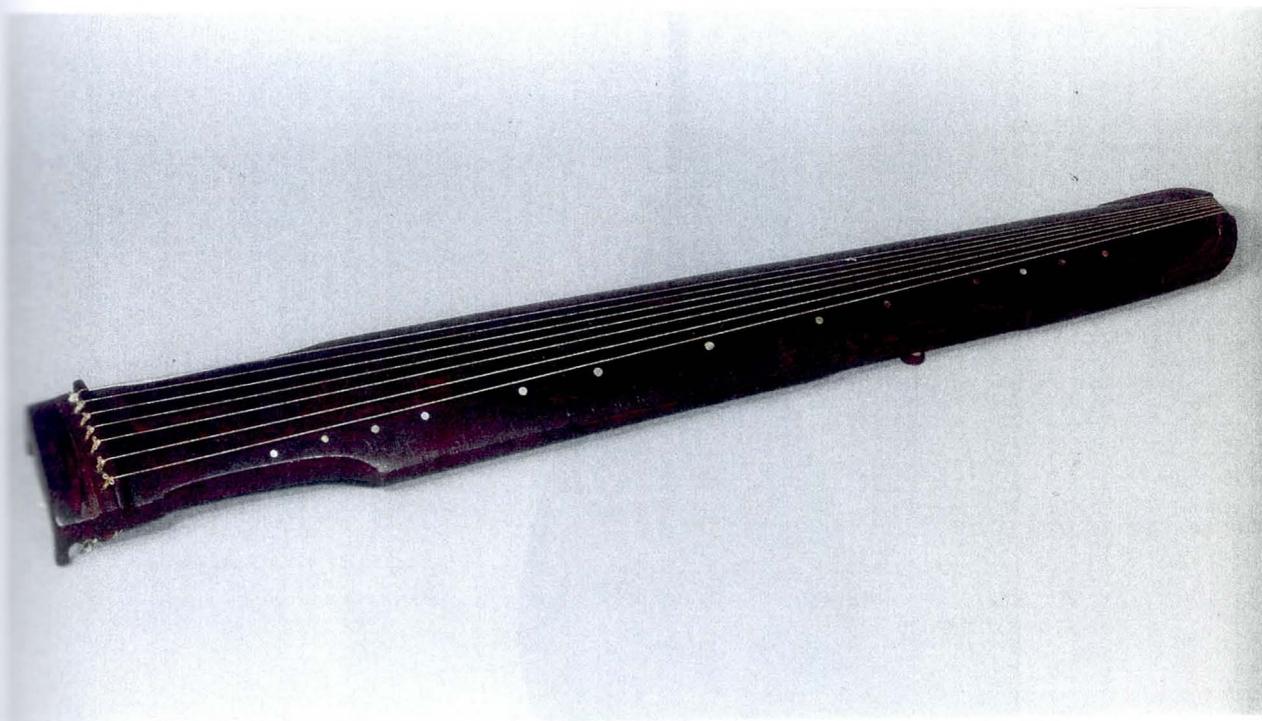
25-1 高倉天皇の筚篥 銘「小桜」『芸州巖島図会』巻6



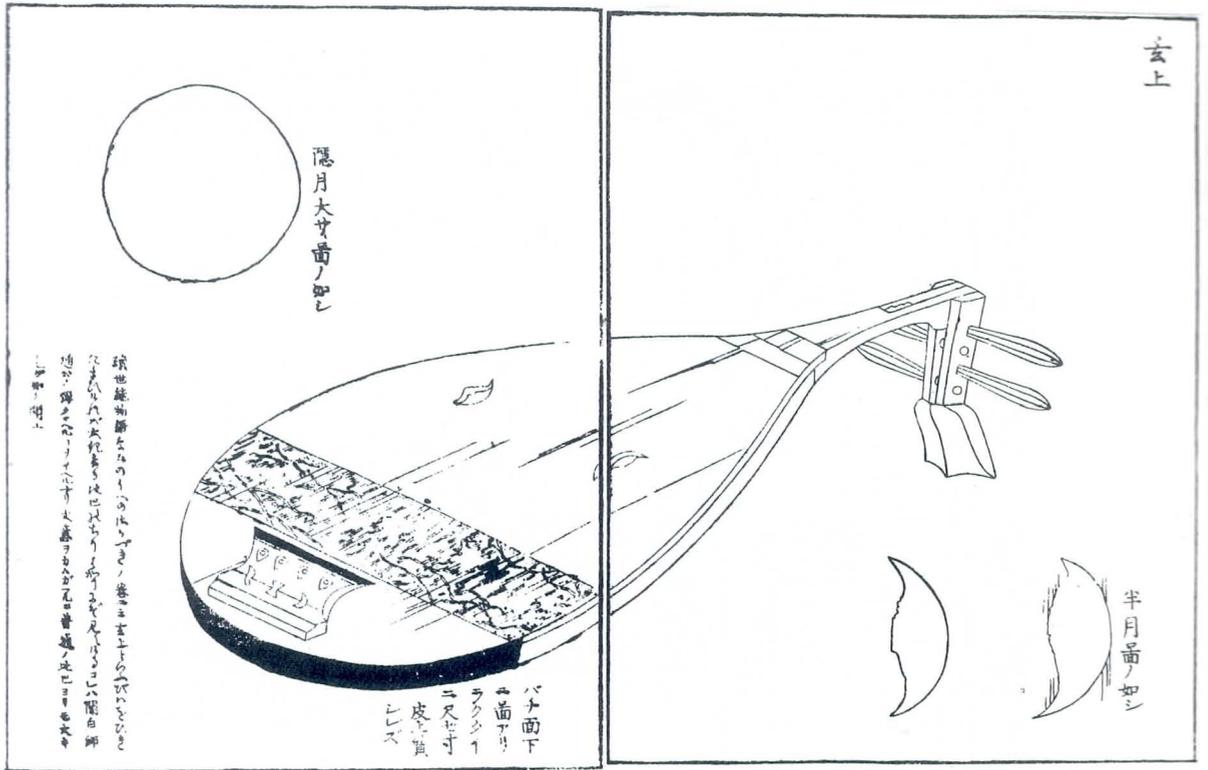
25-2 楽器 高倉天皇の筚篥 銘「小桜」



26-1 伝平重衝所用の七絃琴『芸州巖島図会』巻6



26-2 楽器 ○伝平重衝所用の七絃琴



27-1 玄上の琵琶『芸州巖島図会』卷6



27-2 楽器 玄上の琵琶



28-1 舞楽奏楽 抜頭 正月五日 地久祭



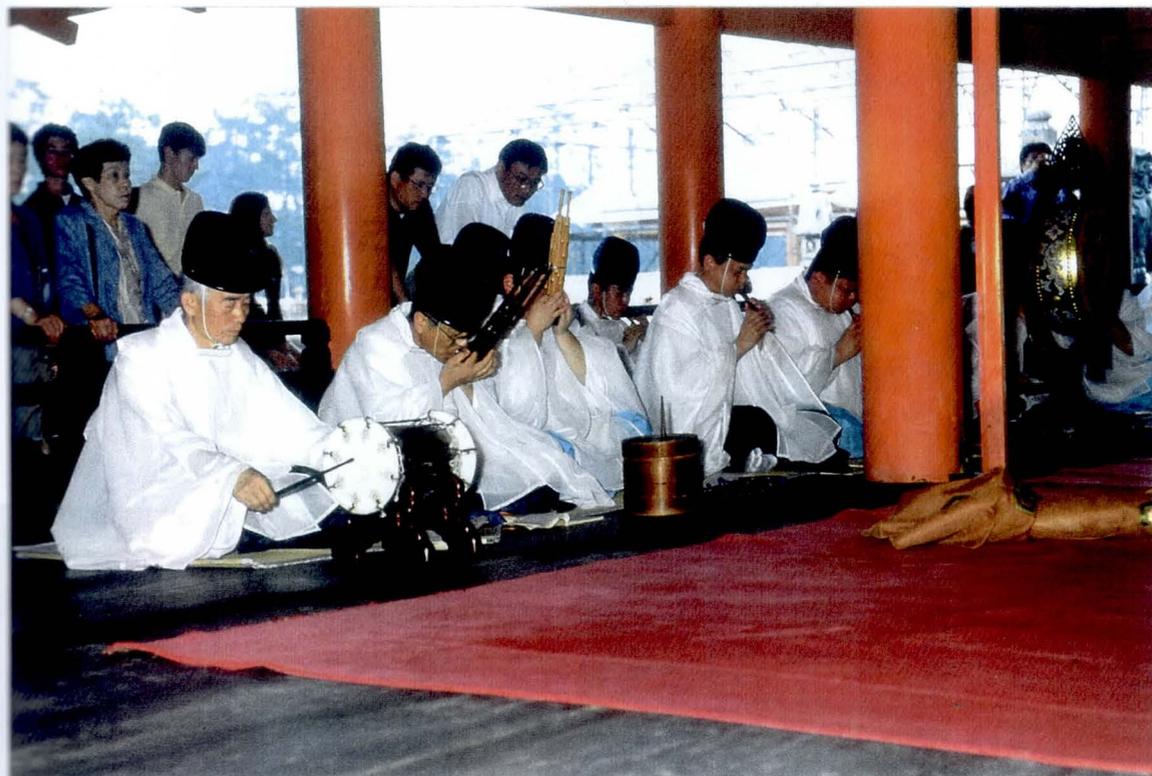
28-2 舞楽奏楽 長慶子 正月五日 地久祭



29-1 祭礼・舞楽奏楽 旧暦五月五日 地御前神社祭



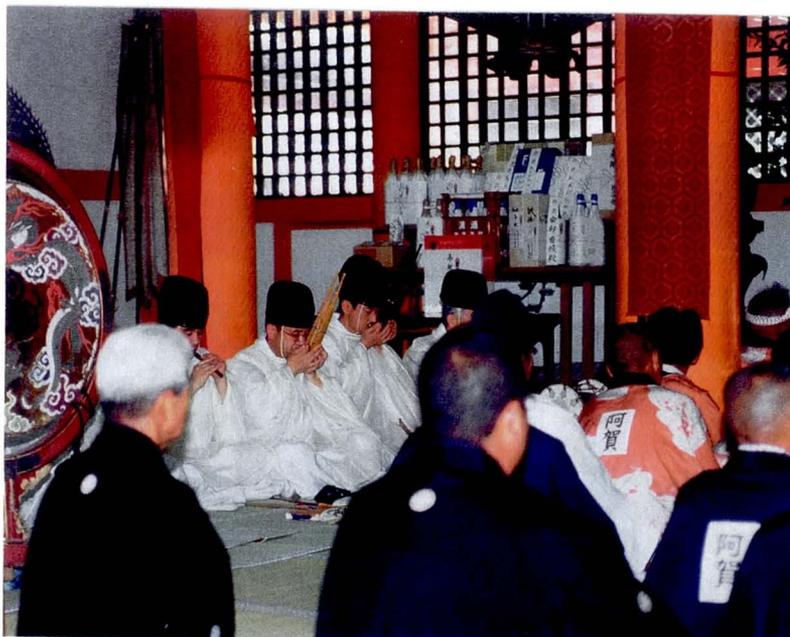
29-2 祭礼・舞楽奏楽 旧暦五月五日 地御前神社祭



30-1 舞楽奏楽 旧暦六月五日 市立祭

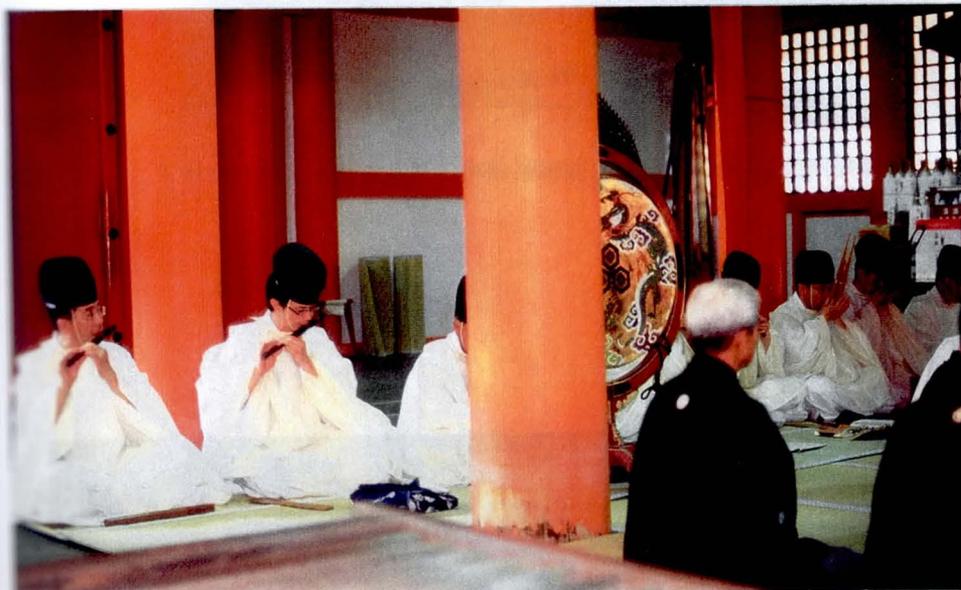


30-2 舞楽奏楽 旧暦六月五日 市立祭



31-1 発輦祭の管絃

旧暦六月十七日 管絃祭

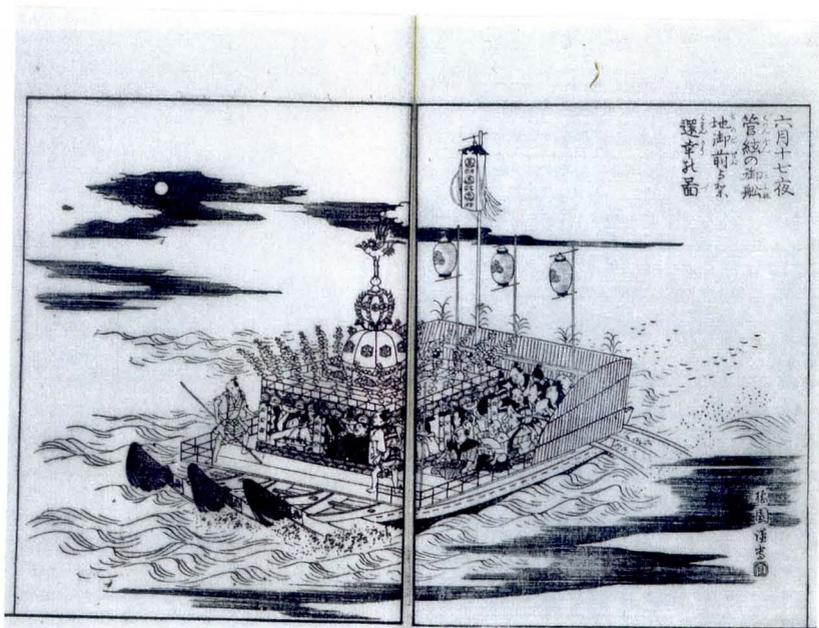


31-2 発輦祭の管絃 旧暦六月十七日 管絃祭



31-3 管絃船上の管絃

旧暦六月十七日 管絃祭



31-4 「六月十七夜管絃の御船地御前より還幸の図」『芸州巖島図会』巻5



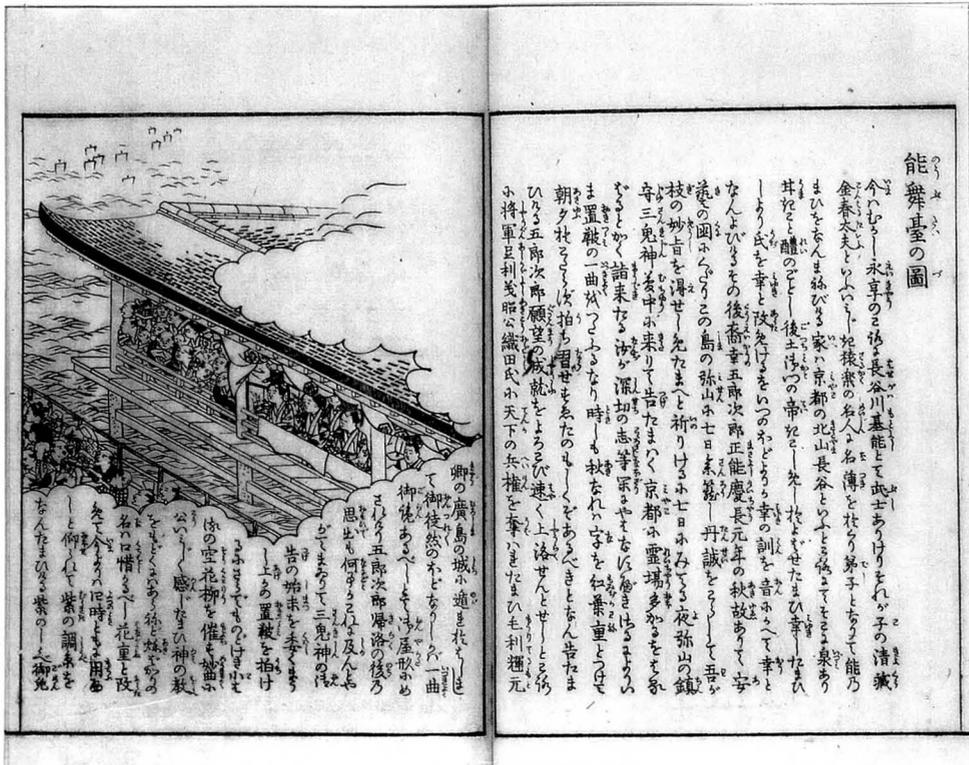
31-5 地御前神社へ向う管絃船 旧曆六月十七日 管絃祭



32 舞楽奏楽 十月十五日 菊花祭



33 舞楽奏楽 十月二十三日 三翁神社祭

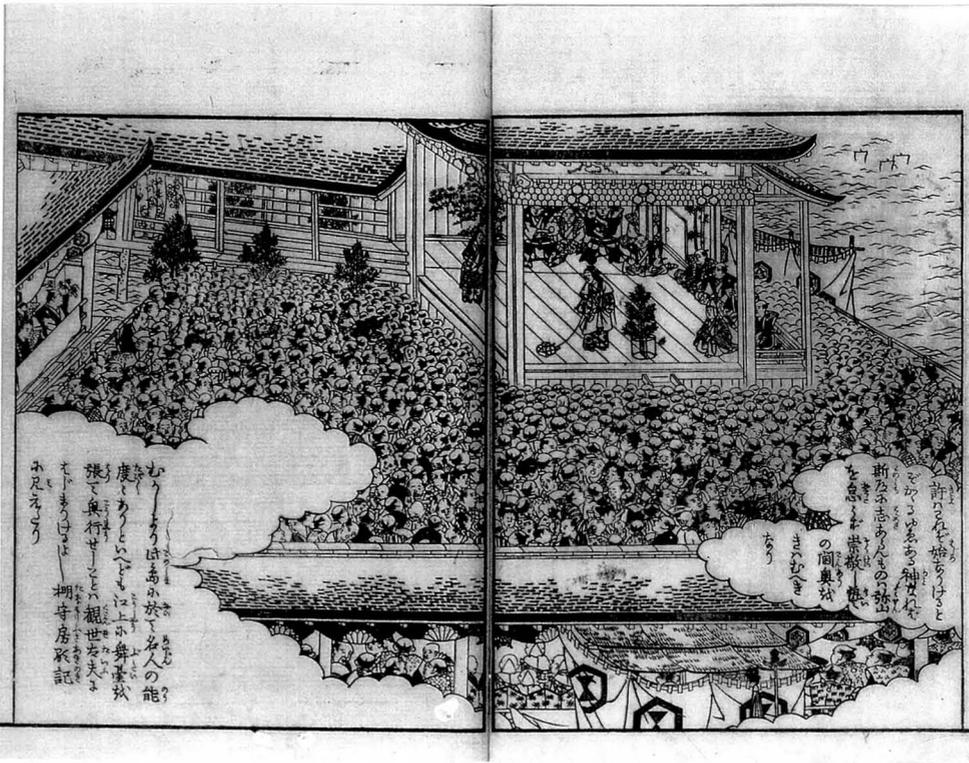


能舞臺の圖

今いひて永享の三條長谷川基能とて武土ありけりまづ子の清兼
 金春大夫といひて地後然の名人名薄をたり弟子とちて能乃
 まひををんまひびま家ハ京都の北山長谷といふと傳ててこも泉あり
 井だといひて後土治の帝だといひてたよせたまひ幸なひ
 一あり氏を幸と改免けをいひてちちら幸の訓を音かてて幸と
 なんよひきその後裔幸五郎次郎正能慶長元年の秋故ありて幸
 遠の國ふんこの島の弥山の七日末落一丹誠をこして五郎
 枝の妙旨を傳せし先たまと祈りける小七日ふひて夜弥山の鎮
 幸三鬼神を中ふ来りて言たまはく京都不靈場多かるを家
 かとかく詰来たるゆか深切の志幸言やとをいふとさばるより
 ま置被の一曲然つとるなり時一秋なれい子を仁兼重とてせ
 朝夕たこつて拍ち留せたまものくをあらんきとん告たま
 ひらる五郎次郎願望の成就をよるを代速く上治せんといせりとも仍
 小將軍巨利美昭公織田氏小天下の兵權を奪ひたまひ毛利輝元

卿の鹿島の城小遊まれりし
 て御徒然のねとなり一曲
 御徒然あるべしよは屋敷かめ
 三はち五郎次郎屋敷の後ろ
 思出も何ぞのこころ及んも
 だてまゐりて三鬼神の後
 告の始末を承くまき
 一上の置被を拍け
 一よきせりもつとせり
 一の空花柳を惟を盛か
 公い一感一をひ神の教
 ともとこころと縁と縁を
 名に口惜る一花重と改
 えて今もこの世時とも用
 一と仰いで世紫の調糸を
 を入たまひる紫の一御免

35-1 「能舞台の図」『芸州厳島図絵』巻5



前記を城ちりける
 ぞのふあある神は
 斯ふ志あるもの跡出
 を思ふを崇敬の
 の間奥は
 まひひき
 たり

わうより日あふたて名人の能
 度ありといどもは上小舞臺
 張て真行せしと親世を夫々
 せしまひは 柳守房取記
 小足元

35-2 「能舞台の図」『芸州厳島図絵』巻5



37-1 御松囃子神能 正月二日 祓殿



37-2 御松囃子神能 正月二日 祓殿



37-3 御松囃子神能 正月二日 祓殿



38-1 神能を観に向かう宮司・神職 四月十六日 桃花祭神能



38-2 見物席 四月十六日 桃花祭神能



39-1 能「翁」千歳の舞 四月十六日 桃花祭神能



39-2 能「翁」千歳と翁役 四月十六日 桃花祭神能



翁役、翁面を付ける 四月十六日 桃花祭神能



39-4 翁役、翁面を取る 四月十六日 桃花祭神能



40 能「翁」翁役と囃子 四月十六日 桃花祭神能



41 能「翁」の舞 四月十六日 桃花祭神能



42 能「翁」三番叟（揉の段）四月十六日 桃花祭神能



43-1 能「翁」三番叟（鈴の段）四月十六日 桃花祭神能



43-2 能「翁」三番叟（鈴の段）四月十六日 桃花祭神能



44-1 能「高砂」四月十六日 桃花祭神能



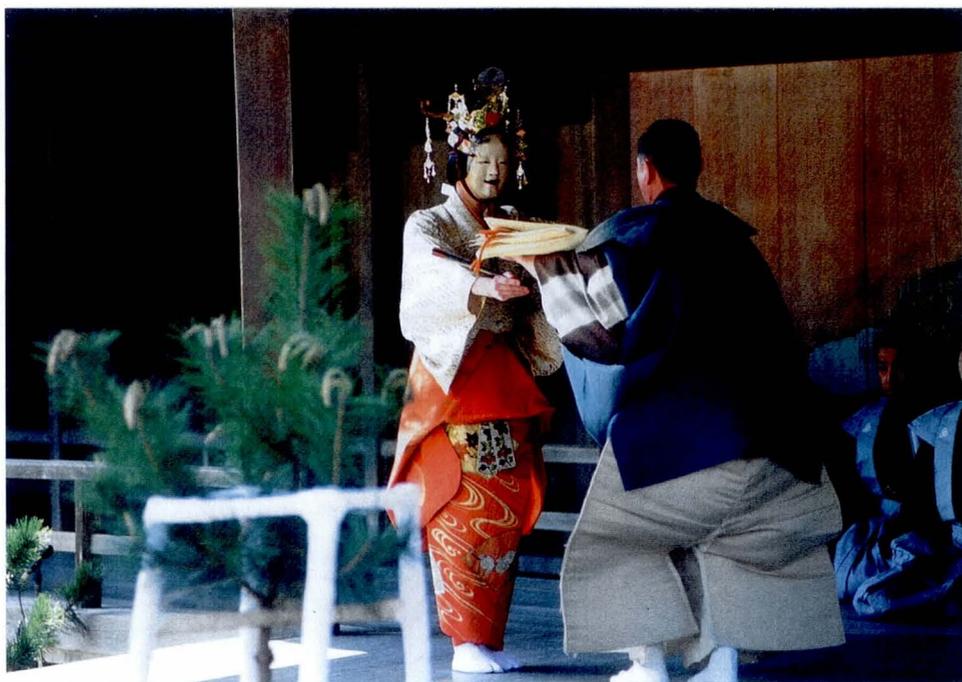
44-2 能「高砂」四月十六日 桃花祭神能



44-3 能「高砂」四月十六日 桃花祭神能



45 能「田村」四月十六日 桃花祭神能



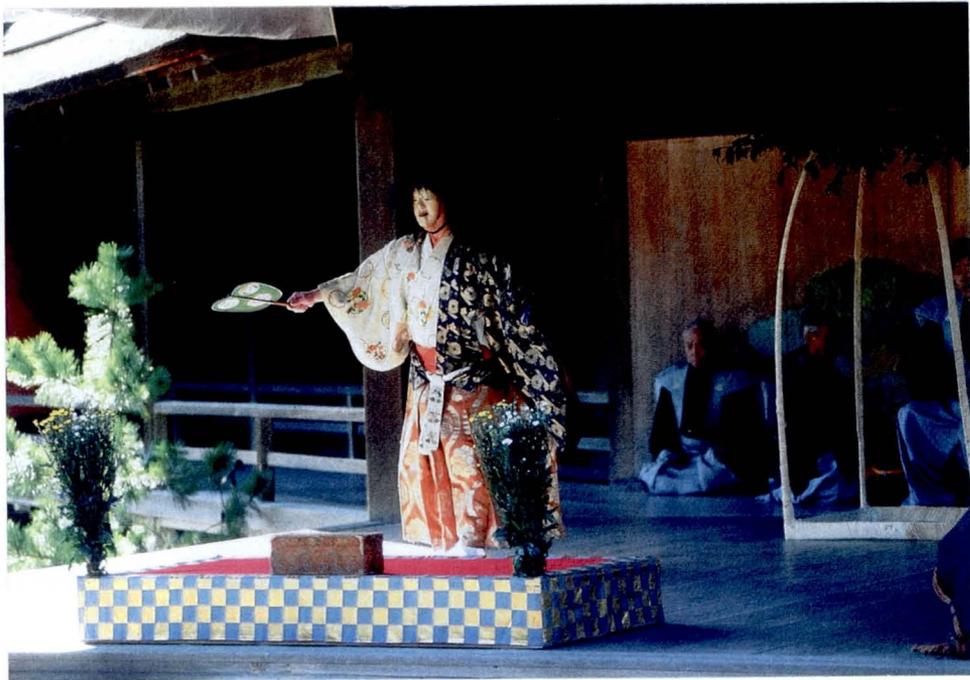
46-1 能「羽衣」四月十六日 桃花祭神能



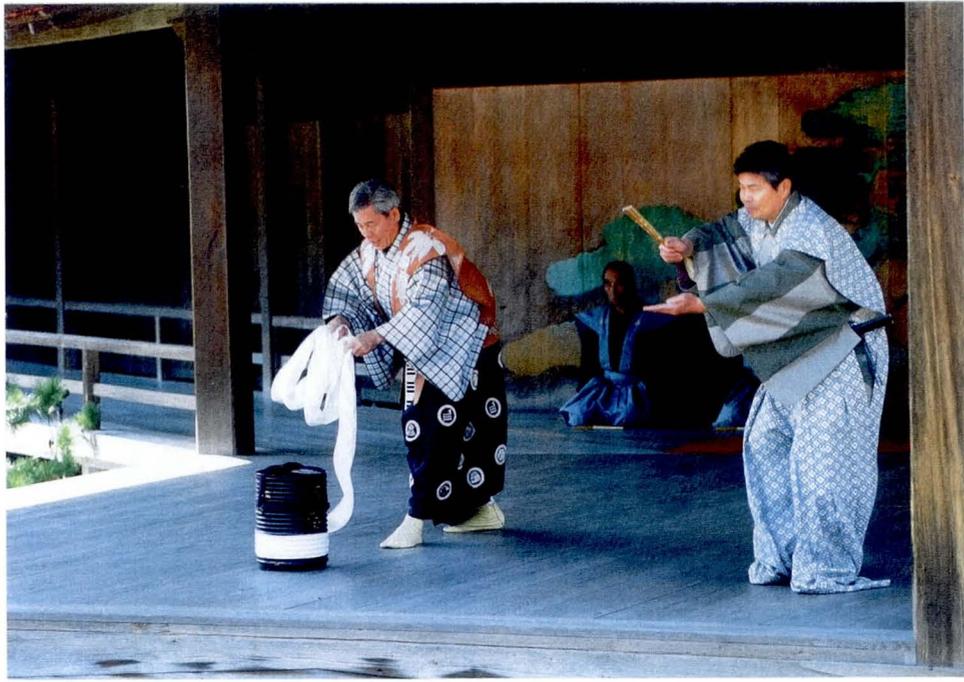
46-2 能「羽衣」四月十六日 桃花祭神能



47-1 能「菊慈童」四月十六日 桃花祭神能



47-2 能「菊慈童」四月十六日 桃花祭神能



48-1 狂言「千鳥」四月十六日 桃花祭神能



48-2 狂言「太刀奪」四月十六日 桃花祭神能



49-1 「陰曆九月十二日御秋來祭式ノ図」『巖島名所志る遍』



49-2 「同上大和舞ノ図」『巖島名所志る遍』



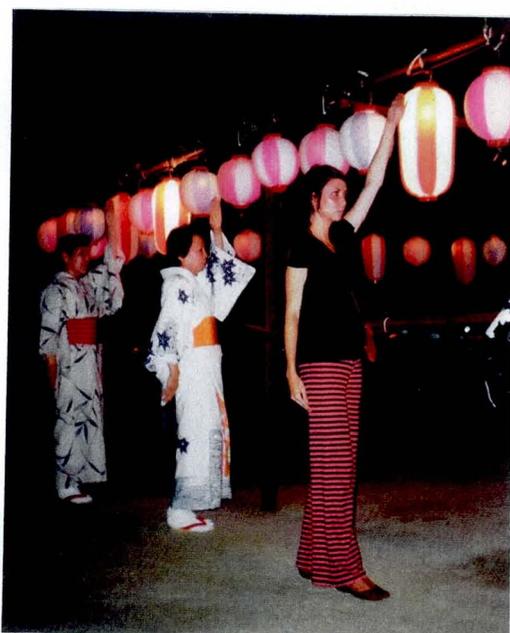
50-1 宮島おどり 八月十七・十八日



50-2 宮島おどり 八月十七・十八日



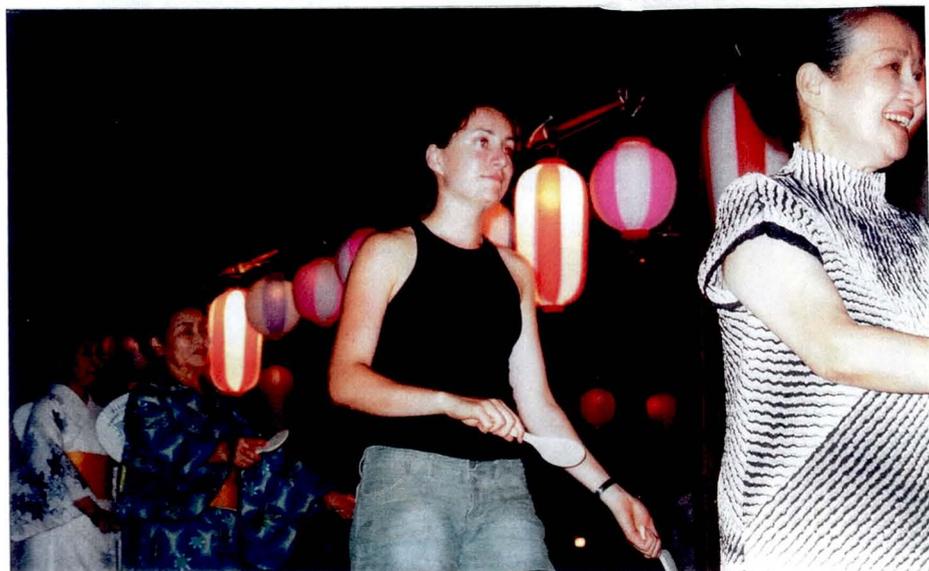
50-3 宮島おどり



50-4 宮島おどり



50-5 宮島おどり「杓子おどり」



50-6 宮島おどり「杓子おどり」



51-1 宮島歌舞伎「口上錦絵」文政十三年（天保元年・1830）



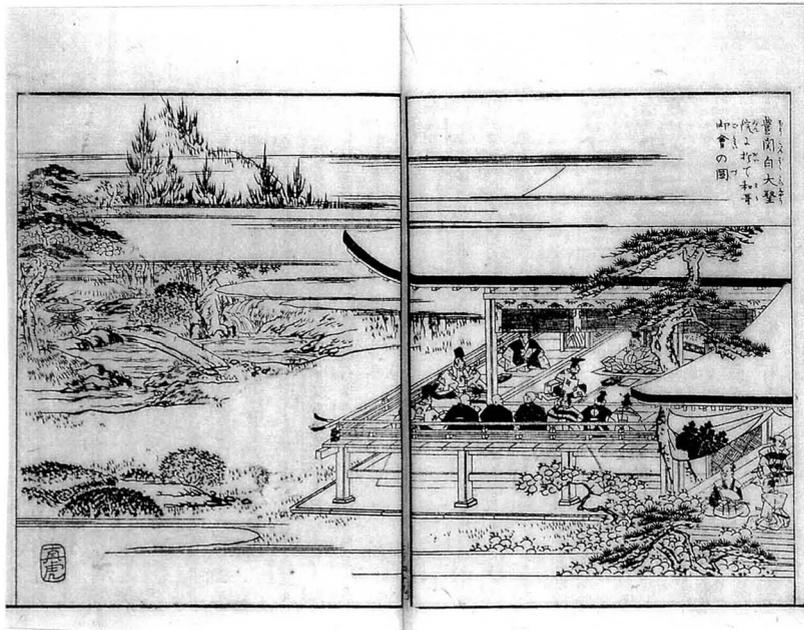
51-2 宮島歌舞伎「宮島芝居錦絵 蘭平物狂い」
文政十三年（天保元年・1830）六月



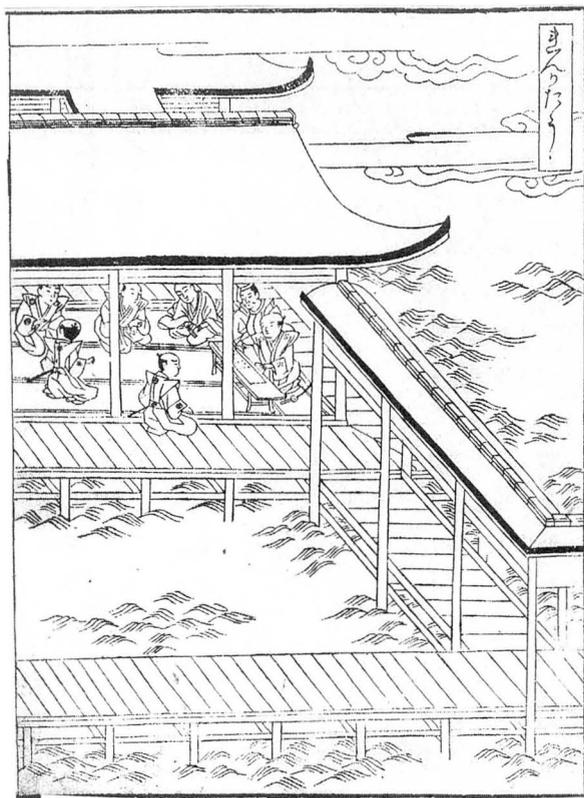
51-3 宮島歌舞伎「宮島芝居錦絵 ひらがな盛衰記」 文政十三年（天保元年・1830）六月



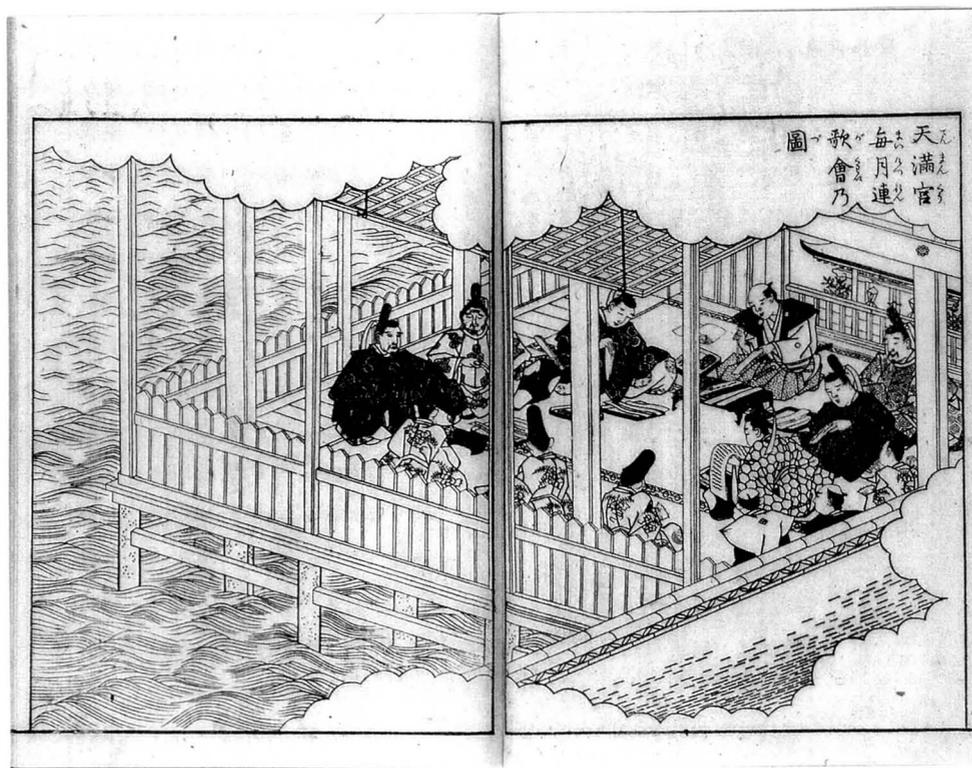
52-1 和歌「西行法師の図」『芸州巖島図会』巻1



52-2 「豊岡白大聖院に於て和歌御会の図」『芸州巖島図会』巻3



52-3 「れんかたうの図」『巖島道芝記』巻2



52-4 「天満宮毎月連歌会の図」『芸州巖島図会』巻5

図版リスト I 図絵・写真に見る巖島の芸能

○ 重要文化財

種別	No.	名 称 等	出 典 ・ そ の 他
舞楽	1	「巖島社頭の図」内侍の舞	法眼円伊筆『一遍上人絵伝』巻10 鎌倉時代
	2	絵馬「童舞の図」(慶秀筆)	永正十七年(1520) 巖島神社蔵
	3	舞楽の図	『巖島道芝記』巻6 江戸時代
	4	絵馬(左)「舞楽 太平楽」(右)「舞楽 狛鉦」	元文二年(1737) 巖島神社蔵
	5	正月五日舞楽図	『芸州巖島図会』巻5 江戸時代
	6	九月二十三日山王祭之図	『芸州巖島図会』巻2 江戸時代
	7-1	舞楽「振鉦」(一節 左方一人舞)	正月五日 地久祭
	-2	舞楽「振鉦」(二節 右方一人舞)	正月五日 地久祭
	-3	舞楽「振鉦」(三節 左右二人舞)	正月五日 地久祭
	-4	舞楽「振鉦」(一節 左方一人舞)	十月十五日菊花祭
	-5	舞楽「振鉦」(三節 左右二人舞)	十月十五日菊花祭
	-6	舞楽「振鉦」(一節 左方一人舞)	十月二十三日 三翁神社祭
	-7	舞楽「振鉦」(一節 右方一人舞)	十月二十三日 三翁神社祭
	8-1	舞楽「万歳楽」(天王寺舞人)	正月二日 二日祭
	-2	舞楽「万歳楽」(天王寺舞人)	正月二日 二日祭
	-3	舞楽「万歳楽」	旧六月五日 市立祭
	-4	舞楽「万歳楽」	旧六月五日 市立祭
	-5	舞楽「万歳楽」	十月十五日 菊花祭
	-6	舞楽「万歳楽」	十月二十三日 三翁神社祭
	-7	舞楽「万歳楽」	十月二十三日 三翁神社祭
	9-1	舞楽「延喜楽」(天王寺舞人)	正月二日 二日祭
	-2	舞楽「延喜楽」(天王寺舞人)	正月二日 二日祭
	-3	舞楽「延喜楽」(天王寺舞人)	正月二日 二日祭
	-4	舞楽「延喜楽」	旧六月五日 市立祭
	-5	舞楽「延喜楽」	旧六月五日 市立祭
	-6	舞楽「延喜楽」	十月十五日菊花祭
	-7	舞楽「延喜楽」	十月二十三日三翁神社祭
	-8	舞楽「延喜楽」	十月二十三日三翁神社祭
	10-1	舞楽「大平楽」(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
	-2	舞楽「大平楽」(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
	-3	舞楽「大平楽」(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
	-4	舞楽「大平楽」(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
	11-1	舞楽「狛鉦」(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
	-2	舞楽「狛鉦」(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
	-3	舞楽「狛鉦」(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
	-4	舞楽「狛鉦」(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
	12-1	舞楽「胡徳楽」	正月三日 元始祭
	-2	舞楽「胡徳楽」	正月三日 元始祭

-3	舞楽「胡徳楽」	正月三日 元始祭
-4	舞楽「胡徳楽」	正月三日 元始祭
-5	舞楽「胡徳楽」	正月三日 元始祭
-6	舞楽「胡徳楽」	正月三日 元始祭
-7	舞楽「胡徳楽」	正月三日 元始祭
13-1	舞楽「蘭陵王」(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
-2	舞楽「蘭陵王」(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
-3	舞楽「蘭陵王」	旧暦五月五日 地御前神社祭
-4	舞楽「蘭陵王」	旧暦五月五日 地御前神社祭
-5	舞楽「蘭陵王」	旧暦六月五日 市立祭
-6	舞楽「蘭陵王」	旧暦六月五日 市立祭
-7	舞楽「蘭陵王」	旧暦六月五日 市立祭
-8	舞楽「蘭陵王」	十月十五日 菊花祭
-9	舞楽「蘭陵王」	十月十五日 菊花祭
14-1	舞楽「納曾利」二人舞(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
-2	舞楽「納曾利」二人舞(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
-3	舞楽「納曾利」二人舞(天王寺舞人)	正月三日 元始祭
-4	舞楽「納曾利」一人舞(落蹲)	旧暦五月五日 地御前神社祭
-5	舞楽「納曾利」一人舞(落蹲)	旧暦五月五日 地御前神社祭
-6	舞楽「納曾利」一人舞(落蹲)	旧暦六月五日 市立祭
-7	舞楽「納曾利」二人舞	十月十五日 菊花祭
-8	舞楽「納曾利」二人舞	十月十五日 菊花祭
15-1	舞楽「甘州」	正月五日 地久祭
-2	舞楽「甘州」	正月五日 地久祭
-3	舞楽「甘州」	正月五日 地久祭
16-1	舞楽「林歌」	正月五日 地久祭
-2	舞楽「林歌」	正月五日 地久祭
-3	舞楽「林歌」	正月五日 地久祭
-4	舞楽「林歌」	正月五日 地久祭
-5	舞楽「林歌」	正月五日 地久祭
17-1	舞楽「抜頭」	正月五日 地久祭
-2	舞楽「抜頭」	正月五日 地久祭
-3	舞楽「抜頭」	正月五日 地久祭
-4	舞楽「抜頭」	正月五日 地久祭
18-1	舞楽「還城楽」	正月五日 地久祭
-2	舞楽「還城楽」	正月五日 地久祭
-3	舞楽「還城楽」	正月五日 地久祭
19-1	舞楽「一曲」	十月十五日 菊花祭
-2	舞楽「一曲」	十月十五日 菊花祭
-3	舞楽「一曲」	十月十五日 菊花祭
20-1	舞楽「蘇利古」	十月十五日 菊花祭

	-2	舞楽「蘇利古」	十月十五日 菊花祭
	-3	舞楽「蘇利古」	十月十五日 菊花祭
	21-1	舞楽「散手」	十月十五日 菊花祭
	-2	舞楽「散手」	十月十五日 菊花祭
	-3	舞楽「散手」	十月十五日 菊花祭
	22-1	舞楽「貴徳」	十月十五日 菊花祭
	-2	舞楽「貴徳」	十月十五日 菊花祭
	-3	舞楽「貴徳」	十月十五日 菊花祭
雅楽 (管絃・舞楽)	23	右楽房「正月五日舞楽図」部分	『芸州巖島図会』巻5
	24-1	左右楽房	巖島神社
	-2	右楽房	巖島神社
	-3	右楽房の伶人(楽人)	巖島神社 舞楽奏楽
	25-1	高倉天皇の笙 銘「小桜」	『芸州巖島図会』巻6 (巖島宝物図会 巻1)
	-2	楽器 高倉天皇の笙 銘「小桜」	巖島神社蔵
	26-1	伝平重衡所用の七絃琴	『芸州巖島図会』巻6 (巖島宝物図会 巻1)
	-2	楽器 ○伝平重衡所用の七絃琴	巖島神社蔵
	27-1	玄上の琵琶	『芸州巖島図会』巻6 (巖島宝物図会 巻1)
	-2	楽器 玄上の琵琶	巖島神社蔵
	28-1	舞楽奏楽 抜頭	正月五日 地久祭
	-2	舞楽奏楽 長慶子	正月五日 地久祭
	29-1	祭礼・舞楽奏楽	旧暦五月五日 地御前神社祭
	-2	祭礼・舞楽奏楽	旧暦五月五日 地御前神社祭
	30-1	舞楽奏楽	旧暦六月五日 市立祭
	-2	舞楽奏楽	旧暦六月五日 市立祭
	31-1	発輦祭の管絃	旧暦六月十七日 管絃祭
	-2	発輦祭の管絃	旧暦六月十七日 管絃祭
	-3	管絃船上の管絃	旧暦六月十七日 管絃祭
	-4	「六月十七夜管絃の御船地御前より還幸の図」	『芸州巖島図会』巻5
-5	地御前神社へ向う管絃船	旧暦六月十七日 管絃祭	
	32	舞楽奏楽	十月十五日 菊花祭
	33	舞楽奏楽	十月二十三日 三翁神社祭
神能	34	「御能舞台」	『巖島道芝記』巻5
	35-1	「能舞台の図」	『芸州巖島図絵』巻5
	35-2	「能舞台の図」	『芸州巖島図絵』巻5
	36	「遊女能を観に出る図」	『芸州巖島図会』巻5
	37-1	御松囃子神能	正月二日 祓殿
	-2	御松囃子神能	正月二日 祓殿
	-3	御松囃子神能	正月二日 祓殿
	38-1	神能を観に向かう宮司・神職	四月十六日 桃花祭神能
	-2	見物席	四月十六日 桃花祭神能
	39-1	能「翁」千歳の舞	四月十六日 桃花祭神能

	-2	能「翁」千歳と翁役	四月十六日	桃花祭神能
	-3	翁役、翁面を付ける	四月十六日	桃花祭神能
	-4	翁役、翁面を取る	四月十六日	桃花祭神能
	40	能「翁」翁役と囃子	四月十六日	桃花祭神能
	41	能「翁」の舞	四月十六日	桃花祭神能
	42	能「翁」三番叟 <small>もみ</small> (揉の段)	四月十六日	桃花祭神能
	43-1	能「翁」三番叟(鈴の段)	四月十六日	桃花祭神能
	-2	能「翁」三番叟(鈴の段)	四月十六日	桃花祭神能
	44-1	能「高砂」	四月十六日	桃花祭神能
	-2	能「高砂」	四月十六日	桃花祭神能
	-3	能「高砂」	四月十六日	桃花祭神能
	45	能「田村」	四月十六日	桃花祭神能
	46-1	能「羽衣」	四月十六日	桃花祭神能
	-2	能「羽衣」	四月十六日	桃花祭神能
	47-1	能「菊慈童」	四月十六日	桃花祭神能
	-2	能「菊慈童」	四月十六日	桃花祭神能
	48-1	狂言「千鳥」	四月十六日	桃花祭神能
	-2	狂言「太刀奪」	四月十六日	桃花祭神能
周辺の 芸能	49-1	「陰暦九月十二日御秋来祭式ノ図」		『巖島名所志る遍』
	-2	「同上大和舞ノ図」		『巖島名所志る遍』
	50-1	宮島おどり	八月十七・十八日	
	-2	宮島おどり	八月十七・十八日	
	-3	宮島おどり	八月十七・十八日	
	-4	宮島おどり	八月十七・十八日	
	-5	宮島おどり「杓子おどり」	八月十七・十八日	
	-6	宮島おどり「杓子おどり」	八月十七・十八日	
	51-1	宮島歌舞伎「口上錦絵」	文政十三年(天保元年・1830)	六月
	-2	宮島歌舞伎「宮島芝居錦絵 蘭平物狂い」	文政十三年(天保元年・1830)	六月
	-3	宮島歌舞伎「宮島芝居錦絵 ひらがな盛衰記」	文政十三年(天保元年・1830)	六月
	52-1	和歌「西行法師の図」		『芸州巖島図会』巻1
	-2	「豊閑白大聖院に於て和歌御会の図」		『芸州巖島図会』巻3
	-3	「れんかたうの図」		『巖島道芝記』巻2
-4	「天満宮毎月連歌会の図」		『芸州巖島図会』巻5	

	-2	能「翁」千歳と翁役	四月十六日	桃花祭神能
	-3	翁役、翁面を付ける	四月十六日	桃花祭神能
	-4	翁役、翁面を取る	四月十六日	桃花祭神能
	40	能「翁」翁役と囃子	四月十六日	桃花祭神能
	41	能「翁」の舞	四月十六日	桃花祭神能
	42	能「翁」三番叟 <small>もみ</small> （揉の段）	四月十六日	桃花祭神能
	43-1	能「翁」三番叟（鈴の段）	四月十六日	桃花祭神能
	-2	能「翁」三番叟（鈴の段）	四月十六日	桃花祭神能
	44-1	能「高砂」	四月十六日	桃花祭神能
	-2	能「高砂」	四月十六日	桃花祭神能
	-3	能「高砂」	四月十六日	桃花祭神能
	45	能「田村」	四月十六日	桃花祭神能
	46-1	能「羽衣」	四月十六日	桃花祭神能
	-2	能「羽衣」	四月十六日	桃花祭神能
	47-1	能「菊慈童」	四月十六日	桃花祭神能
	-2	能「菊慈童」	四月十六日	桃花祭神能
	48-1	狂言「千鳥」	四月十六日	桃花祭神能
	-2	狂言「太刀奪」	四月十六日	桃花祭神能
周辺の 芸能	49-1	「陰暦九月十二日御秋来祭式ノ図」	『巖島名所志の遍』	
	-2	「同上大和舞ノ図」	『巖島名所志の遍』	
	50-1	宮島おどり	八月十七・十八日	
	-2	宮島おどり	八月十七・十八日	
	-3	宮島おどり	八月十七・十八日	
	-4	宮島おどり	八月十七・十八日	
	-5	宮島おどり「杓子おどり」	八月十七・十八日	
	-6	宮島おどり「杓子おどり」	八月十七・十八日	
	51-1	宮島歌舞伎「口上錦絵」	文政十三年（天保元年・1830）六月	
	-2	宮島歌舞伎「宮島芝居錦絵 蘭平物狂い」	文政十三年（天保元年・1830）六月	
	-3	宮島歌舞伎「宮島芝居錦絵 ひらがな盛衰記」	文政十三年（天保元年・1830）六月	
	52-1	和歌「西行法師の図」	『芸州巖島図会』巻1	
	-2	「豊閑白大聖院に於て和歌御会の図」	『芸州巖島図会』巻3	
	-3	「れんかたうの図」	『巖島道芝記』巻2	
-4	「天満宮毎月連歌会の図」	『芸州巖島図会』巻5		

結章

厳島の芸能を研究することによって浮かんで来た疑問は、何故、厳島と厳島神社が千数百年も長きにわたって、広範な階層と地域の人びとの信仰を集めて来たのか、ということであった。この疑問の答えは、厳島の数多い芸能が長く継承されて来た理由に見いだせると考える。厳島の芸能は厳島信仰と結び、人びとに支えられて継承されて来た。

そこでまず、厳島信仰を表わす祭礼行事について明らかにした。厳島の芸能は厳島神社の祭礼行事と結び、その中で重要な役割を担って来たし、また現在も担っている。その祭礼は『芸藩通志』に大小百余あり、と言われたが、明治維新と第二次世界大戦を境に、その回数・名称・内容・執行日などが大きく変わった。室町時代以降、近世まで記録に残る年間の祭礼行事と現在のそれを比較検討してみると、明治維新の神仏分離と新暦移行などによって、主に次のような変革が見られる。

- (1) 明治初年まで重要な祭礼であった二月と十一月の初申祭がなくなった。この間三カ月、弥山への入山も御島巡りも禁止され、弥山原始林は保全されて来た。しかし、現在は年に一度、十二月の初申日に「御鎮座祭」が行われるのみで、入山禁止などはなくなった。
- (2) 明治以前は厳島島内の内宮と並んで重要な位置にあった対岸の外宮が、明治政府の神社制度により分離独立して村社外宮神社となり、大正三年に至って当時の厳島神社宮司の計らいによって厳島神社の摂社・地御前神社となった。そのため五月と九月に三日から七日間、盛大に行われていた外宮御祭は極端に縮小し、現在は旧暦五月五日、一日だけの地御前神社祭となった。
- (3) 供僧による管絃経や管絃講などをはじめ、明治以前の神仏合同ともいべき祭礼から仏教的なものが分離され、行事内容が大きく変革した。
- (4) 年間に大小百余と言われた祭礼の回数が、六十余に減少した。そのうち潮の干満に影響される十四度の祭礼は旧暦で執行されるが、祭礼の約四分の三が新暦で行われるようになった。
- (5) 何百年来使われて来た三月と九月の「大宮祭」を「桃花祭」「菊花祭」と称するなど、近代以降、祭礼の名称は総べて変わった。

しかし一方、正月元旦の神衣献上式をはじめ正月五日までの恒例の祭礼行事や、海上社殿

の厳島神社に相応しい夏の海の祭礼・管絃祭や、収穫を祈り感謝する祭礼など、名称は変わっても絶えることなく継承されている祭礼も多い。ただ夏の祭礼では船上で管絃を奏する船管絃から、明治十五年（1882）に祭神の海上渡御に変わり、御座船が海を渡るようになったこと、供僧の祭礼であった延年祭が社家の祭礼・玉取祭になったこと、また近江坂本から勧請した山王神と平清盛・佐伯鞍職を祀った山王社の祭が、鞍職・岩木翁・所翁の三翁を祭る三翁神社の祭になるなど変容を遂げている。それらは基本的なものを伝承しながら、時代や社会の変化に応じて柔軟に名称や内容、執行日などを変えた祭礼であった。

しかし、当社の祭礼行事にさまざまな変遷があったとしても、始祖や祖霊を大切にし伝統を尊重する精神が、神社と祭礼行事を存続させる大きな力になっていると考える。また、十一月の新嘗祭で、その年に収穫された海の幸、山の幸、里の幸を神前に供え、自然の恵みに感謝した後、社人、氏子、町内世話人などが集う直会や、一般参列者に神酒拝戴があるなど、神と人、人と人が相和すところに祭礼の重要な意義があり、それがまた神社と祭礼を存続させるものと思われる。

さて、当社のそうした祭礼行事に合わせて行われて来た芸能も、また変遷を見せている。平家の時代に厳島へ移された舞楽は、今日まで八百数十年間、幾度か消長があったと思われるが、常に再興され伝承されて、現在、年間十二度の祭礼で奉奏されている。また、室町末期以来四百数十年間、海上の能舞台で演じられ、神に奉納される神能は、現在も四月の「桃花祭」で三日間、奉納されている。しかし、明治初年まで舞楽と同様に八百年余の歴史を持っていた神楽や催馬楽、東遊などの芸能は絶え、現在はない。

祭礼における芸能は、米や酒、花、水、火（灯）などと同様に、神に捧げられるものである。しかし、祈願・報謝の表明というよりも、むしろ神を慰めるもの、神とともに人びとが歓び楽しむものといえる。当社を中心とする数々の芸能もまた、祭礼の中で奏され、神に捧げられるだけでない。管絃祭における管絃のように神慮を慰め、同時に人びとが神とともに楽しむものであり、和合する機会となるのである。『厳島道芝記』（巻六）の「御能」に、厳島の役者や社家、神社奉仕者や町人などが一緒になって勤め、見物の諸人夥し、とある。これは神と演じる者、見る者の共和を語っている。即ち、神と人、人と人の和合こそ祭礼芸能の本来的姿であり、目的であると考えられる。

次に、当社の祭礼の中で現在も変わることなく、重要な役割を果たしている芸能について、その由来と現状などをまとめてみる。まず、平清盛によって招来され、約八百四十年にわた

って伝承されている巖島舞楽は、平家一門の厚い信仰に支えられて始まり、戦乱の世には衰退の危機もあったが、その都度、天王寺の楽人から伝授を受け、現在も正月二日と三日の舞楽は天王寺の楽人によって舞われている。当初より舞楽は高舞台で舞われ、雨天の場合は祓殿で舞われている。また巖島舞楽の曲目は、平安時代の「伊都岐嶋千僧供養日記」をはじめ、明治二十五年（1892）の取調書「巖島神社従旧古伝来之舞楽」など各時代の文献に見られ、総数六十三曲にのぼる。現在、年間十二度の祭礼で十六曲の舞楽が舞われている。巖島舞楽は、清盛をはじめ時の支配者の経済的支援と、社家・内侍など神社に奉仕する人びとや全国から訪れる幅広い層の参詣者の信仰に支えられ、年間の祭礼行事の中で大切に伝承されて来たのである。

当社の神能の初見は、室町末期の永禄十一年（1568）二月二十九日の「観世大夫法楽能」である。この時の来島は八代目観世大夫・観世三郎と大大夫宗節で、海中に舞台を造り、八番の能と七番の狂言が演じられている。神能はこの地方の歴代の支配者、毛利・福島・浅野氏の支援を受け、慶長十年（1605）には常設の能舞台が建造されて恒例化が進み、延宝八年（1680）には浅野氏によって本格的な能舞台・橋掛り・楽屋が造立されている。「法楽神能」は、神に奉納される能を見物の者も共に楽しむものであった。能楽は武家だけでなく多くの人びとに広く愛好され嗜まれ、江戸中期には春の大宮祭の翌日・三月十六日から三日間の神能が年中行事になっていた。神能は専門の能役者だけでなく、社家・島民や近隣・域下の人びとなどが一緒になって勤め、多くの人々の支援を受けて来た。初見から四百数十年が経つ現在も、海上の能舞台で五番立の正式番組が生まれ、能の完成以前の神事能という古式を残した珍しい貴重な演能として知られている。

また当社の年間の祭礼には、春夏秋冬それぞれ異なる管絃奏楽がある。祭典中の献饌・撤饌の時をはじめ、大祭式で行われる本社の捲簾・垂簾の時や管絃祭などには、決まった管絃が奏される。即ち春の祭礼では双調の曲、夏の祭礼では黄鐘調の曲、秋の祭礼では平調の曲、冬の祭礼では盤渉調の曲と決まっているほか、四月の桃花祭に奏される「桃李花」、十月の菊花祭に奏される「賀殿」など、年間に十三曲の管絃が奏される。ことに清盛の巖島信仰に由来する管絃祭には、現在、十一曲の管絃と歌曲・催馬楽が奏楽される。当社の祭典奏楽は概ね三管（笙・箏・龍笛）と二鼓（太鼓・羯鼓）で奏され、管絃祭には三絃（和琴・琵琶・箏）が加わる。清盛の時代から神仏習合の明治初年まで、毎月十七日には「管絃経」「管絃講」と呼ばれ、供僧の法華経読誦と社家の管絃奏楽が年中行事として行われていたと思われる。平家一門によって伝えられた管絃もまた、戦乱の世には舞楽と同様に衰退の危機もあったと考

えられる。しかし、天王寺楽人が再々来島して管絃の指導をしており、八百数十年間、雅な王朝文化を伝える管絃は絶えることなく、現在も祭礼の度に奏楽されている。

当社は平安末期、清盛の時代に既に神仏習合しており、近世まで社家・供僧・内侍や諸役人・神人によって執り行われた年間の祭礼は数多くあった。しかし、明治維新の神仏分離と神社制度によって減少し、数多くあった巖島の芸能も失われた。その主なものは神楽・東遊・延年である。当社の神楽と東遊は治承元年（1177）の「伊都岐嶋千僧供養日記」に初見される。神楽は正月三日の神楽始、七日の七草神楽をはじめ、二月の初申祭（山口開祭）と十一月の初申祭（山口閉祭）の前夜に奏されるなど重要な祭礼芸能であった。明治初期まで神楽男や神楽の歌舞に従事する社人・内侍がおり、神楽笛（太笛）や笏拍子、和琴など一子相伝されていた。

東遊もまた、平家の時代に中央楽所の雅楽の名人によって巖島に伝えられた。記録に残る室町時代から江戸時代までの内外宮の祭礼行事のうち、正月・五月・七月の外宮の祭礼、九月の両宮の祭礼や佳節御供などには東遊の楽舞が奏されていた。東遊の求子舞（乙女子舞）は八藤内侍など本内侍によって舞われ、代々家ごとに伝えられた雅楽専門の伶人（楽人）によって奏楽されて来た。しかし現在は、楽人を兼ねた神職によって奏楽され、次のような巖島独自の求子歌に合わせ、内侍によって求子舞が舞われる。

一、千^ち草^{くさ}ふるなる神の御^み子^こ おとめのそでの白たえは

願^{ねが}いの主の真^まごころぞ 清^きく清^きしときこしめせ

二、安芸に名高き市杵^{いちき}島 渚^{しづ}に光る大宮は

明^あけくれ潮の満ち干^ひして あやに貴き島姫の

次に延年は、平安末期から鎌倉・室町時代に社寺において盛んに行われた供僧による祭礼行事で、巖島においては室町時代から行われ、桃山時代には年中行事化していた。延年祭は長く大聖院の座主が進行役を勤め、供僧による開口・猿楽・延年舞などの芸能と社家楽人による管絃奏楽があり、地盤の上の木偶（福神像）を奪い合う島民参加の盛大な夏の祭礼であった。南都興福寺など大寺の延年が、桃山・江戸中期頃に多く絶えたにもかかわらず、当社の延年は幕末まで継承され、明治維新の変革後、内容も名称も改め、現在は巖島の夏の海の祭礼・玉取祭として受け継がれている。

また巖島には、神社を中心とする祭礼芸能だけでなく、神社周辺の芸能がある。島民はじめ巖島に集まる人びとが参加、支援する民衆的芸能である。その代表的なものが宮島おどりと宮島歌舞伎である。宮島おどりは暴風雨のため大鳥居前の海に沈んだ多賀江一族の鎮魂のた

めに、室町末期から桃山時代の初め頃に始まった多賀江念仏に由来する。御島巡りの船唄の影響や舞楽の手振りや侍踊りの品格が加わり、ゆるやかなテンポの巖島独自の踊りを形成し、現在も八月十七・十八日の夜、島民によって継承されている。一方、巖島の芝居興行は、近世以降、春秋の大宮祭と夏の管絃祭に合わせて開かれた三度の市立とともに盛んになった。島内に幾つも芝居小屋が建ち、特に化政期以後、歌舞伎の名人が数多く来島し、大宮の東の舞台で勸進興行している。宮島歌舞伎は「京都や浪花」にも劣らぬ賑いで、「西海第一の劇場」と広く知れ渡っていた。文政八年（1825）版行の見立番付「諸国芝居繁栄数望」には、宮島歌舞伎は前頭五枚目に挙げられている。しかし、その宮島歌舞伎も明治中期に劇場が解体されて見られなくなった。

本研究によって巖島の芸能は、巖島信仰と結び、人びとに支えられて継承されて来たことが判った。当初より近隣遠方の人びと、内海航路を行き交う人びとは、巖島明神にさまざまな祈願を捧げて来た。清盛の一門繁栄・極楽往生、朝廷や為政者の天長地久・天下泰平、民衆の航路の安全・豊作豊漁・無病息災、戦国武将の戦勝祈願など、多様な祈願が捧げられて来た。現在では、舞楽「振鉦」で四海泰平・国家安穩・五穀豊穰・雅音成就が祈禱され、神能の「翁」で天下泰平・国土安穩が祈られる。しかし、既に述べた通り、祭礼における芸能は、人びとからの一方的な祈願ではなく、神と人が共に楽しみ和合するものである。それ故に祭礼における芸能は、より持続性を持つと考えられる。

さて、当社の祭礼行事を存続させ、芸能を継承させて来たものは何か、をまとめてみると、以下のようなになるであろう。

第一に当社は古来、明治維新まで年間の祭礼の多くに神事と仏事が并存し、幅広い層の広範多様な人びとの信仰を受け入れて来たといえる。一つに偏せず、時代や人びとの求めに応じて祭礼行事も変遷し、それを柔軟寛容に受け入れて来た。巖島の芸能の持続性と多様性もまた、当社のその特性に由来すると思われる。第二に不変の巖島信仰と、始祖および祖先と伝統尊重の精神が根底にあることである。自然災害を受ける度に社殿は手厚く修理され、大切な宝物は絶えず補修して保存が図られ、傷んだ能装束は仕立て直して使うなど、年毎に人の手を加えながら次代へ伝えようとしている。年間の祭礼行事も芸能も、原則的に保存・継承が図られている。第三に巖島が、古くから内海交通の要路としてさまざまな階層・地域の人びとが往来し、時流や文化の伝播が速く清盛の時代から文化的土壌があったことが挙げられる。その文化的土壌が日本を代表する芸能や民衆的芸能を受け入れ、育み、存続させたと思われる。第四に何よりも祭礼と芸能を存続させたのは、当社の豊かな財力といえる。歴史

的には朝廷や平安貴族をはじめ直接の支配者や、厳島詣の民衆などによる経済的援助、所領や金品の寄進などは絶えることがなかったと思われる。祭礼と芸能を存続させるために必要な経済的裏付けは、何時の時代にも欠かせない。現代の芸術文化のパトロンは一般市民と言われる。平成八年（1996）に世界遺産に登録されて後、景勝地厳島と平安文化を伝える文化財の宝庫・厳島神社を訪れる国内外からの観光客は年々増加し、平成二十年（2008）には年間三百数十万人が訪れたと言われる。こうした人びとの支援によって、厳島神社の祭礼と芸能はこれからも保持されてゆくとと思われる。

本研究では、文芸（和歌・連歌など）や民衆的芸能などについてほとんど触れなかった。しかし、厳島の芸能の魅力はその多様性と歴史的な厚みにあると考える。

図版Ⅱ 祭礼行事と芸能



图 1-1 © 厳島神社本社祓殿・平舞台・高舞台



图 1-2 © 高舞台・左門客神社・右門客神社・大鳥居



図 2-1 ◎客神社本殿

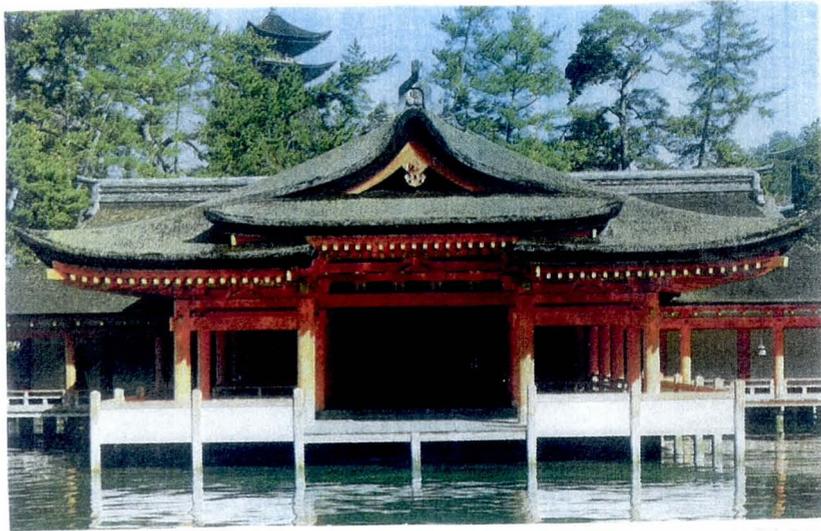


図 2-2 ◎客神社祓殿

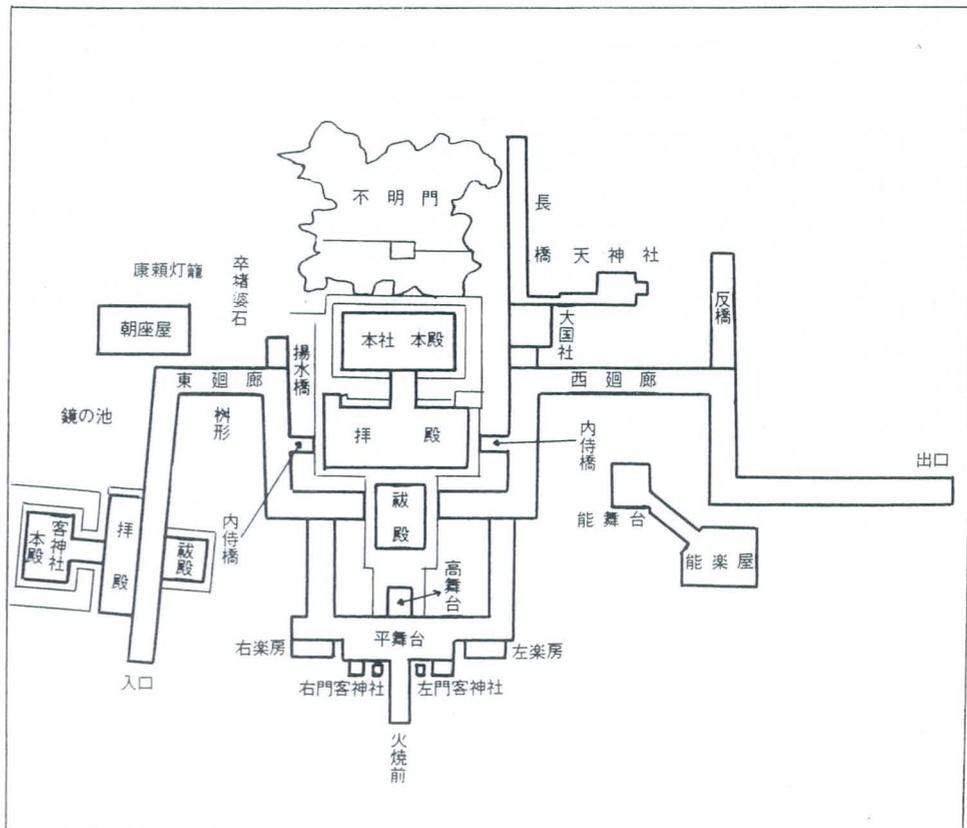


図 3 嵯峨神社平面図



图 4-2 ○「土製仮面」縄文時代晩期（秋田県麻生遺跡出土）幅14.5

東京大学蔵



图 4-1 ○「土製仮面」縄文時代晩期
（青森県亀ヶ岡遺跡出土）幅11.3 東京国立博物館蔵



图 4-3 ○「土製仮面」縄文時代晩期
（北海道千歳市ママチ遺跡出土）幅18.4 文化庁蔵



図5-1 「祈る巫女」古墳時代後期
(高崎市観音山古墳出土) 高さ48.4 文化庁蔵



図5-4 「太鼓を打つ男」古墳時代後期
(群馬県境町上武士出土) 高さ58.5 京都国立博物館蔵



図5-2 ○「踊る人びと」古墳時代後期
(埼玉県江南町野原出土) 高さ63.9、56.3 東京国立博物館蔵



図5-3 ○「琴を弾く男」古墳時代後期
(前原市朝倉町出土) 高さ72.6 相川考古館蔵(群馬県)

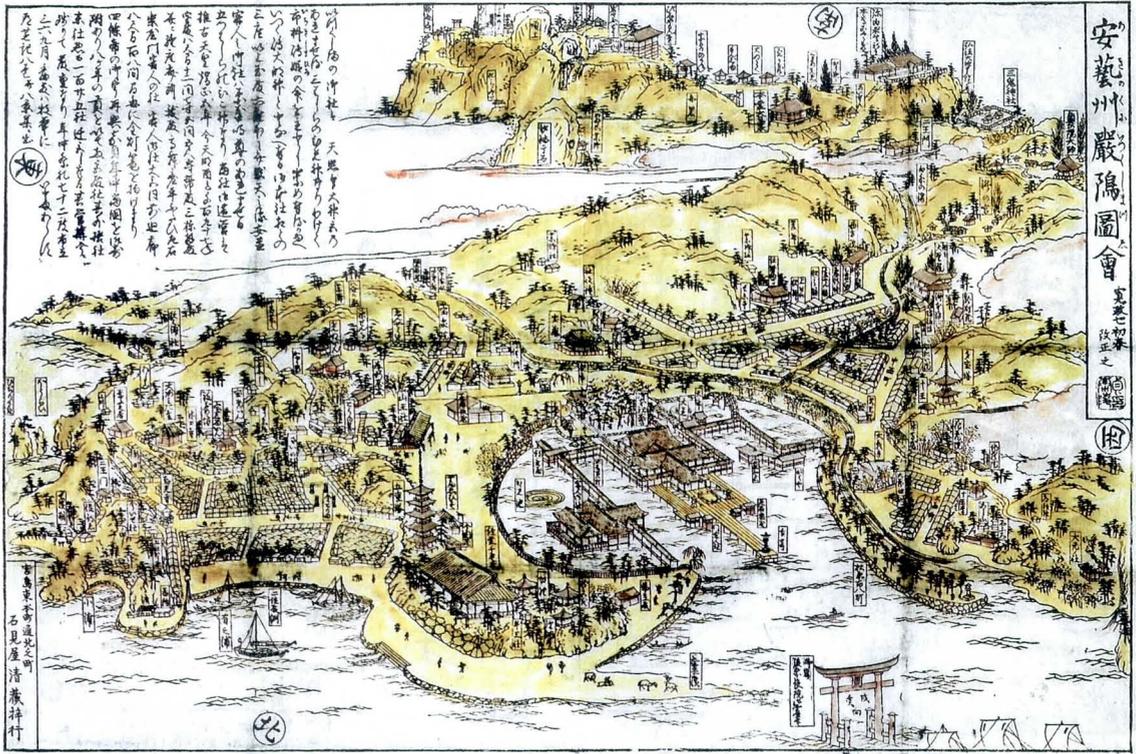


図6-1 「安芸州嚴島図會」木版・手彩色、寛政7年(1795)個人蔵

以てくし島の神社を 天恩曾大拜奉り
 ありまをば 二つしらのむと神ありわけく
 市料清姫の命をまやう 崇め替ふの也
 いづれ大御神と申すも 由本社たるの
 二座以上玉友方配布し 奉獻天に 康安並
 客人の神社に奉るの尊のありまをば
 立つてしらのむと神あり 尚社に遠管と
 推古天皇聖徳太子六年 今天然の爾とよむ九十七
 室友八奉り土間七寺又同交人等御友三棟板友
 友に神元壽所 披友 高舞 彦年や 八丸石
 樂在門客人の社 客人の社 大日月お迎奉
 八人百八間石毎に令灯籠と拍けまう
 四條帝の神會再興 奉負年申 尚個と世若
 附わりの八十年の貢とひて 友友友社 其の張社
 奉社 思言 一百廿五社 迂より 其の官 辨令
 跡りて 友友友 年申 奉れ 七十二夜 有立
 三六九月 奉友の 友奉に
 乃 是記 八巻 八巻 奉 出

図6-2 「安芸州嚴島図會」部分

外宮年中御神事御祭次第
 一月一日 御使系 他 四三後 横所 等
 一 遊 祭 系 望 東 小 止 衣
 二 日 御 使 系 他 極 危 小 用 之 海 東
 三 日 御 使 系 他 烟 之 向 右 海 東
 一 日 多 子 好 暇 心 之 心 勤 心 之 心
 法 月 權 空 之 勤 心
 本 外 宮 同 地 之 勤 心

図7-2 「外宮年中御神事御祭次第」 「巖島野坂文書」

丁三
 巖島年中御神事御祭次第
 一月一日 御使系 他 四三後 横所 等
 一 遊 祭 系 望 東 小 止 衣
 二 日 御 使 系 他 極 危 小 用 之 海 東
 三 日 御 使 系 他 烟 之 向 右 海 東
 一 日 多 子 好 暇 心 之 心 勤 心 之 心
 法 月 權 空 之 勤 心
 本 外 宮 同 地 之 勤 心

図7-1 「巖島年中御神事御祭次第」 「巖島野坂文書」 1939
 大永4年(1524)以前 巖島神社蔵 28.0×22.5

3
 巖島内宮年中社役神事
 一月一日 御使系 他 四三後 横所 等
 一 遊 祭 系 望 東 小 止 衣
 二 日 御 使 系 他 極 危 小 用 之 海 東
 三 日 御 使 系 他 烟 之 向 右 海 東
 一 日 多 子 好 暇 心 之 心 勤 心 之 心
 法 月 權 空 之 勤 心
 本 外 宮 同 地 之 勤 心

図8-2 「巖島内宮年中社役神事」 「卷子本巖島文書」 55
 永禄6年(1563) 巖島神社蔵 幅35



図8-1

「卷子本巖島文書」

一、又、河内、遠方、無、事、
 在、新、通、書、
 永、祿、三、年、八、月、十、日、
 柳、守、世、松、九、殿、
 小、曾、權、圓、送、教、位、
 神、主、依、伯、朝、
 依、理、檢、校、權、圓、送、教、位、
 祝、師、權、圓、送、教、位、
 安、主、權、圓、送、教、位、
 總、政、所、

図8-3 「卷子本厳島文書」 卷末

年中行事
 正月元旦
 御衣
 裝束
 服御
 配分
 文書

図9-2 「年中行事 臨時礼奠」『厳島道芝記』 卷6

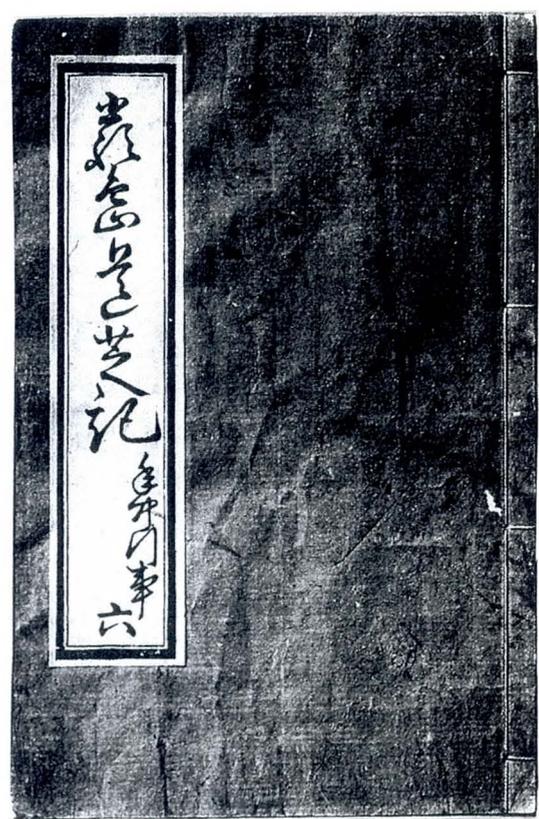


図9-1 『厳島道芝記』 卷6 表紙
 元禄15年(1702) 厳島神社蔵 24.0×16.0

藝藩通志卷十四

安藝國嚴島二

屬祠攝社
祭祀祈禱 法樂雜行事
巡島禊祓

藝藩通志卷十四

官幣を出す。

祭祀祈禱法樂雜行事

類聚國史、月次祭の部に、弘仁二年七月、安藝國佐伯郡、速谷神、伊都岐島神、並預名神例幣とあり、又延喜式、臨時祭の部に、名神之祭、二百八十五座、速谷神社一座、伊都岐島神社一座、多家神社一座、以上安藝國、座別繩五尺、綿一屯、絲一絢、五色薄繩各一尺、木綿二兩、褻料薦廿枚、若有大禱者、加繩五丈五尺、以布一端、代絲一絢とあり、また四時祭の部に、神祇官祭神、七百三十七座、奠幣案上三神三百四座、安藝國とあり、是社號を記されど、當社は、日本一國一社の内なれば、安藝國一座とのみいふは、此社なるべし、其幣は座別に、繩五尺、五色薄繩各一尺、倭文一尺、木綿二兩、麻五兩、庸布一丈四尺、倭文繩刀形、倭文繩刀形、三寸、繩繩刀形、布繩刀形、各一口、四座置、八座置各一束、楯一枚、槍鋒一竿、弓一張、鞆一口、鹿角一隻、鉄一口、酒四升、鯨、堅魚各五兩、腊二升、海藻、滑海藻、雜海菜各六兩、鹽一升、酒坏一口、褻葉薦五尺とあり、山槐記に、治承三年二月廿九日、被發遣祈年穀、奉幣安藝伊都岐島、可令列廿二社之由、有沙汰、頭中將通親朝臣、被仰下云々、而猶彼

藝藩通志卷十四

社祭日只可令預官幣之由有議、被止廿二社例とあり、又按に、拾芥抄に。正月下亥日、伊都岐島祭、官幣近代無其沙汰一歟とあり、されば後に、官幣を止られしなるべし、其頃より専ら、故國府田所氏已下の祠官等、祭事を掌ることになりしならむか、今所行の祭祀祈禱、法樂雜事、大小百餘ありといへり、其大略を擧る、左のごとし、首に初申の祭を記せるは、重き事此祭に止るを以なり、

初申祭 每歲二月、十一月、これを行ふ、百鍊抄に、治承三年二月廿四日、以安藝國、伊都岐島社、可加廿二社の次第、並祭禮日事等、有、其沙汰、右大臣以下、大外記賴業、師尙等、預勅問計申之、以二月、十一月、上申日、可爲祭禮式日之由、被定仰とあり、此時より定りしと見ゆ、十一月の祭をば、鎮座祭とも稱す、本社之神、始て鎮座ありしは、十一月十二日にて、其日壬申なりし故に、此日を用といふ、每歲祭の前月、末の亥日より。祭の日に至るまで、十日の間、當社の祝師、上卿、齋所に入て潔齋す、國府上卿田所氏も、其地にありて齋す、未の日夜半、兩宮宮を、下兩宮と稱す、に神供を獻す、内侍、伶官樂を奏す、韓に、これに徴す、神の歌曲、和琴、太笛あり、これを國祭と稱す、此夜攝社、官幣社より、散米、幣紙敷布をたてまつる、是

一九三

図10 「祭祀祈禱法樂雜行事」『芸藩通志』卷14 明治40年(1907)

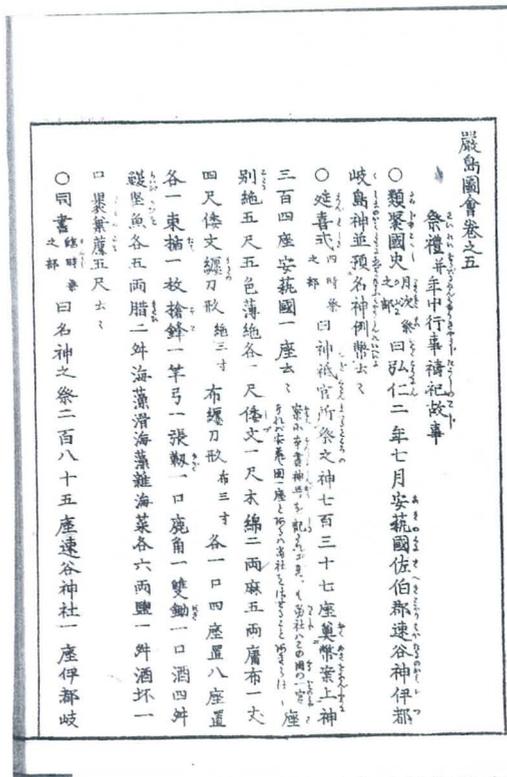


图 11-2 「祭礼并年中行事禱祀故事」
『芸州巖島園會』卷5

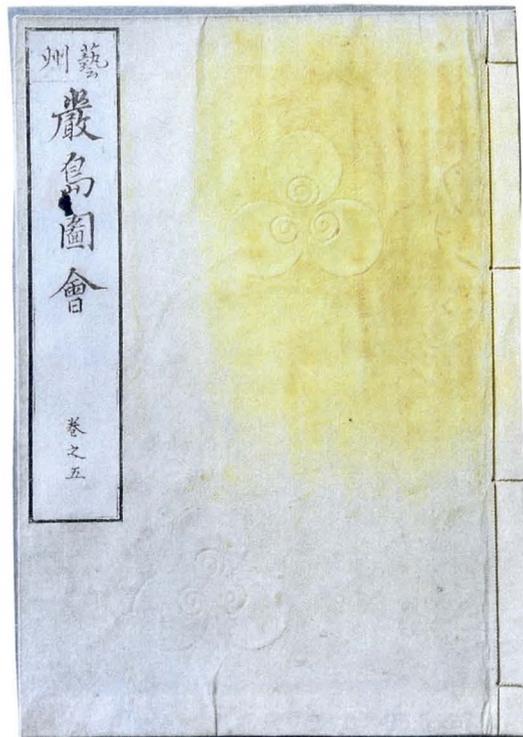


图 11-1『芸州巖島園會』卷5 天保13年(1842)
巖島神社蔵 26.2×18.5

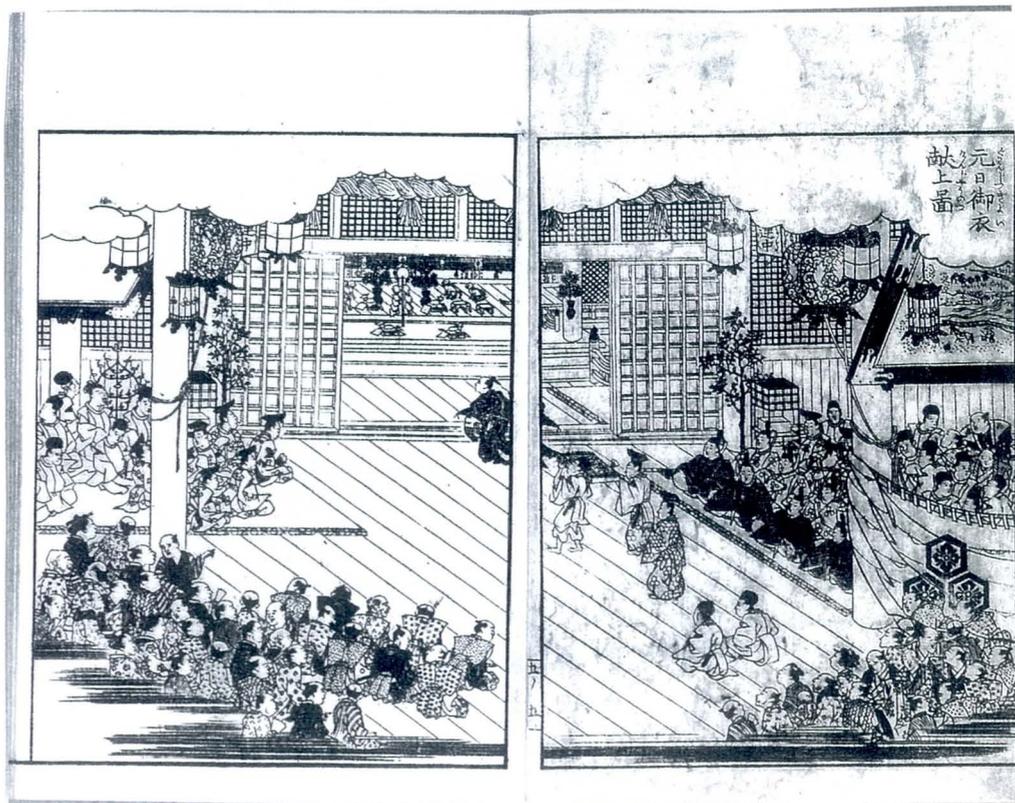


图 12 「元日御衣献上図」『芸州巖島園會』卷5

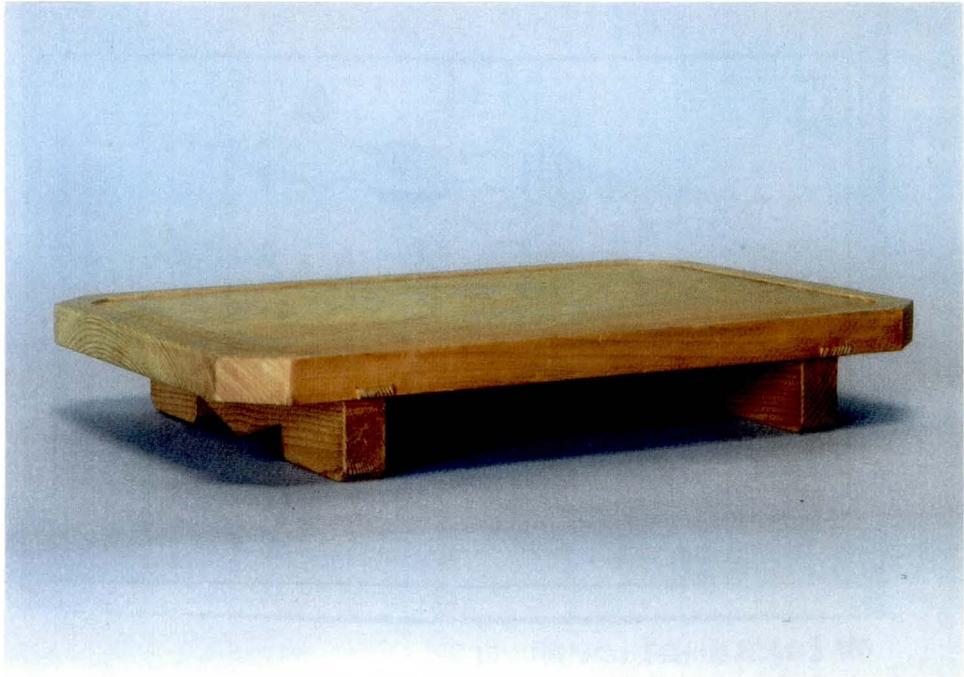


图 13 春日台 24.0×35.5×6.0

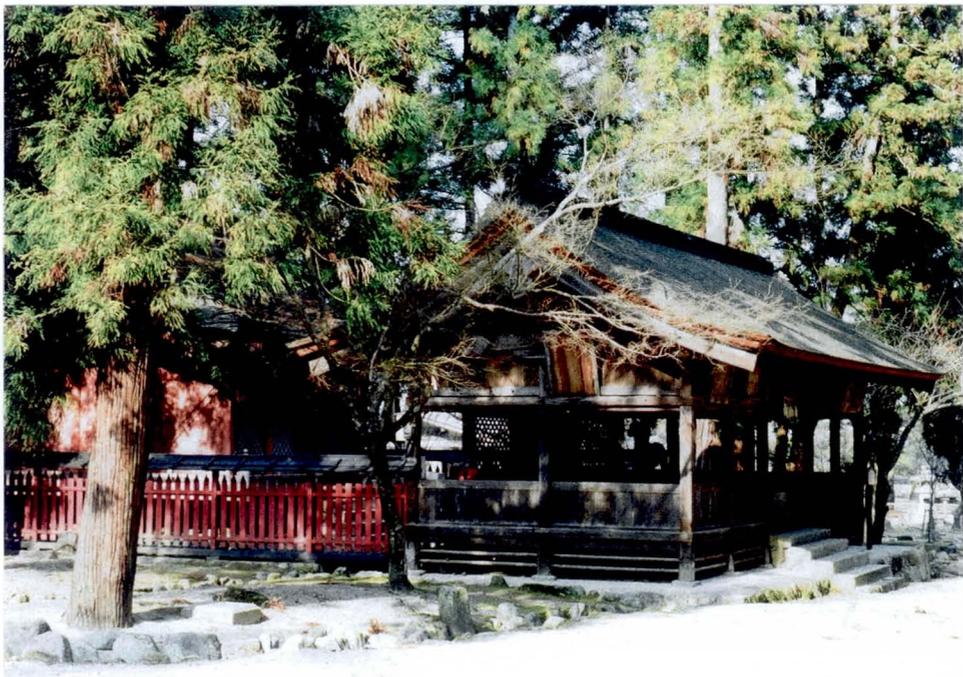


图 14 大元神社

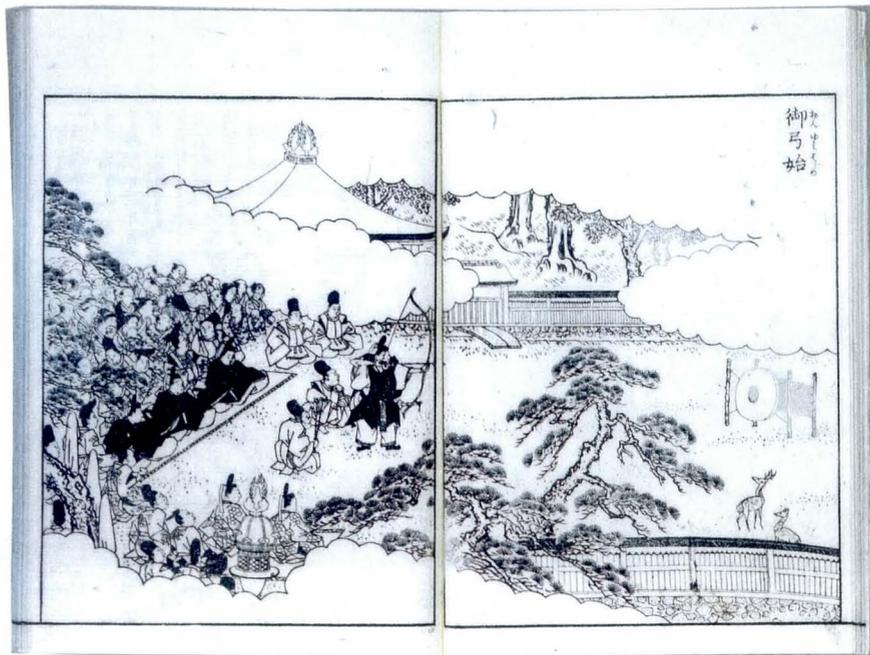


图16 「御弓始」『芸州巖島図会』卷5



图15 百手の儀

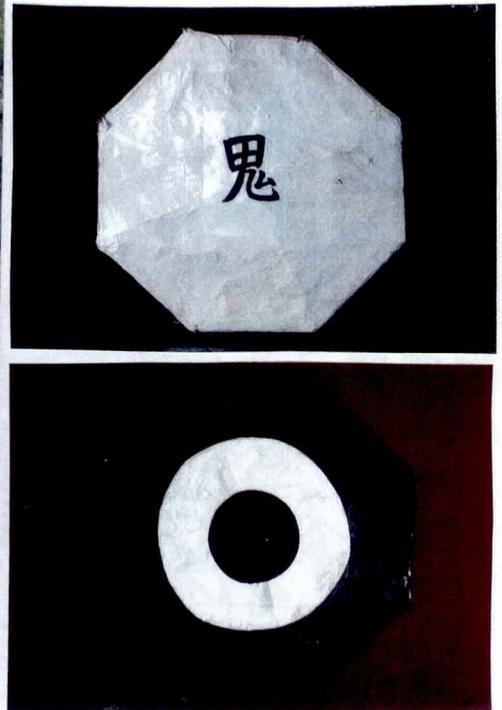


图17 甲乙ムの字と的

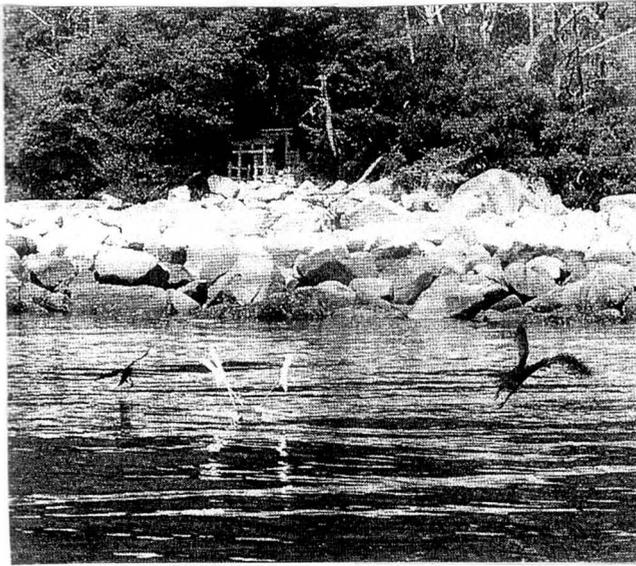


図18 養父崎の御鳥喰式

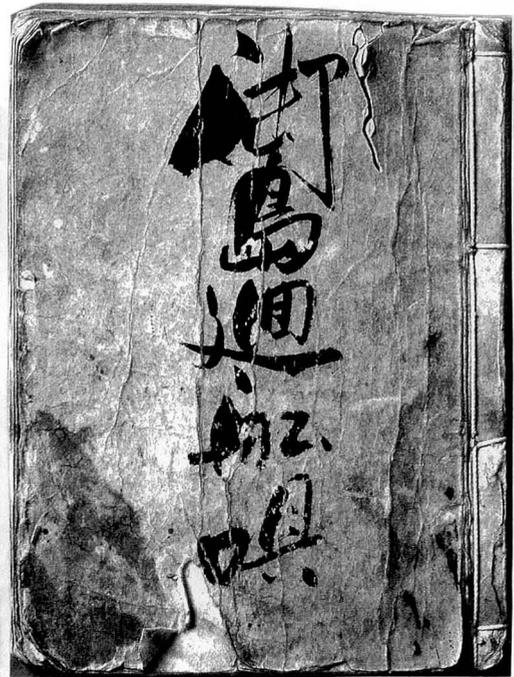


図19 『御鳥廻舟唄』表紙

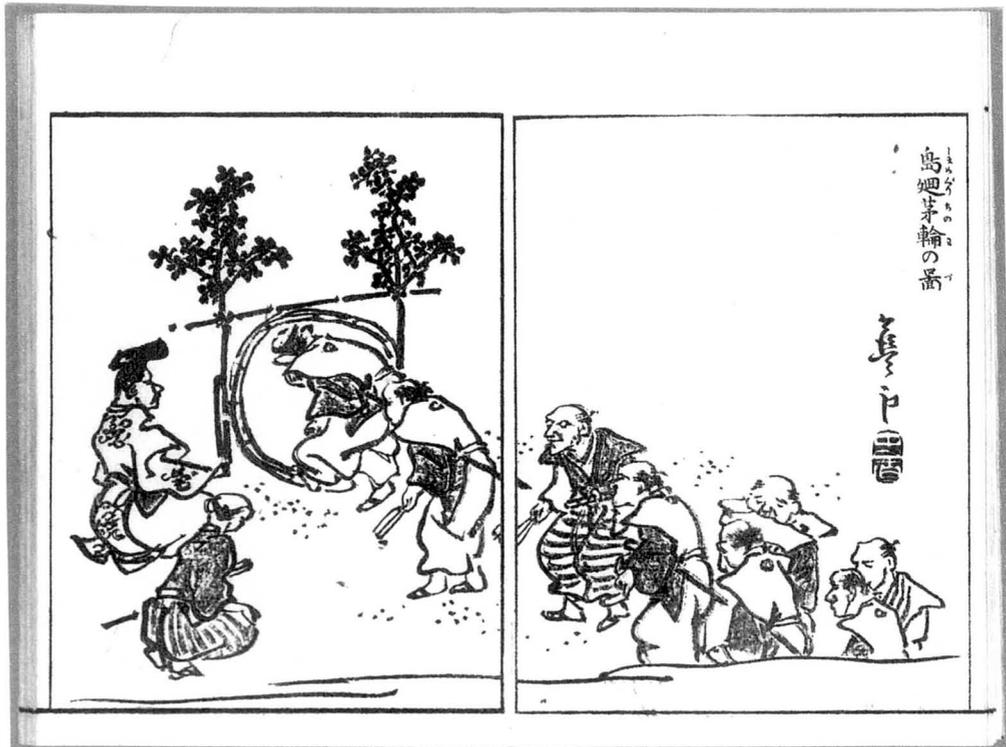


図20 茅の輪くぐり「島廻茅輪の図」『芸州巖島図会』巻5



图 21-1 桃花祭「桃花奉献」



图 21-2 桃花祭「桃花奉献」

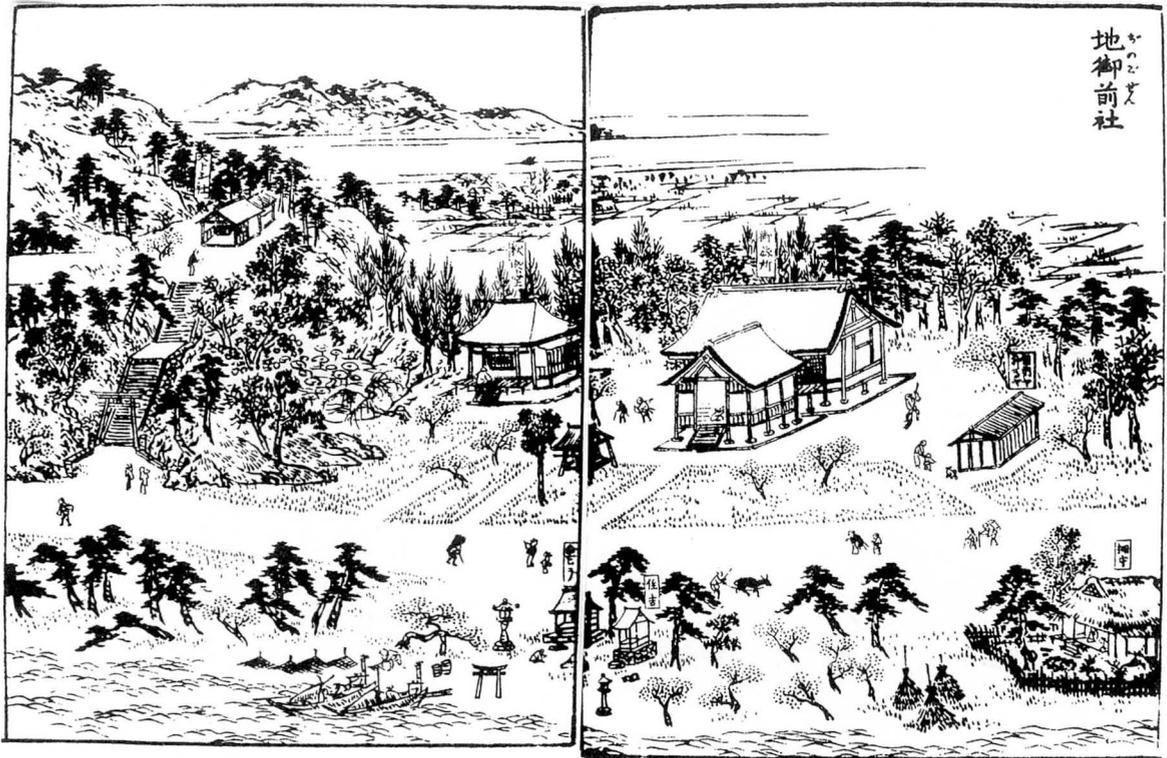


图 22-1 地御前社『芸州巖島図会』卷4



图 22-2 地御前社 其二『芸州巖島図会』卷4



图 23-1 地御前神社

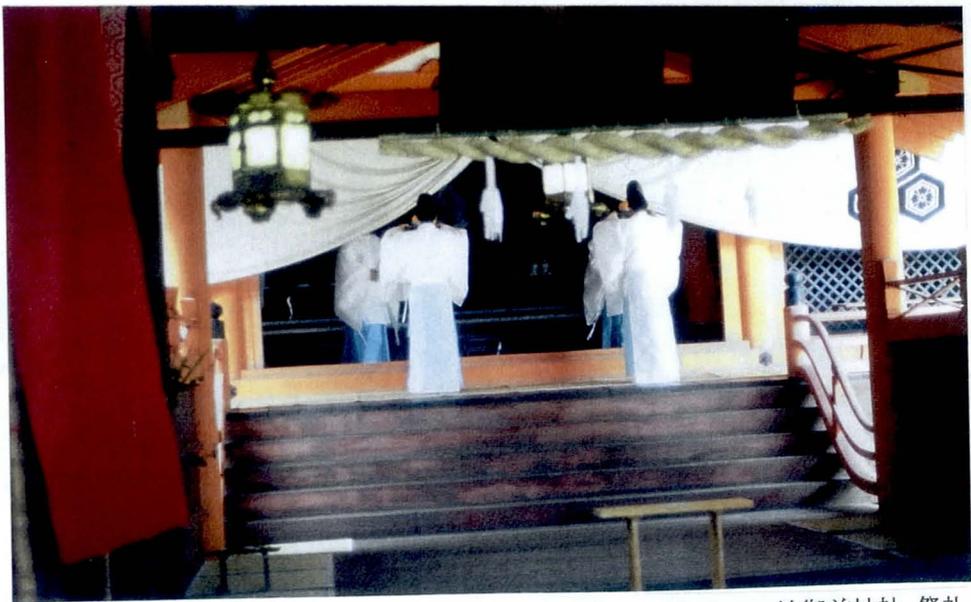


图 23-2 地御前神社 祭礼



图 23-3 地御前神社祭 神馬・獅子頭



图 23-4 地御前神社祭 神馬

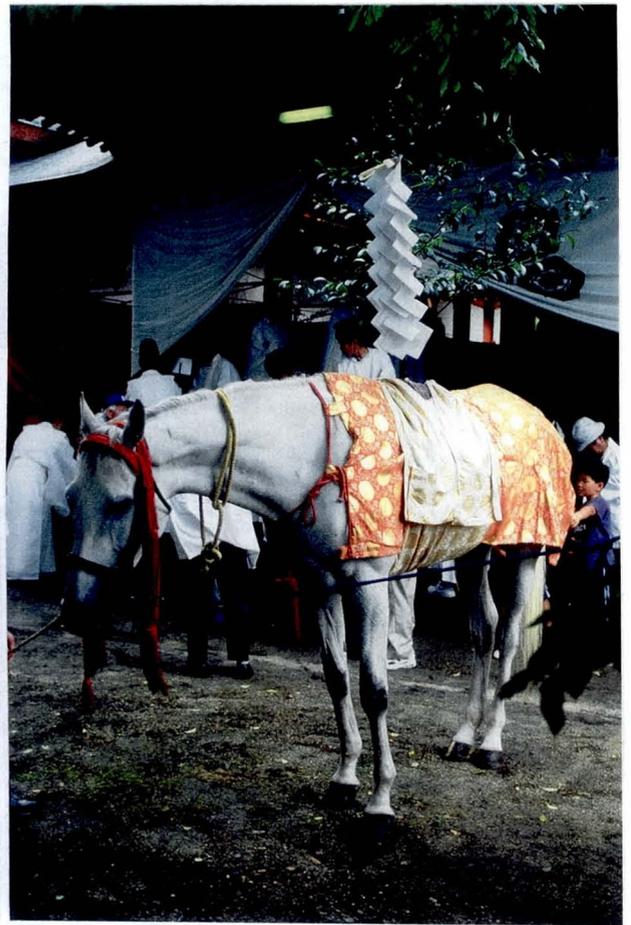


图 23-5 地御前神社祭 神馬



図 24-1 流鏝馬



図 24-2 流鏝馬の的

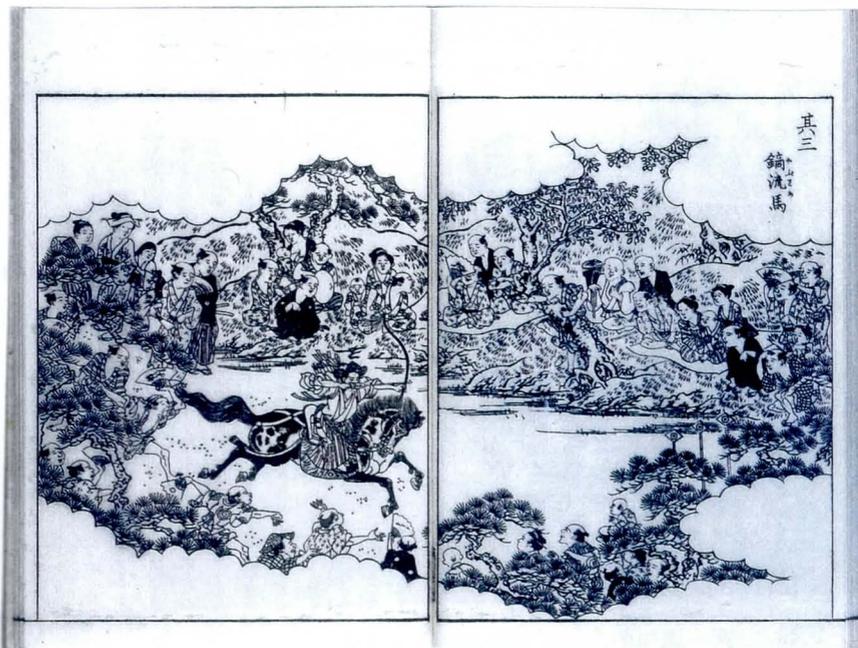


図 24-3 「流鏝馬の図」『芸州巖島図会』巻5

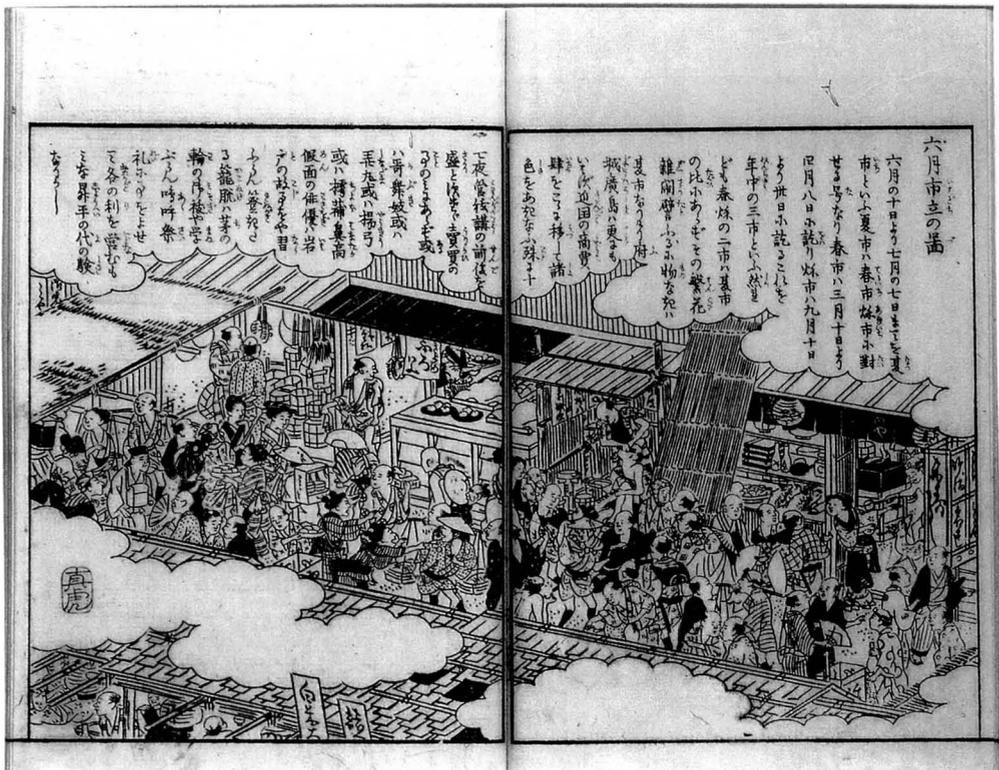


图25 「六月市立の図」『会州巖島図会』卷2

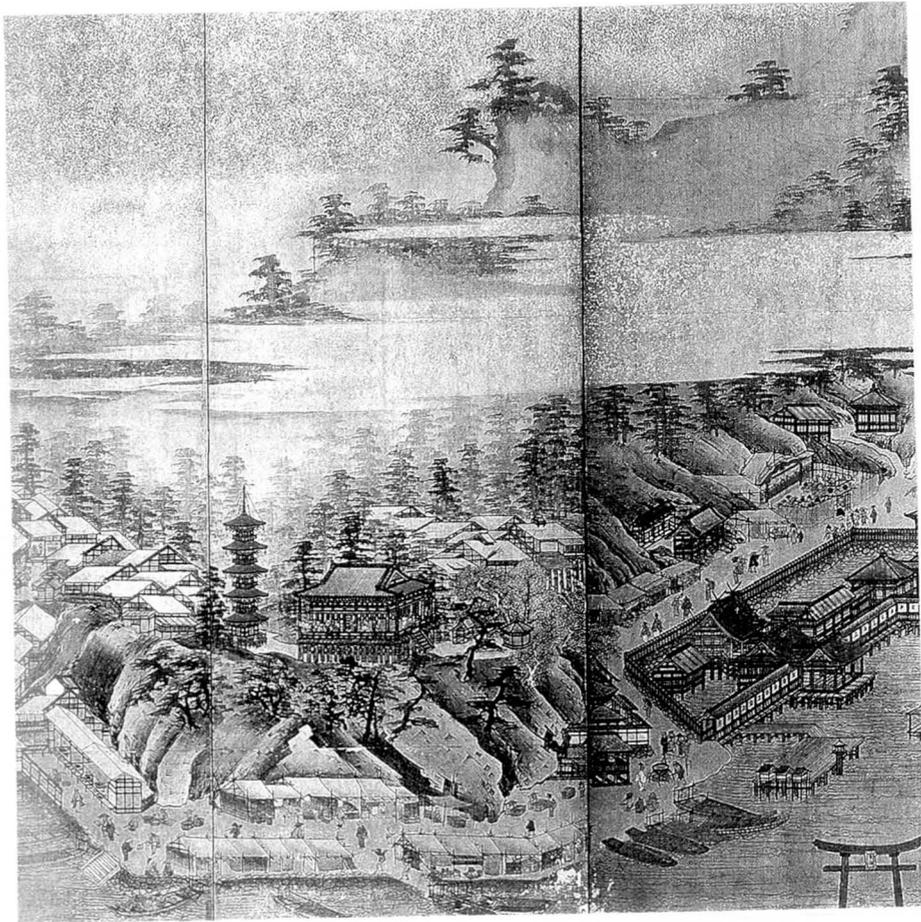


图26 松本山雪筆「巖島風景図」六曲屏風一双 部分 東京国立博物館蔵



图 27-1 管絃祭 (発輦祭)



图 27-2 管絃祭



図 27-5 管絃祭



図 27-4 管絃祭 御鳳輦



図 27-3 管絃祭 阿賀町の漕船奉仕者によって運ばれる御鳳輦



図 27-6 管絃祭 御鳳輦を乗せた管絃船「御座船」



図 27-7 管絃祭 大鳥居前



图 27-8 管絃祭 管絃船



图 27-9 管絃祭 管絃船



図 27-10 管絃祭 地御前神社沖



図 27-11 管絃祭
(阿賀の漕船)



図 27-12 管絃祭 (江波の漕船)

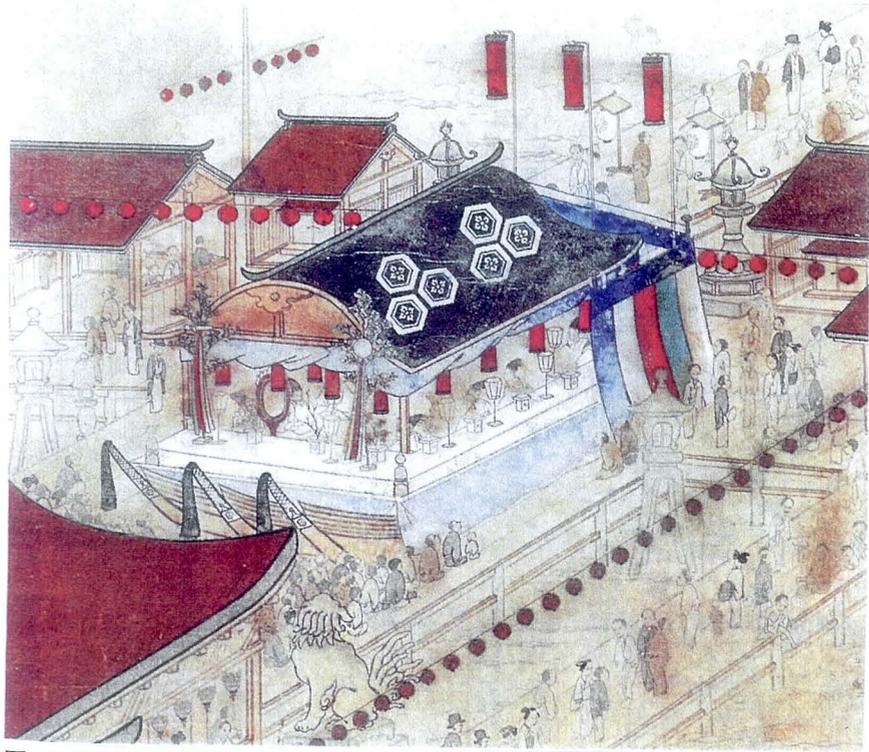


图 28 二潤筆「居管絃祭」紙本彩色一幅部分 明治25年（1892）巖島神社蔵

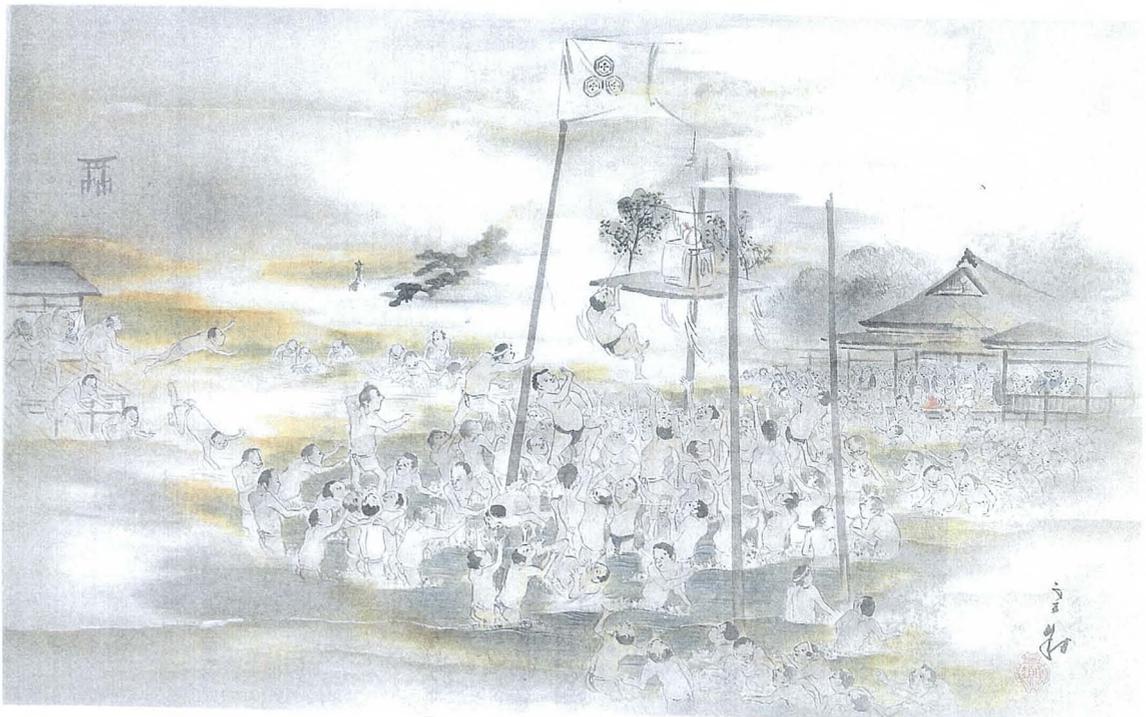


图 29-1 里見雲嶺筆「玉取祭」絹本淡彩一幅 明治33年（1900）巖島神社蔵



図 29-2 玉取祭

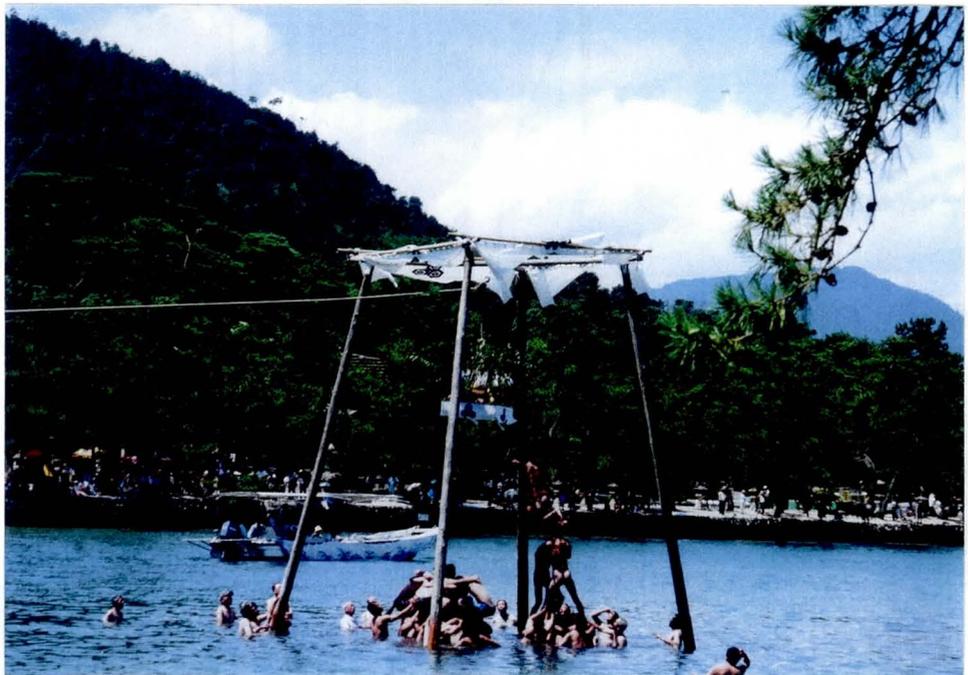


図 29-3 玉取祭



図 29-4 玉取祭の宝珠



図 30 延年祭の福神像 (大黒像・恵比須像)

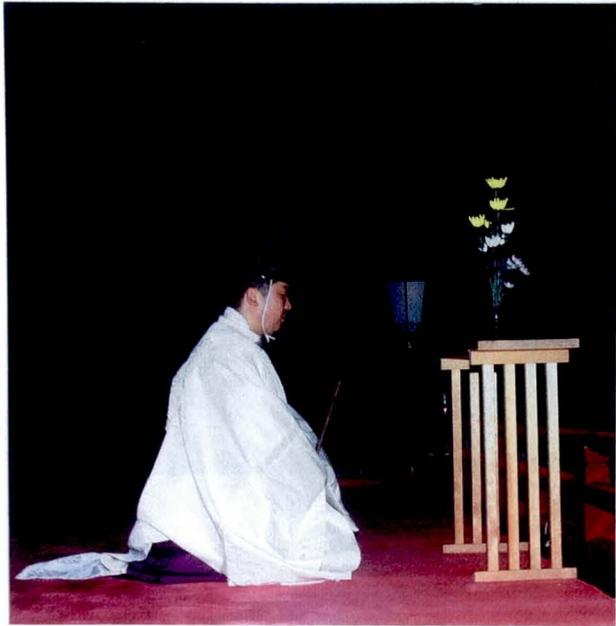


图 31-1 菊花祭「菊花奉献」



图 31-2 菊花祭「菊花奉献」



图 32-1 三翁神社



图 32-4 三翁神社 祭礼 (献饌)



图 32-5 三翁神社 祭礼



図 32-2 三翁神社



図 32-3 三翁神社 表標



図 33-2 棚守屋敷跡 表標



図 33-1 棚守屋敷跡



图 35 天神社

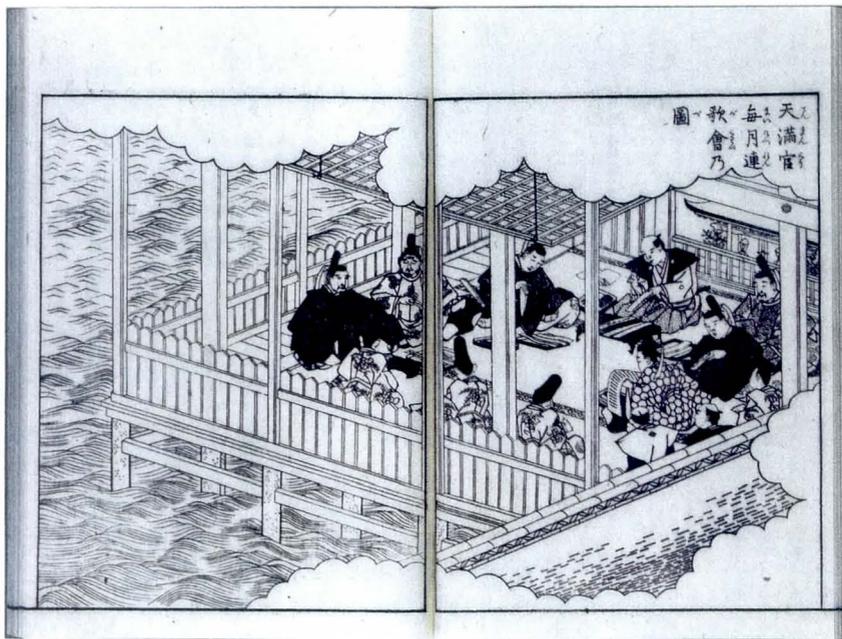


图 34 「天満宮毎月連歌会乃圖」『芸州巖島図会』卷5



图 36-1

©「平家納經」表装

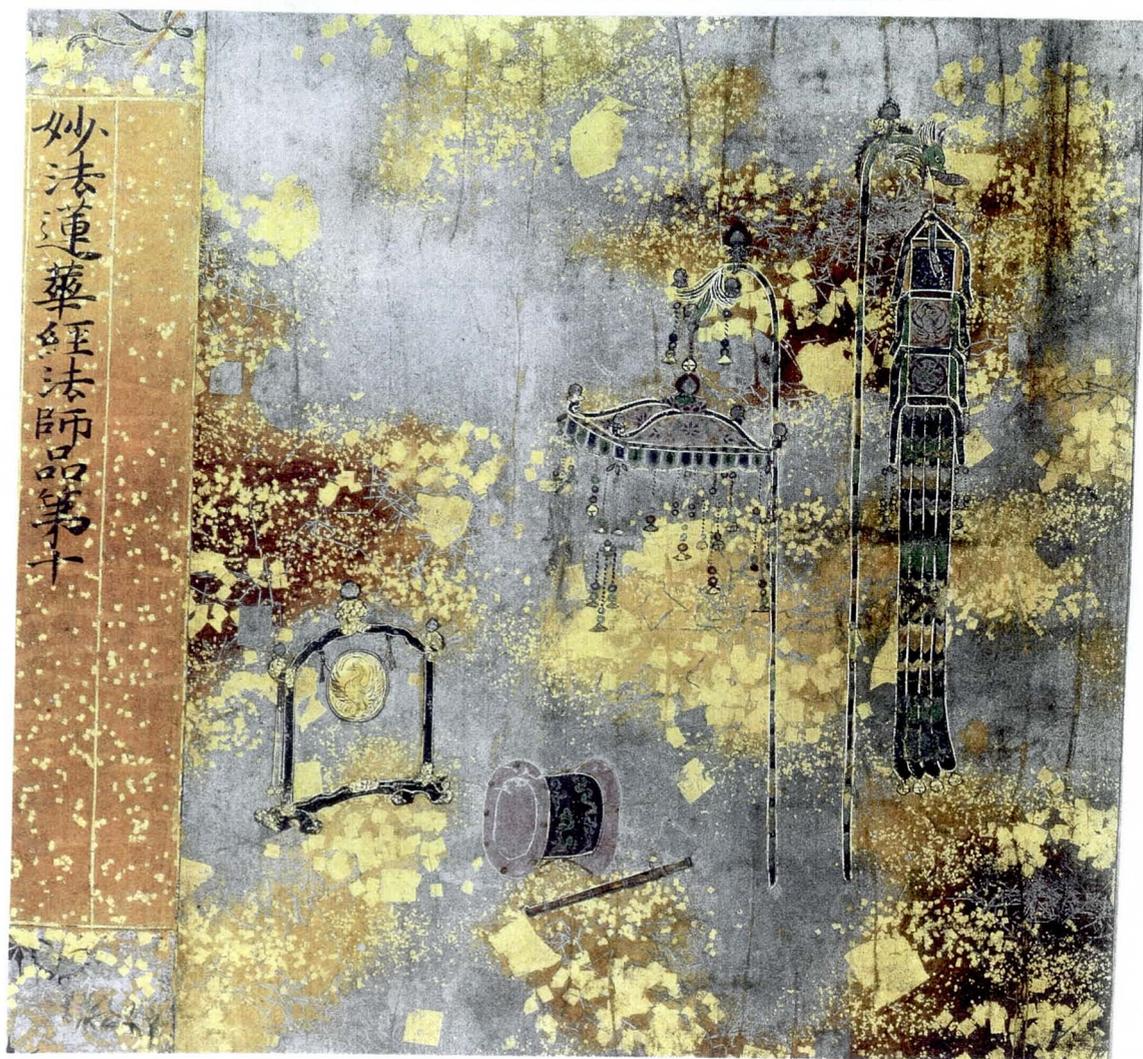


图 36-2 ©「平家納經」法師品第10



図 37-2 ○舞楽面「二の舞姫」承安三年（1173）寄進 図 37-1 ○舞楽面「二の舞尉」承安三年（1173）寄進

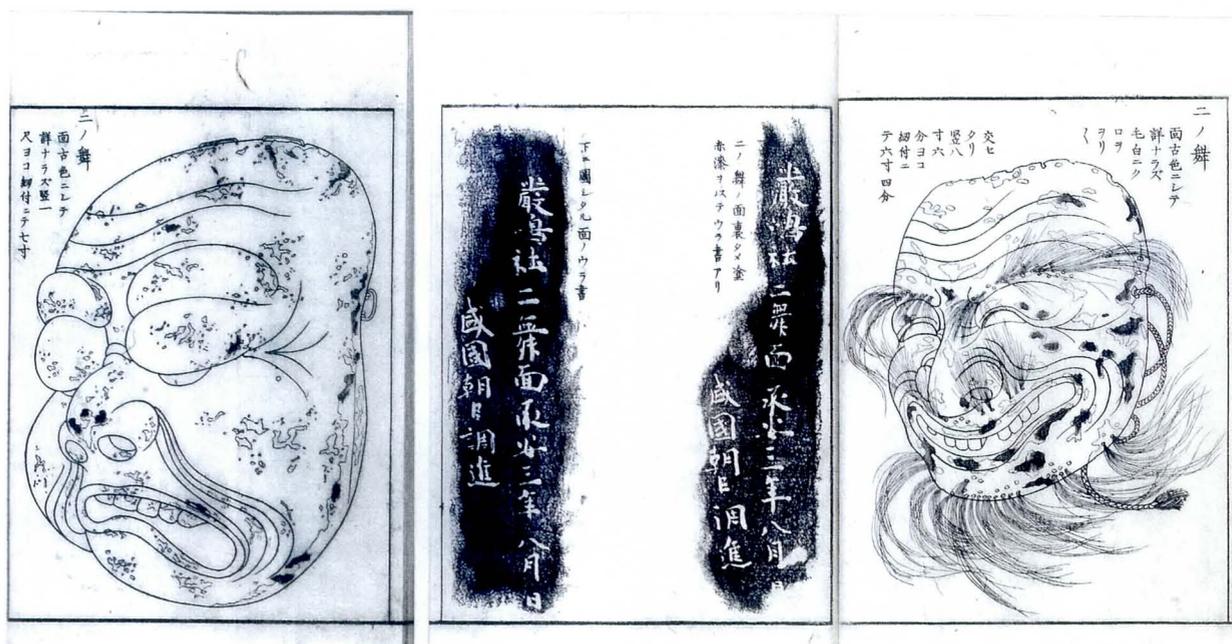


図 37-3 ○舞楽面「二の舞」『芸州嚴島図会』巻6

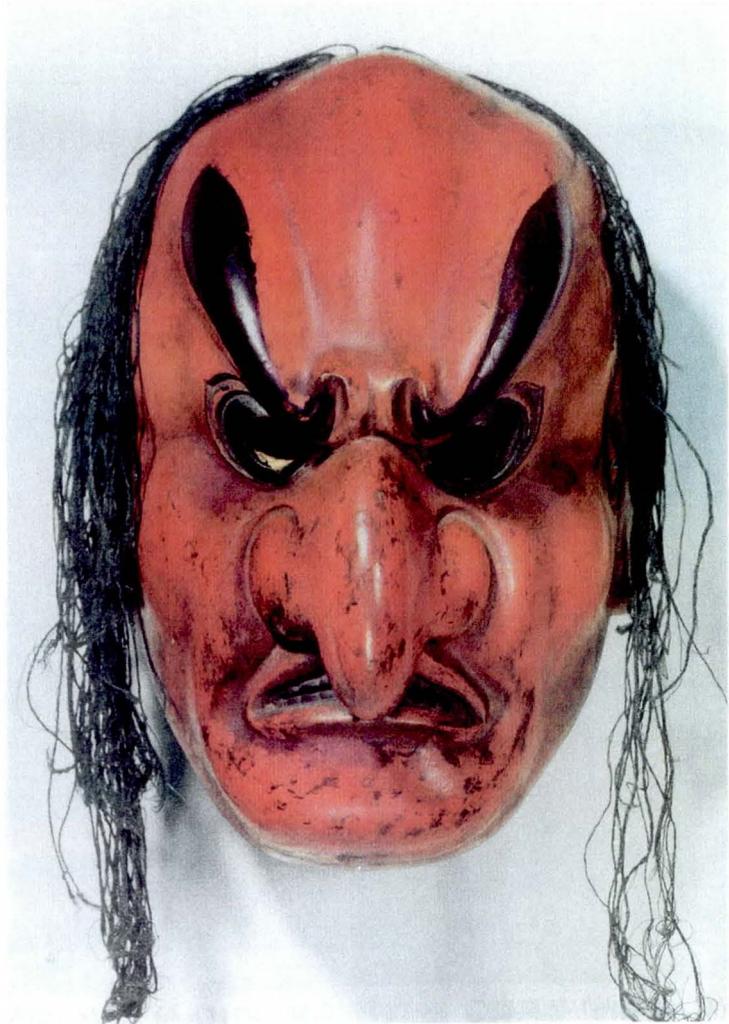


図 37-4 ○舞楽面「抜頭」承安三年（1173）寄進



図 37-5 ○舞楽面「抜頭」『芸州敵島図会』卷6



図 37-7 ○舞楽面「還城楽」承安三年（1173）寄進 図 37-6 ○舞楽面「納曾利」承安三年（1173）寄進

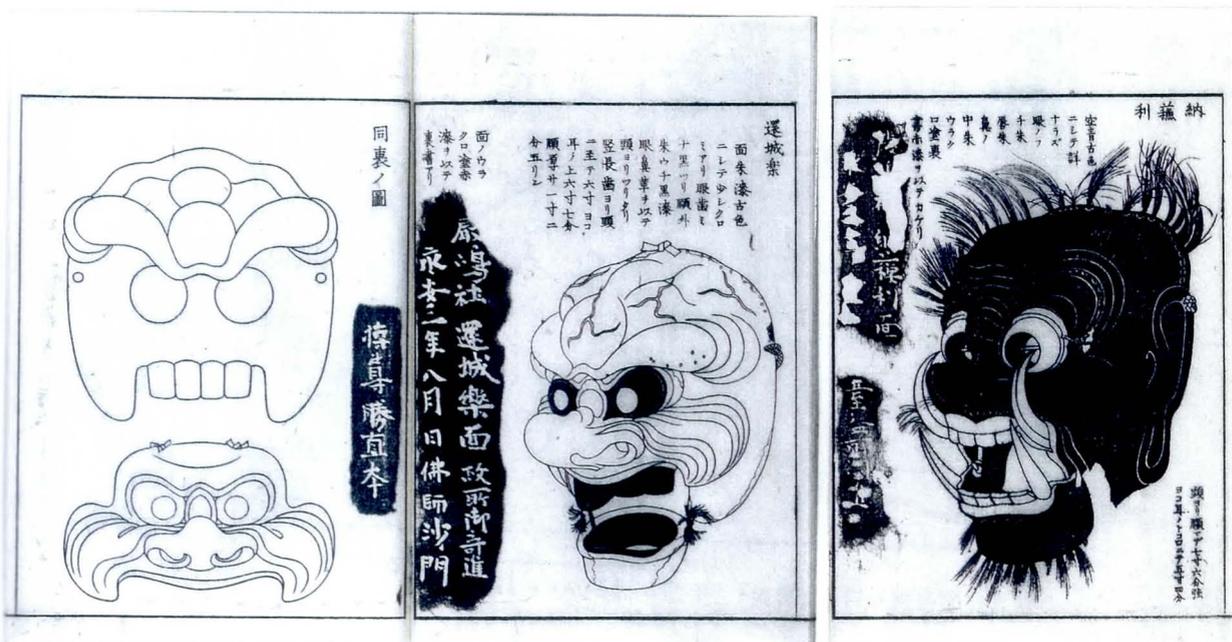


図 37-8 ○舞楽面「納曾利」「還城楽」『芸州殿島図会』卷6



図 37-9 ○舞楽面「散手」承安三年（1173）寄進



図 37-10 ○舞楽面「貴徳」承安三年（1173）寄進



図 37-11 ○舞楽面「散手」「貴徳」『芸州巖島図会』卷6

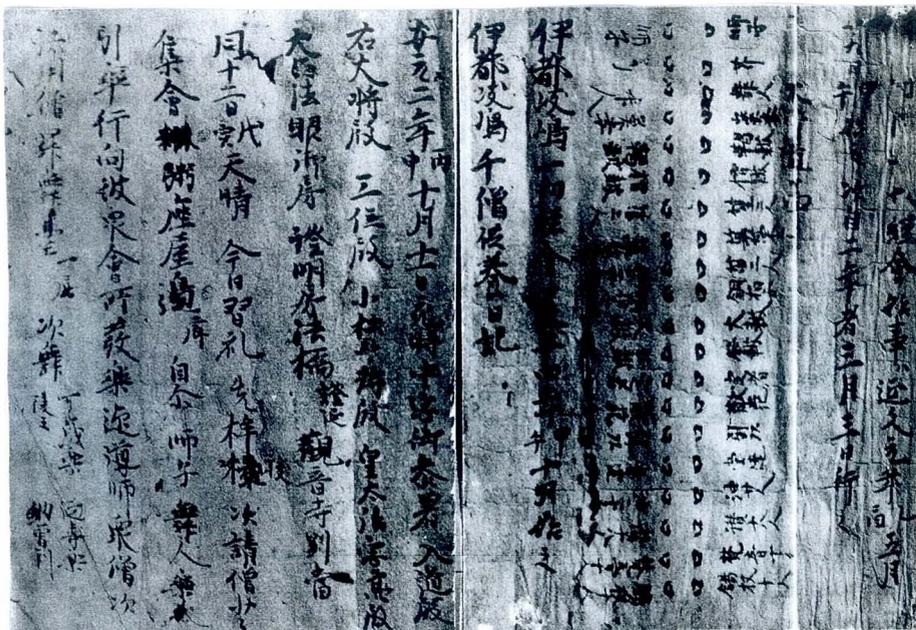


图 40-1 「伊都岐島千僧供養日記」卷頭

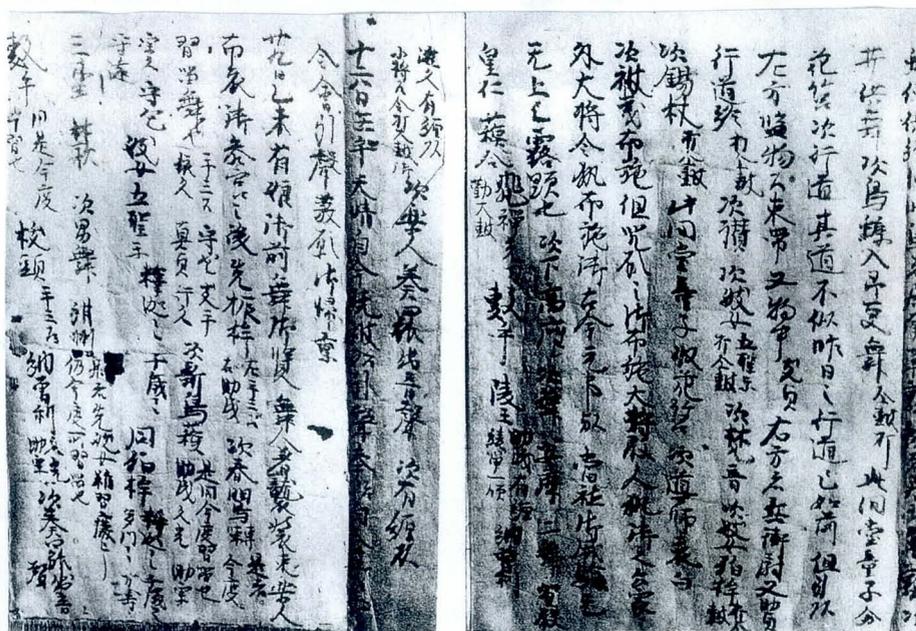


图 40-2 「伊都岐島千僧供養日記」卷末



图 41 ○木製彩色楽器「笑婁と鼓」



図 42-1 蚕絵装束の版木 熊文様 (表) 永徳四年 (1383)



図 42-2 蚕絵装束の版木 雲文様 (裏)

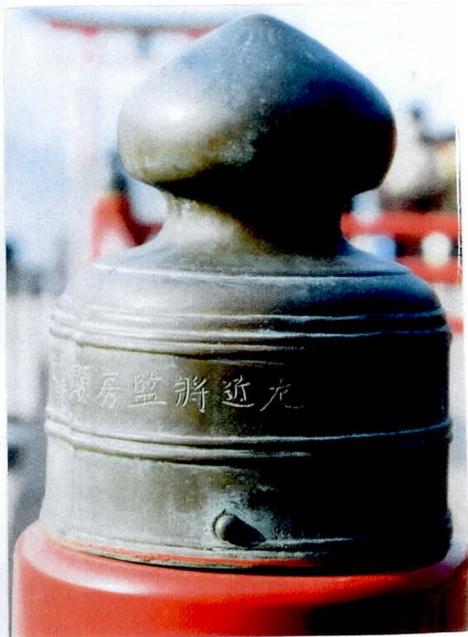


図 44-1 房頭調進 高舞台擬宝珠



図 44-2 房頭調進 高舞台擬宝珠
天文15年 (1546) 6月

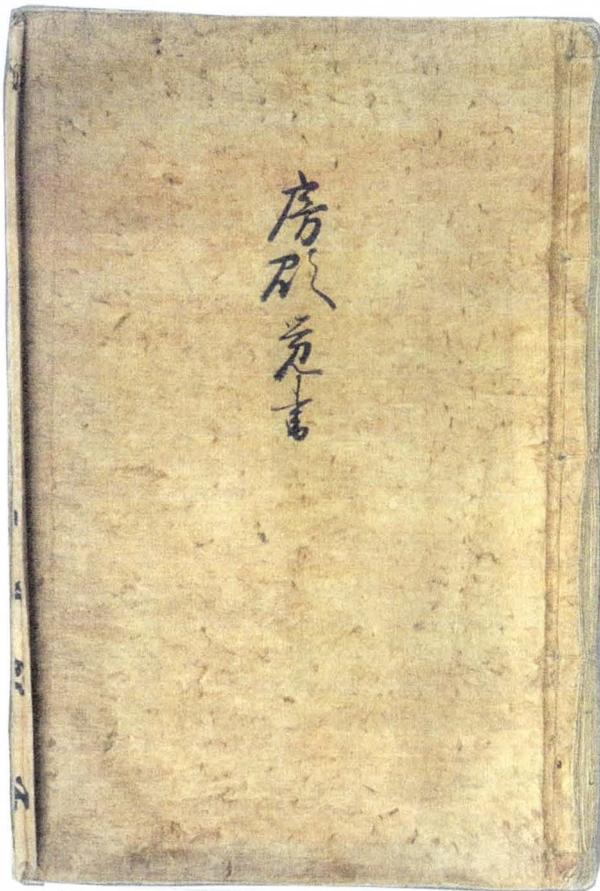


図 43-1 『房頭覚書』表紙 (30.0×20.5×2.0)

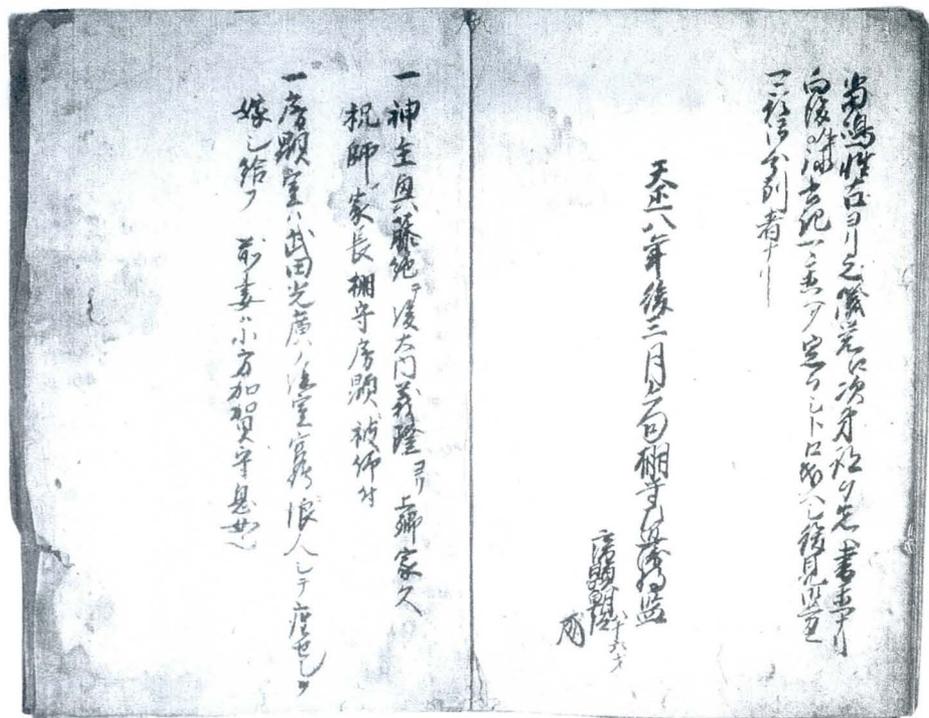


図 43-2 『房頭覚書』奥書

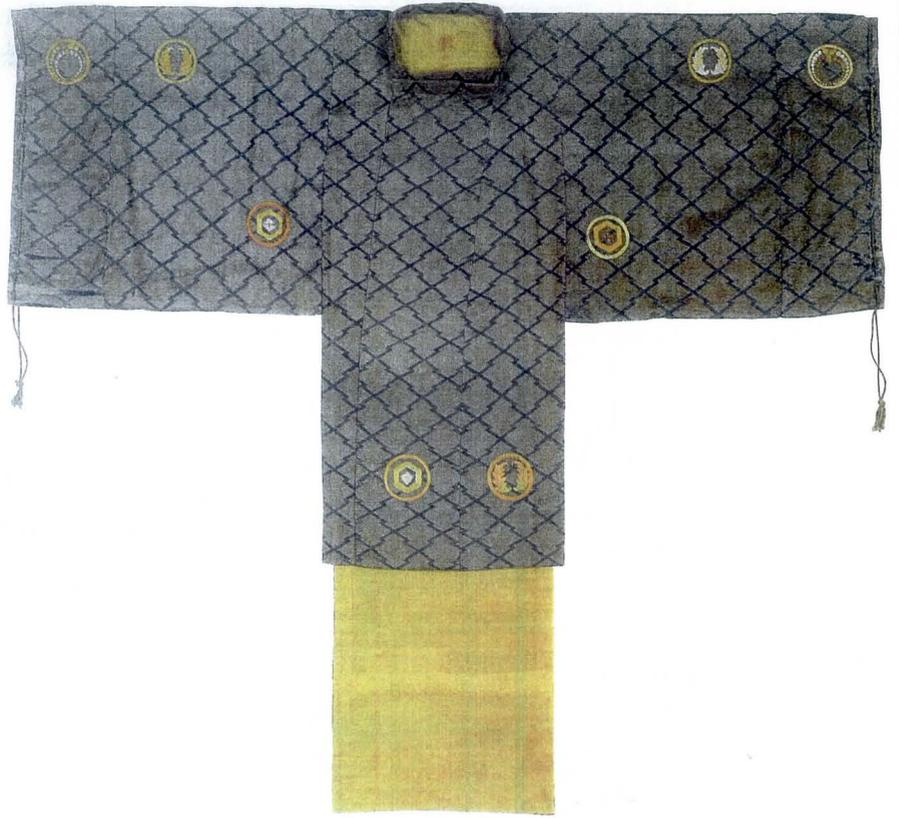


图 45-1 ○舞楽装束 納曾利袍



图 45-2 ○舞楽装束 納曾利袍

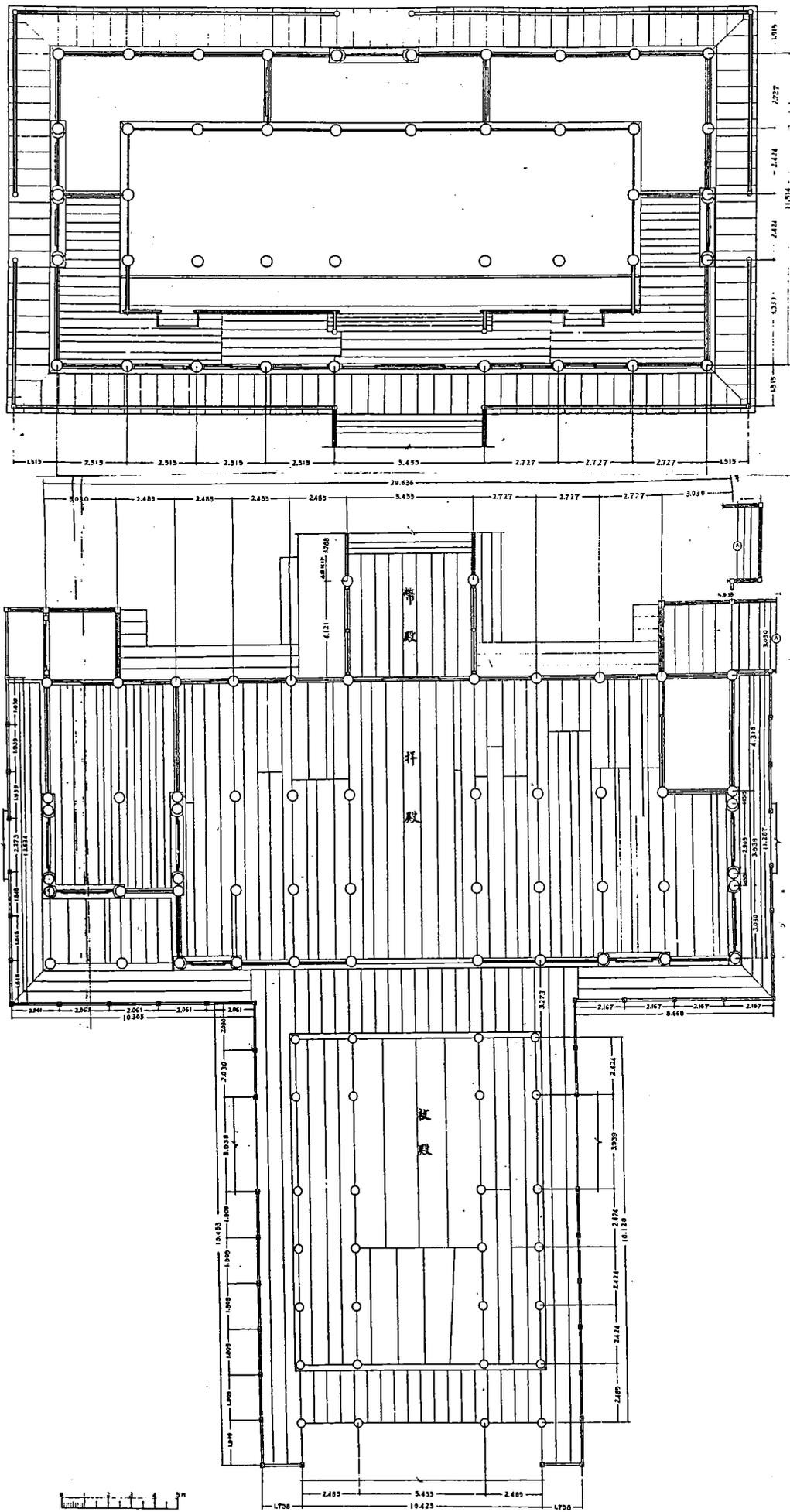


図 46-1 本社本殿・幣殿・拝殿・祓殿 平面図 縮尺50分の1 (文化庁蔵)

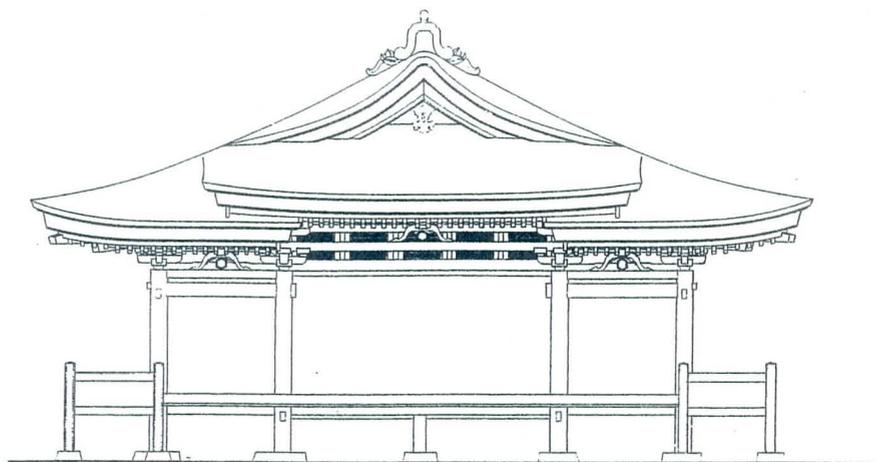


图 46-2 本社祓殿 正面 (文化庁蔵)



图 46-3 本社祓殿 正面

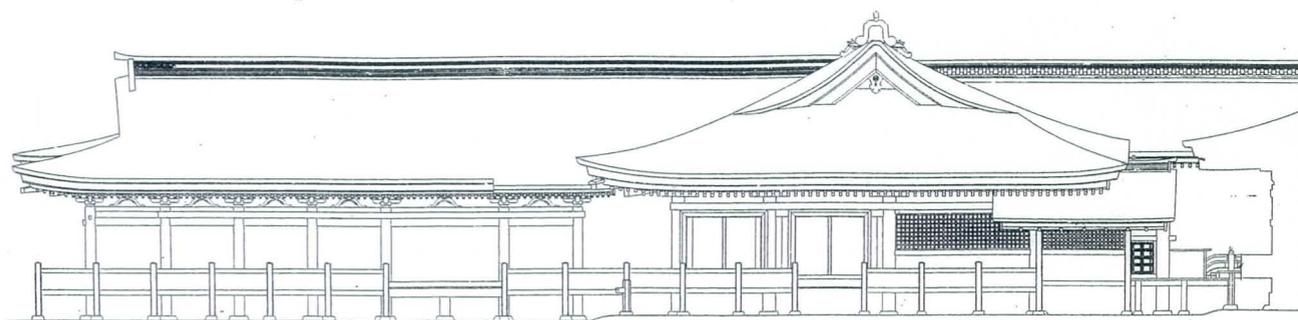


图 46-4 本社幣殿・拜殿・祓殿 側面図 (文化庁蔵)

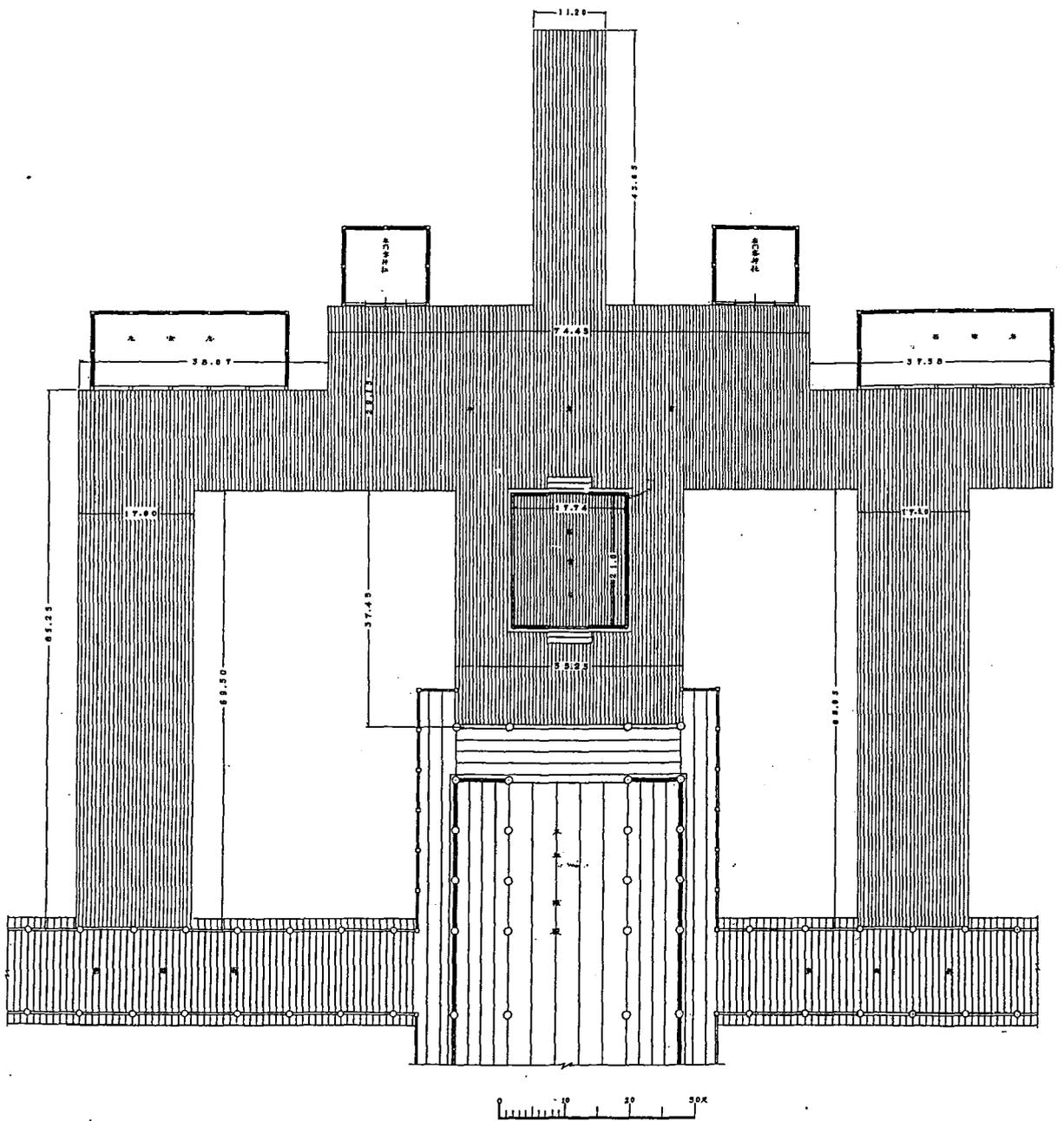


图 47-1 本社祓殿·平舞台·高舞台 平面图 (文化庁蔵)



图 47-2 高舞台

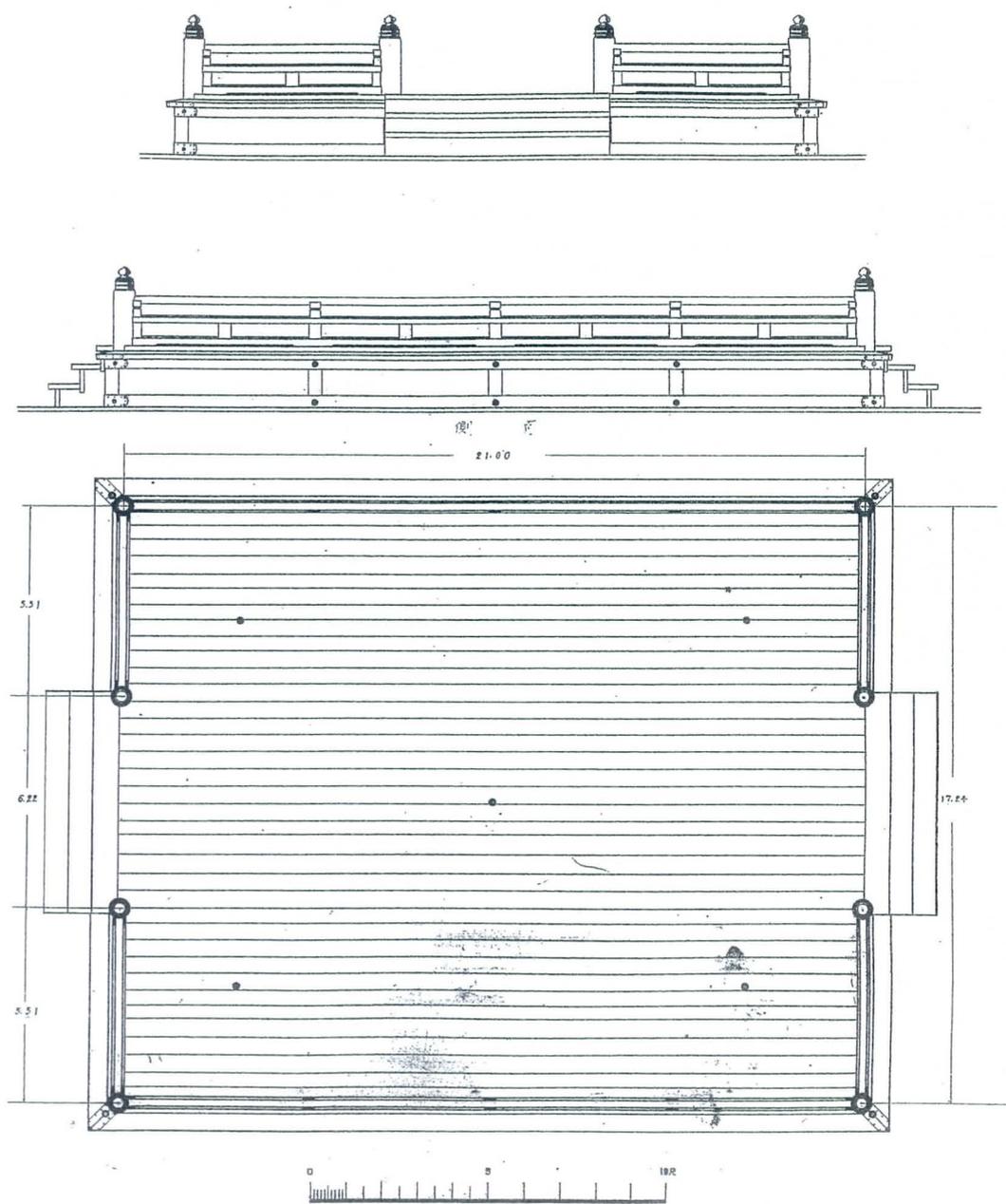


图 47-3 高舞台 平面·侧面图 (文化庁蔵)

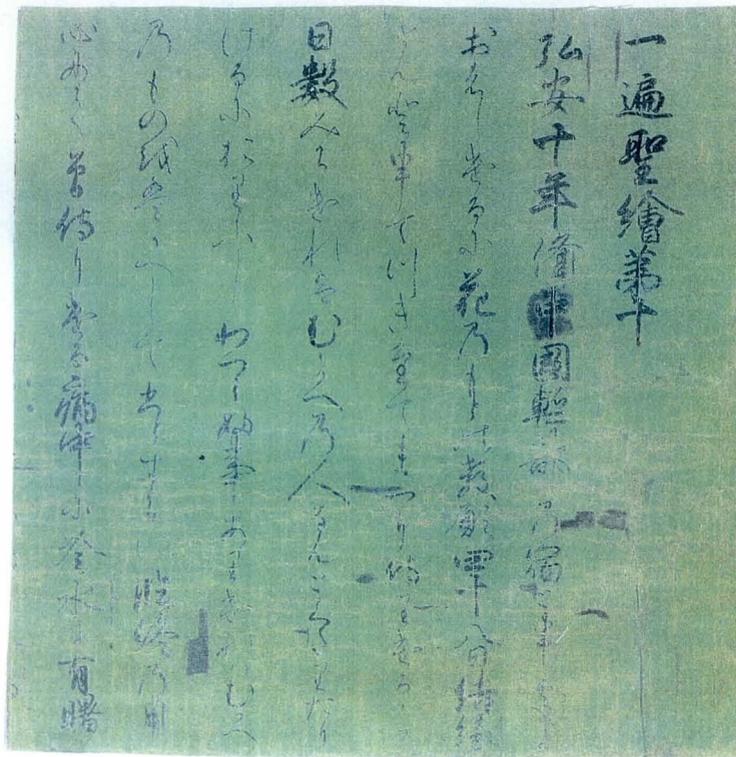


图 48-1 「一遍上人絵伝」第10卷 卷頭

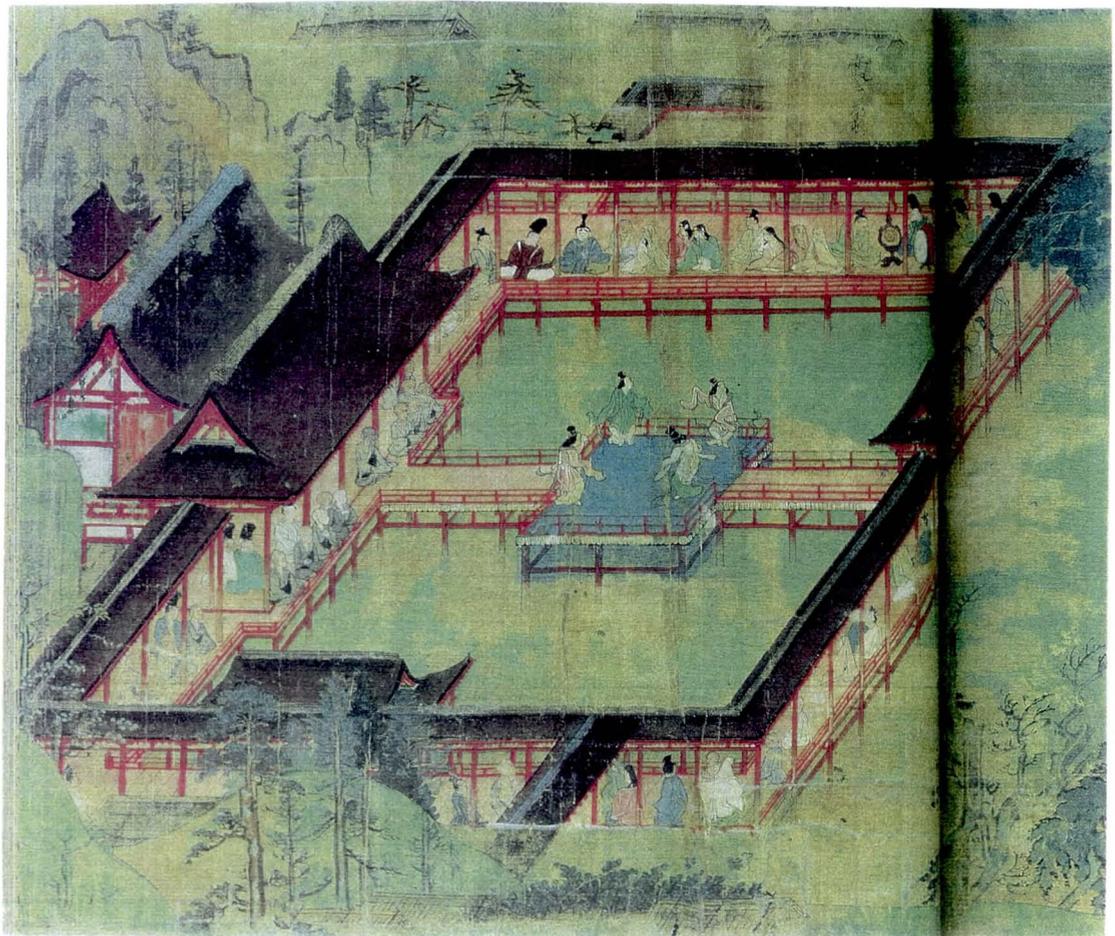


图 48-2 「一遍上人絵伝」第10卷 部分

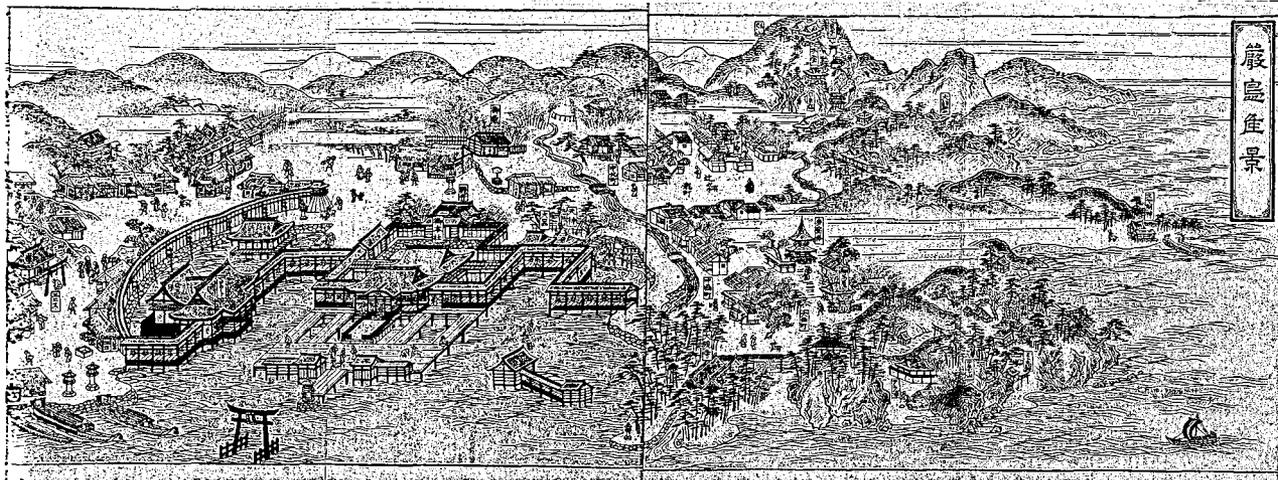


図49 「巖島佳景」 貝原益軒『安芸国巖島勝景図并記事』

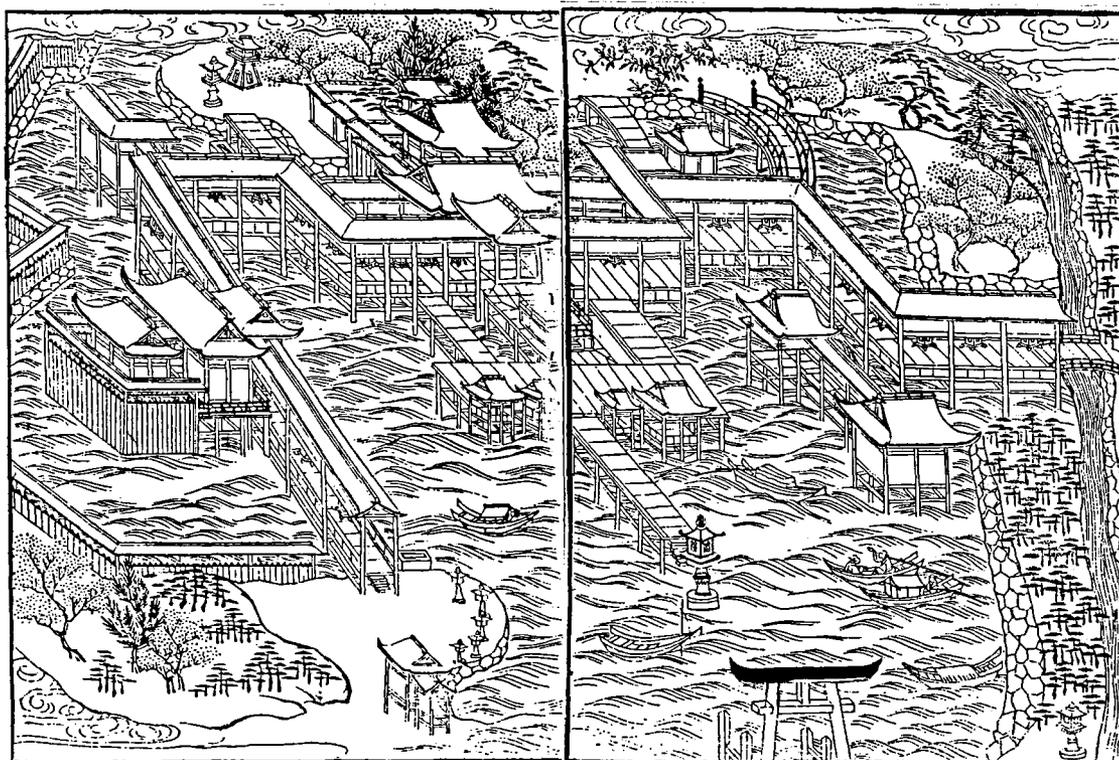


図50 「社頭の図」『巖島道芝記』巻1

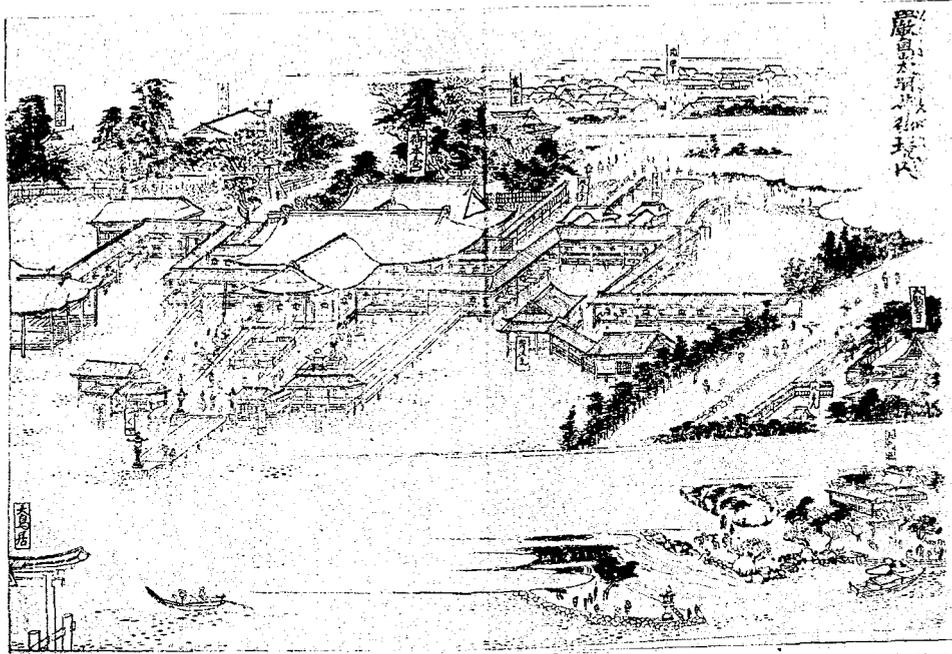


图 51 「嚴島大明神御境内」『中国名所図会』卷3

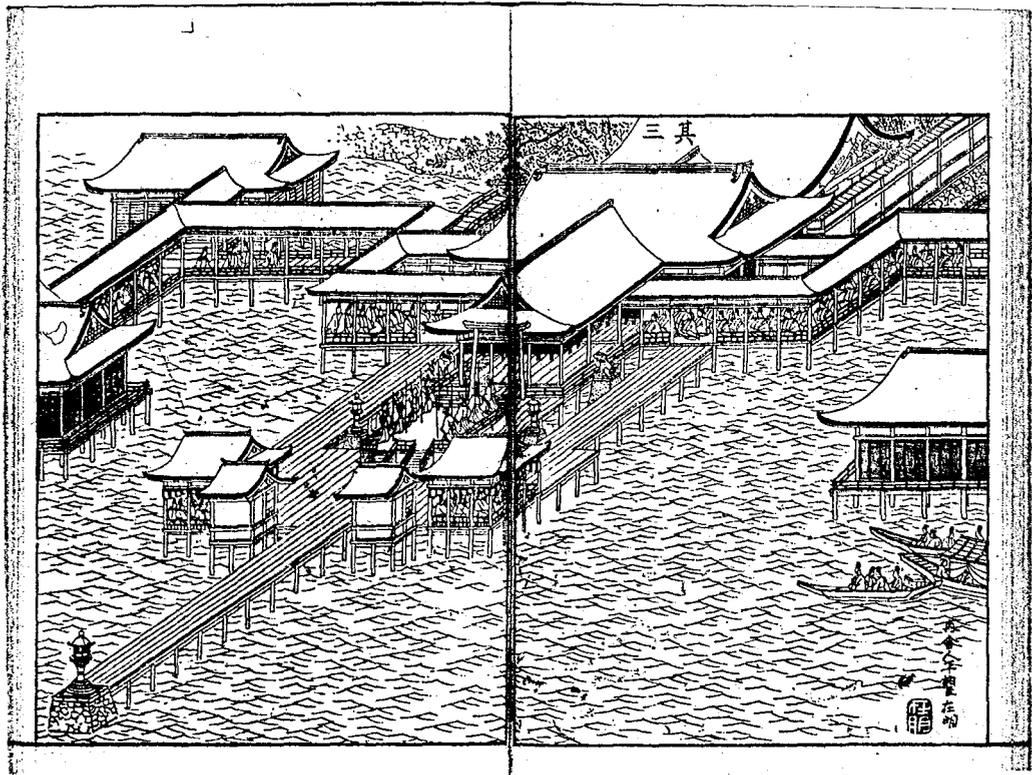


图 52 「社殿の図」『芸州嚴島図会』卷1

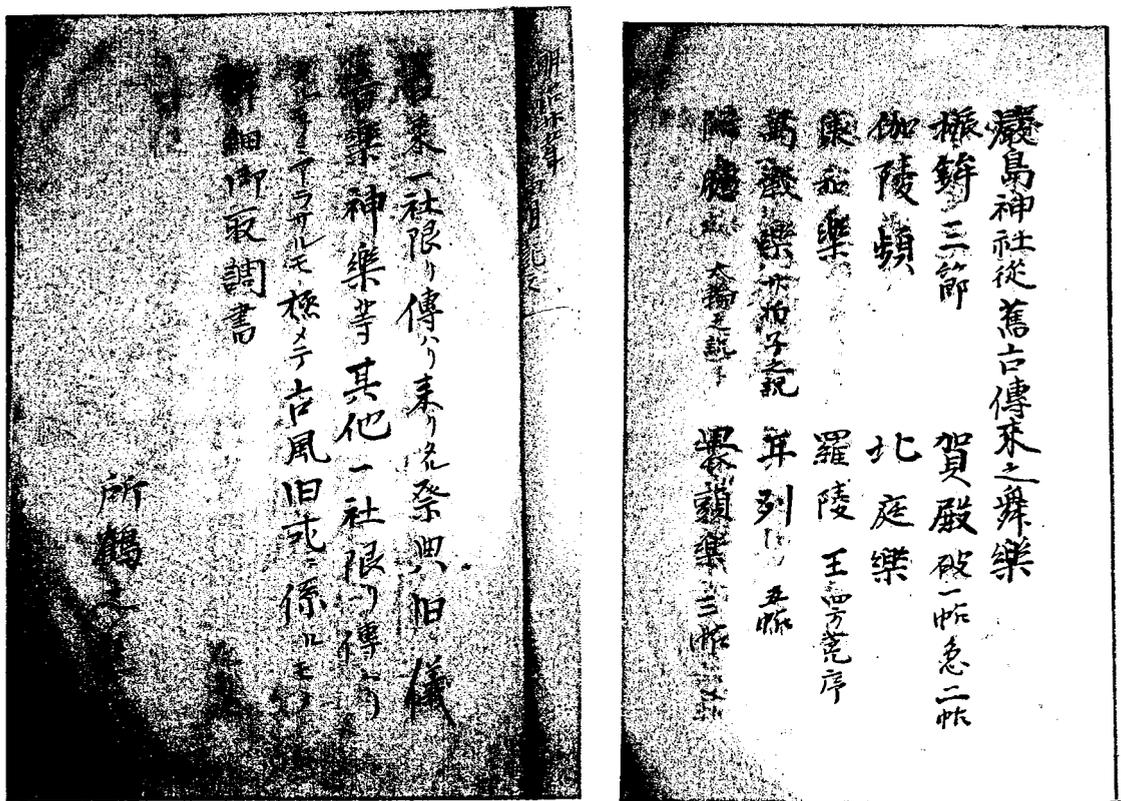


圖 53-1「巖島神社從舊古傳來之舞樂」所鶴之進調 明治25年（1892）

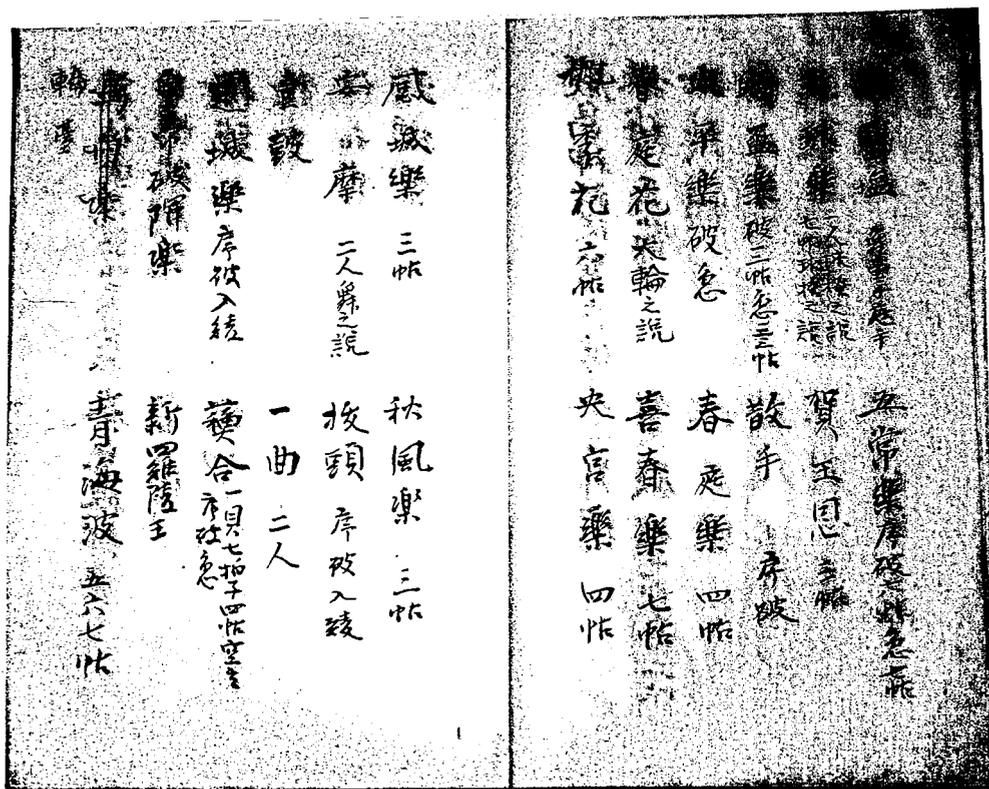


圖 53-2「巖島神社從舊古傳來之舞樂」所鶴之進調



図 54 舞楽面「綾切」



図 55-1 舞楽面「胡徳楽」

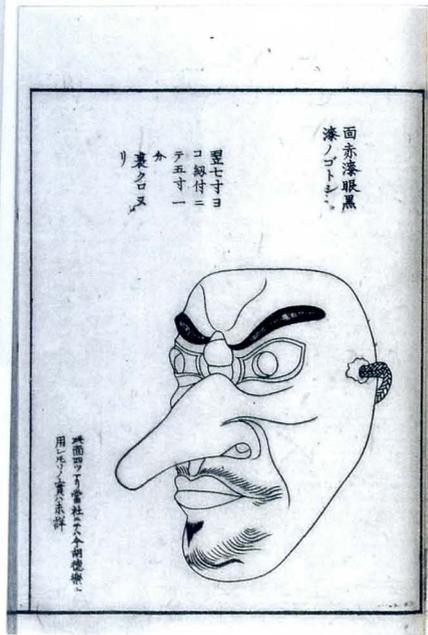


図 55-3 舞楽面「胡徳楽」
『芸州巖島図会』卷6



图 55-2 舞楽面「胡徳楽」



图 56 舞楽面「蘇莫者」

平成二十年四月十六日(水曜日)より三日間

巖島神社桃花祭御神事

神能組

御神能執事

(午前九時始め)
於巖島神社能舞台

図 57-1 神能組の目録 (平成二十年)

翁		養		籬		茶		源氏供養		太刀奪		枕		紅葉狩		竹生島	
友枝雄人	出雲康雅	高安勝久	福元正樹	塩田耕三	茂山	秋吉英二	高安勝久	亀井広忠	粟谷幸雄	塩田耕三	三王	三王	青葉煉	武内俊彦	宮本茂樹	大江信行	
千歳 濱田昭典	三番三 山良暢	原岡一之	河原康生	戸田直樹	茂山	山口耕道	亀井広忠	横山晴明	塩田耕三	塩田耕三	正悟	正悟	武内俊彦	山本希生	大江信行	大江信行	
手先 古田知英	桐脇 古田寛二郎	正佳	川邊宏貴	吉岡	茂山	中島清幸	亀井広忠	山本善之	塩田耕三	塩田耕三	川邊宏貴	川邊宏貴	田尾則彦	山本希生	福元正樹	福元正樹	
		梶谷英平			戸田直樹		吉岡	吉岡	塩田耕三	塩田耕三	川邊宏貴	川邊宏貴	山本希生	山本希生	井林久登	井林久登	
					戸田直樹		吉岡	吉岡	塩田耕三	塩田耕三	川邊宏貴	川邊宏貴	山本希生	山本希生	曾和尙靖	曾和尙靖	
					戸田直樹		吉岡	吉岡	塩田耕三	塩田耕三	川邊宏貴	川邊宏貴	山本希生	山本希生	森田光廣	森田光廣	
					戸田直樹		吉岡	吉岡	塩田耕三	塩田耕三	川邊宏貴	川邊宏貴	山本希生	山本希生			

二日目

附祝言

面箱井口 竜也
三番三 茂山正邦
千才大江広祐

図 57-2 神能組の目録 (初日の番組) (平成二十年)

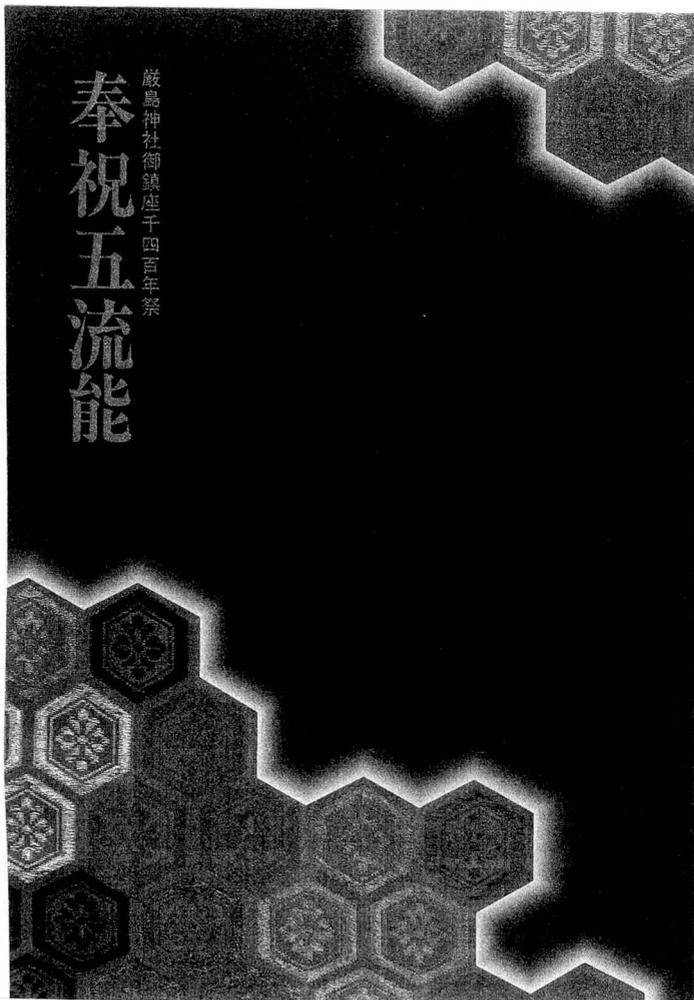


図 58-1 厳島神社御鎮座千四百年祭「奉祝五流能」平成6年10月4日

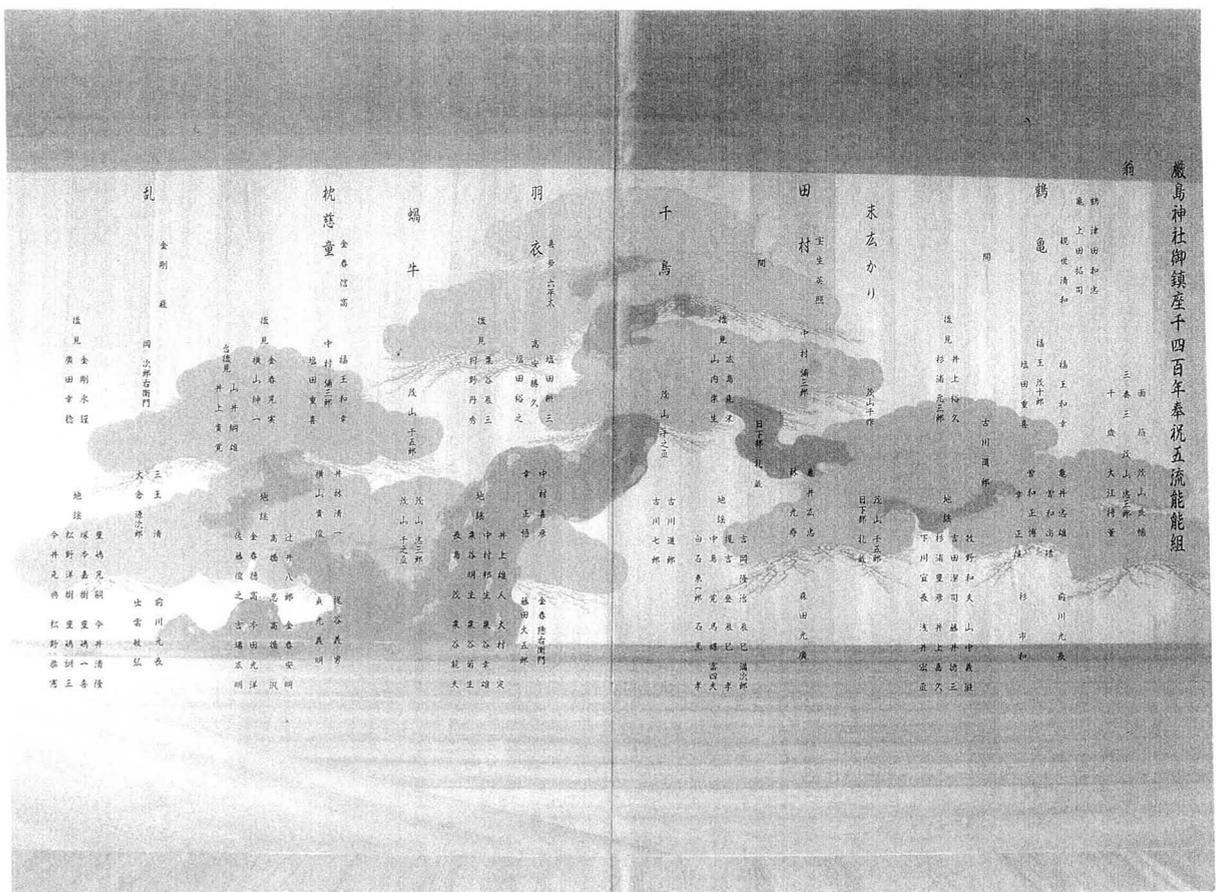


図 58-2 奉祝五流能 能番組

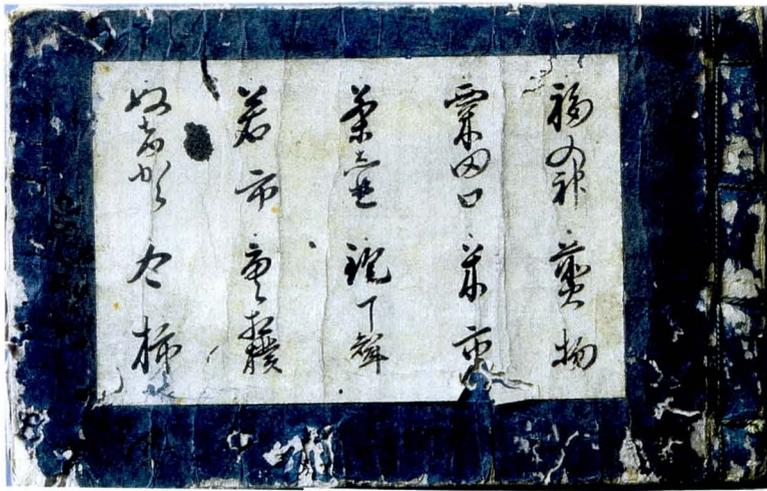


图 59-1 狂言台本伊藤源之丞本（表紙）



图 59-2 狂言台本 伊藤源之丞本（奥付）

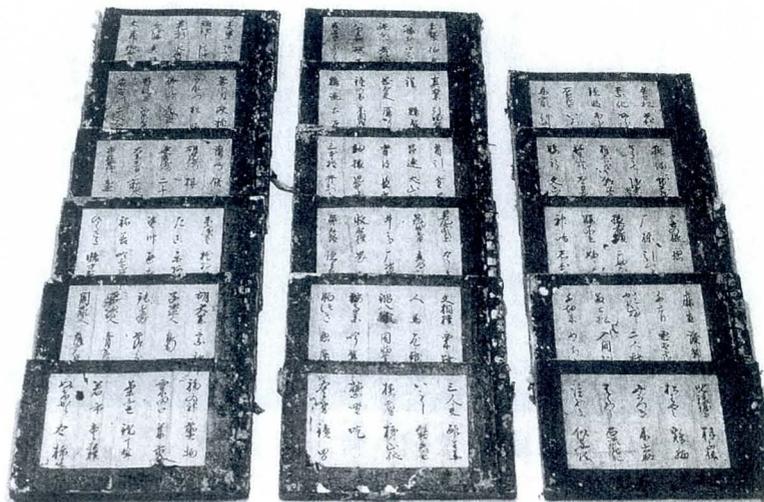


图 59-3 狂言台本 伊藤源之丞本 全17冊

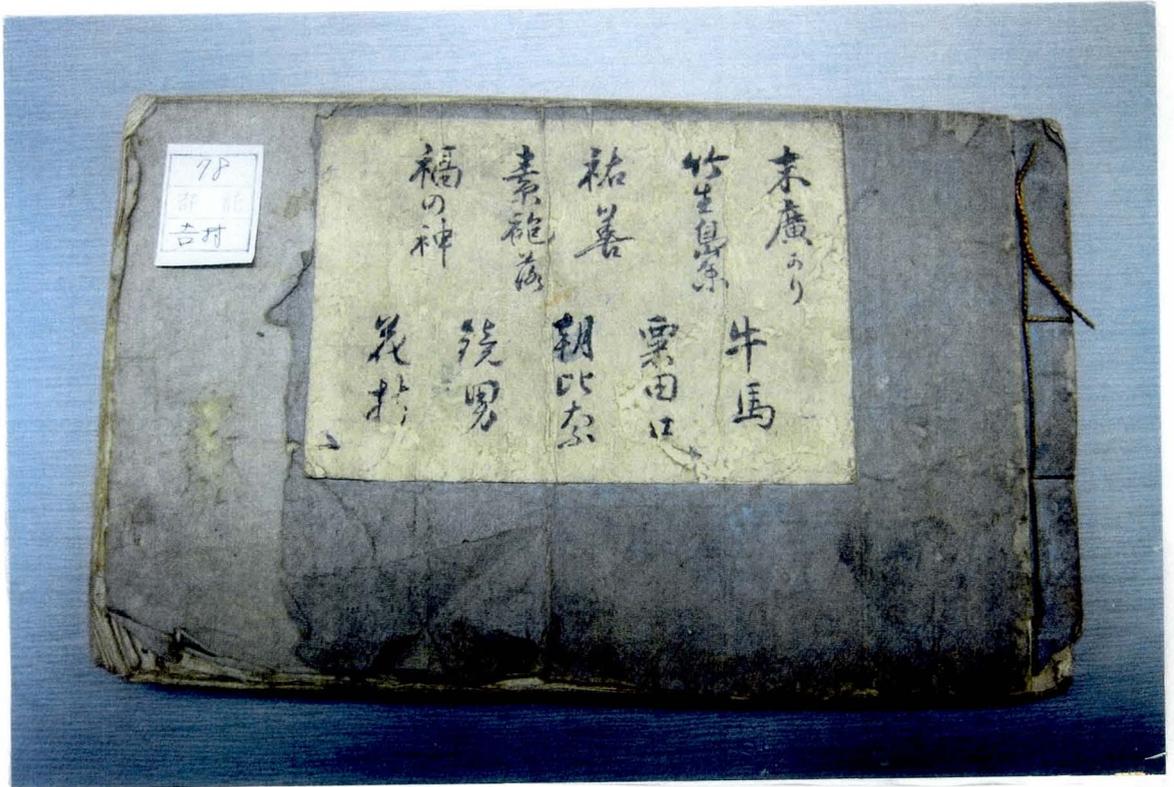


図 60-1 狂言台本 大蔵虎光本の転写本（表紙）

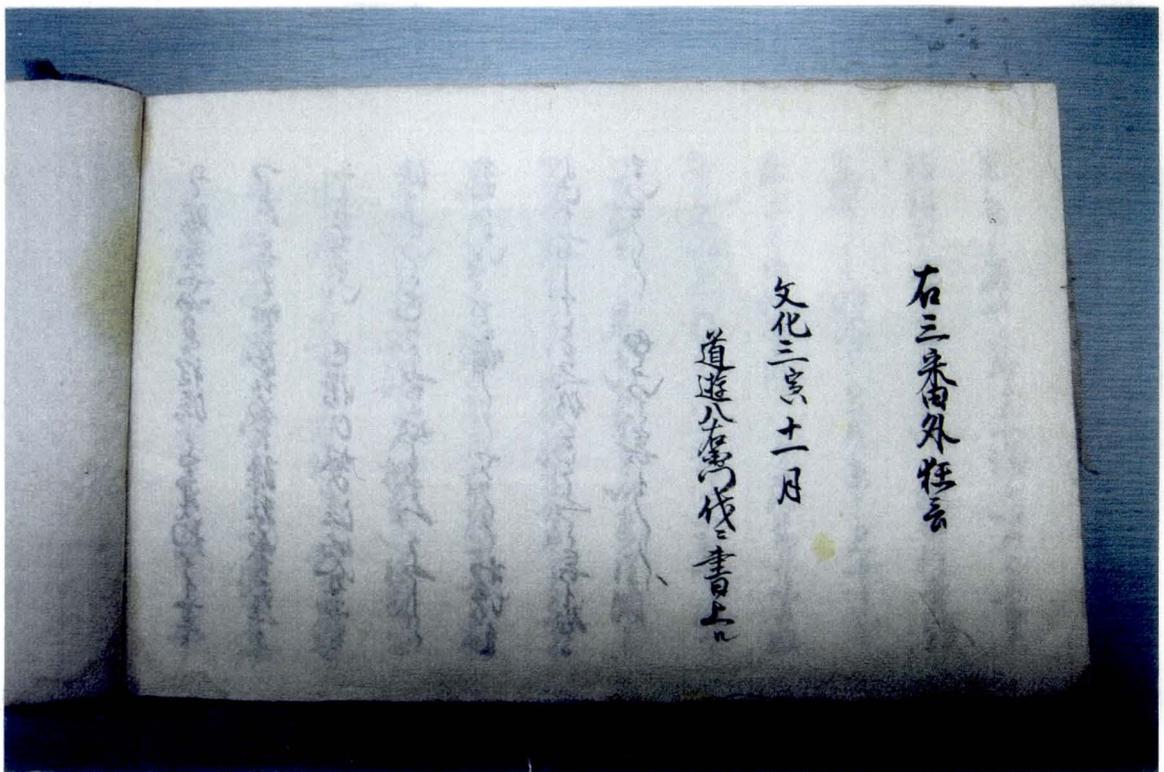


図 60-2 狂言台本 大蔵虎光本の転写本（奥付）



图 61-1 ○能舞台



图 61-2 ○能舞台 侧面



図 61-3 ○能舞台 楽屋

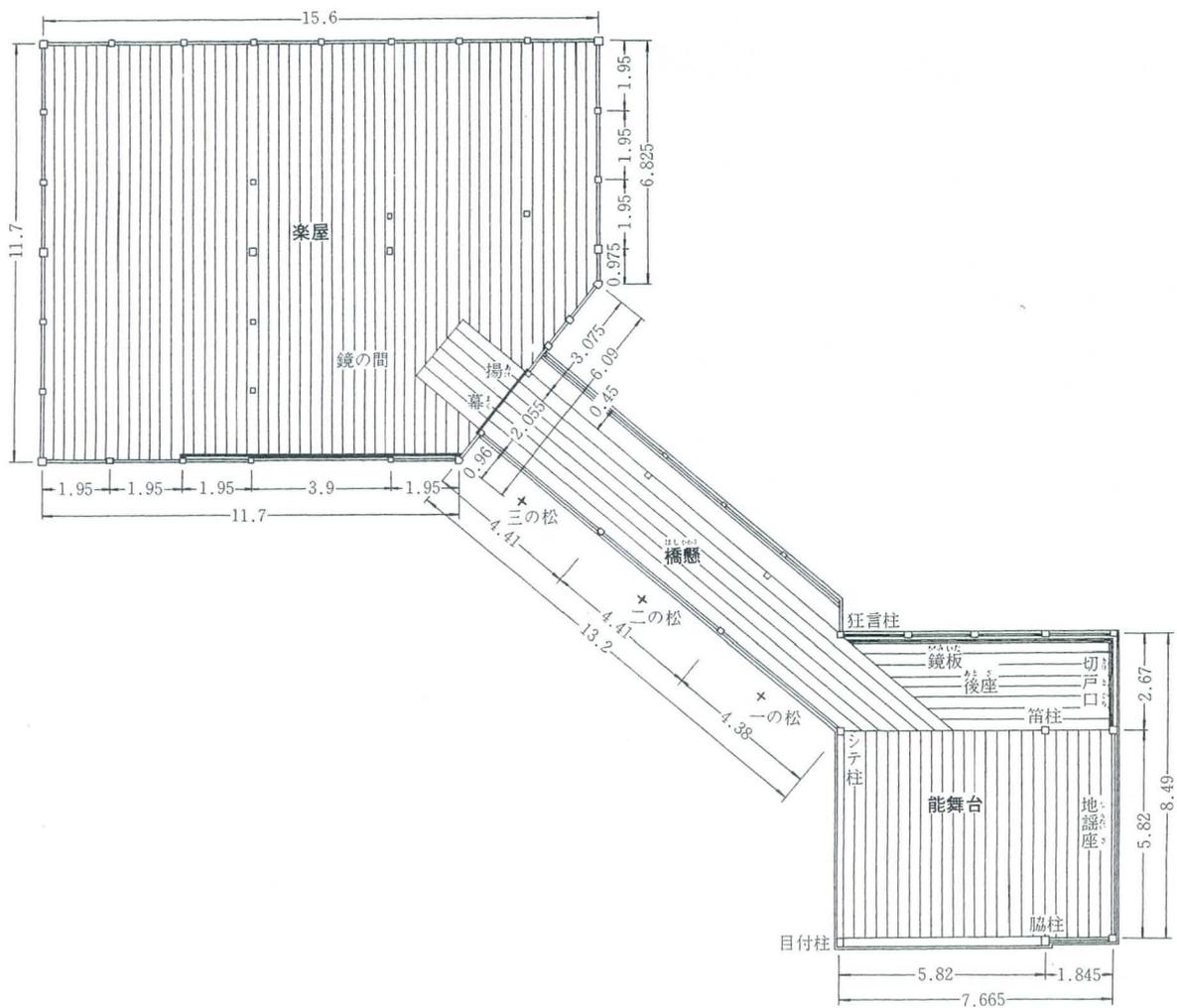


図 61-4 ○能舞台・橋懸・楽屋 平面図

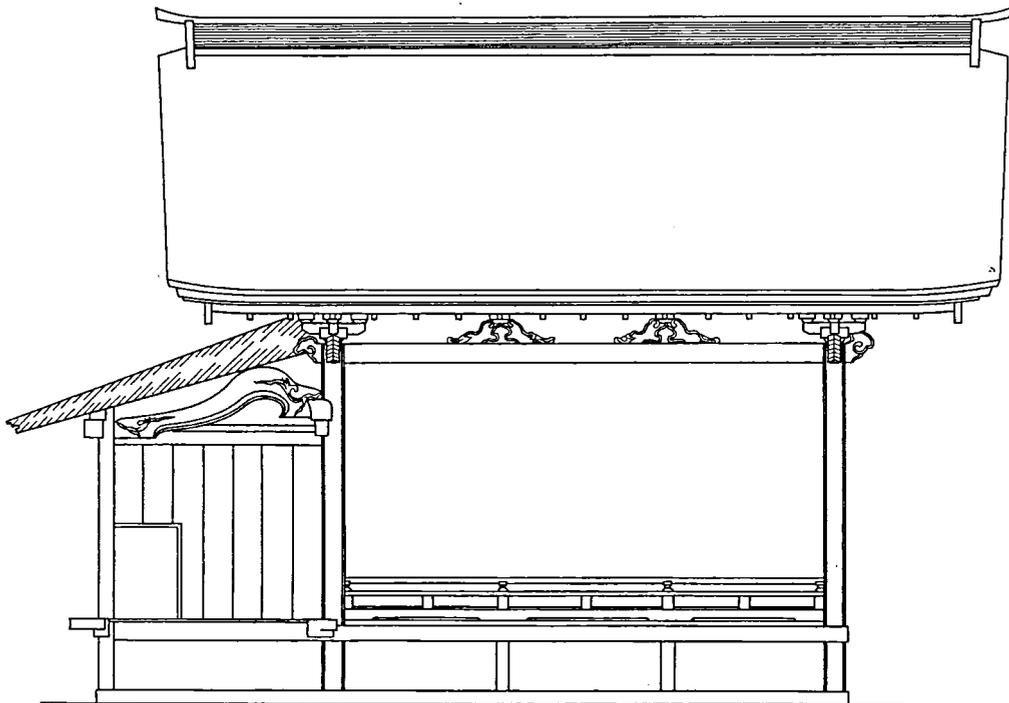
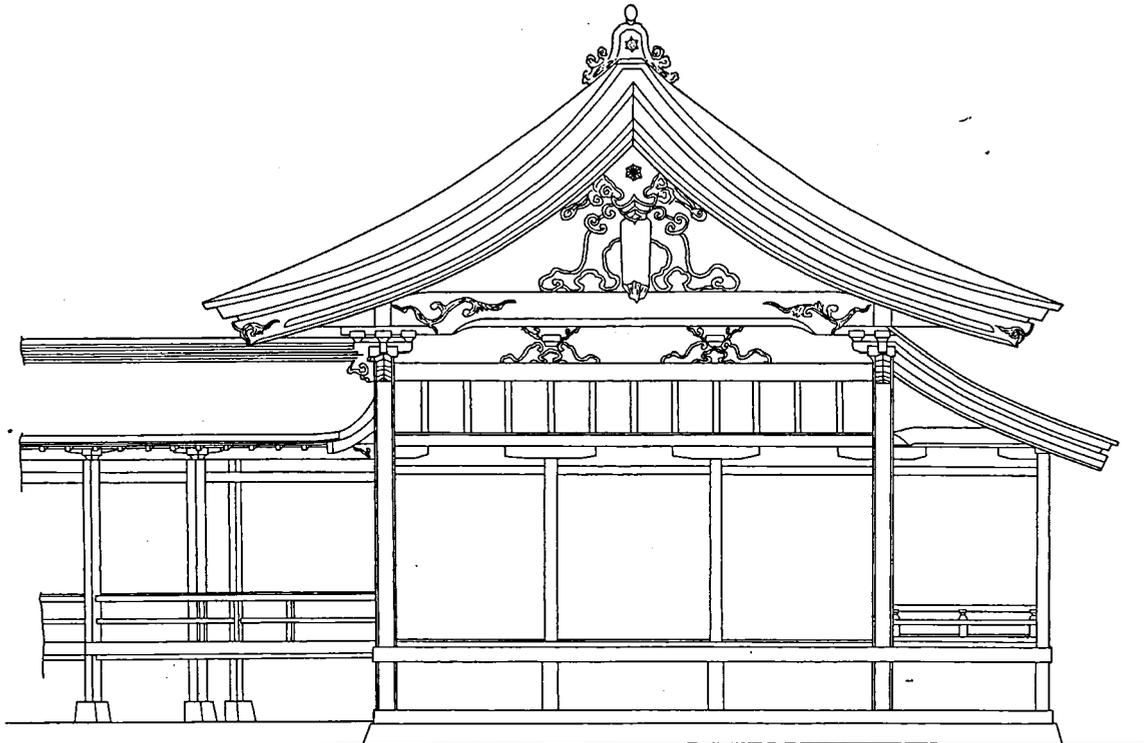


图 61-5 ○能舞台 正面·侧面图

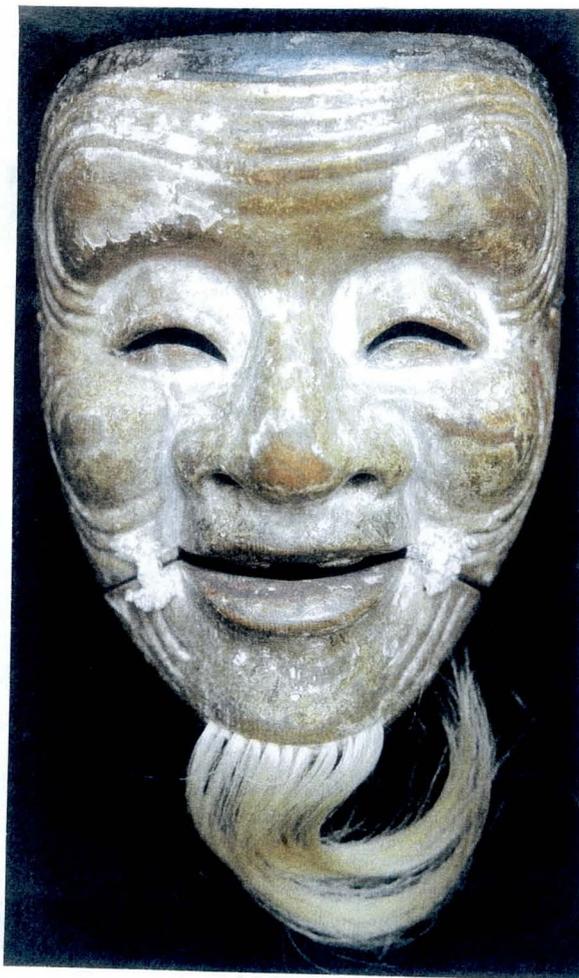


图 62 能面「翁」(白式尉)
文明9年 (1477)



图 63 能面「翁」(白式尉)
天文13年 (1544)



图 64 能面「黒式尉 (三番叟)」



图 66 能面「延命冠者」

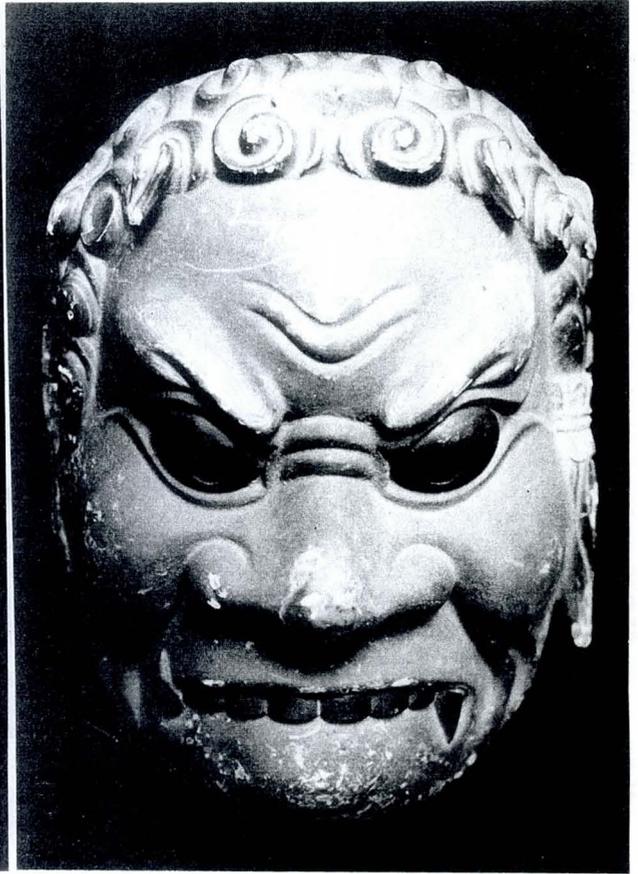


图 68 能面「不動」



图 69 狂言面「毘沙門」

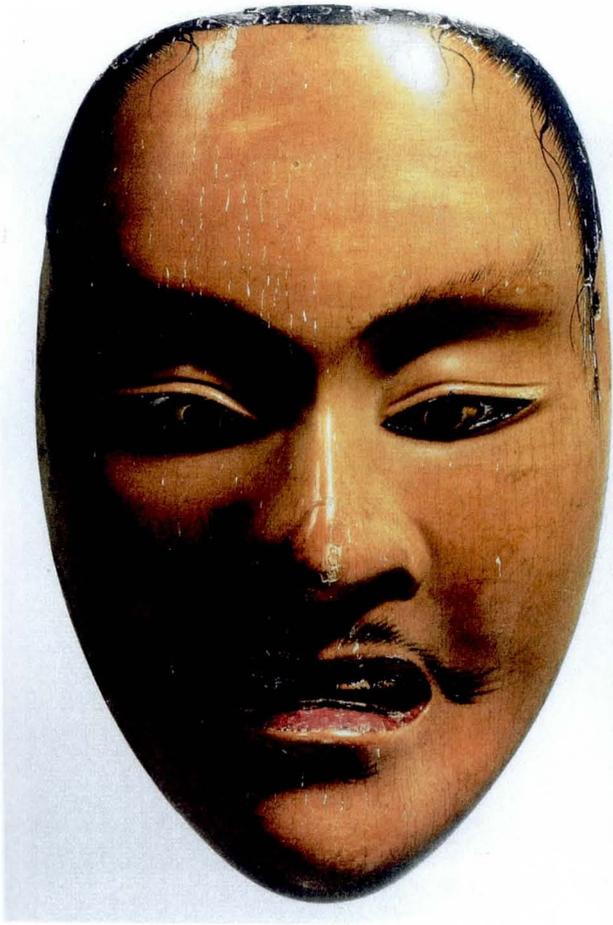


图 67 能面「神体」

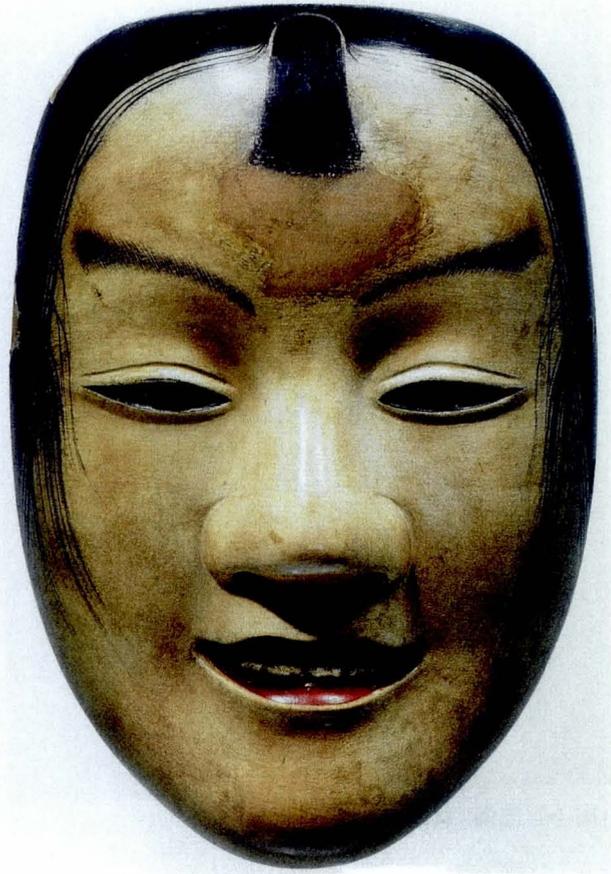


图 70 能面「喝食」



图 65 能面「黒髭」



图 72 能面「曲見」



图 71 能面「小面」

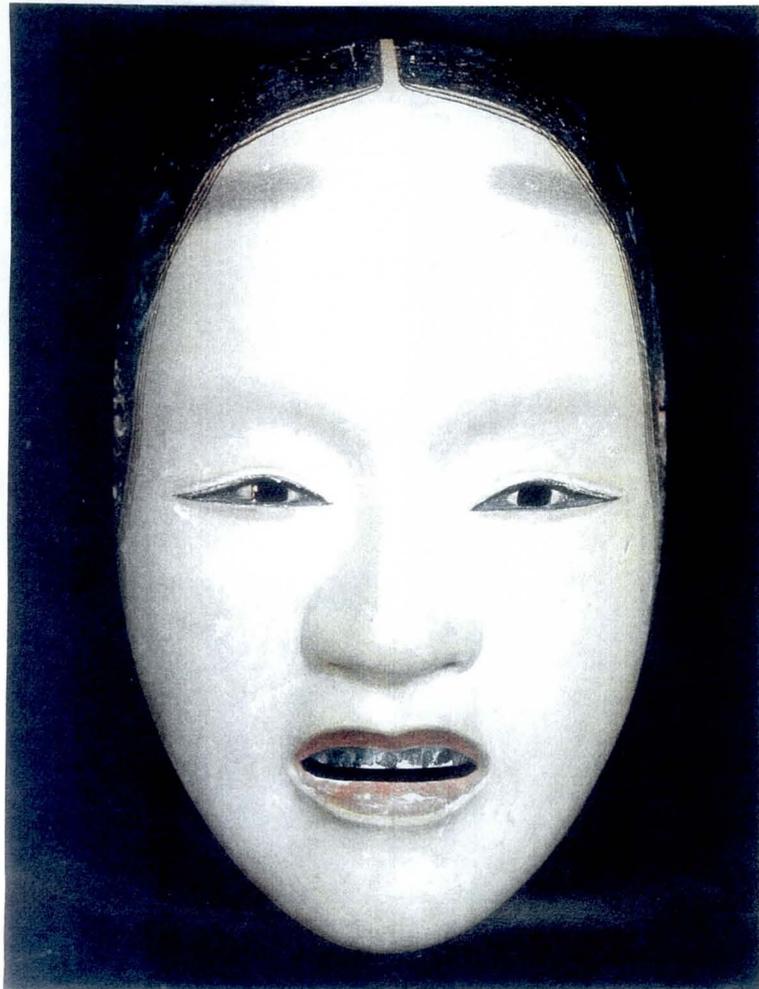


图 75 能面「増」

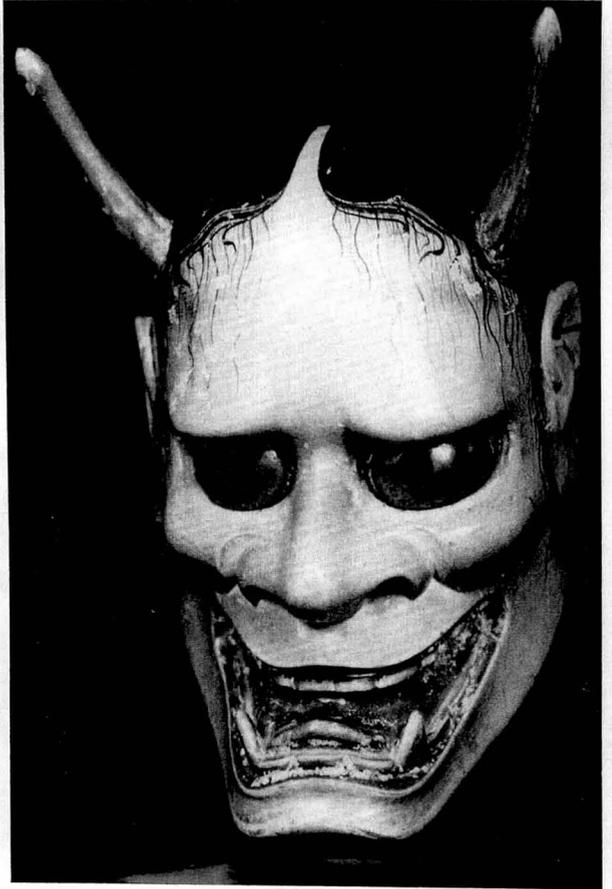


图 73 能面「般若」

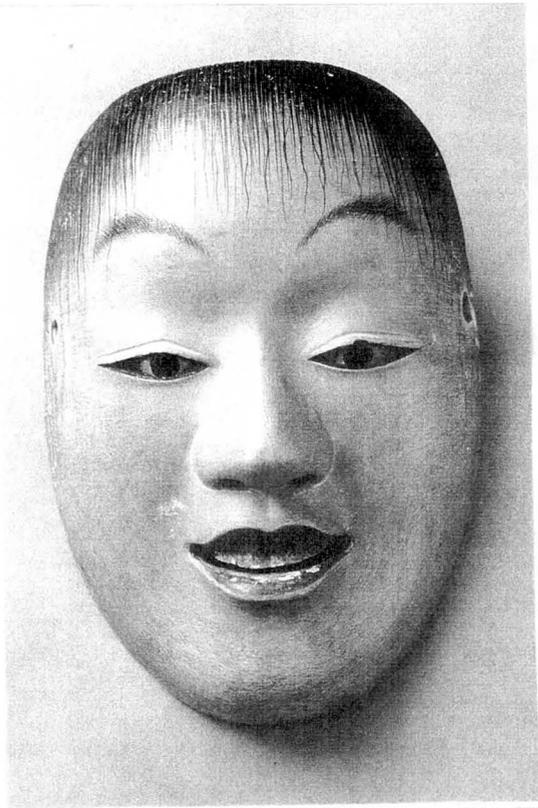


图 74

能面「童子（慈童）」

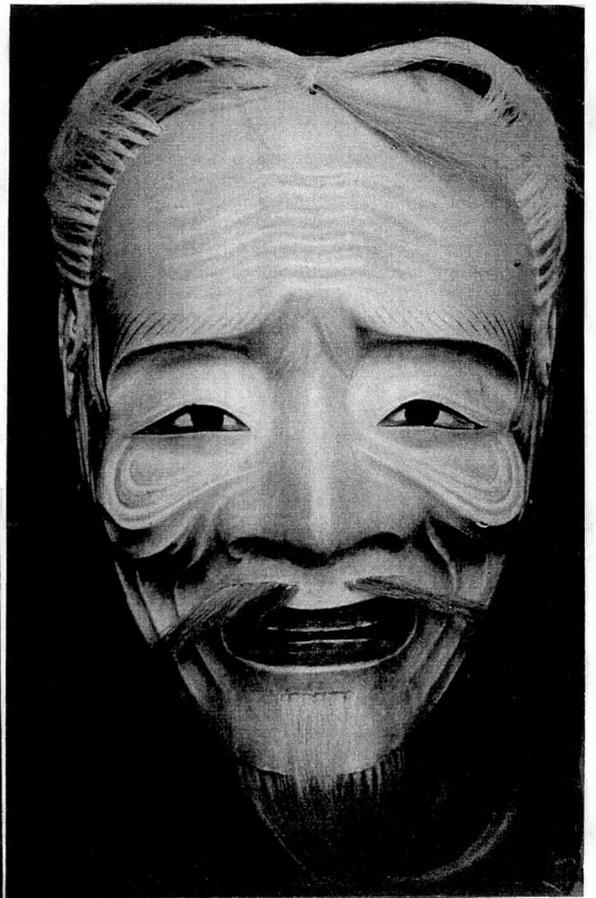


图 76 能面「三光尉」



图 77-1 ○狂言装束「柳樹鷺文繡箔」(後)



图 77-2 ○狂言装束「柳樹鷺文繡箔」(前)



图 77-3 ○狂言装束「紅地楓菊桐杜若文繡箔」(後)



图 77-4 ○狂言装束「紅地楓菊桐杜若文繡箔」(前)



図 78-1 ○能装束「紅地鳳凰桜雪持笹文唐織」



図 79-1 ○能装束「紅浅葱地菊笹大内菱文様段替唐織」



图 78-2 〇能装束「紅地鳳凰桜雪持笹文唐織」部分

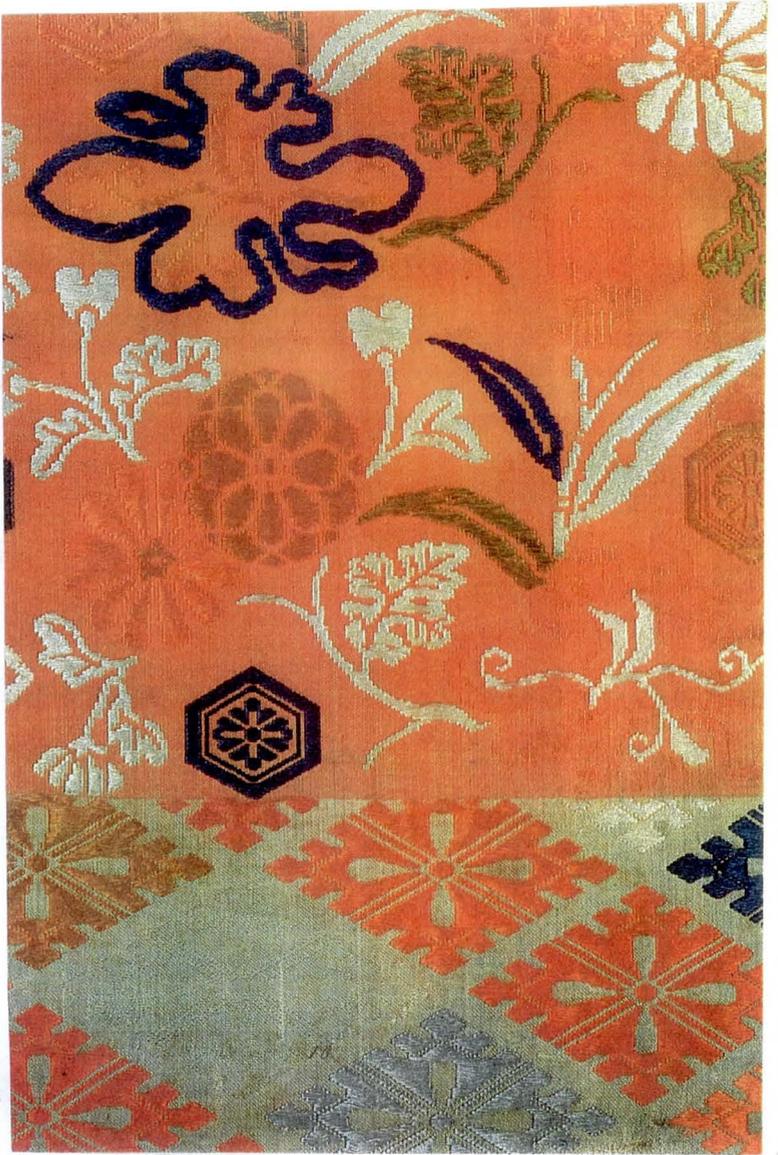


图 79-2 〇能装束「紅淺葱地菊笹大内菱文様段替唐織」部分



图 81 能装束「紺地牡丹唐草文様唐織」



図 80 能装束「段に向鶴菱文様唐織」



図 82 能装束「石畳菊折枝文様唐織」



図 86 能装束「枝垂桜に舞楽文様唐織」(「宮島御奉行青木猪助殿 御調」)

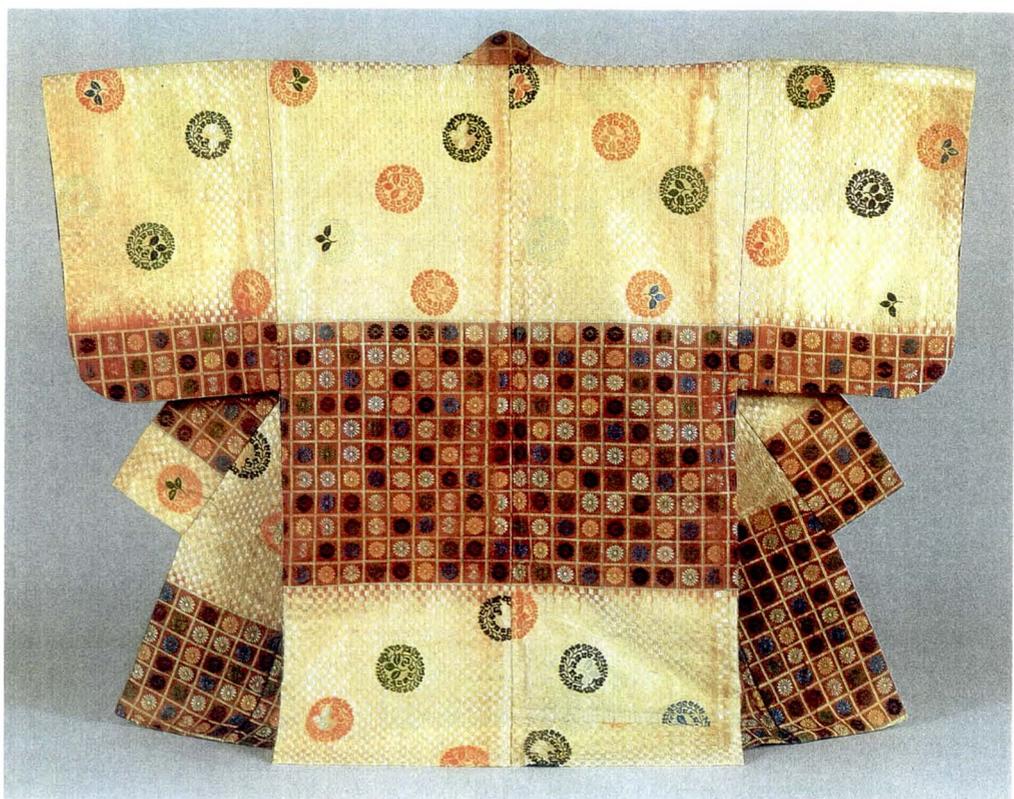


図 83 能装束「石畳藤丸文と格子菊花文様厚板」



図 84 能装束「段替り鱗に格子と雷文繋ぎ貝文様厚板」



図 85 能装束「段に扇と団扇文様縫箔」

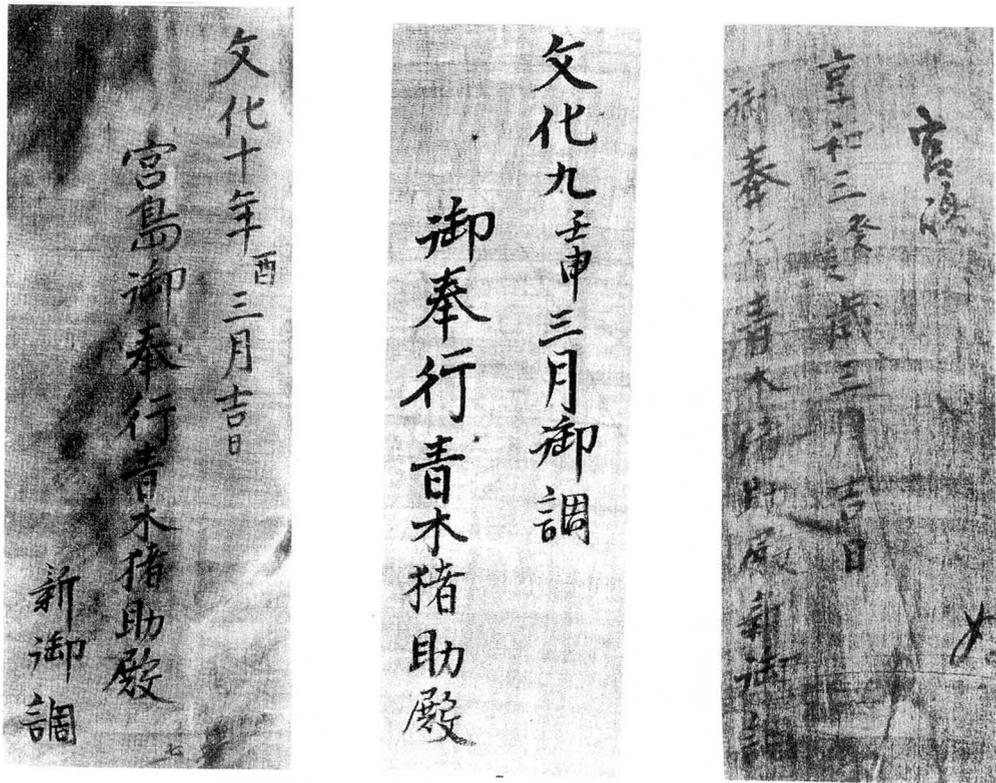


図 87-1 能装束 新調寄進銘「宮島御奉行 青木猪助殿 新御調」

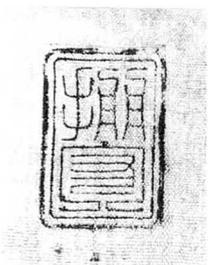


図 88 角墨印「棚守」

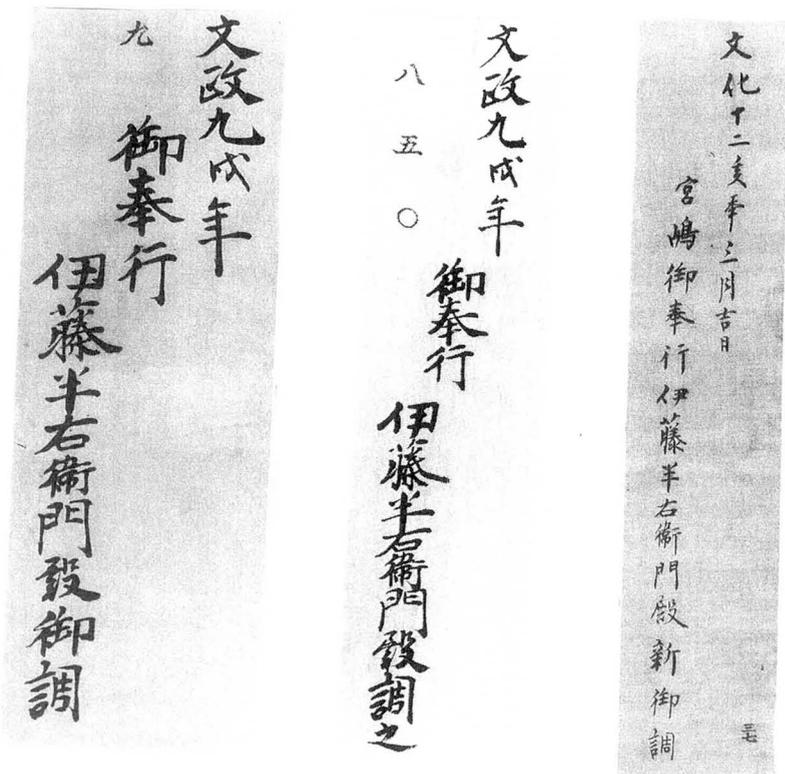


図 87-2 能装束 新調寄進銘「御奉行 伊藤半右衛門殿 御調」



図 89-1

能装束「段に秋草文唐織」



図 89-2 能装束「萌黄地蜀江文様狩衣」

(「翁」用狩衣)



図 89-3 能装束「紫地角繫ぎに牡丹文様法被」



图 89-4 能装束 「雲と輪宝文側次」



图 89-5 能装束 「茶地萩芒文様長絹」(「棚守」印)



図 89-6 能装束「紅地花熨斗に胡蝶文様舞衣」



図 89-7 能装束「鶴亀文様直垂」



図 89-9 能装束「紅地菊芒文様縫箔」



図 89-8 能装束「段に大格子と桐唐草文様厚板」



図 89-10 能装束「鱗文様金摺箔」
 (「文化九戌年 御奉行 伊藤半右衛門殿御調」)



図 89-11 能装束「腰替り段熨斗目」
 (「享和三年癸亥歳三月吉日 御奉行 青木猪助殿新御調」)



图 89-12 鬘带と腰带



図 89-13 狂言装束「雲に芦薈文様素襖」

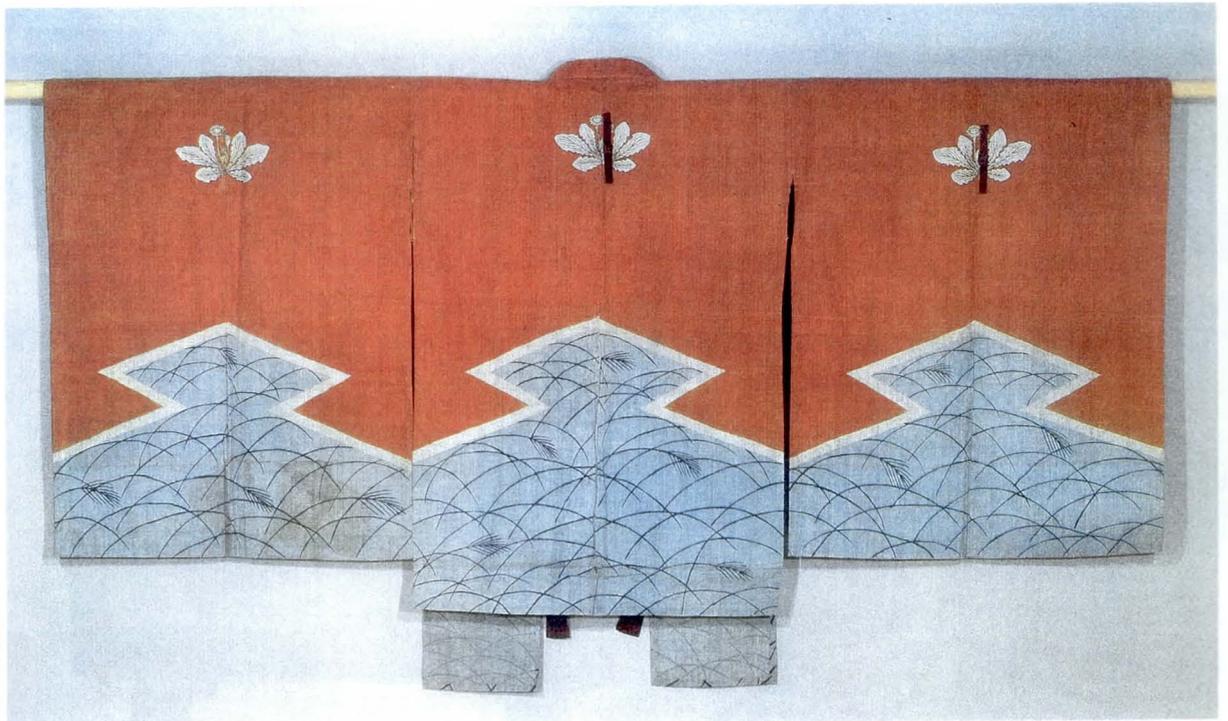


図 89-14 狂言装束「松皮菱に芒文様素襖」



図 89-15 狂言装束「放駒と竹天来文様肩衣」

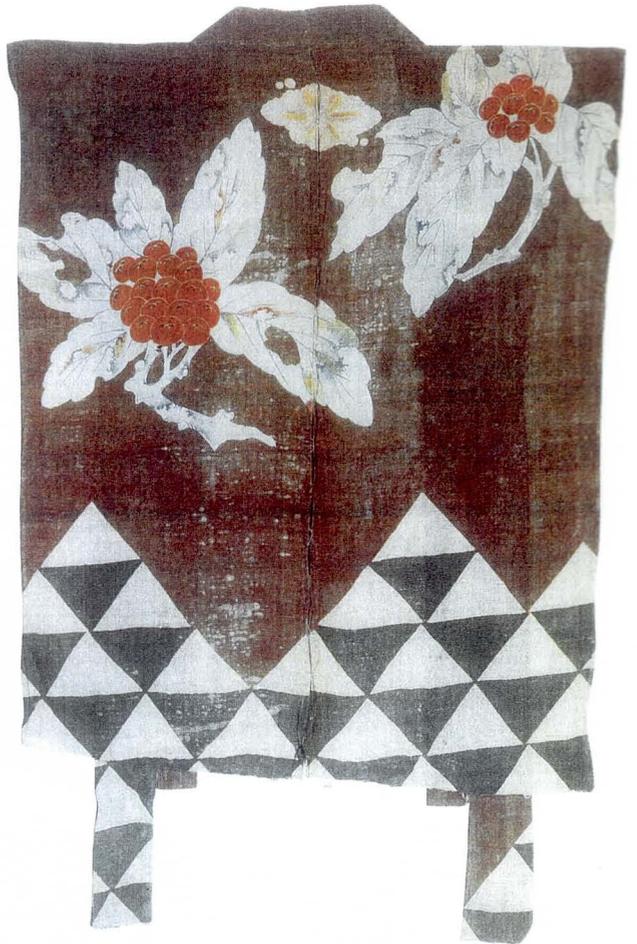


図 89-16 狂言装束「枇杷と鱗文様肩衣」



図 89-17 狂言相続「網に燕文様肩衣」



図 89-18 狂言装束「矢襖と石垣文様肩衣」

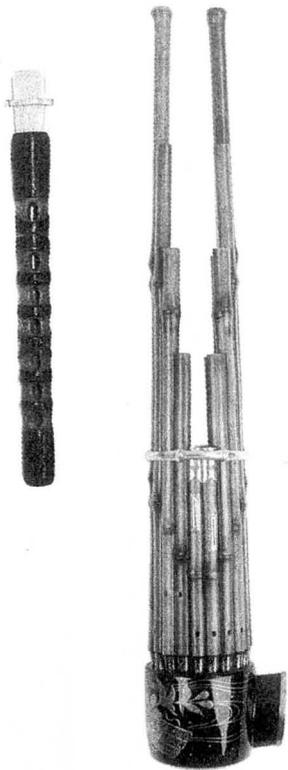


図 90-1 管楽器「箏篋」と「笙」



図 90-2 管楽器「龍笛」

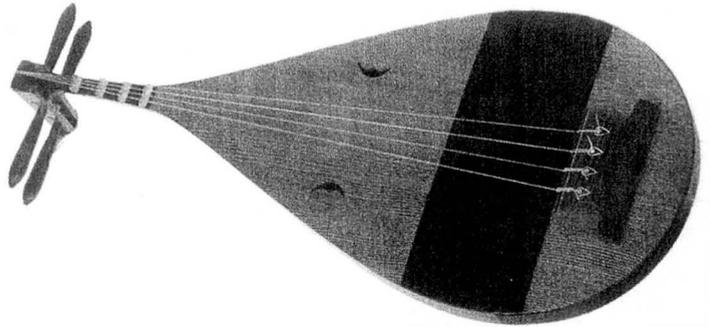


図 90-3 絃楽器「琵琶」

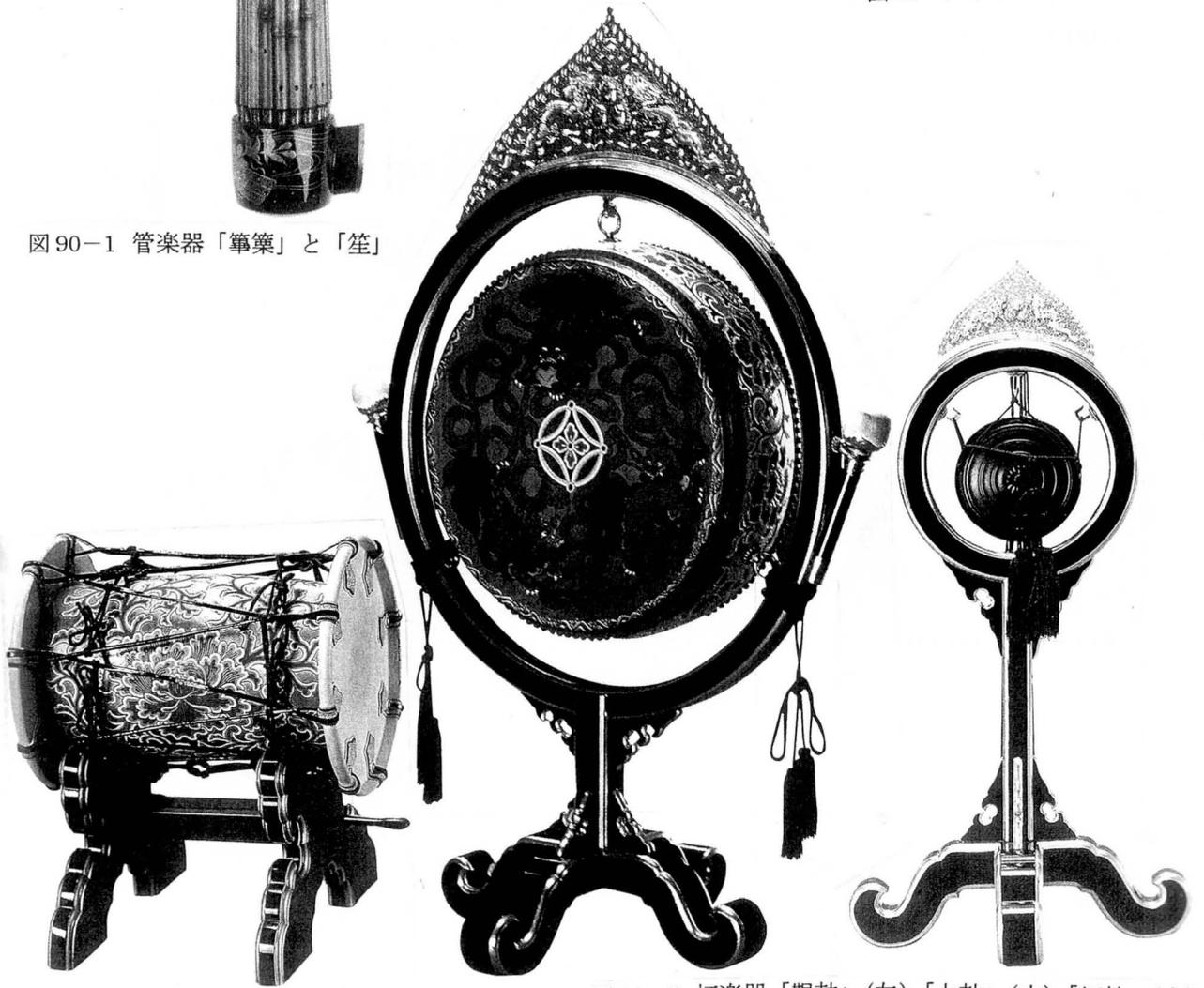


図 90-5 打楽器「鞆鼓」(左)「太鼓」(中)「鈺鼓」(右)

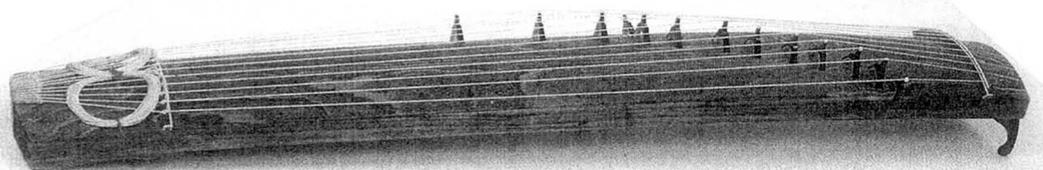


図 90-4 絃楽器「箏」



図 91-1 管絃の遊び「源氏物語絵巻」若紫部分 天理大学天理図書館蔵（鎌倉時代）

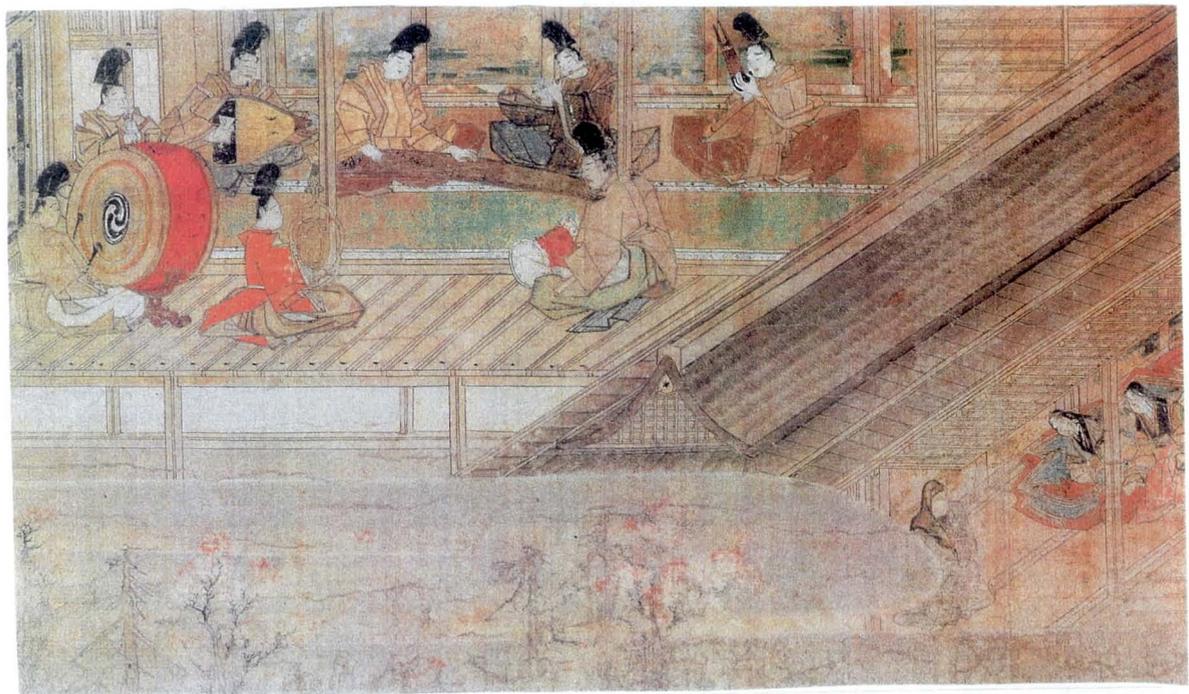


図 91-2 管絃の遊び（室内）「住吉物語絵巻」部分 東京国立博物館蔵（鎌倉時代）



図91-3 管絃の遊び(屋外) 龍頭鶴首の船「紫式部日記絵詞」部分
藤田美術館蔵(鎌倉時代)

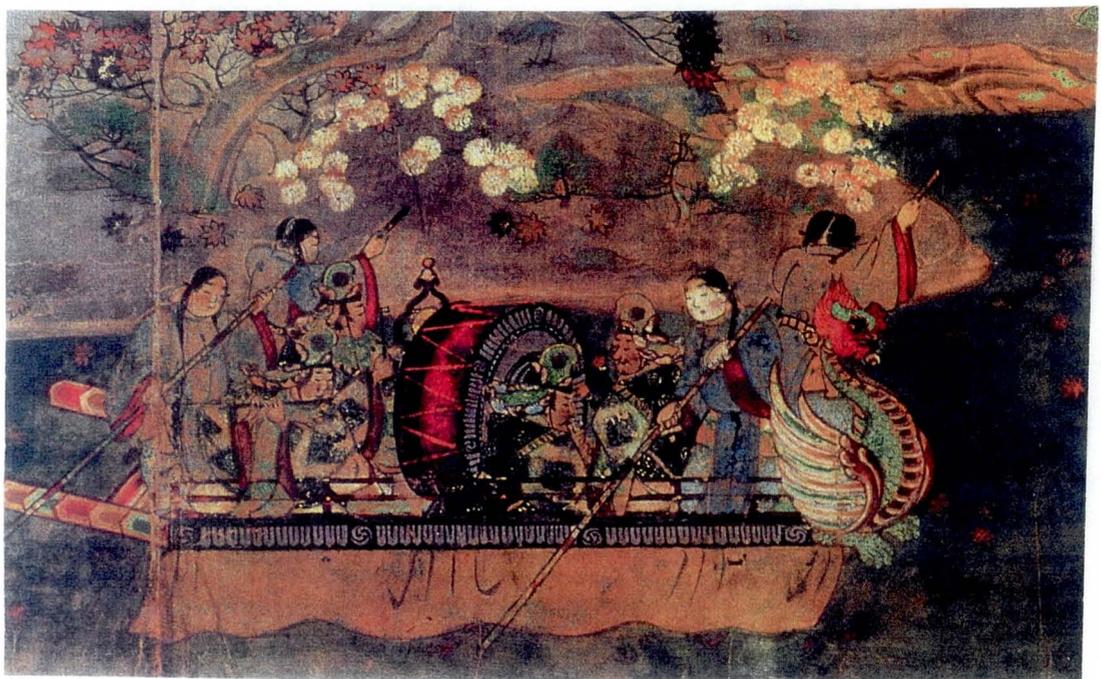


図91-4 管絃の遊び「駒競行幸絵巻」部分 和泉市久保惣記念美術館蔵(鎌倉時代)

開扉
閉扉
神樂トシテ用ユルモノ
玉串奉奠ニ用ユルモノ
道行ニ用ユルモノ

乱撃 笛 太鼓 鉦鼓
合歡鹽
越殿樂 早甘洲
皇座急又八雜德 前者八五祝 亞無等前二
列智 高篳篥 笏拍子

嚴島神社祭典用樂目錄

春 自三月 至五月 雙調
夏 自六月 至八月 黃鐘調
秋 自九月 至十一月 平調
冬 自十二月 至二月 盤涉調

酒胡子
武德樂
海青樂 (土月中八酒胡子) 五越
拾翠樂
三臺鹽急
老若子
千秋樂
越殿樂

図 92-2 「嚴島神社祭典用樂目錄」

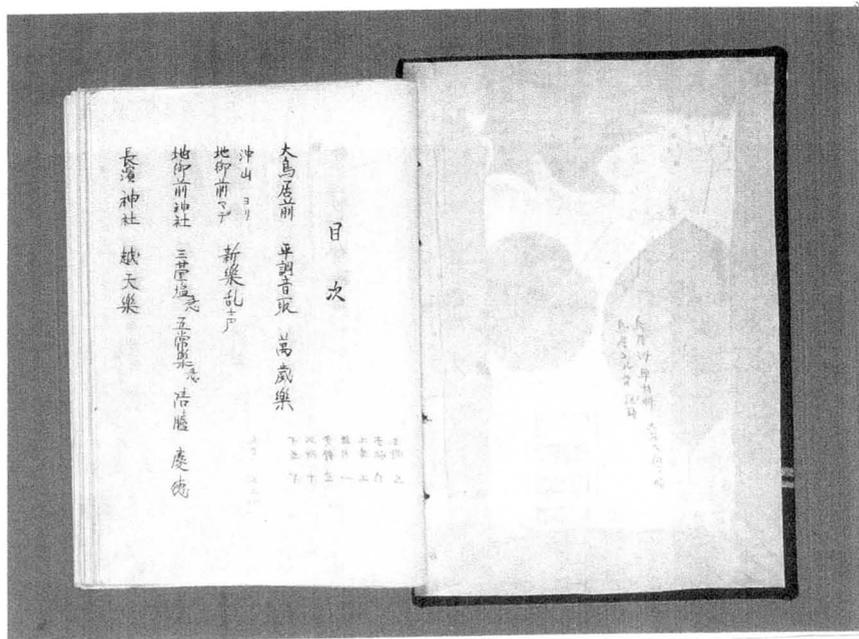


図 92-1 「嚴島神社祭典用樂目次」(管絃祭)

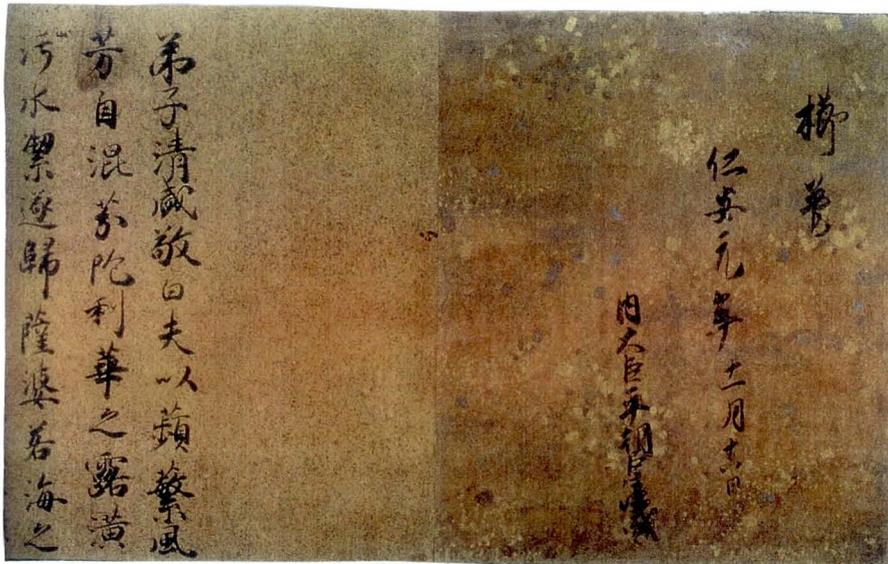


図 93-1 「平家納経」櫛筆文書・願文冒頭



図 93-3 「平家納経」願文 平家納経奉納の発願理由と内容



図 93-2 「平家納経」願文 嚴島信仰の動機 社殿の構え

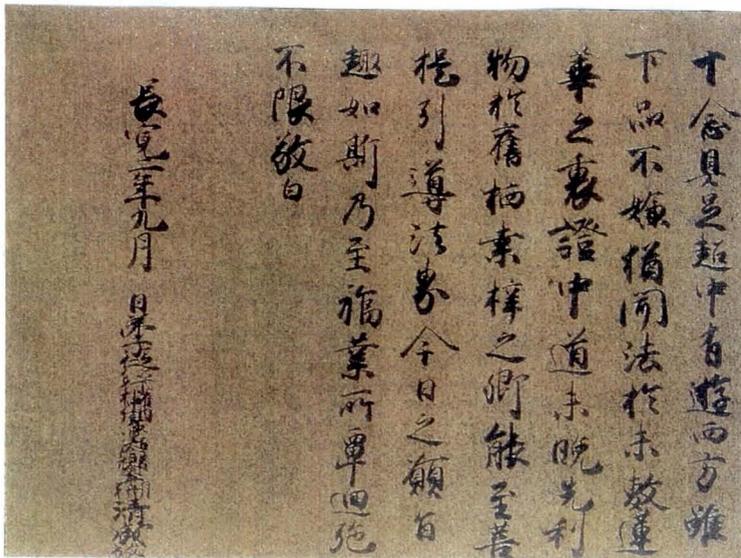


図 93-5 「平家納経」願文 末尾



図 93-4 「平家納経」願文 法華經法会の継承

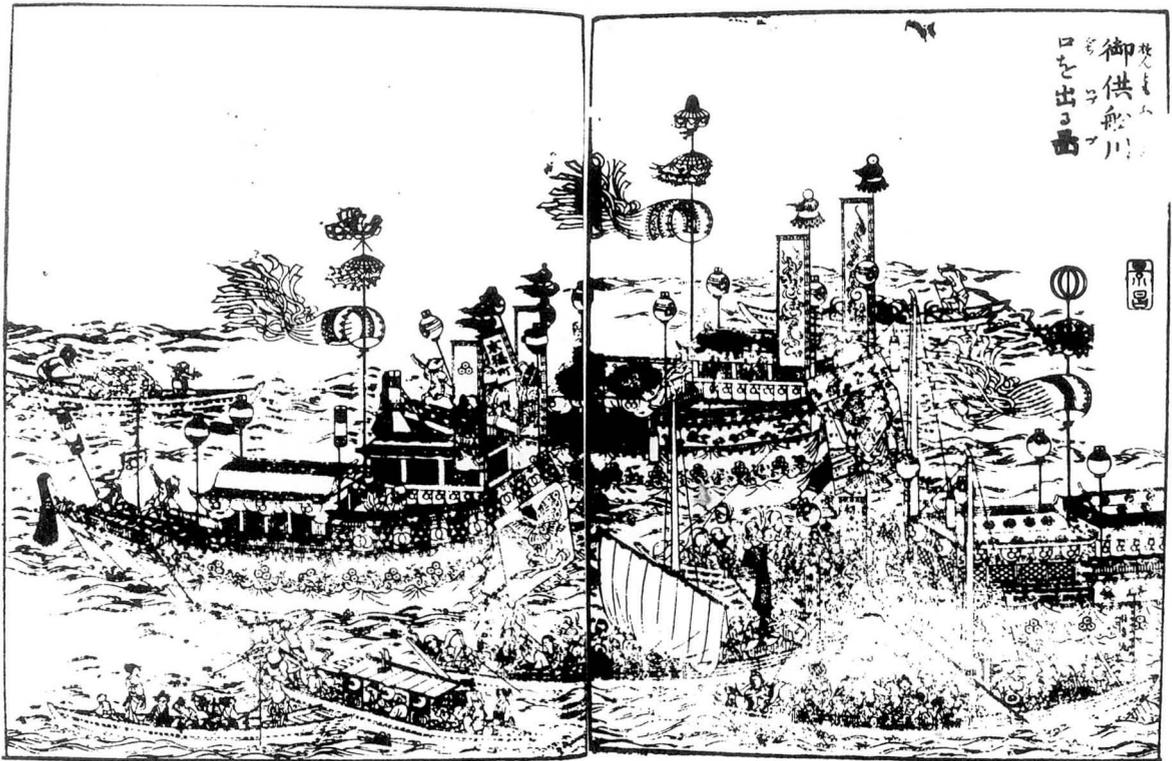


图94「御供船川口を出る図」『芸州巖島図会』卷5



图95「同夜海上光景 其二」『芸州巖島図会』卷5

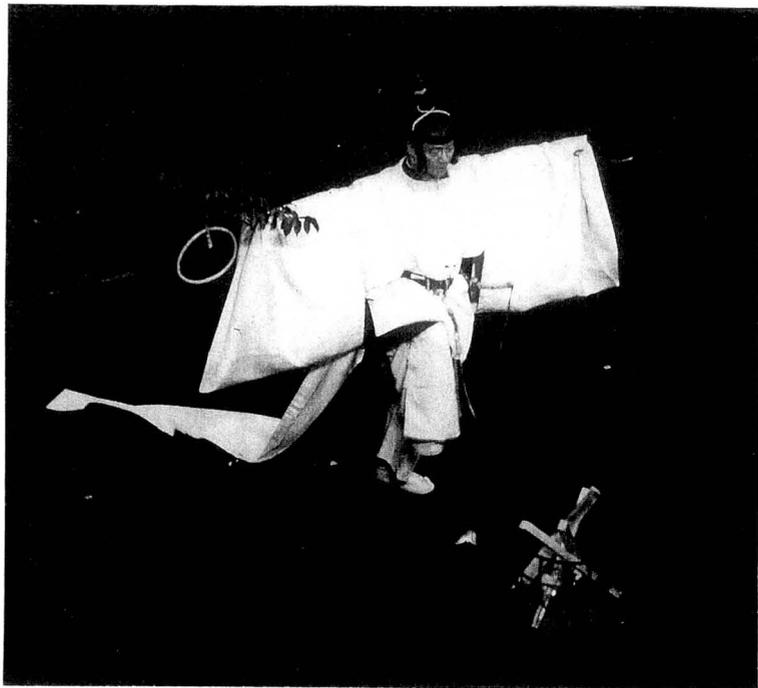


図96 人長の舞



図97 神楽笛（太笛）



図98 神楽男『芸州巖島図会』巻5

一節拍子役ハ想テノ楽ヲ勤ルニ非ス只一社所ノ傳來
 之人長束徒列箱手ノ三四ノ之勤人此世ノ拍子役
 居トスル者ハ他人ノ知ル得スシテ一家一人子ハ傳
 傳アリクニ存旧手頭家ノ神奈滿一子ハ傳トシテ
 在在ハ勿拍子モ一子ハ傳ノ由片書記在
 度此後ハ社中人ト立ル非ス但家ノ古有記ニモ
 一家ハ傳アリテ取ルシタル古有記ノ以テ可達
 各々其後此儀也取ル者向在在ノ者
 此儀也取ル者向在在ノ者

図99 本社笏拍子旧役仮由書



図100 小忌衣を着用した「東遊」舞人の人形 (厳島神社宝物館展示)

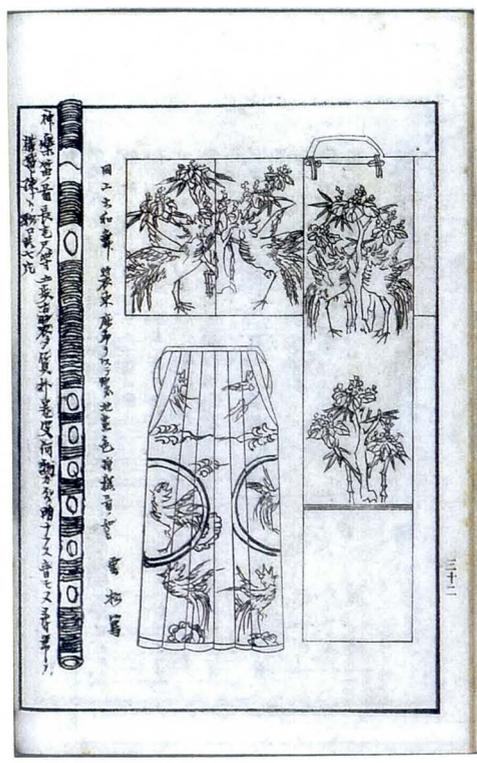


図101 大和舞の装束と神楽笛の図 『厳島名所志る遍』

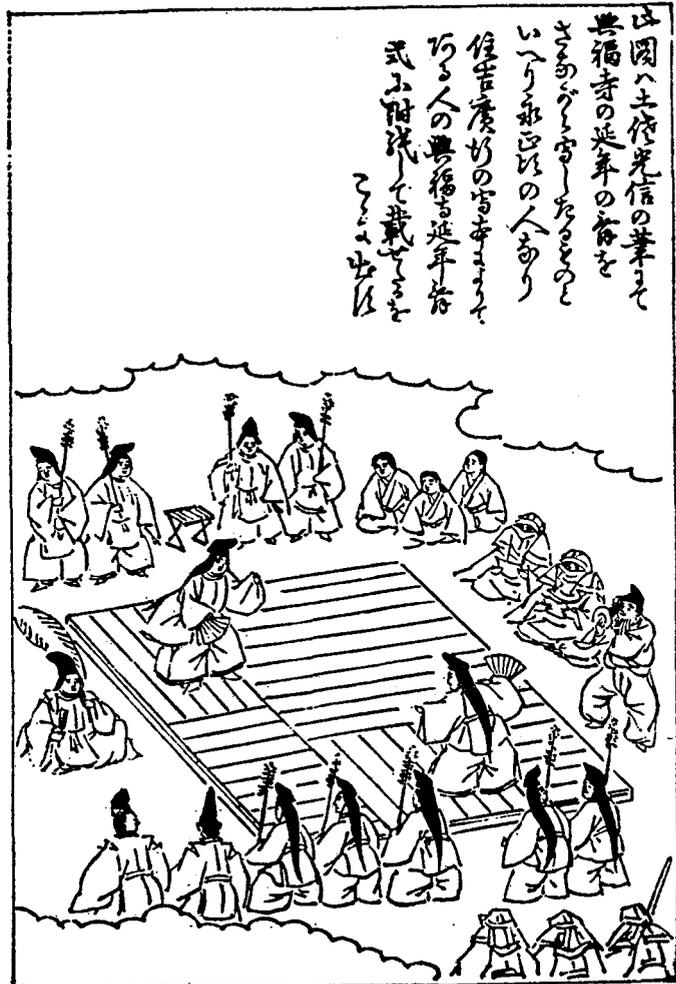


図102 土佐光信筆「興福寺延年」『歌舞音曲略史』

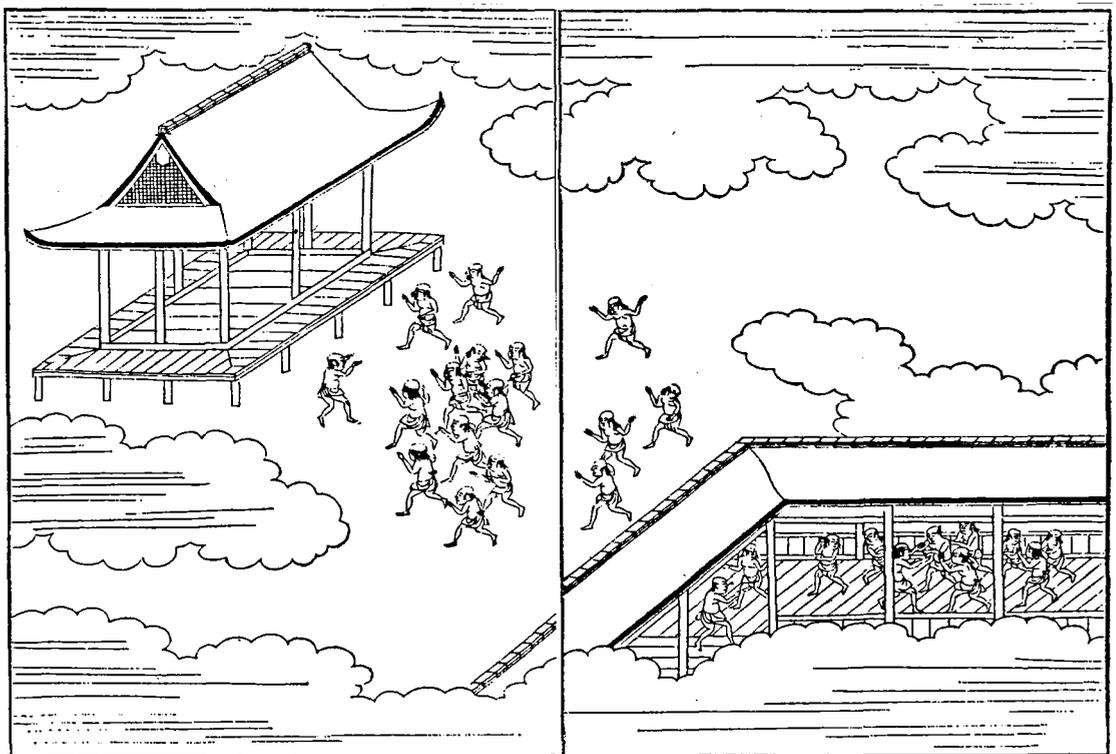


図103 延年祭『巖島道芝記』卷6

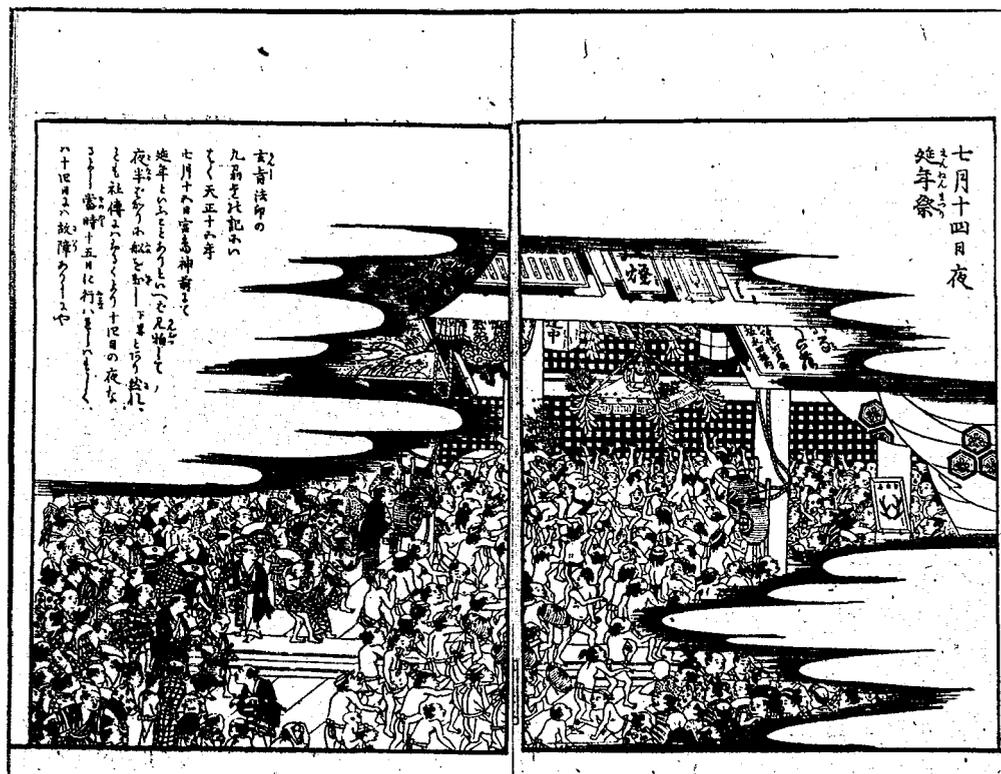


图 104-1 延年祭『芸州巖島図会』卷5

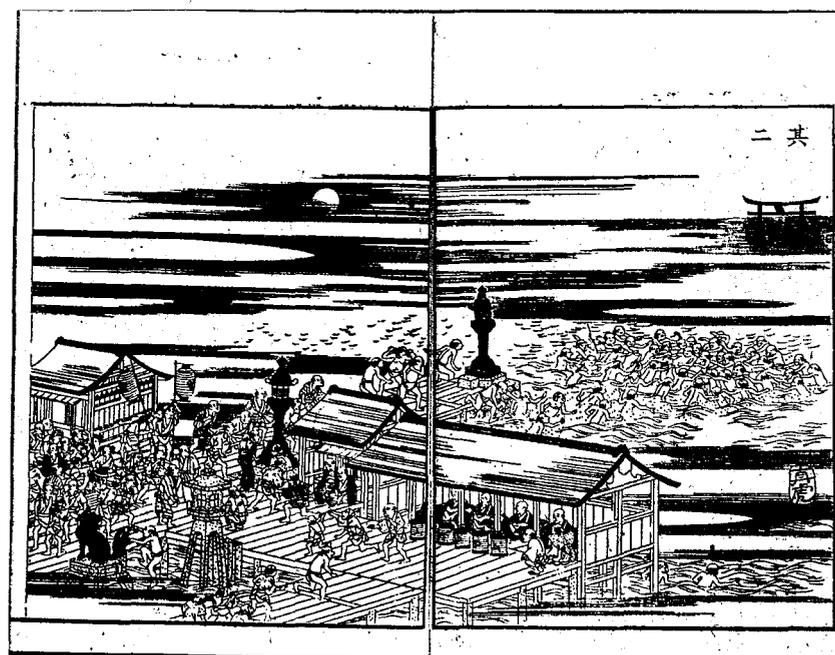


图 104-2 延年祭『芸州巖島図会』卷5

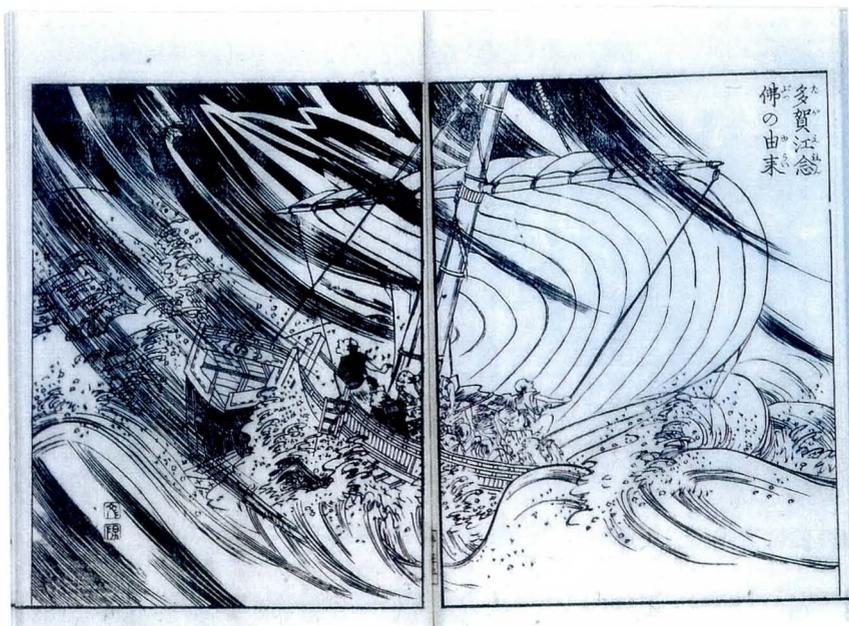


図 105 「多賀江念仏の由来」『芸州巖島図会』巻5



図 107 宮島おどり (平成19年)

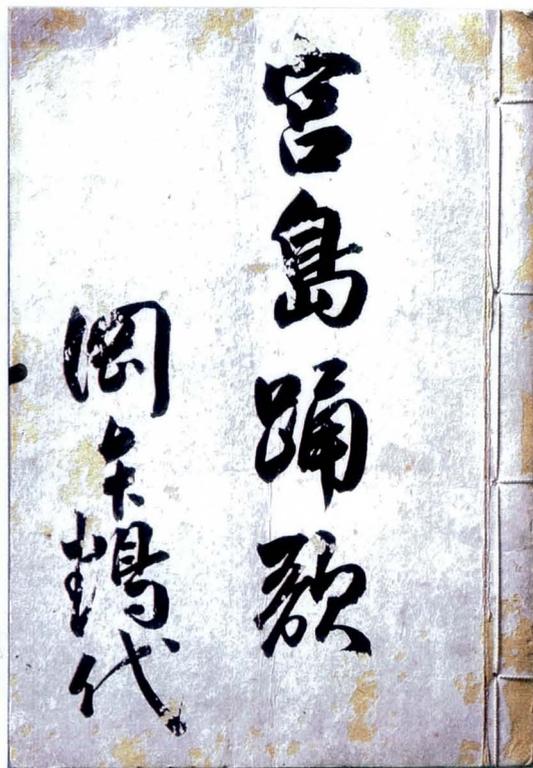


図 106 『宮島踊歌』(宮島歴史民俗資料館蔵)

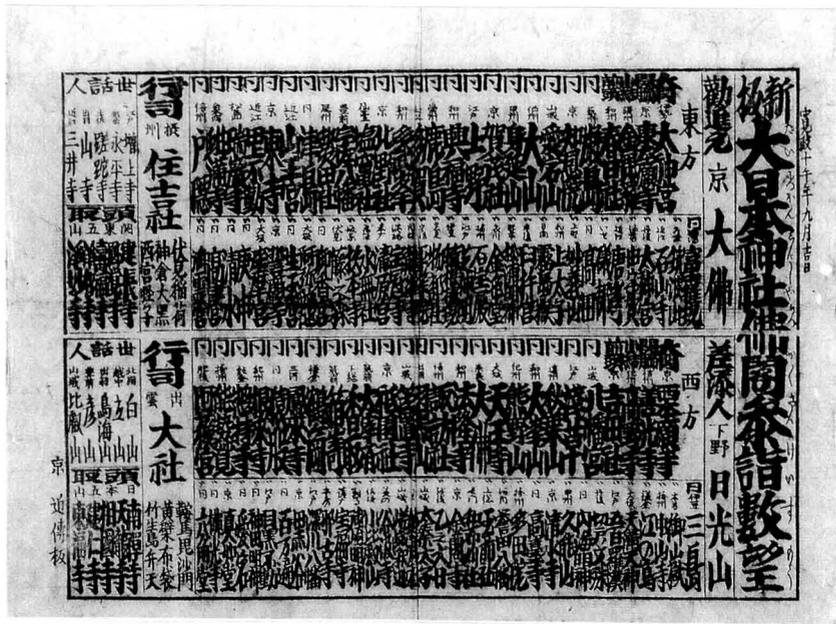


图 108 「大日本神社仏閣参詣数望」(宮島歴史民俗資料館蔵)

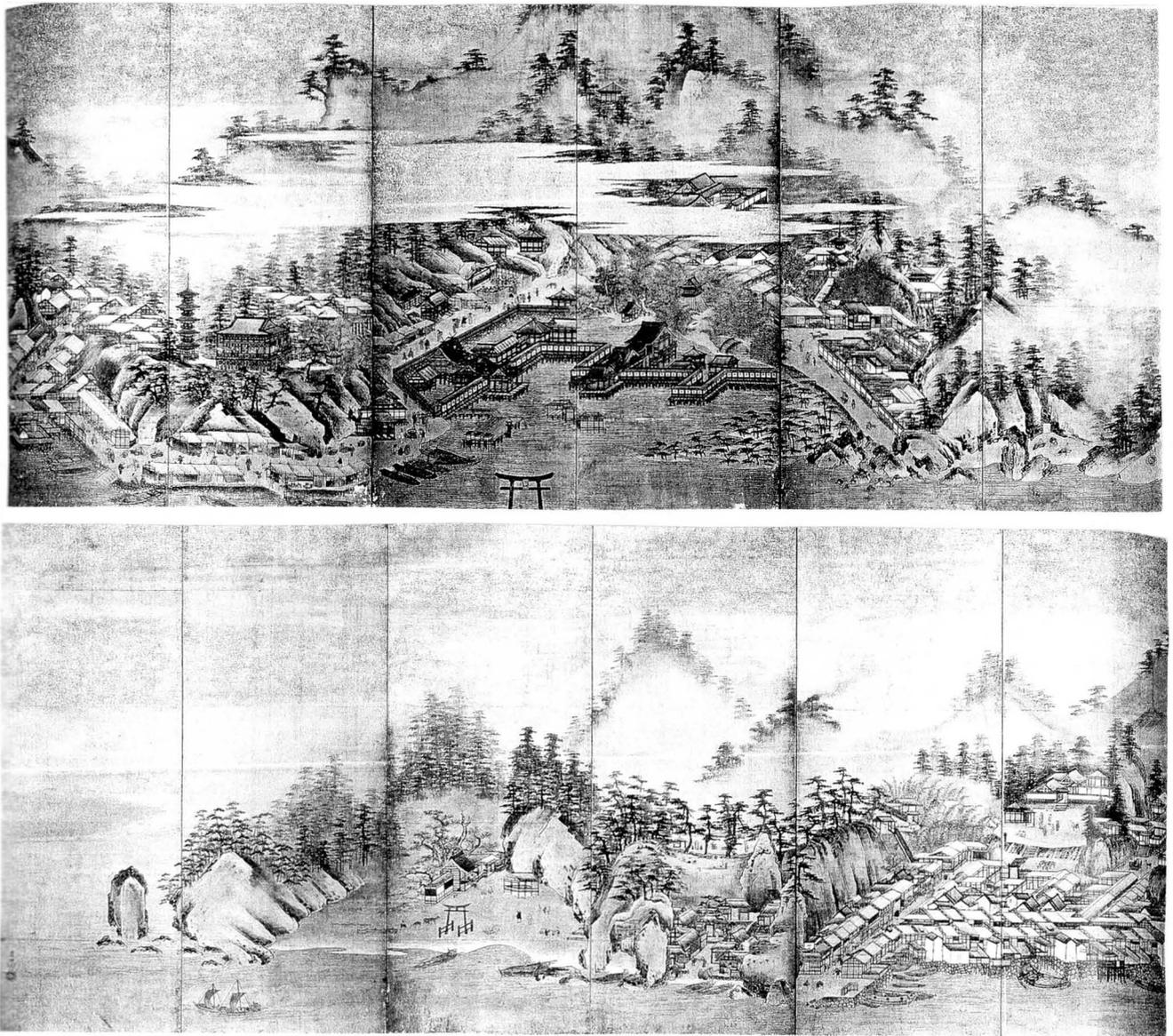


图 109-1 松本山雪筆「厳島風景図」(東京国立博物館蔵)

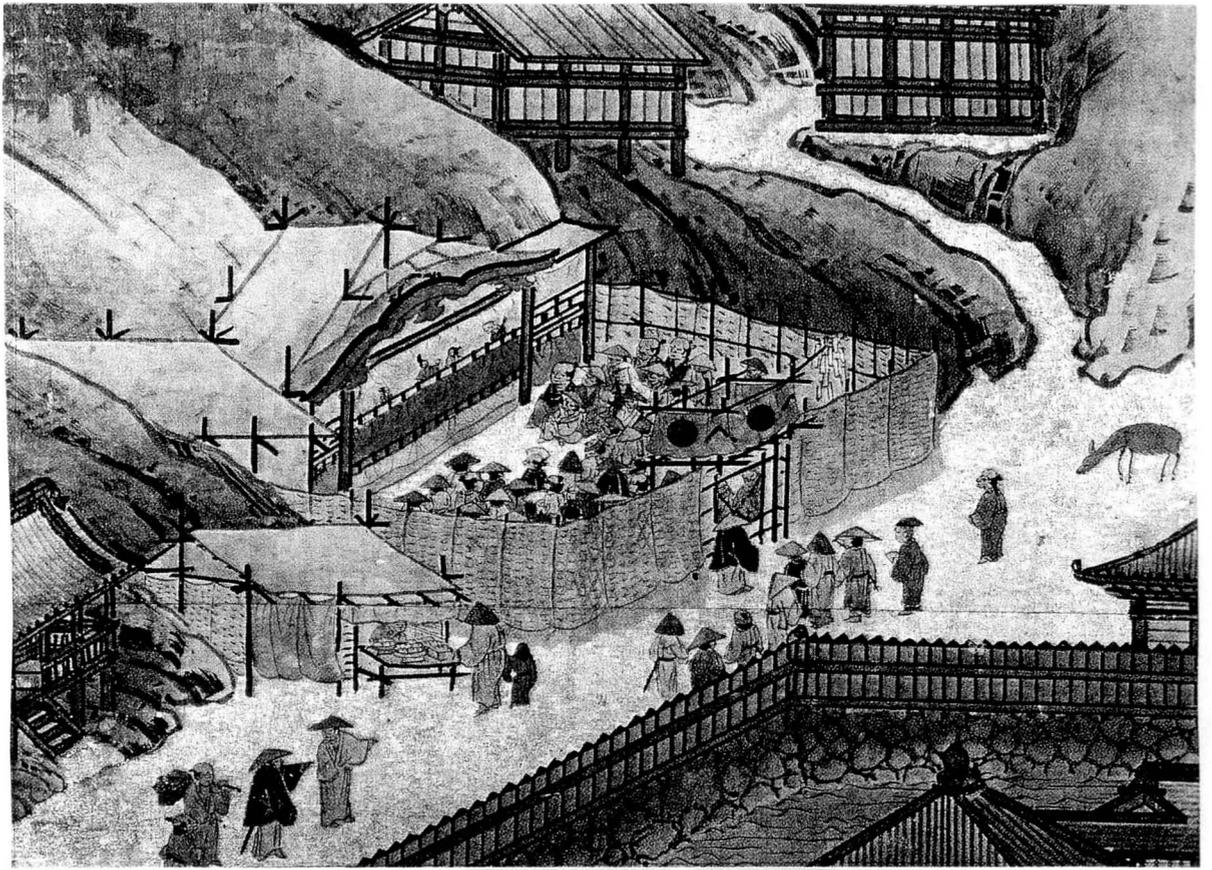


图 109-2 松本山雪筆「巖島風景図」部分（東京国立博物館蔵）

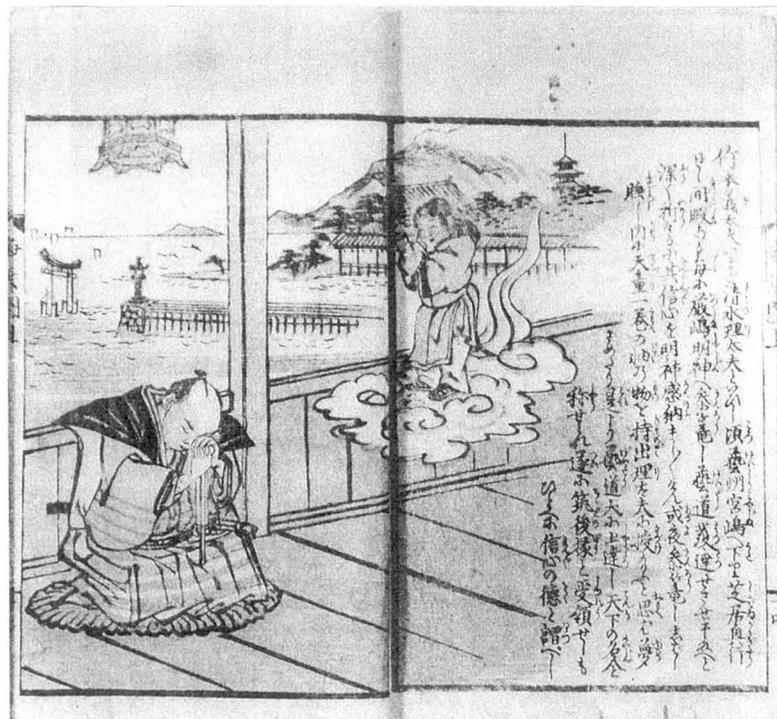


图 110 竹本義太夫 巖島明神祈願の図（浄瑠璃体系図所収）



図 111 宮島花柳界・富くじ界晩終地図 (宮島歴史民俗資料館蔵)



図 112 石碑「大東富くじ場跡」

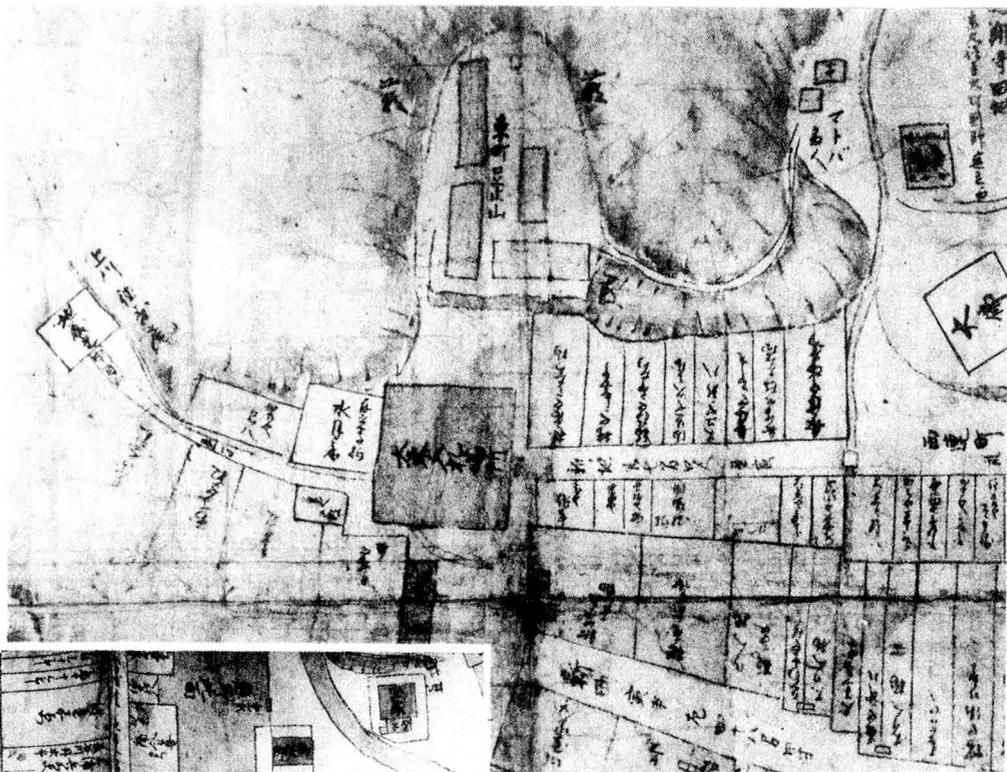


図 117-2 宮島町地図 大東入札所 (新町)
天明3年 (1783) (宮島歌舞年代記所収)

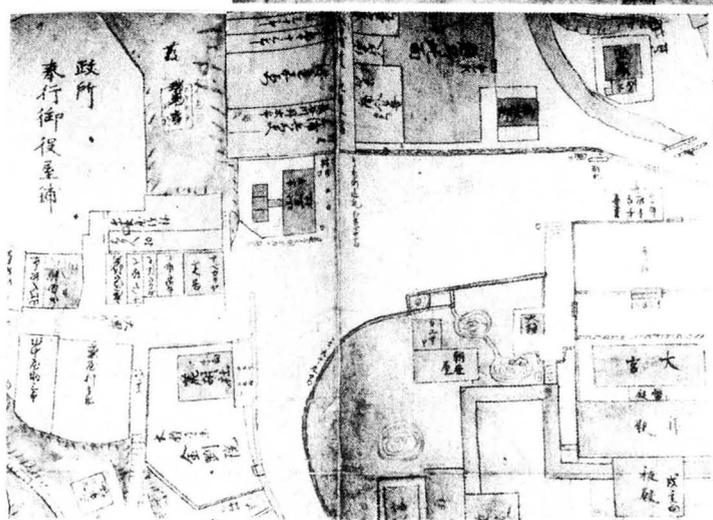


図 117-1 宮島町地図 ナベカリ芝居 (大町)
天明3年 (1783) (宮島歌舞年代記所収)

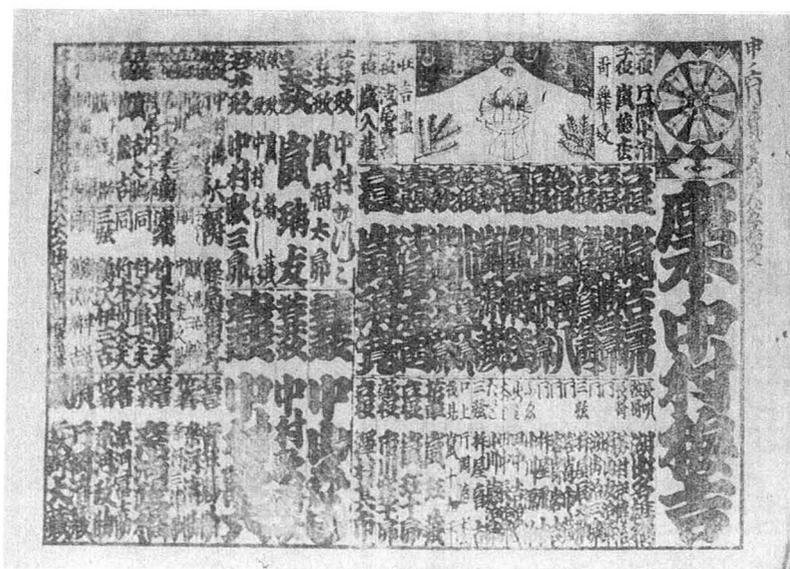


図 115 触込番付 (座本中村梅吉) 天保7年6月



図 116 七代目海老蔵・八代目団十郎奉納扁額
「永代奉常燈明」 天保6年7月 (1835)

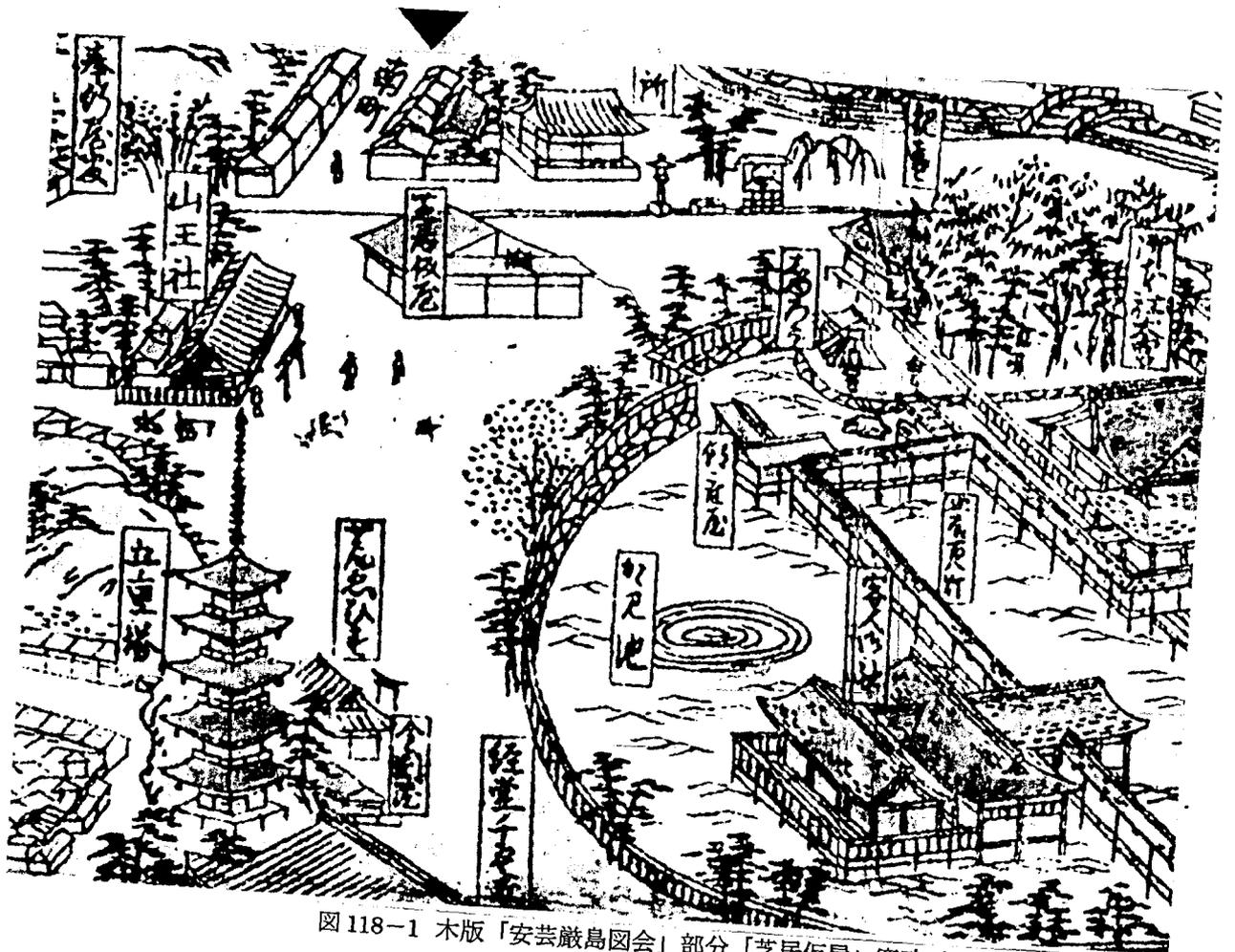


图 118-1 木版「安芸嚴島図会」部分「芝居仮屋」寛政7年（1795）（個人蔵）



图 118-2 木版「安芸嚴島図会」部分「常芝居」寛政7年（1795）（個人蔵）



図 120 口上錦絵 (市川海老蔵一座) 嘉永6年6月 (1853) (宮島歴史民俗資料館蔵)



図 121-1
口上錦絵 (嵐雛助一座)
明治8年7月 (1875)
(広島大学蔵)

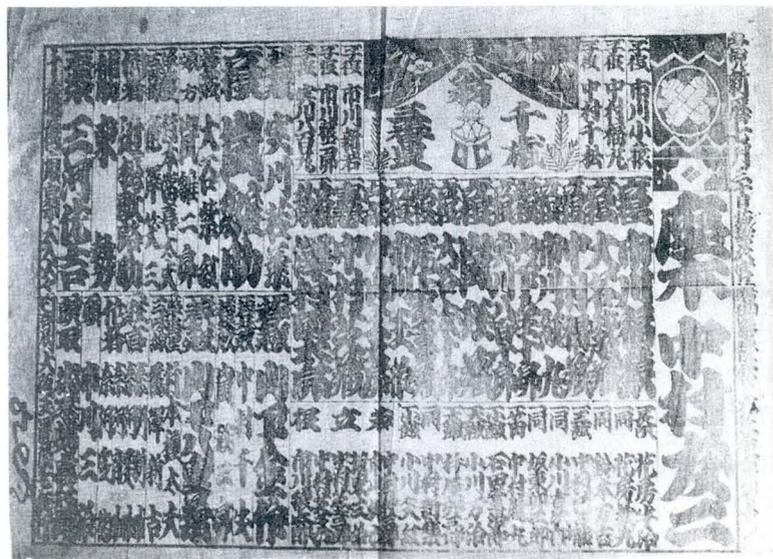


図 121-2 触込番付 (座本中村友二) 明治8年7月 (1875) (林喜親蔵)

図版リストII

	No.	名 称	◎国宝 ○重要文化財 法量(縦×横×高さ) cm	
序章	図1-1	◎巖島神社本社祓殿・平舞台・高舞台(『伊都伎島』巖島神社々務所、平成7年 所収)		
	-2	◎高舞台・左門客神社・右門客神社・大鳥居(『伊都伎島』所収)		
	図2-1	◎客神社本殿(『みやじま』宮島町観光課、平成8年 所収)		
	-2	◎客神社祓殿(『みやじま』宮島町観光課、平成8年 所収)		
	図3	巖島神社平面図(『みやじま』宮島町観光課、平成8年 所収)		
	図4-1	○「土製仮面」縄文時代晩期(青森県亀ヶ岡遺跡出土)幅11.3 東京国立博物館蔵 (『原始の造形』日本美術全集I、講談社、平成6年所収)		
	-2	○「土製仮面」縄文時代晩期(秋田県麻生遺跡出土)幅14.5 東京大学蔵(『原始の造形』所収)		
	-3	○「土製仮面」縄文時代晩期(北海道千歳市ママチ遺跡出土)幅18.4 文化庁蔵(『原始の造形』所収)		
	図5-1	「祈る巫女」古墳時代後期(高崎市観音山古墳出土)高さ48.4 文化庁蔵 (『原始美術』原色日本の美術I、小学館、昭和56年所収)		
	-2	○「踊る人びと」古墳時代後期(埼玉県江南町野原出土)高さ63.9、56.3 東京国立博物館蔵 (『原始美術』所収)		
	-3	○「琴を弾く男」古墳時代後期(前原市朝倉町出土)高さ72.6 相川考古館蔵(群馬県)(『原始美術』所収)		
	-4	「太鼓を打つ男」古墳時代後期(群馬県境町上武士出土)高さ58.5 京都国立博物館蔵 (『埴輪』日本陶磁体系3、平凡社、平成2年所収)		
	図6-1	「安芸州巖島図会」木版・手彩色、寛政7年(1795)個人蔵		
	-2	「安芸州巖島図会」部分		
	第一編 第一章	図7-1	「巖島年中御神事御祭次第」「巖島野坂文書」1939 大永4年(1524)以前 巖島神社蔵 28.0×22.5	
		-2	「外宮年中御神事御祭次第」「巖島野坂文書」1939 大永4年(1524)以前 巖島神社蔵 28.0×22.5	
		図8-1	「巻子本巖島文書」55 永禄6年(1563) 巖島神社蔵 幅35	
		-2	「巖島内宮年中社役神事」「巻子本巖島文書」55 永禄6年(1563) 巖島神社蔵 幅35	
		-3	「巻子本巖島文書」巻末	
		図9-1	『巖島道芝記』巻6 表紙 巖島神社蔵 24.0×16.0	
		-2	「年中行事 臨時礼奠」『巖島道芝記』巻6 元禄15年(1702) 巖島神社蔵 24.0×16.0	
		図10	「祭祀祈禱法楽雑行事」『芸藩通志』巻14 明治40年(1907)(原本 文政8年・1825) 広島市立図書館他蔵 26.3×18.3	
		図11-1	『芸州巖島図会』巻5 天保13年(1842)巖島神社蔵 26.2×18.5	
-2		「祭祀并年中行事禱祀故事」『芸州巖島図会』巻5 天保13年(1842)巖島神社蔵 26.2×18.5		
第二章	図12	「元日御衣献上図」『芸州巖島図会』巻5		
	図13	春日台 24.0×35.5×6.0		
	図14	大元神社		
	図15	百手の儀		
	図16	「御弓始」『芸州巖島図会』巻5		
	図17	甲乙ムの字と的		
	図18	養父崎の御鳥喰式		
第三章	図19	『御鳥廻舟唄』表紙		
	図20	茅の輪くぐり「鳥廻茅輪の図」『芸州巖島図会』巻5		
	図21-1	桃花祭「桃花奉獻」		
	-2	桃花祭「桃花奉獻」		
	図22-1	地御前社『芸州巖島図会』巻4		
	-2	地御前社 其二『芸州巖島図会』巻4		
	図23-1	地御前神社		
	-2	地御前神社 祭礼		
	-3	地御前神社祭 神馬・獅子頭		
	-4	地御前神社祭 神馬		

	<ul style="list-style-type: none"> -5 地御前神社祭 神馬 	
第四章	<ul style="list-style-type: none"> 図 24-1 流鏝馬 -2 流鏝馬の的 -3 「流鏝馬の図」『芸州巖島図会』巻5 図 25 「六月市立の図」『芸州巖島図会』巻2 図 26 松本山雪筆「巖島風景図」六曲屏風一双部分 東京国立博物館蔵 図 27-1 管絃祭 (発輦祭) -2 管絃祭 -3 管絃祭 阿賀町の漕船奉仕者によって運ばれる御鳳輦 -4 管絃祭 御鳳輦 -5 管絃祭 -6 管絃祭 御鳳輦を乗せた管絃船「御座船」 -7 管絃祭 大鳥居前 -8 管絃祭 管絃船 -9 管絃祭 管絃船 -10 管絃祭 地御前神社沖 -11 管絃祭 (阿賀の漕船) -12 管絃祭 (江波の漕船) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 図 28 二潤筆「居管絃祭」紙本彩色一幅部分 明治25年(1892) 巖島神社蔵 図 29-1 里見雲嶺筆「玉取祭」絹本淡彩一幅 明治33年(1900) 巖島神社蔵 -2 玉取祭 -3 玉取祭 -4 玉取祭の宝珠 	
	<ul style="list-style-type: none"> 図 30 延年祭の福神像(大黒像・恵比須像) 	
	第五章	<ul style="list-style-type: none"> 図 31-1 菊花祭「菊花奉献」 -2 菊花祭「菊花奉献」 図 32-1 三翁神社 -2 三翁神社 -3 三翁神社 表標 -4 三翁神社 祭礼(献饌) -5 三翁神社 祭礼
		<ul style="list-style-type: none"> 図 33-1 棚守屋敷跡 -2 棚守屋敷跡 表標
		<ul style="list-style-type: none"> 図 34 「天満宮毎月連歌会乃圖」『芸州巖島図会』巻5
		<ul style="list-style-type: none"> 図 35 天神社
	第二編 第七章	<ul style="list-style-type: none"> 図 36-1 ㊦「平家納経」表装 -2 ㊦「平家納経」法師品第10 図 37-1 〇舞楽面「二の舞尉」承安3年(1173) 寄進 -2 〇舞楽面「二の舞姫」承安3年(1173) 寄進 -3 〇舞楽面「二の舞」『芸州巖島図会』巻6 -4 〇舞楽面「抜頭」承安3年(1173) 寄進 -5 〇舞楽面「抜頭」『芸州巖島図会』巻6 -6 〇舞楽面「納曾利」承安3年(1173) 寄進 -7 〇舞楽面「還城楽」承安3年(1173) 寄進 -8 〇舞楽面「納曾利」「還城楽」『芸州巖島図会』巻6 -9 〇舞楽面「散手」承安3年(1173) 寄進 -10 〇舞楽面「貴徳」承安3年(1173) 寄進 -11 〇舞楽面「散手」「貴徳」『芸州巖島図会』巻6 図 38 〇舞楽面「採桑老」 図 39-1 〇舞楽面「陵王」

- 2 ○舞楽面「採桑老」「陵王」『芸州巖島図会』巻6
- 図40-1 「伊都岐嶋千僧供養日記」巻頭 (『小松茂美著作集』Ⅱ 旺文社、平成8年 所収)
- 2 「伊都岐嶋千僧供養日記」巻末 (『小松茂美著作集』Ⅱ 旺文社、平成8年 所収)
- 図41 ○木製彩色楽器「奚婁と竽」
- 図42-1 蛭絵装束の版木 熊文様 (表) 永徳4年 (1383)
- 2 蛭絵装束の版木 雲文様 (裏) 永徳4年 (1383)
- 図43-1 『房頭覚書』表紙 (30.0×20.5×2.0)
- 2 『房頭覚書』奥書
- 図44-1 房頭調進 高舞台擬宝珠 天文15年 (1546) 6月
- 2 房頭調進 高舞台擬宝珠 天文15年 (1546) 6月
- 図45-1 ○舞楽装束 納曾利袍
- 2 ○舞楽装束 納曾利袍
- 図46-1 本社本殿・幣殿・拝殿・祓殿 平面図 縮尺50分の1 (文化庁蔵)
- 2 本社祓殿 正面 (文化庁蔵)
- 3 本社祓殿 正面
- 4 本社幣殿・拝殿・祓殿 側面図 (文化庁蔵)
- 図47-1 本社祓殿・平舞台・高舞台 平面図 (文化庁蔵)
- 2 高舞台
- 3 高舞台 平面・側面図 (文化庁蔵)
- 図48-1 「一遍上人絵伝」第10巻 巻頭 (『一遍上人絵伝』日本の絵巻20、中央公論社、平成元年、所収)
- 2 「一遍上人絵伝」第10巻 部分 (『一遍上人絵伝』日本の絵巻20、中央公論社、平成元年、所収)
- 図49 「巖島佳景」(貝原益軒『安芸国巖島勝景図并記事』のうち)
- 図50 「社頭の図」『巖島道芝記』巻1
- 図51 「巖島太明神御境内」『中国名所図会』巻3
- 図52 「社殿の図」『芸州巖島図会』巻1
- 図53-1 「巖島神社従旧古伝来之舞楽」所鶴之進調 明治25年 (1892)
- 図53-2 「巖島神社従旧古伝来之舞楽」所鶴之進調 明治25年 (1892)
- 図54 舞楽面「綾切」
- 図55-1 舞楽面「胡徳楽」
- 2 舞楽面「胡徳楽」
- 3 舞楽面「胡徳楽」『芸州巖島図会』巻6
- 図56 舞楽面「蘇莫者」
- 図57-1 神能組の目録 (平成20年)
- 2 神能組の目録 (初日の番組) (平成20年)
- 図58-1 巖島神社御鎮座千四百年祭「奉祝五流能」平成6年10月4日
- 2 奉祝五流能 能番組
- 図59-1 狂言台本伊藤源之丞本 (表紙)
- 2 狂言台本 伊藤源之丞本 (奥付)
- 3 狂言台本 伊藤源之丞本 全17冊
- 図60-1 狂言台本 大蔵虎光本の転写本 (表紙)
- 2 狂言台本 大蔵虎光本の転写本 (奥付)
- 図61-1 ○能舞台
- 2 ○能舞台 側面
- 3 ○能舞台 楽屋
- 4 ○能舞台・橋懸・楽屋 平面図
- 5 ○能舞台 正面・側面図
- 図62 能面「翁」(白式尉) 文明9年 (1477)
- 図63 能面「翁」(白式尉) 天文13年 (1544)
- 図64 能面「黒式尉 (三番叟)」
- 図65 能面「黒髭」
- 図66 能面「延命冠者」

第九章	図 67	能面「神体」
	図 68	能面「不動」
	図 69	狂言面「毘沙門」
	図 70	能面「喝食」
	図 71	能面「小面」
	図 72	能面「曲見」
	図 73	能面「般若」
	図 74	能面「童子(慈童)」
	図 75	能面「増」
	図 76	能面「三光尉」
	図 77-1	○狂言装束「柳樹鷺文繡箔」(後)
		-2 ○狂言装束「柳樹鷺文繡箔」(前)
		-3 ○狂言装束「紅地楓菊桐杜若文繡箔」(後)
		-4 ○狂言装束「紅地楓菊桐杜若文繡箔」(前)
	図 78-1	○能装束「紅地鳳凰桜雪持笹文唐織」
		-2 ○能装束「紅地鳳凰桜雪持笹文唐織」部分
	図 79-1	○能装束「紅浅葱地菊笹大内菱文様段替唐織」
		-2 ○能装束「紅浅葱地菊笹大内菱文様段替唐織」部分
	図 80	能装束「段に向鶴菱文様唐織」
	図 81	能装束「紺地牡丹唐草文様唐織」
	図 82	能装束「石畳菊折枝文様唐織」
	図 83	能装束「石畳藤丸文と格子菊花文様厚板」
	図 84	能装束「段替り鱗に格子と雷文繋ぎ貝文様厚板」
	図 85	能装束「段に扇と団扇文様縫箔」
	図 86	能装束「枝垂桜に舞楽文様唐織」(「宮島御奉行 青木猪助殿 御調」)
	図 87-1	能装束 新調寄進銘「宮島御奉行 青木猪助殿 新御調」
		-2 能装束 新調寄進銘「御奉行 伊藤半右衛門殿 御調」
	図 88	角墨印「棚守」
	図 89-1	能装束「段に秋草文唐織」
		-2 能装束「萌黄地蜀江文様狩衣」(「翁」用狩衣)
		-3 能装束「紫地角繋ぎに牡丹文様法被」
		-4 能装束「雲と輪宝文側次」
		-5 能装束「茶地萩芒文様長絹」(「棚守」印)
		-6 能装束「紅地花熨斗に胡蝶文様舞衣」
		-7 能装束「鶴亀文様直垂」
		-8 能装束「段に大格子と桐唐草文様厚板」
		-9 能装束「紅地菊芒文様縫箔」
		-10 能装束「鱗文様金摺箔」(「文化9戊午 御奉行 伊藤半右衛門殿御調」)
		-11 能装束「腰替り段熨斗目」(「享和3年癸亥歳3月吉日 御奉行 青木猪助殿新御調」)
		-12 鬘帯と腰帯
		-13 狂言装束「雲に芦薊文様素襖」
		-14 狂言装束「松皮菱に芒文様素襖」
		-15 狂言装束「放駒と竹天来文様肩衣」
		-16 狂言装束「枇杷と鱗文様肩衣」
		-17 狂言相続「網に燕文様肩衣」
		-18 狂言装束「矢襖と石垣文様肩衣」
	図 90-1	管楽器「箏篋」と「笙」
		-2 管楽器「龍笛」
	-3 絃楽器「琵琶」	
	-4 絃楽器「箏」	
	-5 打楽器「鞆鼓」(左) 「太鼓」(中) 「鉦鼓」(右)	

第十章	図 91-1	管絃の遊び「涼氏物語絵巻」若紫部分 天理大学天理図書館蔵 (鎌倉時代)
	-2	管絃の遊び (室内)「住吉物語絵巻」部分 東京国立博物館蔵 (鎌倉時代)
	-3	管絃の遊び (屋外) 龍頭鷓首の船「紫式部日記絵詞」部分 藤田美術館蔵 (鎌倉時代)
	-4	管絃の遊び「駒競行事絵巻」部分 和泉市久保惣記念美術館蔵 (鎌倉時代)
	図 92-1	「厳島神社祭典用楽目次」(管絃祭)
	-2	「厳島神社祭典用楽目録」
	図 93-1	「平家納経」櫛筆文書・願文冒頭
	-2	「平家納経」願文 社殿の構え・厳島信仰の動機
	-3	「平家納経」願文 平家納経奉納の発願理由と内容
	-4	「平家納経」願文 法華経法会の継承
	-5	「平家納経」願文 末尾
	図 94	「御供船川口を出る図」『芸州厳島図会』巻5
	図 95	「同夜海上光景 其二」『芸州厳島図会』巻5
	図 96	人長の舞
	図 97	神楽笛 (太笛)
	図 98	神楽男『芸州厳島図会』巻5
	図 99	本社笏拍子旧役仮由書
	図 100	小忌衣を着用した「東遊」舞人の人形 (厳島神社宝物館展示)
	図 101	大和舞の装束と神楽笛の図 (『厳島名所志る遍』所収)
	図 102	土佐光信筆「興福寺延年」(『歌舞音曲略史』所収)
	図 103	延年祭『厳島道芝記』巻6
	図 104-1	延年祭『芸州厳島図会』巻5
-2	延年祭『芸州厳島図会』巻5	
第十一章	図 105	「多賀江念仏の由来」『芸州厳島図会』巻5
	図 106	『宮島踊歌』(宮島歴史民俗資料館蔵)
	図 107	宮島おどり (平成19年)
	図 108	「大日本神社仏閣参詣数望」(宮島歴史民俗資料館蔵)
	図 109-1	松本山雪筆「厳島風景図」(東京国立博物館蔵)
	図 109-2	松本山雪筆「厳島風景図」部分 (東京国立博物館蔵)
	図 110	竹本義太夫 厳島明神祈願の図 (浄瑠璃体系図所収)
	図 111	宮島花柳界・富くじ界晩終地図 (宮島歴史民俗資料館蔵)
	図 112	石碑「大東富くじ場跡」
	図 113	「諸国芝居繁栄数望」文政8年 (1825)
	図 114	「歌舞伎芝居の図」『芸州厳島図会』巻2
	図 115	触込番付 (座本中村梅吉) 天保7年 (1836) 6月
	図 116	七代目海老蔵・八代目団十郎奉納扁額「永代奉常燈明」 天保6年 (1835) 7月
	図 117-1	宮島町地図 ナベカリ芝居 (大町) 天明3年 (1783) (宮島歌舞年代記所収)
	-2	宮島町地図 大東入札所 (新町) 天明3年 (1783) (宮島歌舞年代記所収)
	図 118-1	木版「安芸厳島図会」部分「芝居仮屋」寛政7年 (1795) (個人蔵)
	-2	木版「安芸厳島図会」部分「常芝居」寛政7年 (1795) (個人蔵)
	図 119-1	木版『芸州厳島図会』の芝居小屋 寛政5年 (1793) (宮島歴史民俗資料館蔵)
	-2	木版「厳島社頭之図」の芝居小屋 慶応2年 (1866) (宮島歴史民俗資料館蔵)
	図 120	口上錦絵 (市川海老蔵一座) 嘉永6年 (1853) 6月 (宮島歴史民俗資料館蔵)
図 121-1	口上錦絵 (嵐雛助一座) 明治8年 (1875) 7月 (広島大学蔵)	
-2	触込番付 (座本中村友二) 明治8年 (1875) 7月 (林喜親蔵)	
図 122	宝物陳列場 (「日本三景之一安芸国厳島之図」部分) 明治28年 (1895) (宮島歴史民俗資料館蔵)	

表

- [表 1] 厳島神社関係文献（平安時代～近世・戦前）
- [表 2] 厳島神社国指定建造物・美術工芸品
- [表 3] 厳島の芸能関係年表
- [表 4] 平安～桃山時代 平清盛ほか厳島参詣者年表
- [表 5] 厳島神社の年間の祭礼
- [表 6] 厳島神社の主な年中行事と芸能
- [表 7] 厳島神社の祭礼行事と芸能（抜粋対照表）
- [表 8] 厳島神社の舞楽曲目（出典・執行日）
- [表 9] 厳島神社の舞楽（現行・旧古）曲目内容
- [表 10] 厳島神社所蔵 能・狂言面
- [表 11] 厳島神社所蔵 能・狂言装束

[表1] 厳島神社関係文献(平安時代～近世・戦前)

No.	時代	書名	参詣・刊行年等	内容	編著者等	備考(所蔵先等)
1	平安時代	新出厳島文書(123通)	長元4～元和5年(1031-1619)	文書		
2		御判物帖(二帖70通)	天喜元～天正15年(1053-1587)	文書		(厳島神社蔵)
3		野坂文書	治暦2～慶長7年・慶安元年 (1066-1602・1648)	文書		
4		厳島野坂文書(15巻)	保安3～享和年間(1122-1804)	文書		
5		梁塵秘抄口伝集巻十	承安4年(1174)3月参詣	紀行文		
6		卷子本厳島文書 (11巻・132通)	嘉応3～寛延3年(1171-1750)	文書		
7		高倉院厳島御幸記(1巻)	治承4年(1180)3月参詣	紀行文	源通親	
8		山家集		和歌集	西行	
9		西行法師撰集抄(3巻)	寿永3年(1184)成立	説話・紀行文不詳		
10	鎌倉時代	平家物語(12巻)		物語	(信濃前司行長か)	(語り物)
		長門本平家物語(20巻)		物語		(増補・読み本)
		源平盛衰記(48巻)		物語		
11	室町・桃山時代	厳島社頭和歌(1巻)	正応5年(1292)8月奉納	和歌集	藤原親範ほか(33人)	
12		とはずがたり(5巻)	乾元元年(1302)9月参詣	日記	二条尼	
13		道ゆきぶり(1巻)	応安4年(1371)参詣	紀行文	今川了俊(貞世)	
14		鹿苑院殿厳島詣記(1巻)	元中6年(1389)3月参詣	紀行文	今川了俊	
15		房頭記(1冊) (棚守房頭手記)	天正8年(1580)成立	記録書	棚守房頭	(厳島神社蔵)
16		九州道の記(1巻)	天正15年(1587)3～7月	紀行文	細川幽斎(藤孝)	
17		九州のみちの記(1巻)	文禄元年(1592)	紀行文	木下長嘯子(豊臣勝俊)	
18		九州下向記(1巻)	慶長3年(1598)6月参詣	日記・紀行文	是斎重鑑	
19	江戸時代	いづくしまのゑんぎ(合冊)	元和8年(1622)	由来文	不詳	(写本)(天理図書館蔵)
20		良恕親王厳島参詣記(1冊)	寛永5年(1628)	紀行文	良恕親王	(写本)(京都曼殊院蔵)
21		日本國事跡考(抄)	寛永20年(1643)	地誌	林春奈・林考繁	(板本)(都市中央図書館・加賀文庫)
22		芸備国郡誌(2巻)	寛文3年(1663)	地誌	黒川道祐(玄逸)	(写本)
		芸備国郡誌(1冊)	寛文3年(1663)	地誌	黒川道祐(玄逸)	(写本)(厳島神社蔵)
23		厳島の本地(2巻・合冊)		由来書	不詳	(国会図書館蔵)
24		厳島勝景図并記事(折本一帖)	元禄2年(1689)	案内記	貝原益軒(篤信)	(宮内省蔵)
25		厳島道芝記(8冊)	元禄15年(1702)	案内記	小島常也	
26		厳島通芸記(7冊)	元禄15年(1702)	紀行文	不詳	(阿波蜂須賀家伝来)
27		厳島名所尽并年中行事(1巻)	元禄15～天保13年(1688-1844)	案内記	不詳	(写本)
28		伊都岐島八景(3巻)	正徳5～元文4年(1715-1739)	詩歌集	冷泉中納言為綱	
29		年並草(20巻)	享保7年(1722)参詣	紀行文	僧似雲	
30	安芸国三社記(1冊)	元文元年(1736)	由来書	北隣軒祥磨編	(写本)(京都大学図書館蔵)	

31		巖島大明神御縁起(1冊)	宝暦10年(1760)	由来書	長山助房写	(天理大学附属図書館蔵)
32		巖島神宝図(1巻)	天明3年(1783)	宝物記	伊勢貞丈模写	(写本)
33		西遊雑記(7巻)	天明3年(1783)	記録書	古河古松軒	(近世社会経済叢書第9巻)
34		巖島宮八景図(1帖)		図絵	岳亭一磨画	(都市中央図書館蔵・加賀文庫)
35		中國名所図会	文化年間(1800-1818)	案内・図絵	秋里籬島	(金刀比羅宮図書館蔵)
36		巖島志海路名所附	文化3年(1803)写	案内記	勝島惟恭	(徳島児玉図書館蔵)
37		芸藩通志(159巻)	文政8年(1825)成立	地誌	頼杏坪編	
38		巖島絵馬鑑(5冊)	天保3年(1832)	宝物記	千歳園藤彦編	
39		芸州巖島図会(10冊)	天保13年(1842)	案内・図絵	岡田清・山野峻峯斎(画)	
40		巖島旧記(1冊)	慶応元年(1865)	由緒・宝物記	若宮維烈写	(写本)
41	明治時代	島のかおり(1冊)	明治5年(1872)	地誌・案内記	坂田軍一	(宮島産物営業組合)
42		巖島宮路之枝折(1冊)	明治11年(1878)	案内記	村田良穂編	
43		巖島みやげ(1冊)	明治26年(1893)	案内記	嶋村武助編	(編者発行)
44		巖島道案内記附島勝案内及 広島名勝道筋(1冊)	明治27年(1894)	案内記	有末清次郎	(国会図書館蔵)
45		新撰巖島独案内(1冊)	明治28年(1895)	案内記	平野南洋	(巖島蓮山堂)
46		巖島名所案内記(1冊)	明治29年(1896)	案内記	山本寅吉編	(編者発行)
47		巖島名所志る遍(1冊)	明治30年(1897)	案内記	所信文	(江上順吉発行)
48		官島案内記(1冊)	明治34年(1901)	案内記	山本完蔵	
49		巖島案内記(1冊)	明治36年(1903)	案内記	児玉団平	
50		巖島神社宝物一覧(1冊)	明治36年(1903)	宝物記	巖島神社編	
51		巖島誌(1冊)	明治43年(1910)	史論	重田定一	
52		巖島百選(1冊)	明治44年(1911)	写真集	藤谷寅蔵編	
53		いつくしま国宝(10枚1組)	明治44年(1911)	写真集	藤谷寅蔵編	
54	大正・昭和時代	佐伯郡誌	大正7年(1918)	地誌		
55		巖島記念公園附録共(1冊)	大正11年(1922)	記録集	巖島神社々務所編	
56		広島市史	大正14年(1925)	歴史書	広島市役所	
57		巖島(1冊)	昭和3年(1928)	案内記	巖島図書館編	
58		巖島を中心としての文学(1冊)	昭和5年(1930)	詩歌・文学集	手島益雄	
59		広島県史(1冊)	昭和7年(1932)	歴史書		
60		巖島の戦(1冊)	昭和14年(1939)	歴史・案内記	野坂元定	

[表2] 厳島神社国指定建造物・美術工芸品

1. 建造物

◎国宝 ◎重要文化財

国宝・重要文化財	名称
◎国宝6棟	本社(2棟)本殿(附不明門・玉垣)幣殿・拝殿(附左右内侍橋) 祓殿(附高舞台・平舞台・左右楽房・左右門客神社本殿) 摂社(2棟)客神社本殿(附玉垣)幣殿・拝殿、客神社祓殿 廻廊(2棟)東廻廊、西廻廊
◎重要文化財 11棟 3基	摂社(3棟)大元神社本殿、大国神社本殿、天神社本殿 末社(2棟)荒胡子神社本殿、豊国神社本殿 その他(6棟3基)五重塔、宝蔵、多宝塔、朝座屋、反橋、長橋、 揚水橋、能舞台(附橋掛・能楽屋)、大鳥居

2. 美術工芸品

国宝・重要文化財	部門	名称・時代
◎国宝	絵画 工芸	平家納経 一具(法華経など三十三卷・経箱一具・唐櫃一合)(平安時代) 小桜韋黄返威鎧、兜、大袖付 一領(平安時代) 紺糸威鎧、兜、大袖付 一領(平安時代) 浅黄綾威鎧、兜、大袖付 一領(鎌倉時代) 黒韋威胴丸、兜、大袖付 一領(南北朝時代) 彩繪繪扇 一柄(平安時代) 太刀 銘友成作 一口(平安時代) 古神宝類 一件二十七点(平安時代) 金剛密教法具 一具(金剛盤ほか五口)(鎌倉時代) 梨子地桐文螺鈿腰刀 一口(南北朝時代)
	書跡	紺紙金字(法華経七卷・観普賢経一卷)八卷(平安時代)
◎重要文化財	絵画 彫刻	絹本着色山姥図 長沢芦雪筆 一面(江戸時代) 舞楽面 貴徳・散手・二ノ舞(二)・採桑老・納曾利・抜頭・ 還城楽・陵王 九面(平安・鎌倉時代) 釈迦及諸尊箱仏 一個(唐時代) 木造狛犬 十四軀(平安・鎌倉時代) 木造飾馬 一軀(鎌倉時代)
	工芸	梅唐草蒔絵文台硯箱 一組(室町時代) 紺紙金泥法華経入蓮池蒔絵経函 一個(桃山時代) 藍韋肩赤威甲冑・太刀など武具二十八点(平安・鎌倉・南北朝時代) 舞楽装束(納曾利) 一領(桃山時代) 紅地鳳凰桜雪持笹文唐織 一領(桃山時代) 紅浅葱地菊笹大内菱文様段替唐織 一領(桃山時代) 狂言装束(唐人用) 四領(桃山時代) 紙本墨書扇 一柄(鎌倉時代) 木製彩色楽器 二個(鎌倉時代) 七絃琴 一面(平安時代) 木製銅字扁額 二面(室町時代) 鑄銅釣灯籠 一基(南北朝時代)
	書跡	紙本墨書御判物帖 二帖(平安・鎌倉・室町・桃山時代) 紺紙金字華嚴経など百七卷(平安・鎌倉時代)

[表3] 巖島の芸能関係年表

	時代	巖島芸能事項 (巖島主要歴史事項)	日本芸能事項 (日本史主要事項)
飛鳥時代	538 欽明7		453 新羅王 楽人80人を貢する (仏教公伝)
	593 推古元	(巖島神社の社殿創建と伝う一佐伯景弘解)	554 百濟から楽人渡来
奈良時代			612 百濟の味摩之、伎楽を伝える
			645 (大化改新)
			671 西小安殿で田楽が奏せられる
			675 諸国からよく歌う男女、侏儒・伎人を貢献させる
			701 (大宝律令制定)
平安時代	811 弘仁2	伊都岐島神、名神例兼四時幣に預かる (日本後紀)	701 雅楽寮の制を定める
	859 貞観元	伊都岐島神、従四位下に進む (三代実録)	710 (平城京遷都)
	867 貞観9	伊都岐島神、従四位上に進む (三代実録)	735 入唐廻使・唐人が新羅楽を演じる
	927 延長5	伊都岐島神社、名神大社として記載 (延喜式)	入唐留学生、楽書を伝来
			752 東大寺、大仏開眼式で舞楽・散楽など行われる
			794 (平安京遷都)
			948 楽所が設けられる
			1018 貴族の間で延年が行われる
			1096 田楽、都で大流行する
			1133 この頃より神社の祭礼に田楽・散楽がある
鎌倉時代	1146 久安2	(平清盛 安芸守となる)	
	1164~1167	(平清盛 平家納経を奉納 この頃、海上社殿を造営)	
	1168 仁安3	(神主 佐伯景弘、社殿修造を請う一佐伯景弘解)	
	1173 承安3	◎舞楽面7面 調進	
	1174 承安4	後白河法皇、建春門院とともに参詣、舞楽を見る (梁塵秘抄口伝集) (一切経会はじまる一千僧供養日記)	
	1176 安元2	建禮門院と清盛・平家一門、千僧供養・舞楽奉納 (伊都伎島千僧供養日記)	
	1179 治承3	後白河法皇、清盛宅で巖島巫子の舞を見る (百鍊抄)	
	1180 治承4	高倉上皇御幸 (高倉院巖島御幸記・玉葉・山槐記)	
	1189 文治5	源頼朝、神楽料を奉納 (新出巖島文書22)	1185 (平氏の滅亡)
			1187 後白河法皇、田楽を見る
室町時代	1207 承元元	(神社炎上一巖島野坂文書1862)	1192 (鎌倉幕府を開く)
	1215 建保3	(本社遷宮一巖島野坂文書1862)	
	1221 承久3	(藤原親実 神主となる一卷子本巖島文書83)	
	1223 貞応2	(神社炎上一巖島野坂文書1862)	
	1232 寛喜4	御戸開節会 (将軍家祈祷) はじまる (新出巖島文書111)	1232 教訓抄成る
	1236 嘉禎2	(外宮遷宮一巖島野坂文書1862)	
	1237 嘉禎3	舞楽装束及び楽器の注文 (野坂文書)	
	1241 仁治2	(内宮遷宮一巖島野坂文書1862)	
	1249 建長元	◎舞楽面 (採桑老) 奉納	
	1251 建長3	楽頭佐伯道清愁訴状 (巖島野坂文書1560)	
徳川時代	1278 弘安元	僧一遍社参 (一遍上人略譜)	
	1287 弘安10	僧一遍社参、舞楽を見る (一遍上人絵伝)	
	1292 正応5	藤原親範、巖島明神へ「巖島社頭和歌」33首を奉納。9月の臨時祭で童女内侍、若松内侍など10人が田楽を舞う (新出巖島文書164)	1271 この頃より神社・寺院の祭礼・法会に猿楽が行われる
	1293 正応6	異国降伏祈祷に御神楽奉納 (御判物帖45・46)	

◎重要文化財

	年 号	巖島芸能事項 (巖島主要歴史事項)	日本芸能事項 (日本史主要事項)
室 町 時 代	1336 建武3	足利尊氏、造営料を寄進 (御判物帖54)	1338 (室町幕府を開く)
	1347 貞和3	棚守長久元、左舞師を兼ねる (巖島野坂文書1685、御判物帖58)	能 楽 揺 籃 時 代
	1348 貞和4	足利尊氏、廻廊等造営料を寄進 (御判物帖55)	
	1381 永徳元	大内義弘、当社造営料として安芸志芳庄地頭職を寄進 (御判物帖58)	1349 春日大社で田楽能・猿楽能行われる 1350 祇園会に曲舞が演じられる
	1384 永徳4	舞楽「蘇利古」の蛮絵装束版木作られる	能 楽 時 代
	1389 康応元	足利義満、巖島社参詣 (鹿苑院殿巖島詣記)	
	1433 永享5	(客神社遷宮一新出巖島文書161)	
	1471 文明3	棚守野坂安種、天王寺楽人太秦広喜より舞を伝授 (野坂文書1685)	
	1477 文明9	能面 (白色慰) 寄進	
	1509 永正6	野坂才菊天王寺楽人と大奉昌歳から陵王・抜頭などの舞を伝授される	
	1524 大永4	(大内義興、桜尾城を落とす一房頭覚書)	
	1525 大永5	大内義興、社家三方舞楽料を寄進	
	1541 天文10	大内義隆、桜尾城を落とし、神主家を滅ぼす (巖島野坂文書1899) また端午神事料を寄進 (房頭覚書) し、社家内侍供僧舞楽役者を扶助する (巖島野坂文書118~123、125・126)	
	1542 天文11	大内義隆、祭礼・法華・観音・仁王三講を再興 (卷子本巖島文書55)	
	1546 天文15	大内義隆、舞楽装束を寄進 (巖島野坂文書136)	
	1555 弘治元	棚守房頭、高舞台の擬宝珠を造る (銘)	1505 京都で盆踊りが盛行、幕府禁止
	1555 弘治元	(毛利元就、陶晴賢を破る。巖島合戦一房頭覚書)	人 形 浄 瑠 璃 歌 舞 時 代
	1566 永禄9	天神社建立 (棟札)	
	1568 永禄11	(毛利元就、中国地方統一)	
1568 永禄11	観世太夫宗節一行来島、仮の能舞台を海中に建て演能する (房頭覚書)		
1571 元亀2	本社遷宮 (兼右卿記)		
1580 天正8	「棚守房頭覚書」成る		
1587 天正15	豊臣秀吉九州出陣途中に参詣、千畳閣建立を命ず (大願寺文書225)		
1589 天正17	「三十六首和歌」奉納 (芸藩通志巻27)		
1589 天正17	◎舞楽「納曾利」童舞装束奉寄進		
1600 慶長5	毛利輝元、秀就等四人四座舞楽を寄付 (巖島野坂文書1258) (福島正則、広島城主となる)		
桃 山 時 代	1603 京都でお国歌舞伎踊がある (徳川幕府を開く)		
	1607 江戸でお国歌舞伎踊がある		
	1608 京都四条河原で女歌舞伎隆盛		
	1615 (豊臣氏滅亡)		
	1629 女歌舞伎禁止		
	1652 若衆歌舞伎禁止		
	1653 歌舞伎再開許可		
	1662 竹田近江、からくり芝居創始		
	1684 竹本義太夫、人形浄瑠璃劇場 竹本座創設		
	1703 人形浄瑠璃劇場 豊竹座創設		
江 戸 時 代	1724 豊竹・竹本座焼失		
	1736 元文元	(御手洗川河口に松原を築く)	
	1771 明和8	◎高舞台 再興 (棟札写)	
	1778 安永7	◎能舞台 葺替 (棟札写)	
	1825 文政8	「芸藩通志」成る	
	1826 文政9	官島奉行伊藤半右衛門、能装束寄進 (墨書銘)	
	1827 文政10	◎能舞台 修復 (棟札写)	
	1842 天保13	「芸州巖島図会」開板	
	明 治 時 代	1871 明治4	(巖島神社国幣中社に列せられる)
		1872 明治5	太陰暦廃止、祭日を改定
1868 (明治維新)			

[表4] 平安～桃山時代 平清盛ほか巖島参詣者年表（・印清盛参詣一覧）

年号	参詣者	典拠	備考	
平安時代	永暦元(1160)	・8月 平清盛(1118～81)	「山槐記」	8月 参議に昇任
	長寛2(1164)	・ 平清盛	「平家納経願文」	平家納経奉納
	仁安2(1167)	・2月 平清盛	「山槐記」「顕広王記」	2月 太政大臣に昇任
		・9月 平清盛	「顕広王記」	
	承安4(1174)	・3月 後白河法皇・建春門院	「梁塵秘抄口傳集」	舞楽を見る
		平清盛	「玉葉」「顕広王記」	後白河法皇・建春門院に同伴
	治承元(1177)	・10月 平清盛	「巖島文書御判物帖」	6月 鹿谷事件 10月 千僧供養・舞楽奉納
		・10月 平清盛・建礼門院	浅野忠允旧蔵「巖島文書」 「伊都伎島千僧供養日記」	
	治承3(1179)	・1月 平清盛	「山槐記」	前年11月中宮徳子、皇子 (安徳天皇)出産
		・6月 平清盛	「山槐記」	
	治承4(1180)	・3月 高倉上皇・建礼門院・清盛	「高倉院巖島御幸記」「玉葉」	6月 福原に遷都 9月 源頼朝挙兵
		・8月 平清盛	「玉葉」「山槐記」	
		9月 高倉上倉・建礼門院	「高倉院巖島御幸記」「玉葉」	
・10月 平清盛		「玉葉」「百練抄」		
(不詳)	9月 藤原公重(1118～1178)	「風雅和歌集」	(3月 平家滅亡)	
治承～文治頃	西行(1118～90)	「山家集」「撰集抄」		
文治元(1185)				
鎌倉時代	(不詳)	無住一円(1228～1312)	「沙石集」	妓女舞を見る 9月13日 法会见物 (鎌倉幕府滅亡)
	弘安元(1278)	一遍(1239～89)	「一遍上人略譜」	
	弘安10(1287)	一遍(1239～89)	「一遍上人絵伝」(一遍聖絵)	
	乾元元(1302)	9月 二条尼(1258～?)	「とはずがたり」	
	元弘3(1333)			

室町時代	建武 3(1336)	9月 足利尊氏(1305-58)	「大平記」	造営料寄進
	正平 21(1366)	筑前博多衆	釣灯笼銘	釣灯笼寄進
	応安 4(1371)	9月 今川了俊(1326~1414頃)	「道ゆきぶり」	(本名 貞世)
	康應元(1389)	3月 足利義満(1358-1408)	「鹿苑院殿巖島詣記」	3月11日 参詣
	文安 4(1447)	4月 僧伯寿	「臥雲日件録」	
	永正 12(1515)	3月 堺商人	「巖島絵馬鑑」	絵馬元信筆「三十六歌仙図」奉納
	大永 5(1525)	1月 大内義興・義隆	「房頭覚書」	
	天文 10(1541)	大内義隆(1507-51)	「一宮結夏記」「房頭覚書」18	房頭、大内氏の御師となる
	天文 12(1542)	吉田(卜部)兼右	「房頭覚書」18「義隆記」	月次神事を棚守房頭へ伝授
	天文 21(1552)	堺商人綾井定友	「巖島絵馬鑑」	絵馬「橋弁慶牛若丸図」奉納
	永禄 6(1563)頃	1月 聖護院道増	「巖島野坂文書」384	連歌興行
			「房頭覚書」31	
	永禄 11年(1568)	2月 観世大夫宗節一座	「房頭覚書」36	法楽能九番演能
	同年	7月 幸若大夫長広	「房頭覚書」36	翌年正月まで滞在
	永禄 12年(1569)	幸若八郎次郎	「房頭覚書」36	
	同年	毛利元就(1497-1571)	「房頭覚書」30	
	元亀 2年(1571)	12月 吉田卜部(卜部)兼右	「房頭覚書」38	社家に神事伝授
	元亀 3年(1572)	4月 寅菊大夫一座	「新出巖島文書」165	法楽能十三番演能
	(不詳)	天王寺楽人	「房頭覚書」53	薦ノ坊・園式部・東儀因幡守再々下向
	天正元(1573)		(室町幕府滅亡)	
桃山時代	天正 15(1587)	3月 豊臣秀吉(1536-98)	「御判物帖」	
	同年	7月 細川幽斎(1534-1610)	「九州道の記」	(本名 藤孝、玄旨法印)
	天正 20(1592)	2月 木下長嘯子(1569-1849)	「九州のみちの記」	(本名 勝俊)
	文禄元(1592)	4月 豊臣秀吉	「豊臣秀吉巖島下向記」	
	慶長 3(1598)	6月 石田三成	「是斎重鑑覚書」	
	慶長 13(1608)	福島正則(1561-1624)	「福島正則参詣記」	

[表5] 巖島神社の年間の祭礼

No.	月日	本社・摂社客神社	その他の摂末社
1	1月 元日	歳旦祭 (中祭式) (午前5時)	
2	2日	二日祭 (午前9時)	
3	3日	元始祭 (中祭式) (午前9時)	
4	5日	地久祭 (午前5時半)	
5	17日	月次祭 (午前10時)	
6	20日		大元神社 <small>もてさい</small> 百手祭 (午前11時)
7	2月 1日	<small>がったんさい</small> 月旦祭 (午前10時)	
8			滝宮神社祭 (午前中)
9			御山神社祭 (午前中)
10	11日	紀元祭 (中祭式) (午前10時)	
11	17日	月次祭 (午前10時)	
12	25日		天神社祭 (午前10時)
13	3月 1日	月旦祭 (午前10時)	
14	上旬		七浦神社祭 (午前中)
15	17日	祈年祭(春祭)(大祭式) (午前10時)	
16	20日		清盛神社祭 (午前11時)
17	春分の日	春分祭 (午前10時)	
18		祖霊社祭 (午後5時)	
19	4月 1日	月旦祭 (午前10時)	
20	15日	桃花祭 (午後5時)	
21	17日	月次祭 (午前10時)	
22	5月 1日	月旦祭 (午前10時)	
23	旧暦5月5日		地御前神社祭 (午後2時)
24	14日	講社大祭 (準中祭式) (午後1時)	
25	17日	月次祭 (午前10時)	
26	18日	推古天皇祭遥拝式 (午前9時)	
27	23日		北之神社祭 (午前中)
28	6月 1日	月旦祭 (午前10時)	
29	旧暦6月5日	市立祭 (午前9時)	
30	旧暦6月17日	管絃祭 (午後4時)	
31	17日	例祭 (大祭式) (午前10時)	
32	7月 1日	月旦祭 (午前10時)	
33	17日	月次祭 (午前10時)	
34	旧暦7月18日	玉取祭 (8月中旬の土・日)	
35	8月 1日	月旦祭 (午前10時)	
36	旧暦8月1日		四宮神社祭 (午前中)
37	旧暦8月15日		幸神社祭(道祖神社祭) (午前中)
38	17日	月次祭 (午前10時)	

No.	月日	本社・摂社客神社	その他の摂末社
39	9月 1日	月旦祭 (午前10時)	七浦神社祭 (午前中) 豊国神社祭 (午前10時)
40	上旬		
41	17日	月次祭 (午前10時)	
42	18日		
43	秋分の日	秋分祭 (午前9時)	
44		秋季祖霊社祭 (午後5時)	
45	10月 1日	月旦祭 (午前10時)	三翁神社祭 (午前10時)
46	15日	氏神祭 (中祭式) (午前9時)	
47		菊花祭 (午後5時)	
48	17日	神嘗奉祝祭 (大祭式) (午前9時)	
49	23日		
50	11月 1日	月旦祭 (午前10時)	今伊勢神社祭 (午前中) 金刀比羅神社祭 (午前中) 荒胡子神社祭 (午前中) 長浜神社祭 (午前中)
51			
52	3日	明治祭 (中祭式) (午前9時)	
53	10日		
54	17日	月次祭 (午前10時)	
55	20日		
56			
57	23日	新嘗祭 (大祭式) (午前10時)	
58	12月 1日	月旦祭 (午前10時)	大国神社祭 (午前10時)
59	初子日		
60	初申日	御鎮座祭 (大祭式) (午前10時)	
61	17日	月次祭 (午前10時)	
62	23日	天長祭 (中祭式) (午前9時)	
63	31日	除夜祭 (午後4時)	

大祭式・中祭式以外は、小祭式で行われる

平成十九年(2007)現在

[表6] 巖島神社の主な年中行事と芸能

	月日		時刻	
1	1月 1日	神衣献上式 歳旦祭	0:00 5:00	毎年特別に謹製する御神衣を本社と客神社に献上する式 中祭式。祭典後、[舞楽] 振鉾がある
2	2日	二日祭	9:00 11:00 13:00	祭典 「御松囃神能」がある [舞楽] 萬歳楽・延喜楽がある
3	3日	元始祭	9:00 13:00	中祭式 [舞楽] 太平楽・狛鉾・胡徳楽・蘭陵王・納曾利があり、長慶子で終わる
4	5日	地久祭	5:30	祭典後、[舞楽] 振鉾・甘州・林歌・抜頭・還城楽・長慶子がある。抜頭は「日の出の舞」という
5	7日	昭和天皇祭遥拝式	9:00	昭和天皇の御陵に向かって遥拝する
6	20日	大元神社百手祭	11:00	摂社大元神社で行なう鬼射の神事
7	2月 11日	紀元祭	9:00	中祭式
8	3月 上旬	七浦神社祭		宮島七浦七恵比須神社の祭礼。御島巡式が行われ、養父崎神社沖で「御島喰式」がある
9	17日	祈年祭	10:00	大祭式
10	春分の日	春分祭	9:00	小祭式
11		清盛神社祭	11:30	末社清盛神社の祭典。祭典後、巖島神社にて[舞楽]が一曲舞われる
12		祖霊社祭	17:00	小祭式
13	4月 3日	神武天皇祭遥拝式		神武天皇の御陵に向かって遥拝する
14	15日	桃花祭	17:00	[舞楽] 振鉾・萬歳楽・延喜楽・桃李花(奏楽中紅白桃花を神前に献上)・一曲・蘇利古・散手・貴徳・陵王・納曾利があり、長慶子で終わる
15	16-18日	桃花祭神能	9:00	[神能] 初日と二日には式能「翁」付きの五番立の演能がある
16	29日	昭和祭	9:00	中祭式
17	5月 14日	講社大祭	13:00	巖島神社講社員のための大祭。全国から講社員が参列する
18	15日	講社島巡式		巖島神社講社員のため御島巡式が行われる
19	16日	推古天皇祭遥拝式	9:00	式典後、[舞楽] 振鉾・萬歳楽・延喜楽・陵王・納曾利があり、長慶子で終わる
20	旧暦 5月 5日	地御前神社祭	14:00	摂社地御前神社の祭典。祭典後、[舞楽] 陵王・納曾利があり、流鏝馬が行われる
21	6月 17日	例祭	10:00	大祭式
22	旧暦 6月 5日	市立祭	9:00	祭典後、[舞楽] 振鉾・萬歳楽・延喜楽・陵王・納曾利がある
23	旧暦 6月 11日	御洲掘	8:00	大竹・廿日市・広島沿海各地より出役、大鳥居から内の管絃船通御の洲を掘る
24	旧暦 6月 17日	管絃祭	16:00	海上の船渡御、各所で船中 管絃を奏する
25	7・8月	玉取祭		海中で直径五寸の桶の宝珠を争奪する(日曜日の正午前後の満潮時)
26	9月 上旬	七浦神社祭		宮島七浦七恵比須神社の祭礼。御島巡式が行われ、養父崎神社沖で「御島喰式」がある
27	秋分の日	秋分祭	9:00	小祭式。午後5時に末社祖霊社の大祭が行われる
28	10月 15日	氏神祭	9:30	中祭式
29		菊花祭	17:00	祭典後、[舞楽] 振鉾・萬歳楽・延喜楽・賀殿(奏楽中菊花を神前に献上)・一曲・蘇利古・散手・貴徳・陵王・納曾利があり、長慶子で終わる
30		神嘗奉祝祭	9:00	中祭式
31	23日	三翁神社祭	10:00	摂社三翁神社の祭典。[舞楽] 振鉾・萬歳楽・延喜楽がある(但し曲目は変更することがある)
32	11月 3日	明治祭	9:00	中祭式
33	23日	新嘗祭	10:00	大祭式
34	12月 9日	御鎮座祭	10:00	大祭式。推古天皇御即位元年の11月初申の日
35	23日	天長祭	9:00	中祭式。祭典後、[舞楽] 振鉾・萬歳楽・延喜楽・陵王・納曾利がある
36	31日	除夜祭 鎮火祭	16:00 18:00	小祭式 小祭式。御笠浜にて大小の松明を持ち廻る火難除けの祭

毎月1日は月旦祭、17日は月次祭。

平成二十年(2008)現在(前年の祭礼より回数、時刻に変更がある)

[表7] 巖島神社の祭礼行事と芸能(抜粋) 対照表

月日	「巖島内宮外宮神事年中行事」 『巖島野坂文書』(1939号) 大永4年(1524)以前	「巖島内外宮社役神事次第」 『卷子本巖島文書』(55号) 永禄6年(1563)	「年中行事 臨時礼奠」 『巖島道芝記』(巻六) 元禄15年(1702)開板	「祭祀祈禱法楽雜行事」 『芸藩通志』(巻十四) 文政8年(1825)	「祭礼并年中行事禱祠故事」 『芸州巖島函会』(巻五) 天保13年(1842)開板	現行芸能 平成18年(2006)
1月1日	正月一日 御おんそ参 両宮(内宮外宮)御供 内宮 左右振鉾 外宮(地御前神社) 東遊舞	正月一日 延舞左右 外宮 東遊	正月元旦 御衣寅の上刻におんぞ奉る 卯刻御供 外宮の棚守御供奉る 東遊を奏す 午刻 大宮客人御前 御供奉る 社家 内侍 舞楽 の役人等出仕 同 大元太明神に上卿并5人 の神楽男出仕	正月元旦 御衣献上 月次御供【午時(正午)】舞楽 振舞	元日 御衣献上 外宮(地御前神社)巖島より諸官渡海して祭事をつとむ。榊舞・東遊・求子の曲を奏す	御神献上式(午前零時) 歳旦祭(午前5時) 祭典後 舞楽 振鉾
2日	二日 両宮御供 舞楽 万歳楽・地久楽	二日 御供 舞楽 万歳楽・地久	大宮において御供の後、役人出仕 舞楽 万歳楽・延喜楽	月次御供【午時(正午)】舞楽 萬歳楽・延喜楽	二日巳刻両宮御供 大宮 萬歳楽・延喜楽等の舞楽	二日祭(午前9時) 午前11時 御松囃神能 午後1時 舞楽 萬歳楽・延喜楽
3日	三日 両宮御供 御神楽はしめ 大本 神楽歌うたい物 舞楽 大平楽・狛鉾・陵王・納曾利・胡徳楽	三日 御供 舞楽 大平楽・コトク(胡徳)楽・龍(陵)王・納曾利	神楽初 大元の神前にて上卿・五人の神楽男かぐらを奏す。此後、両社御前にて奏す 大宮御前にて役人出仕 舞楽 大平楽・狗鉾・胡徳楽・陵王・納蘇利	月次御供【午時(正午)】舞楽 太平楽・狗鉾・胡徳・陵王・納曾利 神楽始 宝祿開	三日神楽始 大元の神前にて上卿・神楽男、神楽を奏す 其後、両宮御前にても奏す 同日両宮御供 太平楽・狗鉾・胡徳楽・陵王・納蘇利等の舞楽	元始祭(午前9時) 午後1時 舞楽 太平楽・狛鉾・胡徳楽・陵王・納曾利・長慶子(奏楽)
5日	五日 集会乱序 神楽・天下御祈禱 舞楽 振鉾・甘州・林歌・抜頭・還城楽・長慶子楽	五日 天下御祈禱 延舞 舞楽 甘州・林歌・抜頭・納曾利・長慶子	禁裡御祈禱 大宮賓人宮両社御神楽 舞楽 振鉾・甘州・林歌・抜頭・還城楽・長慶子	(寅刻・4時)「禁裏御祈禱」(天下御祈禱) 神楽男、神楽を奏す。舞楽 振鉾・甘州・抜頭・還城楽	五日禁裡御祈禱 両宮にて神楽及び供僧の勤行あり。また振鉾・甘州・林歌・抜頭・還城楽・長慶子等の舞楽あり	地久祭(午前5時) 祭典後 舞楽 振鉾・甘州・林歌・抜頭・還城楽・長慶子(奏楽)
6日	六日 外宮神明寺御祭 乙女子舞	六日 神明寺 舞・楽				
7日	七日 両宮御供 大本社 七種の神楽		七種神楽 大元 社家役人神楽を奏す	月次御供 鬼射	七日大元社七種神楽	
9日	九日 當社連歌初 座主興行		連歌初 座主 興行			
15日	十五日 外宮御供			みすおろし 御簾下 嘉例御祈禱 神楽 湯立		
16日	十六日 内宮御供			月次御供		
17日	十七日 本社 管絃經			管絃經 大宮殿前で伶官終日楽を奏す。 甘州・五常楽・皇 鑿・太平楽・鶏徳	十七日管絃講 大宮の前に於いて供僧は終日法華經を誦読し、伶人は楽を奏す。甘州・五常楽・皇 鑿・太平楽・鶏徳楽なり	月次祭
20日	廿日 大本御祭(百手祭)		廿日 百手射 大元神社		廿日 百手射 大社にて上卿これをつとむ	大元神社 百手祭
25日	廿五日 月次連歌		連歌 天神宮 月次毎月かくのごとし	法楽連歌(天神祠) 毎月行う	廿五日連歌会 天満宮にて行う。毎月同じ。	(2月25日の天神社祭へ移動)
2月	初申御祭御供 神楽・催馬楽 客人社 舞楽 地久楽・万歳楽 本社 舞楽 甘州・林歌 酉日 今社(山王社) 御祭 乙女子舞	初申 御供 韓神神楽・国舞 酉日 今社(山王社) 舞・楽	鎮座祭(はつさるのまつりとも山口開祭とも云ふ) 二月初申の夜半、両社御前御供奉る。韓神あり。客人御前において奉幣代・祝師、榊の舞を奏す。国府の社人、にんぢやうの舞を勤む。又榊葉を誦ふ。大宮御前において榊の舞にんぢやう榊葉亦同じ	仁王会(大宮) 仁王經をよむ 初申日 初申祭 夜半両宮に神供を献す。内侍・伶官楽を奏す。韓神の曲、和琴・太笛あり。 榊舞をなし、人長舞をなし、榊葉・明子などをいふ歌曲をうたふ。 伶人萬歳楽・延喜楽・甘州・林歌の舞あり	初申日御祭 客人宮の御前にて 奉幣代 祝師二人榊舞をなし、国府の祠官人長の舞をなす。また榊葉 明子の歌曲をうたふ。其他萬歳楽・延喜楽・甘州・林歌等の舞あり。(俗にこの日を山口開といふ) 國祭 未の日夜半 両宮へ御供を奉る。韓神の歌曲・和琴・太笛あり	(12月初申日の御鎮座祭へ統合) (10月23日の三翁社祭へ移動)
3月3日	両社外宮御供			佳節御供		
12日				みすかかげ 御簾 褰		
14日				4・15日 しかく 肆楽(楽を習ハす)	十四日試楽 此日翌十五日祭の楽を試む	
15日	十五日 暁に試楽 舞楽 振鉾 鳥向楽 夕座 舞楽 新曾利胡・一曲・桃花を供え十天樂を奏す 舞楽 万歳楽・地久楽・散手・貴徳・陵王・納曾利・長慶子楽	大法会 延舞 舞楽 納曾利子 夕座 舞楽 万歳楽・地久・散手・貴徳・龍(陵)王・納曾利・長慶子	大宮御祭 酉の刻社家中大宮へ出仕、振鉾あり、後衆僧迎として楽あり。舞方楽方左右の楽屋に着座、舞楽 新曾利胡・一曲 此時供花として桃花を御階の上に奉る。 舞楽 十天樂・万歳楽・延喜楽・散手・貴徳楽・陵王・納蘇利・長慶子	大宮祭 舞楽 振鉾 鳥向楽・蘇利古の楽あり。桃花を献す。十天樂・蘇利古・桃花献・萬歳楽・延喜楽・散手・貴徳・陵王・納曾利の舞楽あり	十五日夜 大宮祭 大宮にて振鉾をまひ後衆僧を迎ふ。鳥向楽・蘇利古の楽あり。桃花を御階の下に奉る。また十天樂・萬歳楽・延喜楽・散手・貴徳楽・陵王・納曾利の舞楽あり	(4月15日の桃花祭へ移動)

16日	十六日 御供樂		御能 十六日十七日を初日後日とし御能を勤む、巖島御役者少々其外社家神人町人立寄り勤む、舞台海の中にあり棧敷樂屋海上に皆板を張渡し見物の諸人夥し	16~18日 法樂神能	十六日 法樂神能 此日より十八日と三日の間御能舞台に於て最樂あり	3月20日清盛神社祭 舞樂一曲
25日	廿五日 月次連歌興行					
4月8日	八日 本地堂 管絃經		法華 観音堂 本尊開張供僧出仕楽人着座管絃	管絃經 (本地観音堂)	八日法華会 法花誦読 伶人奏樂	4月15日 桃花祭 (午後5時) 祭典後 舞樂 振鉦・萬歳樂・延喜樂・桃李花 (奏樂) 一曲・蘇利古・散手・貞徳・陵王・納曾利・長慶子 (奏樂)
15日						4月16・17・18日 桃花祭御神事能
16日						
25日	廿五日 月次連歌興行					
5月3日	外宮御祭 東遊舞 陵王・納曾利・陵王・長慶子樂 獅子舞	外宮御祭 東遊 龍(陵)王・納曾利	外宮御祭 祝師上卿神の舞を奏す。楽人にんぢやうの舞あり。舞樂 陵王・納蘇利 東遊上卿あり		外宮御祭 祝師、上卿神舞を奏す。又人長の舞、東遊等あり 舞樂 陵王・納蘇利	
4日			寅の刻同所 樂・獅子舞 酉の刻亦樂		寅上刻 御旅所 奏樂、獅子舞 酉の刻 奏樂	
5日	五日 内宮御供		寅の刻樂あり、還御の後鑄流馬あり。未の中刻御供奉る。樂あり	佳節御供 菖蒲を献す	寅刻 樂あり。還御の後鑄流馬あり。未刻御供を奉り舞樂を奏す三日のごとし	旧5月5日 摂社地御前神社祭 (午後1時) 祭典後 舞樂2曲と流鑄馬
18日						5月18日 推古天皇祭遥拜式 (午前9時) 祭典後 舞樂 振鉦・萬歳樂・延喜樂・陵王・納曾利・長慶子 (奏樂)
25日	廿五日 月次連歌興行					
6月5日						
6日	六日社家衆棚守所へ寄合 管絃					
9日	九日社家衆棚守所へ寄合 管絃			8~12日 最勝講		旧6月5日 市立祭 (午前9時) 祭典後 舞樂 振鉦・萬歳樂・延喜樂・陵王・納曾利・長慶子 (奏樂)
14日	棚守所へ寄合管絃 蕪合香樂・皇常樂・五常樂					
17日	十七夜 船管絃 青海波・蕪合香樂・千秋樂・越殿樂・甘州・皇馨・五常樂・扶南・太平樂・鶏徳	船管絃	船管絃 大宮大鳥居にて管絃はじまり、それより外宮に押しわたり、鳥居の内へ御船に入る。酉の刻より管絃はじまる	船管絃	十七日 夜船管絃	旧6月17日 管絃祭
25日	廿五日 月次連歌興行					
7月1日	七月一日 内宮御供 東遊舞・乙女子舞		外宮御供 両社 御前御供 東遊 乙女子を奏す	月次御供 東遊の演舞		
7日	七日 内宮御供 乙女子舞			佳節御供 榊葉、求子の舞 神宝晒 三棟拝殿 神宝を曝す	七日 両宮御供 榊葉、求子の舞	
14日	十四日夜延年祭 青海波		延年 六人猿樂といふあり。僧六人梨打えぼしを着て玉手纏太刀をはき諷ふて舞ふ。又児の舞あり。祓殿組入にて樂あり 延年舞 供僧の内わかき僧一人梨打えぼしに素絹練袴太刀をはき、扇をもち御殿にむかふてまふ。笏でやうしをとりて是をはやす。諷ものあり。同音の節ことから衆人耳目をよろこばす。是を延年のうつりの舞と云へるなり	延年祭 延年の舞	十四日夜 延年祭 六人猿樂といふことあり。僧六人梨打烏帽子を着て玉手纏太刀を帯き、諷ひ舞うて祓殿組入の内にいる。伶人青海波を奏す。同夜 延年舞 供僧の内少気僧一人黒衣を着し、素き帯をしめ、頭は袈裟を似てつゝみ、御殿に向て舞ふ。また一人笏拍子を取つて朗詠をうたふ。これを延年舞といふ	(8月中旬の玉取祭へ移動)
25日	廿五日月次連歌興行					

10月16日				初酉日 彼岸講 (両宮・本地堂)	十六日十七日両夜多賀江念佛 東町の浜にてこれを行ふ	十七・十八日宮島おどり
10月25日	廿五日月次連歌興行					
11月3日	三日 外宮御祭 御供 東遊舞 陵王・納曾利 獅子舞	外宮御祭 舞御旅所 東遊 龍(陵)王・納曾利	外宮御祭 三日より九日まで大宮棚守樂方その 外社籠朝暮に樂あり。 外宮還幸 儀式端午 重陽おなし。玉殿遷座の後 舞樂あり。東遊、舞樂 陵王・納蘇利・長慶子			
7日		外宮御祭 七日御供せうふ舞 龍(陵)王・納曾利 東遊				
9日				佳節御供		
12日	十二日集禮の御供 和琴・太笛・東遊 舞樂 振鉦・抜頭・納曾利	集禮 御供 東遊 舞樂 抜頭・納曾利	新嘗供 (秋來の御供とも云ふ) 和琴・太笛・ 東遊 舞樂 振鉦・抜頭・還城樂	新嘗 (御秋來ともいふ) 舞樂を奏す。和琴、 太笛を用ひ、榊舞・東遊・求子を舞ふ。 舞樂 抜頭・還城樂	十二日新嘗御供 両宮に新穀を奉る。燦 ^{にほひ} をたき 舞樂あり。和琴太笛を用ひ、榊舞・東遊・求子 を舞ふ。また抜頭・還城樂あり	(11月23日の新嘗祭へ移動)
14日	十四日法会御祭 鳥向樂 舞樂 新曾利故・一曲・菊花を供え 十天樂を奏す。万歳樂・地久・散手・ 貴徳・陵王・納曾利・長慶子樂	大法会 延舞 曾利子 夕座 舞樂 万歳樂・地久・散手・ 貴徳・龍王・納曾利・長慶子	大宮御祭 (三月御祭同前なり) 舞樂 新曾利 古・一曲・万歳樂・地久・散手・陵王・貴徳樂・ 納蘇利・長慶子。供華とて菊花品々奉る	大宮祭 議三月十五日に同じ 舞樂 振鉦 鳥向樂・蘇利古の樂あり。菊花を献す。 十天樂・萬歳樂・延喜樂・散手・貴徳・ 陵王・納曾利	大宮祭 式三月十五日の如し	(10月15日の菊花祭へ移動)
10月25日	廿五日月次連歌興行					
11月1日		十月一日 御供廻 外宮 東遊				
15日						10月15日 菊花祭 (午後5時) 祭典後 舞樂 振鉦・萬歳樂・延喜樂・賀殿 (奏樂) ・一曲・ 蘇利古・散手・貴徳・陵王・納曾利・長慶子 (奏樂)
23日						10月23日 摂社三翁神社祭 (午前10時) 祭典後 舞樂2曲
10月25日	廿五日月次連歌興行					
11月			鎮祭社籠 同未の夜、二月の未の夜におなし。 両社御前御供禱あり。和琴あり。太笛あり			
	初申御祭 客人社 舞樂 万歳樂・地久樂 本社 舞樂 甘州 林歌舞		初申の御祭 御燈濟 榊の舞等調りて後大宮御殿社中の御灯のこら ずしめす。(中略)又国府の社人、明の子の歌と いふものをうたふ	初申 鎮座祭	申日鎮座祭 榊の舞ありて諸殿の御燈を残らず 消す。國府属官明子の曲をうたふ	(12月初申の御鎮座祭へ移動)
	酉日 今社(山王社)御祭 乙女子舞		酉日祭 二月のことし 母止女子の舞を奏す	山王社祭 二月、十一月、上酉の日、祠官、 内侍、神樂男、仕人、配膳、相会し、神供を 献し求子の舞ひをなす。 初酉日 法華八講 (大宮) 大師講 (本地堂)		(10月23日三翁社祭へ移動)
11月24日						11月23日新嘗祭
11月25日	廿五日月次連歌興行					
12月1日		十二月一日御供 外宮 東遊				
8日						12月初申 御鎮座祭
17日	内宮外宮客人社 管絃經			八から十二日 引声社籠 (両宮) 阿彌陀經轉讀 管絃講 (外宮 客人宮)	十七日法華会 客神宮經座屋 供僧法華經を轉 讀す	
23日						12月23日天長祭 (午前10時) 祭典後 舞樂 振鉦 萬歳樂・延喜樂・陵王・納曾利・長慶子 (奏樂)
12月25日	廿五日月次連歌興行					
31日				御衣縫 煤掃		

そのほか明治以前は、毎月1日・16日に御供 明治以降は、毎月1日に月旦祭、17日に月次祭がある

[表 8] 巖島神社の舞楽曲目 (出典・執行日) (五十音順)

◎現行曲目

○旧古曲目 「巖島神社従旧古伝来之舞楽」(明治二十五年、所鶴之進取調書)

出典 「千僧」:伊都岐嶋千僧供養日記(安元二年・1176)

「注進」:伊都岐島社舞楽装束并楽器等注進状案(嘉禎三年・1237)

「伝1」:大秦広喜舞曲伝授状(文明三年・1471)

「伝2」:大秦昌歳舞曲伝授状(永正六年・1509)

「巖島」:巖島野坂文書(大永四年・1524以前)

「卷子」:卷子本巖島文書(永禄六年・1563)

「道芝」:巖島道芝記(元禄十五年:1702)

「通志」:芸藩通志(文政八年・1825)

「図会」:芸州巖島図会(天保十三年・1842)

No	現行 旧古	曲名	出典	執行日	舞楽面 装束等
1	○	安摩(あま)	「千僧」「注進」「伝1」「伝2」		4面有
2	○	綾切(あやぎり)			
3	◎○	一曲(いっきょく)	「伝2」「巖島」「道芝」	4/15・10/15	
4	○	壺鼓(いっこ)			
5	◎○	延喜楽(えんぎらく)	「千僧」「道芝」「通志」「図会」	1/2・4/15・5/18・10/15・10/23・ 12/23	
6	◎○	振鉢(えんぶ)	「千僧」「巖島」「卷子」「道芝」 「通志」「図会」	1/1・1/5・4/15・5/18・(旧 歴)6/5・10/15・10/23・12/23	
7	○	皇聲(おうじょう)	「通志」		
8	○	皇帝破陣楽 (おうだいはじんらく)			
9	○	皇仁庭(おうにんてい)	「千僧」「注進」		
10	○	賀王恩(がおうおん)			
11	○	賀殿(かてん)	「千僧」		
12	○	曇頭楽(かとうらく)			
13	○	迦陵頻(かりょうびん)	「千僧」「注進」		
14	◎○	甘州(かんしゅう)	「千僧」「伝2」「巖島」「卷子」 「道芝」「通志」「図会」	1/5	

15	○	感城楽 (かんぜいらく)			
16	○	喜春楽 (きしゅんらく)			
17	◎ ○	貴徳 (きとく)	「千僧」「注進」「巖島」「卷子」 「道芝」「通志」「図会」	4/15・10/15	面有 (重文)
18	○	玉樹後庭花 (ぎょくじゅこうていか)			
19	○	傾盃楽 (けいばいらく)			
20	◎ ○	還城楽 (げんじょうらく)	「注進」「巖島」「道芝」「通志」 「図会」	1/5	面有 (重文)
21	○	五常楽 (ごじょうらく)	「千僧」		
22	○	胡蝶 (こちょう)	「千僧」「注進」		
23	◎ ○	胡徳楽 (ことくらく)	「注進」「巖島」「卷子」「道芝」 「通志」「図会」	1/3	4面有
24	○	古鳥蘇 (ことりそ)			
25	◎ ○	狛鉢 (こまぼこ)	「千僧」「巖島」「道芝」「通志」 「図会」	1/3	
26		採桑老 (さいそうろう)			面有 (重文)
27	◎ ○	散手 (さんじゅ)	「千僧」「注進」「伝1」「伝2」 「巖島」「卷子」「道芝」「通志」 「図会」	4/15・10/15	面有 (重文)
28	○	三台塩 (さんだいえん)	「千僧」		
29	○	敷手 (しきて)	「千僧」		
30	○	秋風楽 (しゅうふうらく)			
31	○	春庭花 (しゅんでいか)			
32	○	春庭楽 (しゅんでいらく)			
33		春鶯轉 (しゅんのうでん)	「千僧」		
34	○	承和楽 (しょうわらく)			
35	○	新鳥蘇 (しんとりそ)	「千僧」「注進」		
36	○	秦王破陣楽 (しんのうはじんらく)			
37	○	新鞆鞆 (しんまか)			
38	○	新羅陵王 (しんらりょうおう)			
39	○	青海波 (せいがいは)			
40	○	蘇合香 (そごう)	「千僧」「注進」		

41		蘇莫者 (そまくしゃ)			面有
42	◎	蘇利古 (そりこ)	「伝1」「巖島」「卷子」「道芝」 「通志」「図会」	4/15・10/15	
43		退走禿 (たいそうとく) (退宿徳)	「注進」		
44	◎ ○	太平楽 (たいへいらく)	「千僧」「伝2」「巖島」「卷子」 「道芝」「通志」「図会」	1/3	
45	○	打球楽 (たぎゅうらく)			毬杖・玉有
46	○	地久 (ちきゅう)	「伝1」「巖島」「卷子」「道芝」		
47	○	長保楽 (ちょうほらく)			
48	○	登天楽 (とうてんらく)			
49	○	桃李花 (とうりか)			
50	◎ ○	納曾利 (なそり) 二人舞 一人舞 (落蹲 <small>らくそん</small>)	「千僧」「注進」「巖島」「卷子」 「道芝」「通志」「図会」	1/3・4/15・5/18・(旧歴) 6/5・ 10/15・10/23・12/23	面有 (重文)
51		二ノ舞 (にのまい)	「千僧」「注進」		面有 (重文)
52	○	仁和楽 (にんならく)			
53	○	陪臚 (ばいろ)			装束有
54	○	八仙 (はっせん)			装束有
55	◎ ○	抜頭 (ばとう)	「千僧」「注進」「伝2」「巖島」 「卷子」「道芝」「通志」「図会」	1/5	面有 (重文)
56	○	白浜 (ほうひん)			
57	◎ ○	北庭楽 (ほくていらく)			
58	○	万歳楽 (まんざいらく)	「千僧」「伝1」「巖島」「卷子」 「道芝」「通志」「図会」	1/2・4/15・5/18・(旧歴) 6/5・ 10/15・12/23	
59	○	萬秋楽 (まんじゅうらく)			
60	○	央宮楽 (ようぐうらく)			
61	◎ ○	蘭陵王 (らんりょうおう)	「千僧」「注進」「伝2」「巖島」 「卷子」「道芝」「通志」「図会」	1/3・4/15・5/18・(旧歴) 6/5・ 10/15・12/23	面有 (重文)
62	◎ ○	林歌 (りんが)	「千僧」「伝1」「巖島」「卷子」 「道芝」「通志」「図会」	1/5	
63	○	輪台 (りんだい)			

[表9] 巖島神社の舞楽（現行・旧古）曲目内容（五十音順）

I. 現行の曲目

<p>1. 一曲（いっきょく）【左方・右方、二人舞、平舞】</p>
<p>雑楽。襲装束。左方の舞人一人、右方の舞人一人が「慶雲楽」または「鳥向楽」の伴奏で同時に舞う。舞人は左右とも襲装束を着て、左方の舞人は雞婁鼓をつり紐で首から下げ、右手に桴を持ち左手に振鼓を持つ。右方の舞人は壱鼓をつり紐でかけ、右手に桴を持って曲の拍子に合わせて打つ。舞楽というほどのものでなく、振りはなく道楽に用いた。鳥甲をかぶる。</p>
<p>2. 延喜楽（えんぎらく）【右舞、四人舞】</p>
<p>高麗楽、壱越調、中曲、新楽。襲装束。醍醐天皇の延喜八年（908）に藤原忠房が作曲し、敦実新王が舞を作り、ときの年号をとって曲名とした。一説には笛師の建部逆麿が作曲したともいう。万歳楽と組んで慶賀のときに必ず舞われた。舞人は右肩をぬぐ。番舞は「万歳楽」。</p>
<p>3. 振鉦（えんぶ）【左舞・右舞、一節・二節一人舞、三節二人舞】</p>
<p>乱声。襲装束。舞楽の最初に舞われる儀式的な舞曲である。まず左方の舞人一人が舞台上がり、鉦を上下左右に打ち振って一節を舞う。次に右方の舞人が同じように舞う。最後に「合鉦」といい、左右の舞人が並んで三節を舞う。このように三度舞うことを「振鉦三節」という。舞人は鳥甲を被り、左方の舞人は赤色、右方の舞人は萌黄色の襲装束を着け、右肩祖の姿である。天地の神と祖先の霊に「天地長久・四海太平・五穀豊穰・雅音成就」などの祈りを捧げ、悪魔を払い舞台を清める宗教的な意味を持つ。</p>
<p>4. 甘州（かんしゅう）【左舞、四人舞】</p>
<p>唐楽、平調、準大曲、新楽。襲装束。唐の玄宗孝悌の作ともいう。曲名は、甘肅省の甘州の地名による。甘州は甘竹の産地で甘竹を切り出す時、この曲を演奏すると竹の根にいる害虫が害虫を食べる鳥の鳴声と間違え、人に害を与えなかったという。四人の舞人による優雅な「文舞」で、舞人は両肩を脱いだ姿で舞う。鳥甲は、厚紙に四手雲を織り出した金欄を張り、五七の桐の透彫りの金具を付ける。番舞は「林歌」。</p>
<p>5. 貴徳（きとく）【右舞、一人舞】</p>
<p>高麗楽、壱越調、破、中曲、新楽。別装束。走舞、武舞。古代中国の漢に降伏し貴徳侯と名乗った匈奴の王将の勇姿を表したものといわれ、渤海地方から伝えられたという。舞人は裋襠装束に太刀を帯び、手に鉦を持ち、勇猛な面をつける。別甲、傘子、鉦、太刀、童舞太刀を持つ。番舞は、「散手」。</p>
<p>6. 還城楽（げんじょうらく）【左舞、一人舞】</p>
<p>唐楽、太食調、中曲、古楽。別装束。走舞。見蛇楽などともいう。中国西部に住む野蛮人が蛇を好物として食べたので、蛇をみつけて喜ぶありさまを舞にしたという。また、還城は凱陣を意味し、唐の玄宗が乱を平定して帰還した時に作らせた曲といわれ、めでたい曲とされてきた。左方の舞と右方の舞の二通りの舞があり、右方で舞うときは夜多羅拍子で舞う。舞人は頬と顎の動く面をつけ、毛べりの裋襠を着る。傘子、木蛇、中啓を持つ。番舞は「抜頭」。</p>

7. 胡徳楽（ことくらく）【右舞、六人舞】

高麗楽、嵯越調、小曲、新楽。襲装束。平舞。仁明天皇（在位、833～850）の御代に、常世乙魚が改作したといわれる。酒宴の様子を写したもので、舞楽というより伎楽に近い。舞人は一藤、二藤、勸盃、瓶子取、三藤、四藤の順に舞台上がる。舞人六人のうち四人は赤い顔した面をつけ、そのうち三人は長い鼻が動き、一人は動かない。勸盃という主人役は、唐冠に蔵面をつけ、笏を持ち、四人の舞人に酒をすすめる。従者の瓶子取は「案摩二舞」の笑面をつけて酌をする。瓶子取は独酌で酒をしたたかのみ、千鳥足で退出する。勸盃を除く四人の舞人と瓶子取は、襲装束を着るが袍はつけない。番舞は「太平楽」。

8. 狛鉾（こまぼこ）【右舞、四人舞】

高麗楽、嵯越調、中曲、新楽。別装束。平舞。棹持舞などという。朝鮮の貢物を運ぶ船が五色に彩色した棹で舟を操って港に入るさまを舞にしたという。四人の舞人が棹を引いて舟をこぐ舞のふりがある。近衛の役人の乗馬装束と同じ、錦のへりのついた萌黄色の武官襦袢を着け、老懸のついた末額冠をかぶる。巻纓、棹を持つ。番舞は「打球楽」。

9. 散手（さんじゅ）【左舞、一人舞】

唐楽、太食調、中曲、新楽。別装束。走舞。武舞。主皇破陣楽ともいう。竜甲をかぶり威厳のある面をつけ、毛べりの襦袢を着て太刀を佩き鉾を持って舞う。番舞は「貴徳」。

10. 蘇利古（そりこ）【右舞、四人舞】

高麗楽、嵯越調、中曲、新楽。蚕絵装束。朝鮮半島伝来の右方の舞である。百濟からの帰化人、須々許理が伝えたという。別名、進曾利古、竈祭舞ともいう。朝鮮では、酒を作るとき竈と木戸とを祀る風習があるので、それに関連したものといわれている。長方形の白い紙布に抽象的な人面を表した「雑面」をつけるのが特徴である。手に長さ50センチほどのまっすぐな「白楚（ずばえ・ずわい）」という白い棒を持って舞う。舞人は、右方平舞装束姿である。白楚は舞人のもつ桴のことという説がある。雑面は和紙に薄い生絹を張り、人の顔が描かれている。番舞は「壺鼓」。

11. 太平楽（たいへいらく）【左舞、四人舞】

唐楽、太食調、中曲、新楽。別装束。武舞。武将破陣楽などともいう。古代中国の武将の舞である。漢の高祖が天下統一を成し遂げたときの剣の舞を移したもの（「楽家録」）という説がある。代表的な武舞の一つで、四人の舞人は鎧兜を着け、肩喰・脛当・籠手を着け、太刀を帯び魚袋と胡織を背負い、手に鉾をもって舞う。魚袋は中国の宮廷の出入りのときに見せる魚符を入れる袋をいう。肩喰と脛喰はともに舞人四人とも形が異なっている。番舞は「狛鉾」「陪臚」など。

12. 納曾利（なそり）【右舞、一人舞（落躑）・二人舞（双龍舞）】

高麗楽、嵯越調、小曲、新楽。別装束。走舞。落躑の場合一人舞。納蘇利ともいう。納曾利は一人舞のとき落躑といい、二人舞のとき双龍舞という。つりあごの面をつけ、毛べりの襦袢装束を着て銀の桴を右手に持って舞う。牟子をかぶる。番舞は「蘭陵王」。

13. 抜頭 (ぼとう) 【左舞、一人舞】
唐楽、太食調、小曲、古楽。別装束。走舞。林邑の八楽の一つ。父を猛獣にかみ殺された西方の野蛮人が、山にわけ入ってその獣を殺して仇をうち、喜んで山路を駆け下りてくるありさまを舞にしたものという。舞楽のときは、只拍子で舞う左方の舞と夜多羅拍子で舞う右方の舞がある。舞人は髪をふり乱して、眉をつり上げた赤い面をつけ、毛ペリの襦袢を着て右手に桴を持って舞う。天王寺の楽家に伝わる舞が絶えたので、寛政八年(1796)、巖島神社の楽人棚守元貞が岡昌稠に再び伝え返したという。牟子をかぶり桴を持つ。番舞は「還城楽」。
14. 万歳楽 (まんざいらく) 【左舞、四人舞】
唐楽、平調、中曲、新楽。襲装束。平舞。煬帝万歳楽ともいう。鳳凰の飛来を彷彿とさせる平舞の名曲。唐の則天武后(在位、690~704)の作とも、隋の煬帝(在位、605~616)の作ともいう。「太平楽」と共に即位の礼の大饗を初め、慶賀の時には必ず舞われる。舞人は、鳥甲を被り、右肩をぬいで舞う。番舞は「延喜楽」。
15. 蘭陵王 (らんりょうおう) 【左舞、一人舞】
唐楽、老越調、中曲、古楽。別装束。走舞。林邑の八楽の一つ。「陵王」「羅陵王」ともいう。中国の北齊の王、長恭は美形の将軍であったので、戦場に出るときは常にかめしい龍の仮面を被って指揮をとった。この舞は、長恭が周の軍と戦い大勝をおさめた時の姿を舞曲にしたものである。舞人は毛ペリの襦袢装束を着て、右手に金色の桴を持って勇壮に舞う。およそ舞楽のうちでも最も軽快華麗なものである。番舞は「納曾利」。
16. 林歌 (りんが) 【右舞、四人舞】
唐楽、平調、小曲、新楽。高麗楽、平調、小曲、新楽。別装束。平舞。唐楽と高麗楽とに同名の曲がある。唐楽の曲には舞はないが、高麗楽には舞がある。高麗楽のうちで唯一の平調の曲。『体源抄』には兵庫允の王手公頼の作、『楽家録』には高麗の下春の作と記されている。舞人は鼠のような特殊な甲をかぶり、金、黄、白の三色の刺繍をした鼠の模様のある短い袍を着る。金銀白で三十匹以上の鼠が刺繍されている。袖先と袖の金襴縁には五七桐と唐草の文様がある。番舞は「甘州」。

II. 旧古の曲目

1. 安摩 (あま) 【左舞、二人舞】
唐楽、老越調、中曲、古楽。襲装束。平舞。林邑の八楽の一つとして仏哲によって伝えられ、仁明天皇の御代(833~850)に勅によって大戸清上が改作した。老懸のある巻纓の冠に蔵面をつけ、両肩をぬぐ。笏 <small>しやく</small> を持って舞う。「二ノ舞」と組んで舞う。
2. 綾切 (あやぎり) 【右舞、四人舞】
高麗楽、老越調、中曲、新楽。襲装束。平舞。愛嗜女ともいう。女舞であったので、中国・満州系の女子の容貌を思わせる白い面をつけ、特別の甲 <small>かぶと</small> と牟子 <small>むし</small> をかぶり襲装束の右肩をぬいで舞う。番舞は「老鼓」。

3. 𦍋鼓 (いっこ) 【左舞、二人舞】
唐楽、平調、雑楽。蛮絵装束。平舞。各々は𦍋鼓と二鼓をつり紐で首から吊って、互いに鼓を打ち鳴らし拍子を取りながら舞う。曲は「𦍋頭楽」を用いる。冠を持つ。番舞は「蘇利古」。
4. 皇𦍋 (おうじょう) 【左舞、六人舞】
唐楽、平調、大曲、新楽。襲装束。唐の中宗 (在位、684～709) が、黄𦍋谷で契丹を打って戦死した將軍王孝傑の𦍋をとむらって作ったという。両肩をぬいで舞う。
5. 皇帝破陣楽 (おうだいはじんらく) 【左舞】
唐楽、𦍋越調、大曲、新楽。唐楽の四大曲の一つ。武舞。文武天皇 (在位、697～707) の時代に遣唐使の栗田道麿が伝えた。唐の太宗 (在位、627～649) の作とも、玄宗皇帝 (在位、712～755) が国を平らげて即位をしたときに作らせた曲ともいう。番舞は「新鳥蘇」であった。
6. 皇仁庭 (おうにんてい) 【右舞、四人舞】
高麗楽、𦍋越調、中曲、新楽。襲装束。平舞。応神天皇の十六年 (286)、百濟から来日して帰化した漢の高祖の子孫という主仁 ^{わに} から、この曲名が起こった。東宮の冠礼に「喜春楽」とともに舞われる。右肩をぬぎ、特殊な甲、面、傘子をつける。番舞は「喜春楽」。
7. 賀王恩 (がおうおん) 【左舞、四人舞】
唐楽、太食調、中曲、新楽。唐の太宗 (在位、627～649) がまだ秦王であった時、この曲を作って父の高宗の徳を称えた。わが国に伝えられ、嵯峨天皇 (在位、809～823) の勅によって大石峯良が皇恩を賀する意味で改作した。番舞は「綾切」。
8. 賀殿 (かてん) 【左舞、四人舞】
唐楽、𦍋越調、中曲、新楽。襲装束。平舞。甘泉楽とも、含泉楽ともいう。承和年間 (834～847) に遣唐判官の藤原貞敏がこの曲をわが国に持って帰った。仁明天皇 (在位、833～850) の勅によって林真倉が舞を作った。独特の甲をかぶり右肩をぬぐ。なお、賀殿の曲は十月十五日の菊花祭のとき、紅白の菊の花を供える時、奏楽される。番舞は「長保楽」。
9. 𦍋頭楽 (かとうらく) 【左舞、四人舞】
唐楽、平調、中曲、新楽。襲装束。中唐のころ李徳祐の作。百年に一度、金沙国から蜂が飛んできて人びとに害を与えたが、この曲を奏すると蜂はみな死んでしまったという。そのありさまを舞にしたというが、今の舞はその一端もみられない。右肩をぬいで舞う。番舞は「散手」。
10. 迦陵頻 (かりょうびん) 【左舞、四人舞】
唐楽、𦍋越調、中曲、古楽。別装束。童舞。不言楽、鳥ともいう。林邑の八楽の一つ。祇園精舎の供養の日に極楽にいるといわれている、めでたい迦陵頻伽という霊鳥が飛んできて舞ったありさまを妙音天が舞とした。頭に紅梅を挿した天冠、背に美しい鳥の羽をつけ、両手に銅拍子を持って打ちながら舞う。番舞は「胡蝶」。
11. 感城楽 (かんぜいらく) 【左舞、四人舞】
唐楽、黄鐘調、中曲、新楽。襲装束。平舞。持物は鳥甲。甘州塩ともいう。唐の太宗 (在位、627～649) の時、楽人の馬順が作った。また『楽家録』に、嵯峨天皇 (在位、809～823) の作とあるが、再興したものと思われる。番舞は「延喜楽」または「綾切」であったが、舞は絶えた。

12. 喜春楽 (きしゅんらく) 【左舞、四人舞】
唐楽、黄鐘調、中曲、古楽。蛮絵装束。平舞。寿心楽ともいう。隋の煬帝（在位、中国南北朝時代）陳（南朝最後の王朝、557～589）の肅公が作ったとも、大安寺の僧の安操が作ったともいう。冠、巻纓、老懸、挿頭花、蛮絵装束を着て、途中で右肩をぬぐ。番舞は「延喜楽」。
13. 玉樹後庭花 (ぎょくじゅこうていか) 【左舞】
唐楽、𪗇越調、中曲、新楽。普通にはただ玉樹という。女舞としてあったがいまは絶えている。番舞は「綾切」または「退走禿」であった。
14. 傾盃楽 (けいばいらく) 【左舞】
唐楽、太食調、小曲、新楽。唐の太宗（在位、627～649）が長孫無忌に作らせたとも、太宗または玄宗の作ともいわれる。唐の玄宗（在位、712～755）の千秋節（誕生日）に馬百頭を飾りつけて、これを見ながら酒を飲み盃を傾むけたという。番舞は「胡徳楽」であった。
15. 五常楽 (ごじょうらく) 【左舞、四人舞】
唐楽、平調、中曲、新楽。蛮絵装束。平舞。礼儀楽ともいう。唐の太宗（在位、627～649）の作。仁義礼智信の人の行うべき道を五声にはめて作られ、礼儀楽の名がある。右肩をぬいで舞う。冠、巻纓、老懸の武官姿である。番舞は「登天楽」。
16. 胡蝶 (こちょう) 【右舞、四人舞】
高麗楽、𪗇越調、小曲、新楽。別装束。童舞。天冠に山吹の花をつけてかざしとし、背に蝶の羽を負い、右手に山吹の花束を持って舞う。法要の際に「迦陵頻」とともに舞われた。天冠、童髪、剪採花、羽根をつける。なお、巖島神社では昭和四十年代まで舞われていた。番舞は「迦陵頻」。
17. 古鳥蘇 (ことりそ) 【右舞、四人舞】
高麗楽、𪗇越調、大曲、新楽。襲装束。高麗楽の四大曲の一つ。嵯峨天皇（809～823）の時、高麗の笛師の下春が伝えたといわれる。舞人は冠に老懸をつけ両肩をぬいだ襲装束に太刀をはき、笏を腰にさして舞う。
18. 採桑老 (さいそうろう) 【左舞、一人舞】
唐楽、盤涉調、中曲、古楽。老人の面（能楽の翁の面になにている）をつけ、帽子のうしろに笹の葉をはさみ、松明持ち二人を先導として、鳩杖をついて係者の肩にすがってやっと歩けるような振りの舞がある。多家の家伝の舞であったが、一時は天王寺に伝わっていた。巖島神社には、建長元年（1249）九月十四日の銘のある舞楽面「採桑老」（重文）が存在する。番舞は「新鞆鞆」。（～鎌倉時代）
19. 三台塩 (さんだいえん) 【左舞、四人舞】
唐楽、平調、中曲、新楽。襲装束。唐の則天武后（在位、690～704）の作といい、襲装束を着て舞った。しかし現在、舞は絶えている。番舞は「皇仁庭」であった。
20. 敷手 (しきて) 【右舞、四人舞】
高麗楽、𪗇越調、中曲、新楽。蛮絵装束。平舞。重来舞ともいう。平安時代に渤海国から貢物を持って来た船が度々重ねて来るように願ひ、風俗舞を作って舞ったのが、この曲であるともいう。蛮絵装束、冠、巻纓、老懸の姿である。番舞は「畏頭舞」または「輪台」。

21. 秋風楽 (しゅうふうらく) 【左舞】
唐楽、盤涉調、中曲、新楽。嵯峨天皇 (809~823) の時、南池院に行幸があり、常世乙魚が天皇の命令によって舞を作り、大戸清上が曲を作ったという。
22. 春庭花 (しゅんでいか) 春庭楽参照。(春庭楽を二回繰り返す)
春庭花の場合のみ挿頭花を挿し、太刀をはく。
23. 春庭楽 (しゅんでいらく) 【左舞、四人舞】
唐楽、双調、中曲、新楽。蛮絵装束。平舞。春庭子とも、和風楽ともいう。舞楽で曲を二回くりかえして舞うとき「春庭花」という。唐の則天武後の長寿年間 (692~693) に作られ、遣唐舞生の久礼真蔵が延暦年間 (782~805) にわが国に伝えた。仁明天皇 (在位、833~850) の勅により和邇部太田麿、犬上是成らによって再興され、双調にかえ、「春庭楽」と改名された。春の節会に舞われた。冠をつけ蛮絵装束で後半、四人の舞人が輪になって花が咲いたありさまを舞う。番舞は「白浜」。
24. 春鶯囀 (しゅんのうでん) 【左舞、六人舞】
唐楽、𪗇越調、大曲、新楽。襲装束。和風長寿楽ともいう。唐楽の四大曲の一つ。唐の高宗が鶯の鳴き声を聞いて楽人の白明達に作曲させた。仁明天皇 (在位、833~850) が笛を吹かれ、皇子の成康親王が舞われたという。装束は、襲装束の両肩を脱ぎ、特別の甲をかぶる。番舞は「退走禿」。
25. 承和楽 (しょうわらく) 【左舞、四人舞】
唐楽、𪗇越調、中曲、新楽。襲装束。平舞。冬明楽ともいう。仁明天皇即位の時 (833)、勅によって大戸清上が作曲、三嶋武蔵が舞を作ったとも、承和元年 (834) に楽所預、大中臣成文が作ったともいう。舞人は襲装束の右肩をぬいで舞う。番舞は「仁和楽」。
26. 新鳥蘇 (しんとりそ) 【右舞、四人舞・六人舞】
高麗楽、𪗇越調、大曲、新楽。襲装束。平舞。高麗楽の四大曲の一つ。嵯峨天皇 (在位、809~823) の時、高麗の笛師下春が伝えたといわれる。襲装束の両肩をぬぎ、特殊な甲をかぶり、面をつける。 後參桴 <small>ごさんぼち</small> を持つ。番舞は「皇帝」であった。(~江戸時代)
27. 秦王破陣楽 (しんのうはじんらく) 【左舞、四人舞】
唐楽、太食調、中曲、新楽。別装束。秦王が劉武周を破ったときの武勲をたたえて、唐の太宗 (在位、627~649) がこの曲を作ったという。天皇の即位式の鶯海に必ずこの曲を奏したが、舞は絶えてしまった。しかし、甲、鎧、魚袋などの装束や武具は「太平楽」に用いられている。番舞は「皇仁庭」であった。
28. 新靺鞨 (しんまか) 【右舞、四人舞】
高麗楽、𪗇越調、小曲、新楽。別装束。平舞。渤海楽であったが、高麗楽に編入された。一蔭と二蔭は赤色の五位の袍を、三蔭と四蔭は緑色の袍を着る。太子の冠をかぶり短剣をつけて沓をはく。笏を持って舞い、渤海国 (いまの中国の東北地方、旧満州) の人の望郷のありさまを表したという。白河天皇 (1072~1085) の命令によって藤原俊綱が舞を作ったともいわれる。唐冠をかぶり別沓をはく。番舞は「採桑老」。

29. 新羅陵王 (しんらりょうおう) 【左舞】
唐楽、𪗇越調、小曲、古楽。舞楽「陪臚」の急にこの曲を用いる。舞は絶えてしまった。大阪の四天王寺の楽人が「陪臚」に用いて現在に至っている。
30. 青海波 (せいがいは) 【左舞、二人舞】
唐楽、盤涉調、中曲、新楽。別装束。平舞。青海は中国西北地区、青海省にある地名である。「青海波の袍」という青海波の模様に千鳥が飛ぶ姿を刺繍した美しい袍を着、千鳥の螺鈿を施した太刀をはく。舞に寄波、引波の振りがあり、打楽器に千鳥懸 ^{ちどりかけ} 、男波、女波の打ち方がある。四人舞の「輪台」を序として、これに引き続いて舞う。別甲、太刀を佩 ^は く。番舞は「敷手」。
31. 双龍舞 (そうりゅうのまい) 【右舞、二人舞】
高麗楽、𪗇越調、小曲、新楽。襦袢装束。納曾利の二人舞。納曾利は一人舞のとき落蹲という。つりあごの面をつけ、毛べりの襦袢装束を着て銀の桴を右手に持ち、二匹の竜が遊びたわむれるように舞う。番舞は「蘭陵王」。
32. 蘇合香 (そごう) 【左舞、六人舞】
唐楽、盤涉調、大曲、新楽。襲装束。平舞。唐楽の四大曲の一つ。蘇合ともいう。釈尊入滅後二百年、インド摩伽陀国の阿育王が病気により、小アジアに産する蘇合香(まんさく科の落葉喬木)の葉草を飲んで全快したのを喜んで育嶋にこの曲を作らせたという。舞人は蘇合の草をかたどった特殊な菖蒲の甲をかぶって舞う。インドの曲が唐に伝わり、それを遣唐舞生の和邇武島継が延暦年間(782~805)にわが国に伝えた。番舞は「進走禿」。
33. 蘇莫者 (そまくしゃ) 【左舞、一人舞】
唐楽、盤涉調、中曲、古楽。襦袢装束。聖徳太子であるとも言われる役の行者が山で笛を吹いていると、山の神が出てきて笛に合わせて舞った様を舞楽にしたと言われる。聖徳太子の役は竜笛の独奏者で宮内庁学部では白髪で銀色の面をつけ、農家で雨のときに着る蓑を毛べりの襦袢の上につける。四天王寺に伝わる舞とも、菌家の家伝の舞ともいう。古楽乱声、蘇莫者音取、序、破(夜多羅拍子)の順に演奏する。番舞は「蘇志摩利」または「八仙」あるいは「林歌」。
34. 退走禿 (たいそうとく) 【右舞、四人舞】
高麗楽、𪗇越調、大曲、新曲。襲装束。退走徳、退宿徳 ^{たいしよくとく} とも書き、老舞ともいう。高麗楽の四大曲の一つ。六人舞だったが今は四人舞である。「進走禿」の若舞に対して老舞の別名がある。老婆のような面をつけ、両肩を脱ぐ。番舞は「春鶯囀」。
35. 打球楽 (たぎゅうらく) 【左舞、四人舞】
唐楽、太食調、中曲、新楽。別装束。平舞。打毬楽ともいう。中国の黄帝が作ったという。舞人は五色に彩色したクリケットのバット、またはホッケーのスティックのような球杖を、五色の玉を打つようにして舞う。古くは競馬、相撲、闘鶏、歌合などの会に舞われた。冠、毬杖、球子を持つ。なお、巖島神社では昭和三十年代まで舞われており、舞に使われた毬杖、玉が残っている。番舞は「埴破」。

36. 地久 (ちきゅう) 【右舞、四人舞】
高麗楽、双調、準大曲、新楽。襲装束。平舞。円地楽ともいう。渤海楽であったが高麗楽に編入された。赤い大きな鼻をして笑った面をつける。舞人は特殊な甲、面、牟子に襲装束を着る。番舞は「万秋楽」。
37. 長保楽 (ちょうほらく) 【右舞、四人舞】
高麗楽、尙越調、中曲、新楽。蛮絵装束。平舞。六人舞であったが現在は四人舞。『楽家録』に、一条天皇の長保年間 (999~1003) に編曲し、年号をとって曲名としたとある。蛮絵装束を途中で片肩を脱ぎ舞う。冠、巻纓、老懸、挿頭花をつける。番舞は「賀殿」。
38 登天楽 (とうてんらく) 【右舞、四人舞】
高麗楽、双調、小曲、新楽。蛮絵装束。平舞。童舞の曲であるが現在は大人が舞っている。わが国で作ったといわれるが、作者は不明である。冠、巻纓、老懸、蛮絵装束を着る。番舞は「五常楽」。
39 桃李花 (とうりか) 【左舞、四人舞】
唐楽、黄鐘調、中曲、新楽。蛮絵装束。平舞。唐の高宗 (在位、650~683) の時に、木や草に関係のある曲を二十一曲作った。この曲はその中の一曲で、女舞としてわが国に伝えられたが、現在は男性が舞う。冠、巻纓、老懸、挿頭花、蛮絵装束を着る。なお、桃李花の曲は四月十五日の桃李花祭で、神前に紅白の桃の花を供える時、奏楽される。番舞は「皇仁庭」または「登天楽」。
40. 二ノ舞 (にのまい) 【左舞、二人舞】
唐楽、尙越調、中曲、古楽。襲装束。平舞。林邑の八楽の一つ。「安摩」に引き続き舞う。「安摩」の舞人をまねて舞うが、あやまちを繰り返すことを「二の舞を踏む」というが、にてもにつかない舞になってしまう。桴を持って舞い、面に牟子をかぶり襲装束のうち、袍と踏掛を用いない。
41. 和楽 (にんならく) 【右舞、四人舞】
高麗楽、尙越調、小曲、新楽。襲装束または蛮絵装束。平舞。光孝天皇 (884~886) の勅によって百済貞雄が高麗楽の形式によって作り、年号をとって曲名とした。はじめて高麗楽の形式によって、わが国で新しく作られた曲である。襲装束の右肩を脱いで舞う場合と、蛮絵装束を着て舞う場合がある。鳥甲をかぶる。番舞は「承和楽」。
42. 陪臚 (ばいろ) 【左舞、四人舞】
唐楽、平調、中曲、古楽。別装束。武舞。陪臚破陣楽ともいう。林邑の八楽の一つ。斑朗徳の作という。娑羅門僧正と林邑 (南ベトナム) の僧の仏哲が天平八年 (736) 八月にわが国に伝え、四天王寺の楽人に教えた。唐楽で笙も入って演奏するが、舞は右方の舞人が舞う。舞人は老懸に巻向の末額冠 (仏事では鳥甲) をかぶり、赤系統の裃と袍を着て太刀をはき、右手に鉾、左手に楯を持って出る。はじめは鉾と楯とを舞台に置いて舞い、なかばで太刀を抜く。後半は鉾と楯とを持って舞う。巻纓をつける。番舞は「太平楽」。
43. 八仙 (はっせん) 【右舞、四人舞】
高麗楽、尙越調、小曲、新楽。別装束。平舞。崑崙 ^{くわん} 八 ^は 仙 ^せ とも鶴舞ともいう。渤海楽であったが高麗楽に編入された。冠鶴のような冠をかぶり、鶴をかたどった面をつける。裾が短く鯉と網を糸で刺繍した特殊な八仙の袍を着る。番舞は「北庭楽」。

44. 白浜（ほうひん）【右舞、四人舞】
高麗楽、双調、中曲、新楽。蛮絵装束。平舞。栄円楽ともいう。白浜は韓国の地名をいう。蛮絵装束を途中で片肩を脱ぎ舞う。冠、巻纓、老懸、挿頭花をつける。番舞は「春庭楽」。
45. 北庭楽（ほくていらく）【左舞、四人舞】
唐楽、老越調、中曲、新楽。襲装束。平舞。北享子、双鼻麗ともいう。宇多天皇（在位、887～896）のとき、不老門の北庭でこの曲を作らせたので、この名がある。曲は大戸清上、舞いは三嶋武蔵の作といわれる。舞人は右肩を脱いだ襲装束を着る。調子で舞人は舞台に出て当曲で舞い、重吹で入る。番舞は「八仙」。
46. 萬秋楽（まんじゅうらく）【左舞、六人舞】
唐楽、盤涉調、新楽。襲装束。平舞。唐楽の四大曲の一つ。林邑の八楽の一つ。天平八年（736）八月にインドの僧、娑羅門僧正と南ベトナムの仏哲がわが国に伝えた。奈良の大安寺で大阪の四天王寺の楽人に林邑の八楽のうち七曲は教えられたが、この「萬秋楽」は秘曲として教えられなかった。しかし十年後、大仏殿の慶賛会の時、はじめて教えられて公開したという。特殊な大きな甲をかぶり、襲装束の両肩をぬぐ。番舞は「地久」。
47. 央宮楽（ようぐうらく）【左舞、四人舞】
唐楽、黄鐘調、中曲、新楽。蛮絵装束。平舞。承和九年（842）に皇太子を立てる儀式のときに仁明天皇の勅により、林真倉が作ったとも、大戸清上が作ったともいう。老懸をつけた冠をかぶり、巻纓、蛮絵装束を着て舞う。番舞は「綾切」。
48. 輪台（りんたい）【左舞、四人舞】
唐楽、盤涉調、中曲、新楽。襲装束。平舞。輪台は中国の西域の地名である。青海波の序として舞う。平調の曲で伝えられたが、仁明天皇の勅によって和邇部大田麿が盤涉調に改作し、良峯安世が舞を作った。襲装束に特別な甲を用いる。番舞は「敷手」。

Ⅲ. 平家時代に行われた曲目

1. 安摩・二ノ舞（あま・にのまい）【左舞、二人舞】
唐楽、老越調、中曲、古楽。平舞。林邑の八楽の一つとして仏哲によって伝えられ、仁明天皇の御代（833～850）に勅によって大戸清上が改作した。老懸のある巻纓の冠に蔵面をつけ、襲装束の両肩をぬぐ。「二ノ舞」と組んで舞う。安摩は笏を、二ノ舞は桴を持って舞う。
2. 延喜楽（えんぎらく）【右舞、四人舞】
高麗楽、老越調、中曲、新楽。醍醐天皇の延喜八年（908）に藤原忠房が作曲し、敦実新王が舞を作り、ときの年号をとって曲名とした。一説には笛師の建部逆麿が作曲したともいう。万歳楽と組んで慶賀のときに必ず舞われた。舞人は襲装束を着用し、右肩をぬぐ。番舞は「万歳楽」。

3. 振鉾（えんぶ）【一人舞】
<p>乱声。舞楽の最初に舞われる儀式的な舞曲である。まず左方の舞人一人が舞台上がり、鉾を上下左右に打ち振って一節を舞う。次に右方の舞人が同じように舞う。最後に「合鉾」といい、左右の舞人が並んで三節を舞う。このように三度舞うことを「振鉾三節」という。舞人は鳥甲を被り、左方の舞人は赤色、右方の舞人は萌黄色の襲装束を着け、右肩祖の姿である。天地の神と祖先の靈に「天地長久・四海太平・五穀豊穰・雅育成就」などの祈りを捧げ、悪魔を払い舞台を清める宗教的な意味を持つ。</p>
4. 皇仁庭（おうにんてい）【右舞、四人舞】
<p>高麗楽、老越調、中曲、新楽。平舞。応神天皇の十六年（286）、百済から来日して帰化した漢の高祖の子孫という王仁から、この曲名が起こった。東宮の冠礼に「喜春楽」とともに舞われる。襲装束の右肩をぬぎ、特殊な甲、面、傘子をつける。番舞は「喜春楽」。</p>
5. 賀殿（かてん）【左舞、四人舞】
<p>唐楽、老越調、中曲、新楽。平舞。甘泉楽とも、含泉楽ともいう。承和年間（834～847）に遣唐判官の藤原貞敏がこの曲をわが国に持って帰った。仁明天皇（在位、833～850）の勅によって林真倉が舞を作った。独特の甲をかぶり右肩をぬいだ襲装束を着る。番舞は「長保楽」。</p>
6. 迦陵頻（かりょうびん）【左舞、四人舞】
<p>唐楽、老越調、中曲、古楽。童舞。別装束。不言楽、鳥ともいう。林邑の八楽の一つ。祇園精舎の供養の日に極楽にいるといわれている、めでたい迦陵頻伽という霊鳥が飛んできて舞ったありさまを妙音天が舞とした。頭に紅梅を挿した天冠、背に美しい鳥の羽をつけ、両手に銅拍子を持って打ちながら舞う。番舞は「胡蝶」。</p>
7. 甘州（かんしゅう）【左舞、四人舞】
<p>唐楽、平調、準大曲、新楽。唐の玄宗孝悌の作ともいう。曲名は、甘肅省の甘州の地名による。甘州は甘竹の産地で甘竹を切り出す時、この曲を演奏すると竹の根にいる害虫が害虫を食べる鳥の鳴声と間違え、人に害を与えなかったという。四人の舞人による優雅な「文舞」で、舞人は襲装束の両肩を脱いだ姿で舞う。鳥甲は、厚紙に四手雲を織り出した金襴を張り、五七の桐の透彫りの金具を付ける。番舞は「林歌」。</p>
8. 貴徳（きとく）【右舞、一人舞】
<p>高麗楽、老越調、破、中曲、新楽。別装束。走舞、武舞。古代中国の漢に降伏し貴徳侯と名乗った匈奴の王将の勇姿を表したものといわれ、渤海地方から伝えられたという。舞人は裌襠装束に太刀を帯び、手に鉾を持ち、勇猛な面をつける。別甲、傘子、鉾、太刀、童舞太刀を持つ。番舞は、「散手」。</p>
9. 五常楽（ごじょうらく）【左舞、四人舞】
<p>唐楽、平調、中曲、新楽。平舞。礼儀楽ともいう。唐の太宗（在位、627～649）の作。仁義礼智信の人の行うべき道を五声にはめて作られ、礼儀楽の名がある。右肩をぬいだ蛮絵装束で舞う。冠、巻纓、老懸の武官姿である。番舞は「登天楽」。</p>

10. 胡蝶（こちょう）【右舞、四人舞】
高麗楽、𪗇越調、小曲、新楽。童舞。別装束。天冠に山吹の花をつけてかざしとし、背に蝶の羽を負い、右手に山吹の花束を持って舞う。法要の際に「迦陵頻」とともに舞われた。天冠、童髪、剪採花、羽根をつける。番舞は「迦陵頻」。
11. 狛鉾（こまぼこ）【右舞、四人舞】
高麗楽、𪗇越調、中曲、新楽。平舞。別装束。棹持舞などという。朝鮮の貢物を運ぶ船が五色に彩色した棹で舟を操って港に入るさまを舞にしたという。四人の舞人が棹を引いて舟をこぐ舞のふりがある。近衛の役人の乗馬装束と同じ、錦のへりのついた萌黄色の武官襦袢を着け、老懸のついた末額冠をかぶる。巻纓、棹を持つ。番舞は「打球楽」。
12. 散手（さんじゅ）【左舞、一人舞】
唐楽、太食調、中曲、新楽。走舞。武舞。別装束。主皇破陣楽ともいう。竜甲をかぶり、威厳のある面をつけ、毛べりの襦袢を着て、太刀をはき鉾を持って舞う。番舞は「貴徳」。
13. 三台塩（さんだいえん）【左舞、四人舞】
唐楽、平調、中曲、新楽。唐の則天武后（在位、690～704）の作といい、襲装束を着て舞った。しかし現在、舞は絶えている。番舞は「皇仁庭」であった。
14. 敷手（しきて）【右舞、四人舞】
高麗楽、𪗇越調、中曲、新楽。平舞。重来舞ともいう。平安時代に渤海国から貢物を持って来た船が度々重ねて来るように願い、風俗舞を作って奉ったのが、この曲であるともいう。蛮絵装束、冠、巻纓、老懸の姿である。番舞は「鬚頭舞」または「輪台」。
15. 春鶯囀（しゅんのうでん）【左舞、六人舞】
唐楽、𪗇越調、大曲、新楽。天長宝寿楽、和風長寿楽、天長最寿楽ともいう。唐楽の四大曲の一つ。唐の高宗（在位、650～683）は音楽に通じ、鶯の鳴き声を聞き楽工の白明達にその声をもとにして、この曲を作曲させた。襲装束の両肩をぬぎ、特別の甲をかぶる。番舞は「退走禿」。
16. 新鳥蘇（しんとりそ）【右舞、四人舞・六人舞。】
高麗楽、𪗇越調、大曲、新楽。平舞。高麗楽の四大曲の一つ。嵯峨天皇（在位、809～823）の時、高麗の笛師下春が伝えたといわれる。襲装束の両肩をぬぎ、特殊な甲をかぶり、面をつける。後参掬を持つ。番舞は「皇帝」であった。
17. 蘇合香（そこう）【左舞、六人舞】
唐楽、盤涉調、大曲、新楽。平舞。襲装束。唐楽の四大曲の一つ。蘇合ともいう。釈尊入滅後二百年、インド摩伽陀国の阿育王が病気により、小アジアに産する蘇合香（まんさく科の落葉喬木）の薬草を飲んで全快したのを喜んで育竭にこの曲を作らせたという。舞人は蘇合の草をかたどった特殊な菖蒲の甲をかぶって舞う。インドの曲が唐に伝わり、それを遣唐舞生の和邇武島継が延暦年間（782～805）にわが国に伝えた。番舞は「進走禿」。

18. 太平楽 (たいへいらく) 【左舞、四人舞】
<p>唐楽、太食調、中曲、新楽。武舞。別装束。武将破陣楽などともいう。古代中国の武将の舞である。漢の高祖が天下統一を成し遂げたときの剣の舞を移したもの(「楽家録」という説がある。代表的な武舞の一つで、四人の舞人は鎧兜を着け、肩喰・脛当・籠手を着け、太刀を帯び魚袋と胡篋を背負い、手に鉾をもって舞う。魚袋は中国の宮廷の出入りのときに見せる魚符を入れる袋をいう。肩喰と帯喰はともに舞人四人とも形が異なっている。番舞は「狛鉾」「陪臚」など。</p>
19. 納曾利 (なそり) (または落躰) 【右舞、一人舞・二人舞】
<p>高麗楽、老越調、小曲、新楽。走舞。別装束。落躰の場合一人舞。納蘇利ともいう。納曾利は一人舞のとき落躰といい、二人舞のとき双龍舞という。つりあごの面をつけ、毛べりの裱襦装束を着て銀の桴を右手に持って舞う。傘子をかぶる。番舞は「蘭陵王」。</p>
20. 抜頭 (ばとう) 【左舞、一人舞】
<p>唐楽、太食調、小曲、古楽。走舞。別装束。林邑の八楽の一つ。父を猛獣にかみ殺された西方の野蠻人が、山にわけ入ってその獣を殺して仇をうち、喜んで山路を駆け下りてくるありさまを舞にしたものという。舞楽のときは、只拍子で舞う左方の舞と夜多羅拍子で舞う右方の舞がある。舞人は髪をふり乱して、眉をつり上げた赤い面をつけ、毛べりの裱襦を着て右手に桴を持って舞う。天王寺の楽家に伝わる舞が絶えたので、寛政八年(1796)、巖島神社の楽人棚守元貞が岡昌稠に再び伝え返したという。傘子をかぶり桴を持つ。番舞は「還城楽」。</p>
21. 万歳楽 (まんざいらく) 【左舞、四人舞】
<p>唐楽、平調、中曲、新楽。平舞。煬帝万歳楽ともいう。鳳凰の飛来を彷彿とさせる平舞の名曲。唐の則天武后(在位、690~704)の作とも、隋の煬帝(在位、605~616)の作ともいう。「太平楽」と共に即位の礼の大饗を初め、慶賀の時には必ず舞われるも。舞人は、鳥甲を被り、右肩をぬいだ襲装束姿で舞う。番舞は「延喜楽」。</p>
22. 蘭陵王 (らんりょうおう) 【左舞、一人舞】
<p>唐楽、老越調、中曲、古楽。走舞。別装束。林邑の八楽の一つ。「陵王」「羅陵王」ともいう。中国の北齊の王、長恭は美形の將軍であったので、戦場に出るときは常にいかめしい龍の仮面を被って指揮をとった。この舞は、長恭が周の軍と戦い大勝をおさめた時の姿を舞曲にしたものである。舞人は毛べりの裱襦装束を着て、右手に金色の桴を持って勇壯に舞う。およそ舞楽のうちでも最も軽快華麗なものである。番舞は「納曾利」。</p>
23. 林歌 (りんが) 【右舞、左舞、四人舞】
<p>唐楽、平調、小曲、新楽。高麗楽、平調、小曲、新楽。平舞。別装束。唐楽と高麗楽とに同名の曲がある。唐楽の曲には舞はないが、高麗楽には舞がある。高麗楽のうちで唯一の平調の曲。『体源抄』には兵庫允の王手公頼の作、『楽家録』には高麗の下春の作と記されている。舞人は鼠のような特殊な甲をかぶり、金、黄、白の三色の刺繍をした鼠の模様のある短い袍を着る。金銀白で三十四以上の鼠が刺繍されている。袖先と袖の金襴縁には五七桐と唐草の文様がある。番舞は「甘州」。</p>

[表 10] 巖島神社所蔵 能・狂言面

能面 (98)

番号 神社番号	品名	名称	作者伝来	制作年代	銘・備考
1 659A	能面	翁 (1)		室町時代	「奉寄□ 願主 至規守勝 (花押) 文明旧年 卯月 廿三日」(墨書) (1477)
2 639A	能面	翁 (2)	酒在	室町時代	「酒在作為 天文十三 七月十一日 木村徳万参」 (刻印) (1544)「巖嶋御神物宝曆十二年六月」(朱漆) (1762)
3 660A	能面	翁 (3)		江戸時代	「延宝九辛酉年九月吉日 奉寄進 巖島神社 願主 幸清五郎正氏」(1681)
4 660B	能面	黒式尉 (1)	夜叉	室町時代	「夜叉作 喜多七太夫 □能 (花押)」(朱漆)
5 639B	能面	黒式尉 (2)		室町時代	「イットウサク」(刻印)
6 659B	能面	黒式尉 (3)			
7 661	能面	黒式尉 (4)			
8 710	能面	延命冠者		室町時代	
9 671A	能面	小尉 (1)	出目満満	江戸時代	
10 672	能面	小尉 (2)			
11 658	能面	三光尉 (1)	出目満忠	江戸時代	「巖島神庫為 収蔵依求以 家傳之形令 出目満忠 打 之者也 文化十癸酉 喜多古能 (花押)」(朱漆) (1813)
12 689A	能面	三光尉 (2)			
13 890	能面	笑尉			
14 666	能面	石王尉 (1)			
15 689B	能面	石王尉 (2)			
16 646	能面	鷲鼻悪尉	出目満忠	江戸時代	「巖島神庫為 収蔵依求以 家傳之形令 出目満忠 打 之者也 文化八辛未 喜多古能 (花押)」(1811)
17 670	能面	鼻瘤悪尉			
18 664A	能面	神体 (1)	越前出目家初代 満照か二代則満か	室町時代	(鼻上部十本 下部三本の縦 鈎目の細工印)
19 664B	能面	神体 (2)	出目満照	室町時代	「歌舞」(刻印)
20 664C	能面	神体 (3)		桃山時代	「久千」(刻印)「佐世石見守巖島□寄進」
21 654	能面	節鞆男 (1)	出目満忠	江戸時代	「巖島神庫為 収蔵依求以 家傳之形令 出目満忠 打 之者也 喜多古能 (花押)」(朱漆)
22 966	能面	節鞆男 (2)			
23 665	能面	天神	児玉家		「児玉」(焼印)

24	681	能面	不動 (1)	(寶來か)	室町時代	
25	709	能面	不動 (2)			「明治七年第三月奉納岩田善三郎」
26	643	能面	十六	出目満忠	江戸時代	「巖島神庫為 収蔵依需以 家傳之形令 出目満忠打 之者也 文化八辛未歳 喜多古能 (花押)」(朱漆) (1811)
27	655	能面	中將 (1)		江戸時代	「巖島神庫為 収蔵依求以 家傳之形令 出目満忠打 之者也 喜多古能 (花押)」(朱漆)
28	698A	能面	中將 (2)			「満永 (花押)」(朱漆)
29	698B	能面	中將 (3)			
30	698C	能面	中將 (4)			
31	700A	能面	平太 (1)			「満永 (花押)」(朱漆)
32	700B	能面	平太 (2)			「河井彦太郎」「佐世石見守」
33	736	能面	平太 (3)			
34	693	能面	童子 (慈童) (1)		江戸時代	「延宝四年 奉寄進 御口智能 (花押) 寶口口 喜多口口口」(朱漆 墨書) (1676)
35	729	能面	童子 (慈童) (2)			「三原屋九右門寄進」
36	697A	能面	小喝食 (1)	角ノ坊	桃山時代	「天一若狭守」(焼印)
37	697B	能面	小喝食 (2)	イセキ	桃山時代	「イセキ」(焼印) 「元禄六癸酉年極月十七日 巖嶋御社 願主 徳永平左衛門定利」(朱漆寄進)
38	648	能面	小面 (1)			「文化八辛未 喜多古能 (花押)」
39	649	能面	小面 (2)	出目満忠	江戸時代	「巖島神庫為 収蔵依求以 家傳之形令 出目満忠打 之者也 文化八辛未 喜多古能 (花押)」(朱漆) (1811)
40	675	能面	小面 (3)		江戸時代	「喜多七太夫奉納 成若 (花押) 正徳二年三月吉日」(金泥) (1712)
41	676A	能面	小面 (4)	角ノ坊	桃山時代	「天一若狭守」(焼印)
42	676B	能面	小面 (5)			
43	676C	能面	小面 (6)			
44	708	能面	小面 (7)	出目満忠	江戸時代	
45	667A	能面	増 (1)	口口清久		「口口清久」(焼印)
46	667B	能面	増 (2)		江戸時代	「盈親 (花押)」(金泥)
47	677C	能面	節木増 (3)			
48	684	能面	深井			
49	678A	能面	曲見 (1)	大野出目家初代 是閑吉満か	桃山時代	「出目」(焼印)

50	678B	能面	曲見 (2)			
51	671B	能面	姥 (1)	出目満満	江戸時代	「出目満満」
52	673	能面	姥 (2)			「奉寄進 山口五左衛門」(刻印)
53	705	能面	姥 (3)		桃山時代	「佐世石見守 巖嶋寄進」(墨書)
54	692A	能面	泥眼 (1)	出目満忠	江戸時代	「文化七年喜多古能 (極) 出目満忠作」
55	692B	能面	泥眼 (2)			
56	644	能面	泥眼 (3)			
57	667B	能面	釣眼 (1)	谷崎某	江戸時代	「延享元甲子稔四月日阿州家中出目門人谷崎氏作之願主 同家中 山崎氏一正納之」(1744)
58	667C	能面	釣眼 (2)			
59	685A	能面	瘦女 (1)			
60	685B	能面	瘦女 (2)			
61	680A	能面	檜垣女 (1)		桃山時代	「佐世石見守 巖嶋寄進」(墨書)
62	686	能面	檜垣姥 (2)		桃山時代	「佐世石見守巖嶋寄進」
63	701A	能面	瘦男 (1)	角ノ坊	桃山時代	「天下一若狭守」(焼印)「寛政五癸丑年寄進 道家大三郎之敬」
64	701B	能面	瘦男 (2)			
65	857	能面	瘦男 (3)			「喜多古能 (極) 出目満忠作」
66		能面	瘦男 (4)			
67	694	能面	怪士 (1)	児玉家一派	江戸時代	「児玉」(焼印)
68	694B	能面	怪士 (2)			
69	647	能面	真角 (1)	出目満忠	江戸時代	「巖島神庫為 収蔵依求以 家傳之形令 出目満忠打 之者也 文化八辛未 喜多古能 (花押)」(1811)
70	674	能面	真角 (2)			
71	652	能面	東江			「喜多古能 (極) 出目満忠作」
72	645	能面	狂成	出目満忠	江戸時代	「巖島神庫為 収蔵依求以 家傳之形令 出目満忠打 之者也 文化八辛未 喜多古能 (花押)」(朱漆) (1811)
73	690	能面	般若 (1)		桃山時代	「佐世石見守」(墨書)
74	691	能面	般若 (2)	出目満忠	江戸時代	「巖嶋神庫為 収蔵依求以 家傳之形令 出目満忠打 之者也 文化七庚午歳 喜多古能 (花押)」(1810)
75	641	能面	般若 (3)			
76	707	能面	黒髭 (1)	三光坊	室町時代	「黒 髭面 三光坊作 宝生太夫友勝 (花押)」(金泥)
77	668	能面	黒髭 (2)		室町時代	「棚守元房調」(刻印)
78	650	能面	天飛出 (1)	出目満忠	江戸時代	「巖島神庫為 収蔵依求以 家傳之形令 出目満忠

					打之者也 文化八辛未 喜多古能(花押)」(1811)
79	667A	能面	大飛出 (2)	桃山時代	「佐世石見守 巖嶋寄進」(墨書)
80	688A	能面	小飛出 (1)		「廣嶋京橋町奉寄進 松井惣左衛門和口」(朱漆)
81	688B	能面	小飛出 (2)		
82	687A	能面	猿飛出 (1)		
83	687B	能面	猿飛出 (2)		
84	640	能面	大癡見 (1)	出目満忠	江戸時代 「巖嶋神庫為 收藏依求以 家傳之形令 出目満忠 打之者也 文化七庚午歳 喜多古能(花押)」(朱漆) (1810)
85	679	能面	大癡見 (2)	桃山時代	「佐世石見守 巖嶋」
86	696	能面	長靈癡見		「奉寄進二面内 松井彦四郎」(刻印)
87	651	能面	小癡見 (1)	出目満忠	江戸時代 「巖嶋神庫為 收藏依求以 家傳之形令 出目満忠 打之者也 文化八辛未 喜多古能(花押)」(1811)
88	730	能面	小癡見 (2)		
89	642	能面	蟹	出目満忠	江戸時代 「巖嶋神庫為 收藏依求以 家傳之形令 出目満忠 打之者也 文化七庚午歳 喜多古能(花押)」(朱漆) (1810)
90	702	能面	小獅子(顰)	越前出目家 二代則満か	桃山時代
91	683	能面	景清		「面十七枚の内、有浦惣中、棚守□□」(朱漆)
92	656	能面	頼政 (1)	出目満忠	江戸時代 「巖嶋神庫為 收藏依求以 家傳之形令 出目満忠 打之者也 文化十癸酉歳 喜多古能(極)」(1810)
93	682	能面	頼政 (2)		桃山時代 「佐世石見守 巖嶋寄進」(墨書)
94	695	能面	弱法師		
95	680	能面	狸 <small>いびつ</small>	児玉家一派	江戸時代 「児玉」(焼印)「奉寄進 富島常昌」(朱漆)
96	653	能面	山姥 (1)	出目満忠	江戸時代 「巖嶋神庫為 收藏依求以 家傳之形令 出目満忠 打之者也 喜多古能(極)」
97	699A	能面	山姥 (2)		桃山時代 「佐世石見守 巖嶋寄進」(墨書)
98	699B	能面	山姥 (3)		

狂言面 (35)

番号 神社番号	品名	名称	作者伝来	制作年代	銘・備考
1	711A	狂言面 祖父 (1)			「大和作」(墨書紙張)
2	711B	狂言面 祖父 (2)			
3	711C	狂言面 祖父 (3)			
4	711D	狂言面 祖父 (4)			

5	717	狂言面	登髭 (1)			
6	728	狂言面	登髭 (2)			
7	719A	狂言面	黒井関			
8	719B	狂言面	井関			
9	735	狂言面	毘沙門 (1)		室町時代	(花押)「上」(刻)
10	738	狂言面	毘沙門 (2)			
11	712A	狂言面	武悪 (1)			
12	712B	狂言面	武悪 (2)			
13	712C	狂言面	武悪 (3)			
14	712D	狂言面	武悪 (4)			
15	713B	狂言面	乙 (1)			
16	714A	狂言面	乙 (2)			
17	714B	狂言面	乙 (3)			
18	713A	狂言面	ふくれ			
19	715	狂言面	おりょう			
20	716A	狂言面	賢徳 (1)			「廣橋殿之作 六左衛門尉寫之」(刻印)
21	716B	狂言面	賢徳 (2)			
22	732	狂言面	賢徳 (3)			
23	737	狂言面	賢徳 (4)			
24	718	狂言面	鼻引			藤原忠春寄進
25	720	狂言面	空吹 (1)		室町時代	(花押)「下」(墨書)
26	731	狂言面	空吹 (2)			
27	721	狂言面	にたり			
28	726	狂言面	小猿			
29	727	狂言面	大猿			
30	722	狂言面	狐			
31	723	狂言面	犬			
32	724	狂言面	通門			
33	725	狂言面	恵美須			
34	734	狂言面	大黒			
35	868	狂言面	清水の面			

[表 11] 巖島神社所蔵 能・狂言装束

能装束 (119)

番号	品名	名称	制作年代	銘・備考
1	唐織	重文 紅地鳳凰桜雪持笹文様唐織	桃山時代	昭和四十五年五月二十五日重文指定
2	唐織	重文 段替り菊笹亀甲大内菱文様唐織	桃山時代	「棚守」(角墨印) 平成十八年三月十七日重文指定
3	唐織	紺地牡丹唐草文様唐織	桃山時代	「棚守」(角墨印)
4	唐織	段に向鶴菱繋ぎ文様唐織	桃山時代	
5	唐織	黄地立桶に蝶楓文様唐織	桃山時代	「棚守」(角墨印)
6	唐織	茶地石畳鱗に菊折枝文様唐織	江戸初期	
7	唐織	紅地変り菱に扇面散文様唐織	江戸初期	
8	唐織	白地向鶴菱入子菱繋ぎに八重菊文様唐織	江戸初期	
9	唐織	紅地花菱亀甲繋ぎ文様唐織	江戸初期	
10	唐織	紅地幸菱文様唐織	江戸初期	
11	唐織	紅地籠目に鉄線花文様唐織	江戸中期	
12	唐織	紅地菊芒に蝶文様唐織	江戸中期	
13	唐織	白地入子菱に楓葉文様唐織	江戸中期	
14	唐織	黄地鳳凰唐草文様唐織	江戸中期	
15	唐織	白地菊折枝文様唐織	江戸時代	「棚守」(角墨印)
16	唐織	紅地枝垂桜に舞楽文様唐織	江戸後期	「宮島御奉行青木猪助殿 御調」(墨書)
17	唐織	段替り籠目に秋草文様唐織	江戸後期	「文化九壬申三月御調 御奉行青木猪助殿」(墨書) (1812)
18	唐織	紅地芝に雪輪椿菊水仙文様唐織	江戸時代	
19	唐織	紅地檜垣に草花の丸文様唐織	江戸時代	
20	唐織	段替り網目に蒲公 ^{ハク} 蠶 ^マ 文様唐織	江戸後期	「文化十年酉三月吉日 宮島御奉行青木猪助殿 新御調」(墨書) (1813)
21	唐織	段替り七宝に籬朝顔菊文様唐織	江戸後期	「文化十二亥季三月吉日 宮島御奉行伊藤半右エ門殿新御調」(墨書) (1815)
22	唐織	茶地亀甲に向鶴菱文様唐織	江戸後期	「文政九戊年 御奉行伊藤半右衛門殿御調」(1826)
23	唐織	段替り松皮菱に草花文様唐織	江戸時代	
24	唐織	段替り檜垣に芙蓉文様唐織	江戸時代	
25	唐織	白地青海波に団扇朝顔文様唐織	江戸時代	
26	唐織	茶地鉄線花唐草文様唐織	江戸時代	

27	唐織	段替り花菱に紋尽し文様唐織	江戸時代	
28	唐織	段替り銀杏文様唐織	江戸時代	
29	厚板	段に石畳藤丸と格子菊花文様厚板	江戸前期	
30	厚板	段替り鱗に格子と雷文繋ぎ貝文様厚板	江戸前期	
31	厚板	段替り丸龍と雲文様厚板	江戸時代	
32	厚板	茶地向鶴菱に槌車と雲文様厚板	江戸時代	
33	厚板	段替り雷文繋ぎに丸龍唐太鼓文様厚板	江戸時代	
34	厚板	段替り雷文繋ぎに丸龍文様厚板	江戸時代	
35	厚板	段替り雷文繋ぎに笹巴文様厚板	江戸時代	
36	厚板	段替り亀甲に向獅子牡丹文様厚板	江戸時代	
37	厚板	段替り松竹梅の丸文様厚板	江戸時代	
38	厚板	段替り波に槌車と変り格子文様厚板	江戸時代	
39	厚板	段替り亀甲と鱗に雲輪宝文様厚板	江戸時代	
40	厚板	段替り鱗に桐花菱文様厚板	江戸時代	
41	厚板	段替り敷瓦花木窠文様厚板	江戸後期	「文化十年酉三月吉日 宮島御奉行青木猪助殿 新御調」(墨書) (1813)
42	厚板	段替り花勝見と幸菱文様厚板	江戸後期	「文化十年酉三月吉日 宮島御奉行青木猪助殿 新御調」(墨書) (1813)
43	厚板	段替り敷瓦宝尽し文様厚板	江戸時代	(狂言用)
44	厚板	段替り縞地に檜垣藤花文様厚板	江戸時代	「棚守」(角墨印)
45	厚板	段替り柳文様厚板	江戸時代	(翁専用の厚板唐織)
46	厚板	段替り桐唐草文様厚板	江戸時代	(厚板唐織)
47	厚板	段に石畳桐唐草文様厚板	江戸時代	「棚守」(角墨印)
48	厚板	萌葱地松文様厚板	江戸時代	
49	厚板	白地紋尽し文様厚板	江戸時代	
50	厚板	白地小格子厚板	江戸時代	「棚守」(角墨印)
51	厚板	白地小格子厚板	江戸時代	
52	厚板	段に大格子と桐唐草文様厚板	江戸時代	
53	厚板	白地大格子厚板	江戸時代	
54	厚板	白地雷文繋ぎ文様厚板	江戸後期	「文政九戌年 御奉行伊藤半右衛門殿調之」(墨書) (1826)
55	厚板	石畳に丸龍と雲文様厚板	江戸時代	(子方用)
56	厚板	段替り毘沙門亀甲に草花の丸文様厚板	江戸時代	(子方用)
57	縫箔	段に扇と団扇文様縫箔	江戸中期	「棚守」(角墨印)

58	縫箔	菊唐草腰明文様縫箔	江戸中期	「奉寄進小袖一ツ 施主当島住西方 宝永元三月吉日院法印宥成」(墨書) (1703)
59	縫箔	紺地紋尽し文様縫箔	江戸後期	「裡易 寛政六甲寅年三月吉辰 浅野氏」(墨書) (1794)
60	縫箔	黄地并 ^{いすな} 柄に桐文様縫箔	江戸後期	「文化八年未三月吉日 宮島御奉行青木猪助殿 新御調」(墨書) (1811)
61	縫箔	黒地紋尽し文様縫箔	江戸後期	「文政九戌年 御奉行伊藤半右衛門殿 御調」(墨書) (1826) 「道成寺」用
62	縫箔	茶地松原文様縫箔	江戸後期	「文化九壬申三月御調 御奉行青木猪助殿」(1812)
63	縫箔	萌葱地破れ七宝繫ぎに蕨柑子文様縫箔	江戸後期	「文化十二亥季三月吉日 宮島奉行伊藤半右衛門殿 新御調」(墨書) (1815)
64	縫箔	浅葱地震に若松折鶴文様縫箔	江戸時代	
65	縫箔	紅地網に桜折枝と短冊文様縫箔	江戸時代	
66	縫箔	紅地菊芒文様縫箔	江戸時代	
67	縫箔	紅地波に海松と貝尽し文様縫箔	江戸時代	
68	縫箔	紫地流水に河骨文様縫箔	江戸時代	
69	縫箔	萌葱地流水に桜筏文様縫箔	江戸時代	
70	縫箔	紺地宝尽し文様縫箔	江戸時代	(狂言用)
71	縫箔	紺地秋草文様縫箔	江戸時代	
72	縫箔	白地井筒に雪輪と草花の丸文様縫箔	江戸時代	
73	縫箔	紅地檜垣に杜若葵文様縫箔	江戸時代	「棚守」(角墨印) (子方用)
74	縫箔	紅地青海波に海松と貝尽し文様縫箔	江戸時代	(子方用)
75	摺箔	鱗文様金摺箔	江戸時代	「棚守」(角墨印)
76	摺箔	鱗文様銀摺箔	江戸後期	「文化十二亥季三月吉日 宮嶋御奉行伊藤半右衛門殿 新御調」(墨書) (1815)
77	摺箔	鱗文様金摺箔	江戸後期	「文政九戌年 御奉行伊藤半右衛門殿 御調」(墨書) (1826)
78	摺箔	麻葉文様銀摺箔	江戸時代	
79	摺箔	立桶に葛文様金摺箔	江戸後期	「文化十二亥季三月吉日 宮嶋御奉行伊藤半右衛門殿 新御調」(墨書) (1815)
80	熨火目	段熨火目	江戸時代	
81	熨火目	段熨火目	江戸時代	
82	熨火目	腰替り緋文様熨火目	江戸時代	

83	熨火目	腰替り段熨火目	江戸後期	「宮浜 享和三癸亥歳三月吉日 御奉行 青木猪助殿 新御調」(墨書)(1803)
84	熨火目	腰替り小格子熨火目	江戸時代	
85	熨火目	段熨火目	江戸後期	「文化八年三月吉日 宮島御奉行青木猪 助殿 新御調」(墨書)(1811)
86	熨火目	腰替り小格子熨火目	江戸時代	
87	熨火目	段熨火目	江戸時代	
88	熨火目	腰替り折鶴文様熨火目	江戸後期	「狂言方 文化八年未三月吉日 宮島御 奉行青木猪助殿 新御調」(墨書)(1811)
89	熨火目	段熨火目	江戸時代	
90	熨火目	萌葱地小格子熨火目	江戸時代	
91	熨火目	白地小格子熨火目	江戸時代	
92	熨火目	茶地小格子熨火目	江戸時代	
93	熨火目	段熨火目	江戸時代	
94	狩衣	萌葱地蜀江文様狩衣	江戸時代	
95	狩衣	青地根引松文様狩衣	江戸時代	
96	狩衣	紺地雲と剣鉾の亀甲文様狩衣	江戸時代	
97	狩衣	紺地鱗に橘文様狩衣	江戸時代	
98	狩衣	紺地牡丹立桶文様狩衣	江戸時代	
99	法被	紫地角繫ぎに牡丹文様法被	江戸時代	
100	法被	紅地牡丹唐草文様法被	江戸時代	
101	法被	萌葱地竹と盤長文様法被	江戸時代	
102	法被	紺地綾杉に菊唐草文様法被	江戸時代	
103	側次	萌葱地雲と輪宝文様側次	江戸時代	
104	長絹	茶地萩芒文様長絹	江戸時代	「棚守」(角墨印)
105	長絹	黄地花籠と蝶文様長絹	江戸時代	
106	長絹	白地花車と桜折枝文様長絹	江戸時代	
107	長絹	紫地鳶と水玉文様長絹	江戸時代	
108	長絹	紫地松に蔓と蜻蛉文様長絹	江戸時代	「棚守」(角墨印)
109	長絹	濃緑地吉祥唐草蝶鳥文様長絹	江戸時代	
110	長絹	紅地芒牡丹唐草に蝶文様長絹	江戸時代	
111	舞衣	紅地花熨斗に胡蝶文様舞衣	江戸時代	「謹而奉寄進 之信」(墨書別布)付
112	舞衣	紫地椿と桐の折枝文様舞衣	江戸時代	「棚守」(角墨印)
113	水衣	白茶地縷水衣	江戸時代	
114	直垂	浅葱地切金に鶴菱文様直垂	江戸時代	

115	直垂	白茶地松と笹文様直垂	江戸時代	(袴有)
116	直垂	浅葱地鶴亀文様直垂	江戸時代	(袴有)
117	直垂	萌葱地切金に鶴亀文様直垂	江戸時代	
118	直垂	茶地鶴文様直垂	江戸時代	「棚守」(角墨印)
119	直垂	黒地鶴亀文様直垂	江戸時代	(袴有)

狂言装束 (34)

番号	品名	名称	制作年代	銘・備考
1	縫箔	重文 茶地柳樹鷺文縫箔	桃山時代	
2	縫箔	重文 白地鳳凰柳桜文縫箔	桃山時代	
3	縫箔	重文 白地鳳凰鷺菊文縫箔	桃山時代	「宮島」(墨書)
4	縫箔	重文 紅地楓菊桐社若文縫箔	桃山時代	
5	素襖	藍地冊子散し文様素襖	江戸時代	
6	素襖	藍地雲に芦薊文様素襖	江戸時代	「棚守」(角墨印)(袴有)
7	素襖	茶地松皮菱に芒文様素襖	江戸時代	「棚守」(角墨印)
8	素襖	浅葱地忍と車霞に立桶文様素襖	江戸時代	「棚守」(角墨印)
9	素襖	白茶地竹と霞に梅松文様素襖	江戸時代	「棚守」(角墨印)(袴有)
10	素襖	将棋駒散し文様素襖	江戸時代	
11	素襖	鳥居文様素襖	江戸時代	(袴有)
12	素襖	茶地雷文繋ぎに源氏香文様素襖	江戸時代	
13	肩衣	放駒と竹矢来文様肩衣	江戸時代	
14	肩衣	枇杷と鱗文様肩衣	江戸時代	
15	肩衣	御簾に葵と波文様肩衣	江戸時代	
16	肩衣	網に燕文様肩衣	江戸時代	「棚守」(角墨印)
17	肩衣	矢襖と石垣文様肩衣	江戸時代	「宮島」(墨書)
18	肩衣	萩文様肩衣	江戸時代	
19	肩衣	亀と石畳文様肩衣	江戸時代	
20	肩衣	網文様肩衣	江戸時代	
21	肩衣	稲妻に梅花文様肩衣	江戸時代	
22	肩衣	括猿と雷文繋ぎ文様肩衣	江戸時代	
23	肩衣	忍と車文様肩衣	江戸時代	
24	肩衣	笹文様肩衣	江戸時代	
25	肩衣	梶の葉と車文様肩衣	江戸時代	
26	肩衣	光琳梅文様肩衣	江戸時代	
27	肩衣	霞に秋海棠文様肩衣	江戸時代	

28	肩衣	光琳千鳥文様肩衣	江戸時代	
29	肩衣	蘭花文様肩衣	江戸時代	
30	袴	紋尽し文様袴	江戸時代	「文化九壬申三月御調 御奉行青木猪助殿」(墨書)(1812)
31	袴	宝入り縞文様袴	江戸時代	「文化十年酉三月吉日 宮島御奉行青木猪助殿 新御調」(墨書)(1813)

鬘帯・腰帯 (53)

1	帯	草花文様帯	江戸時代	
2	鬘帯	霞に梅文様鬘帯	江戸時代	
3	鬘帯	波に水藻と貝尽し文様鬘帯	江戸時代	
4	鬘帯	霞に桜文様鬘帯	江戸時代	
5	鬘帯	亀甲文様鬘帯	江戸時代	
6	鬘帯	早蕨文様鬘帯	江戸時代	
7	鬘帯	花菱文様鬘帯	江戸時代	
8	鬘帯	霞に朝顔文様鬘帯	江戸時代	
9	鬘帯	卷水に河骨文様鬘帯	江戸時代	
10	鬘帯	枝垂桜文様鬘帯	江戸時代	
11	鬘帯	鱗文様鬘帯	江戸時代	
12	鬘帯	水面に菱文様鬘帯	江戸時代	
13	鬘帯	楓葉文様鬘帯	江戸時代	
14	腰帯	芙蓉文様腰帯	江戸時代	
15	腰帯	凌馨花文様腰帯	江戸時代	
16	腰帯	菊折枝文様腰帯	江戸時代	
17	腰帯	牡丹文様腰帯	江戸時代	
18	腰帯	鉄線花唐草文様腰帯	江戸時代	
19	腰帯	鉄線花文様腰帯	江戸時代	
20	腰帯	矢羽文様腰帯	江戸時代	
21	腰帯	流水に菊文様腰帯	江戸時代	
22	腰帯	海松に貝文様腰帯	江戸時代	
23	腰帯	桜花文様腰帯	江戸時代	
24	腰帯	牡丹唐草文様腰帯	江戸時代	
25	腰帯	南天文様腰帯	江戸時代	
26	腰帯	双龍文様腰帯	江戸時代	
27	腰帯	雨龍文様腰帯	江戸時代	

28	腰帯	飛雲文様腰帯	江戸時代
29	腰帯	海松に貝文様腰帯	江戸時代
30	腰帯	唐草文様腰帯	江戸時代
31	腰帯	槌車と波の丸紋文様腰帯	江戸時代
32	腰帯	雷文崩し文様腰帯	江戸時代
33	腰帯	鉄線花紋文様腰帯	江戸時代
34	腰帯	変り葛唐草紋文様腰帯	江戸時代
35	腰帯	葛の変り木窠紋文様腰帯	江戸時代
36	腰帯	笹巴紋文様腰帯	江戸時代
37	腰帯	丸に沢瀉紋文様腰帯	江戸時代
38	腰帯	源氏車紋文様腰帯	江戸時代
39	腰帯	桐紋文様腰帯	江戸時代
40	腰帯	丸に鱗紋文様腰帯	江戸時代
41	腰帯	丸に剣花菱紋文様腰帯	江戸時代
42	腰帯	雷文崩し文様腰帯	江戸時代
43	腰帯	五徳紋文様腰帯	江戸時代
44	腰帯	巴紋文様腰帯	江戸時代
45	腰帯	変り葛唐草紋文様腰帯	江戸時代
46	腰帯	丸に梅鉢紋文様腰帯	江戸時代
47	腰帯	盤長紋文様腰帯	江戸時代
48	腰帯	丸に変り米字紋文様腰帯	江戸時代
49	腰帯	輪宝紋文様腰帯	江戸時代
50	腰帯	雲玉文様腰帯	江戸時代
51	腰帯	牡丹唐草文様腰帯	江戸時代
52	腰帯	吉祥果文様腰帯	江戸時代
53	腰帯	変り格子に小花文様腰帯	江戸時代

参考文献

1. 厳島・厳島神社関係文献

単行本

野坂房頭	『房頭覚書』		天正 8年 (1580)
野坂房頭(福田直記編)	『棚守房頭覚書』(復刻)	宮島町	昭和50年 (1975)
貝原益軒	『安藝国厳島記事』		元禄 2年 (1689)
小島常也	『厳島道芝記』(八卷)		元禄15年 (1702)
小島常也(福田直記編)	『厳島道芝記』(復刻)	宮島町	昭和46年 (1971)
頼 杏平他	『藝藩通志』		文政 8年 (1825)
頼 杏平他	『藝藩通志』(復刻)	図書刊行会	昭和56年 (1981)
千歳園藤彦	『厳島絵馬鑑』(五卷)		天保 3年 (1832)
岡田 清	『藝州厳島図会』(十卷)		天保13年 (1842)
岡田 清(福田直記編)	『藝州厳島図会』(復刻)	宮島町	昭和48年 (1973)
村田良穂	『厳島宮路の枝折』		明治11年 (1878)
山本寅吉編	『厳島名所案内記』	山本寅吉	明治29年 (1896)
所 信文	『厳島名所志るべ』	江上順吉	明治30年 (1897)
児玉周平	『厳島案内記』	瀬田春錦堂	明治42年 (1909)
重田定一	『厳島誌』	金港堂書籍	明治43年 (1910)
厳島神社社務所編	『厳島記念講演』	厳島神社社務所	大正11年 (1922)
広島市役所編	『広島市史』	広島市役所	大正14年 (1925)
広島市役所編	『広島市史』(復刻)	名著出版	昭和50年 (1975)
厳島神社社務所編	『厳島』	厳島神社社務所	昭和 3年 (1928)
坂田軍一	『島のかおり』	宮島産物営業組合	昭和 5年 (1930)
小松茂美	『いつくしま』	広島陸運局	昭和25年 (1950)
広島市役所編	『新修広島市史』(第四巻文化風俗史編)	広島市役所	昭和33年 (1958)
岩宮武二撮影・上横手雅敬・福山敏男文	『厳島』(日本のやしろ第六)	美術出版社	昭和39年 (1964)
浅野長武他	『秘賽 厳島』(第十巻)	講談社	昭和42年 (1967)
藤井 昭	『日本の民俗 広島』	第一法規	昭和48年 (1973)
福田直記編	『棚守房頭覚書』	宮島町	昭和50年 (1975)
厳島神社社務所編	『伊都岐島』	厳島神社社務所	昭和51年 (1976)
小松茂美	『平家納経の研究』	講談社	昭和51年 (1976)
小倉豊文	『広島県の文化財めぐり』	第一法規	昭和51年 (1976)
広島県編	『広島県史』古代中世資料編Ⅱ・Ⅲ	広島県	昭和53年 (1978)
広島県編	『広島県史』通史Ⅰ原始・古代	広島県	昭和55年 (1980)
原田佳子	『厳島神社能装束』	京都書院	昭和56年 (1981)
谷川健一編	『日本の神々—神社と聖地—』	白水社	昭和53~59年(1978-1984)
松岡久人	『芸芸厳島社』	法蔵館	昭和61年 (1986)
神道大系編纂会編	『神道大系 厳島』	神道大系編纂会	昭和62年 (1987)
岡田貞治郎	『宮島の古建築』	宮島町	平成 3年 (1991)
宮島町編	『宮島町史』資料編・地誌紀行Ⅰ	宮島町	平成 4年 (1992)
宮島町編	『宮島町史』特論編・建築	宮島町	平成 9年 (1997)
新谷尚紀	『神々の原像—祭祀の小宇宙』	吉川弘文館	平成12年 (2000)

浅尾哲三他	『図録廿日市・大竹・厳島の歴史』(図説広島県の歴史シリーズ)郷土出版社	平成13年(2001)
野坂元良編	『厳島信仰事典』戎光祥出版	平成14年(2002)
原田佳子	『厳島平成絵馬鑑』厳島平成絵馬鑑刊行会	平成15年(2003)

論文等

吉田東伍	「厳島及伊都岐島神社」	『歴史地理』3-8	明治34年(1901)
浜田青陵	「平家と美術」	『国華』204	明治40年(1907)
石田茂作	「厳島平家納経と藤原末期の信仰」	『現代仏教』21	大正5年(1916)
多久竜三郎	「厳島神社の発展と平清盛」	『神社協会雑誌』24-2・3	昭和元年(1926)
江木謙蔵	「厳島に於ける神仏分離」	『明治維新 神仏分離史料』下巻 東方書院	昭和2年(1927)
村上辰平郎	「厳島に関する事」	『旅と伝説』2-4	昭和4年(1929)
華城散士	「厳島詣の一考察」	『史蹟名勝天然記念物』7-1	昭和7年(1932)
瀧 精一	「蘆雪と宮嶋」	『国華』536	昭和10年(1935)
野村晋城	「戦国時代の於ける厳島町の発達」	『社会経済史学』7-3	昭和12年(1937)
長沼賢海	「厳島付近の海上史(上)(中)(下)」	『史淵』22・24・25・26	昭和14~16年(1939-1941)
栗田元次	「史蹟名勝厳島神社と千僧供養日記」	『史蹟名勝天然記念物』15-19	昭和15年(1940)
小倉豊文・魚澄惣五郎編	「平家の厳島信仰について」	『瀬戸内海地域の社会史的研究』柳原書店	昭和27年(1952)
松岡久人	「棚守房頭」	『芸備地方史研究』12	昭和30年(1955)
河合正治	「厳島とその文化」	『新修広島市史』4文化風俗編 広島市	昭和33年(1958)
石井進	「平氏・鎌倉両政権下の安芸国衙」	『歴史学研究』257	昭和36年(1961)
今井啓一	「厳島と佐伯氏」	『芸林』14-5	昭和38年(1963)
三木正太郎	「厳島神社と戦国諸将」	『神道史研究』11-6	昭和38年(1963)
吉井良隆	「厳島神社史年表」	『神道史研究』11-6	昭和38年(1963)
久保田 収	「厳島神社における神仏関係」	『神道史研究』11-6	昭和38年(1963)
志賀 剛	「厳島神社に対する庶民の信仰」	『神道史研究』11-6	昭和38年(1963)
吉井良隆	「厳島神社関係文献解説」	『神道史研究』11-6	昭和38年(1963)
河合正治	「中世における厳島神社の性格」	『神道学』44	昭和40年(1965)
山口桂三郎	「三保の松原・厳島図屏風」	『浮世絵芸術』15	昭和42年(1967)
池田道人	「厳島神社の内侍」	『芸備地方史研究』72	昭和43年(1968)
景山春樹	「神々の浄土」	『月刊文化財』109	昭和47年(1972)
梅田義彦・神社研究編	「厳島詣の一考察」	『神道の思想』3 雄山閣	昭和48年(1973)
藤井昭	「厳島信仰」	『日本の民俗 広島』 第一法規	昭和48年(1973)
松岡久人	「厳島神社関係文書の伝存整理状況と未紹介史料」	『広島大学文学部紀要特集号』34-2	昭和49年(1974)
藤井昭	「安芸の信仰、備後の信仰」	『広島県文化財ニュース』60広島県文化財協会	昭和49年(1974)
田中文英	「平氏政権と山陽道」	『古代の地方史』2山陰・山陽・南海編 朝倉書店	昭和52年(1977)
後藤紀彦	「史料紹介『微古雑抄』所蔵の厳島文書(一)」	『私学雑誌』88-11	昭和54年(1979)
松岡久人・藤井昭・宮家準編	「弥山の山岳信仰」	『大仙・石鎚と西国修験道』名誉出版	昭和54年(1979)
松岡久人	「厳島神社旧神官・所家文書について」	『日本史』384	昭和55年(1980)
五来重	「寺社縁起の世界」	『国文学解釈と鑑賞』47-3	昭和57年(1982)
兵藤裕己	「厳島神社」	『国文学解釈と鑑賞』47-3	昭和57年(1982)
河合正治	「厳島神社の祭祀形態とその推移」	『福山大学教養部紀要』10	昭和60年(1985)
岸田裕之	「中世後期の地方経済と都市」	『講座日本歴史』4中世2 東大出版会	昭和60年(1985)
弓場紀知	「神体島発掘15-水軍の神体島大三島厳島」	『日本美術工芸』562	昭和60年(1985)
大林太良	「内海の文化」	『海と列島文化』9瀬戸内の海人文化小学館	平成3年(1991)
三浦正幸	「平安期の厳島神社の祭祀と楽音寺蔵『安芸国神名帳』」	『日本建築学会中国支部研究報告集』16	平成3年(1991)
山内 譲	「瀬戸内海の興亡-島々の役割を中心として-」	『海と列島文化』9瀬戸内の海人文化小学館	平成3年(1991)
谷富 夫	「宮島にみる瀬戸内の信仰と宗教」	『海と列島文化』9瀬戸内の海人文化小学館	平成3年(1991)
大島建彦	「弁天信仰と民俗(吉祥弁天像)」	『日本の美術』317	平成4年(1992)

宮島町教育委員会編	「日本の文化遺産の現状-厳島神社-」	『文化庁月報』352	平成10年(1998)
	「厳島神社(特集 世界遺産-日本の世界遺産)」	『月刊文化財』431	平成11年(1999)
本多博之	「戦国大名毛利氏の厳島支配と民衆」	『安田文学論叢-研究と史料-』安田女子大学日本文学会	平成13年(2001)
佃 雅文	「厳島参詣紀行について」	『季刊悠久』92	平成15年(2003)

展覧会図録・雑誌等

仏教芸術学会編	『仏教芸術 52 特集厳島の美術』	毎日新聞	昭和38年(1963)
京都国立博物館編	『平家納経と厳島の秘宝』	京都国立博物館	昭和47年(1972)
広島県教育委員会編	『厳島民俗資料緊急調査報告書』	広島県教育委員会	昭和47年(1972)
宮島町立宮島歴史民俗資料館編	『宮島の歴史と民俗』1~15	宮島町立宮島歴史民俗資料館	昭和57~平成11年 (1982-1999)
国立歴史民俗博物館編	『日本建築の装飾彩色』	国立歴史民俗博物館	平成 2年(1990)
広島美県立美術館編	『厳島神社世界遺産登録記念展 平家納経と厳島の宝物』	広島県立美術館	平成 9年(1997)
日本三景展実行委員会編	『日本三景展』	日本三景展実行委員会	平成17年(2005)
奈良国立博物館編	『厳島神社国宝展』	読売新聞本社	平成17年(2005)
国立歴史民俗博物館編	『日本の神々と祭り』	国立歴史民俗博物館	平成18年(2006)

2. 厳島の芸能関係文献

単行本

『祭礼行事 広島県』	梅楓社	平成 8年(1996)
------------	-----	-------------

論文等

重田定一	「宮島舞楽」	『神社協会雑誌』2・3・4	明治40年(1907)
能見曲水	「厳島祭礼」	『尚古』2-6	明治40年(1907)
重田定一	「厳島舞楽沿革考」	『厳島誌』	明治43年(1910)
黒谷冷涛	「安芸厳島舟祭」	『民俗研究』5	昭和 3年(1928)
厳島神社編	「厳島神社管絃祭」	『神社協会雑誌』29-9	昭和 5年(1930)
厳島神社社務所編	「厳島神社管絃祭」	『郷土芸術』4-8	昭和10年(1935)
小倉豊文	「厳島神社舞楽雑考-特に平家時代のそれに就て-」	『大八洲』29-5	昭和15年(1940)
神祇院編	「厳島神社」	『官国幣社特殊神事調』	神祇院 昭和16年(1941)
神祇院編	「厳島神社」	『官国幣社特殊神事調』(復刻)	国書刊行会 昭和47年(1972)
野坂元定	「厳島神社の舞楽装束・狂言装束」	『広島県文化財ニュース第』19号	広島県文化財協会 昭和38年(1963)
厳島神社編	「厳島神社の特殊神事管絃祭」	『廿日市の文化』5	昭和40年(1965)
野坂元定	「厳島神社の神事と芸能」	『厳島民俗史料緊急調査報告書』	広島県教育委員会 昭和47年(1972)
野坂元定	「宮島厳島神社の祭り」	『祭りと芸能の旅 5 中国・四国』ぎょうせい	昭和53年(1978)
原田佳子	「厳島の能面と能装束」	『広島県文化財ニュース第』79号	広島県文化財協会 昭和53年(1978)
岡崎環	「管絃祭の来船調査」	『広島民俗』13	昭和55年(1980)
	「ローカルガイド-管絃祭-厳島神社」	『芸術新潮』32-9	昭和56年(1981)
木谷昌光	「厳島神社の正月行事」	『月刊文化財』220	昭和57年(1982)
岡崎 環	「宮島管絃祭」	『神道大系月報』65	昭和62年(1987)
永井 猛	「宮島の大蔵八右衛門派狂言」	『芸能史研究』	昭和62年(1987)
原田佳子	「厳島の芸能(一) 舞楽について」	『藝術研究第』2号	広島芸術学研究会 平成元年(1989)
原田佳子	「芸能の伝播と普及-厳島の芸能」	『芸術と風土』	広島大学 平成 5年(1993)

杉岡延治	「阿賀漕船と巖島管絃祭」	『広島民俗』41	平成6年(1994)
木谷昌光	「巖島の特殊神事について-神衣献上式・御島廻式・管絃祭-」	『芸備地方史研究』207・208 合併号	平成9年(1997)
廣瀬千晃	「平安時代における楽舞の実態」	『大正史学』29	平成11年(1999)
廣瀬千晃	「抜頭と相撲節会-勝負楽としての抜頭と陵王-」	『智山学報』	平成13年(2001)

展覧会図録・雑誌等

広島県立美術館編	『巖島神社蔵-能面と能装束展』	広島県立美術館	昭和53年(1978)
国立劇場能楽堂調査養成編	『秋の特別展 巖島神社の能面と能装束』	国立劇場	昭和61年(1986)
国立能楽堂編	『特別企画展 巖島神社の奉納芸能(舞楽と能)』	国立能楽堂	平成6年(1994)

3. 古典芸能関係文献

芸能一般

伊原敏郎	『近世日本演劇史』	早稲田大学出版部	大正13年(1924)
小宮豊隆・能勢朝次・久松潜一	『日本芸能史講話』	紫乃故郷舎	昭和24年(1949)
河竹繁俊	『日本演劇通史』	創元社	昭和26年(1951)
折口信夫	『日本芸能史ノート』	中央公論社	昭和32年(1957)
林屋辰三郎	『中世芸能史の研究』	岩波書店	昭和35年(1960)
後藤 淑	『日本芸能史入門』(現代教養文庫494)	社会思想社	昭和39年(1964)
河竹登志夫	『日本の芸能』	福村書店	昭和41年(1966)
河竹繁俊	『日本演劇全史』	岩波書店	昭和43年(1968)
森末義彰	『中世芸能史論考』	東京堂出版	昭和46年(1971)
佐藤 薫	『日本の芸能』	現代情報社	昭和46年(1971)
青江舜二郎	『日本芸能の源流』(民俗芸双書61)	岩崎美術社	昭和46年(1971)
本田安次	『講座日本の民俗.8 芸能』	有精堂	昭和54年(1979)
守屋 毅	『近世芸能興行史の研究』	弘文堂	昭和60年(1985)
芸能史研究会	『日本の古典芸能』1-8	平凡社	昭和60年(1985)
網野善彦他編	『大系日本歴史と芸能』	平凡社	平成2年(1990)
山上伊豆母	『日本藝能の起源』	大和書房	平成9年(1997)
諏訪春雄他	『講座日本の演劇 中世の演劇』	勉誠社	平成10年(1998)

雅楽(舞楽・管絃)関係

押田良久	『雅楽鑑賞』	文憲堂七星社	昭和44年(1969)
荒木祐臣	『古代伎楽・舞楽への招待』	福武書店	昭和47年(1972)
雅亮会編	『天王寺舞楽』	講談社	昭和53年(1978)
吉川英史監修	『邦楽百科辞典』	音楽之友社	昭和59年(1984)
増本伎共子	『雅楽入門』	音楽之友社	平成14年(2002)
東儀俊美編	『雅楽老具』	東京書籍	平成15年(2003)
芝 祐靖監修	『雅楽入門事典』	柏書房	平成18年(2006)

能関係

野上豊一郎	『謡曲全集』(全6巻)	中央公論社	昭和10年(1935)
野上豊一郎	『能楽全書』(6巻)	創元社	昭和18年(1943)
観世栄夫編	『能と狂言』(伝統と現代3)	学芸書林	昭和45年(1970)
盛末義彰	『中世芸能史論考 猿樂の能の発展と中世社会』	東京堂出版	昭和46年(1971)
金井清水	『能の研究』	桜楓社	昭和47年(1972)
表章	『能楽史新考』	わんや書店	昭和54年(1979)
横道万里雄他編	『岩波講座 能・狂言』	岩波書店	昭和62年(1987)
戸井田道三監修	『能の事典』	三省堂	昭和63年(1988)
松田存	『能・狂言』(伝統芸能シリーズ)	ぎょうせい	平成2年(1990)
諏訪春雄他	『中世の演劇』(講座日本の演劇)	勉誠社	平成10年(1998)

神楽・東遊・延年関係

正宗敦夫編	『教訓抄』(日本古典全集)	日本古典全集刊行会	昭和3年(1928)
武田祐吉編	『神楽・催馬楽(附 東遊・風俗)』	岩波書店	昭和44年(1969)
真下三郎	『広島県の神楽』	第一法規出版	昭和56年(1981)
鈴鹿千代乃	『神道民俗芸能の源流』	国書刊行会	昭和63年(1988)
岩田勝	『神楽新考』	名著出版	平成4年(1992)
本田安次	『日本の伝統芸能』(本田安次著作集第十五巻舞楽・延年)	錦正社	平成10年(1998)

歌舞伎・浄瑠璃関係

河竹繁俊	『浄瑠璃研究文献集成』	北光書房	昭和19年(1944)
薄田太郎・純一郎	『宮島歌舞伎年代記』	国書刊行会	昭和50年(1975)
神田由築	『近世の芸能興行と地域社会』	東京大学出版会	平成11年(1999)